

**監査事務所の  
強制的ローテーションに関する  
実態調査研究特別委員会  
報告書**

平成18年9月17日

# 監査事務所の強制的ローテーションに関する 実態調査について

## はじめに

平成17年度の日本監査研究学会全国大会において、監査事務所の強制的ローテーションに関する実態調査を行うための特別委員会の設置が認められ、調査を開始することとなつた。周知の通り、米国においては、エンロン事件を契機にして企業改革法（サーベインズ・オックスリー法）が施行され、上場企業の監査にかかる各種の改革が実行に移されてきた。わが国においても、粉飾決算事件に関連して、担当した監査人が逮捕され地方裁判所で有罪判決が下されるなど、監査にかかる重大な諸事件が発生している。こうした事件を背景として、監査事務所の独立性をより強化することに関連した監査制度改革が提唱されている。米国の企業改革法では、監査事務所のローテーション（同一監査事務所が継続して上場企業の監査を実施できる年数に制限を設けること）について、議会が米国会計検査院（Government Accountability Office）に対して調査することを求めた。この調査はすでに実施され、その結果は昨年公にされている。

わが国においても、財務諸表の監査に関連する近年の諸事件には、米国と同様の状況が存在するものと推察される。監査事務所のローテーションについては、わが国ではまだ十分に議論されているわけではないが、特に、企業経営者、監査役、監査事務所の3者の意識調査を通じて、監査にかかる制度改革のための基礎資料を得る目的で、日本監査研究学会特別委員会が調査を実施することとした。ディスクロージャー制度の一環をなす監査制度を健全に保つことはわが国の経済社会の発展にとり、極めて重要な課題である。

本調査結果が監査制度改革を議論するときにいささかでも役に立つことを願ってやまない。本調査のアンケートにご多忙な中、ご協力いただいた企業経営者、監査役・監査委員会の委員、監査事務所の皆様に心から感謝申し上げる次第である。またアンケート調査票の発送に当たり、経済団体連合会、監査役協会、公認会計士協会の事務局の方々に全面的なご協力をいただいた。個人情報保護法が施行されているために特別委員会のメンバーが発送の手伝いをすることができなかつたが、本調査の重要性をご理解いただき、各機関の事務局の皆様にご協力いただいたことに対して心からの敬意と感謝を表する次第である。

平成18年9月17日

日本監査研究学会

監査事務所の強制的ローテーションに関する  
実態調査研究特別委員会

委員長 高田 敏文

## 調査の目的と方法

本調査は、監査事務所を法律に基づいて強制的にローテーションさせることについて、公認会計士監査に関する人々（企業経営者、監査役・監査委員会・監査事務所）がどのような考え方を有しているのかについて、意向分布を調べることを目的とした。単にローテーションに賛成か、反対かを調べるのではなく、例えば、独立性やコストとの関係でローテーションに対してどのようにお考えであるのかについて調べた。

調査方法は郵送による調査票の発送・返送を採用した。発送に関しては、ご協力いただいた各組織のご意見に基づき、下記のとおりとした。

- (1) 企業経営者向け 経済団体連合会内の監査部会のメンバー企業220社（回収78社、回収率35.5パーセント）
- (2) 監査役・監査委員会向け 監査役協会会員中、上場会社をランダムに200社、委員会会社50社の合計250社（回収159社、回収率63.6パーセント）
- (3) 監査事務所向け 監査法人170法人、上場会社の監査を実施していると思われる監査事務所80事務所の合計250法人・事務所（回収67法人・事務所、回収率26.8パーセント）

## 統計処理方法とコメントについて

本調査は意向分布調査であることを目的としていたので、単集計ならびにクロス集計を各設問について実施し、記述統計結果表と円グラフあるいはヒストグラムで集計結果を示した。特別委員会メンバーのローテーション問題に対する政策的な判断や価値判断を排除するために、集計結果のコメントについては、事実をありのままに説明することに徹した。また、サンプルの選択は客観的に行っていただいたが、母集団を意識したサンプリングはしなかったので、パラメトリックな推測統計の技法は採用しなかった。

したがって、集計結果は、企業経営者、監査役・監査委員会、監査事務所全体の意向を表すものではないことにご注意いただきたい。しかしながら、この種の意向調査でサンプルに特段の偏りがない場合、サンプル数が50以上で100程度あれば、その結果は全体をある程度よく反映していると考えて差し支えない。本調査の集計結果から、公認会計士監査に関係している人々が監査事務所の強制的ローテーションについて全体としてどのようなお考えをもっているのかについて推測する基礎資料として、本調査は使用に耐えるものであると考えられる。

なお、米国会計検査院が実施した調査項目とほぼ同じ設問の場合には、その結果との比較についてもコメントしている。比較のコメントがない箇所は、対応する設問がない場合である。

# 目 次

## はじめに

### I 単集計結果について

1 企業経営者向け単集計結果 .....	3
2 監査役・監査委員会向け単集計結果 .....	120
3 監査事務所向け単集計結果 .....	141

### II クロス集計結果について

1 企業経営者向けクロス集計結果 .....	255
2 監査役・監査委員会向けクロス集計結果 .....	267
3 監査事務所向けクロス集計結果 .....	268

### III 監査事務所のローテーションについての先行研究 .....

271

## 資料

米国会計検査院調査結果（翻訳版） .....	275
------------------------	-----

監査事務所の強制的ローテーションに関する実態調査研究特別委員会委員名簿 .....	374
---	-----

# I 単集計結果について

# 監査法人の強制的ローテーションに関する 実態調査研究の概観

## わが国における本調査研究の契機

最近「カネボウ問題」などわが国の監査制度の信頼を著しく低下させる事件の多発に関連して、平成16年4月26日金融庁金融審査会・公認会計士制度部会に於いて「監査法人のあり方について」の議論が開始され、その後金融庁やJICPAから監査法人の業務改善や品質管理に関する文書が次々と公表されてきたのは周知のとおりである。

その間にあって、従来わが国では余り問題にならなかった監査法人の強制的交代問題が新たにとりあげられるようになり、日本監査研究学会・特別委員会に実態調査研究が要請されるに至った。

わが国では2003年に公認会計士法が改正されているが、それまで法は監査担当公認会計士のローテーションには触れず、改正法ではじめて公認会計士が「大会社等の7会計期間の範囲内」で監査関連業務を行なった場合に、翌会計期間以後に同じ監査関連業務を行なってはならない旨が定められて（公認会計士法第24条の3）今日に至っている。

## 米国におけるこの議論の系譜

この問題が米国で大きくとりあげられたのは、1976年12月7日に米国上院政府活動委員会あてにリー・メトカーフ上院議員を委員長とする小委員会のThe Accounting Establishmentと題する報告書である（以下メトカーフ委員会報告という）。この報告書では米国の会計・監査制度の設定や運営について当時のビッグエイト（8大会計事務所）、AICPA、SEC、関係企業等に対して痛烈な批判的建言を行なっている。その16項目の勧告の4番目に第①の改革策として監査人の定期的・強制的交代、第②の改革策として複数監査事務所が監査人候補として年次株主総会に出席すべきとする連邦証券諸法の改正が挙げられている。

その後1978年のAICPAのコーラン委員会（監査人の責任に関する委員会）においても、監査人のローテーション問題がとりあげられ①監査コストの著しい増大②契約後間もない年度の監査リスクの増大の点から、監査事務所の担当者の計画的交代が、監査制度の改善策としてより有効であるという結論に達している。このコーラン委員会の勧告により、AICPAでは監査業務部（SECPS）を設け、SEC登録会社の監査業務契約に責任を負うパートナーの7年交代制が定められてその後20年以上も存続してきた。

さらに時を経て画期的なエンロン・ワールドコム事件のあと、2002年にはSOX法（企業改革法）が制定され、2003年11月に「公開会社監査事務所の強制的ローテーションの潜在的影響に関する両委員会の要請に基づく調査」（表題は“公開会社監査事務所”）報告書が公表された（この報告書は、八田進二、橋本尚、久持英司氏らによって邦訳されている。GAO「監査事務所の強制的交代」白桃書房 2006.7.6）。

すなわち米国では、今日に至るまでの約30年間にわたり、この監査人の交代の議論が繰り返されてきたのである。

### わが国における本問題の論点

わが国の監査法人のローテーション問題につき、今回のアンケート回答にもかいまみられる問題点を列記する。

- ① 強制的ローテーションが行なわれる場合、新任監査人が実務に精通するためには、調査結果によれば2-3年を要し、その為の監査人側の追加コスト(マーケティングコストや新規開発コスト)、被監査会社の選定コストや支援コストがかかり、それがどのように報酬等に転嫁されていくかが実務上の懸念としてのこる。
- ② そのような社会コストの増大に対して、新任監査人が実務に精通するまでの監査リスク、さらには前任監査事務所の最終段階の配員-assignment(実力者の新規獲得クライアントへの配置転換)におけるリスク等のマイナス面と、新しい監査人による「新鮮な視点」が期待される監査の権威の向上というプラス面の双方のメリット・デメリット問題の認識や意見は、わが国でも基本的に米国と大きくかわらない。
- ③ しかし、報酬の増大はわが国の場合、調査結果によってもそれ程期待できないのではないか。わが国の監査報酬は英米等に比してもともと相当低いばかりでなく、監査人交代により、さらに値下げされるおそれがあり、監査人全体の品質低下につながるおそれはないか。そのような意見も出ている。
- ④ 現在では大会社の監査は殆ど4大監査法人に寡占化されており、しかも国際的にもビッグ・フォーと提携先が決まっている。また大会社の関係会社は多数に及びかつ国際化している。このような現状で具体的にどのような交代が行なわれ得るのか。さらに進んだ実態調査研究を考慮する必要はないか。

### 監査公営論の再燃と質的転換

監査不祥事件が起きると必ずといっていいほど出てくるのが監査公営論である。エンロン事件のあと米国でも監査契約に信託会社を介在させる案が出てきたし、日本でも最近の朝日新聞('06.2.26)社説の見出し「抜本策で独立性貫け」ついで('06.8.10)社説の見出し「しがらみを断ち切る制度を一会计士有罪」の中で、証券取引所による監査法人の選考と報酬管理の制度が提言されている。

従来は、財務諸表監査制度が資本主義市場経済の中での自治的インフラとしての位置づけから監査公営論は基本的に否定してきたが、寡占状態にあり、かつ金融庁(SEC)等の直接・間接の監督が強化されていく監査法人監査制度の実状のなかでは、上場大会社とそれ以下の公開会社の分化をも視野に入れて、もういちど調査研究の対象とする必要があるかもしれない。

(川北 博)

# 監査事務所のローテーションに関するアンケート

## 1 企業経営者向け単集計結果

### A 上場企業の基本情報

質問1 次の中から、昨年度における貴社の資本金と負債総額に該当するものに○印をつけて下さい。

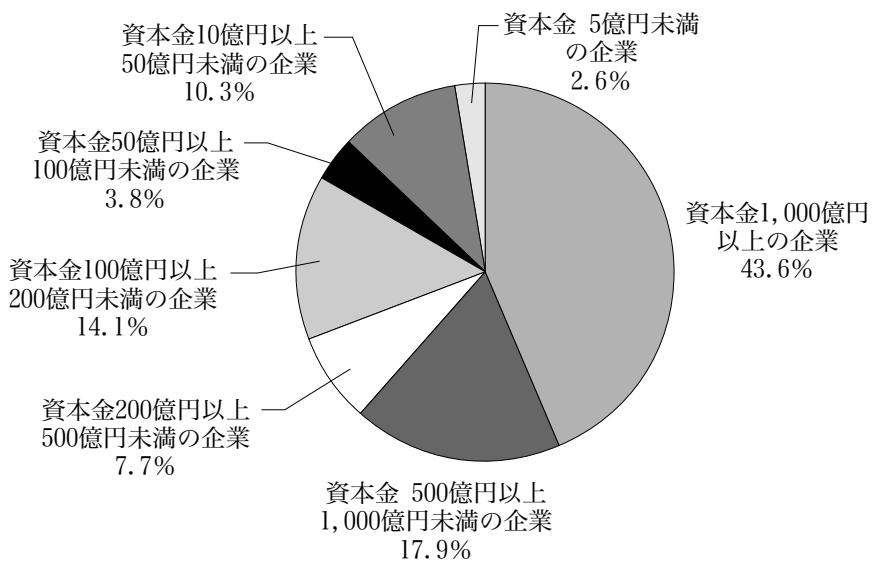
1. 資本金1,000億円以上の企業	
2. 資本金500億円以上1,000億円未満の企業	
3. 資本金200億円以上500億円未満の企業	
4. 資本金100億円以上200億円未満の企業	
5. 資本金50億円以上100億円未満の企業	
6. 資本金10億円以上50億円未満の企業	
7. 資本金 5 億円以上10億円未満の企業	
8. 資本金 5 億円未満の企業	

1. 負債総額5,000億円以上の企業	
2. 負債総額1,000億円以上5,000億円未満の企業	
3. 負債総額700億円以上1,000億円未満の企業	
4. 負債総額500億円以上700億円未満の企業	
5. 負債総額400億円以上500億円未満の企業	
6. 負債総額300億円以上400億円未満の企業	
7. 負債総額250億円以上300億円未満の企業	
8. 負債総額200億円以上250億円未満の企業	
9. 負債総額200億円未満の企業	

#### 集計結果

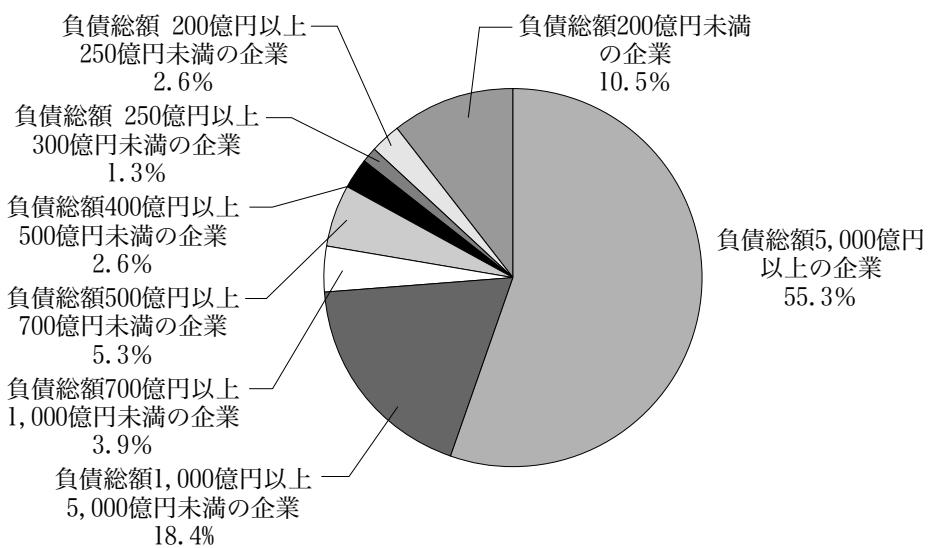
選 択 項 目	企業数	割 合
資本金1,000億円以上の企業	34	43.6%
資本金500億円以上1,000億円未満の企業	14	17.9%
資本金200億円以上500億円未満の企業	6	7.7%
資本金100億円以上200億円未満の企業	11	14.1%
資本金50億円以上100億円未満の企業	3	3.8%
資本金10億円以上50億円未満の企業	8	10.3%
資本金 5 億円以上10億円未満の企業	0	0
資本金 5 億円未満の企業	2	2.6%
合 計	78	100.0%

質問1（資本金）に関する円グラフ



選択項目	企業数	割合
負債総額5,000億円以上の企業	42	55.3%
負債総額1,000億円以上5,000億円未満の企業	14	18.4%
負債総額700億円以上1,000億円未満の企業	3	3.9%
負債総額500億円以上700億円未満の企業	4	5.3%
負債総額400億円以上500億円未満の企業	2	2.6%
負債総額300億円以上400億円未満の企業	0	0
負債総額250億円以上300億円未満の企業	1	1.3%
負債総額200億円以上250億円未満の企業	2	2.6%
負債総額200億円未満の企業	8	10.5%
合計	76	100.0%

質問1（負債総額）に関する円グラフ



質問2 以下の業種区分から、貴社の業種に該当するものをチェックして下さい。

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 農業、林業、漁業                                    | <input type="checkbox"/> 卸売業                       |
| <input type="checkbox"/> 金属鉱業、石炭鉱業、原油ガス鉱業、非金属<br>鉱業                  | <input type="checkbox"/> 小売業                       |
| <input type="checkbox"/> 建設業   | <input type="checkbox"/> 銀行信託業、証券業、保険業             |
| <input type="checkbox"/> 食料品製造業                                      | <input type="checkbox"/> 不動産業                      |
| <input type="checkbox"/> 繊維工業、木材製品製造業、パルプ紙製造業                        | <input type="checkbox"/> 民営鉄道業、道路運送業、水<br>運業、航空運輸業 |
| <input type="checkbox"/> 出版印刷業                                       | <input type="checkbox"/> 倉庫業                       |
| <input type="checkbox"/> 化学工業、石油石炭製造業、ゴム製品製造業、<br>皮革製品製造業、窯業土石製造業    | <input type="checkbox"/> 運輸サービス業                   |
| <input type="checkbox"/> 鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業                         | <input type="checkbox"/> 通信業                       |
| <input type="checkbox"/> 一般機器製造業、電気機器製造業、輸送機器<br>製造業、精密機械製造業、その他の製造業 | <input type="checkbox"/> 電気業、ガス業                   |
|  | <input type="checkbox"/> 旅館業、映画館、娯楽業               |
|  | <input type="checkbox"/> その他のサービス業                 |

上記の表に該当する区分がない場合には、貴社の業種に関して具体的に記述して下さい。

---

---

集計結果

業種区分	企業数
農業、林業、漁業	0
金属鉱業、石炭鉱業、原油ガス鉱業、非金属鉱業	0
建設業	4
食料品製造業	6
繊維工業、木材製品製造業、パルプ紙製造業	1
出版印刷業	0
化学工業、石油石炭製造業、ゴム製品製造業、皮革製品製造業、窯業土石製造業	11
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	8
一般機器製造業、電気機器製造業、輸送機器製造業、精密機械製造業、その他の製造業	19
卸売業	6
小売業	0
銀行信託業、証券業、保険業	8
不動産業	0
民営鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業	2
倉庫業	0
運輸サービス業	2
通信業	1
電気業、ガス業	2
旅館業、映画館、娯楽業	0
その他のサービス業	8
合計	78

## B 監査事務所の記録

最近5年内に監査事務所の変更があった場合も含めて、貴社の監査事務所に関する以下の一連の質問にお答え下さい。(監査事務所の合併による名称変更は考慮する必要はありません。ただし、監査事務所の合併の結果、別の監査事務所を選択した場合には、監査事務所の変更とみなして回答して下さい)。

**質問3** 貴社の現在の監査事務所の名、および当該監査事務所が継続して貴社の監査を担当している年数をお教え下さい。(本質問に対するアンケート結果で具体的企業名が特定されることはできません)

現在の監査事務所名 \_\_\_\_\_

回答：

- |                   |                     |
|-------------------|---------------------|
| (1) 新日本/あずさ 両監査法人 | (2) 辰巳監査法人 中央青山監査法人 |
| (3) 監査法人トーマツ      | (4) 中央青山監査法人        |
| (5) 新日本監査法人       | (6) あずさ監査法人         |
| (7) 新日本監査法人       | (8) 新日本監査法人         |
| (9) 中央青山監査法人      | (10) 新日本監査法人        |
| (11) 新日本監査法人      | (12) 監査法人トーマツ       |
| (13) 新日本監査法人      | (14) 監査法人トーマツ       |
| (15) あずさ監査法人      | (16) 日本橋事務所         |
| (17) 中央青山監査法人     | (18) あずさ監査法人        |
| (19) 監査法人芹沢会計事務所  | (20) あずさ監査法人        |
| (21) あずさ監査法人      | (22) あずさ監査法人        |
| (23) 新日本監査法人      | (24) あずさ監査法人        |
| (25) あずさ監査法人      | (26) あずさ監査法人 大阪事務所  |
| (27) 新日本監査法人      | (28) 監査法人トーマツ       |
| (29) 中央青山監査法人     | (30) 監査法人トーマツ       |
| (31) あずさ監査法人      | (32) 中央青山監査法人       |
| (33) 監査法人トーマツ     | (34) あずさ監査法人        |
| (35) 監査法人日本橋事務所   | (36) 新日本監査法人        |
| (37) あずさ監査法人      | (38) あずさ監査法人        |
| (39) あずさ監査法人      | (40) あずさ監査法人        |
| (41) 監査法人トーマツ     | (42) 新日本監査法人        |
| (43) 新日本監査法人      | (44) 監査法人トーマツ       |
| (45) 新日本監査法人      | (46) あずさ監査法人        |

- |                               |               |
|-------------------------------|---------------|
| (47) あづさ監査法人                  | (48) 新日本監査法人  |
| (49) トーマツ監査法人                 | (50) 中央青山監査法人 |
| (51) 新日本監査法人                  | (52) 監査法人トーマツ |
| (53) 新日本監査法人                  | (54) 新日本監査法人  |
| (55) 中央青山監査法人                 | (56) 新日本監査法人  |
| (57) あづさ監査法人（本年6月29日株主総会にて選任） |               |
| (58) あづさ監査法人                  | (59) 監査法人トーマツ |
| (60) 監査法人トーマツ                 | (61) あづさ監査法人  |
| (62) あづさ監査法人                  | (63) 新日本監査法人  |
| (64) 中央青山監査法人/あづさ監査法人         | (65) 新日本監査法人  |
| (66) あづさ監査法人                  | (67) 新日本監査法人  |
| (68) 山口監査法人                   | (69) 新日本監査法人  |
| (70) 監査法人トーマツ                 | (71) 監査法人トーマツ |
| (72) 新日本監査法人                  | (73) あづさ監査法人  |
| (74) あづさ監査法人                  | (75) 監査法人トーマツ |
| (76) 中央青山監査法人                 |               |

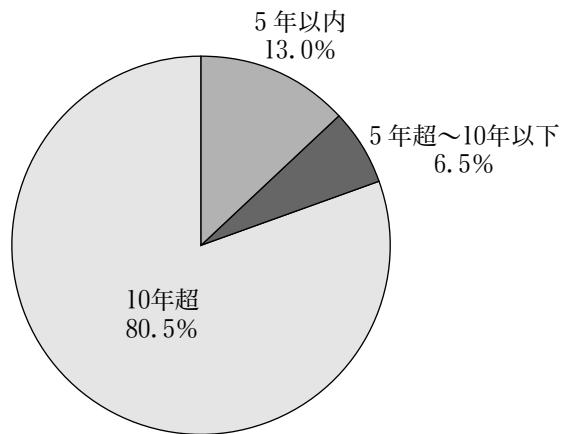
監査事務所の継続契約期間（最も近い整数をお答え下さい）

1. 5年以内
2. 5年超～10年以下
3. 10年超

集計結果

選択項目	回答数	割合
5年以内	10	13.0%
5年超～10年以下	5	6.5%
10年超	62	80.5%
合計	77	100.0%

質問3（継続契約期間）に関する円グラフ



監査の態様についてお答え下さい。

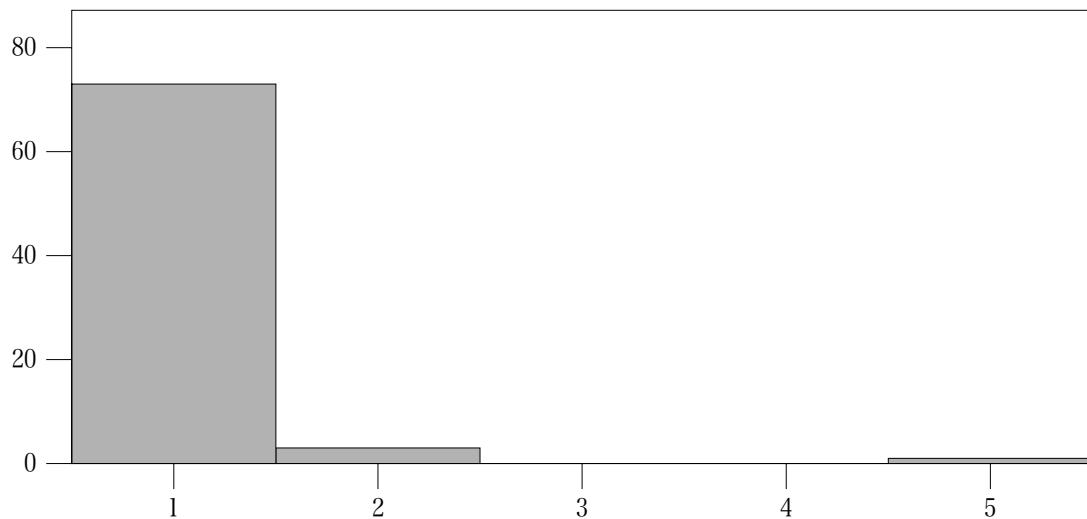
1. 監査法人
2. 共同監査（法人・法人）
3. 共同監査（法人・個人）
4. 共同監査（個人・個人）
5. 単独監査

同一の監査事務所と5年以上継続して契約している場合には、質問5にお進み下さい。

集計結果

選択項目	回答数	割合
監査法人	73	94.8%
共同監査（法人・法人）	3	3.9%
共同監査（法人・個人）	0	0
共同監査（個人・個人）	0	0
単独監査	1	1.3%
合計	77	100.0%

質問3（監査の態様）に関するヒストグラム



質問4 貴社と現在の監査事務所との契約が継続して5年未満の場合、それ以前の監査事務所の名前、および監査事務所として継続して契約していた年数をお答え下さい。  
(本質問に対するアンケート結果で具体的企業名が特定されることはできません)

以前の監査事務所名 \_\_\_\_\_

回答：

- |              |              |              |
|--------------|--------------|--------------|
| (1) 個人会計士    | (2) 太陽監査法人   | (3) 中央青山監査法人 |
| (4) 中央青山監査法人 | (5) 中央青山監査法人 | (6) 中央青山監査法人 |
| (7) あづさ監査法人  | (8) 中央青山監査法人 | (9) あづさ監査法人  |

現在の監査事務所の前の監査事務所の継続期間（最も近い整数をお答え下さい）

1. 5年以内
2. 5年超～10年以下
3. 10年超

集計結果

選択項目	回答数	割合
5年以内	0	0
5年超～10年以下	0	0
10年超	9	100.0%
合計	9	100.0%

**質問 5** アメリカでは、エンロン事件以来、監査事務所としてアーサー・アンダーセン LLPと契約していた上場企業の多くが、監査事務所を変更したという事実をご存じですか。

1. はい
2. いいえ

集計結果

選択項目	回答数	割合
はい	77	98.7%
いいえ	1	1.3%
合計	78	100.0%

**質問 6** 貴社の監査事務所が、わが国でエンロン社と同様の事件を引き起こした場合、貴社は監査事務所の変更を考慮されますか。

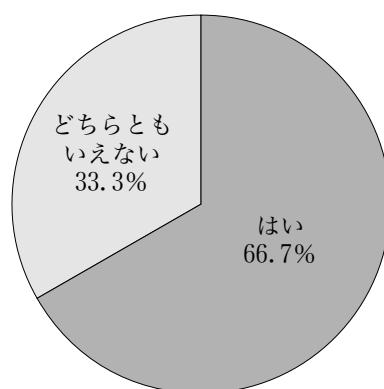
1. はい
2. いいえ
3. どちらともいえない

2とお答えの場合には、**質問 9** へお進み下さい。

集計結果

選択項目	回答数	割合
はい	52	66.7%
いいえ	0	0
どちらともいえない	26	33.3%
合計	78	100.0%

質問 6 に関する円グラフ



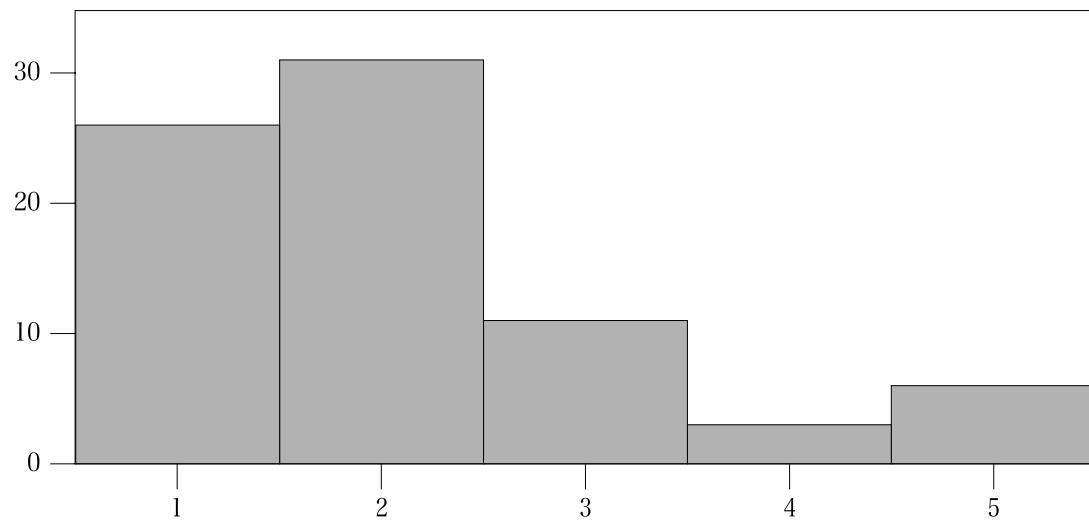
**質問 7** 貴社は、不祥事を起こした監査事務所との契約を撤回し、新たな監査事務所と契約を締結しようとする場合、どのようなプロセスを用いられますか。

1. 新しい監査事務所となる意欲があり、かつ担当能力のある事務所を審査する
2. 新しい監査事務所となる意欲があり、かつ担当能力のある事務所間でコンペ(競争入札、企画提案書の検討等)を実施する
3. 審査やコンペを行わず、新しい監査事務所としての担当能力のある事務所の中から選択する
4. その他
5. わからない

集計結果

選 抹 項 目	回答数	割 合
新しい監査事務所となる意欲があり、かつ担当能力のある事務所を審査する	26	33.8%
新しい監査事務所となる意欲があり、かつ担当能力のある事務所間でコンペ(競争入札、企画提案書の検討等)を実施する	31	40.3%
審査やコンペを行わず、新しい監査事務所としての担当能力のある事務所の中から選択する	11	14.3%
その他	3	3.9%
わからない	6	7.8%
合 計	77	100.0%

質問 7 に関するヒストグラム



「4. その他」とお答えの場合は具体的に記入して下さい

---

---

---

---

回答：

- (1) 当社の規模では四大監査法人の残る三法人から選ぶ以外にない。突発的な変更をする事態では、現実的には業務に支障をきたさぬ様、人を割くことが出来る監査法人を選ぶことになると思われる。
- (2) 監査法人はグローバルで選定されるため
- (3) 持ち株会社の決定による。

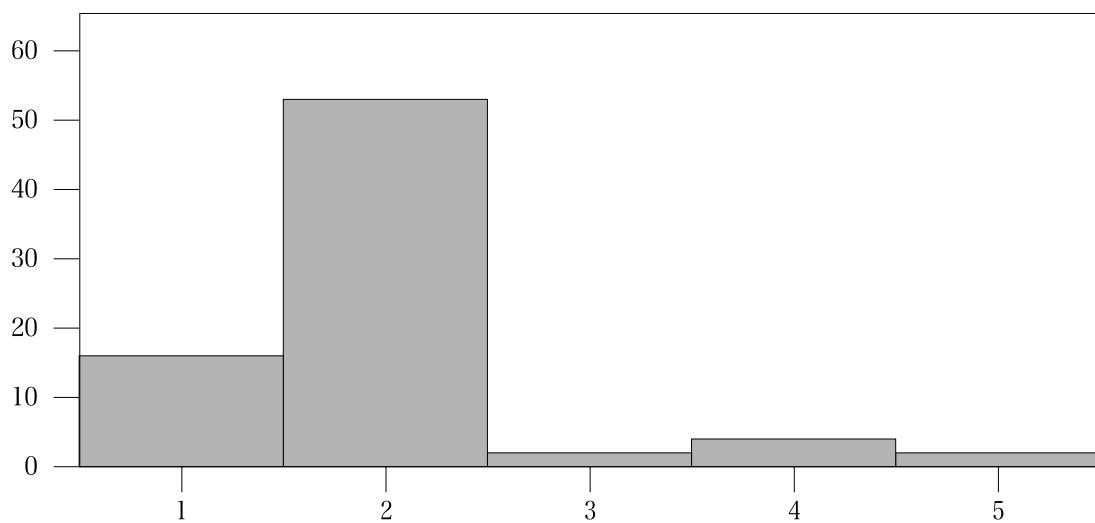
**質問8** 貴社が不祥事を起こした監査事務所との契約を撤回し、新たな監査事務所と契約を締結しようとする場合に、貴社の新しい監査事務所となる意欲があり、かつ担当能力のある会計事務所をすぐに見つけることができるとお考えですか。

1. すぐに見つけることができる
2. 少し時間はかかるが、見つけることができる
3. 見つけることは難しい
4. どちらともいえない
5. わからない

集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
すぐに見つけることができる	16	20.8%
多少時間はかかるが、見つけることができる	53	68.8%
見つけることは難しい	2	2.6%
どちらともいえない	4	5.2%
わからない	2	2.6%
合 計	77	100.0%

質問8に関するヒストグラム



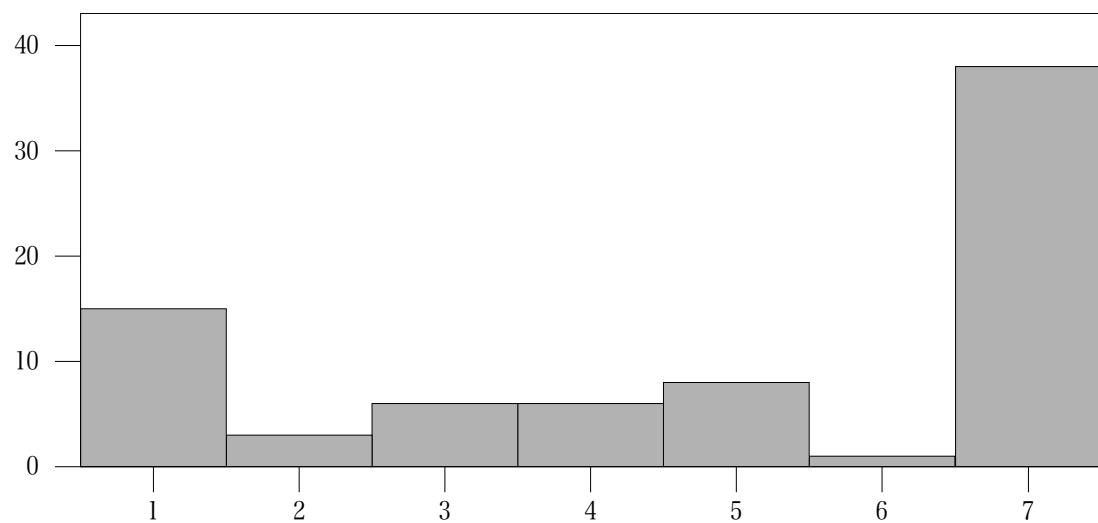
**質問9** 監査事務所を新たに選定することにより生じるコストは、内部的および外部的なコストも含めると、新しい監査事務所に対して支払われる初年度の監査報酬のおよそ何パーセントに相当するとお考えですか。

1. 新しい監査事務所の初年度の監査報酬の 20%以上
2. 新しい監査事務所の初年度の監査報酬の 15%以上20%未満
3. 新しい監査事務所の初年度の監査報酬の 10%以上15%未満
4. 新しい監査事務所の初年度の監査報酬の 5 %以上10%未満
5. 新しい監査事務所の初年度の監査報酬の 5 %未満
6. ゼロ
7. わからない

#### 集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
新しい監査事務所の初年度の監査報酬の20%以上	15	19.5%
新しい監査事務所の初年度の監査報酬の15%以上20%未満	3	3.9%
新しい監査事務所の初年度の監査報酬の10%以上15%未満	6	7.8%
新しい監査事務所の初年度の監査報酬の5%以上10%未満	6	7.8%
新しい監査事務所の初年度の監査報酬の5%未満	8	10.4%
ゼロ	1	1.3%
わからない	38	49.4%
合 計	77	100.0%

質問9に関するヒストグラム



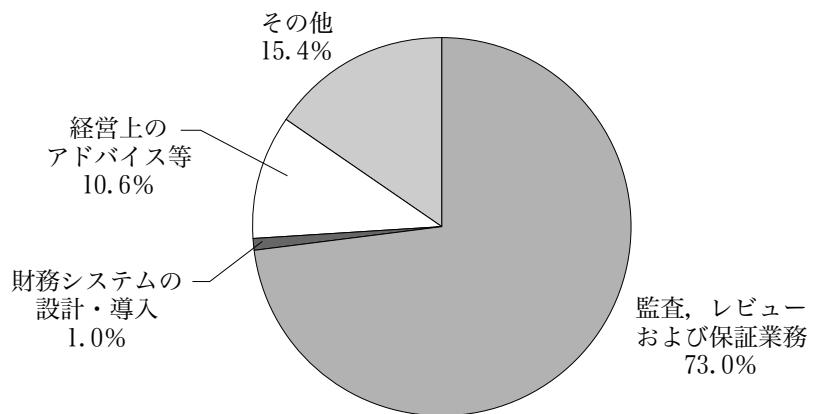
質問10 監査事務所によって昨年度提供されたサービスについて、以下の選択肢からお答え下さい（複数回答可）。

1. 監査、レビューおよび保証業務
2. 財務システムの設計・導入等
3. 経営上のアドバイス等のマネージメント・サービス
4. その他

集計結果（複数回答可）

選 抹 項 目	回答数	割 合
監査、レビューおよび保証業務	76	73.0%
財務システムの設計・導入等	1	1.0%
経営上のアドバイス等のマネージメント・サービス	11	10.6%
その他	16	15.4%
合 計	104	100.0%

質問10に関する円グラフ



「4. その他」とお答えの場合は具体的にご記入下さい。

---

---

---

回答：

- (1) 監査のみ
- (2) 財務報告に係る内部統制システム構築支援
- (3) 海外税申告に依る説明等
- (4) デューデリジェンス
- (5) 内部統制に係るアドバイスの提供
- (6) コンフォートレター
- (7) 日本版SOX法対応アドバイス・サービス
- (8) デューデリジェンス
- (9) 税務等
- (10) 内部統制のコンサルタント業務等
- (11) 新規上場のアドバイス
- (12) ・海外子会社等の税務申告書の作成, コンサルティング  
・情報システム監査等
- (13) デューデリジェンス
- (14) S&O法404条監査の準備のコンサルテーション

**質問11** 貴社が監査事務所に支払った報酬のうち、前述のサービスが占める割合を概略でお答え下さい。(最も近い整数でお答え下さい)。

- |                            |   |
|----------------------------|---|
| 1. 監査、レビューおよび保証業務          | % |
| 4. 財務システムの設計・導入等           | % |
| 5. 経営上のアドバイス等のマネージメント・サービス | % |
| 4 その他                      | % |

#### 集計結果

監査、レビューおよび保証業務	財務システムの設計・導入等	経営上のアドバイス等のマネージメント・サービス	その他	企業数
			100%	1
52%			48%	1
65%	35%			1
68%			32%	1
76%			24%	1
79%			21%	1
80%		20%		1
80%			20%	2
84%		16%		1
84%			16%	1
85%			15%	1
90%				2
90%			10%	1
91%		9%		1
93%			7%	3
94%			6%	2
95%		5%		5
95%			5%	1
96%		4%		1
97%		3%		1
99%			1%	1
100%				47

**質問12** 監査事務所によって提供されるサービスの内容を決定する責任者はどの部署に所属していますか、また当該責任者はどのような役職についていますか（本質問に対するアンケート結果で具体的企業名が特定されることはありません）

所属部署および役職名 \_\_\_\_\_

回答：

- |                             |                     |
|-----------------------------|---------------------|
| (1) 財務部 財務部長                | (2) 担当常務取締役         |
| (3) CFO                     | (4) 管理本部 管理本部長      |
| (5) 経理財務部 部長                | (6) 経理部 経理部長        |
| (7) CFO 又は 財務部長             | (8) 財務部 部長          |
| (9) 経理部 部長                  | (10) 財務部 執行役員       |
| (11) 財務部・財務部長               | (12) 取締役専務執行役員 経理部内 |
| (13) 経理部 部長                 | (14) 管理部長           |
| (15) 財務経理部 執行役員財務経理部長       | (16) 経理担当役員         |
| (17) 管理本部（本部長）              | (18) 経理部長           |
| (19) 経理部 執行役員経理部長           | (20) 財務部長           |
| (21) 財務担当役員と監査役員            | (22) 経理部、経理担当取締役    |
| (23) 経理部長                   | (24) 経理部門 CFO       |
| (25) 本社経理部門・役員              | (26) 監査部長           |
| (27) 経理部 最終決裁は経理担当取締役 実務は課長 |                     |
| (28) 財務部グループマネージャー          | (29) 経理部グループマネージャー  |
| (30) 主計グループ グループ長           | (31) 経理部長           |
| (32) 経理部担当役員                | (33) 財務経理部 部長（執行役員） |
| (34) 経理部 会計第一課長             | (35) 財務部 部長         |
| (36) 監査委員会                  | (37) 経理部 執行役員       |
| (38) 経理部、経理部長               |                     |
| (39) グローバルサービスグループ、代表社員     | (40) 経理部、常務取締役経理部長  |
| (41) 監査業務室 主計部 他            | (42) 経理部 担当役員または社長  |
| (43) 代表取締役副社長               | (44) 経営管理部 経営管理部長   |
| (45) 経理・財務 担当取締役            | (46) 経理部長           |
| (47) 管理本部 専務取締役 管理本部長       | (48) 経理財務部、部長       |
| (49) 経理本部 本部長               | (50) 財務部門 副社長       |
| (51) 経理部 経理部担当取締役           | (52) 経理部長           |
| (53) 経理部 経理部長               | (54) 常務執行役員 経理部長    |
| (55) 経理部門                   | (56) 監査部 監査部長       |

- (57) 頭取 (58) 経理部 シニアマネージャー
- (59) 依頼する業務により異なるが、監査業務については、現状、経理担当部長において行っている。
- (60) 財務本部 他 (61) 業務監査室、部長
- (62) 担当執行役員
- (63) 取締役会（付議者：財務部門、取締役） (64) 財務部 部長
- (65) 経理部長 (66) 総務局
- (67) 主計部、担当役員 (68) 経理グループリーダー(部長職)
- (69) 監査室 室長 (70) 経理部 部長
- (71) 経理部 経理企画部（責任者はそれぞれの部の担当取締役）  
更に米国市場に上場しているので、S&O法に基づく監査役会(監査委員会の代替)による監査業務、非監査業務の事前承認制度を実施している。
- (72) CFO (73) 経理本部 経理本部長
- (74) 代表執行役 (75) 経理部 部長
- (76) 経営企画部

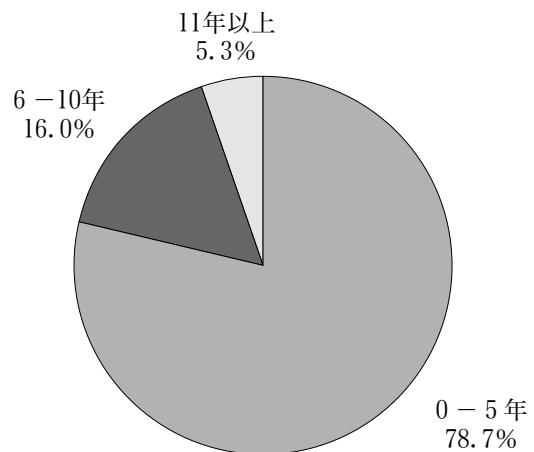
**質問13** 当該責任者は、継続して何年程度、監査事務所との間でサービス内容の調整を行っていますか（最も近い整数でお答え下さい）。

1. 0—5年
2. 6—10年
3. 11年以上

集計結果

選択項目	回答数	割合
0—5年	59	78.7%
6—10年	12	16.0%
11年以上	4	5.3%
合 計	75	100.0%

質問13に関する円グラフ



質問14 現在、貴社には監査役会または監査委員会のいずれが設置されていますか。

1. 監査役会
2. 監査委員会

集計結果

選択項目	回答数	割 合
監査役会	70	90.9%
監査委員会	7	9.1%
合 計	77	100.0%

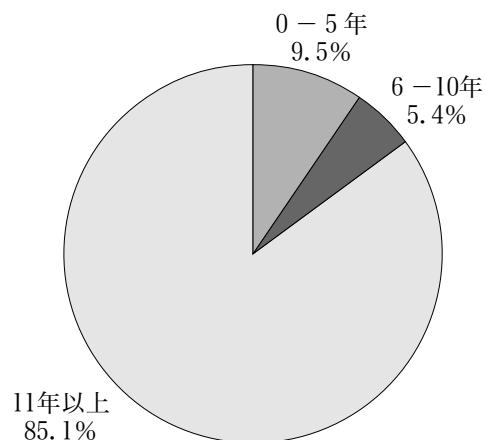
質問15 監査役会または監査委員会を設置して何年経ちますか（最も近い整数でお答え下さい）。

1. 0—5 年
2. 6—10 年
3. 11 年以上

集計結果

選択項目	回答数	割 合
0—5 年	7	9.5%
6—10 年	4	5.4%
11 年以上	63	85.1%
合 計	74	100.0%

質問15に関する円グラフ



質問16 過去において、監査役会（監査役）→監査委員会または監査委員会→監査役会（監査役）に変更したことはありますか。

1. 変更なし
2. 監査役会（監査役）→監査委員会
3. 監査委員会→監査役会（監査役）

集計結果

選択項目	回答数	割合
変更なし	71	92.2%
監査役会（監査役）→監査委員会	6	7.8%
監査委員会→監査役会（監査役）	0	0
合計	77	100.0%

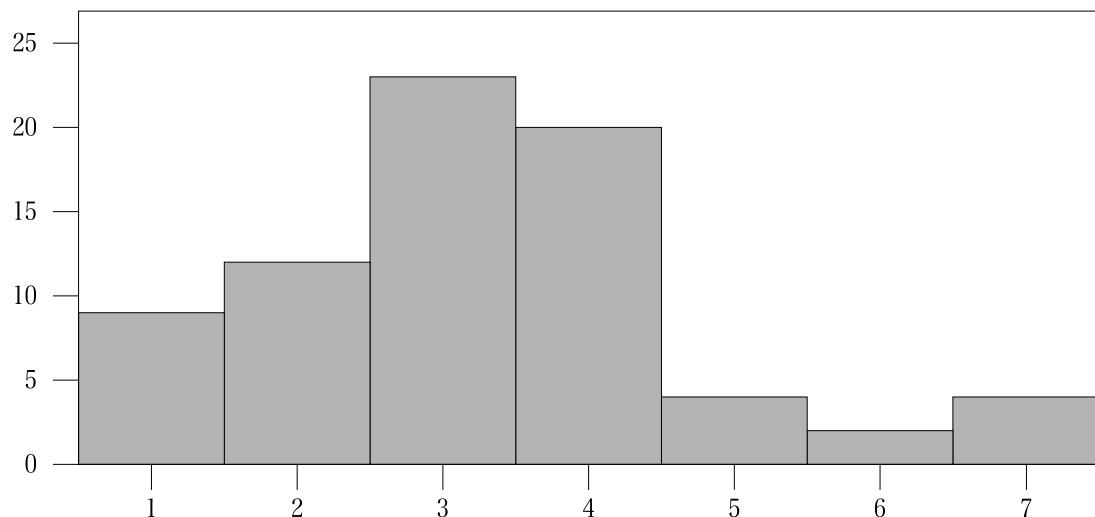
質問17 貴社の監査役会（監査役）または監査委員会の長は何年間その地位にありますか。（最も近い整数でお答え下さい。）

1. 1年未満
2. 1年
3. 2年
4. 3年
5. 4年
6. 5年
7. 5年超

### 集計結果

選択項目	回答数	割合
1年未満	9	12.2%
1年	12	16.2%
2年	23	31.1%
3年	20	27.0%
4年	4	5.4%
5年	2	2.7%
5年超	4	5.4%
合計	74	100.0%

質問17に関するヒストグラム



質問18 貴社には、現在、監査事務所を定期的に変更することを義務づける方針がありますか。

1. なし
2. あり

「2. あり」とお答えの場合、監査事務所の交替についての方針を具体的にお書き下さい。

---

---

---

質問18 で「2. あり」とお答えの場合は 質問20 へお進み下さい。

集計結果

選択項目	回答数	割合
なし	76	98.7%
あり	1	1.3%
合 計	77	100.0%

質問19　質問18　で「1. なし」とお答えの場合、貴社は、監査事務所を定期的に交替する方針を設けることを考えておられますか。

1. いない
2. いる

集計結果

選択項目	回答数	割合
いない	77	98.7%
い る	1	1.3%
合 計	78	100.0%

### 「質問3から19までのコメント」

#### 1—1 監査事務所の記録

現在の担当監査事務所名、および、かかる監査事務の担当年数についての質問について、10年以上同一の監査事務所に契約している企業が80.5%あった。

また、監査の態様については監査法人形態を選択している企業が94.8%で大半を占めており、共同監査、単独監査は微少である。

現在の監査事務所との契約期間が5年未満の場合、それ以前の監査事務所名とかかる監査事務所との契約期間についての質問結果として、10年超の契約を結んでいた企業は100%である。(回答数9社)

エンロン事件以来、監査事務所としてアーサー・アンダーセンと契約していた企業が監査事務所を変更した事実を知っていたか、という質問に対し、98.7%の企業がかかる事実を知っていたと回答している。

エンロン事件と関連して、わが国において監査事務所がエンロン社と同様の事件を引き起こした場合に監査事務所を変更するかという質問に対し、変更するとの回答は66.7%，どちらともいえないは33.3%であり、大半の企業は監査事務所を変更することに前向きである。

不祥事を起こした監査事務所との契約を撤回し、新たな監査事務所と契約を締結する際、どのようなプロセスを用いるかという質問に対し、新しい監査事務所となるための意欲があり、かつ担当能力のある監査事務所間でコンペ（競争入札、企画提案）を行なうと

回答した企業は40.3%，新たな監査事務所となるための意欲がある監査事務所を審査すると回答した企業は33.8%であった。また，その他の回答として，企業規模からすると，4大監査法人のうち残る3法人以外から選択することではなく，突発的な変更を要する事態では，業務に支障をきたさない程度に人員を割くことが可能な監査法人を選択することになるとの回答もあった。

不祥事を起こした監査事務所との契約を撤回し，新たな監査事務所との契約を締結しようとする場合に即時に担当能力のある監査事務所を見つけることが可能かとの質問では，多少時間がかかるが，見つけることは可能であるとの回答が68.8%となっている。

新たに監査事務所を選定するにあたって生じるコストは初年度の監査報酬のどの程度の割合になるかについての質問では，初年度の監査報酬の20%以上になると回答した企業が15社ある一方，生じるコストは15%未満であると回答した企業は20社となっている。また，生じるコストについてわからないと回答した企業は49.4%であった。(回答数77)

監査事務所によって昨年度提供されたサービスについては，監査，レビューおよび保証業務が76社あり大半を占めている。(回答数104)

監査事務所によって提供されたサービスのうち，監査・レビューおよび保証業務が多数を占めており，その他，経営上のアドバイス，マネジメントサービス，内部統制システムの構築支援，デューデリジェンスといったサービスが提供されている。

監査事務所に支払った報酬のうち，提供されたサービスの占める割合について，100%が監査，レビューおよび保証業務であると回答した企業は47社あり，大半が監査，レビューおよび保証業務にたいして監査報酬を支払っていることがうかがえる。(回答数77)

監査事務所によって提供されるサービスの内容を決定する責任者はどの部署に所属しているかとの質問に対しては，財務部長，経理部長との回答が大半を占めている。また，かかる責任者は何年程度，監査事務所との間でサービス内容の調整を行なっているかとの質問では，0～5年との回答が78.7%を占めている。

企業において監査役会または監査委員会のいずれかが設置されているかとの質問では，監査役会が90.9%，監査委員会が9.1%との割合になっている。さらに監査役会を設置してからの年数について，何年経過しているかとの質問では，11年以上が85.1%となっている。

監査役会から監査委員会へ，または監査委員会から監査役会への変更があったかという質問では，変更なしの企業が92.2%，監査役会から監査委員会へ変更した企業が7.8%となっており，監査委員会から監査役会への変更はない。

監査役会または監査委員会における長（トップ）はその地位に何年あるかとの質問では，1年未満が12.2%，1年が16.2%，2年が31.1%，3年が27%との割合になっている。

監査事務所を定期的に変更することを義務付ける方針が企業にあるかとの質問に対して，あると回答した企業は1社のみ（回答数77）である。また，なしと回答した企業に対して，監査事務所を定期的に変更する方針を設けることを考えているかとの質問では，方針について考えていないと回答した企業は98.7%にのぼる。

## アンケート調査結果の日米比較分析

現在、企業を担当している監査事務所との契約年数について、日本では10年超が80.5%であるのに対し米国では60%程度、また日本では5年以内が15.2%であるが、米国では31%となっており、米国では10年を超えて契約している企業は日本よりも少ないことが分かる。(回答数：日本77、米国198)

上記質問について、日本では監査契約が5年以内の企業は10社あり、そのうちの9社については前の監査事務所との契約期間が10年超となっている。一方、米国では5年以内の監査契約の企業は62社あり、そのうち36社は前の監査事務所と10年を超える監査契約を締結していた。また5年以内が9社、5年超から10年以下が5社(回答数：50)となっており、米国では10年を超えて監査契約をしている企業は日本より少ないが、現在、5年未満の監査契約をしている企業については前の監査事務所とは10年超の契約を結んでいた結果となる。

監査事務所を新たに選定することにより生じるコストは、新しい監査事務所に支払う初年度の監査報酬に対してどの程度の割合になるかという質問について、日本では新しい監査事務所の初年度の監査報酬が20%以上になるとの回答が多かったが、米国においては監査報酬の5%未満になるとの回答が多く見られた。

監査事務所によって提供されるサービスの内容を決定する責任者は、何年程度、かかるサービス内容の調整を行なっているかとの質問では、以下の割合となった。

(回答数：日本75、米国196)

	0—5年	6—10年	11年以上
日本	78.7%	16%	5.3%
米国	74%	17%	9%

監査委員会による監査委員会の長(トツノ)は何年間でどの地位にあるかとの質問では、日本では3年が27%、2年が31.1%、1年が16.2%、1年未満が12.2% (回答数:74) に対し、米国では5年超が30%、2年・1年未満が17%，3年が15% (回答数：192) となっており、委員長の在任期間は米国の方が長いことが分かる。

監査事務所を定期的に変更することを義務付ける方針があるかとの質問では、日本、米国ともかかる方針はないと答えた企業が圧倒的である。さらに監査事務所を定期的に変更する方針を設けることを考えているかとの質問においても日米同様、かかる方針を設けることは考えていない企業が90%以上という結果になっていることから、監査事務所の変更について企業側は定期的な変更について消極的であることが分かる。

(武野浩子)

## C 監査事務所の選択肢

下記の質問事項は、上場企業である貴社の監査事務所として、財務報告に関する監査、レビュー、および保証業務を提供する監査事務所を変更するに当たって生じる、さまざまな競争に関する問題点についての貴社の考え方、ならびに、監査事務所のローテーションによって、その考え方がどのように影響を受けるかを把握することを目的としています。

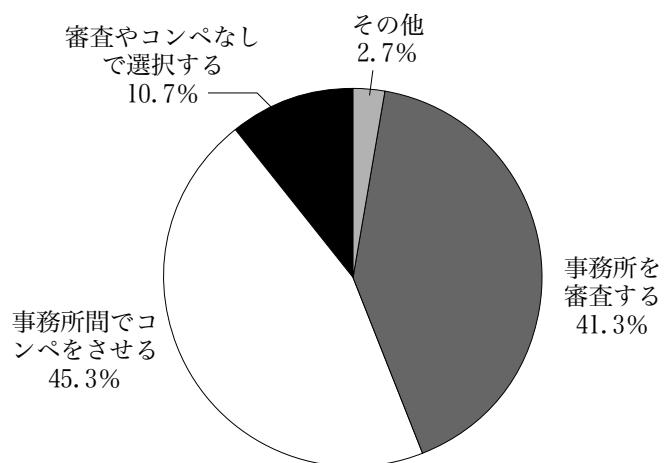
**質問20** 上場企業である貴社が監査事務所を変更しなければならない場合、貴社はいかなる方法または手順で新たな監査事務所を選定すると思われますか。

1. 意欲があり担当能力がある事務所を審査する
2. 意欲があり担当能力がある事務所間でコンペをさせる
3. 担当能力がある事務所から審査やコンペなしで選択する
4. その他

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
意欲があり担当能力がある事務所を審査する	31	41.3%
意欲があり担当能力がある事務所間でコンペをさせる	34	45.3%
担当能力がある事務所から審査やコンペなしで選択する	8	10.7%
その他	2	2.7%
合 計	75	100.0%

質問20に関する円グラフ



「4. その他」とお答えの場合は具体的にお答え下さい

---

---

回答：

- (1) 持ち株会社の決定による。
- (2) 上場企業ではない。

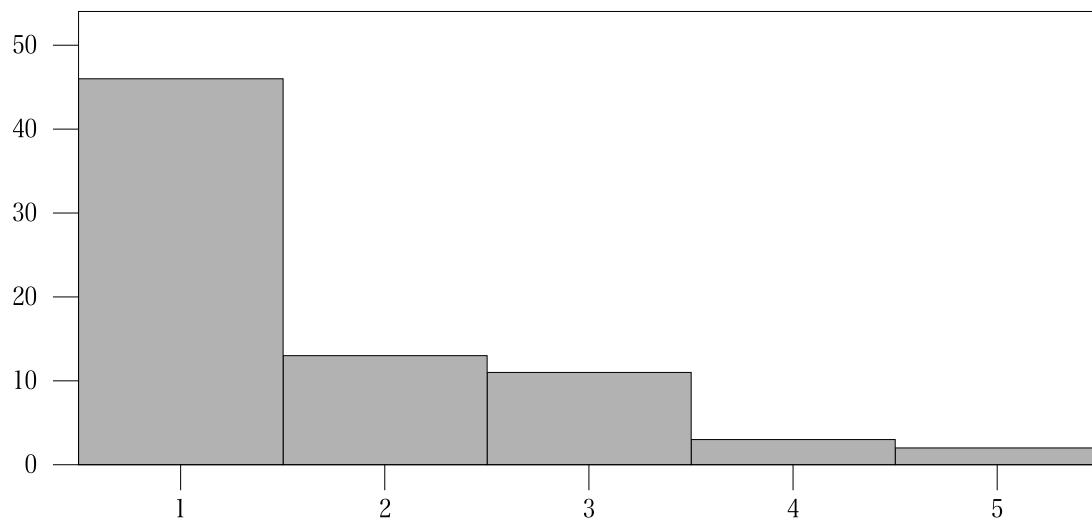
また、監査事務所のローテーションが義務づけられた場合には、貴社は、同様の方法または手順で新たな監査事務所を監査事務所として選定されますか。

- 1. 方法は変えない
- 2. 意欲があり担当能力がある事務所を審査する
- 3. 意欲があり担当能力がある事務所間でコンペをさせる
- 4. 担当能力がある事務所から審査やコンペなしで選択する
- 5. その他

集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
方法は変えない	46	61.3%
意欲があり担当能力がある事務所を審査する	13	17.3%
意欲があり担当能力がある事務所間でコンペをさせる	11	14.7%
担当能力がある事務所から審査やコンペなしで選択する	3	4.0%
その他	2	2.7%
合 計	75	100.0%

質問20に関するヒストグラム



「5. その他」とお答えの場合は具体的にお答え下さい

---

---

貴社の現在の監査事務所が四大監査法人（あずさ監査法人、新日本監査法人、中央青山監査法人、監査法人トーマツ）以外の場合は **質問23** へお進み下さい。

回答：

- (1) 意欲と担当能力のある複数の監査事務所を選び、定期的に交替してもらう。
- (2) 大企業の海外を含む連結グループの監査を担当できる法人は限られているためローテーションが義務付けられると何れの方法を採用しても自由な選定は難しくなることが予想される。従って選定方法を特定できない（ローテーションは非現実的と考える）

**質問21** 四大監査法人以外の監査事務所を監査事務所として選定することは、現実問題として考えられますか。

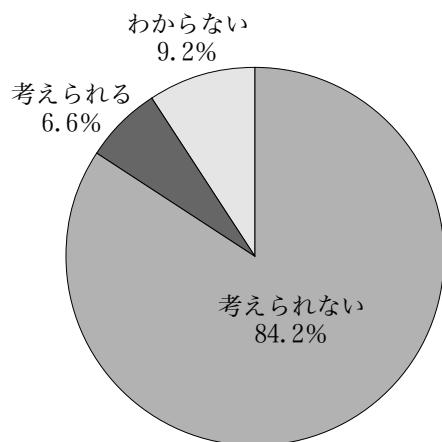
1. 考えられない
2. 考えられる
3. わからない

「2. 考えられる」または「3.わからない」とお答えの場合には、**質問23** へお進み下さい。

集計結果

選択項目	回答数	割合
考えられない	64	84.2%
考えられる	5	6.6%
わからない	7	9.2%
合計	76	100.0%

質問21に関する円グラフ



質問22 貴社が四大監査法人以外の監査事務所を監査事務所として選定しない理由として、以下にあげた事項はどの程度重要なのかお答え下さい。(該当する各行ごとの項目に1つチェックを入れて下さい)

	非常に重要	重要	比較的重要	たいして重要なではない	ほとんど重要なではない	わからない
資本市場の期待						
活動の地理的兼合い／国際的に活動を展開しているから						
業界特有の技能や知識を必要とするから						
銀行や債権者との契約上の義務があるから						
取締役会の規定があるから						
監査事務所が有する資源の十分性						
監査事務所の名声や評判						
その他						

集計結果

	1 非常に重要	2 重要	3 比較的重要	4 たいして重要ではない	5 ほとんど重要ではない	6 わからない
資本市場の期待	24	23	13	1	2	1
活動の地理的兼合い／国際的に活動を展開しているから	33	17	8	4	2	0
業界特有の技能や知識を必要とするから	17	24	13	5	5	0
銀行や債権者との契約上の義務があるから	1	2	6	9	33	2
取締役会の規定があるから	0	1	2	12	34	2
監査事務所が有する資源の十分性	37	23	3	0	1	0
監査事務所の名声や評判	7	28	22	4	3	0
その他	1	0	0	0	0	1

「その他」とお答えの場合は、具体的にお答え下さい

---

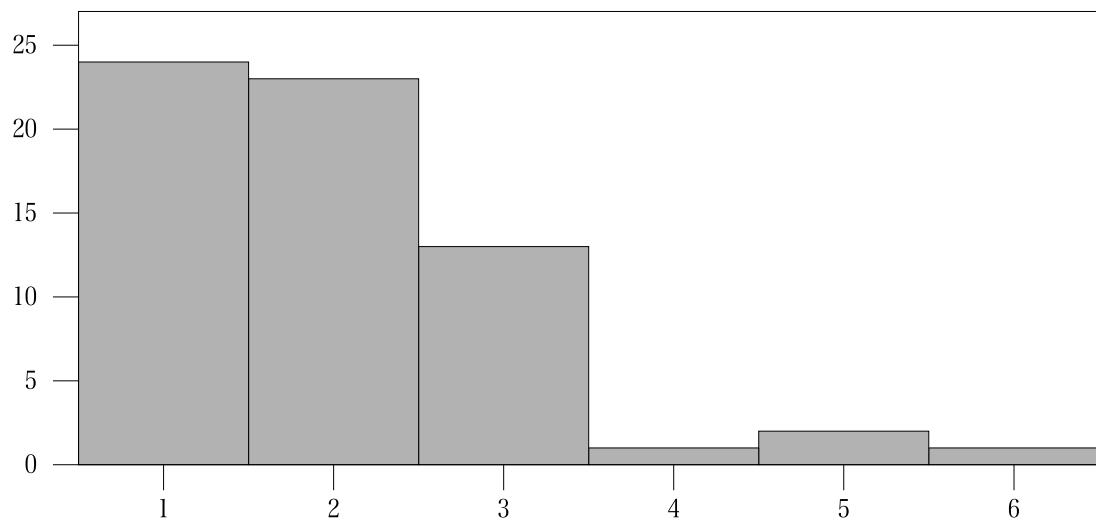


---

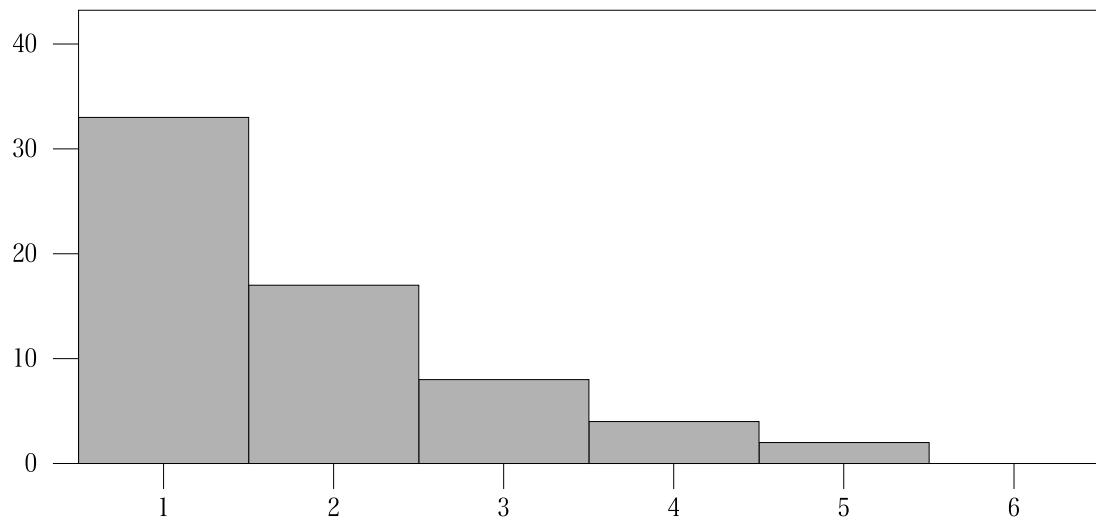
回答：

- (1) 米国SEC登録の監査法人であること必要また、20F関連の監査ができること必要全世界に存在する子会社をカバーできる組織を持った監査法人グループに属すること必要。

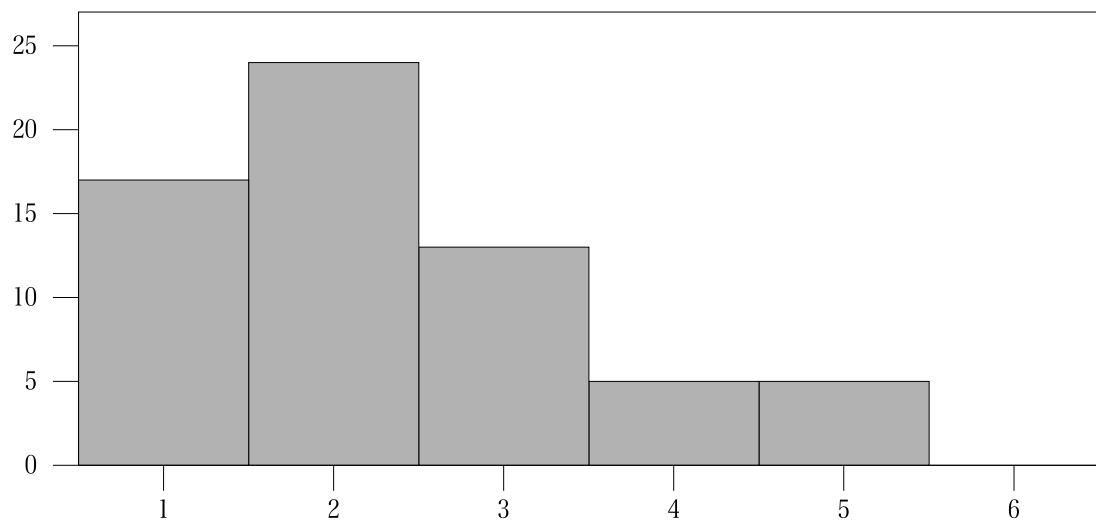
「資本市場の期待」に関するヒストグラフ



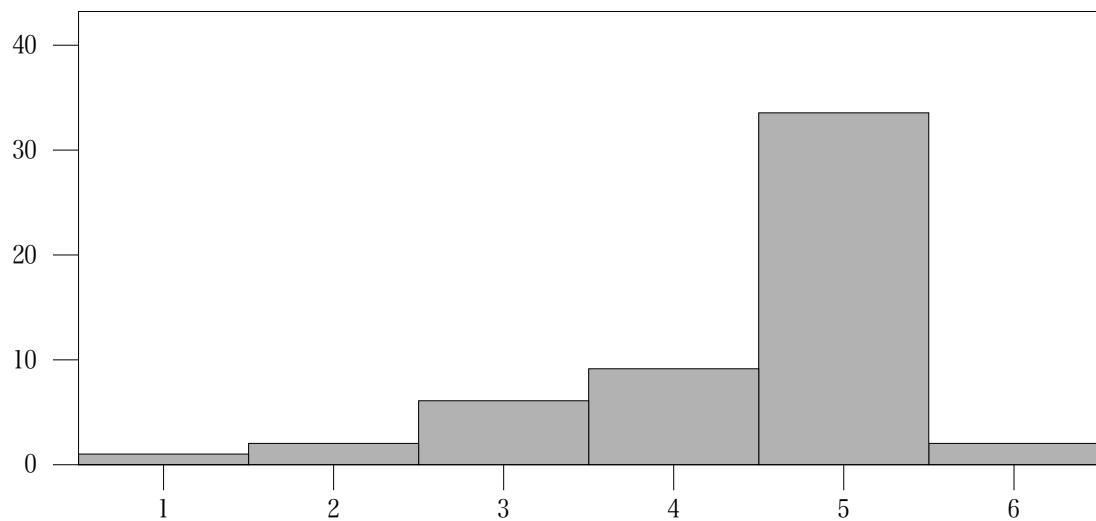
「活動の地理的兼合い／国際的に活動を展開しているから」に関するヒストグラム



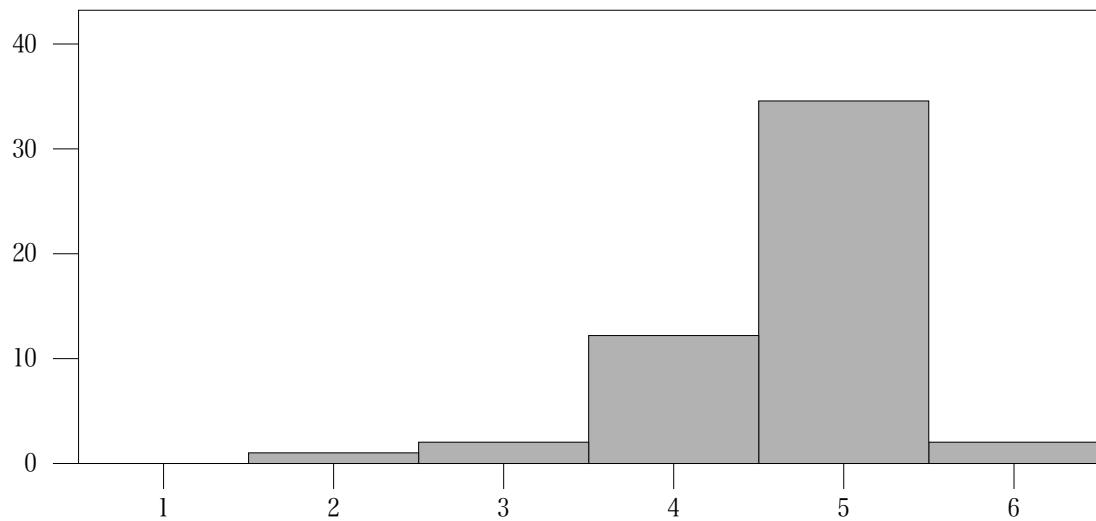
「業界特有の技能や知識を必要とするから」に関するヒストグラム



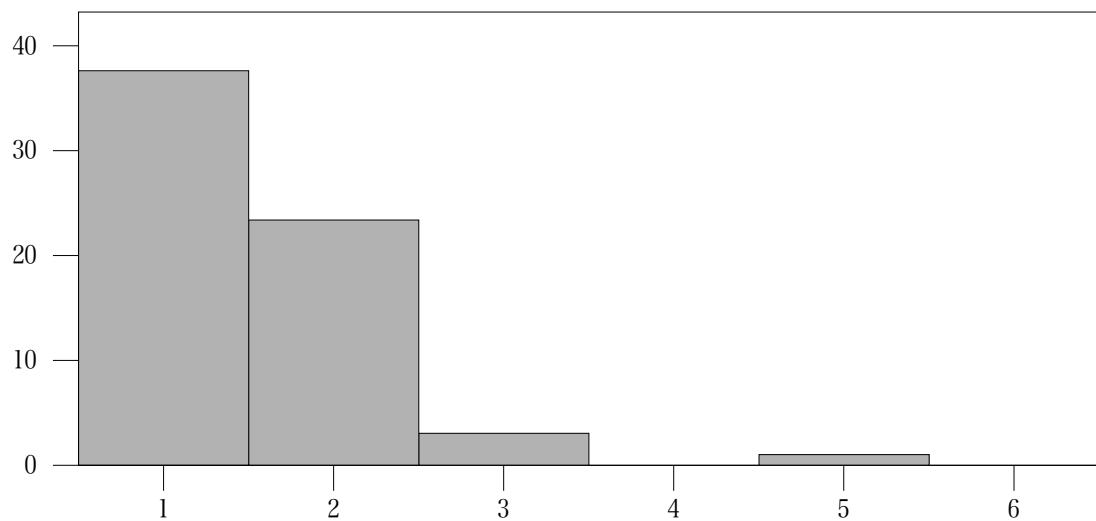
「銀行や債権者との契約上の義務があるから」に関するヒストグラム



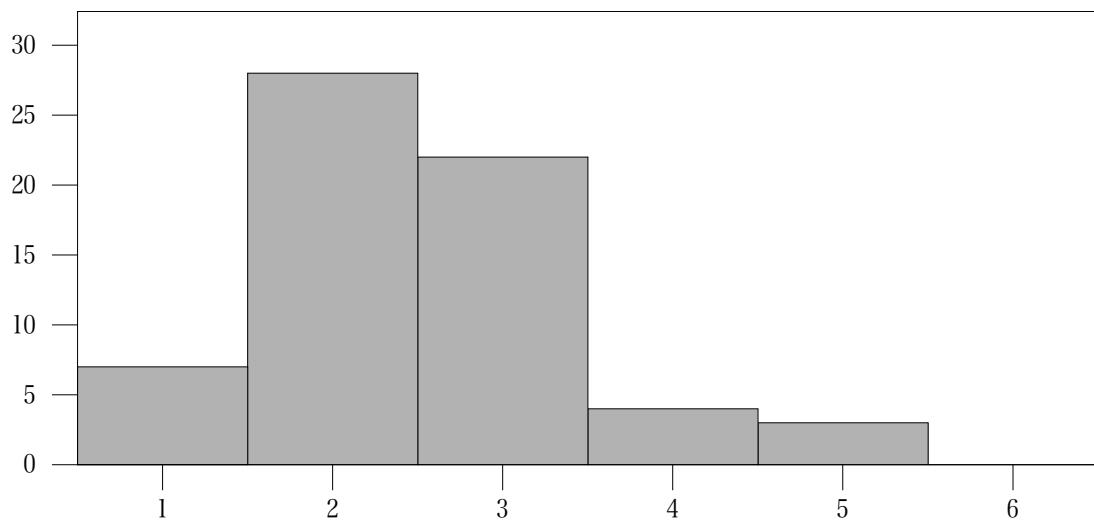
「取締役会の規定があるから」に関するヒストグラム



「監査事務所が有する資源の十分性」に関するヒストグラム



「監査事務所の名声や評判」に関するヒストグラム



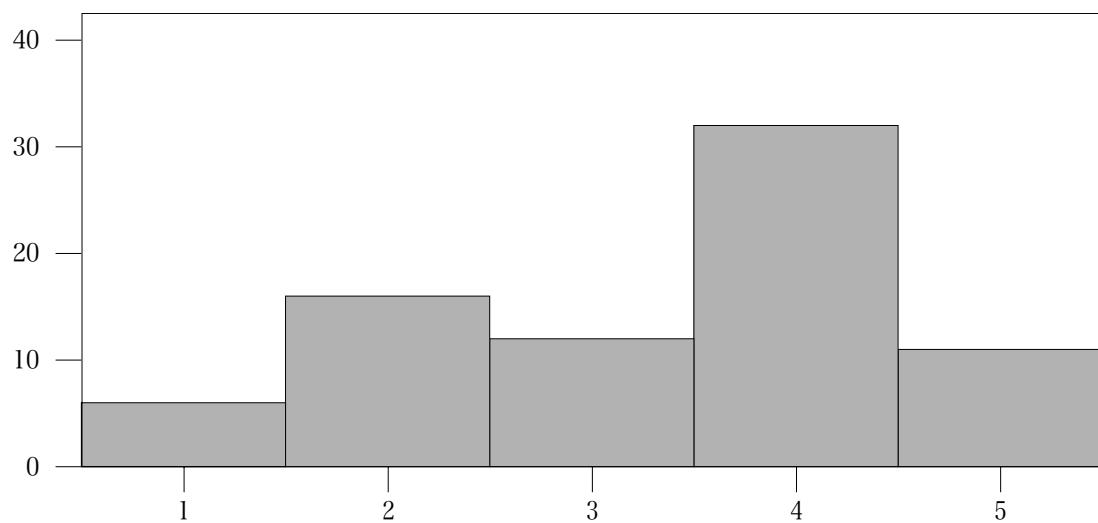
**質問23** 監査事務所のローテーションがない状況下で、監査事務所に対して、監査とともに非監査業務の提供を禁止するという公認会計士法および内閣府令等において規定されている監査事務所の独立性要件は、貴社が、監査事務所を選定する際の選択肢をどの程度制約していると思われますか。

1. 非常な制約である
2. いくらか制約となる
3. 少しだけ制約となる
4. 制約とならない
5. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

#### 集計結果

選択項目	回答数	割合
非常な制約である	6	7.8%
いくらか制約となる	16	20.8%
少しだけ制約となる	12	15.6%
制約とならない	32	41.6%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	11	14.3%
合計	77	100.0%

質問23に関するヒストグラム



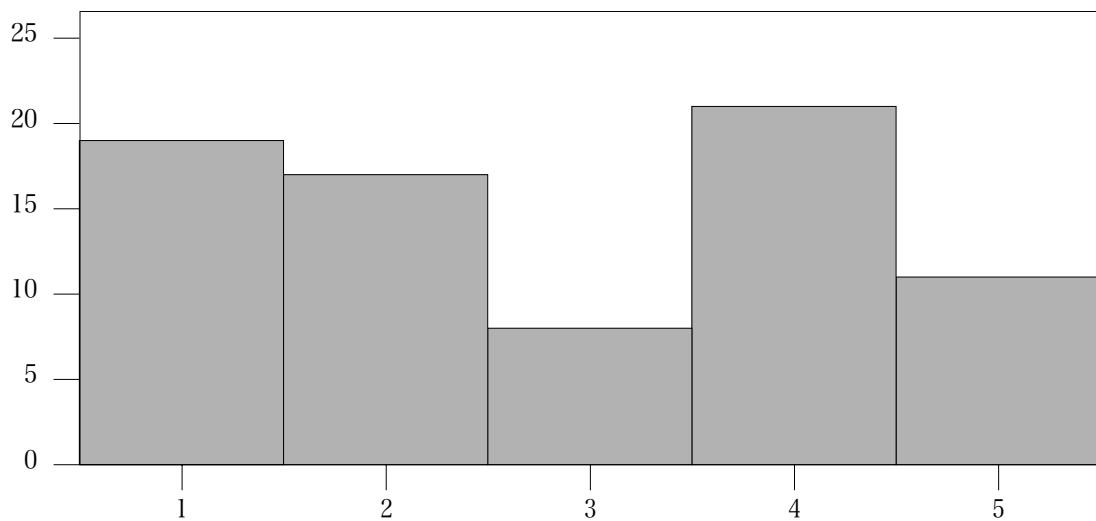
また、監査事務所のローテーションが実施されている状況下では、どの程度の制約となるとお考えですか。

1. 非常な制約である
2. いくらか制約となる
3. 少しだけ制約となる
4. 制約とならない
5. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

#### 集計結果

選択項目	回答数	割合
非常な制約である	19	25.0%
いくらか制約となる	17	22.4%
少しだけ制約となる	8	10.5%
制約とならない	21	27.6%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	11	14.5%
合計	76	100.0%

質問23に関するヒストグラム



**質問24** 監査事務所のローテーションがない状況下で、監査事務所を変更する場合に、貴社の監査を担当する能力がある監査事務所のうち、貴社の監査事務所となることに意欲を示す監査事務所は、いくつあると思われますか。

1. 1事務所
2. 2事務所
3. 3事務所
4. 4事務所
5. 5事務所
6. それ以上
7. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

#### 集計結果

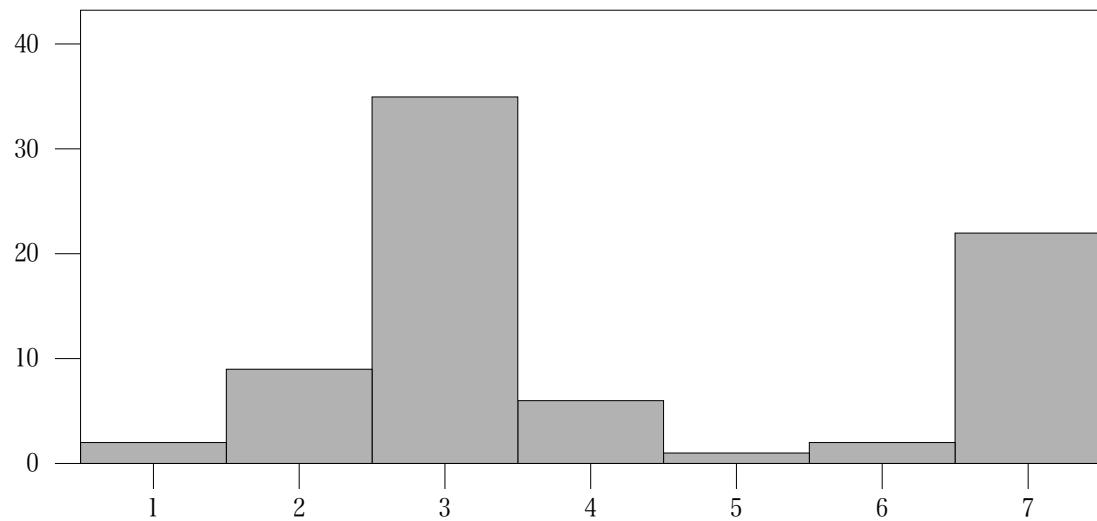
選択項目	回答数	割合
1事務所	2	2.6%
2事務所	9	11.7%
3事務所	35	45.5%
4事務所	6	7.8%
5事務所	1	1.3%
それ以上	2	2.6%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	22	28.6%
合計	77	100.0%

それ以上と回答した場合は具体的な数をご記入下さい。 \_\_\_\_\_ 事務所

回答：

- (1) 少なくとも10事務所

質問24に関するヒストグラム



また、ローテーションが実施されている状況下では、その数はどのように変わるとお考えですか。

1. 変化しない
2. 1事務所
3. 2事務所
4. 3事務所
5. 4事務所
6. 5事務所
7. それ以上
8. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
変化しない	36	52.2%
1 事務所	0	0
2 事務所	1	1.4%
3 事務所	4	5.8%
4 事務所	1	1.4%
5 事務所	0	0
それ以上	3	4.3%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	24	34.8%
合 計	69	100.0%

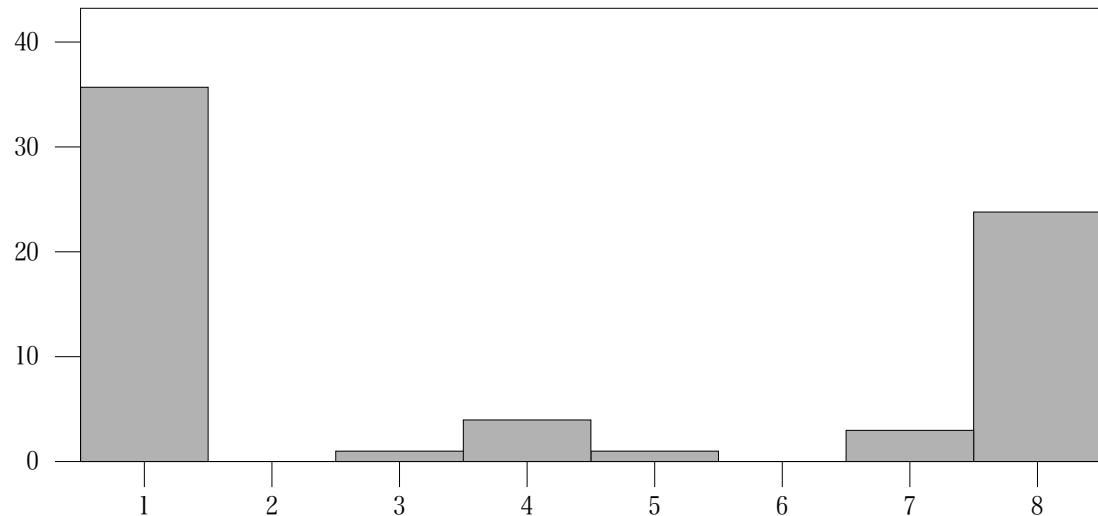
それ以上と回答した場合は具体的な数をご記入下さい。 \_\_\_\_\_ 事務所

回答：

- (1) 少なくとも10事務所

「1. 変化しない」とお答えの場合には、[質問27] へお進み下さい。

質問24に関するヒストグラム



**質問25** 監査事務所のローテーションが実施されることによって、貴社の監査を担当する能力のある事務所が監査業務の提供に意欲を示す数が変化するとお考えの場合、その変化は、監査報酬に対してどのような影響があるとお考えですか。

強制的ローテーションは、おそらく以下の状況を招く。

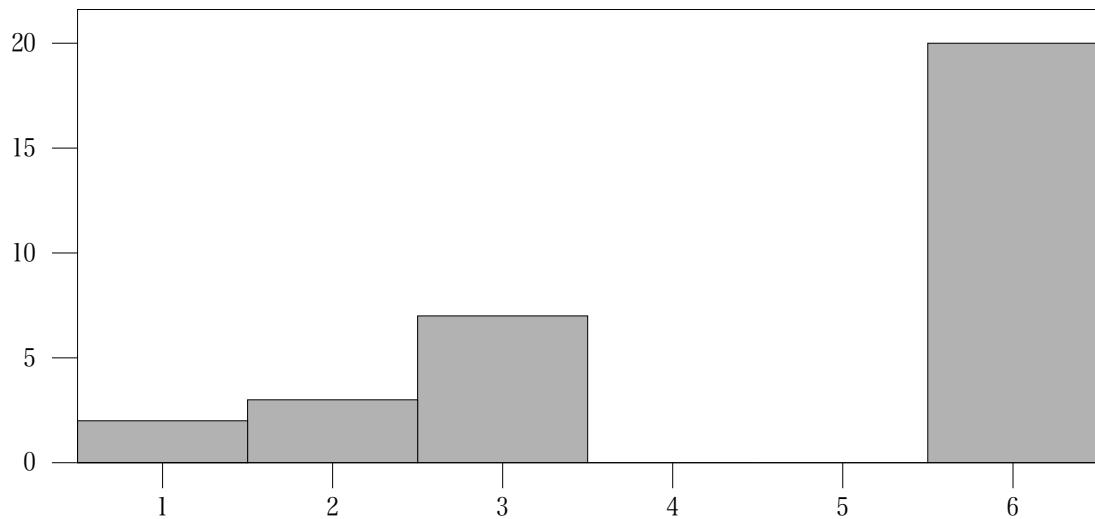
1. 意欲があり担当能力のある監査事務所の数が増加し、監査報酬が低下する
2. 意欲があり担当能力のある監査事務所の数が増加し、監査報酬が上昇する
3. 監査報酬に変化はない
4. 意欲があり担当能力のある監査事務所の数が減少し、監査報酬が低下する
5. 意欲があり担当能力のある監査事務所の数が減少し、監査報酬が上昇する
6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

3 または 6 とお答えの場合には、**質問27** へお進み下さい。

集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
意欲があり担当能力のある監査事務所の数が増加し、監査報酬が低下する	2	6.3%
意欲があり担当能力のある監査事務所の数が増加し、監査報酬が上昇する	3	9.4%
監査報酬に変化はない	7	21.9%
意欲があり担当能力のある監査事務所の数が減少し、監査報酬が低下する	0	0
意欲があり担当能力のある監査事務所の数が減少し、監査報酬が上昇する	0	0
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	20	62.5%
合 計	32	100.0%

質問25に関するヒストグラム



質問26 なぜ、質問25に対する回答のように、意欲があり担当能力のある監査事務所の数が変化すると監査報酬に影響があるとお考えなのか、簡潔にご説明下さい。

---

---

---

---

回答：

- (1) 競争が激化することにより報酬は低下する
  - (2) 監査法人間での引継ぎ、新規契約時の当社、業界に関する理解等において監査法人の工数が増加する
  - (3) 初年度監査の際の手続きが増加するため。(交替時)
- ※担当能力のある事務所の数の増減については判らない。

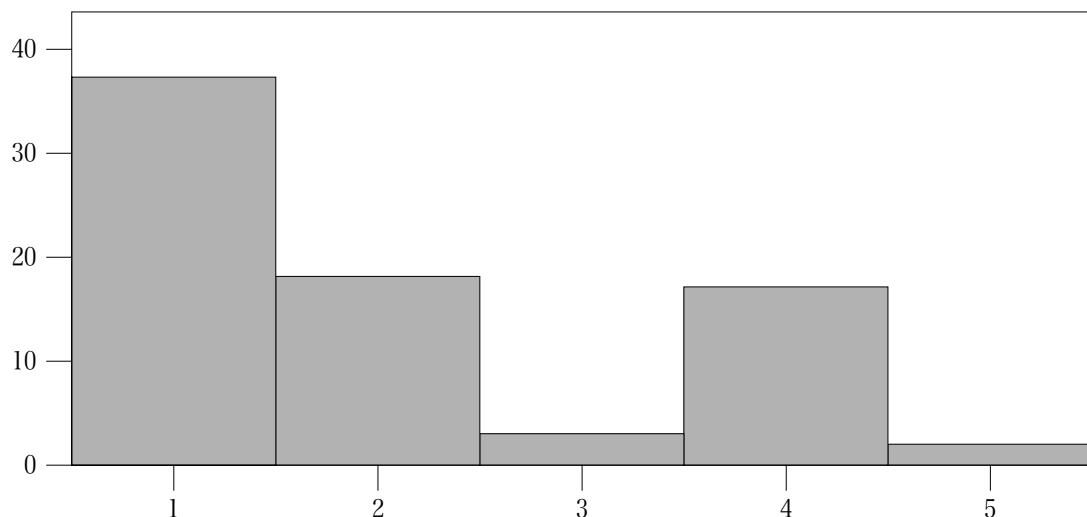
質問27 監査事務所のローテーションが実施された場合、比較的少ない大規模監査事務所の中での監査の契約数にどのような影響を与えるとお考えですか。

1. 上場企業監査の市場シェアは、比較的少ない数の大規模監査事務所に一層、集中する
2. 上場企業監査において、比較的少ない数の大規模監査事務所の市場シェアは、ほとんど変わらない
3. 上場企業監査の市場シェアにおいて、比較的少ない数の大規模監査事務所の市場シェアが低下する
4. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない
5. 無回答

### 集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
上場企業監査の市場シェアは、比較的少ない数の大規模監査事務所に一層、集中する	37	48.1%
上場企業監査において、比較的少ない数の大規模監査事務所の市場シェアは、ほとんど変わらない	18	23.4%
上場企業監査の市場シェアにおいて、比較的少ない数の大規模監査事務所の市場シェアが低下する	3	3.9%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	17	22.1%
無回答	2	2.6%
合 計	77	100.0%

質問27に関するヒストグラム



### 「質問20から27までのコメント」

#### 1—2 監査事務所の選択肢

##### (1) 質問の趣旨

上場企業を対象として、財務報告に関する監査、レビュー、保証業務を提供する監査事務所を変更するに当たって生じるさまざまな競争に関する問題点と、監査事務所のローテーションによってその考え方がどのように影響を受けるかを把握することを目的として質問（質問20～27）を行った。質問の要旨は次のとおりである。

##### ① 監査事務所の変更における選定方法または手順（質問20）

監査事務所を変更しなければならない場合、いかなる方法または手順で新たな選定をするか。また、ローテーションが義務づけられた場合にはどうかとの質問を設定している。本質問は、監査事務所の選定にあたって、ローテーションが導入された場合の影響を見ようとの趣旨で設定されており、監査事務所の担当能力の程度による選好

を問うものではない。このため、担当能力はあることを前提として、監査事務所の意欲、企業による審査やコンペといった選定方法等に関する回答を求めた上で、ローテーションが義務付けられた場合の会社側の考え方の変化を尋ねる形としている。

② 四大監査法人とそれ以外の選定（質問21、22）

四大監査法人以外を選定することは現実に考えられるかどうかを問い合わせ、選定しないとする場合にはどのような理由が重要と考えているか、提示した事項ごとに重要性を尋ねている。これは、ローテーションが義務づけられると、選定対象となる監査事務所が現在の四大監査法人だけでは選択肢が限られることに関する質問を行う前提として、現在、四大監査法人を選定している根拠を尋ねたものである。

③ ローテーションの有無と選択肢の制約（質問23）

ローテーションのない状況下とローテーションが実施された場合において、監査業務と非監査業務の同時提供禁止規定が、監査事務所を選定する際の制約となるかどうかを質問している。

公認会計士法により上場会社には監査証明業務と非監査証明業務の同時提供が禁止されていることから、上場会社が財務諸表監査とコンサルティング業務の提供を受けようとする場合には、異なる監査事務所を選定する必要がある。このため、ローテーションが義務づけられると、一定期間ごとに監査証明業務を行う監査事務所を変更する際に、コンサルティング業務を依頼している監査事務所は選定できないなどの制約が生じる点を踏まえた質問である。

④ ローテーションの有無と監査事務所の意欲および報酬（質問24、25、26）

ローテーションの有無により、監査事務所側の意欲がどう変化するかに関して企業側の意識を知る観点から質問を行っている。まず、ローテーションのない状況下で監査事務所を変更する際、それぞれ意欲を示す監査事務所はいくつあると思うかを問い合わせ、その上で、ローテーションが実施された場合には、その数は変化すると考えるか、さらに、変化すると考える場合に監査報酬への影響についてどのように考えるかを問うている。

⑤ 大規模監査事務所のシェアの変化（質問27）

大規模監査事務所が比較的少ない状態では選択肢は限られることが想定されることから、ローテーションが実施された場合に、上場企業監査全体の中で大規模監査事務所の監査シェアは変化するかどうかの質問を行っている。

## (2) 回答の特徴

### ① 監査事務所の変更における選定方法または手順

意欲があり担当能力がある事務所について審査により選定するとの回答とコンペをさせて選定するとの回答がほぼ拮抗しており、両者を合わせると86.6%となっている。これに対し、審査やコンペなしで選定するとの回答は10.7%と少数であり、監査事務所の選定において一定の手続きを経ることが趨勢となっている。

また、ローテーションが義務付けられた場合も、61.3%の企業は選定方法を変えないとしている。選定方法を変えるとの回答においても、審査またはコンペをするとの回答が32.0%である一方、審査やコンペをしないで選定するとの回答は10.9%から4.0%に低下しており、結果的には、ローテーションが義務づけられても審査またはコンペによる選定を行う企業が大勢となっている。

なお、その他の回答として、複数の監査事務所を選び定期的に交替してもらうという回答と、海外を含む連結グループの監査ができる法人は限られており、ローテーションが義務づけられると自由な選定は難しくなるので選定方法を特定できないとの回答があった。

### ② 四大監査法人とそれ以外の選定

四大監査法人以外の監査事務所の選定は考えられないとする回答が84.2%であり、考えられるとの回答は僅か6.6%に止まっている。

四大監査法人以外を選定しない理由として、「非常に重要」および「重要」を合わせて比率が高い事項は、「監査事務所が有する資源の十分性」が93%、「活動の地理的兼合い／国際的に活動を展開しているから」が78%、「資本市場の期待」が73. %となっており、これらの事項は四大監査法人を選定する重要な理由となっている。これらに続き、「業界特有の技能や知識を必要とするから」と「監査事務所の名声や評判」が重要と回答している。

他方、「たいして重要ではない」および「ほとんど重要ではない」を合わせた比率が高い、すなわち、四大監査法人を選定する理由として重要性は低い事項は、「銀行や債権者との契約上の義務があるから」が79%，「取締役会の規定があるから」が87%となっている。

### ③ ローテーションの有無と選択肢の制約

ローテーションがない状況下で、監査業務と非監査業務の同時提供禁止規定が監査事務所を選定する際の制約となると考える回答が、「非常な制約」と「いくらか制約」の回答を合わせて28.6%であるのに対し、制約とならないとする回答が41.6%となっている。一方、ローテーションが実施されている状況下では、制約的と考える回答が合計で47.5%と18.9%増加する反面、制約的でないと回答は27.6%となり14%ほど減少

している。

#### ④ ローテーションの有無と監査事務所の意欲および報酬

ローテーションがない状況下で監査事務所を変更する場合に意欲を示す監査事務所は、3事務所とする回答が45.5%となっており、他の回答と比較して著しく多い。また、ローテーションが実施されている場合でも、その数は変化しないという回答が52.2%であり、意欲を示す監査事務所は、現在の監査を行っている監査事務所以外の3事務所と考えていることを示している。ただし、いずれの場合も、「いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない」との回答が4分の1以上を占めている。ローテーションが実施された場合に企業が選定できる監査事務所の数がどのように変化するかという前提是示していないため、ローテーションが実施されている状況下については、34.8%は「判断基準または経験がない」と回答している。

変化するとの回答は合計で12.9%ほどしかなかったが、監査報酬に対する影響については、「判断基準または経験がない」との回答が62.5%であり、次に「監査報酬に変化はない」との回答が21.9%となっており、ローテーションが実施された場合の監査報酬に対する影響について明確ではない。なお、監査報酬への影響の理由については、競争激化により低下するとの回答と、引継ぎや初年度監査の手続きにより監査事務所の工数が増加するという両面的回答がされている。

#### ⑤ 大規模監査事務所のシェアの変化

ローテーションが実施された場合の上場企業監査について、大規模監査事務所に一層集中するとの回答が48.1%となっており、概ね半数が大規模監査事務所のシェアが高まると考えている。一方、ほとんど変わらないとの回答が23.4%，シェアが低下するとの回答は僅か3.9%しかなかった。ただし、「判断基準または経験がない」との回答が約4分の1ある。

### アンケート調査結果の日米比較分析

#### ① 監査事務所の変更における選定方法または手順

この質問では、意欲があり担当能力がある事務所について審査またはコンペにより選定するとの回答が、日米ともに大多数であった。また、ローテーションが義務付けられた場合の変化については、日米で質問に若干の違いがあるが、ローテーションが義務づけられても審査またはコンペによる選定を行う企業が大勢となることは同様の結果となっている。

#### ② 四大監査法人とそれ以外の選定

四大監査法人—米国ではBIG 4—以外の監査事務所の選定は考えられないとする回

答は、BIG 4 と契約している米国企業では日本の84.2%を上回る96%となっている。BIG 4 による監査を受けている企業は、BIG 4 しか選択肢がないと考えていると言える。

四大監査法人—米国ではBIG 4—以外を選定しない理由として、「非常に重要」および「重要」を合わせて比率が高い事項は以下のとおりである。

- 監査事務所が有する資源の十分性：日本93%，米国83%
- 資本市場の期待：日本73%，米国92%
- 活動の地理的兼合い／国際的に活動を展開しているから：日本78%，米国70%
- 業界特有の技能や知識を必要とするから：日本64%，米国70%
- 監査事務所の名声や評判：日本54%，米国83%

これらは、企業が四大監査法人—米国ではBIG 4—を選定する理由として重視している共通の事項と考えられるが、米国では、資本市場の期待と監査事務所の名声が日本よりも強く意識されている。

他方、「たいして重要ではない」および「ほとんど重要ではない」を合わせた比率が高い事項は、以下のとおりである。

- 取締役会の規定があるから：日本87%，米国15%（米国は非常に重要および重要な64%）
- 銀行や債権者との契約上の義務があるから：日本79%，米国27%（米国は非常に重要および重要な48%）

これらの項目は日米で顕著に異なる回答となっているが、米国企業はガバナンスの形態がわが国の取締役会設置会社に相当するため、監査役会設置会社が多いわが国企業とは監査事務所の選定手続きが異なる。また、わが国では、銀行や債権者との契約上の義務により監査事務所の選定が行われるような慣行は一般的でないと思われる。このため、この2つの事項の回答は単純に比較することはできない。

### ③ ローテーションの有無と選択肢の制約

監査業務と非監査業務の同時提供が禁止されていることに関し、ローテーションがない状況下では、「非常な制約」と「いくらか制約」の回答を合わせて、日本は28%，米国34%となっている。また、ローテーションが導入された場合には、監査事務所の選定に「非常に制約」および「いくらか制約」になるとの回答が、日本で47%，米国で53%となっている。ローテーションがない場合と比べると、制約的になるとの回答が日本も米国も19%増加していることから、企業が監査事務所を選択する上でローテーション制度が影響すると考える企業が多い。

なお、これらの質問に対して「いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない」との回答は、米国で1～5%であるのに対して日本では14%であり、監査事務所の変更に関する経験上の相違も考慮する必要がある。

#### ④ ローテーションの有無と監査事務所の意欲および報酬

ローテーションがない状況下で監査事務所を変更する場合に意欲を示す監査事務所は、3事務所とする回答が日本で45%，米国で48%とほぼ同様となっている。また、ローテーションが実施されている場合でも、日米ともその数は変化しないと考える傾向が表れており、多くの企業が現在の監査を行っている監査事務所以外の3事務所が意欲を示すと考えている。ただし、米国では4事務所とする回答も一定程度あり、BIG 4以外の登録監査事務所の規模や数なども考慮して評価する必要がある。なお、この質問でも、わが国では「いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない」との回答が4分の1以上を占めていることに留意する必要がある。

ローテーションが実施された場合の監査報酬に対する影響については、米国では監査事務所の数が増加する場合も減少する場合も監査報酬は高騰するとの回答が67%であり、選択肢の減少は監査コストの増加につながるという考え方を示している。この点についても、わが国では「判断基準または経験がない」との回答が62%であり、ローテーションが実施された場合の監査報酬に対する影響についてまだ考慮されていないと考えられる。

#### ⑤ 大規模監査事務所のシェアの変化

ローテーションが実施された場合における監査事務所のシェアへの影響に関する質問では、日本では四大監査法人を念頭にした質問に対して、一層集中するとの回答が48%で変化しないとの回答が23%である。米国では選定可能な監査事務所が90～100程度あることを前提としてシェアの変化を質問しており、変化しないとの回答が48%で一層集中するとの回答が18%となっている。この質問においても、日米における監査事務所の規模や数の相違を考慮する必要がある。

(多賀谷充)

## D コストと報酬

以下の質問は、監査事務所の監査関連コストと監査報酬、ならびに上場企業が監査事務所を選定、支援するために、監査の初年度に負担したコストに関する内容です。

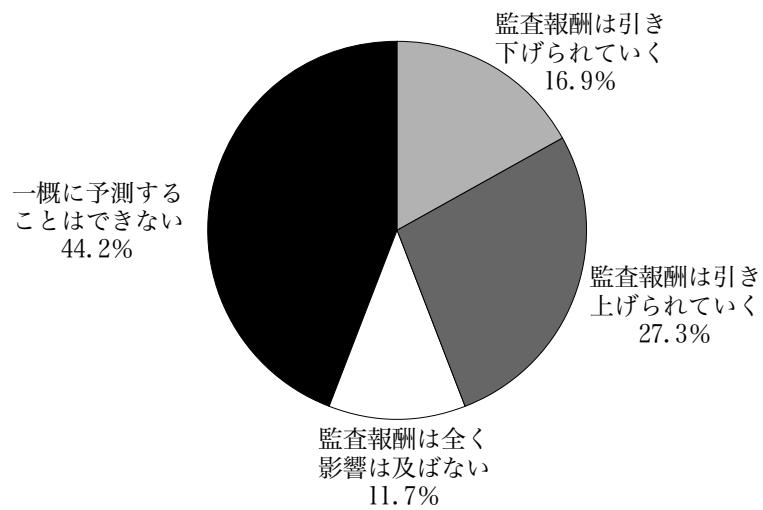
**質問28** 監査事務所間でクライアントの獲得競争が激しくなると仮定した場合、監査事務所のローテーションが監査報酬に対して与える長期的な影響についてどのように思われますか。

1. 長期的にみて、監査報酬は引き下げられていくと思われる
2. 長期的にみて、監査報酬は引き上げられていくと思われる
3. 長期的にみて、監査報酬に全く影響は及ばない
4. 一概に予測することはできない

集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
長期的にみて、監査報酬は引き下げられていくと思われる	13	16.9%
長期的にみて、監査報酬は引き上げられていくと思われる	21	27.3%
長期的にみて、監査報酬に全く影響は及ばない	9	11.7%
一概に予測することはできない	34	44.2%
合 計	77	100.0%

質問28に関する円グラフ



質問29

質問28

のご回答の理由を簡単に説明して下さい。

---

---

---

回答：

- (1) ローテの影響より、監査の中身が問われる時代になり、米国のように報酬は上がって行くと思われる。
- (2) 日本国内でのクライアント獲得競争をしている状況ではなくなっていく可能性が大きく、世界レベルでの監査内容充実が必要になり、監査時間の延長と相伴って、報酬引上げ圧力が高まると思われる。
- (3) 監査の品質を維持・向上できる監査法人のみが生き残るとした場合、ローション制度が監査報酬の長期トレンドを左右するとは考えられない。
- (4) 監査法人が大手に集中し、それに伴う法人内のコスト（人的、質的）が報酬に転嫁していくものと考える。
- (5) 当初は引き下げ圧力が高まるが、国際的な潮流からみて引上げの方向に動くと思われる。
- (6) 監査に見合った報酬を支払うというのが世の中の流れ。安くなると逆にきっちりと監査を受けていないとの印象を持たれる。
- (7) 市場の期待が大きくコストもかかる。
- (8) 競争原理
- (9) 監査内容がますます大容量化、複雑化するため。
- (10) 社会情勢等の変化により一概には予測できない。
- (11) 一定規模以上の事業法人では四大監査法人の中でローション的な変更になり、各監査法人とも急激に人を増やすことはクオリティ面でも容易ではないだろうからおのずと予定調和的にならざるを得ない。
- (12) 理解不足のため監査時間が長くなる。
- (13) 監査手続も増え、コストを減らすにも限界があり、価格競争も限界がある。
- (14) 監査の質的向上が求められており、監査報酬は引き上げられていく方向にあると思われますが、ローションによるクライアント獲得の為の引き下げは質的問題から不可能ですし、質的向上分プラスアルファーの引き上げも無理。
- (15) 監査報酬は低い（安い）事が良い事であるとは言いにくい。  
監査法人の競争によって、一般的に安くなる事は予測されるが、一方、監査の質という面から監査費用の充実を要望するステークホルダーもあり、一概には予測できない。
- (16) ローションのみの影響であれば、競争により引き下げとなると思われるが、中

央青山の影響や、内部統制監査の影響等、複合的な動きとなることが予想される。

- (17) 監査法人間の競争により、監査の効率化が促進されると思われる所以。
- (18) 競争の激化により価格競争がおこる。
- (19) 当初は下がる傾向にあるかもしれないが、監査の質の低下につながり歯止めがかかると予想する。
- (20) 監査法人にとって企業の雇客としての位置付けが弱まる。
- (21) クライアントは、一般的に監査コストの低減要求を行うが、社会的に監査に対する目が厳しくなる中、コストより質を求めるクライアントも多くなる。又、監査事務所側の監査関連コストも増えるため、一概に予測することはできない。
- (22) 監査法人に対する監査事務所のローテーションによる影響は、顧客獲得競争の激化による減少と、ローテーション可能な事務所の絞り込みによる増加の両方が考えられるため。
- (23) 競争原理がはたらくので。
- (24) 競争原理が働くと考えられるため。
- (25) 監査事務所の当社サービスへの理解・対応次第。
- (26) ローテーションの結果大規模監査事務所への集中度がアップし、需要の関係から報酬はアップする。(法的に一定化させれば回避可能)
- (27) 監査事務所間でクライアントの獲得競争が激しくなると「仮定」した場合は、競争原理から監査報酬は下がるはずである。但し、大規模監査事務所が4社と寡占化しているのでクライアント獲得競争はおこらないと予想する。
- (28) 獲得競争で一時的に引き下げはあるかもしれないが、質の問題、監査事務所のキャパシティの問題、今後の四半期レビュー（あるいは監査）、内部統制監査という量的問題を考えると引き上げられる可能性も高いと思われる。
- (29) 大企業が監査を依頼できるのは四大監査法人しかありえず、寡占化が進んでいるため競争原理は働かない。
- (30) 監査法人はより一層監査の質を高める必要に迫られる。米国の状況に近付く。
- (31) 監査法人を変更する機会の増加により、優良顧客の獲得競争が激しくなる為、監査報酬は低下すると思われる。一方、新規顧客のとくしゅせいに慣れる為、監査時間は増えるが、長期的に見た場合、増加コストは監査法人の効率向上により吸収されると思われる。
- (32) 競争という点では引き下げ要因となるが、リソースの問題や現在の報酬水準からみれば一方的に下げる方向とも考えられない。
- (33) ローテーションによる監査事務所間の引継に時間とコストがかかる。
- (34)
  - ・四大法人に寡占化されて行くので、競争が激化するとは思えない。
  - ・企業側の業務、業態に応じて監査内容も変化する。
- (35) 監査の内容、質が変わるものではない。適正な報酬を持続すべき。

- (36) 監査法人変更時の追加コスト発生に伴う監査報酬の上昇、監査法人の寡占化が進むと想定されるため。
- (37) 一時的にはクライアント獲得の為に、報酬は引き下げられると思われるが、長期的には適正なレベルに落ち着くと思う
- (38) ローテーションによる影響かどうかの判断は難しいが、企業を取り巻く環境から見て、今後報酬は上昇していく
- (39) 價格競争のインパクトと、交替に伴う追加コストのインパクトのいずれが大きいものかは判らない。
- (40) ローテーションによる監査法人変更初年度は、監査時間が増大することが予想され、監査報酬も上昇。
- (41) クライアントの獲得競争と同時に、監査法人の寡占化が進展すると想定されるため。
- (42) 四大監査法人の監査品質に大きな差異が見られない現状では、ローテーションを実施し、他の監査法人を選定する基準が報酬に片寄ることが想定されるため。
- (43) 獲得競争による価格低下。
- (44) 獲得のための一時的な引き下げはあっても、監査時間の増加、内部統制監査の追加等、ローテーション以外の引き上げ要素が多く、一概に云えない。尚ローテーションの義務付けの方が競争の妨げとなる可能性も否定できない。
- (45) 競争が激しくなれば、価格の提示を下げざるを得なくなるであろうという一般論からの判断。
- (46) 品質も大きな要素であることも考えると一概に予測できない。
- (47) 監査事務所側にはクライアント獲得競争の結果、報酬額を低くする力が働くかもしれないが、クライアント側が優良な監査事務所に適正な監査を依頼すれば監査報酬は妥当な線に落ち着く（会計監査に責任を負う監査役の合意が監査報酬の決定に必要とされる）。
- (48) 寡占化による需給バランスの変化。
- (49) 監査報酬は監査品質に直接影響を与える反面、競争力確保のためにどのような価格水準に提示してくるのか予測できない。
- (50) 監査の質と量の向上が求められるため。
- (51) 新しい監査法人に変われば、監査時間が増える。一旦上がった監査報酬は中々下がらない。
- (52) 獲得競争が激しくなるというだけの仮定のもとでは、監査のレベルを下げることなく効率的な監査業務を実施できる監査法人が、安い監査報酬で受注していくと考えられる。

**質問30** (任意的か強制的かを問わず) 監査事務所の変更が行われると、新規法人はクラウドの事業や財務報告実務についての十分な理解を得ることが必要となるため、初年度における監査コストは、2年度目以降の年間監査コストを上回る可能性があると思いますか。

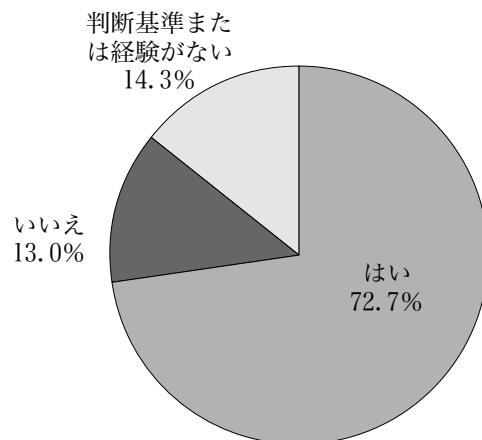
1. はい
2. いいえ
3. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

2または3とお答えの場合には、**質問34**へお進み下さい。

#### 集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
はい	56	72.7%
いいえ	10	13.0%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	11	14.3%
合 計	77	100.0%

**質問30に関する円グラフ**



**質問31** 監査事務所が、上場企業の新規クライアントに対して監査を実施する場合、初年度に追加的に生じる監査コストは、（同クライアントに対する2年度目以降の年間監査コストと比較して）平均的にどの程度であると思われますか。

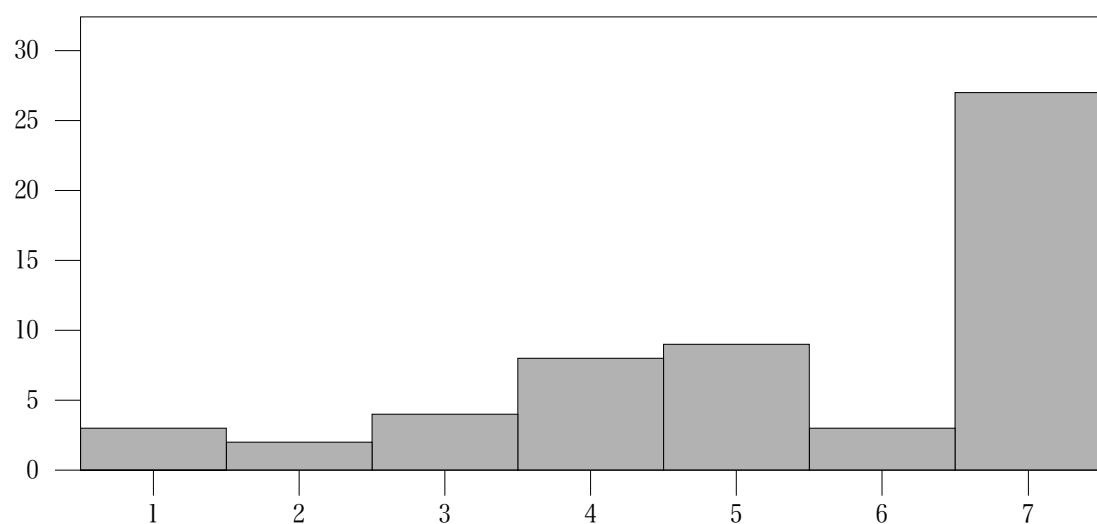
追加的年間監査コストは、

1. 2年度目以降の年間監査コストの50%以上
2. 2年度目以降の年間監査コストの40%以上50%未満
3. 2年度目以降の年間監査コストの30%以上40%未満
4. 2年度目以降の年間監査コストの20%以上30%未満
5. 2年度目以降の年間監査コストの10%以上20%未満
6. 2年度目以降の年間監査コストの10%未満
7. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

#### 集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
2年度目以降の年間監査コストの50%以上	3	5.4%
2年度目以降の年間監査コストの40%以上50%未満	2	3.6%
2年度目以降の年間監査コストの30%以上40%未満	4	7.1%
2年度目以降の年間監査コストの20%以上30%未満	8	14.3%
2年度目以降の年間監査コストの10%以上20%未満	9	16.1%
2年度目以降の年間監査コストの10%未満	3	5.4%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	27	48.2%
合 計	56	100.0%

#### 質問31に関するヒストグラム



以下の2つの質問について、賛成または不賛成の程度をお示し下さい。

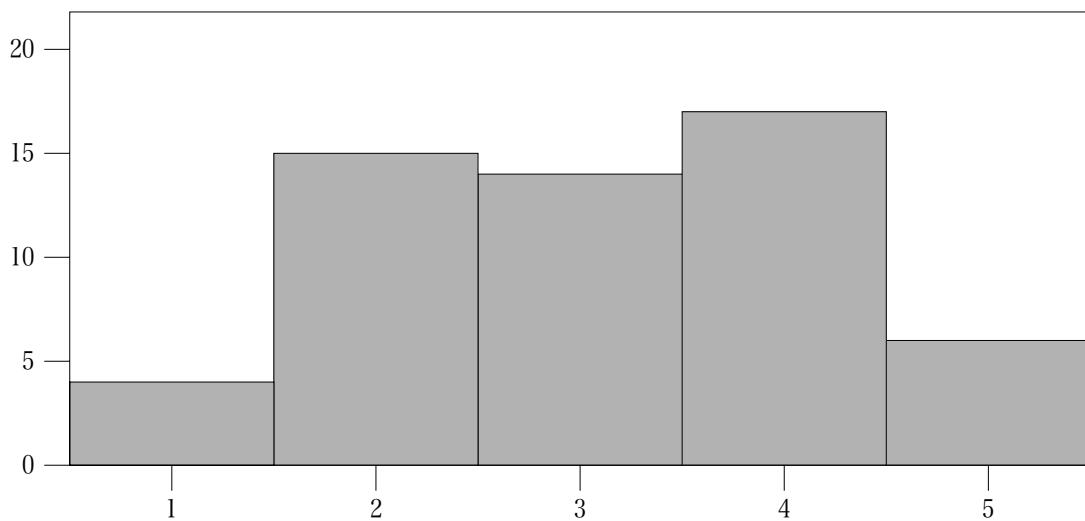
**質問32** 監査事務所の交替が任意の場合、初年度に発生する追加的な監査コストは、監査事務所が負担することになるため、上場企業が追加的な監査報酬を支払うことはない。

1. 強くそう思う
2. そう思う
3. どちらともいえない
4. そう思わない
5. 全くそう思わない

集計結果

選択項目	回答数	割合
強くそう思う	4	7.1%
そう思う	15	26.8%
どちらともいえない	14	25.0%
そう思わない	17	30.4%
全くそう思わない	6	10.7%
合計	56	100.0%

質問32に関するヒストグラム



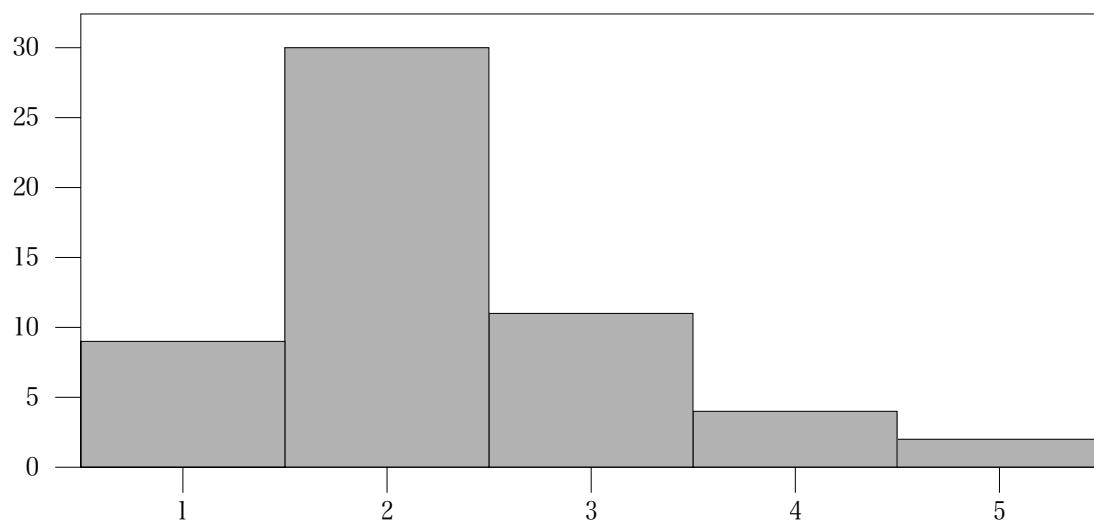
**質問33** 監査事務所のローテーションが実施された場合、新たに選定された監査事務所は、初年度における追加的な監査コストを取り戻すために、在任期間中に監査報酬を引き上げる可能性がある。

1. 強くそう思う
2. そう思う
3. どちらともいえない
4. そう思わない
5. 全くそう思わない

集計結果

選択項目	回答数	割合
強くそう思う	9	16.1%
そう思う	30	53.6%
どちらともいえない	11	19.6%
そう思わない	4	7.1%
全くそう思わない	2	3.6%
合 計	56	100.0%

質問33に関するヒストグラム



**質問34** 監査事務所のローテーションが実施された場合、上場企業は監査事務所をより頻繁に変更しなければなりません。競争の激化に伴い、監査事務所は、選定のいかんにかかわらず、追加的なマーケティング・コストを負担することになると思いますか。

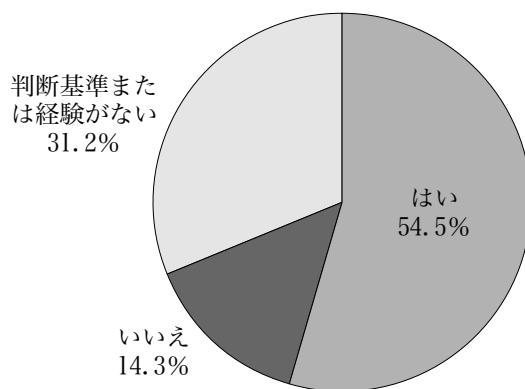
1. はい
2. いいえ
3. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

2 または 3 とお答えの場合には、**質問36** へお進み下さい。

#### 集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
はい	42	54.5%
いいえ	11	14.3%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	24	31.2%
合 計	77	100.0%

質問34に関する円グラフ



以下の質問について、賛成または不賛成の程度をお示し下さい。

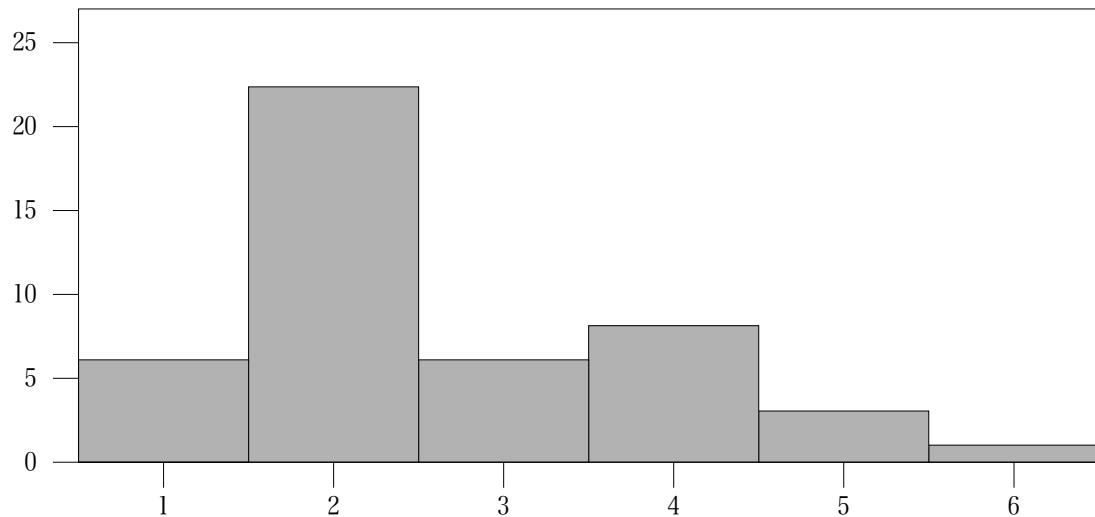
**質問35** 監査事務所のローテーションにより発生する追加的なマーケティング・コストは、監査報酬の引き上げという形で、上場企業が負担することになる。

1. 強くそう思う
2. そう思う
3. どちらともいえない
4. そう思わない
5. 全くそう思わない
6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
強くそう思う	6	13.0%
そう思う	22	47.8%
どちらともいえない	6	13.0%
そう思わない	8	17.4%
全くそう思わない	3	6.5%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	1	2.2%
合 計	46	100.0%

質問35に関するヒストグラム



**質問36** 監査事務所のローテーションが実施され、新たな監査事務所をより頻繁に選定しなければならない場合、貴社が負担することになる（内部）選定コストの大きさはどの程度だと思われますか。

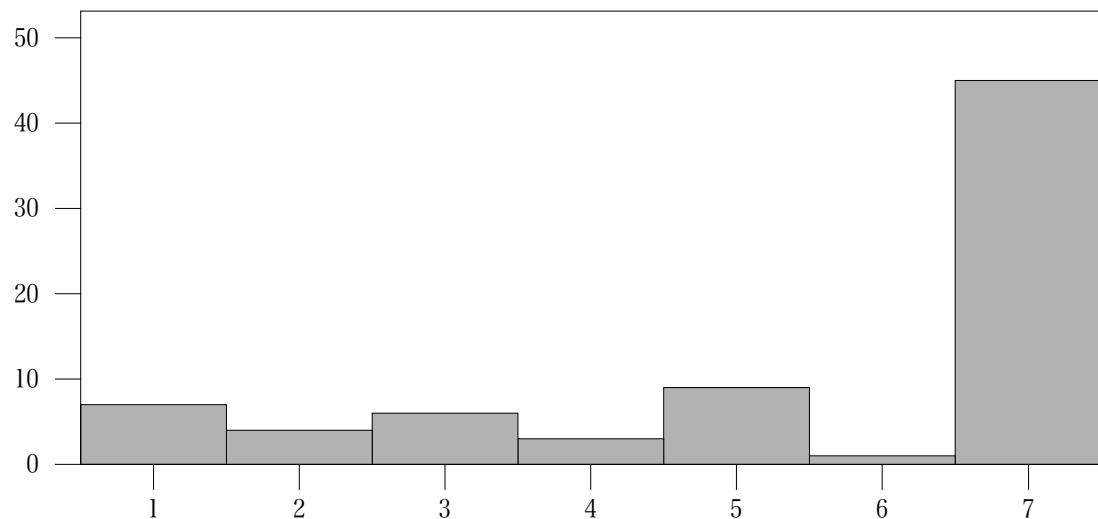
負担する選定コストは、交替直後の初年度監査報酬の

1. 20%以上であると思われる
2. 15%以上20%未満であると思われる
3. 10%以上15%未満であると思われる
4. 5 %以上10%未満であると思われる
5. 5 %未満であると思われる
6. 0 %であると思われる
7. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
20%以上であると思われる	7	9.3%
15%以上20%未満であると思われる	4	5.3%
10%以上15%未満であると思われる	6	8.0%
5 %以上10%未満であると思われる	3	4.0%
5 %未満であると思われる	9	12.0%
0 %であると思われる	1	1.3%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	45	60.0%
合 計	75	100.0%

質問36に関するヒストグラム



**質問37** (任意的か強制的かを問わず) 監査事務所の交替が行われた直後では、新任監査事務所は新しいクライアントたる上場企業の業務や財務報告実務についての知識を得なければなりません。監査事務所の交替直後において、貴社が負担する初年度の追加的な支援コスト（前任監査事務所を支援するのに必要な水準を超える内部コスト）は、新任監査事務所が請求する初年度の監査報酬と比べて、どの程度であると見込まれますか。

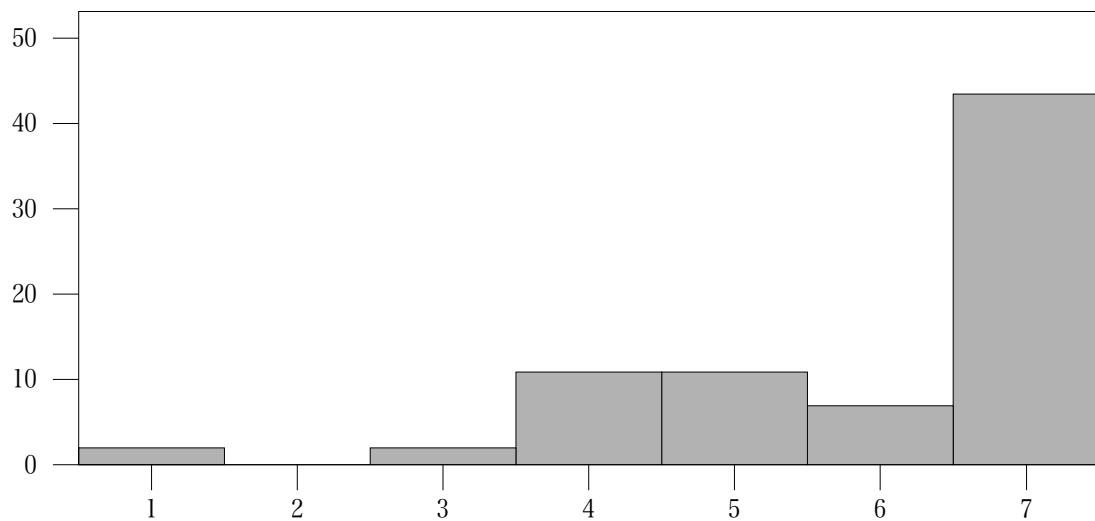
当社が負担する支援コストは、交替直後の初年度監査報酬の

1. 50%以上と思われる
2. 40%以上50%未満と思われる
3. 30%以上40%未満と思われる
4. 20%以上30%未満と思われる
5. 10%以上20%未満と思われる
6. 10%未満と思われる
7. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
50%以上と思われる	2	2.6%
40%以上50%未満と思われる	0	0
30%以上40%未満と思われる	2	2.6%
20%以上30%未満と思われる	11	14.3%
10%以上20%未満と思われる	11	14.3%
10%未満と思われる	7	9.1%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	44	57.1%
合 計	77	100.0%

質問37に関するヒストグラム



### 「質問28から37までのコメント」

#### 1—3 コストと報酬

##### (1) 質問事項の概要

本節の質問事項は、強制的ローテーションの実施に伴い、監査事務所およびクライアント双方に、どのようなコストがどの程度追加的に生じることになるのか、また、監査事務所側に生じる追加的コストが、どの程度監査報酬に転嫁されることになるのか、についての見解および見通しを、クライアント側に尋ねたものである。具体的には次のような質問事項が設定されている。

##### ① 監査報酬額に対する影響

——強制的ローテーションの実施に伴い、クライアント獲得競争が熾烈になると思われる中、長期的にみて、監査報酬は引上げられることになるのか、あるいは、引下げられることになるのかどうか？（質問28～29）

##### ② 初年度における追加的監査コストの発生、金額および負担

——新任の監査事務所には、初年度、クライアントの事業等の理解を図るために、追加的監査コストが生じると思われるが、当該コストがどの程度生じ、かつ、クライアント側が負担することになるのかどうか？（質問30～33）

##### ③ 追加的マーケティングコストの発生および負担

——強制的ローテーションの実施に伴い、監査事務所側に、追加的マーケティングコストが生じることになるのかどうか、また当該コストをクライアント側が負担することになるのかどうか？（質問34～35）

##### ④ クライアント側の追加的内部コスト

——強制的ローテーションの実施に伴い、クライアント側に、監査事務所選定のため

の内部コストがどの程度生じることになるのかどうか、同様に、新任の監査事務所支援のための内部コストがどの程度生じることになるのかどうか？（質問36—37）

## (2) 回答の概要

上記質問に対して、以下のような回答を得た。

まず、①については、半数近くの回答が、「一概に予測することはできない」を選択し、それ以外の回答も、「引上げられる」、「引下げられる」および「影響は及ばない」に広く分布しており、現時点で、クライアント側が今後の監査報酬の推移を予測するのは困難なことと捉えられているように思われる。自由記述においても、市場原理に従い、監査ビジネスの効率性が高まっていくという見解や、逆に、監査時間の延長等に伴い、監査報酬が引上げられるという見解が示されるなど、①に関する回答者の見通しには相当な幅がある。

②については、初年度、追加的な監査コストが生じるかどうかに関して約70%が肯定するとともに、同じく、約70%が当該コストは監査報酬に転嫁されることになるとの見通しを示している。ただし、その金額に関しては、半数近くが「判断基準または経験がない」を選択し、それ以外の回答にも一様な傾向はみられないことから、現時点で追加的コストの金額を予測するのは困難なことと捉えられているといえよう。

③については、追加的マーケティングコストの発生を半数強が肯定するが、当該コストは発生しない、および、判断不可能とする意見も半数弱を占めている。同様に当該コストをクライアント側が負担することになるのかどうかに関しても、60%程度が肯定し、他の40%程度は、否定、あるいは、判断不可能を示す選択肢を選択している。このように当該コストの発生および負担の有無については、肯定的意見と、否定的意見および判断不可能とする意見とに分かれている。

最後に④については、選定コストおよび支援コスト双方の金額に関して、60%程度が「判断基準または経験がない」を選択し、それ以外の回答にも一様な傾向はみられないことから、回答者にとっては現時点では予測困難なことと解すことができよう。

## アンケート調査結果の日米比較分析

米国および日本双方の調査において、「コストと報酬」に関して次のような質問事項が設定されている（詳しくは、I部1—3節を参照）。

- ① 監査報酬額に対する影響
- ② 初年度における追加的監査コストの発生、金額および負担
- ③ 追加的マーケティングコストの発生および負担
- ④ クライアント側の追加的内部コスト

まず、①については、日米間で差異がみられる。前述の通り、日本では、長期的に監査報酬額が引上げられるかどうかに関して、予測できないとする見解が多いが、それに対し

て米国では引上げられるとする回答が90%程度を占めている。

②については、初年度、追加的な監査コストが生じ、かつ、当該コストが監査報酬に転嫁されることになるという点に関しては日米ともに肯定的な意見が大勢を占めている。ただし、その金額的規模に関して、日本では予測できないとする見解が多いのに対して、米国では、約半数が年間監査報酬額の20%—40%程度生じるとし、また約30%が年間報酬額の40%以上生じると回答するなど、米国の調査結果では具体的な金額的規模が示されている。

③についても、日米間で差異がみられる。日本では追加的マーケティングコストの発生および負担に関して、肯定的意見と、否定的意見および判断不可能とする意見とに分かれているが、米国では、当該コストが発生し、かつ、それらをクライアント側が負担することになるという見解が大勢を占める。

④については、日本では、選定コストおよび支援コスト双方の金額に関して、予測困難とする見解が多いのに対して、米国では、選定コストの金額に関して、約40%が、初年度監査報酬額の5—15%程度生じるとし、支援コストに関しては、約70%が、初年度監査報酬額の10—40%程度生じると回答するなど、特定の選択肢に回答が集中してはいないものの、予測できないとする回答は少数に留まっている。

以上、コストと報酬に関する日米調査結果を比較すると、次の相違点が認められる。すなわち、強制的ローテーションの実施に伴い、初年度における監査コスト、マーケティングコスト、選定コストおよび支援コスト等の負担が追加的に生じることになるという点については日米ともに肯定されているが、その金額的規模や、今後、監査報酬全体がどのように推移していくのかについては、米国の調査では、全般的に、具体的な予測が示されているのに対して、日本の調査では、予測することができないとする見解が多く示されているのである。

日米の監査報酬を比較すると、米国企業の方が一般的に多額の支払を行ってきており、その金額は業務内容に応じ、監査事務所とクライアントとの個別交渉によって決定される。日本においても個別交渉を通じて決定される点は変わらないが、日本の場合、かかる交渉過程に不満をもつクライアントが少なくないといわれている。

2004年に日本経済新聞社が日経平均採用企業225社を対象として実施した調査<sup>1</sup>によれば、回答企業(98社)の40%が、監査報酬の交渉過程に問題があるとし、そのうち62%は「監査報酬の根拠となる業務の説明が足りない」とし、同じく59%は「報酬を決める単価の設定が合理性に欠ける」と回答している。当該調査結果をみると、日本の場合、監査報酬額の算定メカニズムが、クライアント側に、十分伝わっていない面があることは否めない。

今回、われわれが実施した調査において、米国の調査結果とは異なり、追加的監査コストや監査報酬の具体的金額に関して、予測不可能とする回答が多く寄せられたのも、このような現状が重要な要因の1つになっている可能性がある。

(中野貴之)

---

1 日本経済新聞朝刊、2004年4月23日、19面。

## E 監査事務所の知識と経験

以下の質問は、監査事務所のローテーションが、上場企業における財務諸表の重要な虚偽表示を発見する監査事務所の能力に、いかなる影響を与えるのかを扱っています。

**質問38** 新たな監査事務所が、貴社の業務と財務報告実務について十分に精通し、新たな上場企業クライアントの初年度の監査を実施する際にしばしば伴う追加的な支援（予算）をもはや必要としないようになるまでには、どれぐらいの期間がかかると思われますか。

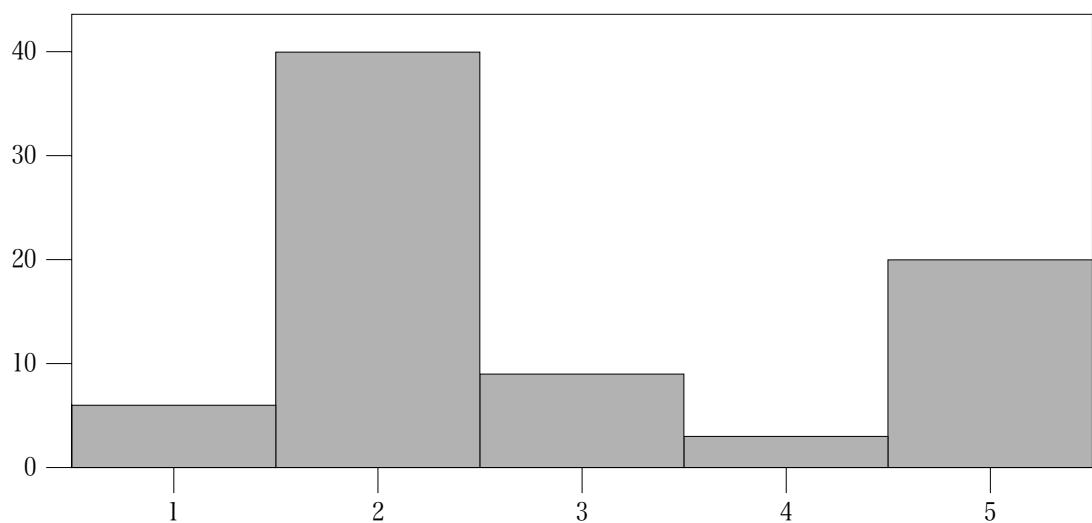
1. 1年
2. 2—3年
3. 4—5年
4. 5年超
5. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

5とお答えの場合には、**質問41**へお進み下さい

集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
1年	6	7.7%
2—3年	40	51.3%
4—5年	9	11.5%
5年超	3	3.8%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	20	25.6%
合 計	78	100.0%

質問38に関するヒストグラム



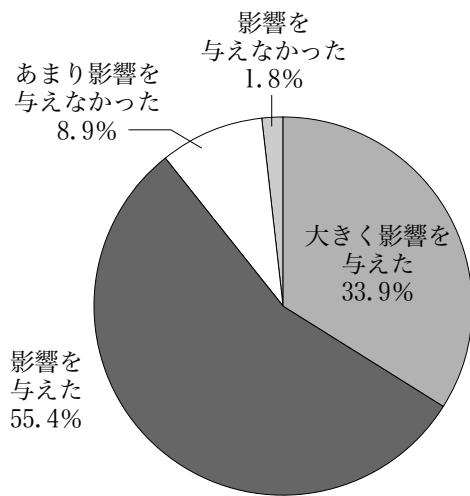
質問39 質問38 の回答において、貴社の業務と財務報告実務の性質および複雑性は、どの程度影響を与えたか。

1. 大きく影響を与えた
2. 影響を与えた
3. あまり影響を与えなかった
4. 影響を与えなかった

集計結果

選択項目	回答数	割合
大きく影響を与えた	19	33.9%
影響を与えた	31	55.4%
あまり影響を与えなかった	5	8.9%
影響を与えなかった	1	1.8%
合計	56	100.0%

質問39に関する円グラフ



質問40 質問38への回答において、貴社の業務と財務報告実務の性質および複雑性以外に影響を与えた要因はありますか。

1. はい
2. いいえ

集計結果

選択項目	回答数	割合
はい	7	12.7%
いいえ	48	87.3%
合計	55	100.0%

「1. はい」とお答えの場合には、その要因について簡単にご説明下さい。

---

---

---

---

回答：

- (1) 地理的活動範囲の広がりと市場製品の存在。
- (2) 企業風土等。
- (3) 業界特有の取引等
- (4) 監査法人間の考え方の相違
- (5) 総合会社なので旧両社の監査担当者が異なる（監査法人は同一だが）  
担当者によって監査手法や感性が異なるため相当理解に時間がかかっている。
- (6) 日本の四大監査法人は各々特定の海外監査人と提携しているためローテーションで  
海外監査法人の問題が発生する
- (7) 監査法人間の引継ぎ手続きの要領

**質問41** 監査事務所のローテーションのもとで、新たな監査事務所は、クライアントの業務および財務報告実務に対して新鮮な視点を提供するといわれます。

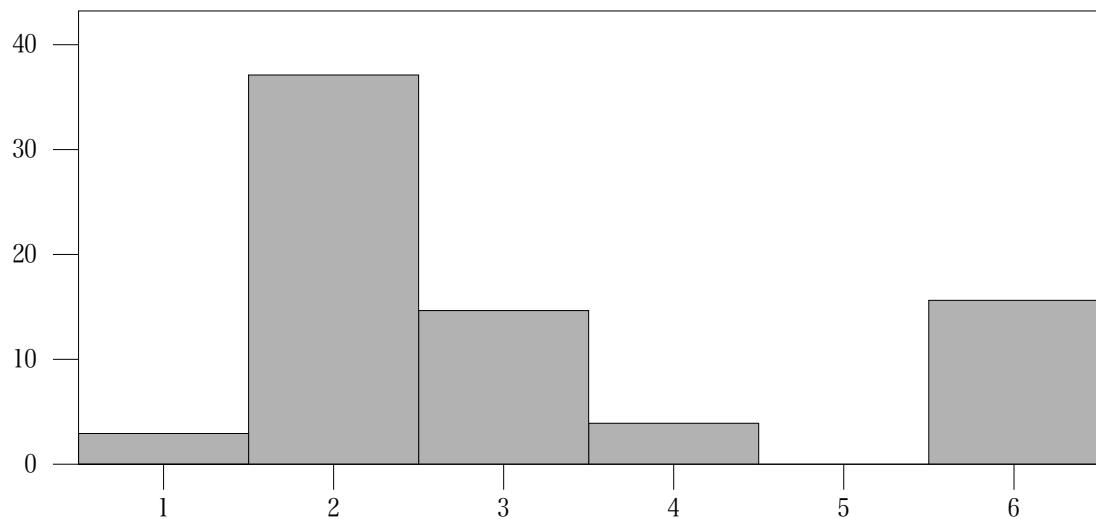
そこで、一般的に、新たな監査事務所が提供する「新鮮な視点」は、新たな監査事務所が、前任監査事務所が発見できなかった上場企業における財務諸表の重要な虚偽表示を発見する可能性に対して、どの程度影響を及ぼすと思われますか。

1. 発見する可能性を非常に増大させる
2. 発見する可能性をいくらか増大させる
3. 発見する可能性は影響を受けない
4. 発見する可能性をいくらか減少させる
5. 発見する可能性を非常に減少させる
6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
発見する可能性を非常に増大させる	3	3.9%
発見する可能性をいくらか増大させる	38	50.0%
発見する可能性は影響を受けない	15	19.7%
発見する可能性をいくらか減少させる	4	5.3%
発見する可能性を非常に減少させる	0	0
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	16	21.1%
合 計	76	100.0%

質問41に関するヒストグラム



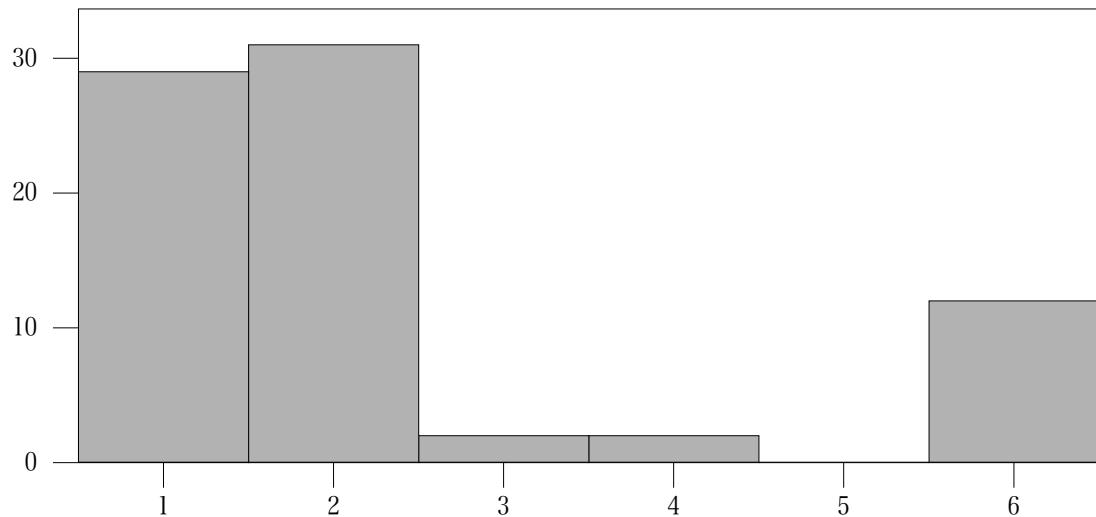
- 質問42** 監査事務所のローテーションのもとで、前任監査事務所がクライアントの業務および財務報告実務について有する知識と比べて、新たな監査事務所がクライアントの業務および財務報告実務について初年度に有する知識はどの程度と思われますか。
- 新しい監査事務所は、クライアントについて
1. 非常に少ない知識を有する
  2. いくらか少ない知識を有する
  3. ほぼ同じ知識を有する
  4. いくらか多くの知識を有する
  5. 非常に多くの知識を有する
  6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

3, 4, 5 または 6 とお答えの場合には、**質問45** へお進み下さい。

### 集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
非常に少ない知識を有する	29	38.2%
いくらか少ない知識を有する	31	40.8%
ほぼ同じ知識を有する	2	2.6%
いくらか多くの知識を有する	2	2.6%
非常に多くの知識を有する	0	0
いざれを選択すべきかの判断基準または経験がない	12	15.8%
合 計	76	100.0%

質問42に関するヒストグラム



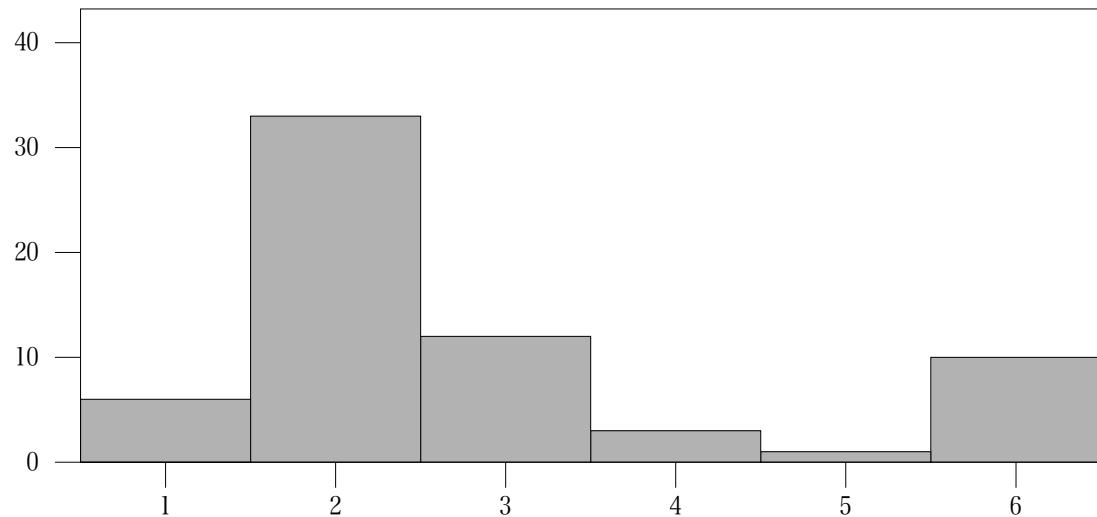
**質問43** もし、監査事務所のローテーションのもとで、新たな監査事務所がクライアントの業務および財務報告実務について初年度に有する知識が少ない場合、その少ない知識は、新たな監査事務所が監査契約期間の初年度に、財務諸表の重要な虚偽表示を発見することができないというリスクにどの程度影響を及ぼすと思われますか。

1. リスクを非常に増大させる
2. リスクをいくらか増大させる
3. リスクは増大も減少もしない
4. リスクをいくらか減少させる
5. リスクを非常に減少させる
6. いざれを選択すべきかの判断基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
リスクを非常に増大させる	6	9.2%
リスクをいくらか増大させる	33	50.8%
リスクは増大も減少もしない	12	18.5%
リスクをいくらか減少させる	3	4.6%
リスクを非常に減少させる	1	1.5%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	10	15.4%
合 計	65	100.0%

質問43に関するヒストグラム



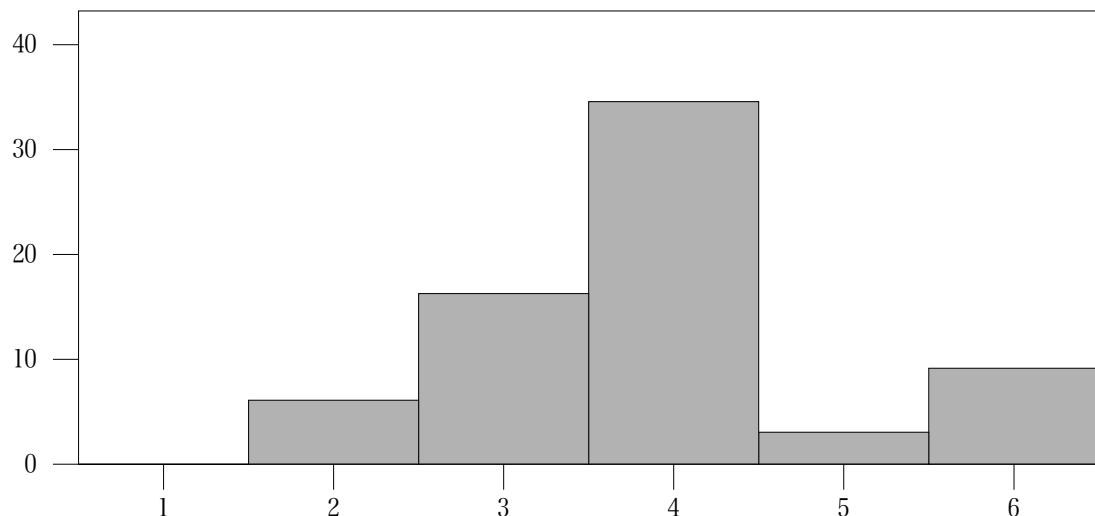
**質問44** 監査事務所のローテーションのもとで、貴社の業務と財務報告実務についての知識を増加させるために、新たな監査事務所に対して追加、あるいはより以上の監査手続を求めること（前任監査事務所が作成した調書や前任監査事務所の主要な担当者とより綿密に接触することを新たな監査事務所に求めることなど）は、財務諸表の重大な虚偽表示を発見することができないというリスクにどの程度影響を及ぼすと思われますか。

1. リスクを非常に増大させる
2. リスクをいくらか増大させる
3. リスクは増大も減少もしない
4. リスクをいくらか減少させる
5. リスクを非常に減少させる
6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

### 集計結果

選 �chioce 項 目	回答数	割 合
リスクを非常に増大させる	0	0
リスクをいくらか増大させる	6	8.8%
リスクは増大も減少もしない	16	23.5%
リスクをいくらか減少させる	34	50.0%
リスクを非常に減少させる	3	4.4%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	9	13.2%
合 計	68	100.0%

質問44に関するヒストグラム



### 「質問38から44までのコメント」

#### 1—4 監査事務所の知識と経験

##### 1. 本節における質問の趣旨および概要

本節における一連の質問は、監査事務所の知識と経験の程度や監査事務所のローテーションによりもたらされる「新鮮な視点」が、財務諸表の重要な虚偽表示を発見する監査事務所の能力にいかなる影響を与えるのかを問うたものである。

質問38 は、新たな監査事務所が、クライアントの業務と財務報告実務について十分に精通し、新たな上場企業クライアントの初年度の監査を実施する際にしばしば伴う追加的支援（予算）をもはや必要としないようになるまでには、どれくらいの期間がかかるかを問うことで、クライアント特有の監査上の知識や経験を身につけるためには一般にどのくらいの期間が必要かを明らかにしようとしたものである。

クライアント特有の監査上の知識や経験を身につけるのに要する期間は、業務や財務報告実務の性質や複雑性によって異なるものと考えられる。固有の知識と経験を要する

ような特定の業界に属するクライアントや複雑な業務を営むクライアントについては、一般的に要する期間よりも長い期間が必要とされよう。したがって、**質問38**における回答の具体的年数は、クライアントの業務と財務報告実務の性質および複雑性に大きく依存する。このような観点から**質問39**では、**質問38**の回答において、具体的年数で回答した者に対して、当該回答の際にクライアントの業務と財務報告実務の性質および複雑性がどの程度影響を与えたかを問うている。また、続く**質問40**では、同じく**質問38**の回答において、具体的年数で回答した者に対して、当該回答の際にクライアントの業務と財務報告実務の性質および複雑性以外に影響を与えた要因の有無とその具体的な要因について問うている。なお、**質問38**について、具体的年数で回答しなかった者に対しては、**質問39**と**質問40**への回答を求めていない。

**質問41**は、監査事務所のローテーションのことで、新たな監査事務所は、クライアントの業務および財務報告実務に対して新鮮な視点を提供するといわれていることに関連して、一般的に、新たな監査事務所が提供する「新鮮な視点」は、新たな監査事務所が、前任監査事務所が発見できなかった上場企業における財務諸表の重要な虚偽表示を発見する可能性に対して、どの程度影響を及ぼすと思われるかを問うことで、「新鮮な視点」の有効性を明らかにしようとしたものである。

**質問42**は、監査事務所のローテーションのことで、前任監査事務所がクライアントの業務および財務報告実務について有する知識と比べて、新たな監査事務所がクライアントの業務および財務報告実務について初年度に有する知識はどの程度と思われるかを問うことで、前任監査事務所と新任監査事務所のそれぞれのクライアントに対して有する知識を比較することにより、監査事務所のローテーションによって前任の監査事務所が培ってきたクライアント特有の知識の断絶がみられるかを明らかにしようとしたものである。

**質問43**では、**質問42**の回答において、新任監査事務所は前任監査事務所よりも非常に少ないかまたはいくらか少ない知識を有すると回答した者に対して、監査事務所のローテーションのことで、新たな監査事務所がクライアントの業務および財務報告実務について初年度に有する知識が少ない場合、その少ない知識は新たな監査事務所が監査契約期間の初年度に、財務諸表の重要な虚偽表示を発見することができないというリスクにどの程度影響を及ぼすと思われるかを問うている。また、続く**質問44**では、同じく**質問42**の回答において、新任監査事務所は前任監査事務所よりも非常に少ないかまたはいくらか少ない知識を有すると回答した者に対して、監査事務所のローテーションのことで、被監査会社の業務と財務報告実務についての知識を増加させるために、新たな監査事務所に対して追加、あるいはより以上の監査手続を求めること（前任監査事務所が作成した調書や前任監査事務所の主要な担当者とより綿密に接触することを新たな監査事務所に求めることなど）は、財務諸表の重大な虚偽表示を発見することができないというリスクにどの程度影響を及ぼすと思われるかを問うている。なお、

**質問42**について、新任監査事務所は前任監査事務所とほぼ同じ知識を、または、いくらか多くのもしくは非常に多くの知識を有すると回答した者、および、いずれを選択すべきかの判断基準または経験がないと回答した者に対しては、**質問43**と**質問44**への回答を求めていない。

## 2. 本節における質問の回答の傾向

**質問38**の新たな監査事務所が、クライアント特有の監査上の知識や経験を身につけるのに要する期間については、「1年」と回答したのが6社(7.7%)、「2—3年」と回答したのが40社(51.3%)、「4—5年」と回答したのが9社(11.5%)、「5年超」と回答したのが3社(3.8%)、「いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない」と回答したのが20社(25.6%)で、2—3年との回答が全体の過半数を占めている。

**質問39**の**質問38**の回答の際にクライアントの業務と財務報告実務の性質および複雑性がどの程度影響を与えたかについては、「大きく影響を与えた」と回答したのが19社(33.9%)、「影響を与えた」と回答したのが31社(55.4%)、「あまり影響を与えたなかった」と回答したのが5社(8.9%)、「影響を与えなかった」と回答したのが1社(1.8%)で、影響を与えたとの回答が全体の89.3%に達している。

**質問40**の**質問38**の回答の際にクライアントの業務と財務報告実務の性質および複雑性以外に影響を与えた要因の有無については、「はい」と回答したのが7社(12.7%)、「いいえ」と回答したのが48社(87.3%)で、**質問38**の回答の際に影響を与えた主な要因は、クライアントの業務と財務報告実務の性質および複雑性であることが明らかになった。**質問38**の回答の際に影響を与えたその他の具体的な要因として挙げられたものは、以下のとおりである。

- (1) 地理的活動範囲の広がりと市場製品の存在
- (2) 企業風土等
- (3) 業界特有の取引等
- (4) 監査法人間の考え方の相違
- (5) 総合会社なので旧両社の監査担当者が異なる（監査法人は同一だが）。担当者によって監査手法や感性が異なるため相当理解に時間がかかる。
- (6) 日本の四大監査法人は各々特定の海外監査人と提携しているためローテーションで海外監査法人の問題が発生する。
- (7) 監査法人間の引継ぎ手続きの要領

**質問41**の監査事務所のローテーションのもとで、新たな監査事務所は、クライアントの業務および財務報告実務に対して新鮮な視点を提供するといわれていることに関連して、一般的に、新たな監査事務所が提供する「新鮮な視点」は、新たな監査事務所が、前任監査事務所が発見できなかった上場企業における財務諸表の重要な虚偽表示を発見する可能性に対して、どの程度影響を及ぼすと思われるかについては、「発見する可能性

を非常に増大させる」と回答したのが3社（3.9%）、「発見する可能性をいくらか増大させる」と回答したのが38社（50.0%）、「発見する可能性は影響を受けない」と回答したのが15社（19.7%）、「発見する可能性をいくらか減少させる」と回答したのが4社（5.3%）、「発見する可能性を非常に減少させる」と回答したのが0社（0%）、「いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない」と回答したのが16社（21.1%）であり、発見する可能性を増大させるとの回答が過半数を占めており、新たな監査事務所が提供する「新鮮な観点」に対する期待が高いことが明らかになった。

**質問42** の監査事務所のローテーションのもとで、前任監査事務所がクライアントの業務および財務報告実務について有する知識と比べて、新たな監査事務所がクライアントの業務および財務報告実務について初年度に有する知識はどの程度と思われるかについては、「非常に少ない知識を有する」と回答したのが29社（38.2%）、「いくらか少ない知識を有する」と回答したのが31社（40.8%）、「ほぼ同じ知識を有する」と回答したのが2社（2.6%）、「いくらか多くの知識を有する」と回答したのが2社（2.6%）、「非常に多くの知識を有する」と回答したのが0社（0%）、「いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない」と回答したのが12社（15.8%）であり、監査事務所のローテーションのもとでは、前任監査事務所に比べて新任監査事務所がそれぞれのクライアントに対して有する知識は少ないと回答が79.0%を占めており、前任の監査事務所が培ってきたクライアント特有の知識の断絶への懸念があることが明らかになった。

**質問43** の監査事務所のローテーションのもとで、新たな監査事務所がクライアントの業務および財務報告実務について初年度に有する知識が少ない場合、その少ない知識は新たな監査事務所が監査契約期間の初年度に、財務諸表の重要な虚偽表示を発見することができないというリスクにどの程度影響を及ぼすと思われるかについては、「リスクを非常に増大させる」と回答したのが6社（9.2%）、「リスクをいくらか増大させる」と回答したのが33社（50.8%）、「リスクは増大も減少もしない」と回答したのが12社（18.5%）、「リスクをいくらか減少させる」と回答したのが3社（4.6%）、「リスクを非常に減少させる」と回答したのが1社（1.5%）、「いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない」と回答したのが10社（15.4%）であり、リスクを増大させるとの回答が過半数を占めており、監査事務所のローテーションのもとでは、新たな監査事務所の監査契約期間の初年度における監査の失敗のリスクが高まることへの懸念があることが明らかになった。

**質問44** の監査事務所のローテーションのもとで、被監査会社の業務と財務報告実務についての知識を増加させるために、新たな監査事務所に対して追加、あるいはより以上の監査手続を求める（前任監査事務所が作成した調書や前任監査事務所の主要な担当者とより綿密に接触することを新たな監査事務所に求めることなど）は、財務諸表の重大な虚偽表示を発見することができないというリスクにどの程度影響を及ぼすと思われるかについては、「リスクを非常に増大させる」と回答したのが0社（0%）、「リ

スクをいくらか増大させる」と回答したのが6社（8.8%）、「リスクは増大も減少もしない」と回答したのが16社（23.5%）、「リスクをいくらか減少させる」と回答したのが34社（50.0%）、「リスクを非常に減少させる」と回答したのが3社（4.4%）、「いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない」と回答したのが9社（13.2%）であり、追加的な監査手続を求めることによりリスクが減少するとの回答が過半数を占めている。

### 3. 本節における質問の回答から得られた知見

一般に、監査事務所のローテーションによりもたらされる「新鮮な視点」は、クライアントと監査事務所との長期にわたる関係により、監査人の独立性が侵害され、監査の品質が低下するとの懸念を払拭するのに有効であると主張される一方で、監査事務所のローテーションにより、前任の監査人が培ってきたクライアント特有の監査上の知識や経験が断絶されること、新任の監査人がクライアントに関する相応の知識を身につけるには一定の時間もかかることから、交代後間もない期間における監査の失敗のリスクが高まること、監査コストが増加することなどが懸念されている。

本節における質問の回答をみると、監査事務所のローテーションによりもたらされる「新鮮な視点」は、財務諸表の重要な虚偽表示を発見する上で有効であると考えられているものの、新任監査事務所がクライアントに関する相応の知識を身につけるには、2—3年はかかることから、監査事務所のローテーションのもとでは、前任監査事務所に比べて新任監査事務所がそれぞれのクライアントに対して有する知識は少なく、とりわけ、新任監査事務所の監査契約期間の初年度における監査の失敗のリスクが高まることが懸念されるが、こうした懸念を払拭するためには、追加的な監査手続を求めることにより、監査の失敗のリスクを減少させることができることが明らかになった。

### アンケート調査結果の日米比較分析

本節における質問は、GAO報告書（GAO—04—217）の70頁から73頁にかけての質問39から質問45に対応している。

**質問38** に対応するGAO報告書の質問39では、新たな監査事務所が、クライアントの業務と財務報告実務について十分に精通し、新たな上場企業クライアントの初年度の監査を実施する際にしばしば伴う追加的支援（予算）をもはや必要としないようになるまでには、どれくらいの期間がかかるかについて（回答総数200社）、「1年」と回答したのが7%、「2—3年」と回答したのが79%、「4—5年」と回答したのが11%、「5年超」と回答したのが0%、「いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない」と回答したのが3%で、わが国の回答結果と同じく、2—3年との回答が最も多くなっている。

**質問39** に対応するGAO報告書の質問40では、質問39の回答の際にクライアントの業務と財務報告実務の性質および複雑性がどの程度影響を与えたかについて（回答総数195社）、「大きく影響を与えた」と回答したのが46%、「影響を与えた」と回答したのが44%，

「あまり影響を与えたなかった」と回答したのが8 %、「影響を与えたなかった」と回答したのが2 %で、わが国の回答結果と同じく影響を与えたとの回答が全体の98 %に達している。

**質問40** に対応するGAO報告書の質問41では、質問39の回答の際にクライアントの業務と財務報告実務の性質および複雑性以外に影響を与えた要因の有無について（回答総数190社）、「ない」と回答したのが67 %、「ある」と回答したのが33 %で、質問39の回答の際に影響を与えた主な要因は、わが国の回答結果と同じく、クライアントの業務と財務報告実務の性質および複雑性であったが、その比率は、わが国よりも若干低かった。GAO報告書の質問38の回答の際に影響を与えたその他の具体的な要因として同報告書の138頁から139頁にかけて列挙されているものは、以下のとおりである。

- (1) 業界特有の業務内容を理解したり、関連知識を身につけるのにかかる学習期間
- (2) 地理的活動範囲の広がり

**質問41** に対応するGAO報告書の質問42では、監査事務所のローテーションのもとで、新たな監査事務所は、クライアントの業務および財務報告実務に対して新鮮な視点を提供するといわれていることに関連して、一般的に、新たな監査事務所が提供する「新鮮な視点」は、新たな監査事務所が、前任監査事務所が発見できなかった上場企業における財務諸表の重要な虚偽表示を発見する可能性に対して、どの程度影響を及ぼすと思われるかについて（回答総数199社）、「発見する可能性を非常に増大させる」と回答したのが1 %、「発見する可能性をいくらか増大させる」と回答したのが21 %、「発見する可能性は影響を受けない」と回答したのが50 %、「発見する可能性をいくらか減少させる」と回答したのが17 %、「発見する可能性を非常に減少させる」と回答したのが7 %、「いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない」と回答したのが4 %であり、発見する可能性に対する影響に関しては意見がわかっている。これは、発見する可能性を増大させるとの回答が過半数を占めているわが国の回答結果とは対照的なものとなっている。

**質問42** に対応するGAO報告書の質問43では、監査事務所のローテーションのもとで、前任監査事務所がクライアントの業務および財務報告実務について有する知識と比べて、新たな監査事務所がクライアントの業務および財務報告実務について初年度に有する知識はどの程度と思われるかについて（回答総数200社）、「非常に少ない知識を有する」と回答したのが82 %、「いくらか少ない知識を有する」と回答したのが17 %、「ほぼ同じ知識を有する」と回答したのが0 %、「いくらか多くの知識を有する」と回答したのが0 %、「非常に多くの知識を有する」と回答したのが0 %、「いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない」と回答したのが1 %であり、監査事務所のローテーションのもとでは、前任監査事務所に比べて新任監査事務所がそれぞれのクライアントに対して有する知識は少ないと回答が99 %を占めており、わが国の回答結果と同じく、前任の監査事務所が培ってきたクライアント特有の知識の断絶への懸念があることが明らかになった。

**質問43** に対応するGAO報告書の質問44では、監査事務所のローテーションのもとで、新たな監査事務所がクライアントの業務および財務報告実務について初年度に有する知識

が少ない場合、その少ない知識は新たな監査事務所が監査契約期間の初年度に、財務諸表の重要な虚偽表示を発見することができないというリスクにどの程度影響を及ぼすと思われるかについて（回答総数196社）、「リスクを非常に増大させる」と回答したのが20%，「リスクをいくらか増大させる」と回答したのが65%，「リスクは増大も減少もしない」と回答したのが12%，「リスクをいくらか減少させる」と回答したのが0%，「リスクを非常に減少させる」と回答したのが1%，「いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない」と回答したのが2%であり、リスクを増大させるとの回答傾向はわが国とおなじであるが、その比率は58.6%のわが国に対して、GAO報告書では85%を占めており、監査事務所のローテーションのもとでは、新たな監査事務所の監査契約期間の初年度における監査の失敗のリスクが高まることへの懸念がいっそう強いことが明らかになった。

**質問44** に対応するGAO報告書の質問45では、監査事務所のローテーションのもとで、被監査会社の業務と財務報告実務についての知識を増加させるために、新たな監査事務所に対して追加、あるいはより以上の監査手続を求める（前任監査事務所が作成した調書や前任監査事務所の主要な担当者とより綿密に接触することを新たな監査事務所に求めることなど）は、財務諸表の重大な虚偽表示を発見することができないというリスクにどの程度影響を及ぼすと思われるかについて（回答総数196社）、「リスクを非常に増大させる」と回答したのが1%，「リスクをいくらか増大させる」と回答したのが18%，「リスクは増大も減少もしない」と回答したのが71%，「リスクをいくらか減少させる」と回答したのが7%，「リスクを非常に減少させる」と回答したのが0%，「いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない」と回答したのが3%であり、追加的な監査手続を求めてリスクは増大も減少もしないとの回答が4分の3近くを占めている。これは、追加的な監査手続を求ることによりリスクが減少するとの回答が過半数を占めているわが国の回答結果とは対照的なものとなっている。

（橋本 尚）

## F 監査人の独立性

監査人の独立性は、一般的に、

- (1) 監査契約が長期間に及び、監査人とクライアント（およびその経営者）との緊張関係が失われている。
- (2) 監査報酬が多額に及ぶなど、監査人の所属する監査事務所の側に、特定のクライアントとの契約を維持したいとする圧力（誘因）がある。

といった2つの要因によって悪影響を受けるといわれています。もし、監査人の独立性が欠けているならば、当該監査人は、監査上、適切に対処できる能力を欠いていることになります。

ここに監査上、適切に対処できる能力とは、財務諸表に重要な虚偽の表示が含まれている可能性があるとき、次の(1)～(3)のいずれかの方法によって適切に対処できるかどうかを指しています。

- (1) 財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示されていない場合、適切な調整および追加的な開示等の変更を財務諸表に加えるようクライアントに求める。
- (2) クライアントが適切な変更等を行わなかった場合、それに応じて監査報告書の記載内容を変更する。
- (3) 必要な場合、クライアントの監査人を辞任する。

以下、監査事務所のローテーションと監査人の独立性に関して、質問いたします。

**質問45** 監査事務所のローテーションが制度化された場合、定期的に、監査事務所が交替し、新任の監査事務所が「新鮮な視点」で監査を実施することになります。

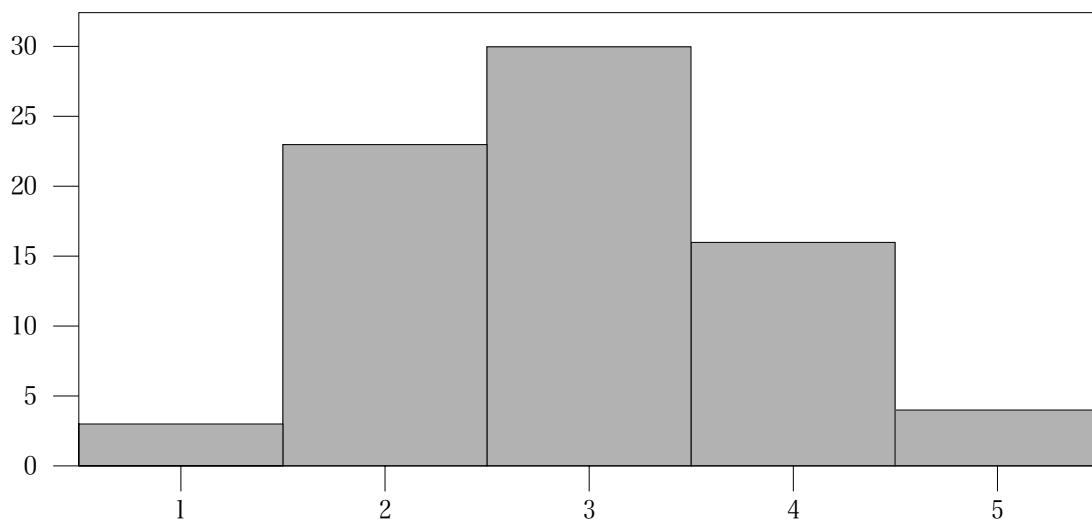
監査事務所のローテーションが制度化された場合、監査事務所として、適切に対処できる能力は、現状と比べて、どの程度、向上するまたは低下すると思われますか。

1. 監査事務所が適切に対処できる能力は、相当、向上するであろう
2. 監査事務所が適切に対処できる能力は、若干、向上するであろう
3. 監査事務所が適切に対処できる能力は、変わらないであろう
4. 監査事務所が適切に対処できる能力は、若干、低下するであろう
5. 監査事務所が適切に対処できる能力は、相当、低下するであろう

### 集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
監査事務所が適切に対処できる能力は、相当、向上するであろう	3	3.9%
監査事務所が適切に対処できる能力は、若干、向上するであろう	23	30.2%
監査事務所が適切に対処できる能力は、変わらないであろう	30	39.5%
監査事務所が適切に対処できる能力は、若干、低下するであろう	16	21.1%
監査事務所が適切に対処できる能力は、相当、低下するであろう	4	5.3%
合 計	76	100.0%

質問45に関するヒストグラム



**質問46** 監査報酬が多額に及ぶなど、特定のクライアントとの契約を、できれば維持したいとする圧力（誘因）が監査事務所側にある場合があろうかと思います。

特定のクライアントとの契約を維持したいという要因は、監査事務所が適切に対処できるかどうかに対して、どの程度、影響を及ぼすと思われますか。

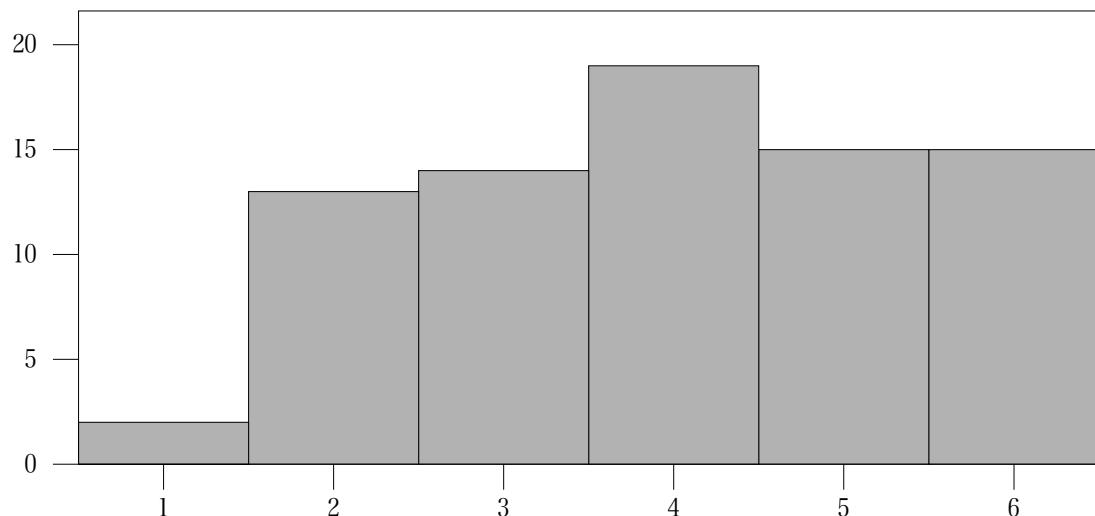
以下の各状況別に、お答え下さい。

- 【1】** 現在（監査事務所のローテーションが実施されていない場合）、監査事務所としての対処に対して、特定のクライアントとの契約を維持したいという要因は、
1. 重大な影響を及ぼす
  2. 大きな影響を及ぼす
  3. 中程度の影響を及ぼす
  4. 小さな影響しか及ぼさない
  5. 影響はない
  6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	2	2.6%
大きな影響を及ぼす	13	16.7%
中程度の影響を及ぼす	14	17.9%
小さな影響しか及ぼさない	19	24.4%
影響はない	15	19.2%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	15	19.2%
合 計	78	100.0%

質問46(1)に関するヒストグラム



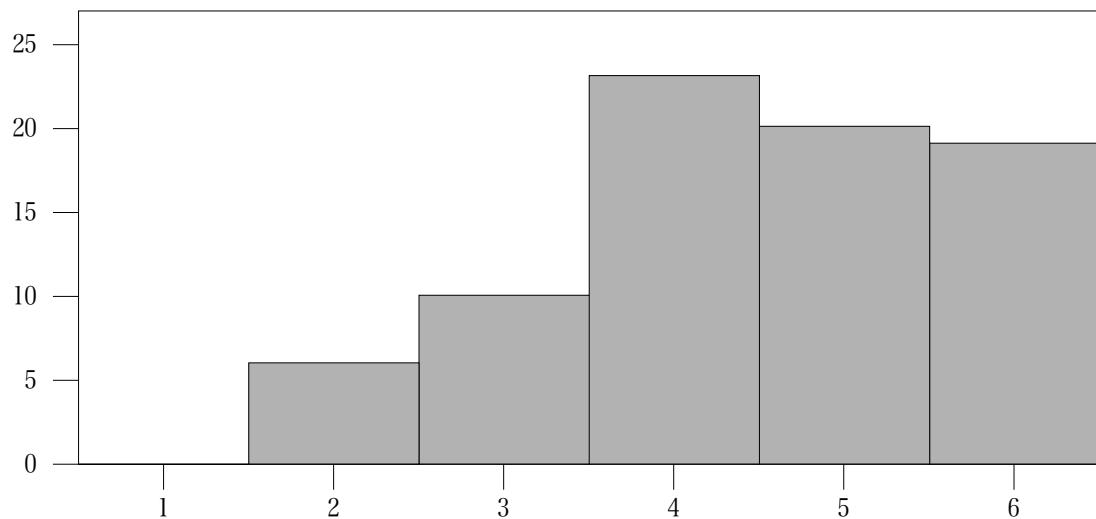
【2】監査事務所のローテーションが制度化された場合、監査事務所としての対処に対して、特定のクライアントとの契約を維持したいという要因は、

1. 重大な影響を及ぼす
2. 大きな影響を及ぼす
3. 中程度の影響を及ぼす
4. 小さな影響しか及ぼさない
5. 影響はない
6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	0	0
大きな影響を及ぼす	6	7.7%
中程度の影響を及ぼす	10	12.8%
小さな影響しか及ぼさない	23	29.5%
影響はない	20	25.6%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	19	24.4%
合 計	78	100.0%

質問46(2)に関するヒストグラム



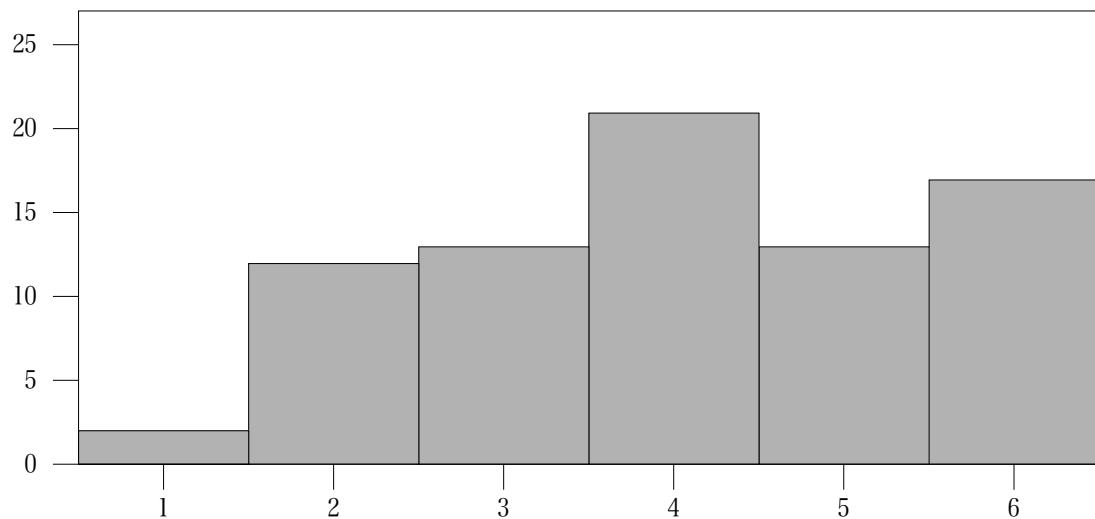
【3】現在（監査事務所のローテーションが実施されていない場合）、（監査事務所の）監査担当パートナーの対処に対して、特定のクライアントとの契約を維持したいという要因は、

1. 重大な影響を及ぼす
2. 大きな影響を及ぼす
3. 中程度の影響を及ぼす
4. 小さな影響しか及ぼさない
5. 影響はない
6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	2	2.6%
大きな影響を及ぼす	12	15.4%
中程度の影響を及ぼす	13	16.7%
小さな影響しか及ぼさない	21	26.9%
影響はない	13	16.7%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	17	21.8%
合 計	78	100.0%

質問46(3)に関するヒストグラム

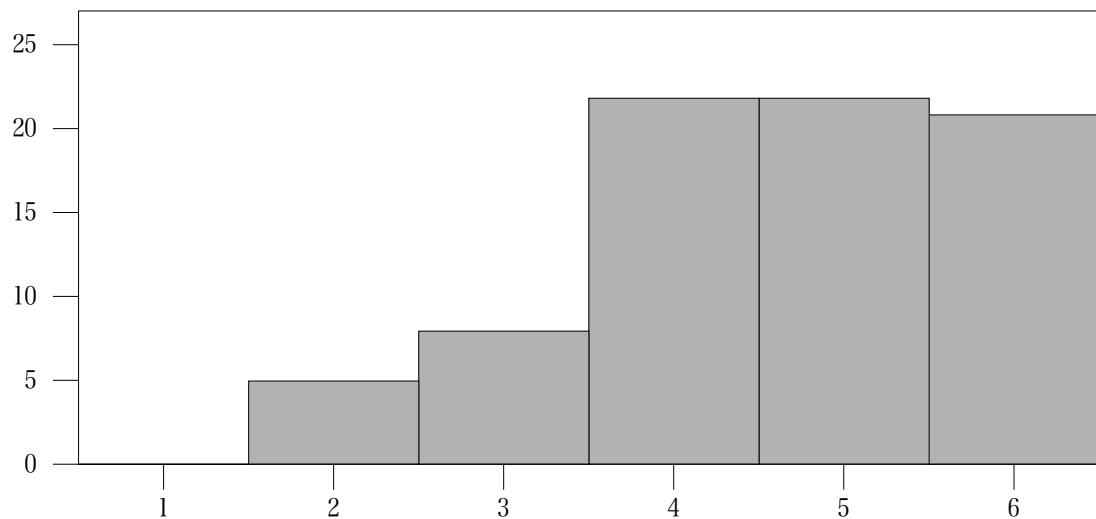


- 【4】監査事務所のローテーションが制度化された場合、（監査事務所の）監査担当パートナーの対処に対して、特定のクライアントとの契約を維持したいという要因は、
1. 重大な影響を及ぼす
  2. 大きな影響を及ぼす
  3. 中程度の影響を及ぼす
  4. 小さな影響しか及ぼさない
  5. 影響はない
  6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

### 集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	0	0
大きな影響を及ぼす	5	6.4%
中程度の影響を及ぼす	8	10.3%
小さな影響しか及ぼさない	22	28.2%
影響はない	22	28.2%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	21	26.9%
合 計	78	100.0%

質問46(4)に関するヒストグラム



**質問47** クライアントが、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の解釈・適用を、楽観的に行い、財務諸表項目の過大表示を行おうとすることがあります。

このようなとき、監査事務所は、当該解釈・適用の適否を判断しなくてはなりませんが、かかる判断に対して、特定のクライアントとの契約を維持したいという要因が、どの程度、影響を及ぼすと思われますか。

以下の各状況別にお答え下さい。

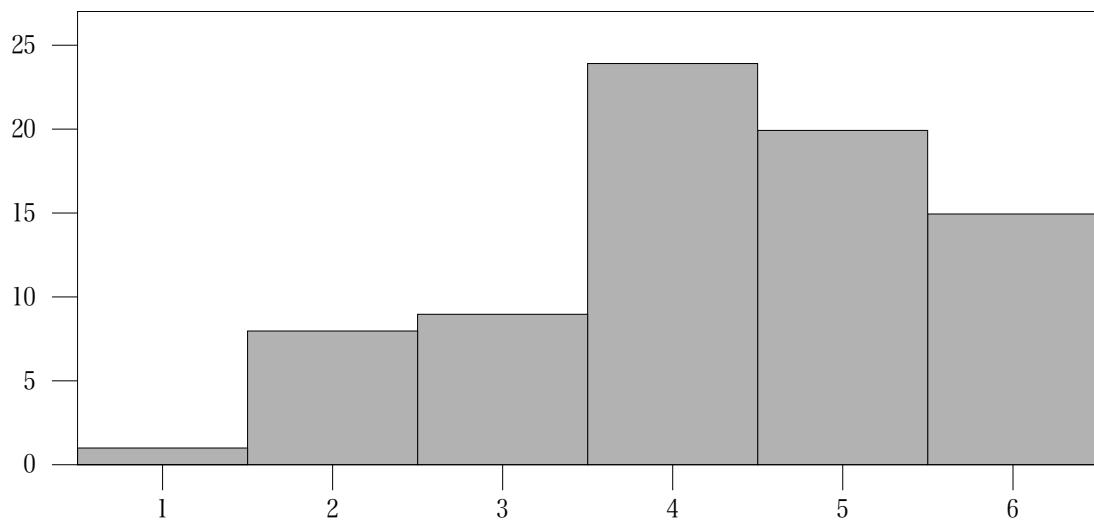
**【1】** 現在（監査事務所のローテーションが実施されていない場合）、監査事務所としての判断に対して、特定のクライアントとの契約を維持したいという要因は、

1. 重大な影響を及ぼす
2. 大きな影響を及ぼす
3. 中程度の影響を及ぼす
4. 小さな影響しか及ぼさない
5. 影響はない
6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	1	1.3%
大きな影響を及ぼす	8	10.4%
中程度の影響を及ぼす	9	11.7%
小さな影響しか及ぼさない	24	31.2%
影響はない	20	26.0%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	15	19.5%
合 計	77	100.0%

質問47(1)に関するヒストグラム

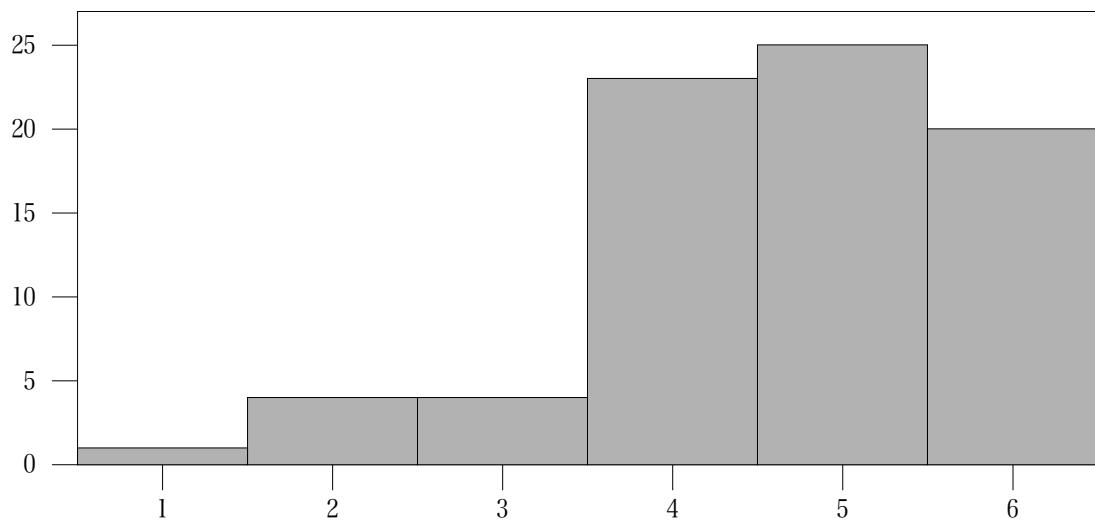


- 【2】監査事務所のローテーションが制度化された場合、監査事務所としての判断に対して、特定のクライアントとの契約を維持したいという要因は、
1. 重大な影響を及ぼす
  2. 大きな影響を及ぼす
  3. 中程度の影響を及ぼす
  4. 小さな影響しか及ぼさない
  5. 影響はない
  6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	1	1.3%
大きな影響を及ぼす	4	5.2%
中程度の影響を及ぼす	4	5.2%
小さな影響しか及ぼさない	23	29.9%
影響はない	25	32.5%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	20	26.0%
合 計	77	100.0%

質問47(2)に関するヒストグラム



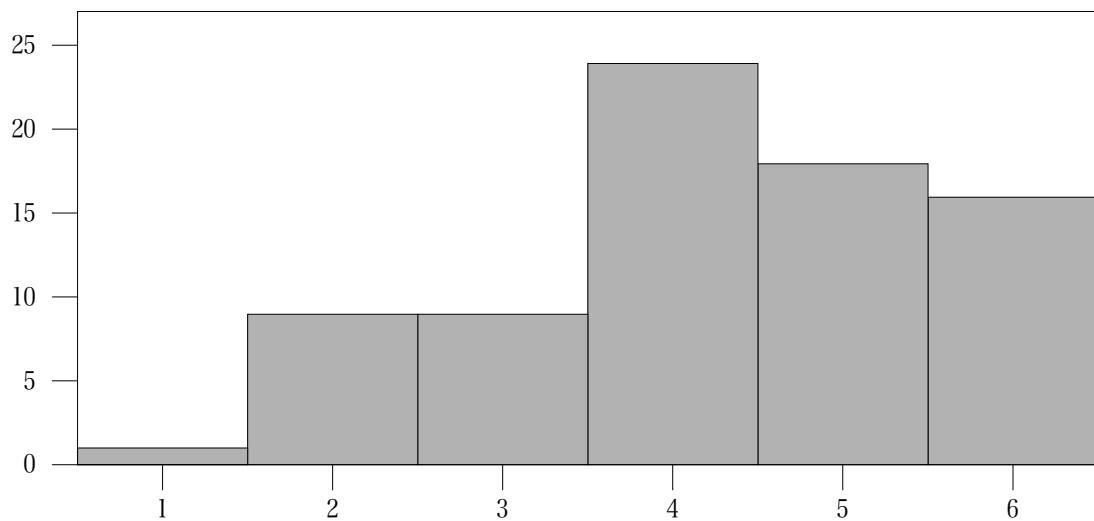
【3】現在（監査事務所のローテーションが実施されていない場合）、（監査事務所の）監査担当パートナーの判断に対して、特定のクライアントとの契約を維持したいという要因は、

1. 重大な影響を及ぼす
2. 大きな影響を及ぼす
3. 中程度の影響を及ぼす
4. 小さな影響しか及ぼさない
5. 影響はない
6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

#### 集計結果

選択項目	回答数	割合
重大な影響を及ぼす	1	1.3%
大きな影響を及ぼす	9	11.7%
中程度の影響を及ぼす	9	11.7%
小さな影響しか及ぼさない	24	31.2%
影響はない	18	23.4%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	16	20.8%
合計	77	100.0%

質問47(3)に関するヒストグラム

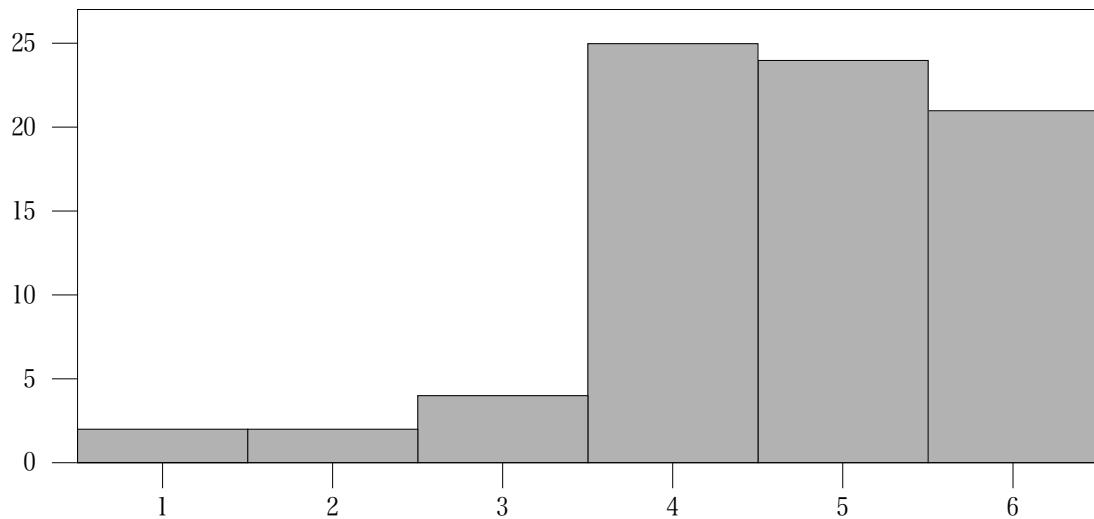


- 【4】監査事務所のローテーションが制度化された場合、（監査事務所の）監査担当パートナーの判断に対して、特定のクライアントとの契約を維持したいという要因は、
1. 重大な影響を及ぼす
  2. 大きな影響を及ぼす
  3. 中程度の影響を及ぼす
  4. 小さな影響しか及ぼさない
  5. 影響はない
  6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	2	2.6%
大きな影響を及ぼす	2	2.6%
中程度の影響を及ぼす	4	5.1%
小さな影響しか及ぼさない	25	32.1%
影響はない	24	30.8%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	21	26.9%
合 計	78	100.0%

質問47(4)に関するヒストグラム



**質問48** 監査事務所または監査担当パートナーが、事後的に、訴訟あるいは規制当局の処分を受けることがあります。これらの要因は、監査上、適切に対処できるかどうかに對して、どの程度、影響を及ぼすと思われますか。

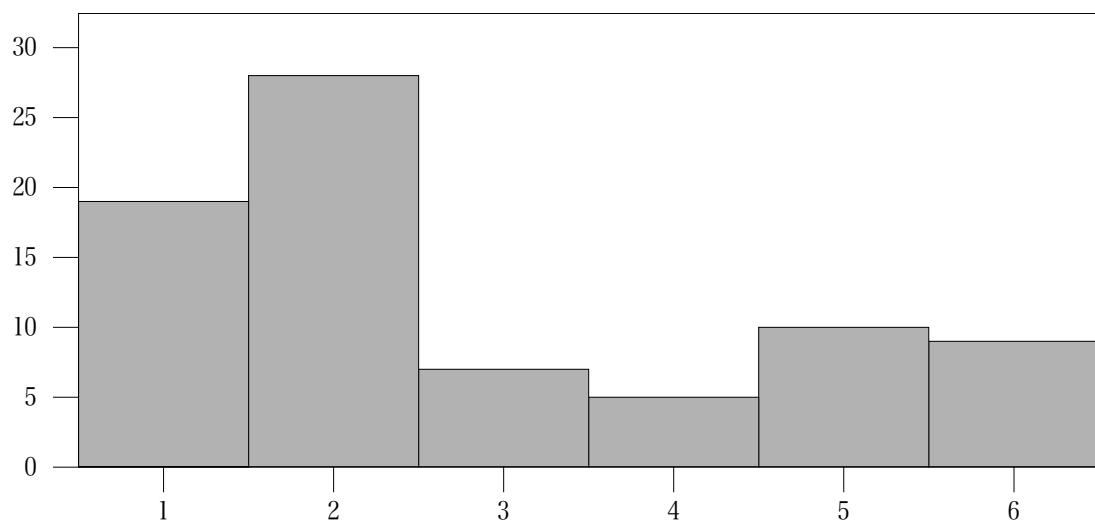
以下の各状況別にお答え下さい。

- 【1】** 現在（監査事務所のローテーションが実施されていない場合）、監査事務所としての対処に対して、訴訟あるいは規制当局の処分を受けるかもしれないという要因は、
1. 重大な影響を及ぼす
  2. 大きな影響を及ぼす
  3. 中程度の影響を及ぼす
  4. 小さな影響しか及ぼさない
  5. 影響はない
  6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

#### 集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	19	24.4%
大きな影響を及ぼす	28	35.9%
中程度の影響を及ぼす	7	9.0%
小さな影響しか及ぼさない	5	6.4%
影響はない	10	12.8%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	9	11.5%
合 計	78	100.0%

質問48(1)に関するヒストグラム

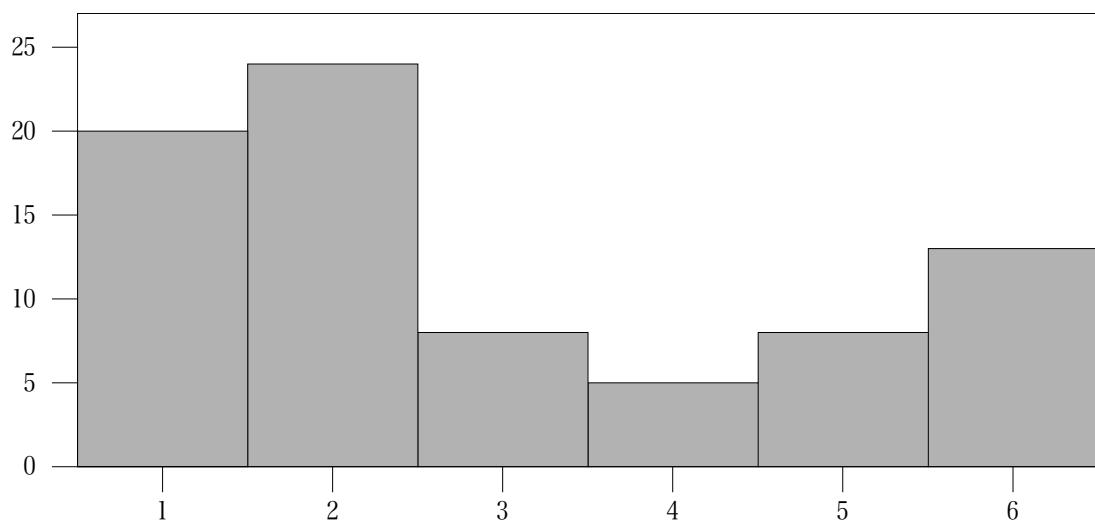


- 【2】監査事務所のローテーションが制度化された場合、監査事務所としての対処に対して、訴訟あるいは規制当局の処分を受けるかもしれないという要因は、
1. 重大な影響を及ぼす
  2. 大きな影響を及ぼす
  3. 中程度の影響を及ぼす
  4. 小さな影響しか及ぼさない
  5. 影響はない
  6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	20	25.6%
大きな影響を及ぼす	24	30.8%
中程度の影響を及ぼす	8	10.3%
小さな影響しか及ぼさない	5	6.4%
影響はない	8	10.3%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	13	16.7%
合 計	78	100.0%

質問48(2)に関するヒストグラム



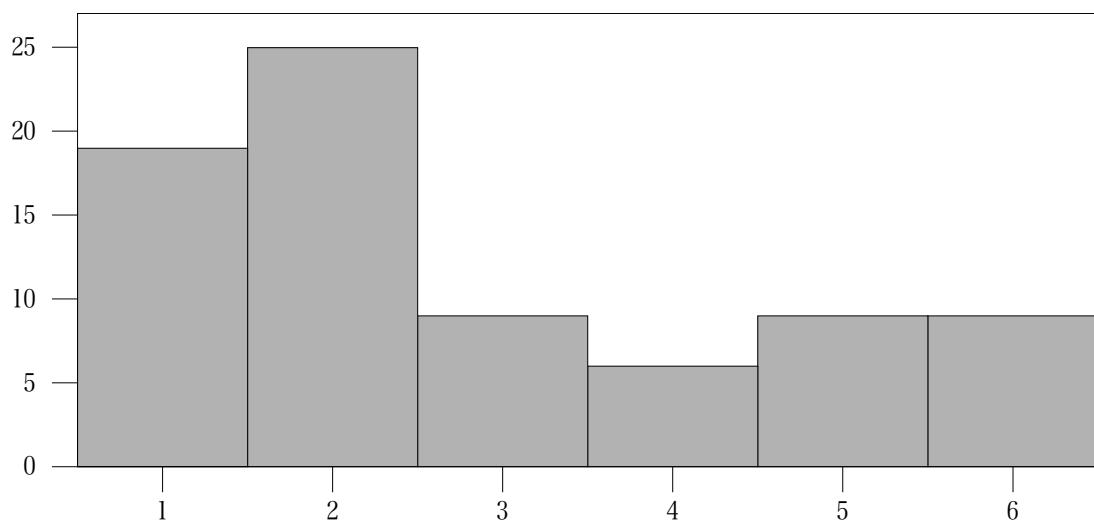
【3】現在（監査事務所のローテーションが実施されていない場合）、（監査事務所の）監査担当パートナーの対処に対して、訴訟あるいは規制当局の処分を受けるかもしれないという要因は、

1. 重大な影響を及ぼす
2. 大きな影響を及ぼす
3. 中程度の影響を及ぼす
4. 小さな影響しか及ぼさない
5. 影響はない
6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

#### 集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	19	24.7%
大きな影響を及ぼす	25	32.5%
中程度の影響を及ぼす	9	11.7%
小さな影響しか及ぼさない	6	7.8%
影響はない	9	11.7%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	9	11.7%
合 計	77	100.0%

質問48(3)に関するヒストグラム

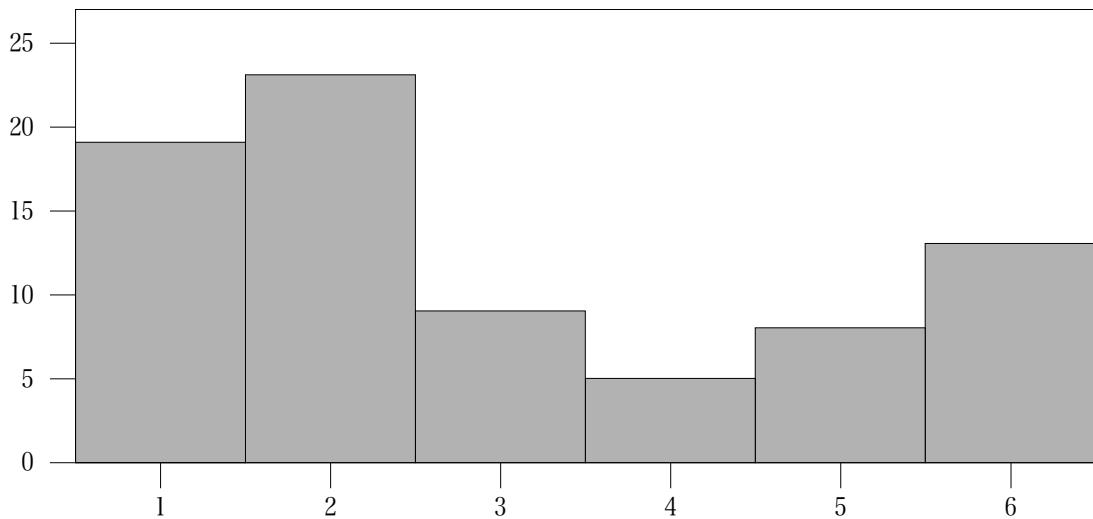


- 【4】監査事務所のローテーションが制度化された場合、（監査事務所の）監査担当パートナーの対処に対して、訴訟あるいは規制当局の処分を受けるかもしれないという要因は、
1. 重大な影響を及ぼす
  2. 大きな影響を及ぼす
  3. 中程度の影響を及ぼす
  4. 小さな影響しか及ぼさない
  5. 影響はない
  6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	19	24.7%
大きな影響を及ぼす	23	29.9%
中程度の影響を及ぼす	9	11.7%
小さな影響しか及ぼさない	5	6.5%
影響はない	8	10.4%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	13	16.9%
合 計	77	100.0%

質問48(4)に関するヒストグラム



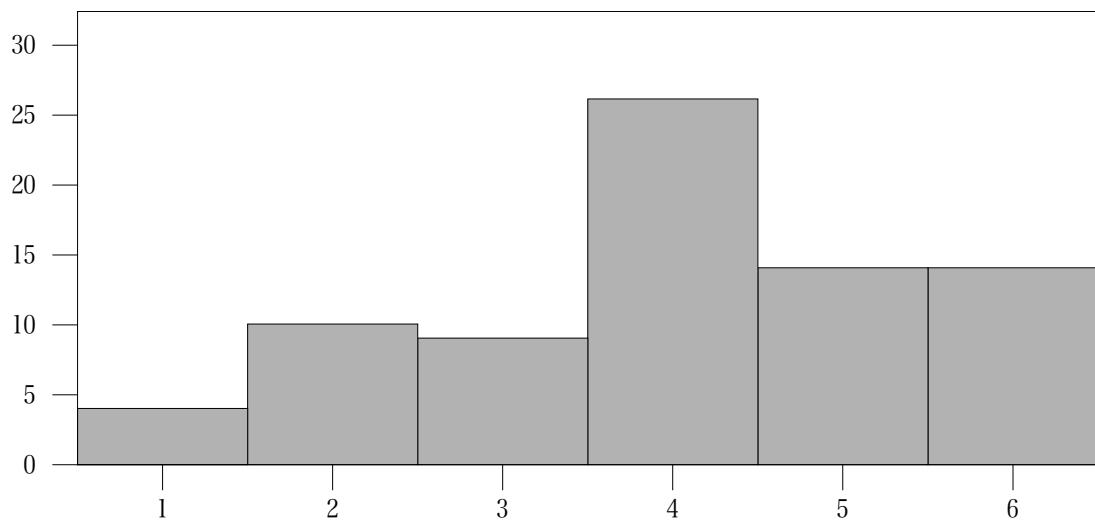
**質問49** 監査事務所にとって、特定のクライアントとの監査契約は解約される可能性があります。現在（監査事務所のローテーションが実施されていない場合）、監査契約を解除されるかもしれないという要因は、監査事務所として適切に対処できるかどうかに対して、どの程度、影響を及ぼすと思われますか。

1. 重大な影響を及ぼす
2. 大きな影響を及ぼす
3. 中程度の影響を及ぼす
4. 小さな影響しか及ぼさない
5. 影響はない
6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

#### 集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	4	5.2%
大きな影響を及ぼす	10	13.0%
中程度の影響を及ぼす	9	11.7%
小さな影響しか及ぼさない	26	33.8%
影響はない	14	18.2%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	14	18.2%
合 計	77	100.0%

質問49に関するヒストグラム



**質問50** 監査事務所のローテーションが制度化された場合、特定のクライアントとの契約期間がいつ終了するかを、監査事務所側が、承知することになります。

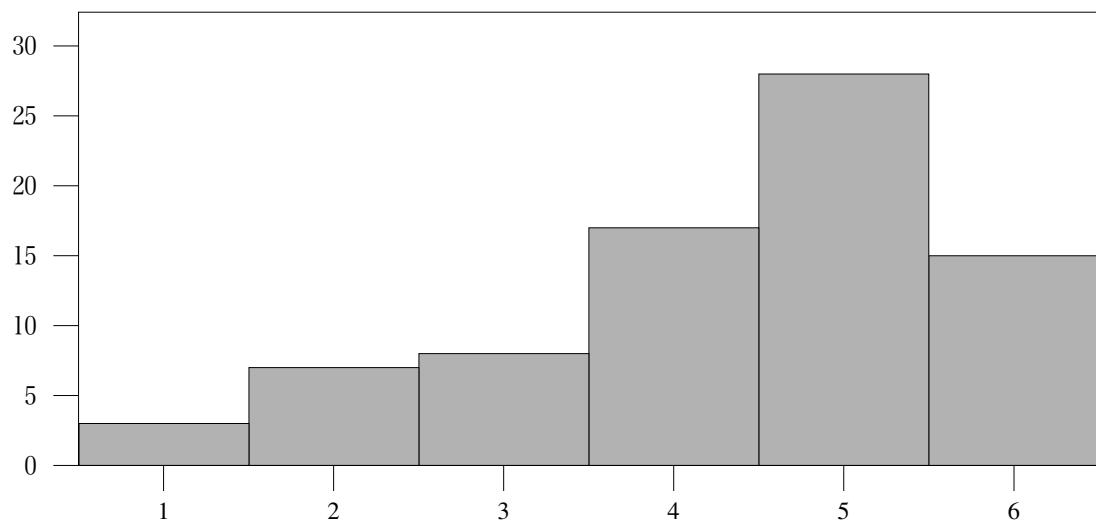
監査事務所側が、特定の監査契約期間の満了日を承知することになるという要因は、監査上、適切に対処できるかどうかに対して、どの程度、影響を及ぼすと思われますか。

1. 重大な影響を及ぼす
2. 大きな影響を及ぼす
3. 中程度の影響を及ぼす
4. 小さな影響しか及ぼさない
5. 影響はない
6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

#### 集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	3	3.8%
大きな影響を及ぼす	7	9.0%
中程度の影響を及ぼす	8	10.3%
小さな影響しか及ぼさない	17	21.8%
影響はない	28	35.9%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	15	19.2%
合 計	78	100.0%

質問50に関するヒストグラム



**質問51** 監査契約期間に制限を設けた場合、以下の各当事者の監査人の独立性に対する認知内容はどうなると思われますか。

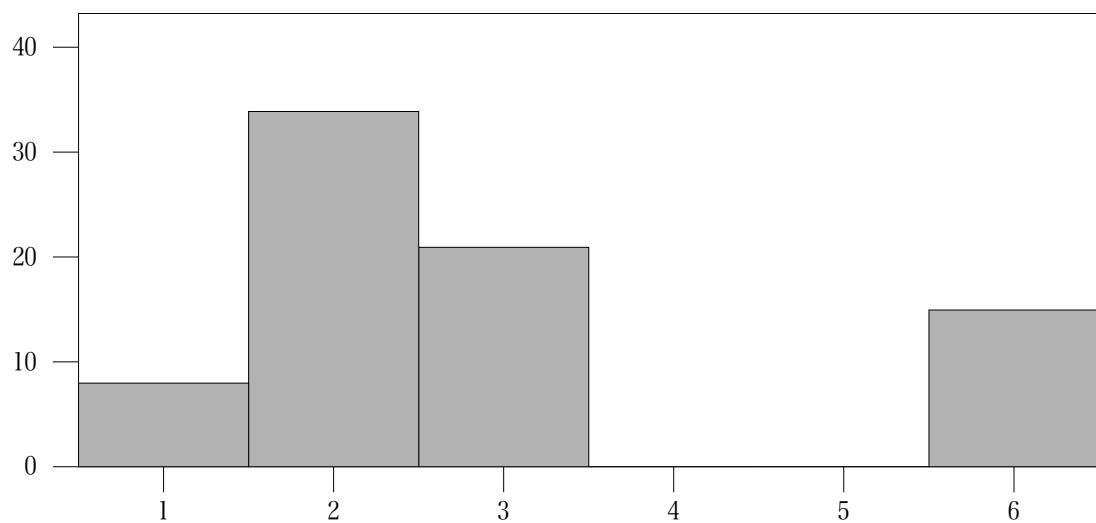
**【資本市場関係者】** 監査人の独立性に対する資本市場関係者（アナリスト、銀行、証券会社、証券取引所および格付機関を含む）の認知内容は、

1. 相当向上するであろう
2. 若干向上するであろう
3. 変わらないであろう
4. 若干低下するであろう
5. 相当低下するであろう
6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

#### 集計結果

選 抹 項 目	回答数	割 合
相当向上するであろう	8	10.3%
若干向上するであろう	34	43.6%
変わらないであろう	21	26.9%
若干低下するであろう	0	0
相当低下するであろう	0	0
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	15	19.2%
合 計	78	100.0%

質問51（資本市場関係者）に関するヒストグラム



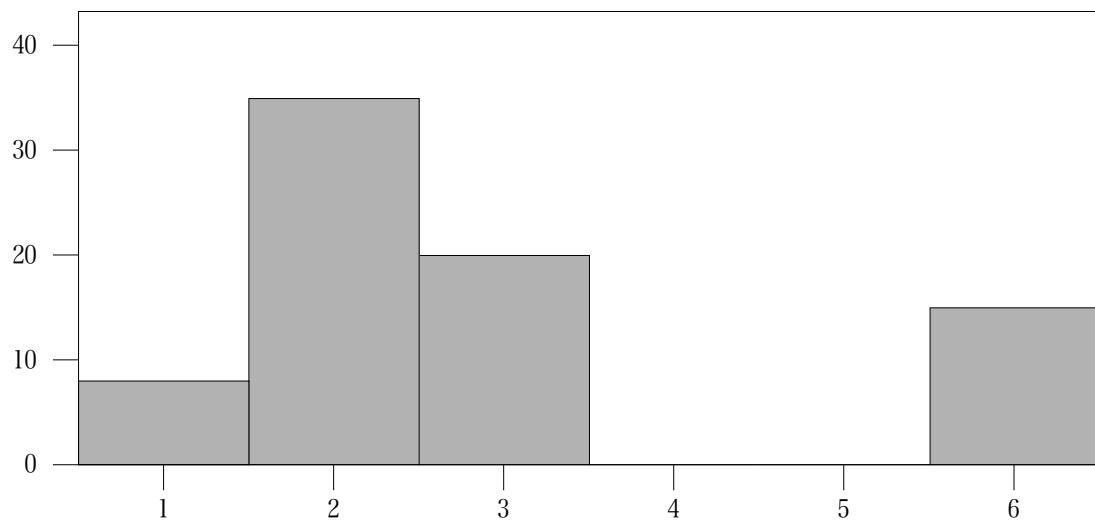
【機関投資家】 監査人の独立性に対する機関投資家の認知内容は、

1. 相当向上するであろう
2. 若干向上するであろう
3. 変わらないであろう
4. 若干低下するであろう
5. 相当低下するであろう
6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

集計結果

選択項目	回答数	割合
相当向上するであろう	8	10.3%
若干向上するであろう	35	44.9%
変わらないであろう	20	25.6%
若干低下するであろう	0	0
相当低下するであろう	0	0
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	15	19.2%
合計	78	100.0%

質問51（機関投資家）に関するヒストグラム



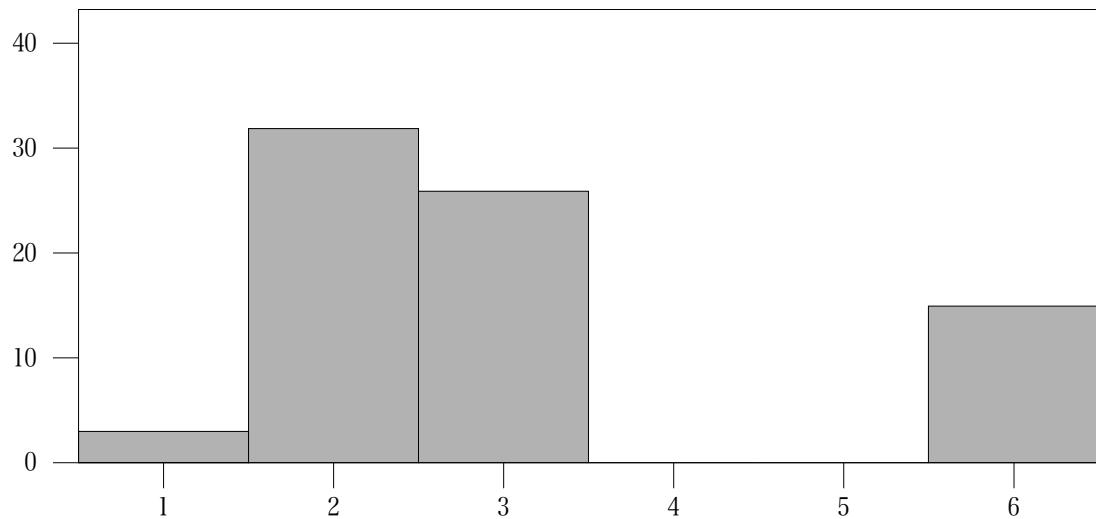
【個人投資家】 監査人の独立性に対する個人投資家の認知内容は、

1. 相当向上するであろう
2. 若干向上するであろう
3. 変わらないであろう
4. 若干低下するであろう
5. 相当低下するであろう
6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

#### 集計結果

選択項目	回答数	割合
相当向上するであろう	3	3.9%
若干向上するであろう	32	42.1%
変わらないであろう	26	34.2%
若干低下するであろう	0	0
相当低下するであろう	0	0
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	15	19.7%
合計	76	100.0%

質問51（個人投資家）に関するヒストグラム



**質問52** 資本市場において、監査事務所の変更は、これまである種の「赤信号」として捉えられてきました。すなわち、投資家をはじめとする財務諸表利用者は、監査事務所の変更の際、ただちにその理由を調査すべきである、とされてきたのです。

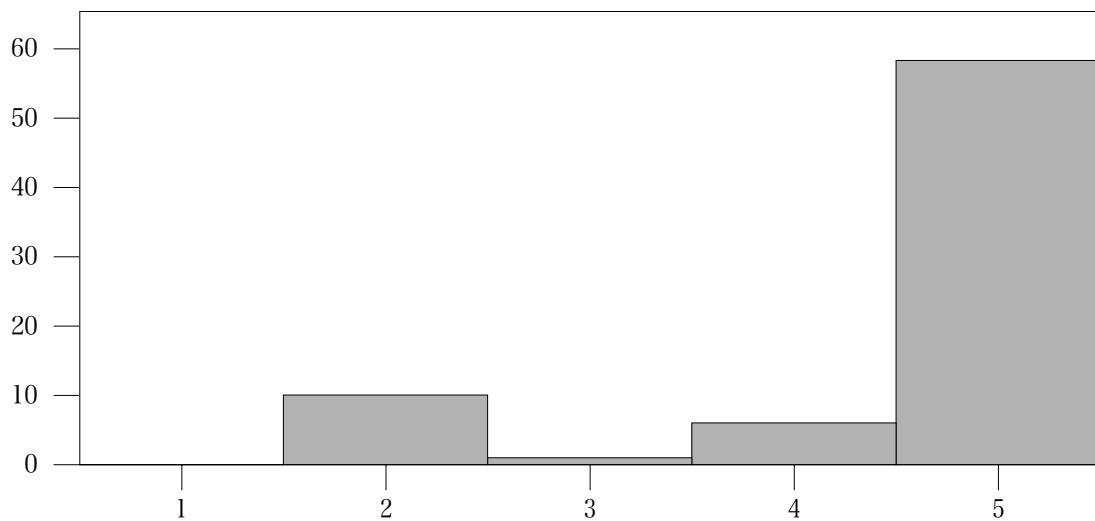
監査事務所のローテーションが制度化された場合、監査事務所の変更が、ルールに従って、定期的に行われることになります。その際、定期的な監査事務所の変更は、財務諸表利用者にとって、「赤信号」として捉えられるでしょうか。

1. 「赤信号」として捉えられる可能性が高い
2. 「赤信号」として捉えられる可能性が若干ある
3. これまで通り「赤信号」として捉えられる
4. 「赤信号」として捉えられない可能性が若干ある
5. 「赤信号」として捉えられない可能性が高い

#### 集計結果

選択項目	回答数	割合
「赤信号」として捉えられる可能性が高い	0	0
「赤信号」として捉えられる可能性が若干ある	10	13.3%
これまで通り「赤信号」として捉えられる	1	1.3%
「赤信号」として捉えられない可能性が若干ある	6	8.0%
「赤信号」として捉えられない可能性が高い	58	77.3%
合計	75	100.0%

質問52に関するヒストグラム



**質問53** 監査事務所のローテーションが制度化された場合に、仮に、監査事務所・クライアント双方が、どちらの意思によるものであれ、両者の関係を終了することができるとなります。

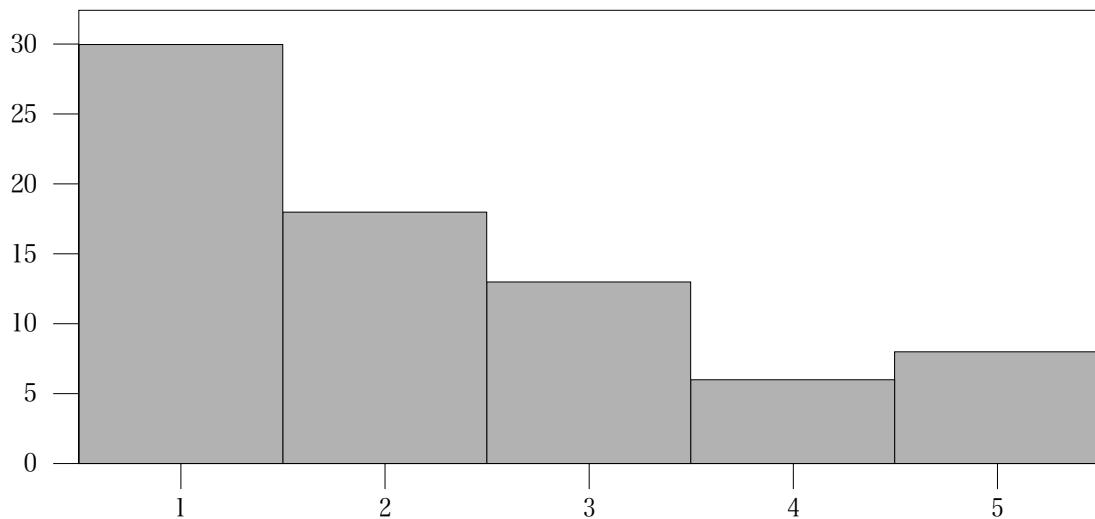
このような状況下、監査事務所の予定外の変更は、投資家をはじめとする財務諸表利用者にとって、「赤信号」として捉えられると思われますか（予定外の変更とは、監査事務所・クライアントの意思に基づき、契約期間満了以前に、契約解除が行われることをいいます）。

1. 「赤信号」として捉えられる可能性が高い
2. 「赤信号」として捉えられる可能性が若干ある
3. これまで通り「赤信号」として捉えられる
4. 「赤信号」として捉えられない可能性が若干ある
5. 「赤信号」として捉えられない可能性が高い

#### 集計結果

選択項目	回答数	割合
「赤信号」として捉えられる可能性が高い	30	40.0%
「赤信号」として捉えられる可能性が若干ある	18	24.0%
これまで通り「赤信号」として捉えられる	13	17.3%
「赤信号」として捉えられない可能性が若干ある	6	8.0%
「赤信号」として捉えられない可能性が高い	8	10.7%
合計	75	100.0%

質問53に関するヒストグラム



### 「質問45から53までのコメント」

#### 1—5 監査人の独立性

##### (1) 質問の趣旨と概要

アンケートのセクションFでは、監査事務所のローテーションのうち、監査人の独立性に関連する事項に対する企業経営者の意見を聞いている。

監査事務所とクライアントたる企業との契約が長期間に及ぶ場合や、監査報酬が多額である場合には、監査人（監査担当パートナー）個人、もしくは監査人の所属する監査事務所にとって、当該企業との監査契約を維持したい、という圧力（誘因）が得てして生まれがちである。クライアントの財務諸表に重要な虚偽の表示がもし含まれていれば、このような圧力に抗して監査人は、①適切な変更や追加的な開示をクライアントに求める、②監査報告書の記載内容を変更する、③クライアントの監査人を辞任する、といった方法で対処する必要に迫られる。この点は、重要な虚偽表示が行われる際ばかりでなく、クライアントが会計基準を楽観的に解釈・適用し、そのため監査人による判断が求められる際にも同様である。

監査人が独立性を有していれば、監査人はこのような事態において適切に対処あるいは判断することができる。しかし、前述したような圧力に抗することができなければ、監査人は独立性を欠き、適切な対処や判断をできなくなるおそれがある。

クライアントとの契約期間を制限して、任期満了後には強制的に他の監査事務所に交替させるというローテーション制度を導入すれば、このような独立性に関する問題（いわゆる「なれ合い」）は解決される、といわれている。その根拠としては、①交替後の新任の監査事務所は、クライアントに対して「新鮮な視点」で監査を実施することができる、②クライアントとの契約期間が初めから決まっているので、監査人および監査事務所にとって契約を維持しようという圧力が生まれない、といった点があげられよう。質

問45, 46, 47, 49および50はこの点に関連した質問である。

さらに、監査人もしくは監査事務所が、監査を実施した後に、訴訟を起こされたり、規制当局による処分を受けたりすることがありうる。このような外圧も単独で、あるいは監査事務所のローテーションの制度化と併せるという形で、独立性に関する問題を解決する可能性がある。質問48はこの点についての企業経営者の意見を聞くための質問である。

監査事務所のローテーションの導入によって監査契約期間に制限を設けた場合には、監査人の独立性に対する財務諸表の各種利用者の認知内容も変わると考えられる。質問51では、資本市場関係者（アナリスト、銀行、証券会社、証券取引所および格付機関を含む）、機関投資家および個人投資家による認知内容がどう変わるかについて、企業経営者に質問した。

質問52および53は、監査事務所のローテーションがどのように財務諸表利用者に認知されるか、という点に関連したものである。現在は監査事務所のローテーションが制度化されていないため、ある企業において監査事務所が変更となった場合、資本市場ではその変更を、「赤信号」としてとらえるであろう。すなわち、変更には何らかの理由があり、その理由を調査すべきであるというのである。たしかに、正当な理由による変更ならばまだしも、クライアントによる虚偽表示や会計基準の拡大解釈が行われ、それをめぐって意見の対立が監査人との間に生じ、その結果監査事務所の変更が行われるような場合には、変更の理由をクライアント側と監査事務所側の両者がありのままに資本市場に開示し、しかもその両者が述べる内容がともに一致するということは少ないと考えられる。ただし、監査事務所の変更を「赤信号」としてとらえるという考え方には、監査事務所のローテーションの制度化によって変わる可能性がある。

## (2) 回答の傾向および特徴

質問45では、前述した「新鮮な視点」によって、監査事務所の虚偽表示への対処能力は向上するかどうかについて聞いている。最も多い回答は「変わらない」とする意見である（39.5%）。次いで「若干、向上する」（30.2%）、「若干、低下する」（21.1%）の順であるが、「相当、向上する」「若干、向上する」を併せて、能力が向上するとみる意見は34.1%，また「相当、低下する」「若干、低下する」を併せて、能力が低下するとみる意見は26.4%にとどまる。

質問46では、現在（監査事務所のローテーションが実施されていない場合）とローテーションが制度化された場合に分けて、クライアントとの契約維持の圧力が監査事務所および監査人（監査担当パートナー）の虚偽表示への対応能力に影響を及ぼすかについて聞いている。現在では、「小さな影響しか及ぼさない」と考える企業経営者が25%近くおり、「影響はない」「中程度の影響を及ぼす」「大きな影響を及ぼす」はそれぞれ15%程度であった。また「いざれを選択すべきかの判断基準または経験がない」とする意見は20%

近くあった。続いてローテーションが制度化された場合について聞いたところ、「小さな影響しか及ぼさない」「影響はない」とする意見が25%から30%程度にまで上昇する。あわせて、「いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない」という意見も20%以上にまで増える。監査事務所および監査人（監査担当パートナー）いずれに関する質問でもこれらの傾向は変わらなかった。

質問47でも同様に、現在（監査事務所のローテーションが実施されていない場合）とローテーションが制度化された場合に分け、企業経営者による会計基準の楽観的な解釈・適用に対してその適否を監査事務所および監査人（監査担当パートナー）が判断することについて、契約維持の圧力がどの程度影響を及ぼすかを聞いている。ローテーションが行われていない現在では、「小さな影響しか及ぼさない」が最も多く（31.2%）、次いで「影響はない」とする意見が25%程度である。「判断基準または経験がない」とする意見や、中程度以上の影響を及ぼすとする意見も、それぞれ20%近くとなる。ローテーションが制度化された場合について聞いたところ、「小さな影響しか及ぼさない」という意見の割合は30%前後とあまり変わらないものの、「影響はない」（30%少々）「判断基準または経験がない」（約25%）が増加し、逆に中程度以上の影響を及ぼすとする人は約10%にまで減少した。今回も、監査事務所および監査人（監査担当パートナー）いずれに関する質問でもこれらの傾向は変わらなかった。

質問48でも現在（監査事務所のローテーションが実際されていない場合）とローテーションが制度化された場合に分け、訴訟や規制当局による処分を受けるかも知れないという外圧が、監査事務所および監査人（監査担当パートナー）の虚偽表示への対応能力に影響を及ぼすかについて聞いている。現在では、「大きな影響を及ぼす」とする企業経営者が35%近くあり、「重大な影響を及ぼす」とする人も25%近くいる。ローテーションを制度化した場合には、それぞれの選択項目に若干の変動はあったものの、「判断基準または経験がない」が5%程度上昇した（約10%から約15%へ）ことを除けばあまり大きな変動は見られなかった。この質問でも、監査事務所および監査人（監査担当パートナー）いずれについても傾向は変わらなかった。

現在の状況において、契約解除が行われる可能性が、監査事務所の虚偽表示への対応能力に影響を及ぼすかを聞いたのが質問49である。ここでは「小さな影響しか及ぼさない」が33.8%と最も多く、「影響はない」「判断基準または経験がない」の18.2%がこれに続く。質問49に対応するのが質問50である。質問50では、ローテーションが制度化された場合、監査事務所が任期満了を知るという事実が、監査事務所の虚偽表示への対応能力に影響を及ぼすかを聞いており、質問49とはほぼ反対に「影響はない」35.9%、「小さな影響しか及ぼさない」21.8%の順となった。

監査事務所のローテーションの制度化によって監査契約期間に制限が設けられるが、その際に監査人の独立性に関する各種の財務諸表利用者の認知の程度について企業経営者に聞いた質問51では、資本市場関係者、機関投資家および個人投資家すべてにおいて、

独立性に関する認知は「若干向上するであろう」とする意見が40%以上を占めた。ただ、資本市場関係者および機関投資家に関しては、「相当向上するであろう」「若干向上するであろう」を併せて55%近くにまで達したが、個人投資家については45%程度にとどまる。その割合だけ、個人投資家については認知内容が「変わらないであろう」とする意見がほか2つよりも多かった（個人投資家34.2%に対して、ほか2つは25%程度）。

質問52と53は、監査事務所のローテーションが制度化された状況を前提としての質問である。ローテーションのルールに従った定期的な監査事務所の変更が、財務諸表利用者にとって「赤信号」として捉えられるかという質問に対しては、77.3%が「『赤信号』として捉えられない可能性が高い」と答えている。また、ローテーションのルールとは別に、監査事務所もしくはクライアントの意思によって監査事務所が変更となった場合にはどうか、という質問については、40.0%が「『赤信号』として捉えられる可能性が高い」とし、次いで24.0%が「『赤信号』として捉えられる可能性が若干ある」、また17.3%が「これまで通り『赤信号』として捉えられる」と述べていた。

総じて、日本の企業経営者の多くは、監査事務所のローテーションによって、監査人および監査事務所の独立性がいくぶんは向上する効果がある、と考えていることがアンケートから見てとれる。とはいえ、ローテーションが行われていない現在の状況において、様々な圧力が監査人の独立性に多少は影響を与えかねないものの、監査人に独立性がまったくないと企業経営者が考えているわけでは必ずしもないようである。ただし、日米との比較において述べるように、「いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない」とする回答を除くと、企業経営者の独立性に関して見る目はかなり厳しい。ローテーションの制度化によって財務諸表利用者の多くは監査人の独立性は向上すると考えるだろうと企業経営者は推測しており、また、その多くはローテーションの導入によって監査事務所の変更に対する認識の混乱は起きない（予定外の変更のみが「赤信号」として捉えられる）、とも見ているようである。さらに、訴訟や規制当局からの処分といった外圧はローテーションの制度化とは有無とは関係なく、監査人の独立性にすでに大きな影響を与えており、と日本の企業経営者は考える傾向にある。

## アンケート調査結果の日米比較分析

### (1) 質問の趣旨と概要

監査事務所のローテーションのうち、監査人の独立性に関連する事項については、日米の企業経営者向けのアンケートともほぼ同じ質問項目を用いている。ただし、日本のアンケートの質問項目の多くでは、米国と異なり、「いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない」の選択が追加して設けられている。そこで、日本のアンケートのうち「判断基準または経験がない」の回答を除いたパーセントによって、日米のアンケートの比較を行った。

## (2) 回答の傾向および特徴

監査事務所の定期的な変更による「新鮮な視点」によって、監査事務所の虚偽表示への対処能力は向上するかどうかについての質問では、日米とも最も多回答は「変わらない」とする意見であるが、米国のはうが圧倒的に高い（日本39.5%，米国71%）。「若干、向上する」（日本30.2%，米国18%），「若干、低下する」（日本21.1%，米国7%）という順位も同じであるが、米国では能力が向上するとみる意見は日本の半分程度しかなく、また能力が低下するとみる意見は7%しかない。

現在（監査事務所のローテーションが実施されていない場合）とローテーションが制度化された場合に分けて、クライアントとの契約維持の圧力が監査事務所および監査人（監査担当パートナー）の虚偽表示への対応能力に影響を及ぼすかについて聞いた質問においては、米国では現在の状況であっても日本よりも、「影響はない」（40%以上）あるいは「小さな影響しか及ぼさない」（30%程度）と考える企業経営者が多い。中程度以上の影響を及ぼすと考える日本の企業経営者（46%）は米国（34%）よりも多い。ローテーションが制度化された場合において、「影響はない」（50%近く）「小さな影響しか及ぼさない」（35%）とする意見が増え、他の減少するのは日本と同じ傾向であるが、ここでも日本の企業経営者のほうが、中程度以上の影響を及ぼすと考える傾向にある。監査事務所と監査人（監査担当パートナー）に関する質問でこれらの傾向はあまり変わらないものの、監査人については、圧力が「中程度の影響を及ぼす」とする回答が米国では若干多かった。

同様に、現在（監査事務所のローテーションが実施されていない場合）とローテーションが制度化された場合に分け、企業経営者による会計基準の楽観的な解釈・適用に対してその適否を監査事務所および監査人（監査担当パートナー）が判断することについて、契約維持の圧力がどの程度影響を及ぼすかに関する質問では、ローテーションが行われていない現在では、日本と若干異なり、「小さな影響しか及ぼさない」（36%）よりも「影響はない」（44%）とする意見のほうが多い。中程度以上の影響を及ぼすとする意見が20%近くに上るが、日本のほうがさらに高い（29%）。ローテーションが制度化された場合については、「影響がない」「小さな影響しか及ぼさない」という意見の割合が上昇するのは日本と傾向が重なる。今回も米国では、監査人（監査担当パートナー）個人については、圧力が「中程度の影響を及ぼす」とする回答が監査事務所の場合よりも若干高めであった。

現在（監査事務所のローテーションが実際されていない場合）とローテーションが制度化された場合に分け、訴訟や規制当局による処分を受けるかも知れないという外圧が、監査事務所および監査人（監査担当パートナー）の虚偽表示への対応能力に影響を及ぼすかについての質問では、現在でもローテーションを制度化した場合でも、「重大な影響を及ぼす」（約30%）「大きな影響を及ぼす」（約20%）とする企業経営者が多いという傾向は日本と同様であるが、両者の回答の合計は日本のほうが圧倒的に多い（日本約

70%, 米国50%)。この質問では、米国では監査事務所および監査人（監査担当パートナー）いずれについても傾向はあまり変わらなかった。

現在の状況において、契約解除が行われる可能性が、監査事務所の虚偽表示への対応能力に影響を及ぼすかを聞いた質問では、日本では「小さな影響しか及ぼさない」が41%であったのに対して、米国では35%であり、米国では「影響はない」とする意見が半分以上と最も多かった。この質問に対応して、ローテーションが制度化された場合、監査事務所が任期満了を知るという事実が、監査事務所の虚偽表示への対応能力に影響を及ぼすかを聞いており、ここでは日米ともに、「影響はない」が半分近くを占めるようになる。

監査事務所のローテーションの制度化によって監査契約期間に制限が設けられるが、その際に監査人の独立性に関する各種の財務諸表利用者の認知の程度について企業経営者に聞いた質問において、日本では資本市場関係者、機関投資家および個人投資家すべてにおいて、独立性に関する認知は「若干向上するであろう」とする意見が半分以上を占めたのに対し、米国では資本市場関係者および機関投資家については60%以上を「変わらないであろう」という意見が占めた。ただし、個人投資家についてのみ「若干向上するであろう」という意見が日米では一番多く、ともに50%以上に達した。

監査事務所のローテーションが制度化された状況を前提とした場合において、ローテーションのルールに従った定期的な監査事務所の変更が、財務諸表利用者にとって「赤信号」として捉えられるかという質問に対しては、「赤信号」として捉えられないと答えた人は、日米ともに8割近くを占める。ただし、その内容としては、日本のはうが「『赤信号』として捉えられない可能性が高い」とする回答が多い。また、ローテーションのルールとは別に、監査事務所もしくはクライアントの意思によって監査事務所が変更となった場合にはどうか、という質問については、「赤信号」として捉えられない可能性があるとした日本の回答は18.7%であったのに対して、米国では8%にすぎなかった。

日米の結果を比較すると、米国では総じて監査人（監査担当パートナー）と監査事務所とは異なる存在として捉えているようである。その中で、監査事務所よりも監査人（監査担当パートナー）の独立性に関して米国では評価が厳しい。日本の企業経営者は両者の独立性の質問に対する回答内容があまり変わらなかったことから、監査人（監査担当パートナー）は所属する監査事務所との関係において認識していると考えられる。またローテーションに関しては日本の企業経営者による期待（もしくは不安）が、米国よりも大きい。この点は、ローテーションを導入しても「影響はない」とする意見が米国では多いことや、日本では「新鮮な視点」によって監査人の能力が低下するという意見がやや多いこと、ローテーションが制度化された場合において監査事務所の予定外の変更が「赤信号」として捉えられない可能性がある、と答えた企業経営者が米国よりも多いこと、などから推測できる。前述したように、現状の監査人の独立性に関する認識も、米国よりも日本のはうが厳しい。訴訟や規制当局による処分に対する期待も、日本のはうが期待の度合いが大きいと見受けられる。

（久持 英司）

## G 監査人の在任期間と監査の機能不全のリスク

以下の質問は、担当監査人の在任期間と監査の機能不全に関する問題に関するもので  
す。

**質問54** 監査事務所の交替に関する貴社のこれまでの経験に基づきますと、監査事務所  
のローテーションによって貴社の担当監査人の平均在任期間はどのように変わる可能  
性があるとお思いですか。

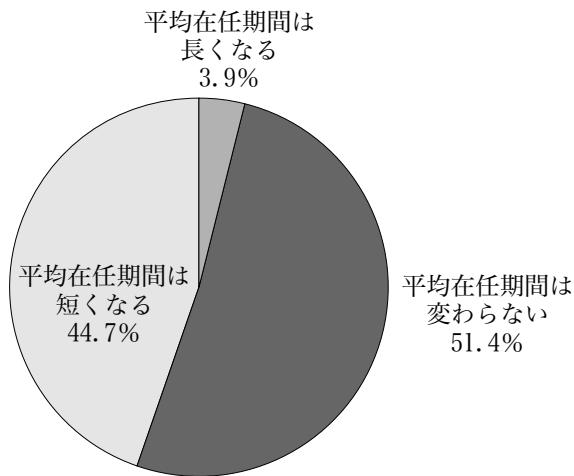
1. 平均在任期間は長くなると思われる
2. 平均在任期間は変わらないと思われる
3. 平均在任期間は短くなると思われる

1 または 2 とお答えの場合には、**質問56** へお進み下さい。

集計結果

選択項目	回答数	割合
平均在任期間は長くなると思われる	3	3.9%
平均在任期間は変わらないと思われる	39	51.3%
平均在任期間は短くなると思われる	34	44.7%
合計	76	100.0%

質問54に関する円グラフ



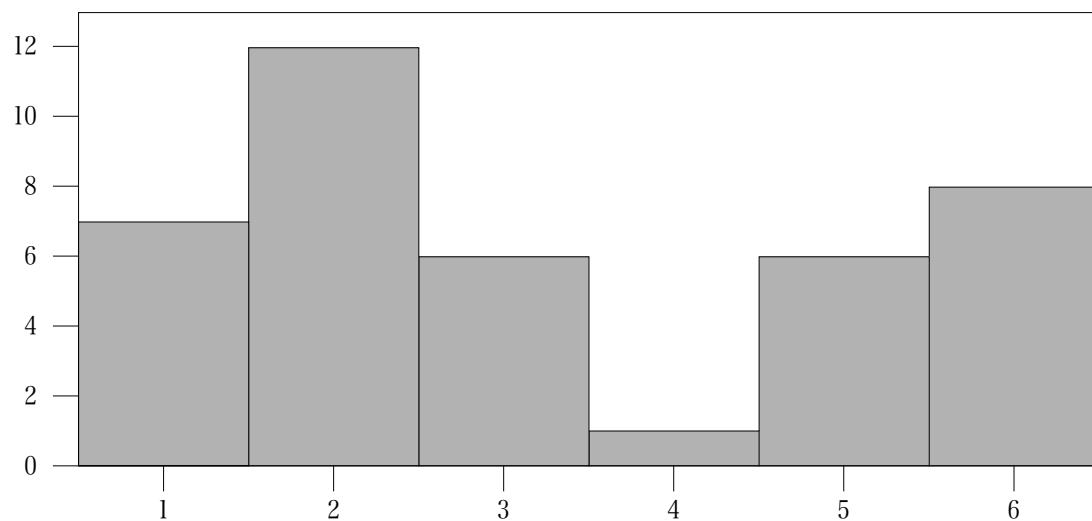
**質問55** 監査事務所のローテーションによって、担当監査人の平均在任期間が短くなると思われるのであれば、在任期間の短縮によって、クライアントの業務や財務報告について理解し、有効な監査手続やツールを考案するために必要となる資源の投入に関する監査事務所にとっての目下の動機は、悪影響を受けるという懸念をおもちですか。

1. 非常に懸念がある
2. いく分懸念がある
3. 懸念も否定もしない
4. いく分否定する
5. 懸念はない
6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
非常に懸念がある	7	17.5%
いく分懸念がある	12	30.0%
懸念も否定もしない	6	15.0%
いく分否定する	1	2.5%
懸念はない	6	15.0%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	8	20.0%
合 計	40	100.0%

質問55に関するヒストグラム



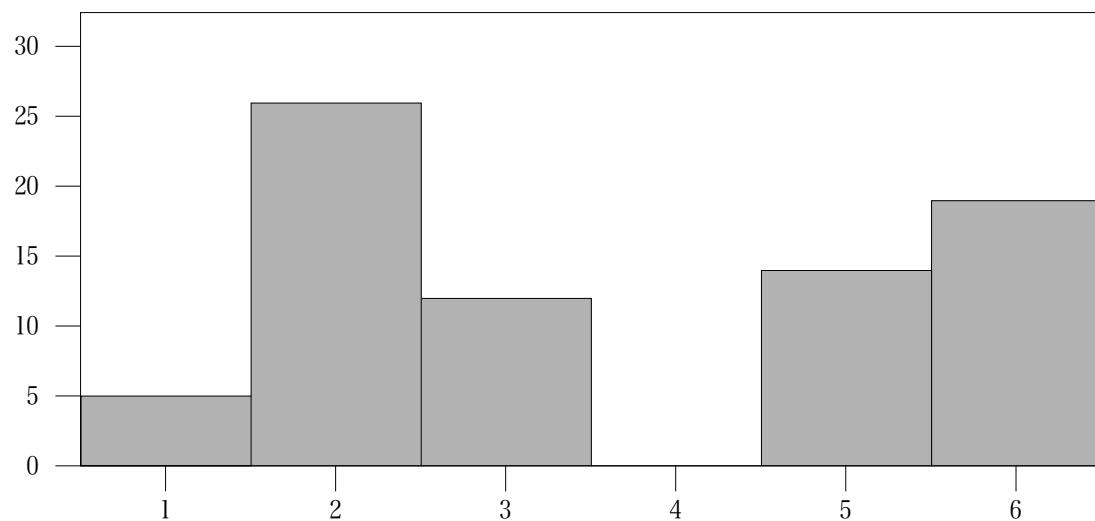
**質問56** 監査事務所のローテーションによって、貴社における監査事務所としての在任期間の期限が近づくにつれて、監査事務所はこれまで以上に他のクライアントの獲得・維持のために、最も有能かつ経験豊かな監査のスタッフを、貴社担当からはずすことになるという懸念をおもちですか。

1. 非常に懸念がある
2. いく分懸念がある
3. 懸念も否定もしない
4. いく分否定する
5. 懸念はない
6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
非常に懸念がある	5	6.6%
いく分懸念がある	26	34.2%
懸念も否定もしない	12	15.8%
いく分否定する	0	0
懸念はない	14	18.4%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	19	25.0%
合 計	76	100.0%

質問56に関するヒストグラム



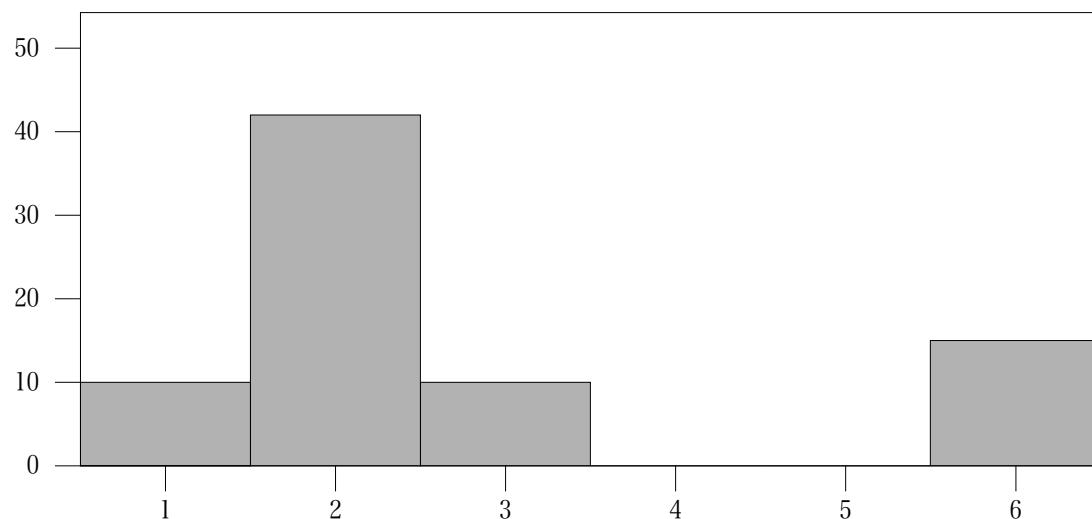
**質問57** 監査事務所のローテーションによって、貴社における監査事務所としての在任期間の期限が近づくにつれて、監査事務所はこれまで以上に他のクライアントの獲得・維持のために、最も有能かつ経験豊かな監査のスタッフを、貴社担当からはずすことになる場合、監査の機能不全のリスクにどのような影響を与えると思いますか。

1. リスクを非常に増大させる
2. リスクをいく分増大させる
3. リスクは増大も減少もしない
4. リスクをいく分減少させる
5. リスクを非常に減少させる
6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
リスクを非常に増大させる	10	13.0%
リスクをいく分増大させる	42	54.5%
リスクは増大も減少もしない	10	13.0%
リスクをいく分減少させる	0	0
リスクを非常に減少させる	0	0
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	15	19.5%
合 計	77	100.0%

質問57に関するヒストグラム



以下の4つの質問について、賛成または反対の程度をお答え下さい。

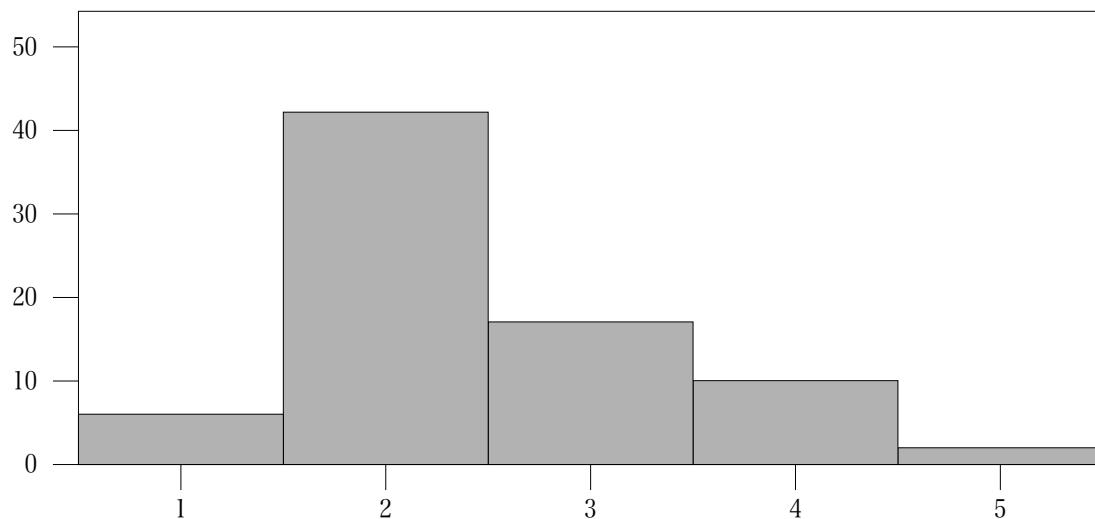
**質問58** 交替直後の新任の監査事務所は、新しいクライアントの業務および財務報告について完全に深く理解しておらず、またそれを監査に利用していない可能性が高いので、監査事務所の在任期間の初めのうちは、監査の機能不全が起こるリスクは高い。

1. まったくそう思う
2. そう思う
3. どちらともいえない
4. そう思わない
5. まったくそう思わない

集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
まったくそう思う	6	7.8%
そう思う	42	54.5%
どちらともいえない	17	22.1%
そう思わない	10	13.0%
まったくそう思わない	2	2.6%
合 計	77	100.0%

質問58に関するヒストグラム



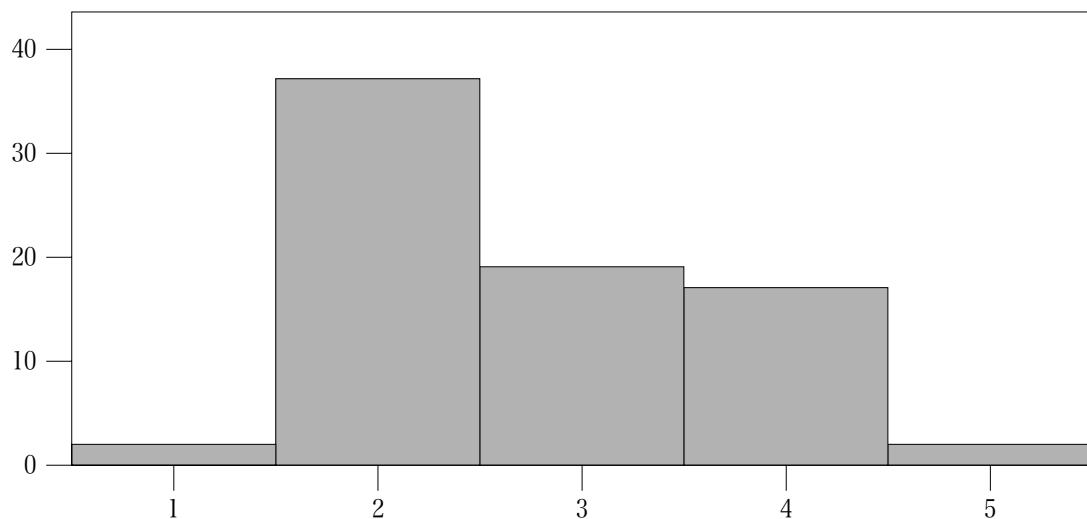
**質問59** 交替直後の新任の監査事務所は、クライアントの経営者から得られる情報に大きく依存すると思われるので、担当監査人の在任期間の初めのうちは、監査の機能不全が起こるリスクは高い。

1. まったくそう思う
2. そう思う
3. どちらともいえない
4. そう思わない
5. まったくそう思わない

集計結果

選択項目	回答数	割合
まったくそう思う	2	2.6%
そう思う	37	48.1%
どちらともいえない	19	24.7%
そう思わない	17	22.1%
まったくそう思わない	2	2.6%
合計	77	100.0%

質問59に関するヒストグラム



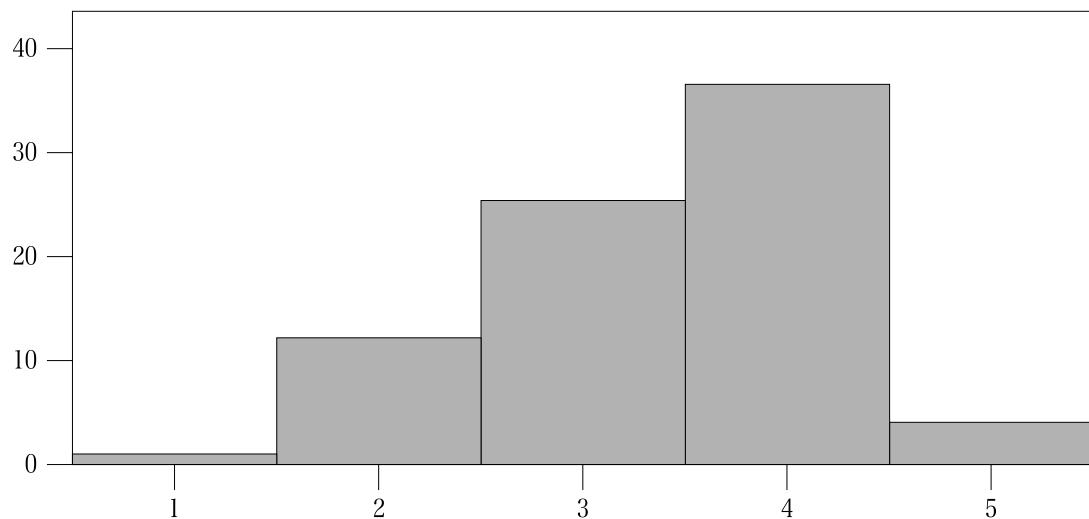
**質問60** 監査事務所がクライアントの経営者と長期の関係を有することから「快適な水準」(クライアントの経営者との親密性や当該クライアントとの契約を維持したいという考え)が生じることによって、担当監査人の在任期間が長くなるほど、監査の機能不全が起こるリスクは高くなる。

1. まったくそう思う
2. そう思う
3. どちらともいえない
4. そう思わない
5. まったくそう思わない

集計結果

選択項目	回答数	割合
まったくそう思う	1	1.3%
そう思う	12	15.4%
どちらともいえない	25	32.1%
そう思わない	36	46.2%
まったくそう思わない	4	5.1%
合 計	78	100.0%

質問60に関するヒストグラム



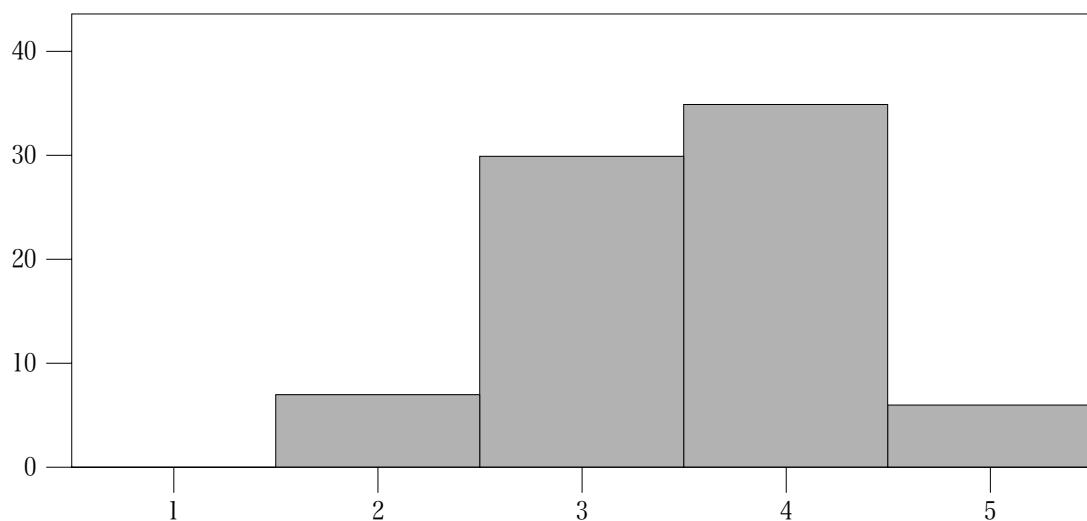
**質問61** 上場企業のクライアントの経営者が監査事務所の監査手法や手続に慣れすぎてしまうため、担当監査人の在任期間が長くなるほど、監査の機能不全が起こるリスクは高くなる。

1. まったくそう思う
2. そう思う
3. どちらともいえない
4. そう思わない
5. まったくそう思わない

集計結果

選択項目	回答数	割合
まったくそう思う	0	0
そう思う	7	9.0%
どちらともいえない	30	38.5%
そう思わない	35	44.9%
まったくそう思わない	6	7.7%
合計	78	100.0%

質問61に関するヒストグラム



## 「質問54から61までのコメント」

### 1—6 監査人の在任期間と機能不全

#### (1) 質問の趣旨と概要

本節の **質問54** から、**質問61** までの質問事項は、監査事務所の強制的ローテーションが、監査人の在任期間の長さにどのような影響を及ぼすのか、また、それによって、監査が機能不全、すなわち、いわゆる「監査の失敗」に至るリスクにどのような影響がもたらされるのかについて、企業経営者の意識を問うものである。

ここで、「監査の機能不全」については、調査票の冒頭に示した用語説明において、次のように解説している。

「誤謬や不正による重要な虚偽の表示が含まれた財務諸表の監査にあたって、適切な事実や状況を知っている合理的な第三者が、監査が『一般に公正妥当と認められた監査基準』に従って行われず、その結果として、監査人（監査事務所）が

- (1) 財務諸表に重要な虚偽の表示が存在しないよう適切な調整や関連するディスクロージャーを行なったり、他の修正を行うこと、
- (2) 財務諸表に適切な修正や調整が行われない場合には監査意見を修正すること、
- (3) 万一、保証を付与することができないような場合には、上場企業の監査人（監査事務所）を辞職し、

その辞職の理由を明らかにすること、

によって、重要な虚偽の表示を適切に処理できないと結論づける状況をいいます。」

ここに示されている事項は、アメリカGAO調査の用語解説を元にしているため、日本の監査環境を鑑みると、若干、広範な内容を含んでいるが、おそらく、回答者は、「機能不全」ということばから、監査が適切に実施されない状況、という意味で理解し、回答したものと思われる。

また、一般に、監査人の在任期間が長ければ、監査人と企業との間に癒着が生まれたり、馴れ合いの中で監査の質が低下したりする可能性が高まるとされている。こうした問題に対処すべく、現在、日本を含めた多くの国々の監査制度においては、監査事務所内において一定期間での監査担当者の交替を義務付けているのであるが、監査事務所の強制的ローテーションを主張する見解では、監査事務所ごと交替させることによって、さらにその徹底を求めるのである。一方、監査事務所の強制的ローテーションに反対する見解では、その論拠の一つとして、監査事務所が交替して数年間は被監査企業の状況に詳しくないために監査の失敗に繋がるケースが多いという点が指摘されている。

このような議論を背景として、本節では、まず、**質問54** において、監査事務所の強制的ローテーションを導入した場合に、担当監査人の平均在任期間がどのように変わる可能性があるかを尋ねている。さらに、**質問54** に「平均在任期間は短くなる」と答えた回答者には、**質問55** において、担当監査人の平均在任期間の短縮によって、監査事務所が、クライアントの業務や財務報告について理解し、有効な監査手続やツールを考

案するために必要となる資源を投入しようとする動機が損なわれるのではないか、という懸念があるかどうかについて尋ねている。

続く **質問56** と **質問57** は、監査事務所の強制的ローテーションが実施された場合、監査事務所の在任期間の期限が近くなると、監査事務所は、現在、当該クライアントを担当している担当監査人のうち最も有能かつ経験豊かな監査のスタッフを新たにクライアントの獲得のために転属させてしまうのではないか、という問題を取り扱っている。**質問56** では、こうした懸念を企業側が抱いているかどうか、また、**質問57** では、もしそのような転属が行なわれた場合、監査の機能不全のリスクにどのような影響を与えると思うかを尋ねている。

**質問58** から **質問61** は、監査事務所の任期の長さが監査の機能不全のリスクにどのような影響を及ぼすかについての意識を問う設問である。**質問58** と **質問59** は、監査事務所の任期の初めに監査の機能不全が発生するという指摘について、新任の監査事務所は、新しいクライアントの業務および財務報告について完全に深く理解しておらず、またそれを監査に利用していない可能性が高いとされる点、ならびに、交替直後の新任の監査事務所は、クライアントの経営者から得られる情報に大きく依存すると思われる点との関連性を尋ねている。また、**質問60** と **質問61** では、監査人の在任期間が長くなるほど監査の機能不全が起こるリスクは高くなるという指摘について、監査事務所にとって「快適な水準」（クライアントの経営者との親密性や当該クライアントとの契約を維持したいという考え方）が生じるという点、ならびに、上場企業のクライアントの経営者が監査人の監査手法や手続に馴れ過ぎてしまうという点との関連性を尋ねている。

## (2) 回答の傾向及び特徴

企業経営者からの回答結果は、以下のようなものであった。まず、**質問54** の監査事務所の強制的ローテーションが実施された場合、担当監査人の平均在任期間はどのように変わるかについては、「平均在任期間は長くなると思われる」とした回答は、3.9%にとどまったものの、「平均在任期間は変わらないと思われる」とした回答と「平均在任期間は短くなると思われる」とした回答とが、それぞれ51.3%，44.7%とほぼ同じ程度であった。

これは、質問にあった「担当監査人」という用語を、回答者が「監査担当者」として理解したことによるものであると思われる。アメリカでの調査では、監査人が監査事務所のことを指すものとして定義が示されているために、「平均在任期間は変わらないと思われる」という回答は、かなり少ないものとなっている。日本においては、監査事務所の業務停止に伴って、いわば外的要因によって監査事務所のローテーションが図られるケースはあるものの、一般的には、短期間で監査事務所のローテーションが図られる事例はほとんど見られないことを考慮すると、今般の調査における **質問54** と

**質問55** の回答については、担当監査人を「監査担当者」として理解した回答と「監査事務所」として理解した回答とが混在している可能性について、一定の考慮が必要であろう。

そうした留意の上で、**質問55** の回答結果を見ると、監査事務所の強制的ローテーションによって、監査事務所がクライアントの業務や財務報告についての理解や、有効な監査手続やツールの考案のために資源を投入しなくなるのではないか、という点については、「非常に懸念がある」(17.5%) と「いく分懸念がある」(30.0%) でほぼ半数を占めているが、一方で、「判断基準または経験がない」とする回答も20.0%にのぼっている。

次に、**質問56** と **質問57** の監査事務所の強制的ローテーションのもとで、監査事務所が有能なスタッフを新たなクライアント獲得に振り分けてしまうのではないか、という点については、**質問56** の回答結果は、「非常に懸念がある」(6.6%)、「いく分懸念がある」(34.2%) と合わせて約4割の回答者が、こうした監査事務所の行動に対する懸念を示し、また、**質問57** の回答結果によれば、そのような事態は、監査の機能不全のリスクを、「非常に増大させる」(13.0%) あるいは「いく分増大させる」(54.5%) と考えられていることが明らかとなった。

続いて、**質問58** と **質問59** の新任の監査事務所において監査の機能不全が生じるリスクについては、**質問58** の「新しいクライアントの業務および財務報告について完全に深く理解しておらず、またそれを監査に利用していない可能性が高い」については、「まったくそう思う」(7.8%) および「そう思う」(54.5%) の回答があり、**質問59** の「クライアントの経営者から得られる情報に大きく依存すると思われる」については、「まったくそう思う」(2.6%) および「そう思う」(48.1%) の回答であった。いずれも新任の監査事務所において監査の機能不全のリスクが高まるとの認識を示しているが、若干、**質問59** に比べて、**質問58** の理由の方が、こうしたリスクが高まる要因として賛同を得ている傾向があるように思われる。

一方、**質問60** と **質問61** の監査事務所の任期が長期間に及ぶケースについては、**質問60** の回答結果では、監査事務所にとって「快適な水準」が生じることで監査の機能不全が起こるリスクが高まるかどうかの問い合わせ、「そう思わない」(46.2%) および「まったくそう思わない」(5.1%) とする回答が約半数を占め、**質問61** の回答結果においても、「経営者が監査事務所の監査手法や手続に慣れすぎてしまう」ことによって監査の機能不全が起こるリスクが高まるかどうかという問い合わせ、「そう思わない」(44.9%) および「まったくそう思わない」(7.7%) とする回答が同様に約50%にのぼった。回答結果を見る限り、企業経営者は、監査事務所の任期が長期間に及ぶことが監査の機能不全に繋がるとは考えていないと解される。ただ、いずれの回答結果も、「どちらともいえない」とする回答が一定の割合(それぞれ32.1%と38.5%)を占めているため、監査の機能不全に繋がるかどうかは、場合によるという見解が示されているという意識の

表れとも考えることができるであろう。

## アンケート調査結果の日米比較分析

本調査における **質問54** から、**質問61** までの質問事項は、アメリカGAOの調査における設問55から62（GAO, 2004, pp.80-83）にそのまま対応している。

まず、**質問54** で尋ねた、監査事務所の強制的ローテーションが監査人の平均在任期間に及ぼす影響については、日米で異なる回答結果が得られている。日本では、「変わらない」が51.3%、「短くなる」が44.7%であるのに対して、アメリカでは、「変わらない」が2%に過ぎず、「短くなる」が97%を占めている。

これは、アンケートの回答の分析においても述べたように、アメリカの調査では、監査人の在任期間について、「ある特定の会計事務所がある上場企業の記録の監査人を継続して勤めた年数」と説明しており、監査人=監査事務所として定義づけられているのに対して、日本では、調査票の冒頭の用語解説において、

### 「●監査人および監査事務所

上場企業等の監査およびレビューを行っている、独立した個人もしくは法人をいいます。」

と記述しており、監査人と監査事務所の区別が示されていない。これは、日本の公認会計士法や監査基準において、「監査人」の用語で、個人と監査法人の両方を規定することによるものであるが、監査に関する品質管理基準において「監査事務所」という用語が正式に用いられて、監査実施者と明確に区別されたことを考えると、もう少し明確な定義を示した方が良かったかもしれないと思われる。

いずれにしても、本設問に関する日米の回答結果の相違は、用語の認識の問題である、と解されるのである。

次に、**質問55** の監査事務所の在任期間の短縮によって、監査事務所が、クライアントの業務や財務報告について理解し、有効な監査手続やツールを考案するために必要となる資源の投入に関する意欲を損なうのではないか、との質問については、日米とも、ほぼ同様の回答結果となっている。

なお、アメリカでは、「非常に懸念がある」(25%) と「いく分懸念がある」(42%) となっており合わせて回答者の2/3を占めているのに対して、日本では、それぞれ17.5%と30.0%の回答で合わせて50%弱となっているが、日本の場合、「いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない」として回答を留保した割合が20.0%もあり、アメリカの「評価する根拠なし」1%に比べて、かなり高い割合を占めていることによるものである。この傾向は、次の **質問56** にも同様である。

次に、**質問56** で尋ねた、監査事務所の強制的ローテーションが実施されると、監査事務所は、新規顧客の獲得等に有能な人材を振り向いてしまうのではないか、との懸念については、アメリカにおいても、「非常に懸念がある」(27%) および「いく分懸念がある」

(50%) と日本（それぞれ6.6%と34.2%）とほぼ同様の結果となっており、さらに、**質問57** における、こうした事態が、監査の機能不全に繋がるかという点についても、アメリカの調査結果は、「リスクを非常に増大させる」(22%) および「リスクをいく分増大させる」(70%) というものであり、日本の調査結果（それぞれ13.0%と54.5%）とほぼ同様であると解される。

**質問58** および **質問59** で尋ねた新任の監査事務所にかかる監査の機能不全のリスクについては、**質問58** の「新しいクライアントの業務および財務報告について完全に深く理解しておらず、またそれを監査に利用していない可能性が高い」ことについての懸念が、アメリカにおいても、「まったくそう思う」(24%) および「そう思う」(55%) と大多数を占めたのに対して、**質問59** の「クライアントの経営者から得られる情報に大きく依存する」ことへの懸念に関しては、アメリカでは、「まったくそう思う」(6%) および「そう思う」(29%) が合計でも回答数の約1/3にしか過ぎず、それぞれ2.6%および48.1%と合計で約半数にのぼった日本の結果とは若干の相違を見せている。

この回答結果をそのまま受け取るならば、日本では、企業経営者の認識として、監査事務所にとって監査に必要な情報はクライアントの経営者との長年の関係によって入手されるものである、との認識が強いと解されるであろう。

また、**質問60** と **質問61** による、監査事務所の長期の在任期間が監査の機能不全をもたらすリスクについては、アメリカでは、監査事務所にとっての「快適な水準」が機能不全をもたらすかどうかについて、「そう思わない」(53%) と「まったくそう思わない」(20%) となっており（日本ではそれぞれ、46.2%と5.1%）、経営者が監査事務所の監査手法や手続に慣れ過ぎて監査の機能不全に至るかどうかについて、「そう思わない」(46%) および「まったくそう思わない」(30%)（日本では、それぞれ、44.9%および7.7%）となっている。いずれも概ね同じ傾向にあるといえるが、若干、アメリカの調査結果の方が、「まったくそう思わない」として強い否定を示す回答結果の割合が高いようにも見受けられる。

以上のように、本節の質問事項については、「監査人」の用語の解釈を巡って、若干の回答結果の相違が見られたが、それ以外では概ね、日米とも同様の調査結果であったこと、こうした中でも、新任の監査事務所における監査の機能不全に至るリスクに関する質問事項の中で、監査人の知識がクライアントの経営者から得られる情報に大きく依存すると考えている割合が、日本の経営者の方が高いという結果が示されたことは注目に値する点であるように思われる。

（町田祥弘）

## H 監査事務所のローテーションのコストと便益

質問62 監査事務所のローテーションは、上場企業の業務と財務報告に関する監査事務所による「新鮮な視点」を提供することで、監査人の独立性と監査の品質に便益を与えるとの主張があります。

一方で、監査事務所のローテーションにおいて、

- (1) 交替直後の新任の監査人は、クライアントに関する特有の知識と経験を十分にもつていないことによって、監査の品質が悪影響を受ける可能性があり、
- (2) 交替直後の初年度におけるいっそう高額な監査コスト、または、新たな監査事務所を選定し、支援する際に伴う追加的なコストのために、上場企業による財務諸表監査のコストが上昇することになる、

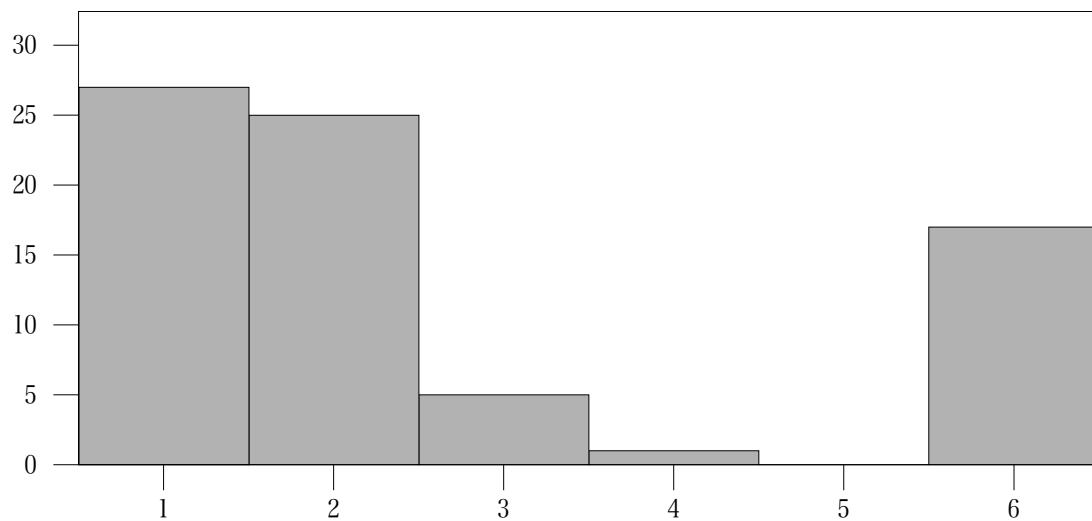
との主張もあります。監査事務所のローテーションにおいて発生する可能性のあるコストと便益について、貴社の見解を最もよく表すものはどれですか。

1. コストが便益を非常に上回るであろう
2. コストが便益をいく分上回るであろう
3. コストと便益はほぼ同じくらいとなるであろう
4. 便益がコストをいく分上回るであろう
5. 便益がコストを非常に上回るであろう
6. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
コストが便益を非常に上回るであろう	27	36.0%
コストが便益をいく分上回るであろう	25	33.3%
コストと便益はほぼ同じくらいとなるであろう	5	6.7%
便益がコストをいく分上回るであろう	1	1.3%
便益がコストを非常に上回るであろう	0	0
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	17	22.7%
合 計	75	100.0%

質問62に関するヒストグラム

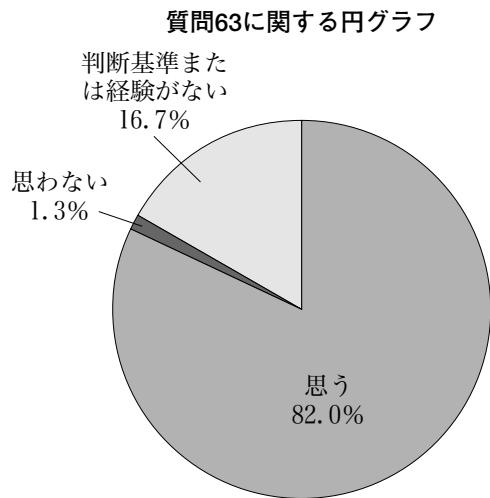


**質問63** 監査事務所のローテーションによって発生するコストと便益について、それらは監査を受ける上場企業の性質と規模によって大きく異なると思いますか。

1. 思う
2. 思わない
3. いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない

集計結果

選択項目	回答数	割合
思う	64	82.1%
思わない	1	1.3%
いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	13	16.7%
合計	78	100.0%



## 「質問62から63までのコメント」

### 1—7 ローテーションのコストと便益

#### (1) 質問の趣旨と概要

本節の **質問62** と **質問63** の質問事項は、監査事務所の強制的ローテーションによってもたらされるコストと便益について尋ねたものである。

監査事務所の強制的ローテーションを主張する根拠として、監査人の独立性を強化すること、および新たな監査人によってもたらされる「新鮮な見方」が監査の品質を高めるというものがある。一方、監査事務所の強制的ローテーションに反対する根拠として、新たな監査人がクライアントの状況に詳しくないことによって監査の品質の低下がもたらされる可能性があること、ならびに、新たな監査契約に伴う監査初年度に要する比較的高額な監査報酬および新たな監査事務所の選定に要する費用等が必要となるなど、コストの増加を招くことの指摘もある。

**質問62** では、上記のコストと便益の双方の内容を説明した上で、企業経営者に、監査事務所の強制的ローテーションにかかるコストと便益の比較を求めている。

また、**質問63** では、そうしたコストと便益が「企業の性質と規模によって大きく異なる」と考えるかどうかを尋ねている。この企業の性質と規模についての設問は、たとえば、企業規模が大きくなれば、新たな監査人が監査初年度に企業および企業環境について理解すべき事項の範囲は拡大し、それに対応して監査時間が増加して監査報酬が増加することになるであろうし、新たな監査人が企業の状況を十分に把握することができないとすれば監査の品質にも一定の影響があるのではないか、という考え方があることを前提としたものである。

#### (2) 回答の傾向及び特徴

回答結果によれば、**質問62** については、「コストが便益を非常に上回るであろう」

(36.0%) および「コストが便益をいく分上回るであろう」(33.3%) と約7割の回答者が監査事務所の強制的ローテーションは、それによって得られる便益よりもコストの方が大きく、費用対効果の観点からは望ましくないと考えられるとの認識を示している。

また、**質問63** では、コストと便益が「監査を受ける上場企業の性質と規模によって大きく異なる」かどうかについて、「思う」とする回答が82.1%と大多数を占めた。質問が、単に異なるかどうかだけではなく、「大きく」異なるかどうかを尋ねていることからすると、監査事務所の強制的ローテーションによるコストと便益が企業の性質および規模によって異なることについては、相当程度の同意が得られているように思われる。

### アンケート調査結果の日米比較分析

本調査における**質問62** と**質問63** は、アメリカGAOの調査における設問63と64(GAO, 2004, pp.83-84)と同じものである。

**質問62** について、日本では、監査事務所の強制的ローテーションがもたらすコストと便益を比較した場合に、「コストが便益を非常に上回るであろう」(36.0%) および「コストが便益をいく分上回るであろう」(33.3%) という回答結果であったが、アメリカでは、それぞれ、70%および22%と、圧倒的な割合でコストが便益を超過するとの回答が寄せられている。

この若干の相違の解釈としては、アメリカにおける監査実務が、監査時間を監査報酬に反映させる程度が高く、新任の事務所を迎えた場合の追加的な監査時間が監査報酬の増額に反映されるとの認識の程度が高いといった理由が考えられよう。あるいは、現実問題として、アメリカの企業が、アーサーアンダーセンの破綻を経て、日本の企業よりも監査事務所のローテーションを経験した事例が多く、その経験に基づいた回答であったということも考えられる。

なお、アメリカGAOの調査では、設問65として企業規模別に、自社にとっての監査事務所の強制的ローテーションのコストと便益の比較に関する回答を求めている(GAO, 2004, p.84)。それによれば、企業規模の大きな企業ほどコストが便益を上回るとする回答を寄せる傾向にあることが結果として示されている。たとえば、最大規模の「50億ドル以上の収益を計上する多国籍あるいは外国企業」では、「コストが便益を非常に上回る」(70%), 「コストが便益を上回る」(16%), 「コストと便益はほぼ同じくらいとなる」(1%) なのに対して、「1億ドル以上50億ドル未満の収益を計上する多国籍あるいは外国企業」では、それぞれ、52%, 32%, および3%, さらに、「1億ドル未満の収益を計上する多国籍あるいは外国企業」では、23%, 45%, および22%, となっており、明らかに企業規模別の認識の相違が示されている。

また、**質問63** については、日本では、コストと便益が「監査を受ける上場企業の性質と規模によって大きく異なる」かどうかについて、「思う」が82.1%と大多数を占めたが(「思わない」1.3%), アメリカでは、「思う」66%, 「思わない」20%と、一定の割合でコスト

と便益が企業規模によって影響を受けないとする回答も見られた。

この相違は、アメリカの企業経営者には、監査事務所の強制的ローテーションによるコストおよび便益が、企業の性質や規模によって影響を受けないと考える者が一定割合いるということであり、その理由の意味するところは定かではないが、興味深い結果であると思われる。

(町田祥弘)

# 監査事務所のローテーションに関するアンケート

## 2 監査役・監査委員会向け単集計結果

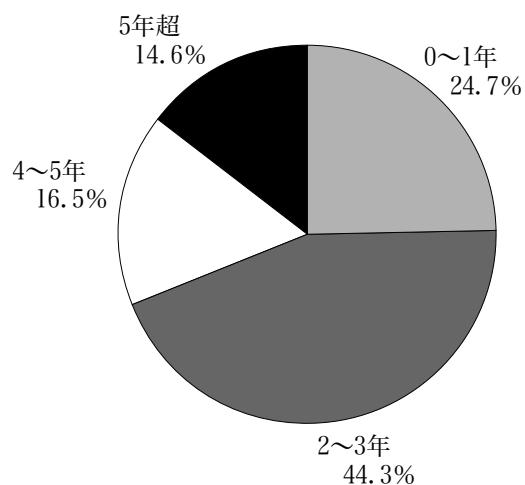
質問1 あなたの（または貴社の監査役または監査委員会の長）在任期間はどのくらいですか。（もっとも近い整数でお答え下さい。）

1. 0～1年
2. 2～3年
3. 4～5年
4. 5年超

集計結果

選択項目	回答数	割合
0～1年	39	24.7%
2～3年	70	44.3%
4～5年	26	16.5%
5年超	23	14.6%
合計	158	100.0%

質問1に関する円グラフ



**質問 2** 貴社は、監査事務所（監査法人）の定期的ローテーションを義務づける方針を定めていますか。

1. いいえ
2. はい

集計結果

選択項目	回答数	割合
いいえ	158	99.4%
はい	1	0.6%
合計	159	100.0%

「2. はい」とお答えの場合

定期的なローテーションは何年毎と定めていますか。\_\_\_\_\_年

許容される監査契約期間の上限は何年ですか。\_\_\_\_\_年

「2. はい」とお答えの場合は、**〔質問 4〕** にお進み下さい。

回答(1)

定期的なローテーションは何年毎と定めていますか。 2 年

許容される監査契約期間の上限は何年ですか。 1 年

**質問 3** 貴社は、現在、何らかの形で監査事務所（監査法人）の定期的ローテーションを義務づける方針を定めることを検討していますか。

1. はい
2. いいえ

集計結果

選択項目	回答数	割合
はい	6	3.8%
いいえ	150	96.2%
合計	156	100.0%

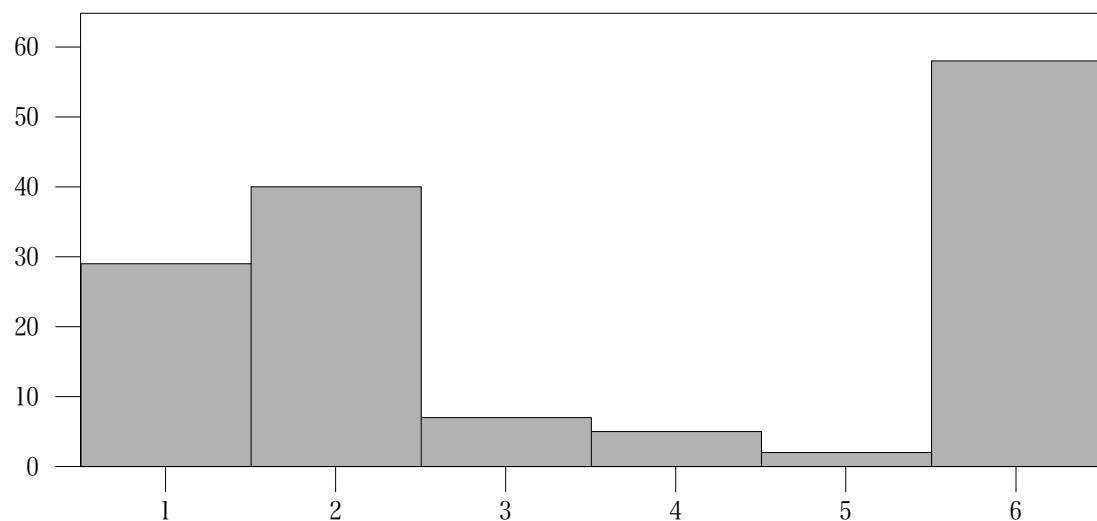
**質問4** 次のうち、監査事務所（監査法人）のローテーションの下でもたらされる潜在的コストと便益に関するあなたの見解を最もよく示しているものはどれですか。

1. コストが便益を大幅に上回りそうである
2. コストが便益をいくぶん上回りそうである
3. コストと便益はほぼ同じであろう
4. 便益がコストをいくぶん上回りそうである
5. 便益がコストを大幅に上回りそうである
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

#### 集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
コストが便益を大幅に上回りそうである	29	20.6%
コストが便益をいくぶん上回りそうである	40	28.4%
コストと便益はほぼ同じであろう	7	5.0%
便益がコストをいくぶん上回りそうである	5	3.5%
便益がコストを大幅に上回りそうである	2	1.4%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	58	41.1%
合 計	141	100.0%

質問4に関するヒストグラム



**質問 5** 監査事務所（監査法人）のローテーションの下でもたらされる潜在的コストと便益に関するあなたの見解の主要な理由を述べてください。

---

---

---

貴社の現在の監査人が四大監査法人（あずさ監査法人、新日本監査法人、中央青山監査法人、監査法人トーマツ）以外の場合にはアンケートを終了してください。

回答：

- (1) コスト：監査報酬額が、監査法人からみた不確実性などのために、上昇することが懸念される。便益：監査の客観性が担保される。
- (2) 同一監査法人が監査を続けると、コストが年功で上昇する面があるようだ。  
ローテーションによってこれは避けることができそうだ。
- (3) 信頼性の確立に相当なコスト、リスク、が発生する。監査法人内ローテーションで公正性を確保出来る。
- (4) 経営拡大に伴い監査業務が増えている面がある。
- (5) ・新監査法人に対する説明、不慣れによる時間の浪費。  
・日本では四大監査法人が中心でこの四法人間でのローテーションは意味がない。
- (6) あくまで会計士個人の資質に係る課題であり、監査法人そのものの比較は無意味である。
- (7) コンプライアンスの欠如した、ごく一部経営者の独断に巻きこまれたいくつかの監査不祥事をもって、全社に内在するが如きの前提は誤りだと思います。監査担当者のローテーションは必要でしょうが、監査事務所のローテーションは無意味だと考えております。
- (8) 業界及び当社の情報に対するノウハウは短期間に構築できない。ローテーションを実施すれば、実施前の水準に戻るまで1～2年は必要となり、無駄な時間と金が浪費されてしまうことになり、当社にとってもメリットは少ないと思う。
- (9) 監査法人のローテーションは監査効率で便益を考えた場合、グループ全体で実施する必要がある。連結経営時代を迎えた今日、単独でできるものではない。その際の潜在的コストは大きく、多少の便益でローテーションロスのカバーは出来ないと判断する。
- (10) 監査のベースとなる会社の基礎的諸要件についての理解度から新規の監査法人の採用にはそれなりの時間（コスト）が必要とされると思われる。同一監査法人内のローテーションも適宜行われており、現在全てに円滑に監査が行われている。
- (11) 上記質問4にて、#6に○印をつけたが、会社法、金融商品取引法等監査法人に対するしめつけが厳しくなることを考えると、むしろ#1になりそうである。なお、監査

員の力量とくに経験の有無によって、コストVS便益が相当かわると思う。

- (12) 監査において、コストと便益は相関しない。ローテーションをはばんでいるのは暗黙知の喪失である。暗黙知は金額（コスト）では測定出来ない。また暗黙知は必ずしも信頼関係を意味しない。暗黙知の喪失により監査品質は低下するものと思われる。
- (13) 監査法人・自身をかえる必要性は感じられない。かえることによる不都合、不慣れ、誤解など不必要的トラブル発生は避けるべき。馴れ合い監査になるとは思われないので必要性を感じない。
- (14) 内外に亘る企業集団を別の監査法人が改めて監査することになると、企業集団も監査法人側もお互いに時間と労力即ちコスト負荷が高まることが大いに懸念される。
- (15) 監査業務の引継に伴う説明負担等の増加。
- (16) 会計（監査）理論にだけでは、有効かつ効率的な監査はできない。会社の事業内容の熟知が前提であり、ローテーションした場合は一から勉強してもらう為、余計なコストが監査報酬（時間削増大）にはねかえる。監査事務所のローテーションは必要でなく、相当の会計士のローテーションで十分である。
- (17) 短期間で企業及び業界の実態を把握出来る会計士は、限定されるのではないか、そのためコストが便益を上回るように思われる。
- (18) 未検討事項につき不明。
- (19) ローテーションにより、新たな監査法人は会社の取引実態把握からのスタートとなり、実際の監査実務の質が落ちる懸念がある。
- (20) 企業の特性（社風、等）を理解して、本当に企業を理解するのに労力と時間がかかるため、効率が悪くなる時機が長いと考える。
- (21) 監査法人の担当者交代に際しても、監査上のノウハウの引継等でスムーズな運営が乱される。ましてや、監査法人そのものの交代に伴うマイナス効果は現場負担を徒るに増大させる懸念あり。監査法人そのものへの信頼が持てない場合は不得已と考えるが、定期的ローテーションに積極的意味あいは認められない。
- (22) 法令によって定められた特定の事業の会計基準に拠っていることから、目的や問題点の認識に必要なコストがある。
- (23) ローテーションの期間にもよるが、個々の企業の実態を知る迄の有形・無形のコストが無視出来ないのではないか。ローテーションの趣旨は理解出来るが基本的に監査法人（監査人）次第ではないか。
- (24) ローテーションの都度、新監査先企業の内容把握が必要となり、便益の低下、コストの上昇が想定される。
- (25) 新しい監査事務所（監査法人）への業務説明など、時間を含めた潜在的コストは膨大なものと推測される。ローテーションは監査事務所（監査法人）内の会計士のローテーションで目的は十分達せられると考える。
- (26) 吸収・合併による監査事務所の変更の経緯こそあるが、一貫して現監査法人と契約

しているため、比較対照する根拠が乏しい。しかし監査ノウハウは長年の実績で培われてきた面も大きいと考える。したがってコストが便益を上回ると予測する。

(27) 監査法人変更により蓄積された企業情報が利用出来なくなるおそれが有り、コストの増加又は便益の低下を招く可能性が有る。

(28) ① 企業、監査法人それぞれの統治機能の充実強化が必要  
② 監査法人間の競争（品質、価格等）も必要

(29) 独立性確保のために会計監査人の交代は必要と考えるが、業界特有の会計処理等を考慮すると、監査事務所の変更は監査品質維持の点でマイナスが大きいと考える。

(30) ローテーション（定期的）未検討なため、現在は特に見解ありません。

(31) 監査法人の社員のローテーションで十分である。

当社は今回、中央青山から他法人へ変更したが、デュテリコスト、実際の監査報酬、さらに手続き等コストは大幅に上回る。

(32) 現状の四大監査法人による寡占市場においてのローテーションでは競争原理が機能するかどうか。

事業会社と監査事務所が契約で成り立っている限り、そこに何らかの意識が働くことは防止出来ない等、監査事務所のローテーションが監査に係る不祥事の防止の根本的な解決方法であるのか疑問であり、もっと基本的な事項に亘って議論すべきであると考えます。

(33) 企業集団の内部統制の重要性が増す中、世界に通用する監査法人の中でローテーションを考えなければならない。日本の監査法人が世界の4大監査法人と提携しており、同時にグローバルにローテーションをかけるには便益に対しコストが多大にかかると判断している。

(34) 監査事務所を変更することは、準備や説明に多大な労力と経費が必要と思われ、他方監査事務所が従来の監査業務の中で監査の手を緩めたことがあるとは思われない。

(35) ローテーションには長短あり一概に言えない。むしろ問題は、詳細に亘る監査のMESHの細かさを要請すれば正確性をよりたかめるとなると、監査法人の報酬レベルをどうするかである。

(36) ① 会計士の不慣れにより、時間・コストが増加。  
② ローテーションによる便益は比較的少。

(37) データベースの確認や非監査期間に対する重複監査が予想されること。

(38) 四大監査法人のローテーションを検討する以前に、国際会計基準や監査基準がより一層同質化されることが先であり、重要性の判断にバラツキがないようにならないとコストが便益を大幅に上回ると考える。

(39) ① 監査委員会が、会計監査人の監査の質をチェックしており、常に緊張関係を持って監査を行っている。

② 会計監査人の関与社員2名が共に5年毎のローテーションを行うことで合意し

ている。

- ①② 監査法人を変更させるメリットはない。
- ③ 海外含めた連係によって、グループ全体の内部統制監査を実施しており、変更のコストは大きい。
- (40) 監査の品質は、どの監査法人もそう違わない。ローテーションは無用の混乱を起こしかねない。
- (41) 監査業務に要する時間については、監査法人によって差異が生ずるとは想定できませんので。
- (42) 2年前に監査法人を変更した。監査役と監査法人と毎月1回ミーティングを持つことになり、情報の密度が倍増した。
- (43)
  - ・同一監査法人が行う監査手法のマンネリ化脱却と、新たな監査手法の導入可能性。
  - ・会社と監査法人の馴れ合い防止。
- (44) 監査事務所の監査報酬が、人的コストによる所が多く人・日で概ね決定されている考えあわせれば、新しく変わった監査法人が会社の事情がよく理解されないため、人的コストがふえ、変える事による便益よりいくぶん上回ると考える。
- (45) 潜在的コストとして会社の業務プロセス内容を把握するのに時間を要するため、誤解や不正による重要な虚偽の表示が含まれた場合の監査が十分に達成できるか疑問である。
- (46) 海外事業のウエイトは1割以下で、海外経営リスクの小さい当社にとって国内事業の内容に精通している現監査法人を変更し、新たな監査法人を選択することは大幅なコスト増のみを生むと考える。
- (47) 監査事務所そのもののローテーションよりも、実際に監査を担当する社員等のローテーションを確実に行い、監査事務所内の第三者によるレビューを実施することで品質は向上すると考える。
- (48) 短時間で世界中に分散している子会社の監査を終了し、連結F/Sを作成し、妥当な検証を行う事には、それなりの能力、知識を有する監査法人しか対応できない。国内のみの監査で終了する会社はコストと有用性が合致するかもしれないが、グローバルな企業ではコストが大幅に増加する。
- (49) 監査法人と会社の関係が緊張関係にある限りローテーションは不要である。一律にローテーションを求めることには不賛成。双方の関係が上記と違ったものになった時はコストが便益を上回っても致し方ないと考える。
- (50) 会社の業務、集積、知識に乏しい為の余分な経営負担を余儀なくされる。
- (51) 監査法人のローテーションにより、監査業務の引き継ぎが行われるが、組織や諸々のシステムが違うので、説明、理解に費やすスタミナが大で、会計処理の指導を仰ぐ場合にも時間を要する。
- (52) 発生の防止に対する施策（内部統制システム）がスタートしており、確度を上げる

より本質対策に対する検討すべき時期と考えており、ローテーションのコストや便益性を論ずる段階にない。

- (53) 監査法人が変更になるたびに、新しい監査法人が会社のビジネスモデルを把握するまで一定の調査日数が必要で、その分コスト増につながる。
- (54) コストと便益の問題より、①親会社の監査法人と同一監査法人とすること。  
②監査法人内の担当者のローテーションを重要視したい。
- (55) 企業の財務内容の分析等、新たなコストが生まれそうである。
- (56) 監査法人がクライアントである企業の実情を把握し、効率的な会計監査を行うコトが出来るためには、少なくとも2年（2期）は必要と思う。
- (57) 大部分の企業では監査法人の監査は適正に行われているものと思われる。一方ローテーションによる負担はかなり大きく成ると思われる所以、全体的にはデメリットがメリットを上回ると考える。
- (58) 監査法人のローテーションによる潜在的なコストはそれなりに算出できるが、便益については評価基準がまだよくわからない。
- (59) 各社特有の状況に慣れるのに時間がかかるため、ローテーション1、2年目は監査効率などが低下すると思われる。
- (60) コストについて100%明確・透明な基準で一律に決定されているとは思わない。監査法人の変更が場合によっては監査報酬自体のアップとなる。引き継ぎはあると言われているが、実務上細かいところでは会社経理部門の負担が大きい。また監査の連続性（均一的な監査水準が確保されるか）も課題。
- (61) 監査法人のローテーションは、会計監査において①所用監査時間増に伴う決算作業の遅れ、②（監査対応する）担当役職員の事務負担増加といった大きなデメリットをもたらす。これは、決算情報開示の一層の迅速化を望む資本市場・投資家の期待に応えることを困難にし、時間・労力というコストが便益を大きく上回ると思料。
- (62) 監査法人のローテーションに要する監査業務の引き継ぎ、監査の連續性の為の監査法人・被監査法人相方への負担が便益を上回ると思われる。
- (63) 前問の選択肢6に拠り、記入せず。
- (64) グローバル化が進んでいる時に、多面的に監査していただき、得られた信頼はコスト以上の成果と考えている。又、監査法人のレベルアップを期待できる。
- (65) 監査法人が変わることによるコストアップと比較し、便益がコストアップ分を上回るとは考えにくい。
- (66) 監査法人のローテーションを行うと、監査法人間の競争が少なくなり、監査報酬が高くなるコトが懸念される。
- (67) 定期的にローテーションを義務づける方針採用の是非、同ローテーション採用におけるコストと便益に関する議論を行っていない。
- (68) コストについては変更時に発生する会社の状況を理解するための監査時間の拡大に

による監査報酬及び会社対応コストの増加が想定される。また、得られるメリットとしては外部に対する監査の透明性であると考えるが、現在の監査法人の監査の質及び会社との関係に特段の問題のない状況での変更は、実務上のメリットは少ない。

- (69) 引き継ぎコスト・不慣れな為の効率悪化。
- (70) 課題の引き継ぎ・諸準備に時間・資源が必要となろう。
- (71) ローテーションに伴う当該企業のローテーションによる状況把握に担当の時間／費用発生が見込まれる。便益は望み薄す。
- (72) 監査報酬の引継により、会社としても ManHour を要する。
- (73) 社の実態を把握するまで監査の重点が定められず、監査口数の割にその効率があげられないこと。
- (74) 今迄ローテーションの経験が無いのでわからない。  
今回ローテーションするので十分にチェックしたい。
- (75) コスト—海外を含めた業務内容、経営方針、会社方針、経理処理を理解させる。  
便益—監査法人の透明性、独立性の堅持。
- (76) 当社規模の企業における監査リスクの程度に比べ、ローテーションによる監査コストアップの方が大と考えられる。
- (77) 潜在的コスト：ローテーションの都度、会社の状況を説明し会計士がその会社を理解するまでには相当の期間を要し、特に初年度は充分な監査ができるか？  
便益：相方の緊張感・視点が違っての監査、慣れ合いが防げる。
- (78) 監査法人のローテーション制度は、監査法人の独立性が強化されることによって、財務報告の透明性が担保され、各ステークホルダーの信認が強まるメリットがある一方、企業側としては監査法人の変更に際してその都度選定事由の比較・検討や監査委員会株主総会での決議手続き、新・旧監査法人間の引継等、対応の負担が発生する。また監査法人のローテーション制度の導入が「監査の機能不全」の回避にどの程度有効かが判然としない（監査法人の監査能力、責任のあり方等、制度的改革が必要ではないか）。
- (79) 監査事務所が変更によって、まだ 1 年しか経っておらず、便益に対するコストは親会社の影響で決定されている部分が多く、コメントするには若干無理があります。
- (80) 監査法人の独立性の確保と適度な緊張のため、又監査品質の強化の点、信頼性の回復からもローテーションは必要と考えている。
- (81) 監査法人というより、業務執行社員の資質により便益が左右されると考えられる為判断が難しい。
- (82) 損害保険会計は一般の会計とは異なっており、それなりの経験なり訓練を受けた会計士を推する監査法人ということになり、便益コストのバランスはどの法人にもあてはまるものではない。
- (83) 上場後10年未満で他の監査法人のことを全く知らない。ローテーションの必要性は

理解できるが実施した場合の手間、コストの想像がつかない。

- (84) ローテーションが明白となれば、監査事務所の熱意も欠けて、想定外のコスト、不効率さ等が懸念される。
- (85) 監査の独立性においての便益が期待できる。
- (86) 定量的あるいは定性的な評価は、行うにしてもこれからだから。
- (87) 潜在的コストは、新監査法人の担当者全てに、当社全ての場所の全ての応答者が現状の説明を一から（イロハから）繰返さなければならない。  
便益は、上記のように一から（イロハから）説明し直すために、社内ルールやマニュアルの洗い直しが定期的に行なわれ、基礎的な遵法の意識付けが確かになる。
- (88) ローテーション制導入に伴う潜在的コストとして、交替時における監査費用の増大、事務方における負担・コスト増などが考えられ、便益としては①監査人と執行部門との癒着・共謀・馴れ合いあるいは、当社との関係を維持するために監査人が監査上の妥協をすることなどを防げることができ、監査人の独立性が確保できる、②新しい見解と監査上のより高い注意力が期待できる、等が考えられます。ただし、監査人の交替を経験したことがないため、コストと便益を比較したことはありません。

尚、監査人の独立性の確保、並びに監査の品質の向上に向けた公認会計士協会による改革の進み具合、さらには公認会計士・監査審査会による監査人等に対するモニタリングなどにより、コストと便益についての考え方（基準）も変わってくるものと考えております。

会社法施行などに伴い、会計監査人の選任・解任、あるいは、会計監査人の報酬等の決定権を事実上監査委員会が有することとなっております。当監査委員会といたしましても、監査人に対するモニタリングを強化しつつ、上述の点も踏まえ、引き続きローテーション制の導入について検討を加えていきたいと考えております。

- (89) 4大監査法人すべてに「内部管理に不備」として改善命令勧告が出される現状ではローテーションによる便益は余り期待できない。コストのみが負担になる、形式を論じることはまだ早いと思われる。

- (90) 監査コストの標準的な尺度が不明で便益との比較が難しいが凡そ、潜在的なコストは一時的に便益を上回ると考えられる。

理由（業種、事業内容等々により、その特性理解に応否の時間、人的コストの負荷大。）

- (91) コスト：監査人に対する信頼と円滑なコミュニケーションの確保  
便益：監査人の独立性の確保
- (92) 各企業（業種）独特的の処理方法、過去の歴史、方針があり、これを最初から説明し理解してもらうコスト。
- (93) 日本国内のみならず、海外に多数の事業所を展開する企業を監査するには、相当の規模の監査法人でなければ対応できないと思われる。大手監査法人の数が少ない中で

短期的にローテーションを行うことは、コスト増につながる可能性が高いと思われる。

- (94) 社内基準及び経験がない為、潜在的コストと便益の関係は不明。
- (95) 新規監査事務所採用に伴うイニシャルコストと新しい視点からの監査による品質の向上。
- (96)
  - ・ローテーションに関するルールが未だ明確になっていない。
  - ・業界や当社の特性を監査法人が十分理解するまでに時間を要すると思料するが、その間のコスト、労力増加が未だ予測できない。
- (97) 社内のconsensusに於いては前述の通り乍ら、個人的には今後も会計制度等の厳格化・微細化に加え、stakeholderの監査に対する益々強くなる期待、要求に鑑みれば、一方で世界市場に合わせより複雑なbusiness手法や組織形態を用いての企業経営の内奥まで限定された期間内に監査を仕上げることは理想論はとも角容易なことではない。従而rotationと監査の質とのtradeoff化を真虚せざるを得ない。
- (98) 判断基準を持っていない。
  - 当社において監査人は共同事務所の構成員で、それぞれが独立しており、その中で監査の責任者をローテーションしている。個人責任におけるローテーション。
- (99) 当業界の状況にくわしく適正な監査業務が実施されており信頼感がある。
- (100) 当社の現実は監査法人が独自に自社の監査人の年限を定め、自社内監査人口ーテーションを行っている。監査法人相互においても、監査品質について競争すべきである。単なるローテーションは緊張感を欠くおそれがある。又、コストアップにつながる。
- (101) 事業範囲の広さ、グループ企業の数等を考慮すると、監査法人を変更すると会社の内容を理解するための時間的ロスが大きい。監査法人の変更は決算の健康化等のための有力な手段になりうるがローテーションを目的とする制度は弊害の方が大きい。
- (102) 早期開示の観点からも会社に事務負担がかかり、潜在的コストが大きくなるのは勿論であるが、一番の反対理由は監査の品質がどうしても落ちることである！
- (103) 監査法人の品質管理は信頼できるので、むしろ担当メンバーの定期的ローテーションを信頼して考え、実行済である。
- (104) 当社の業務内容等を熟知してもらうまでに時間を要するとともに、監査業務の引継ぎに伴うコスト増が予想されるため、消極的に考える。
- (105) 潜在的コストと便益に関する測定基準が不明確で、実数值の把握が困難の状況にあるため。
- (106) 此まで同一の監査法人と継続して監査契約を締結し、監査法人を変更した経験が無いが、変更した場合は特に初年度の監査において、相当の時間とコスト負担発生が予想される。
- (107) ローテーション当初は、監査法人、会社とも、コミュニケーションに時間がかかると思う。一方、次の監査法人に従来の監査の不十分な点を指摘されたくないという緊張感が監査を良い方向へ持っていくと思うが、比較・判断するだけのデータを取得す

ることは困難と考える。

- (10) 監査法人の交代時の引継に要するパワーロス（海外子会社分含む）が大きい。同一法人で担当をローテーションさせる方法である程度の便益が期待できる。
- (11) メリットは認識するが、デメリットとして、切り替え辞意こうある程度の年限を費やして、会社概況・業態・経営方針を理解してもらう必要があり、そのエネルギーを、既存会計監査人との間で、有るべき会計手続きや、監査の独自性確保のための対応等について検討・思考を行えばよいと考えている。
- (12) 新たに担当する会計士が会社の実態を把握するには、いかに文章が残っていても限界があり、どうしても時間がかかってしまう。
- (13) この種（専門的）業では、コスト＝便益と考えるからコストの裏返しか必ずしも便益ではないが、各々を別々のモノサシで計量しても意味がないと思う。
- (14) 監査法人のローテーションにおいて、特に追加的なコストが発生するとは考えていない。
- (15) 業界特有の知識や会計処理が必要で、ローテーションによるデメリットの方が大きい。
- (16) 昨今の監査法人の関わった諸処の事件に鑑み、制度の改革が叫ばれております。（本調査もその一環に資するものと思われますが）。だたここで配慮しなければならないのが規制（制限）一辺等になると信頼関係に基づいた意思疎通が図りにくくなり、監査上それが良い結果を生むか疑問。
- (17) (−) Rotationによる監査効率の低下と会社スタッフ負荷の増加。  
(+) Rotationによる経営との癒着防止。
- (18) 監査報酬に関する妥当性の判断基準が不明である。
- (19) 現在担当してもらっている監査法人とは永年の付き合いとなっている関係で経年的な契約金額の据置き等が行われており、その為に、年々監査法人を取り巻く環境が厳しくなる状況には現状は低コストとなっている。相手が変わるということで、当然コストアップは予測されるでしょう。別の見方として、ここにも競争原理が働いて適正コストに落着くかもしれない。
- (20) 会社固有の経理システム等の引継に多大な時間と労力をかけることになり、コストアップにつながりそう。
- (21) 監査方針、計画、基準の変化への対応。
- (22) ローテーションの方法（対象となる監査法人、ローテーションの期間等）が不詳の段階でコストの算定は難しいが、現在の公認会計士協会の「監査人の交代」の指針から想定される有形、無理のコストは相当であり、まずは、監査法人の内部統制システムの水準向上、公認会計士のローテーションの見直し等を優先すべきと考える。
- (23) 現状の監査法人に対し、コストと便益のバランスが取れており、ローテーションの必要性はない。

**質問6** 貴社では、四大監査法人以外の監査事務所（監査法人）を監査人として利用することを検討したことがありますか。

1. はい
2. いいえ

「1. はい」とお答えの場合には、アンケートを終了してください。

集計結果

選択項目	回答数	割合
はい	7	4.9%
いいえ	136	95.1%
合計	143	100.0%

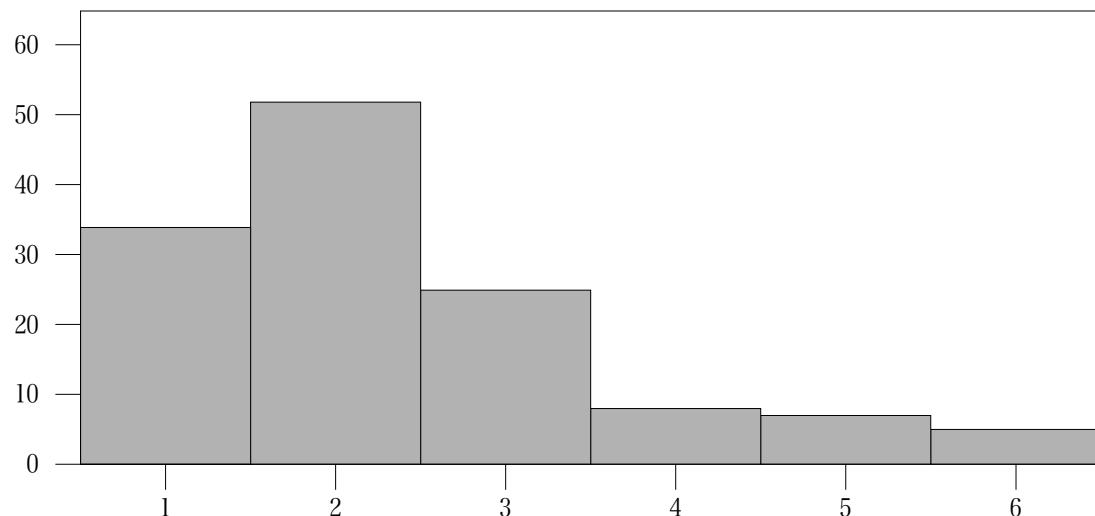
**質問7** あなた（または貴社の監査役会または監査委員会の長）が四大監査法人を監査人として選択していることを支持する要因として、以下に掲げる項目の重要度についてどうお考えですか。（該当する各行ごとの項目に1つチェックを入れて下さい）

	非常に重要である	重要である	適度に重要である	まあまあ重要である	重要性は少ない	わからない
資本市場の期待						
活動の位置的兼合い／国際的に活動を展開しているから						
業界特有の技能や知識を必要とするから						
銀行や債権者との契約上の義務があるから						
取締役会の規定があるから						
監査事務所（監査法人）が有する資源の十分性						
監査事務所（監査法人）の名声や評判						
その他						

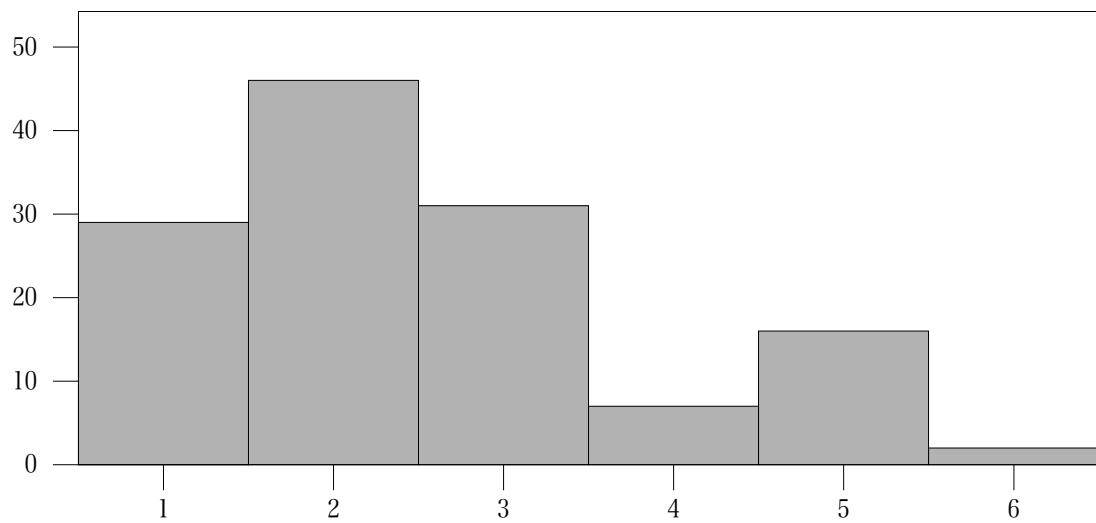
集計結果

	1 非常に重要である	2 重要である	3 適度に重要である	4 まあまあ重要である	5 重要性は少ない	6 わからない
資本市場の期待	34	52	25	8	7	5
活動の位置的兼合い／国際的に活動を展開しているから	29	46	31	7	16	2
業界特有の技能や知識を必要とするから	23	50	29	9	13	5
銀行や債権者との契約上の義務があるから	1	4	13	5	79	19
取締役会の規定があるから	2	4	4	9	79	18
監査事務所（監査法人）が有する資源の十分性	50	64	14	3	1	1
監査事務所（監査法人）の名声や評判	18	58	31	17	7	2
その他	5	2	2	0	2	15

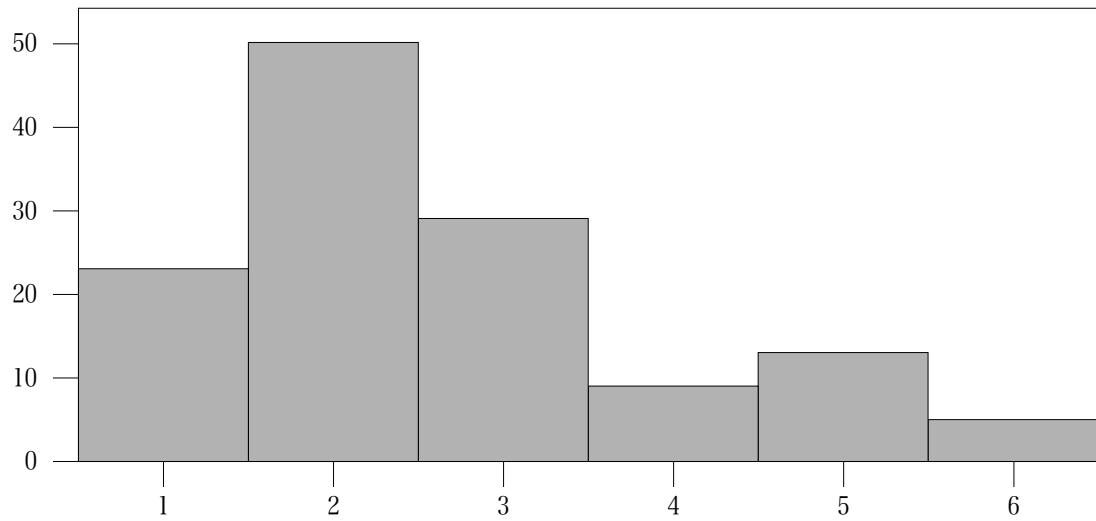
「資本市場の期待」に関するヒストグラム



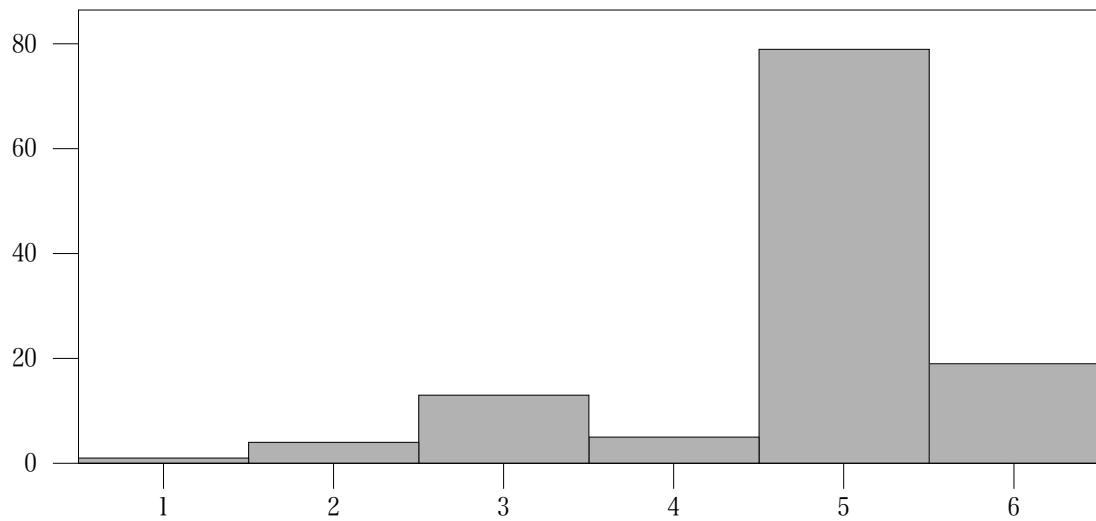
「活動の位置的兼合い／国際的に活動を展開しているから」に関するヒストグラム



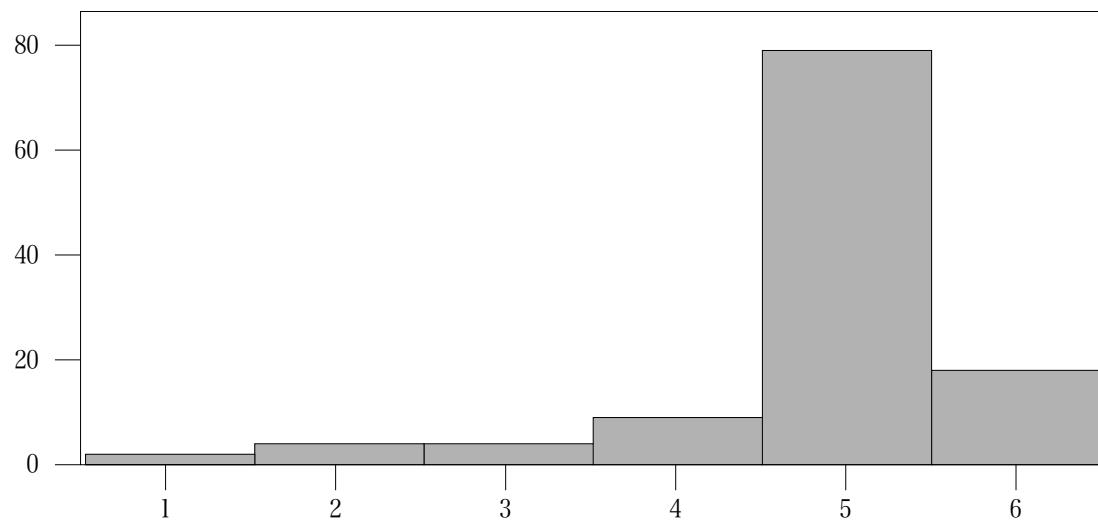
「業界特有の技能や知識を必要とするから」に関するヒストグラム



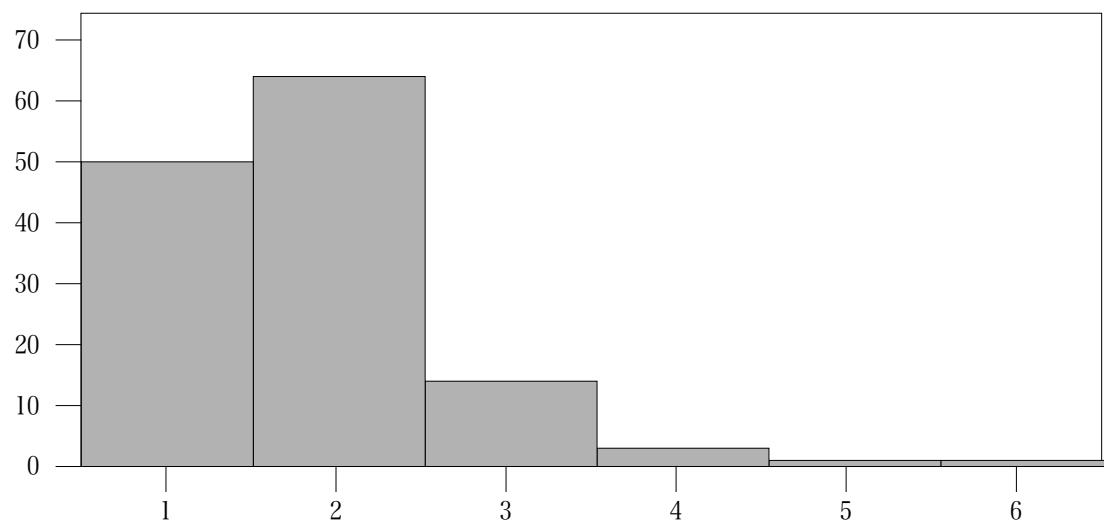
「銀行や債権者との契約上の義務があるから」に関するヒストグラム



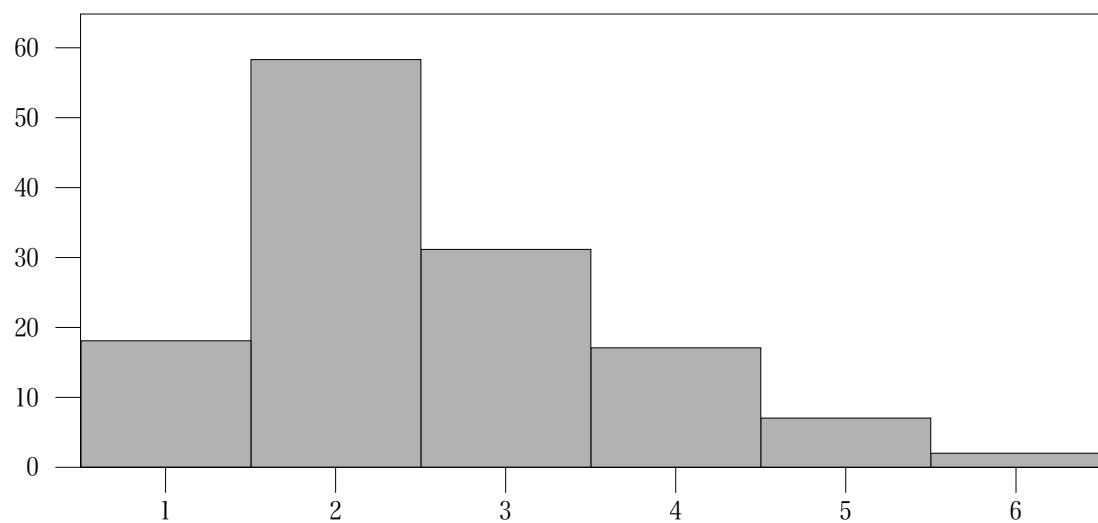
「取締役会の規定があるから」に関するヒストグラム



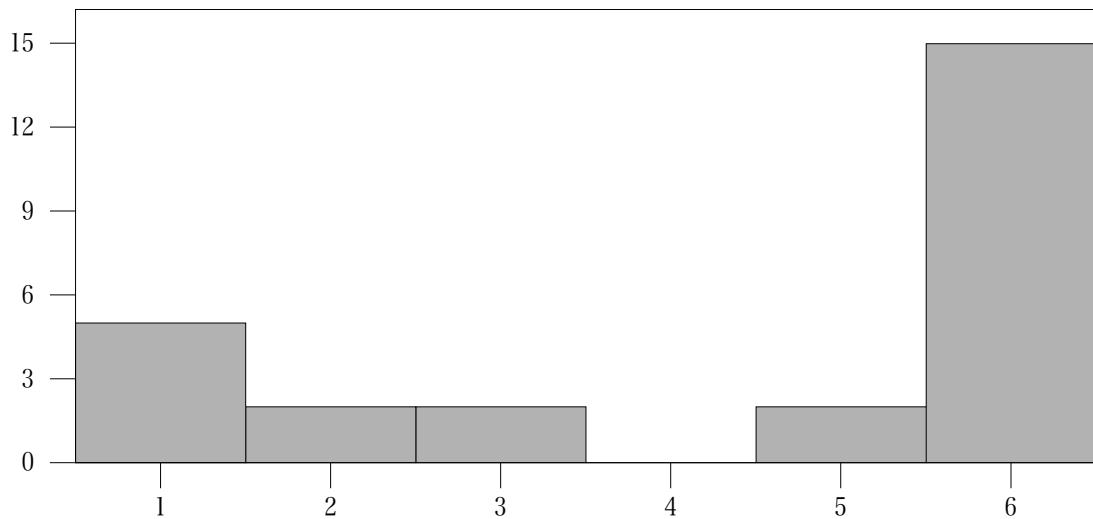
「監査事務所が有する資源の十分性」に関するヒストグラム



「監査事務所の名声や評判」に関するヒストグラム



「その他」に関するヒストグラム



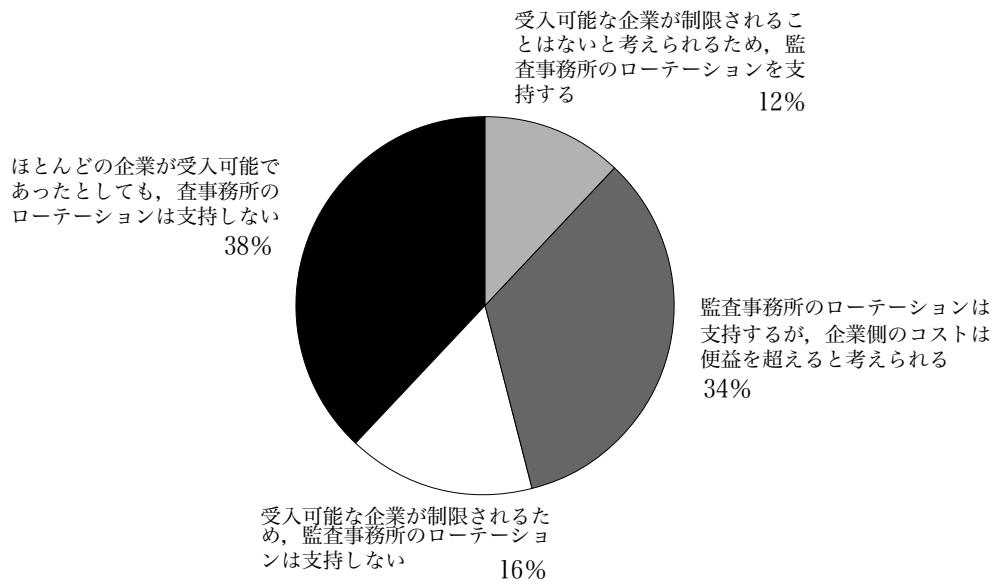
**質問8** 四大監査法人が受入可能な企業が制限されることに関するあなたの見解と、監査事務所（監査法人）のローテーションに対するあなたの見解について、最も近い選択肢をお選び下さい。

1. 受入可能な企業が制限されることはないと考えられるため、監査事務所（監査法人）のローテーションを支持する。
2. 監査事務所（監査法人）のローテーションは支持するが、企業側のコストは便益を超えると考えられる。
3. 受入可能な企業が制限されるため、監査事務所（監査法人）のローテーションは支持しない。
4. ほとんどの企業が受入可能であったとしても、監査事務所（監査法人）のローテーションは支持しない。

#### 集計結果

選択項目	回答数	割合
受入可能な企業が制限されることはないと考えられるため、監査事務所（監査法人）のローテーションを支持する	16	12.3%
監査事務所（監査法人）のローテーションは支持するが、企業側のコストは便益を超えると考えられる	44	33.8%
受入可能な企業が制限されるため、監査事務所（監査法人）のローテーションは支持しない	21	16.2%
ほとんどの企業が受入可能であったとしても、監査事務所（監査法人）のローテーションは支持しない	49	37.7%
合計	130	100.0%

質問8に関する円グラフ



### 「監査役・監査委員会向けのアンケートの回答」

監査役・監査委員会向けのアンケートの回答結果を分析する前に、各設問の趣旨と概要について簡単にみておきたい（ただし、質問1および2は形式的質問なので、ここでは触れない）。

まず、質問(3)についてであるが、SOX法の成立を機に監査人の独立性を強化するための一方策としての「監査事務所（監査法人）の定期的ローテーション」導入の是非が検討されているが、この問題に関して、被監査側である企業の監査役・監査委員会がどのように考えているかを問うものである。

監査が、監査人と企業との連携により実施されるものであることを考えれば、単に監査主体である監査人の見解だけでなく、企業側サイド、わけても監査担当機関としての監査役・監査委員会の見解を広く聴取することが必要なことはいうまでもない。本質問は、こうした観点から、監査事務所（監査法人）の定期的ローテーション導入の是非についての彼らの意向を把握しようとするものである。

続いて、質問(4)についてであるが、これは監査事務所（監査法人）の定期的ローテーション導入のコスト＝ベネフィットに関する監査役・監査委員会の見解を問うものである。確かに、定期的ローテーションの導入により、監査人－企業間の癒着という問題は部分的に軽減されるかも知れないが、他面、企業に関する一般的知識の入手に伴うコストなど、新たな監査事務所の着任に伴う追加的コストが生じることも明らかである。定期的ローテーションの導入を図る場合には、その導入に伴うコスト＝ベネフィットが少なくとも均衡していかなければならないが、これについて監査コスト負担側の企業の監査役・監査委員会の見解を聴取しようとするものである。なお、質問(5)は、ローテーション導入に伴う潜在的なコスト＝ベネフィットとしてどのようなものがあげられるか、具体的な記述回答を求め

るものである。

さて、アメリカのみならずわが国においても、監査業務の依頼が大手監査事務所（監査法人）に集中する傾向が顕著である。財務諸表監査に際して大手監査事務所（監査法人）が利用される理由として、例えば、社会的評判が高いといったことや、様々なサービスを総合的に利用できるといったこと等があげられるが、他方で、こうした寡占状態は競争を通じた業界全体の健全な発展という観点から、必ずしも望ましいことではないかも知れない。質問(6)は、こうした観点から、大手監査事務所（監査法人）以外の事務所等を監査人として選任する考えが、どの程度企業側にみられるのかを問うものである。なお、質問(7)は、大手監査事務所を監査人として選択することを支持する要因としてどのようなものがあげられるか、具体的な記述回答を求めるものである。

最後に、質問(8)は、監査事務所（監査法人）のローテーションを支持するか否かについての監査役・監査委員会の見解を問うものである。これまでの質問において、多様な観点から、ローテーションの是非をめぐる意見を聴取してきたわけであるが、ここで最後に、わが国の監査役・監査委員会がこの問題について、大要、どのような立場にあるかを総括的に理解するための質問を設けた。この質問に対する回答は、それが監査に関わる重要な当事者の見解であるが故に、今後、この問題を考える上での重要な視点を提供するものと考えられる。

## (2) 回答の傾向と特徴

次に、回答結果の傾向と特徴についてであるが、定期的ローテーションの義務づけに関する質問(3)については否定的回答が圧倒的に多く（96.2%）、肯定的回答はきわめてわずかであった（3.8%）。こうした結果は従前に予想されたことではあるが、アメリカの調査結果と比べると、アメリカでは肯定的回答が全くなかったのに対して、わが国では、わずかではあるが肯定的回答がみられた点が興味深い。

続いて、定期的ローテーション導入の結果として生じるコスト＝ベネフィットに関する質問(4)についてであるが、これについては、「「コストが便益を大幅に上回る」との回答と「いくぶん上回る」との回答を合わせた数値（49.0%）がもっとも大きくなっている、「いずれを選択すべきかの基準または経験がない」とする回答がこれに続いている（41.6%）。アメリカに比べると「わからない」とする回答が著しく多くなっているが、このことは、わが国では、そもそもローテーション問題が現実の問題としてこれまで議論されてこなかったために、ローテーションに伴って生じるコスト＝ベネフィットについても企業側にほとんどその意識がなかったことによるものと推測される。これに対して、アメリカでは、「コストが便益を大幅に上回る」との回答と「いくぶん上回る」との回答を合わせた数値が89%になっており、ローテーションの導入に伴う監査コスト（監査報酬）高騰に対する企業側の警戒心が如実にみてとれる。監査報酬がきわめて高いといわれるアメリカにおいては、企業は、監査にかかるコスト＝ベネフィットに関して、わが国よりもナーバスに

なっていると考えられる。なお、質問(5)は、監査事務所のローテーションのもとでもたらされる潜在的コストと便益に関する企業の監査役・監査委員会の見解を記述として問うものであるが、これによれば、被監査企業の状況や被監査企業の属する業界についての知識の入手といった、監査を始めるにあたっての初期コストの増加（その結果としての監査事務所に対する監査報酬の増加）が、企業にとってもっとも重大な関心事となっていることがわかる。このようなコスト面での懸念により、監査事務所（監査法人）のローテーションに関しては否定的な見解が多く、同一監査事務所内の監査担当者の変更でこと足りりとする見解が多くみられた。ただ、他方で、独立性の確保や品質管理の面で一定の効果があるとする意見も散見されるところから、この問題に関しては、一定の効果が期待される反面、企業側には監査コスト（監査報酬）上昇に対する慎重な姿勢がかいま見られる。アメリカの回答結果についても、わが国とほぼ同様の傾向が読みとれるが、積極的に評価する割合がわが国よりも若干高いように見受けられる。アメリカでは、資金調達のためにマーケットを利用する際の取引コストとしての監査コストの必要性ないし意義が、わが国に比して、明確に理解されているのかも知れない。

質問(6)は、監査担当者として四大監査事務所（監査法人）以外の事務所（監査法人）の利用を検討したことがあるかどうかを問うものである。アメリカと同様、わが国でも監査業務が一部大手監査事務所（監査法人）に集中する、いわゆる寡占傾向がみられる。企業の国際化や大規模化、IT化の進展といった状況の中で、有効かつ効率的に監査を進める上で、大規模監査事務所（監査法人）が高いパフォーマンスを果たしうることは想像に難くないが、他方で、こうした寡占化が公正な競争を阻害し、その結果、監査人としての独立性や監査の品質を損なうとの懸念も払拭できない。本質問は、企業が監査担当者の選定にあたって、こうした問題をどの程度認識しているか把握しようとするものであるが、質問に対する否定的結果が圧倒的に高く（95.0%）、ほとんどすべての企業が監査担当者の選定にあたって大規模監査事務所（監査法人）への依頼を念頭に置いていることが明らかとなつた。なお、本問に対するアメリカの回答結果もわが国の結果とほとんど変わりなく、大規模監査事務所（監査法人）への依頼集中傾向が顕著である。

質問(7)についてであるが、これは四大監査法人が監査人に選任される主たる要因について問うものである。回答によれば、「監査事務所（監査法人）が有する資源の十分性」をあげる会社がもっとも多く、「資本市場の期待」と「活動の位置的兼ね合い／国際的に活動を展開しているから」という要因がこれに続いている。「監査事務所（監査法人）の名声や評判」という要因は事前の予想に比して低くなっているのが興味深い。アメリカの回答結果と比較した場合、日米間で大きな相違はみられないが、アメリカでは「監査事務所（監査法人）の名声や評判」を要因として上げる割合が、わが国の企業に比べてわずかながら高くなっている点が目を引く。いずれにしても、大規模監査事務所（監査法人）が、その有する人的・技術的資源の豊かさによって、顧客獲得における競争優位を保持している点については日米とも同様である。こうした状況が監査業界における寡占状態を生んでいるこ

とは明らかであるが、それが監査人の独立性や監査の品質にいかなる影響を及ぼしているかについては、さらに詳細な検討が必要とされよう。

最後に質問(8)についてであるが、これは「四大監査法人が受入可能な企業が制限されることに関する監査役・監査委員会サイドの見解」と「監査事務所（法人）のローテーションに対する監査役・監査委員会の見解」について問うものである。回答によれば、ローテーションを支持しないとする回答がもっとも多く（37.7%）、ローテーションは支持するが企業側の便益はコストを上回るとする回答がこれに続く（33.8%）。両者の差異がそれほど大きくなきことを考えれば、わが国では、二つの見解が拮抗しているとみても差し支えなかろう。ただし、ローテーションを支持するとの見解においても、やはり企業側の便益に対する関心の高いことが示されており、ローテーション導入の是非を考える上では、この問題についての検討ないし企業側への啓蒙を避けて通ることはできないであろう。なお、アメリカでは、いかなる理由にせよ監査事務所（監査法人）のローテーションを支持しないとする回答が圧倒的に高くなってしまっており（68%）、この問題に対する強い否定的態度が現れている。この点については、他の質問に対する回答とも符合しており、アメリカでは、首尾一貫した反対の態度が明確にみてとれるのである。

（伊豫田隆俊）

# 監査事務所のローテーションに関するアンケート

## 3 監査事務所向け単集計結果

### A 監査法人の基本情報

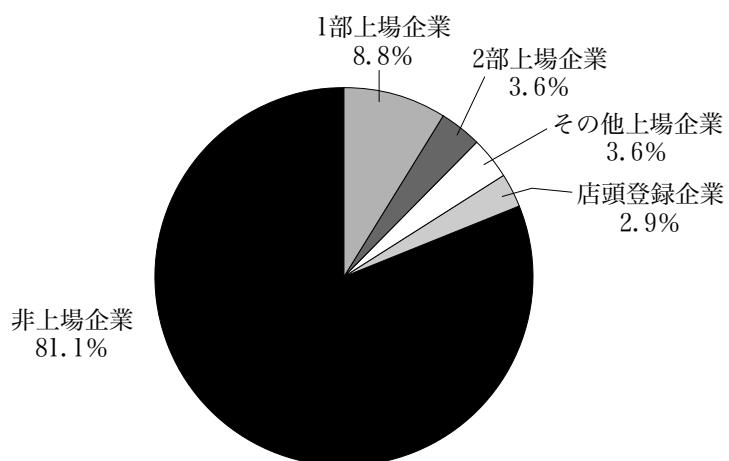
質問1 次の中から、貴法人が監査人となっている昨年度における企業数（監査クライアント数）をご記入下さい。

1部上場企業	社
2部上場企業	社
その他上場企業	社
店頭登録企業	社
非上場企業	社

集計結果

選択項目	企業数	割合
1部上場企業	850	8.8%
2部上場企業	351	3.6%
その他上場企業	348	3.6%
店頭登録企業	283	2.9%
非上場企業	7,845	81.1%
合計	9,677	100.0%

質問1に関する円グラフ



以下の区分ごとに、貴法人が監査人となっている企業数についておわかりの範囲内で概数でも結構ですのでご記入ください。

1. 資本金1,000億円以上の企業	社
2. 資本金500億円以上1,000億円未満の企業	社
3. 資本金200億円以上500億円未満の企業	社
4. 資本金100億円以上200億円未満の企業	社
5. 資本金50億円以上100億円未満の企業	社
6. 資本金10億円以上50億円未満の企業	社
7. 資本金5億円以上10億円未満の企業	社
8. 資本金5億円未満の企業	社

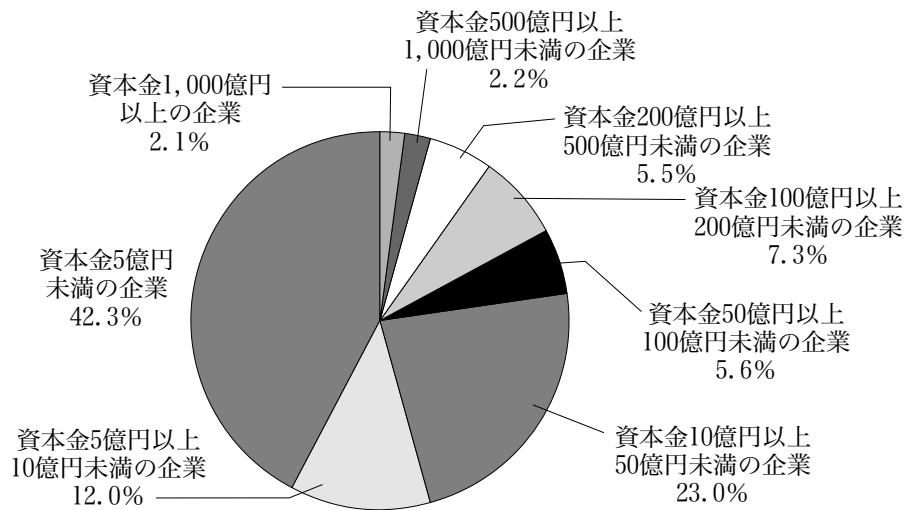
1. 負債総額5,000億円以上の企業	社
2. 負債総額1,000億円以上5,000億円未満の企業	社
3. 負債総額700億円以上1,000億円未満の企業	社
4. 負債総額500億円以上700億円未満の企業	社
5. 負債総額400億円以上500億円未満の企業	社
6. 負債総額300億円以上400億円未満の企業	社
7. 負債総額250億円以上300億円未満の企業	社
8. 負債総額200億円以上250億円未満の企業	社
9. 負債総額200億円未満の企業	社

昨年度貴法人が上場企業の監査クライアントを1社もおもちでなかった場合には、  
**質問6** にお進み下さい。

#### 集計結果

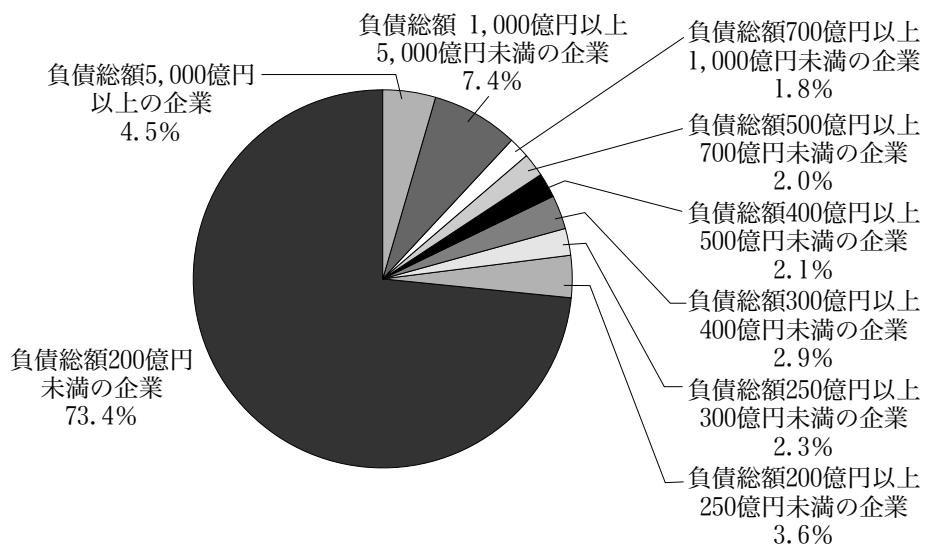
選 択 項 目	企業数	割 合
資本金1,000億円以上の企業	121	2.1%
資本金500億円以上1,000億円未満の企業	129	2.2%
資本金200億円以上500億円未満の企業	316	5.5%
資本金100億円以上200億円未満の企業	419	7.3%
資本金50億円以上100億円未満の企業	322	5.6%
資本金10億円以上50億円未満の企業	1,325	23.0%
資本金5億円以上10億円未満の企業	695	12.0%
資本金5億円未満の企業	2,444	42.3%
合 計	5,771	100.0%

「資本金」に関する円グラフ



選択項目	企業数	割合
負債総額5,000億円以上の企業	240	4.5%
負債総額1,000億円以上5,000億円未満の企業	396	7.4%
負債総額700億円以上1,000億円未満の企業	97	1.8%
負債総額500億円以上700億円未満の企業	107	2.0%
負債総額400億円以上500億円未満の企業	114	2.1%
負債総額300億円以上400億円未満の企業	154	2.9%
負債総額250億円以上300億円未満の企業	122	2.3%
負債総額200億円以上250億円未満の企業	193	3.6%
負債総額200億円未満の企業	3,928	73.4%
合計	5,351	100.0%

「負債総額」に関する円グラフ



**質問2** 昨年度の上場企業の監査、レビュー、その他の保証業務について、貴法人が監査人として業務に従事したクライアントは1社で、あるいは合計して、当該業種の市場占有率（たとえば、当該産業での上場企業数、収益の比率、資本の比率等）の25パーセントを超えていたケースがありましたか。

1. はい
2. いいえ

集計結果

選択項目	回答数	割合
はい	6	10.0%
いいえ	54	90.0%
合計	60	100.0%

**質問3** 昨年度、貴法人が監査、レビュー、その他の保証業務に従事した上場企業が当該業種での市場占有率の25パーセントを超えていた場合、その業種名をご記入下さい。なお、市場占有率の計算に当たり、貴法人が用いた基準（たとえば、当該産業での上場企業数、収益の比率、資本の比率等）も併せてご記入下さい。

業種名

---

---

市場占有率の計算に用いた基準

---

---

回答：

業種名

- (1) 総合毛髪業
- (2) 丸鋸製造業
- (3) ビデオレンタル業
- (4) 空圧機器
- (5) 水産、農林業、石油、石炭
- (6) 自動車部品
- (7) N/A

市場占有率の計算に用いた基準

- (1) 会社提供資料
- (2) 収益の比率
- (3) 当該業界の 1 位, 2 位の会社を担当していたため
- (4) 業務設計によつた
- (5) 上場企業数
- (6) 売上高
- (7) 収益の比率

**質問 4** 以下の業種区分の中から、昨年度、貴法人が監査資源（時間、スタッフ数等）の 5 パーセント以上を投入したクライアントに関して、当該クライアントの主たる事業が属する活動を最もよく反映するものを選択するとともに、クライアント数をご記入下さい。

- |  |   |  |   |
|--|---|--|---|
| <input type="checkbox"/> 農業、林業、漁業                                    | 社 | <input type="checkbox"/> 卸売業                       | 社 |
| <input type="checkbox"/> 金属鉱業、石炭鉱業、原油ガス鉱業、非金属<br>鉱業                  | 社 | <input type="checkbox"/> 小売業                       | 社 |
| <input type="checkbox"/> 建設業   | 社 | <input type="checkbox"/> 銀行信託業、証券業、保険業             | 社 |
| <input type="checkbox"/> 食料品製造業                                      | 社 | <input type="checkbox"/> 不動産業                      | 社 |
| <input type="checkbox"/> 繊維工業、木材製品製造業、パルプ紙製造業                        | 社 | <input type="checkbox"/> 民営鉄道業、道路運送業、水<br>運業、航空運輸業 | 社 |
| <input type="checkbox"/> 出版印刷業                                       | 社 | <input type="checkbox"/> 倉庫業                       | 社 |
| <input type="checkbox"/> 化学工業、石油石炭製造業、ゴム製品製造業、<br>皮革製品製造業、窯業土石製造業    | 社 | <input type="checkbox"/> 運輸サービス業                   | 社 |
| <input type="checkbox"/> 鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業                         | 社 | <input type="checkbox"/> 通信業                       | 社 |
| <input type="checkbox"/> 一般機器製造業、電気機器製造業、輸送機器<br>製造業、精密機械製造業、その他の製造業 | 社 | <input type="checkbox"/> 電気業、ガス業                   | 社 |
|  |   | <input type="checkbox"/> 旅館業、映画館、娯楽業               | 社 |
|  |   | <input type="checkbox"/> その他のサービス業                 | 社 |

上記の表に該当する項目がない場合には、業種を特定できるよう、具体的に記述して下さい。

---

---

集計結果

業種区分	企業数
農業、林業、漁業	0
金属鉱業、石炭鉱業、原油ガス鉱業、非金属鉱業	5
建設業	14
食料品製造業	12
繊維工業、木材製品製造業、パルプ紙製造業	3
出版印刷業	2
化学工業、石油石炭製造業、ゴム製品製造業、皮革製品製造業、窯業土石製造業	30
鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業	16
一般機器製造業、電気機器製造業、輸送機器製造業、精密機械製造業、その他の製造業	70
卸売業	11
小売業	16
銀行信託業、証券業、保険業	9
不動産業	8
民営鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業	7
倉庫業	0
運輸サービス業	4
通信業	2
電気業、ガス業	3
旅館業、映画館、娯楽業	9
その他のサービス業	43

質問5 昨年度、貴法人は、上場企業の監査人としての他の監査法人から監査クライアントを何回引き継ぎましたか。

回
---

集計結果

引き継ぎ回数	企業数
1回	3
2回	1
4回	1
10回	1
33回	1

## B 監査人の知識と経験

以下の質問は、監査法人のローテーションが、上場企業における財務諸表の重要な虚偽表示を発見する監査人の能力に、いかに影響を与えるのかを扱っています。

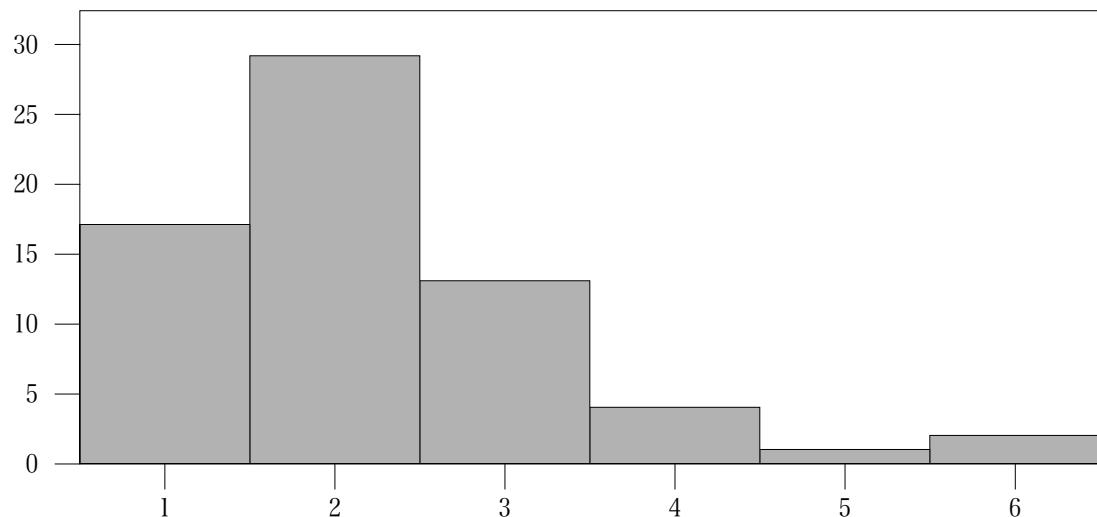
**質問 6** 次の各要因は、上場企業における財務諸表の重要な虚偽表示を発見する監査人の能力に、どの程度重要な影響を与えると思われますか。(該当する各行ごとの項目に1つチェックを入れて下さい。)

	非常に大きな影響	大きな影響	中程度の影響	いくらかの影響	少ない影響または影響がない	わからない
スタッフの教育、訓練および経験						
一般に公正妥当と認められる企業会計の基準についての適切な知識						
一般に公正妥当と認められる監査の基準についての適切な知識						
監査チームのスタッフの適切な配置						
監査法人が有している技術的資源（たとえば、現場で使う監査プログラム、内部統制に対する監査技術など）の利用可能性						
上場企業を担当した経験						
クライアントの受入プロセスに対する適切なリスク評価プロセス						
クライアントの業務、システムおよび財務報告実務についての適切な知識						

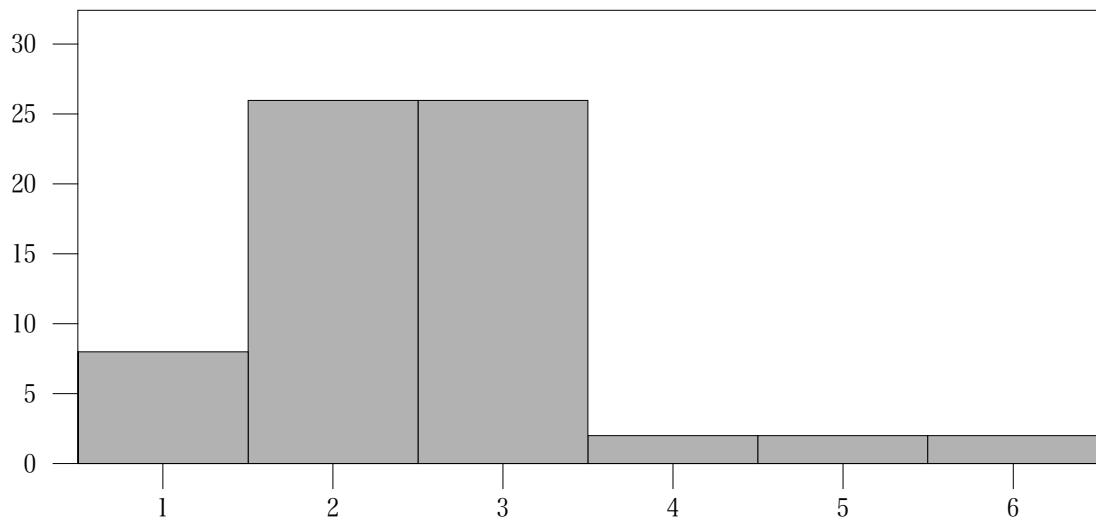
集計結果

	1 非常に大きな影響	2 大きな影響	3 中程度の影響	4 いくらかの影響	5 少ない影響または影響がない	6 わからない
スタッフの教育、訓練および経験	17	29	13	4	1	2
一般に公正妥当と認められる企業会計の基準についての適切な知識	8	26	26	2	2	2
一般に公正妥当と認められる監査の基準についての適切な知識	6	25	27	4	2	2
監査チームのスタッフの適切な配置	2	29	24	5	2	3
監査法人が有している技術的資源（たとえば、現場で使う監査プログラム、内部統制に対する監査技術など）の利用可能性	2	12	35	7	4	5
上場企業を担当した経験	4	16	34	9	0	2
クライアントの受入プロセスに対する適切なリスク評価プロセス	3	27	21	11	1	3
クライアントの業務、システムおよび財務報告実務についての適切な知識	13	26	19	5	1	2

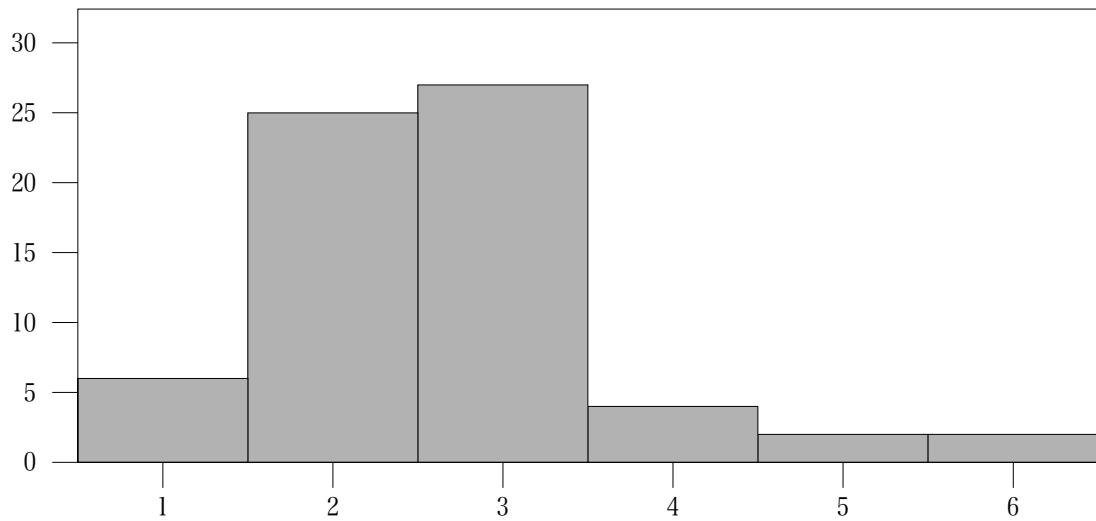
「スタッフの教育、訓練および経験」に関するヒストグラム



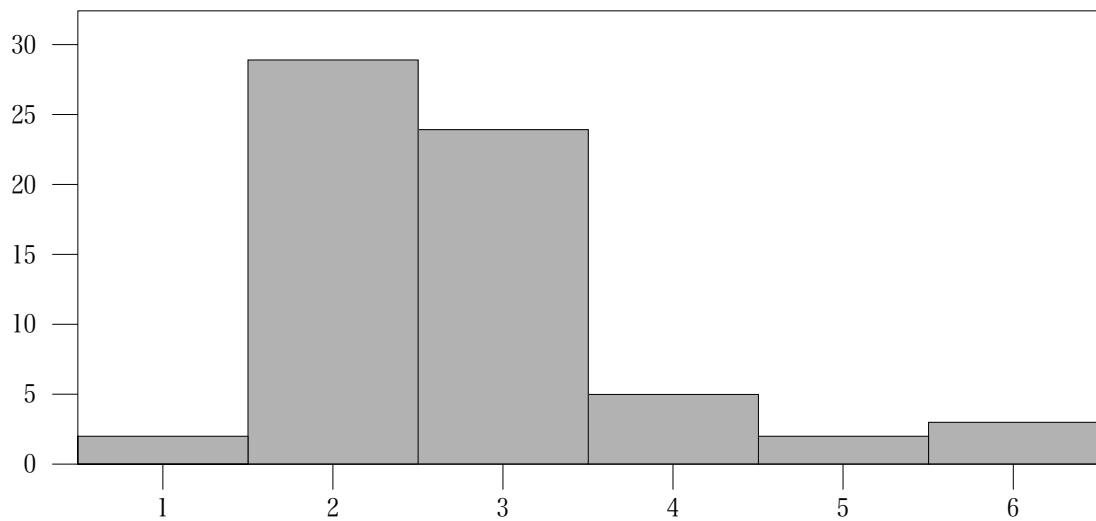
「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準についての適切な知識」に関するヒストグラム



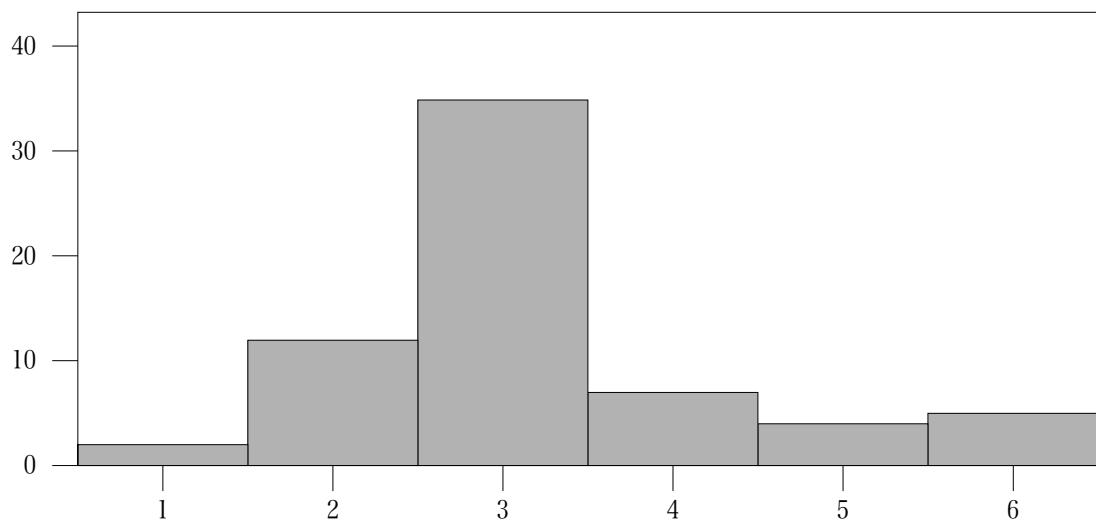
「一般に公正妥当と認められる監査の基準についての適正な知識」に関するヒストグラム



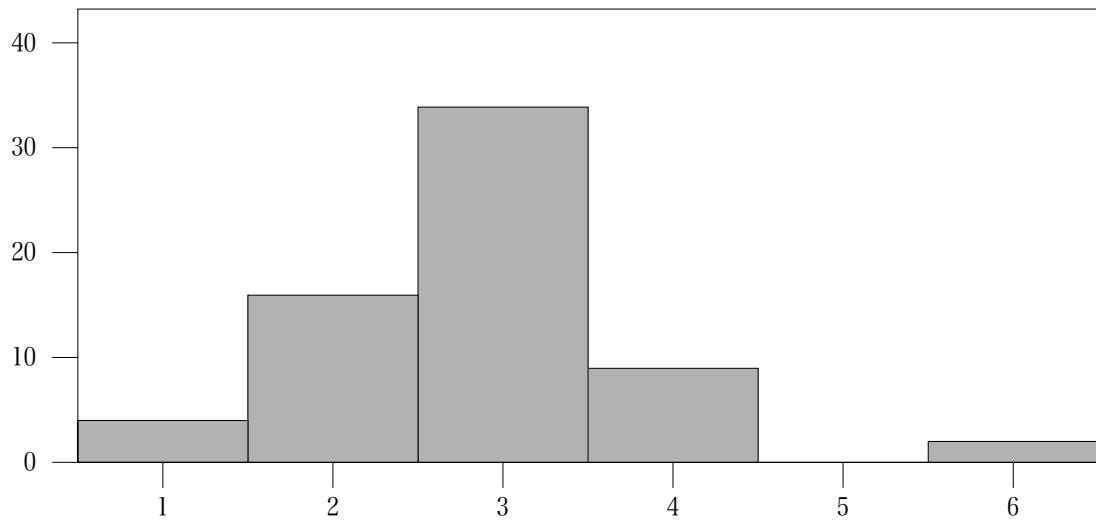
「監査チームのスタッフの適正な配置」に関するヒストグラム



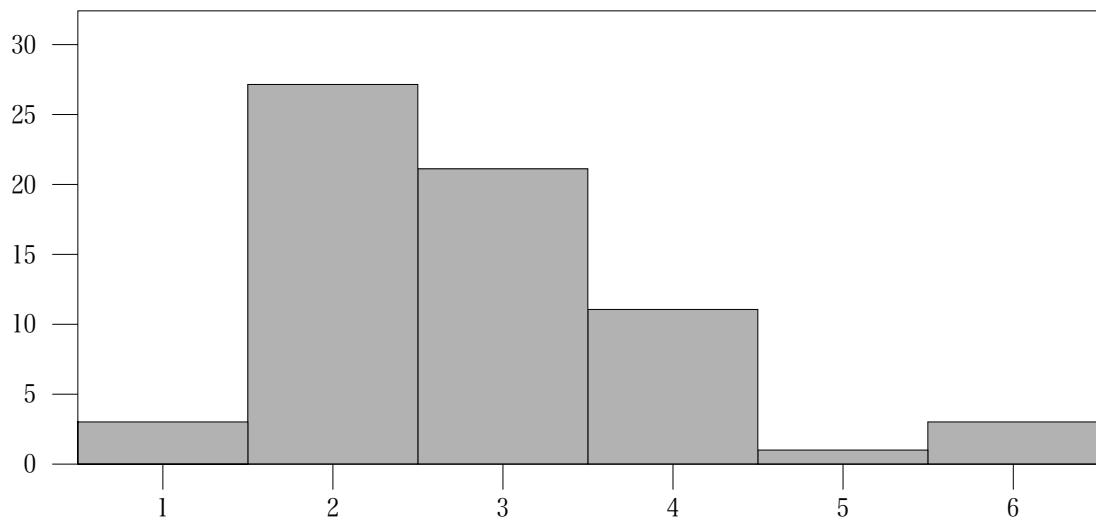
「監査法人が有している技術的資源の利用可能性」に関するヒストグラム



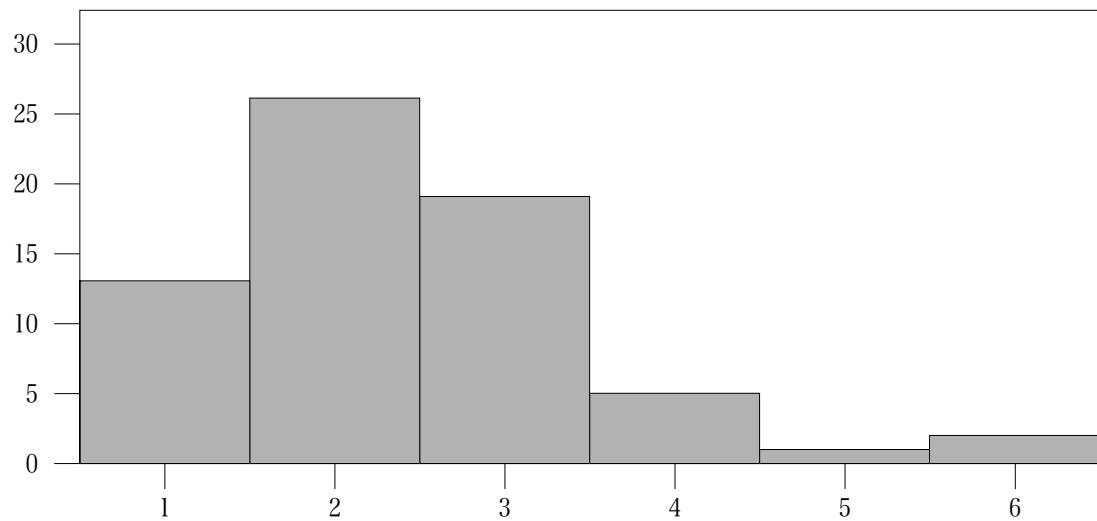
「上場企業を担当した経験」に関するヒストグラム



「クライアントの受入プロセスに対する適切なリスク評価プロセス」に関するヒストグラム



「クライアントの業務、システムおよび財務報告実務についての適切な知識」に関するヒストグラム



**質問 7** 上記以外の要因で、貴法人が、上場企業における財務諸表の重要な虚偽表示を発見する監査人の能力に影響を与えると考える要因を記入して下さい。その際には、上記と同じ分類を使って、その要因の重要性の水準も特定して下さい。(該当する各行ごとの項目に1つチェックを入れて下さい。)

	非常に大きな影響	大きな影響	中程度の影響	いくらかの影響	少ない影響または影響がない	わからない

集計結果

要 因	重 要 性
職業倫理	非常に大きな影響
監査法人のスタンス	非常に大きな影響
クライアント経営者及び担当者からの信頼度	大きな影響
監査に取組む積極性	大きな影響
監査人個人のスキル	非常に大きな影響
その企業を取り巻く経営環境の把握	非常に大きな影響
業界に含める位置	中程度の影響
経営者の資質	中程度の影響
内部統制組織整備状況	中程度の影響
個人の投資・ビジネスの経験	非常に大きな影響
経営者との信頼関係	非常に大きな影響
監査人の経験	非常に大きな影響
上場企業の経営者の体質	非常に大きな影響
経営者の資質、考え方	非常に大きな影響
監査時間	非常に大きな影響
企業の誠見性	非常に大きな影響
経営者の考え方等の理解度	大きな影響
責任者としての自覚	非常に大きな影響
粉飾発見の観点からの高度な財務分析技術	非常に大きな影響
噂、評判等を含む情報の収集のしくみ体制	大きな影響
反面調査権限	非常に大きな影響
クライアントのビジネスに関する理解	非常に大きな影響
職業的な注意力	非常に大きな影響
IT技術（異常取引の抽出）	大きな影響
内外通報	大きな影響
監査人の業務遂行	大きな影響
監査人の倫理感	大きな影響
職業的倫理、懐疑心の保持	大きな影響
監査事務所の組織的な品質管理体制	大きな影響
スタッフの倫理感	非常に大きな影響
勤労意欲	非常に大きな影響
独立性	大きな影響
誠実性	大きな影響
経営者の誠実性	非常に大きな影響
クライアントの内部管理体制の整備状況	非常に大きな影響
監査人の性格	非常に大きな影響
監査チームの構成	大きな影響

**質問 8** 監査人は、監査契約締結後間もない数年間は、上場企業クライアントに関する十分な知識および経験を得るために追加的な監査資源を投入するものと解されます。

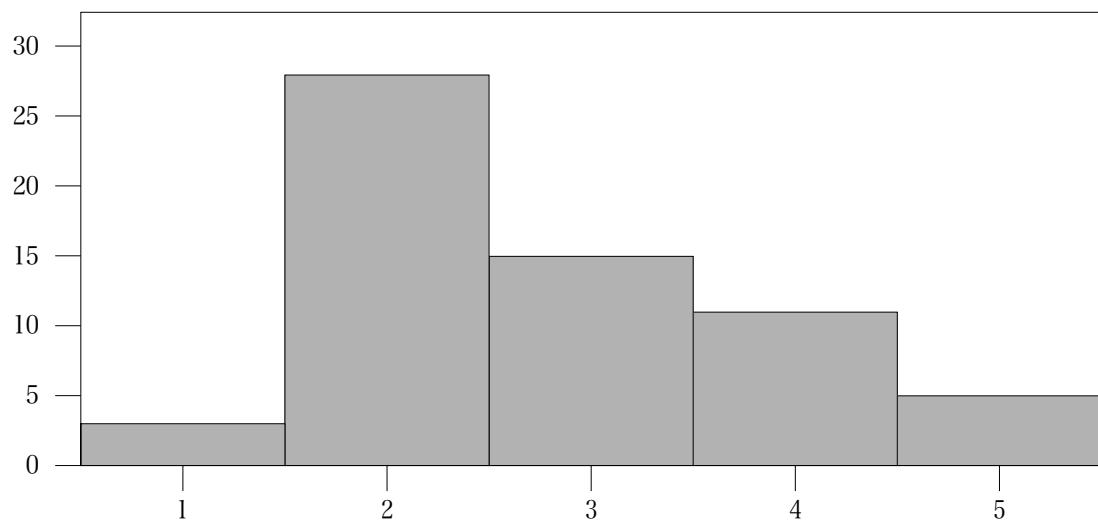
そこで、貴法人は、次にあげる上場企業の各分類について、新たなクライアントの業務および財務報告実務に「十分に精通する」までに、平均的に、どれくらいの期間がかかると思われますか。(該当する各行ごとの項目に1つチェックを入れて下さい。)

	1 年	2 — 3 年	4 — 5 年	5 年 超	この分類の上場企 業に関する経験ま たは基礎がない
1部上場企業					
2部上場企業					
その他上場企業					
店頭登録					
非上場企業					

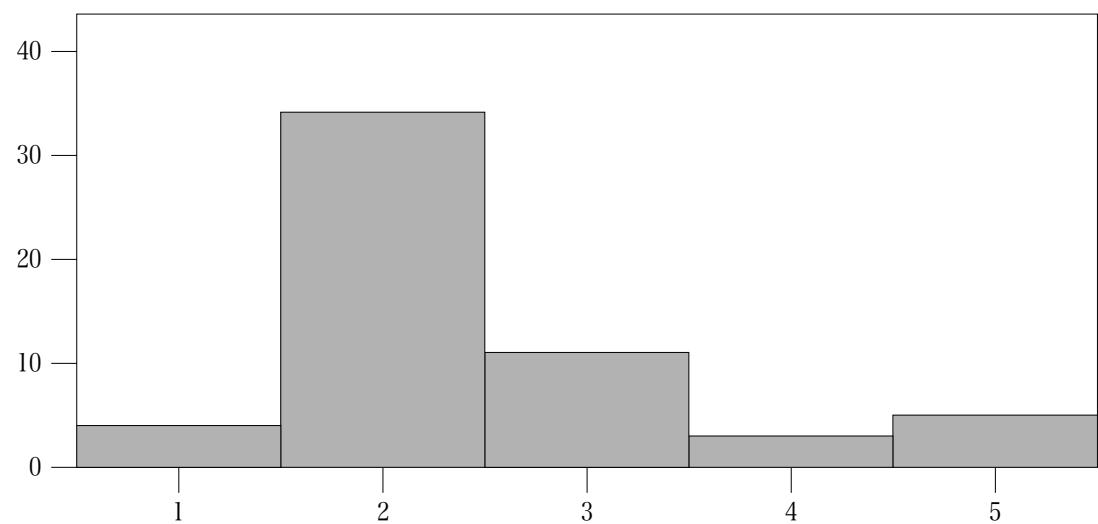
集計結果

	1	2	3	4	5	
	1 年	2 — 3 年	4 — 5 年	5 年 超		この分類の上場企 業に関する経験ま たは基礎がない
1部上場企業	3	28	15	11	5	
2部上場企業	4	34	11	3	5	
その他上場企業	7	30	6	3	7	
店頭登録	9	28	8	2	8	
非上場企業	18	33	7	2	0	

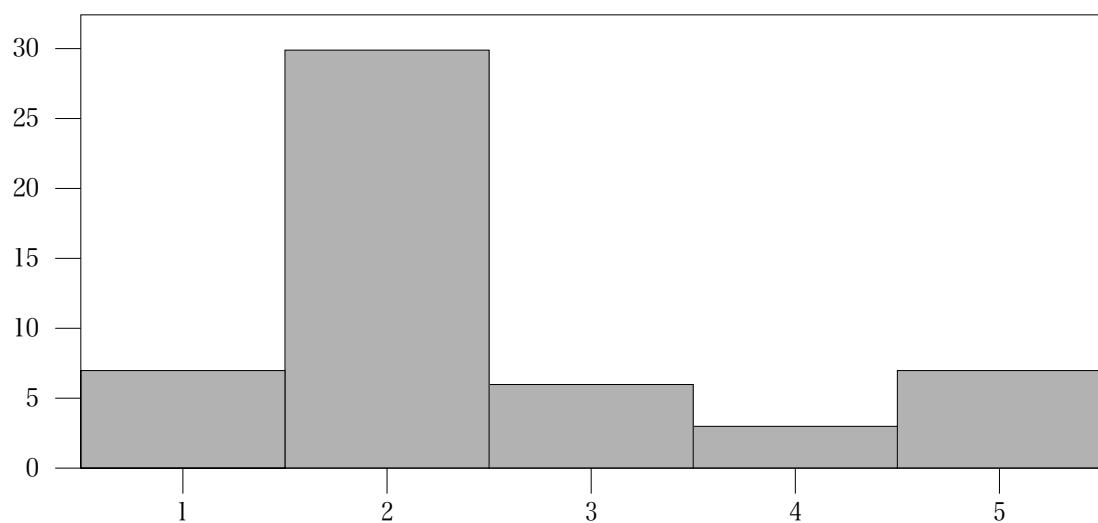
「1部上場企業」に関するヒストグラム



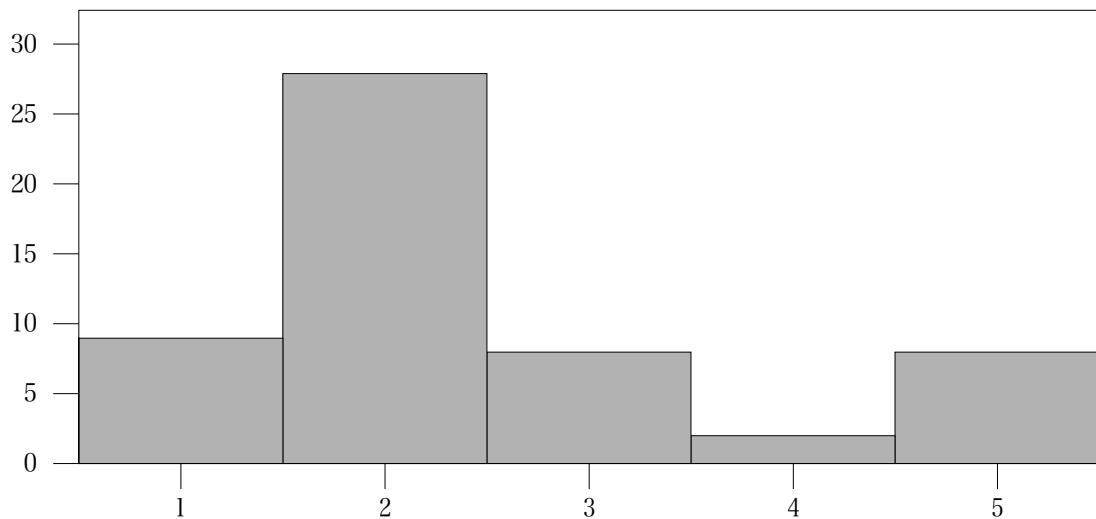
「2部上場企業」に関するヒストグラム



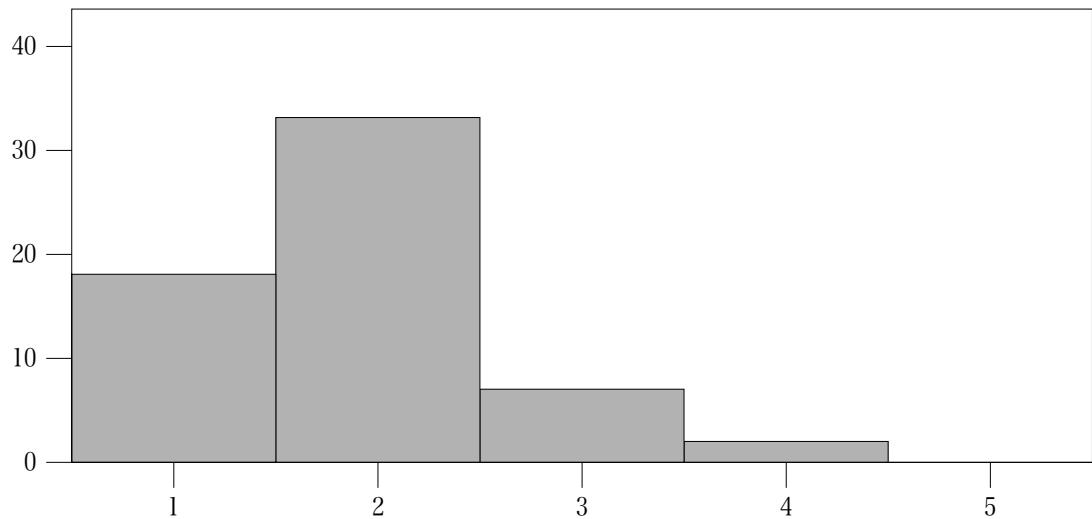
「その他上場企業」に関するヒストグラム



「店頭登録」に関するヒストグラム



「非上場企業」に関するヒストグラム



**質問9** 監査法人のローテーションの下で、新たな監査法人は、クライアントの業務および財務報告実務に対して「新鮮な視点」を提供するといわれます。

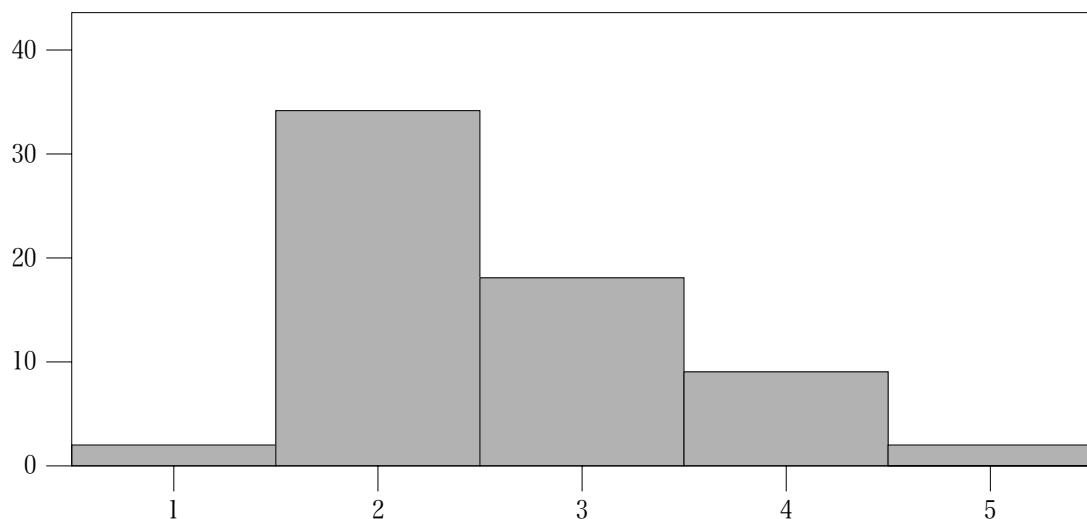
そこで、一般的に、新たな監査法人が提供する「新鮮な視点」は、新たな監査人が、前任監査人が発見できなかった上場企業における財務諸表の重要な虚偽表示を発見する可能性に対して、どの程度影響を及ぼすと思われますか。

1. 発見する可能性を非常に増大させる
2. 発見する可能性をいくらか増大させる
3. 発見する可能性に影響を及ぼさない
4. 発見する可能性をいくらか減少させる
5. 発見する可能性を非常に減少させる

### 集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
発見する可能性を非常に増大させる	2	3.1%
発見する可能性をいくらか増大させる	34	52.3%
発見する可能性に影響を及ぼさない	18	27.7%
発見する可能性をいくらか減少させる	9	13.8%
発見する可能性を非常に減少させる	2	3.1%
合 計	65	100.0%

質問9に関するヒストグラム



**質問10** 監査法人のローテーションのもとで、前任監査人がクライアントの業務および財務報告実務について有する知識と比べて、新たな監査法人がクライアントの業務および財務報告実務について初年度に有する知識はどの程度と思われますか。

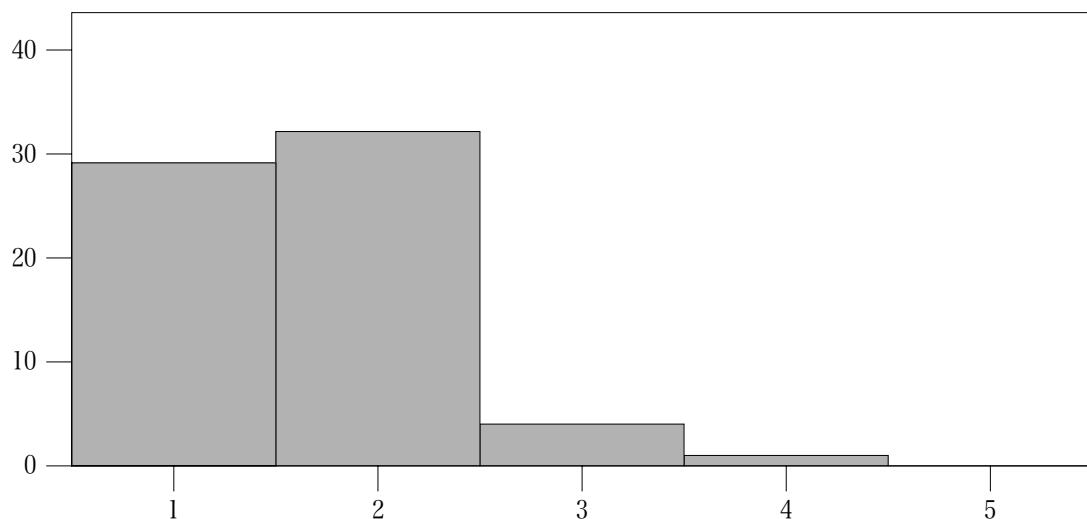
新たな監査法人は、クライアントについて

1. 非常に少ない知識を有する
2. いくらか少ない知識を有する
3. ほぼ同じ知識を有する
4. いくらか多くの知識を有する
5. 非常に多くの知識を有する

### 集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
非常に少ない知識を有する	29	43.9%
いくらか少ない知識を有する	32	48.5%
ほぼ同じ知識を有する	4	6.1%
いくらか多くの知識を有する	1	1.5%
非常に多くの知識を有する	0	0
合 計	66	100.0%

質問10に関するヒストグラム



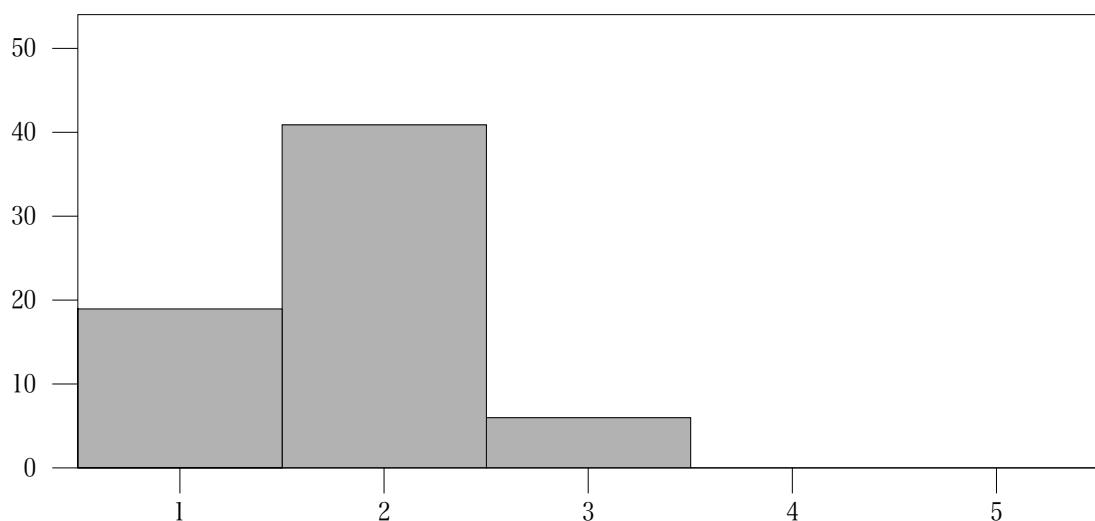
**質問11** もし、監査法人のローテーションのもとで、新たな監査法人がクライアントの業務および財務報告実務について初年度に有する知識が少ない場合、その少ない知識は、新たな監査人が監査契約期間の初年度に、財務諸表の重要な虚偽表示を発見することができないというリスクにどの程度影響を及ぼすと思われますか。

1. リスクを非常に増大させる
2. リスクをいくらか増大させる
3. リスクは増加も減少もしない
4. リスクをいくらか減少させる
5. リスクを非常に減少させる

### 集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
リスクを非常に増大させる	19	28.8%
リスクをいくらか増大させる	41	62.1%
リスクは増加も減少もしない	6	9.1%
リスクをいくらか減少させる	0	0
リスクを非常に減少させる	0	0
合 計	66	100.0%

質問11に関するヒストグラム



質問12　監査法人のローテーションと監査人のクライアントについての知識および経験  
に関して、何かコメントがございましたら、ご自由にお書き下さい。これ以外の問題について、お書き下さっても結構です。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

回答：

- (1) 監査法人の知識経験より監査の考え方、スタンスが重要。
- (2) 1. 監査法人のローテーションは、企業の粉飾摘発には効果ないと考える。
  - ・粉飾を発見していながら、報告書で摘発しないことが問題。
  - ・ローテーションが義務化されても報告書での指摘が増えるとは思わない。
  - 2. クライアントの獲得競争激化は大法人への一層の集中化を招き、中小法人の監査の場はなくなる。
  - 3. 粉飾を行う企業は、経営者の資盾に起因するほんの一握りの企業であり、ローテーションとは関係ないと思う。(長期監査が癒着を生むと言うのは、誤解)
  - 4. 粉飾が発覚した場合には、監査法人全体の処分ではなく、担当監査人を厳罰に処し、監査法人には課徴金を課せばよい。
  - 5. 中央青山法人の今回の処分をきっかけに、役所の過度な介入が強まる 것을懸念している。- (3) 自由主義経済の下で監査法人のローテーションは考えられない。
  - 公認会計士志望者が大幅に減少するであろうし、クライアントに対しては、批判的機能のみを發揮する事になると思う。
- (4) 監査にはその企業に対する知識や経験を必要としますので監査事務所をローテーションさせれば財務諸表の信憑性が確保されるといった単純なものではないと思います。
- (5) ローテーション外の監査人は当該クライアントにつき、最低3年程度の監査従事が行われている必要があります。当該会社に対する無知識のままの監査はローテーション以上の問題を持つものと考えられます。監査人の独立性の維持はクライアントに対する正しい認識や経験を持っていなければ適確な判断が下せません。独立性の本質はローテーション問題でなく職業会計人としての自覚にあります。形式論にとらわれる限り永久に独立性問題は解決しないように思います。監査法人内の監査担当者と監査報酬を請求する者を独立させ、この点に監査担当者を介入させないような方法を考えたほうが良いように思います。
- (6) 監査法人のローテーションを行っても本質的な解決にはならない。むしろ、監査法人が保有している暗黙知が失われるだけである。監査を効果的に実行するにはビジネスに興味があり、経営全体を把握し、このような観点から財弱清表を監査する視点が必要である。そのためにはビジネスマインドは別としてむしろ一定期間以上監査人を固定する方が良い。これは被監査人に対しても2つの意味で有効。①監査人が会社に対して十分な知識を持っているため効果的効率的な監査ができる。②固定することで被監査会社は監査人に圧力をかけにくくなる(ローテーションの目的と逆の効果)。
- (7) クライアントの組織と業務全般に関する知識・情報を知悉するには、強制力を持った税務調査や検察の捜査の場合と異なって、会社の各部門の協力が不可欠である。ま

してや不正誤謬の発見のためには、会社の組織や業務全般についてある程度精進する必要があり、時間が掛かる。ローテーションによってその目的が達成できるとは思わない。要は監査人の「正当な職業的注意」と「独立性即ち報酬を蜂起する勇気」の保持が根本だと思う。監査基準設定当初は、不正誤謬の発見防止は副次的な目的であった。それは企業が内部統制組織を整備して不正誤謬を発見防止する責任を負うものとしていた。アメリカの企業会計では、ファームが決算代行業務を担うのが一般的であり、そこでは監査基準に不正誤謬による重要な虚偽の表示がないことを監査人は保証できないと思う。ただし決算操作乃至決算対策としての虚偽表示は別の問題である。

(8) 監査事務所のローテーションにしろ関与社員のローテーションにしろ、結局監査が広く、浅く、機械的になることにつながる。クライアントの慣れ合いを根本的に防止するなら、監査主体を会計監査院所属の国家組織にし、担当公務員に捜査権を附与すべきである。

いづれにしても公認会計士という資格は無用のものとなる。今のままでは国家組織に準じた巨大監査法人が数箇残るだけだと思う。

(9) ローテーションは交替当初の監査人の理解が不十分であり法律などで強制的に監査時間、報酬を2倍くらいにしないと機能しない。経済的には情報の非対称性により非常に非効率となる。

(10) 知識、経験の評価は必要なことだと思います。新しい視点より監査ももちろん必要ではあります！

(11) 監査法人のローテーションが法定化された場合、小規模監査法人は、在立の基盤を失うと考えます。

(12) クライアントについての理解度を上げることは、リスクアプローチの始点であるが、内部統制度を理解するために多大な時間を要する。監査法人のローテーションを行なえば、同一法人では必要としなかった時間が必要となり、クライアントへの報酬の増大となる可能性がある。

(13) 個人（監査法人）が共同監査契約している場合に当たります。監査法人でない監査人に対するローテーションの導入とは、何を意味するのでしょうか。

行政側も、「自主規制の大義名分」による規制ではなく、官庁規制を徹底すれば、すべての問題が解決する筈でした。

以下、すべて「監査法人」の用語ですので、「個人監査人」の回答は余計な誤解を招きますので、記入は略します。悪しからず。

(14) 虚偽表示等（特に故意に行われている場合）の発見のためには、当該関与先に対する知識と経験が不可欠といえる。また、その兆候がある場合、担当会計士の指導力による是正が有効と考えられる。こうした能力は関与先とのある程度長期にわたる関係のなかから醸成されるものであり、単純に短期のローテーションを行うことは、こうしたメリットを滅殺する可能性もある。

- (15) ローテーションありきを前提としたアンケートですが、導入（入口）論についての項目があつていいのではと考える。
- (16) 監査法人のローテーションを導入すると、被監査会社と監査人の間の情報の非対称性は現状よりも大幅に増大すると思う。（監査法人に微妙な処理の相談をすることはまずなくなる）納税者と税務署に近い関係になると思うし、なるべきだと思う。
- この場合、重要なのは、監査の技術（粉飾をかくされてもこれを発見する糸口をつかめる高度な技術—被監査会社の協力を前提としない）、調査のための権限の強化だと思う。これらをより効果的に機能させる意味で、クライアントについての知識、経験は重要であると思う。
- (17) きちんとした独立性と倫理感を持った公認会計士ならびに監査事務所であるならば、長期に関与することは、監査の目的達成のためには極めて有効なことであり、制限する正当な理由はない。長期の関与が原因で企業不正が起きた事例はないと認識しています。企業は卓上で考えるほど単純なものではなく、各社ごとに極めて性格も異なりポリシーも異なるものであり、その企業に対する知識や経験を監査事務所として蓄積してこそレベルの高い監査実現されると思います。
- 個人的には監査責任者のローテーションも同じ理由で反対です。
- (18) ローテーションをするのもよいが、今の様に中途半端ではダメと思う。
- (19) ① 監査法人のローテーションは「新鮮な視点」を提供することにはなるかもしれないが、重要な虚偽表示を発見する可能性が逆に低下するのではないかと危惧している。クライアントの業務及び財務報告実務に関する知識は初年度だけではなく、相当期間の情報の蓄積を要すると思われる。重要な虚偽表示を発見できないリスクは初年度がピークで、その後低下していくものと考えている（当然ゼロとなることはありえない）。従って監査法人のローテーションは重要虚偽表示の発見に影響を与えないか、むしろ発見の可能性を低下させるのではないかと判断している。
- ② 「新鮮な視点」というのであれば、法人内の指定社員等のローテーション制が有効ではないか。過去の情報の蓄積を利用しつつ、新鮮な視点でクライアントを見ることが可能であるので、重要な虚偽表示の発見の可能性を高めるものと考えている。
- (20) 監査法人のローテーションにあたり、当初数回の往査に旧監査人が援助者としてクライアントに同行する制度を設けるのが望ましいと考える。
- (21) ・監査法人のローテーション制度を導入した場合の時間・コスト等、会社が負担することになることを明確にして、議論を行って頂きたいです。  
・3月決算の集中度が高いことから、交替に伴う引継も一時期に重なり、監査法人の負担は大きくなると想定します。
- (22) 大企業の監査においては、当該クライアントの社風、歴史その他内外環境に関する

豊富な知識が必要と考えますが、そのような知識を得るためにには、監査責任者として最低でも5年以上の経験が不可欠です。

最近取沙汰されているローテーションの問題は、クライアントと癒着した会計士が問題をおこした事が発端ですが、その問題はあくまで個人の資質の問題で、関与期間が1年でも癒着する人は癒着してしまうものと考えます。

責任者のローテーションですらあまり意味のない…反って適正な監査を阻害するものだと考えますが、監査法人のローテーションに至っては百害あって一利ないもので、役人達の責任逃れの一方策として考え出されたものと考えます。

協会としては適正な監査の実施のためにも断固として反対していただきたく強く要請します。

- (23) 1. ローテーションは害多く、益少ない。監査業務を行う公認会計士の倫理感の確立と問題を起こした監査に対する厳罰主義で対応すべし。  
2. 会計監査業務の馬鹿げたシェア争いを行っている大手監査法人の売上、利益第一主義と大手監査法人の意向を第一とする日本公認会計士協会の動きが修正されない限り、不正な監査は跡を絶たないであろう。
- (24) 海外に合わせすぎる。アメリカの不正の影響を文化の違う国にそのまま制度の変更にまで変化させるのがよいのか!!怒りを覚える。日本独自の道を行け！
- (25) 監査法人の勤労意欲がすべてであり、サラリーマン化した監査人では実務はあがる筈がない。規定（指示手続）通りの業務を事務的に行うのでは駄目である。  
考えて仕事をしない会計士が多すぎる。
- (26) 相互の信頼性を基礎とするので、単なるローテーションでは、適切な指導勧告能力が、發揮されない場合があると推定される。
- (27) 引継の円滑化に関する手当が必要。クライアントにとって同じ事を別の法人のもう一度伝達することの経済コストを誰が負担し、それだけの便益が得られるかという共同対効果の検討も必要。

## 「質問6から12までのコメント」

### 3—1 監査人の知識と経験

#### (1) 質問の趣旨と概要

質問6から12は、監査事務所のローテーションと監査人のクライアントについての知識および経験との関係について、すなわち、監査事務所のローテーションが上場企業における財務諸表の重要な虚偽表示を発見する能力にいかに影響を与えるかについて扱っている。

質問6は、上場企業における財務諸表の重要な虚偽表示を発見する監査人の能力に影響を与える要因とその影響の程度について尋ねたものである。質問7は、質問6に記載された監査人の能力に影響を与える要因以外に、影響を与えると考えられる要因につい

て追加的なコメントを依頼し、質問6同様、その影響の程度について尋ねたものである。

質問8は、新たなクライアントの業務および財務報告実務に「十分に精通する」までの期間について尋ねたものである。

質問9は、新たな監査事務所が提供する「新鮮な視点」によって、前任監査人が発見できなかった上場企業における財務諸表の重要な虚偽表示を発見する可能性が増大するか否かについて尋ねたものである。

質問10は、前任監査人がクライアントの業務および財務報告について有する知識と比較して、新たな監査事務所がクライアントの業務および財務報告について初年度に有する知識が多いか否かについて尋ねたものである。

質問11は、新たな監査事務所がクライアントの業務および財務報告実務について初年度に有する知識が少ない場合、知識が少ないことが、初年度に財務諸表の重要な虚偽表示を発見することができないというリスクを増大させるか否かについて尋ねたものである。

質問12は、監査事務所のローテーションと監査人のクライアントについての知識および経験に関して、追加的なコメントを求めたものである。

## (2) 回答の傾向および特徴

### 質問6の回答について

上場企業における財務諸表の重要な虚偽表示を発見する監査人の能力に影響を与える要因として、「スタッフの教育、訓練および経験」については、回答者の約70%が大きな影響あるいは非常に大きな影響を与えると回答し、「クライアントの業務、システムおよび財務報告実務についての適切な知識」については回答者の約60%が同様的回答をした。

また、「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準についての適切な知識」、「一般に公正妥当と認められる監査の基準についての適切な知識」、「監査チームのスタッフの適切な配置」、および「クライアントの受入プロセスに対する適切なリスク評価プロセス」については、それぞれ回答者の約50%が大きな影響あるいは非常に大きな影響を与えると回答した。

一方、「監査事務所が有している技術的資源の利用可能性」については、回答者の約60%が中程度かそれより少ないと回答し、「上場企業を担当した経験」については約75%が同様的回答をした。

### 質問7の回答について

質問6における要因以外で、上場企業における財務諸表の重要な虚偽表示を発見する監査人の能力に影響を与える要因について、多くのコメントが寄せられた。これらのコメントは、経営者の資質や誠実性、内部統制の整備状況等、経営者および企業側にかかる要因と、職業倫理、監査人のスキル等、監査人および監査事務所側にかかる要因に大きく分けられる。また、影響の重要性との関係から、追加的コメントで記載された要因

のほとんどが、上場企業における財務諸表の重要な虚偽表示を発見する監査人の能力に大きな影響を与えると考えられている。

#### 質問8の回答について

新たなクライアントの業務および財務報告実務に「十分に精通する」までにどれくらいの期間がかかるかについて、2-3年以上はかかると回答したのが、1部、2部上場企業をクライアントとする場合でそれぞれ約85%，その他の上場企業、店頭登録、および非上場企業をクライアントとする場合でそれぞれ約70%であった。

1部上場企業をクライアントとする場合、精通するまでの期間について、2-3年以上はかかると回答した約85%のうち約17%は5年超と回答した。一方、非上場企業をクライアントとする場合、精通するまでの期間について約30%は1年と回答した。

#### 質問9の回答について

新たな監査人が提供する「新鮮な視点」が、前任監査人が発見できなかった上場企業における財務諸表の重要な虚偽表示を発見する可能性を増大させるか否かについては見解が分かれた。回答者の約50%は発見する可能性をいくらか増大させる、約30%は影響を及ぼさない、約20%は発見する可能性をいくらか減少させると回答した。発見する可能性を非常に増大させる、あるいは非常に減少させると回答したのは少数であった。

#### 質問10の回答について

前任監査人がクライアントの業務および財務報告実務について有する知識と比較して、新たな監査人がクライアントの業務および財務報告実務について初年度に有する知識は多いか否かについては、回答者の90%超が知識は非常に少ない、あるいはいくらか少ないと回答した。

#### 質問11の回答について

新たな監査事務所がクライアントの業務および財務報告実務について初年度に有する知識が少ない場合、その少ない知識が、新たな監査人が監査契約期間の初年度に財務諸表の重要な虚偽表示を発見することができないというリスクを増大させるか否かについては、約90%がリスクを非常に増大させる、あるいはいくらか増大させると回答し、約10%が影響しないと回答した。

#### 質問12の回答について

監査事務所のローテーションと監査人のクライアントについての知識および経験について、回答者に追加的コメントを依頼し、多くのコメントが寄せられた。コメントの多くは、監査事務所のローテーションにより新たなクライアントに対する固有の知識や経験が少なくなることで、監査効率の低下の問題や、重要な虚偽表示を発見する可能性の低下といった監査の質の低下の問題が生じる可能性があること、少数の監査事務所による独占の問題が生じる可能性があること、クライアントである上場企業および監査事務所の両者に費用の負担を増加させる可能性があることであった。

さらに、監査事務所のローテーションは監査人の独立性問題を本質的に解決するもの

ではなく、監査人に倫理感と職業会計人としての自覚を持たせることが重要であるとのコメントもいくつか寄せられた。

## アンケート調査結果の日米比較分析

### 質問6の回答についての比較

上場企業における財務諸表の重要な虚偽表示を発見する監査人の能力に影響を与える要因として、「スタッフの教育、訓練および経験」について、わが国の調査では、回答者の約70%が大きな影響あるいは非常に大きな影響を与えると回答し、「クライアントの業務、システムおよび財務報告実務についての適切な知識」については、回答者の約60%が同様的回答をした。一方、GAOの調査では、「スタッフの教育、訓練および経験」について、回答者の100%が大きな影響あるいは非常に大きな影響を与えると回答し、「クライアントの業務、システムおよび財務報告実務についての適切な知識」については、回答者の95%が同様的回答をした。

「一般に公正妥当と認められる企業会計の基準についての適切な知識」、「一般に公正妥当と認められる監査の基準についての適切な知識」、「監査チームのスタッフの適切な配置」、および「クライアントの受入プロセスに対する適切なリスク評価プロセス」について、わが国の調査では、それぞれ回答者の約50%が大きな影響あるいは非常に大きな影響を与えると回答した。一方、GAOの調査では、前3者について、それぞれ回答者の90%超が大きな影響あるいは非常に大きな影響を与えると回答し、後者については77%が同様的回答をした。

「監査事務所が有している技術的資源の利用可能性」について、わが国の調査では、回答者の約60%が中程度かそれより少ないと回答し、「上場企業を担当した経験」についても約75%が同様的回答をした。一方、GAOの調査では、前者について回答者の80%が大きな影響あるいは非常に大きな影響を与えると回答し、後者についても約80%が同様的回答をした。

以上より、GAOの調査では、8要因すべてが監査人の能力に大きな影響あるいは非常に大きな影響を与えており、特に「スタッフの教育、訓練および経験」について回答者の100%が大きな影響あるいは非常に大きな影響を与えると認識していること、見解のばらつきが少なく、「いくらかの影響」、「少ない影響又は影響がない」、および「分からぬ」とする意見がすべての項目において0%であったこと、の点でわが国の調査結果と異なる。

### 質問7の回答についての比較

上記の要因以外で上場企業における財務諸表の重要な虚偽表示を発見する監査人の能力に影響を与えると考えられる要因について、追加的コメントを回答者に依頼した。GAOの調査では、監査委員会の機能、経営管理者の属性（経営者の資質や内部統制の整備状況等）、監査人による評価と独立性（品位の適切な評価や監査人の懐疑心の保持）、監査人に対する圧力（監査時間や監査報酬での圧力）、および監査人とクライアントの接触（会う頻度）を要因としてあげているコメントが寄せられた。このうち、経営管理者の属性、監査

人による評価と独立性、および監査人に対する圧力については、わが国の調査でも同様のコメントが寄せられている。一方、監査委員会の機能や監査人とクライアントの接触については、わが国で寄せられたコメントでこれらに該当するものは見受けられなかった。

GAOの調査と比較して、わが国の調査では、監査人および監査事務所にかかる問題を要因とするコメントが多く寄せられている点、監査人および監査事務所にかかる問題がより具体的に記載されている点で特徴を有している。例えば、監査事務所のスタンス、監査に取組む積極性、監査人個人のスキル、監査人の経験、粉飾発見の観点からの高度な財務分析技術、監査事務所の組織的な品質管理体制等である。また、わが国の調査では、クライアント経営者及び担当者からの信頼度や、経営者との信頼関係を要因とするコメントが寄せられているが、GAOの調査には見受けられなかった。

#### 質問8の回答についての比較

質問8は、新たなクライアントの業務および財務報告実務に「十分に精通する」までにどれくらいの期間がかかるかについてであった。

企業の分類が異なるため単純な比較は困難である。わが国の調査では市場ごとに上場企業を分類しているが、GAOの調査では売上高の金額、および内国か外国又は多国籍で上場企業を分類している。

わが国の調査では、十分に精通するまでには2—3年以上はかかると全般的に認識されている傾向にあった。また、「この分類の上場企業に関する経験または基礎がない」とする回答は少数であった。

一方、GAOの調査では、「売上高50億ドル以上の多国籍又は外国企業」および「売上高50億ドル以上の内国公開企業」について、回答者の90%超が「この分類の公開企業に関する経験又は基礎がない」と回答し、「売上高1億ドル以上50億ドル未満の多国籍又は外国企業」について80%が同様の回答をした。

「売上高1億ドル以上50億ドル未満の内国公開企業」および「売上高1億ドル未満の多国籍又は外国企業」については、約40%が2—3年と回答したもの、約40%は「この分類の公開企業に関する経験又は基礎がない」と回答した。また、「売上高1億ドル未満の内国公開企業」については、回答者の74%が2—3年以上かかると回答し、25%が1年と回答した。

#### 質問9の回答についての比較

新たな監査人が提供する「新鮮な視点」が、前任監査人が発見できなかった上場企業における財務諸表の重要な虚偽表示を発見する可能性を増大させるか否かについて、わが国の調査では、回答者の見解が分かれており、約50%は発見する可能性をいくらか増大させる、約30%は影響を及ぼさない、15%は発見する可能性をいくらか減少させると回答した。発見する可能性を非常に増大させる、あるいは非常に減少させると回答したのは少数であった。

一方、GAOの調査では、わが国の調査と同様、回答者の見解が分かれた。発見する可能性をいくらか増大させると回答したのは29%、影響を及ぼさないと回答したのは33%であ

り、発見する可能性をいくらか減少させる、あるいは発見する可能性を非常に減少させると回答したのは、それぞれ18%であった。

わが国の調査では、発見する可能性をいくらか減少させる、あるいは非常に減少させると回答したのは約18%であった。一方、GAOの調査では、発見する可能性をいくらか減少させる、あるいは非常に減少させると回答したのが36%であり、「新鮮な視点」がマイナスの影響を与えると認識されている傾向がある。

#### 質問10の回答についての比較

前任監査人がクライアントの業務および財務報告実務について有する知識と比較して、新たな監査人がクライアントの業務および財務報告実務について初年度に有する知識は多いか否かについて、わが国の調査では、回答者の90%超が知識は非常に少ない、あるいはいくらか少ないと回答した。一方、GAOの調査では、回答者の90%超が知識は非常に少ない、あるいはいくらか少ないと回答し、わが国の調査結果と同様の傾向となった。ただし、内訳を見てみると、「非常に少ない」および「いくらか少ない」の割合がわが国の調査結果ではほぼ同じであったのに対して、GAOの調査では「非常に少ない」が「いくらか少ない」を13%上回っている点で異なる。

#### 質問11の回答についての比較

新たな監査事務所がクライアントの業務および財務報告実務について初年度に有する知識が少ない場合、その少ない知識が、新たな監査人が監査契約期間の初年度に財務諸表の重要な虚偽表示を発見することができないというリスクを増大させるか否かについて、わが国の調査では、約90%がリスクを非常に増大させる、あるいはいくらか増大させると回答し、約10%が影響しないと回答した。一方、GAOの調査においても、回答者の90%超がリスクを非常に増大させる、あるいはいくらか増大させると回答し、わが国の調査結果と同様の傾向となった。また、内訳においても、両調査ともに「非常に増大させる」と回答したのが約30%、「いくらか増大させる」と回答したのが約60%であり、同様の傾向となった。

#### 質問12の回答についての比較

監査事務所のローテーションと監査人のクライアントについての知識および経験に関して、回答者に追加的コメントを依頼した。両調査ともに多くの追加的コメントが寄せられた。両調査で共通して多いコメントは、監査事務所のローテーションにより新たなクライアントに対する固有の知識や経験が少なくなることで、監査効率の低下の問題や、重要な虚偽表示を発見する可能性の低下といった監査の質の低下の問題が生じる可能性があること、少数の監査事務所による独占の問題が生じる可能性があること、クライアントである上場企業および監査事務所の両者に費用の負担を増加させる可能性があることであった。

わが国の調査では、監査事務所のローテーションは監査人の独立性問題を本質的に解決するものではなく、監査人に倫理感と職業会計人としての自覚を持たせることが重要であるとのコメントもいくつか寄せられた。

(及川拓也)

## C 監査人の独立性

監査人の独立性は、一般的に、次の2つの要因によって悪影響を受けるといわれています。

- (1) 監査契約が長期間に及び、監査人とクライアント（およびその経営者）との緊張関係が失われている。
- (2) 監査報酬が多額に及ぶなど、監査法人の側に、特定のクライアントとの契約を維持したいとする圧力（誘因）がある。

もし、監査人の独立性が欠けているならば、当該監査人は、監査上、適切に対処できる能力を欠いていることになります。

ここに監査上、適切に対処できる能力とは、財務諸表に重要な虚偽の表示が含まれている可能性があるとき、

- (1) 財務諸表が、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して適正に表示されていない場合、適切な調整および追加的な開示等の変更を財務諸表に加えるようクライアントに求める。
- (2) クライアントが適切な変更等を行わなかった場合、それに応じて監査報告書の記載内容を変更する。
- (3) 必要な場合、クライアントの監査人を辞職する。

といった方法によって適切に対処できるかどうかを指しています。

以下、監査法人のローテーションと監査人の独立性に関して、ご質問いたします。

**質問13** 監査法人のローテーションが制度化された場合、定期的に、監査法人が交替し、新任の監査法人が「新鮮な視点」で監査を実施することになります。

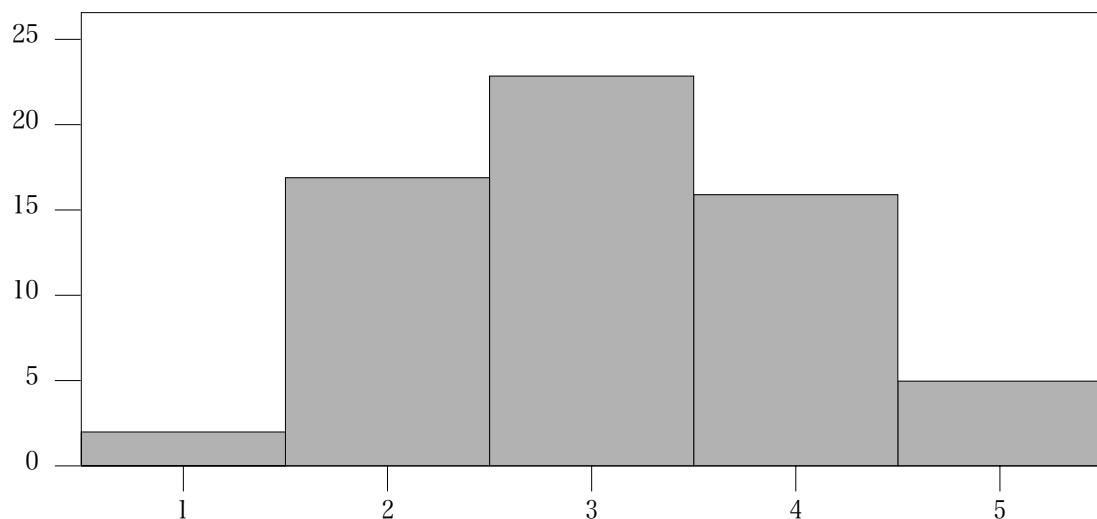
監査法人のローテーションが制度化された場合、監査人が、適切に対処できる能力は、現状と比べて、どの程度、向上すると思われますか、あるいは低下すると思われますか。

1. 監査人が適切に対処できる能力は、相当、向上するであろう
2. 監査人が適切に対処できる能力は、若干、向上するであろう
3. 監査人が適切に対処できる能力は、変わらないであろう
4. 監査人が適切に対処できる能力は、若干、低下するであろう
5. 監査人が適切に対処できる能力は、相当、低下するであろう

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
監査人が適切に対処できる能力は、相当、向上するであろう	2	3.2%
監査人が適切に対処できる能力は、若干、向上するであろう	17	27.0%
監査人が適切に対処できる能力は、変わらないであろう	23	36.5%
監査人が適切に対処できる能力は、若干、低下するであろう	16	25.4%
監査人が適切に対処できる能力は、相当、低下するであろう	5	7.9%
合 計	63	100.0%

質問13に関するヒストグラム



**質問14** 監査報酬が多額に及ぶなど、特定のクライアントとの契約を、できれば維持したいとする圧力（誘因）が監査法人側に存する場合があろうかと思います。

特定のクライアントとの契約を維持したいという要因は、監査上、適切に対処できるかどうかに対して、どの程度、影響を及ぼしますか。

以下の各状況別にお答え下さい。

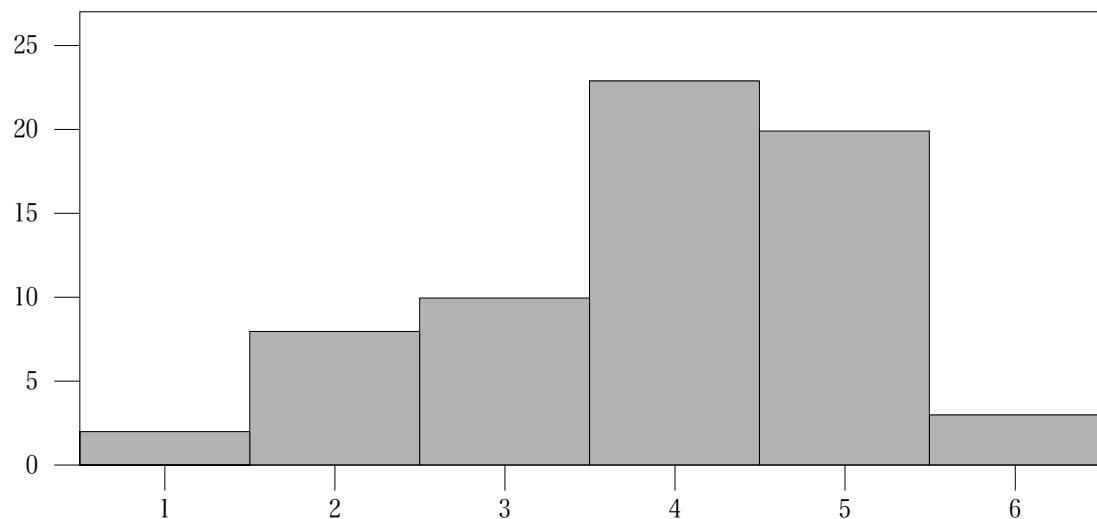
**【1】** 現在（監査法人のローテーションが実施されていない場合）、貴法人としての対処に対して、特定のクライアントとの契約を維持したいという要因は、

1. 重大な影響を及ぼす
2. 大きな影響を及ぼす
3. 中程度の影響を及ぼす
4. 小さな影響しか及ぼさない
5. 影響はない
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	2	3.0%
大きな影響を及ぼす	8	12.1%
中程度の影響を及ぼす	10	15.2%
小さな影響しか及ぼさない	23	34.8%
影響はない	20	30.3%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	3	4.5%
合 計	66	100.0%

質問14(1)に関するヒストグラム



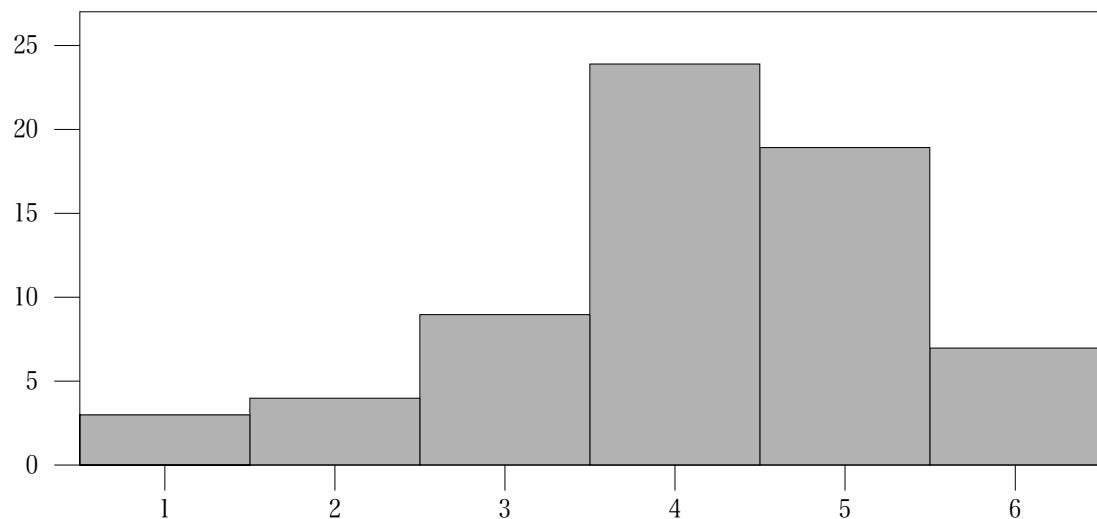
【2】監査法人のローテーションが制度化された場合、貴法人としての対処に対して、特定のクライアントとの契約を維持したいという要因は、

1. 重大な影響を及ぼす
2. 大きな影響を及ぼす
3. 中程度の影響を及ぼす
4. 小さな影響しか及ぼさない
5. 影響はない
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	3	4.5%
大きな影響を及ぼす	4	6.1%
中程度の影響を及ぼす	9	13.6%
小さな影響しか及ぼさない	24	36.4%
影響はない	19	28.8%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	7	10.6%
合 計	66	100.0%

質問14(2)に関するヒストグラム

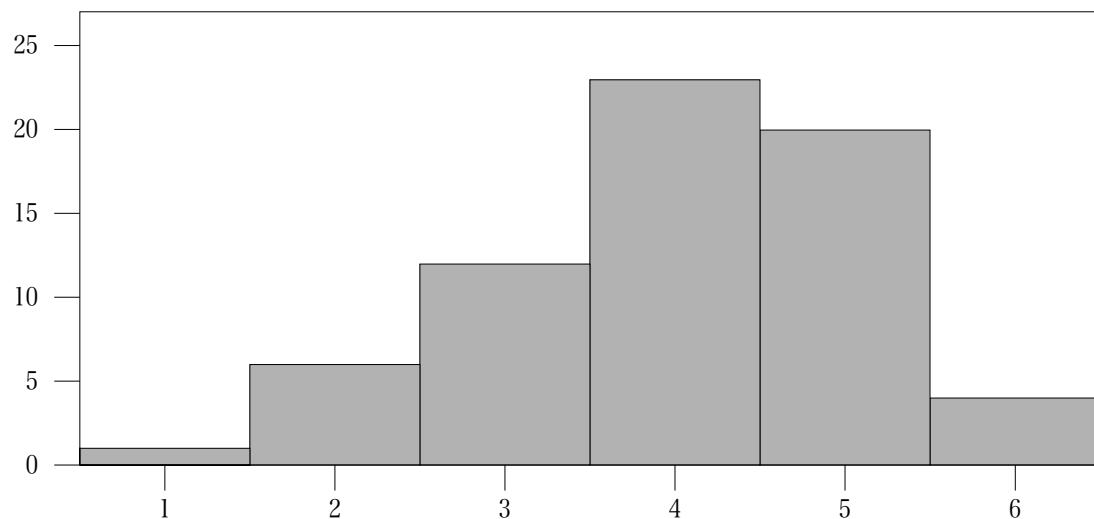


- 【3】現在（監査法人のローテーションが実施されていない場合）、監査担当パートナーの対処に対して、特定のクライアントとの契約を維持したいという要因は、
1. 重大な影響を及ぼす
  2. 大きな影響を及ぼす
  3. 中程度の影響を及ぼす
  4. 小さな影響しか及ぼさない
  5. 影響はない
  6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	1	1.5%
大きな影響を及ぼす	6	9.1%
中程度の影響を及ぼす	12	18.2%
小さな影響しか及ぼさない	23	34.8%
影響はない	20	30.3%
いづれを選択すべきかの基準または経験がない	4	6.1%
合 計	66	100.0%

質問14(3)に関するヒストグラム

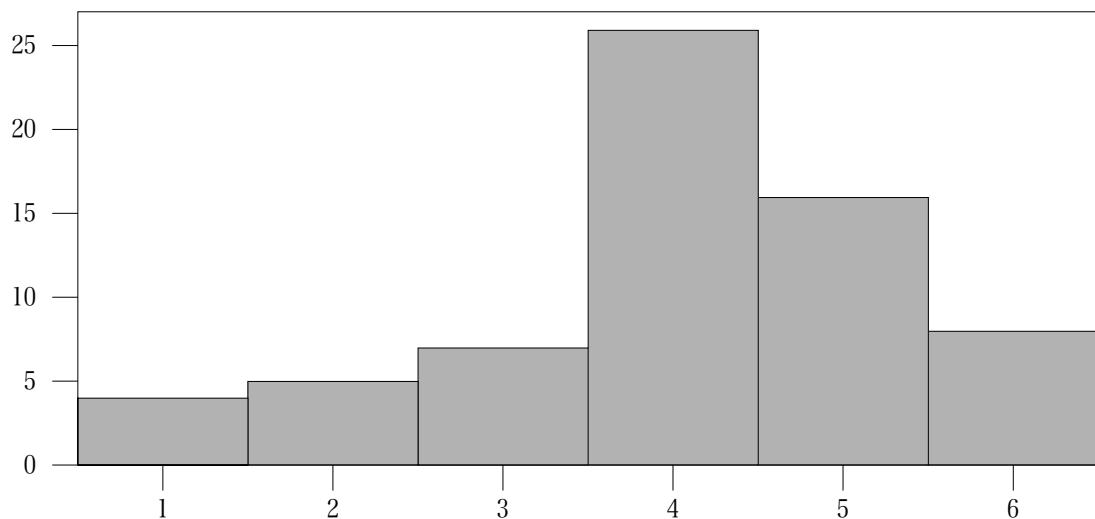


- 【4】監査法人のローテーションが制度化された場合、監査担当パートナーの対処に対して、特定のクライアントとの契約を維持したいという要因は、
1. 重大な影響を及ぼす
  2. 大きな影響を及ぼす
  3. 中程度の影響を及ぼす
  4. 小さな影響しか及ぼさない
  5. 影響はない
  6. いづれを選択すべきかの基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	4	6.1%
大きな影響を及ぼす	5	7.6%
中程度の影響を及ぼす	7	10.6%
小さな影響しか及ぼさない	26	39.4%
影響はない	16	24.2%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	8	12.1%
合 計	66	100.0%

質問14(4)に関するヒストグラム



**質問15** クライアントが、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準の解釈・適用を、楽観的に行い、財務諸表項目の過大表示を行おうとすることがあります。

このようなとき、監査人は、当該解釈・適用の適否を判断しなくてはなりませんが、かかる判断に対して、特定のクライアントとの契約を維持したいという要因が、どの程度、影響を及ぼしますか。

以下の各状況別にお答え下さい。

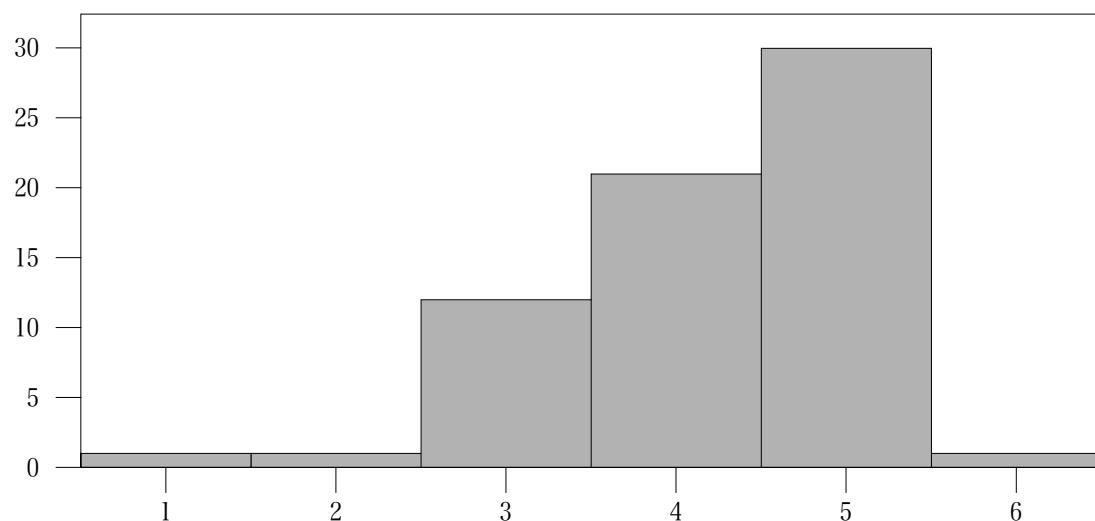
【1】現在（監査法人のローテーションが実施されていない場合），貴法人としての判断に対して、特定のクライアントとの契約を維持したいという要因は、

1. 重大な影響を及ぼす
2. 大きな影響を及ぼす
3. 中程度の影響を及ぼす
4. 小さな影響しか及ぼさない
5. 影響はない
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

#### 集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	1	1.5%
大きな影響を及ぼす	1	1.5%
中程度の影響を及ぼす	12	18.2%
小さな影響しか及ぼさない	21	31.8%
影響はない	30	45.5%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	1	1.5%
合 計	66	100.0%

質問15(1)に関するヒストグラム



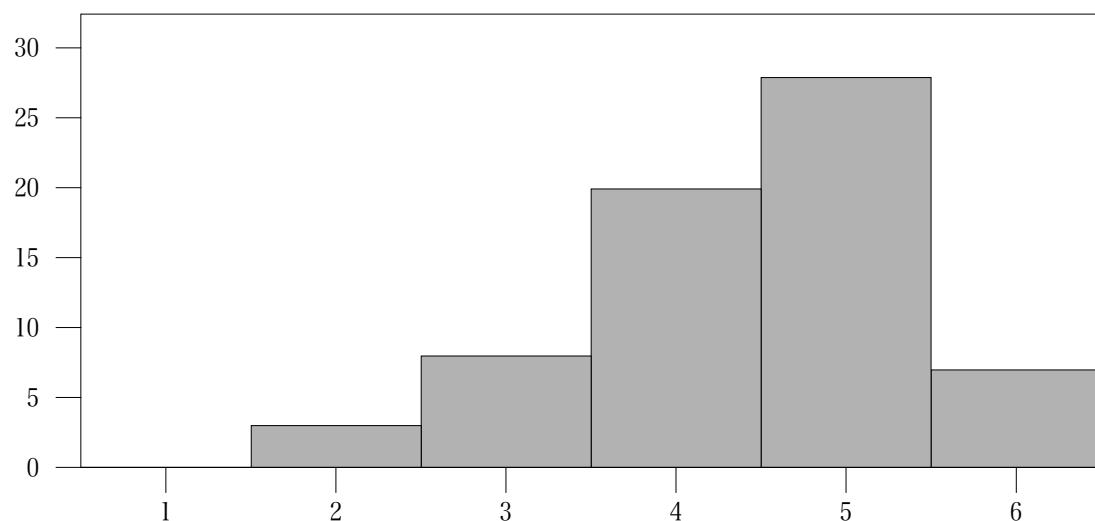
【2】監査法人のローテーションが制度化された場合、貴法人としての判断に対して、特定のクライアントとの契約を維持したいという要因は、

1. 重大な影響を及ぼす
2. 大きな影響を及ぼす
3. 中程度の影響を及ぼす
4. 小さな影響しか及ぼさない
5. 影響はない
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

#### 集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	0	0
大きな影響を及ぼす	3	4.5%
中程度の影響を及ぼす	8	12.1%
小さな影響しか及ぼさない	20	30.3%
影響はない	28	42.4%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	7	10.6%
合 計	66	100.0%

質問15(2)に関するヒストグラム



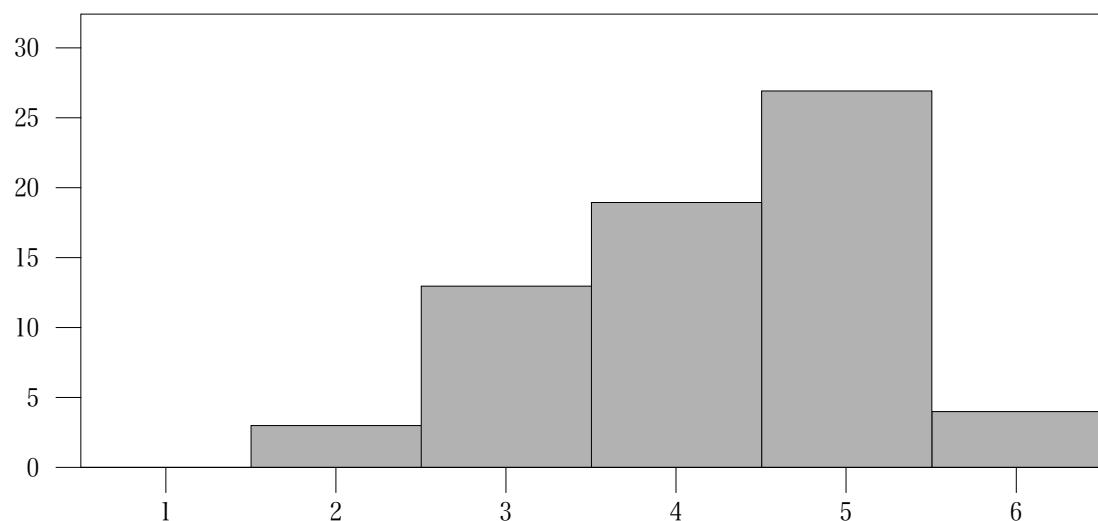
【3】現在（監査法人のローテーションが実施されていない場合）、監査担当パートナーの判断に対して、特定のクライアントとの契約を維持したいという要因は、

1. 重大な影響を及ぼす
2. 大きな影響を及ぼす
3. 中程度の影響を及ぼす
4. 小さな影響しか及ぼさない
5. 影響はない
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

#### 集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	0	0
大きな影響を及ぼす	3	4.5%
中程度の影響を及ぼす	13	19.7%
小さな影響しか及ぼさない	19	28.8%
影響はない	27	40.9%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	4	6.1%
合 計	66	100.0%

質問15(3)に関するヒストグラム



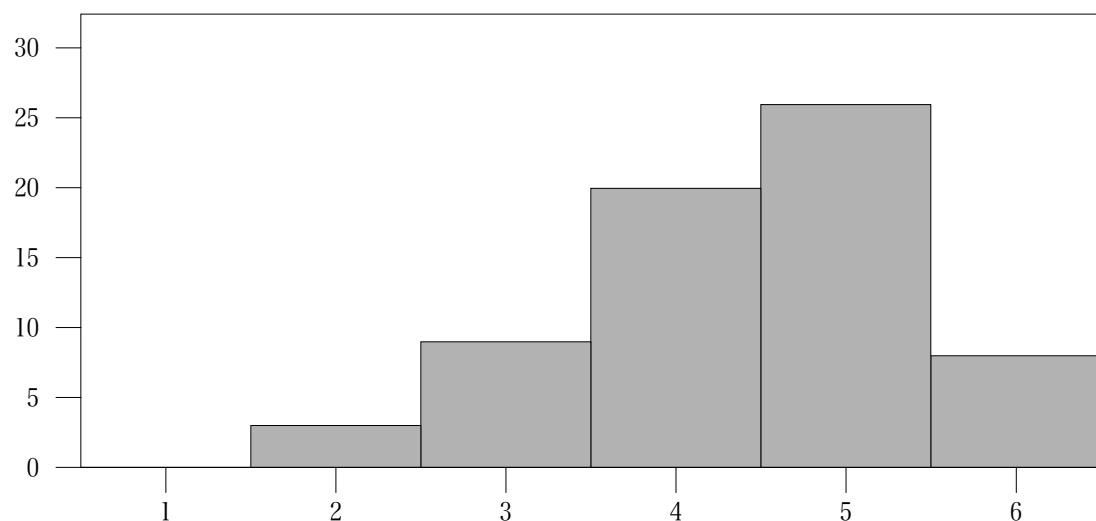
【4】監査法人のローテーションが制度化された場合、監査担当パートナーの判断に対して、特定のクライアントとの契約を維持したいという要因は、

1. 重大な影響を及ぼす
2. 大きな影響を及ぼす
3. 中程度の影響を及ぼす
4. 小さな影響しか及ぼさない
5. 影響はない
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

#### 集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	0	0
大きな影響を及ぼす	3	4.5%
中程度の影響を及ぼす	9	13.6%
小さな影響しか及ぼさない	20	30.3%
影響はない	26	39.4%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	8	12.1%
合 計	66	100.0%

質問15(4)に関するヒストグラム



**質問16** 監査法人または監査担当パートナーが、事後的に、訴訟あるいは規制当局からの処分を受けることがあります。これらの要因は、監査上、適切に対処できるかどうかに対して、どの程度、影響を及ぼしますか。

以下の各状況別にお答え下さい。

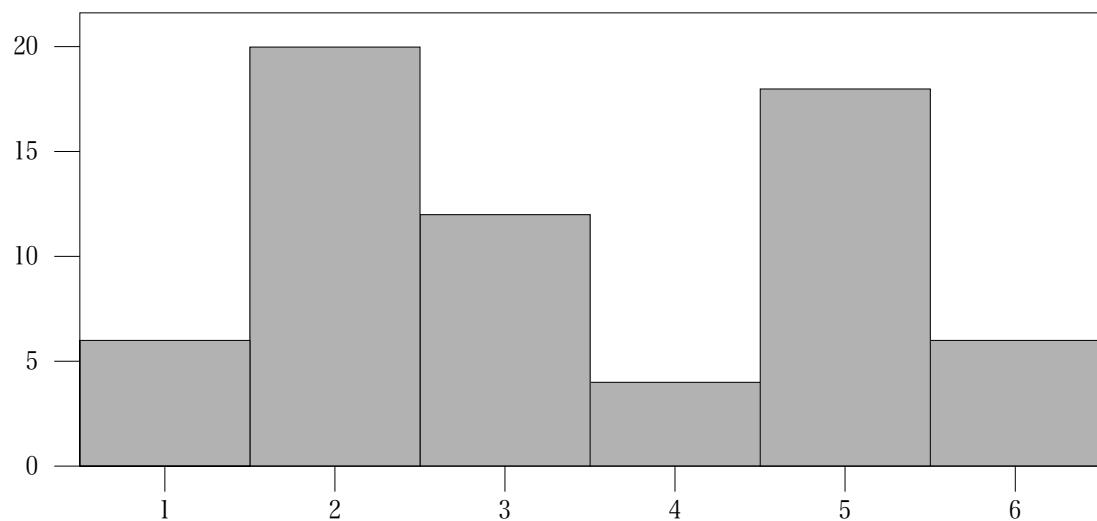
**【1】** 現在（監査法人のローテーションが実施されていない場合）、貴法人としての対処に対して、訴訟あるいは規制当局の処分を受けるかもしれないという要因は、

1. 重大な影響を及ぼす
2. 大きな影響を及ぼす
3. 中程度の影響を及ぼす
4. 小さな影響しか及ぼさない
5. 影響はない
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

#### 集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	6	9.1%
大きな影響を及ぼす	20	30.3%
中程度の影響を及ぼす	12	18.2%
小さな影響しか及ぼさない	4	6.1%
影響はない	18	27.3%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	6	9.1%
合 計	66	100.0%

質問16(1)に関するヒストグラム



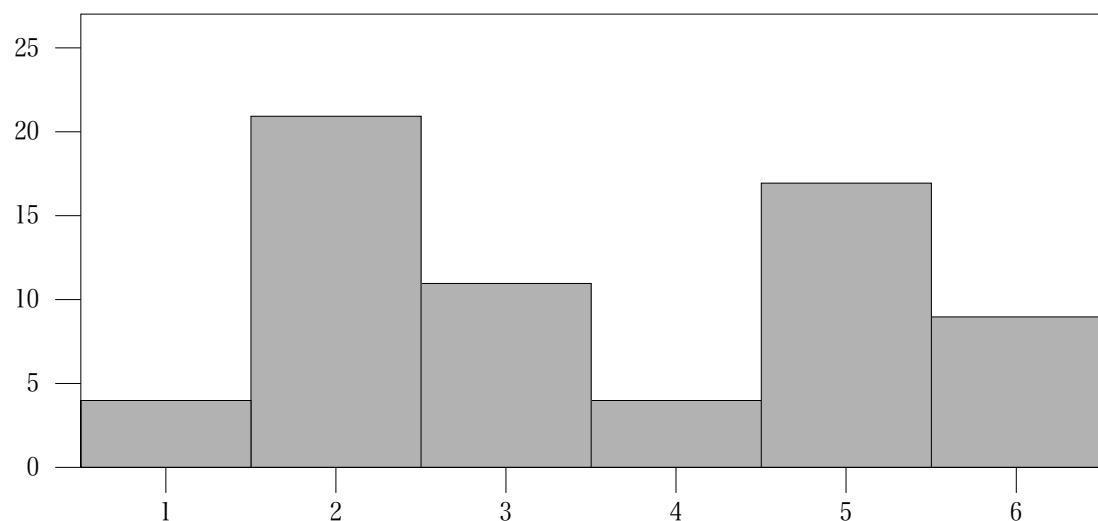
【2】監査法人のローテーションが制度化された場合、貴法人としての対処に対して、訴訟あるいは規制当局の処分を受けるかもしれないという要因は、

1. 重大な影響を及ぼす
2. 大きな影響を及ぼす
3. 中程度の影響を及ぼす
4. 小さな影響しか及ぼさない
5. 影響はない
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

#### 集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	4	6.1%
大きな影響を及ぼす	21	31.8%
中程度の影響を及ぼす	11	16.7%
小さな影響しか及ぼさない	4	6.1%
影響はない	17	25.8%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	9	13.6%
合 計	66	100.0%

質問16(2)に関するヒストグラム



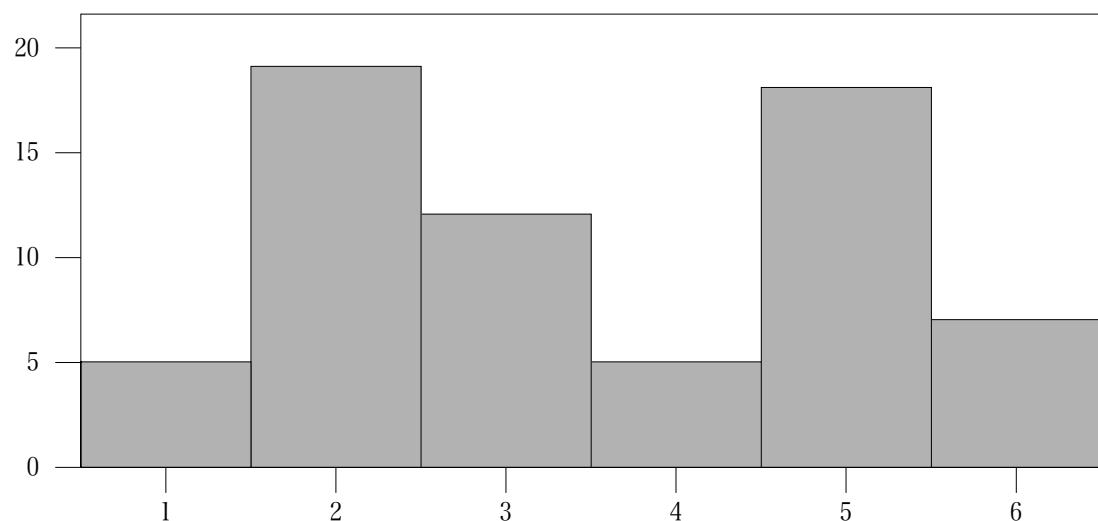
【3】現在（監査法人のローテーションが実施されていない場合）、監査担当パートナーの対処に対して、訴訟あるいは規制当局の処分を受けるかもしれないという要因は、

1. 重大な影響を及ぼす
2. 大きな影響を及ぼす
3. 中程度の影響を及ぼす
4. 小さな影響しか及ぼさない
5. 影響はない
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

#### 集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	5	7.6%
大きな影響を及ぼす	19	28.8%
中程度の影響を及ぼす	12	18.2%
小さな影響しか及ぼさない	5	7.6%
影響はない	18	27.3%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	7	10.6%
合 計	66	100.0%

質問16(3)に関するヒストグラム



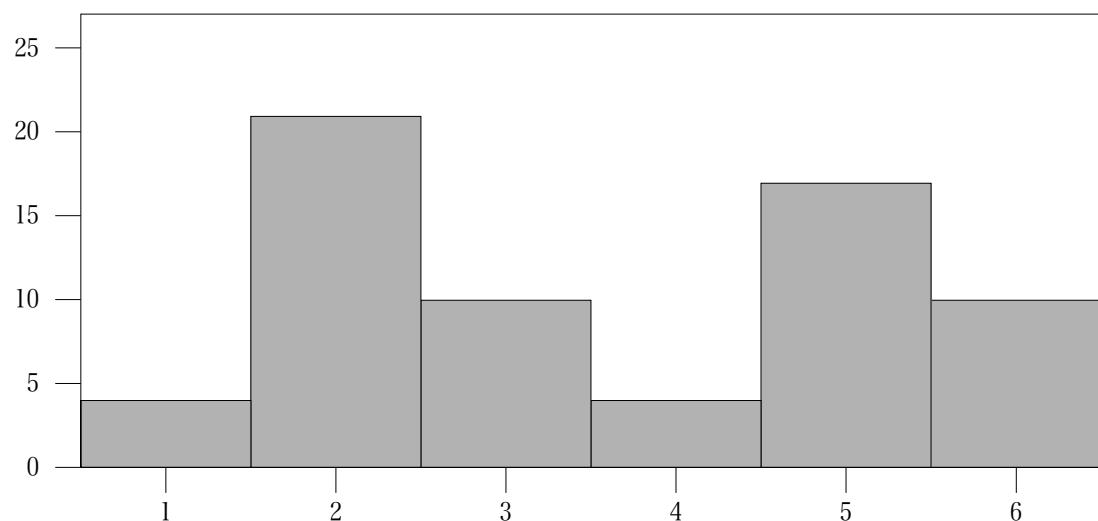
【4】監査法人のローテーションが制度化された場合、監査担当パートナーの対処に対して、訴訟あるいは規制当局の処分を受けるかもしれないという要因は、

1. 重大な影響を及ぼす
2. 大きな影響を及ぼす
3. 中程度の影響を及ぼす
4. 小さな影響しか及ぼさない
5. 影響はない
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

#### 集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	4	6.1%
大きな影響を及ぼす	21	31.8%
中程度の影響を及ぼす	10	15.2%
小さな影響しか及ぼさない	4	6.1%
影響はない	17	25.8%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	10	15.2%
合 計	66	100.0%

質問16(4)に関するヒストグラム



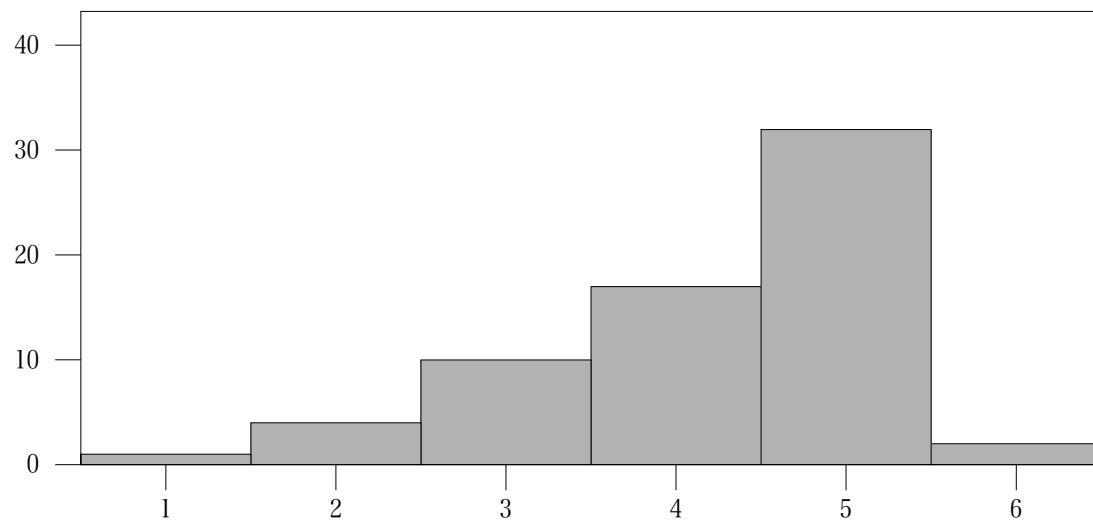
**質問17** 特定のクライアントとの監査契約は解約される可能性があります。現在（監査法人のローテーションが実施されていない場合），監査契約を解約されるかもしれないという要因は，監査上，適切に対処できるかどうかに対して，どの程度，影響を及ぼしますか。

1. 重大な影響を及ぼす
2. 大きな影響を及ぼす
3. 中程度の影響を及ぼす
4. 小さな影響しか及ぼさない
5. 影響はない
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

#### 集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	1	1.5%
大きな影響を及ぼす	4	6.1%
中程度の影響を及ぼす	10	15.2%
小さな影響しか及ぼさない	17	25.8%
影響はない	32	48.5%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	2	3.0%
合 計	66	100.0%

質問17に関するヒストグラム



**質問18** 監査法人のローテーションが制度化された場合、特定のクライアントとの契約期間がいつ終了するかを、監査人側が、承知することになります。

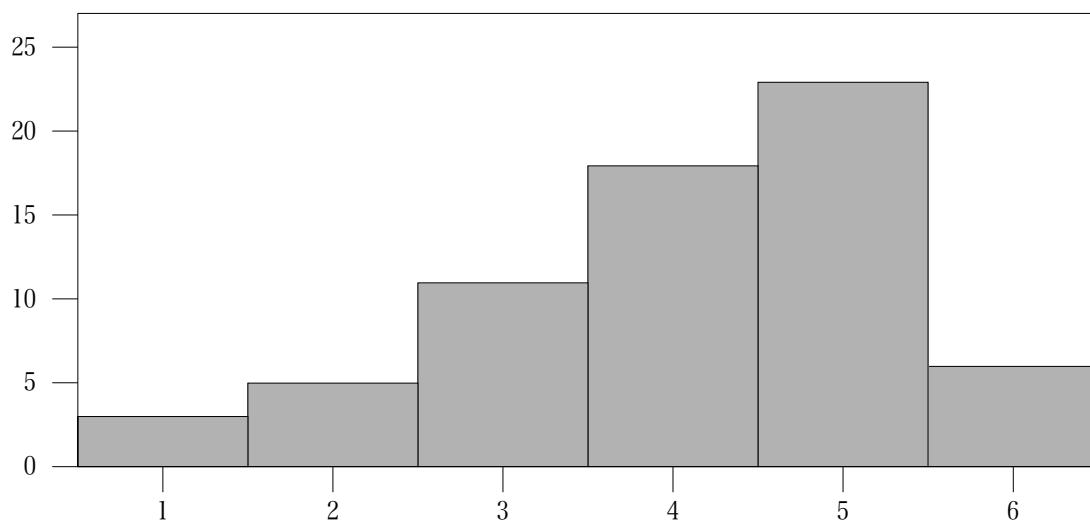
監査人側が、特定の監査契約期間の満了日を承知することになるという要因は、監査上、適切に対処できるかどうかに対して、どの程度、影響を及ぼしますか。

1. 重大な影響を及ぼす
2. 大きな影響を及ぼす
3. 中程度の影響を及ぼす
4. 小さな影響しか及ぼさない
5. 影響はない
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

#### 集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
重大な影響を及ぼす	3	4.5%
大きな影響を及ぼす	5	7.6%
中程度の影響を及ぼす	11	16.7%
小さな影響しか及ぼさない	18	27.3%
影響はない	23	34.8%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	6	9.1%
合 計	66	100.0%

質問18に関するヒストグラム



**質問19** 監査契約期間に制限を設けた場合、以下の各当事者の監査人の独立性に対する認知内容はどうなると思われますか。

**【資本市場関係者】**

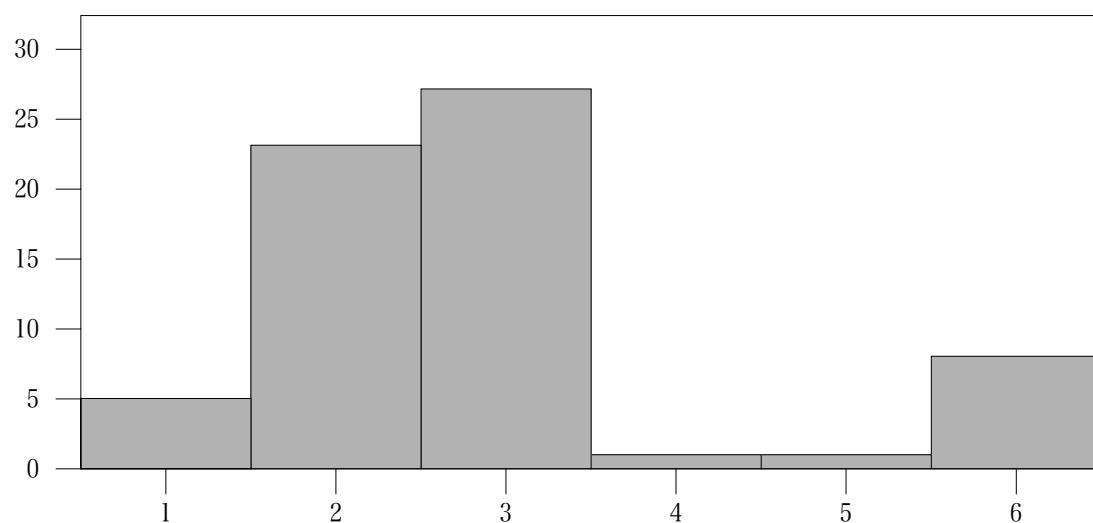
監査人の独立性に対する、資本市場関係者（アナリスト、銀行、証券会社、証券取引所および格付機関を含む）の認知内容は、

1. 相当向上するであろう
2. 若干向上するであろう
3. 変わらないであろう
4. 若干低下するであろう
5. 相当低下するであろう
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
相当向上するであろう	5	7.7%
若干向上するであろう	23	35.4%
変わらないであろう	27	41.5%
若干低下するであろう	1	1.5%
相当低下するであろう	1	1.5%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	8	12.3%
合 計	65	100.0%

**質問19（資本市場関係者）に関するヒストグラム**



### 【機関投資家】

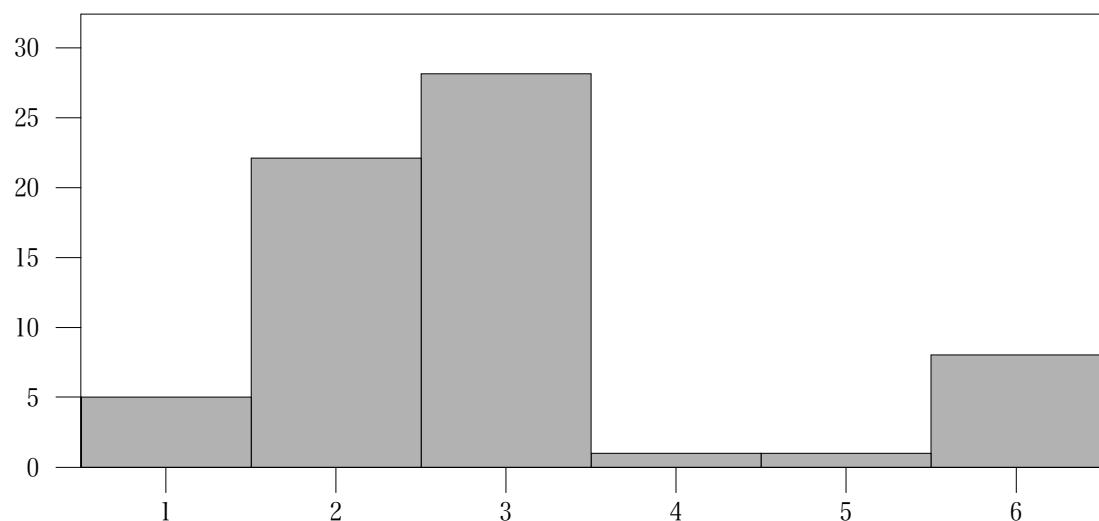
監査人の独立性に対する、機関投資家の認知内容は、

1. 相当向上するであろう
2. 若干向上するであろう
3. 変わらないであろう
4. 若干低下するであろう
5. 相当低下するであろう
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
相当向上するであろう	5	7.7%
若干向上するであろう	22	33.8%
変わらないであろう	28	43.1%
若干低下するであろう	1	1.5%
相当低下するであろう	1	1.5%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	8	12.3%
合 計	65	100.0%

質問19（機関投資家）に関するヒストグラム



### 【個人投資家】

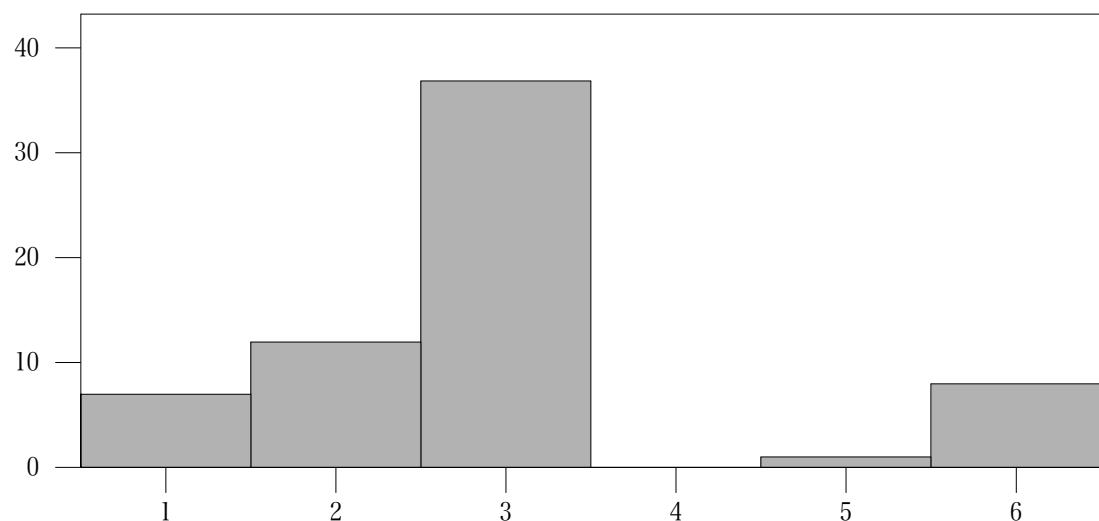
監査人の独立性に対する、個人投資家の認知内容は、

1. 相当向上するであろう
2. 若干向上するであろう
3. 変わらないであろう
4. 若干低下するであろう
5. 相当低下するであろう
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
相当向上するであろう	7	10.8%
若干向上するであろう	12	18.5%
変わらないであろう	37	56.9%
若干低下するであろう	0	0
相当低下するであろう	1	1.5%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	8	12.3%
合 計	65	100.0%

質問19（個人投資家）に関するヒストグラム



**質問20** 資本市場において、監査人の変更は、これまである種の「赤信号」として捉えられてきました。すなわち、投資家をはじめとする財務諸表利用者は、監査人の変更の際、ただちにその理由を調査すべきである、とされてきたのです。

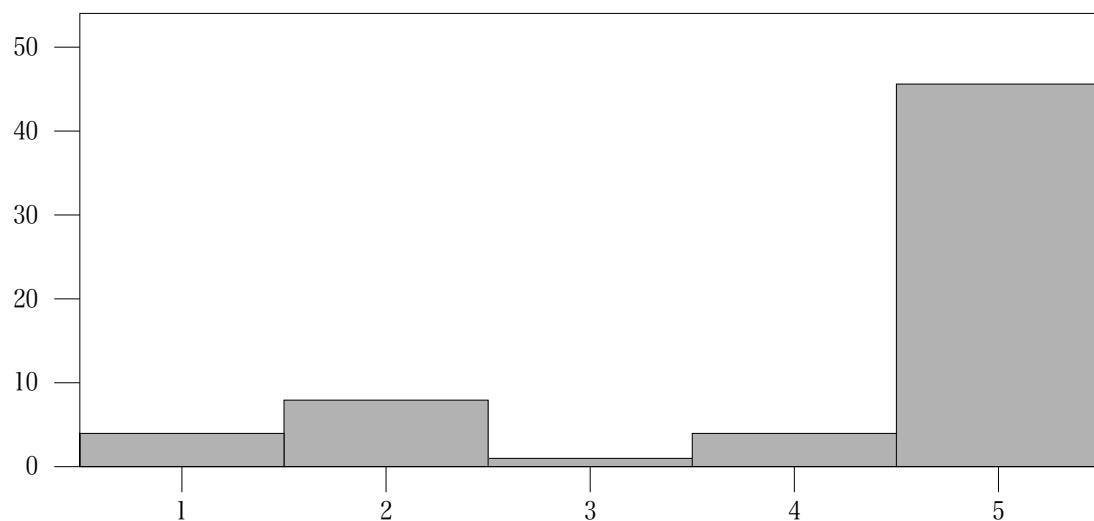
監査法人のローテーションが制度化された場合、監査人の変更が、規定に従って、定期的に行われることになります。その際、定期的な監査人の変更は、財務諸表利用者にとって、「赤信号」として捉えられるでしょうか。

1. 「赤信号」として捉えられる可能性が高い
2. 「赤信号」として捉えられる可能性が若干ある
3. これまで通り「赤信号」として捉えられる
4. 「赤信号」として捉えられない可能性が若干ある
5. 「赤信号」として捉えられない可能性が高い

集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
「赤信号」として捉えられる可能性が高い	4	6.3%
「赤信号」として捉えられる可能性が若干ある	8	12.7%
これまで通り「赤信号」として捉えられる	1	1.6%
「赤信号」として捉えられない可能性が若干ある	4	6.3%
「赤信号」として捉えられない可能性が高い	46	73.0%
合 計	63	100.0%

質問20に関するヒストグラム



**質問21** 監査法人のローテーションが制度化された場合に、仮に、監査法人・クライアント双方が、どちらの意思によるものであれ、両者の関係を終了することができるとなります。

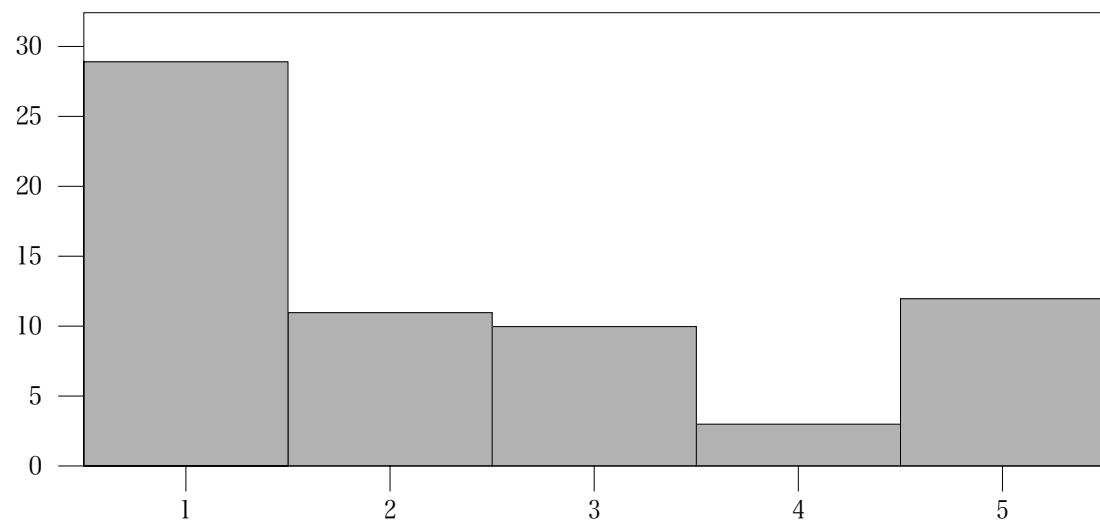
このような状況下、監査人の予定外の変更は、投資家をはじめとする財務諸表利用者にとって、「赤信号」として捉えられると思われますか（予定外の変更とは、監査法人・クライアントの意思に基づき、契約期間満了以前に、契約解除が行われることをいいます）。

1. 「赤信号」として捉えられる可能性が高い
2. 「赤信号」として捉えられる可能性が若干ある
3. これまで通り「赤信号」として捉えられる
4. 「赤信号」として捉えられない可能性が若干ある
5. 「赤信号」として捉えられない可能性が高い

集計結果

選択項目	回答数	割合
「赤信号」として捉えられる可能性が高い	29	44.6%
「赤信号」として捉えられる可能性が若干ある	11	16.9%
これまで通り「赤信号」として捉えられる	10	15.4%
「赤信号」として捉えられない可能性が若干ある	3	4.6%
「赤信号」として捉えられない可能性が高い	12	18.5%
合計	65	100.0%

質問21に関するヒストグラム



質問22 監査法人のローテーションと監査人の独立性に関して、何かコメントがございましたら、ご自由にお書き下さい。これ以外の問題について、お書き下さっても結構です。

---

---

---

---

---

回答：

- (1) 監査法人において監査上の問題が発生するのは、法人内部の本当の組織的機能が旧態依存として適応になつてないためである。個人の監査人の方が事を重大に考え、対応している場合が多い。組織が大きいことが必ずしも監査の質を高めるものではない。独立性に対する心の問題が不足している。
- (2)
  - ・赤字会社の監査はリスクが高いと考える会計士が多いと思われる所以、誰も監査の引き受け手がなく上場廃止になる可能性が生じる。
  - ・真面目な会社であっても監査人が見つけられなくて上場を維持できない可能性がある。会社が努力しても法定監査を受けられず否応なく違法状態を続けざるを得ない状態が生じるかもしれない。
  - ・監査法人の経営が不安定になるため、コスト削減を行おうとする意識が強く働き、ツールの開発や、研修、その他、直接収益に結びつかないが監査の質を向上させるような費用が減少し、かえって全体的な質を落とすかもしれない。
  - ・ローテーションの導入は監査人と経営者の癒着を防ぐ効果はあるが、監査の品質を落とすマイナス面も非常に大きいものと思われる。
- (3) 1. 基本的には、監査人としての資質と独立性を保持することが大切。  
2. ローテーションを実施すれば粉飾決済が防止できるとはいきれないと思う。
- (4) 監査法人のローテーションと監査人の独立性は全く無関係であり、職業倫理の問題である。
- (5) ローテーション問題は、大監査法人等のように交代要員が充分存在するところでは何の効果もないように思います。世間一般の風評を気にする形式論だけでなく、眞の独立性を維持する必要性を各監査人が職業的自覚の上、持つべきです。そして、今日さわがれている被監査会社の内部統制組織の構築は大監査法人こそ実行すべきものと思います。
- (6) 監査法人のローテーション独立性とは本来関係がない。この発想は監査報酬を被監査会社からもらうのは「けしからん」ということと同じ。また、税務調査等をみれば

わかるように、報酬をもらって監査をすることから仕事の質の関心をはらうがそうでない場合には「人ごと」「無関心」等々の質の低下をもたらす。税務調査は国家公務員が行っている。ローテーションもある。実態はどうか？たんなるチェック業務となる監査に優秀な人間がなろうとしなくなる。ただその場を生きる、将来の資格等が欲しいという本当のプロフェッショナルとは異なる人間の集団となってしまう。

- (7) 問12に記載の通り（クライアントの組織と業務全般に関する知識・情報を知悉するには、強制力を持った税務調査や検察の捜査の場合と異なって、会社の各部門の協力が不可欠である。ましてや不正誤謬の発見のためには、会社の組織や業務全般についてある程度精進する必要があり、時間が掛かる。ローテーションによってその目的が達成できるとは思わない。

要は監査人の「正当な職業的注意」と「独立性即ち報酬を蜂起する勇気」の保持が根本だと思う。監査基準設定当初は、不正誤謬の発見防止は副次的な目的であった。それは企業が内部統制組織を整備して不正誤謬を発見防止する責任を負うものとしていた。

アメリカの企業会計では、ファームが決算代行業務を担うのが一般的であり、そこでは監査基準に不正誤謬による重要な虚偽の表示がないことを監査人は保証できないと思う。ただし決算操作乃至決算対策としての虚偽表示は別の問題である。)

- (8) ローテーション自体は独立性とは関係ない。むしろ被監査会社から報酬をもらう制度が独立性の観点からは問題である。SECなどの第三機関に上場企業が資金を拠出し、SECなどが、監査法人を企業に割り振り報酬を支払うべきである。企業と監査法人が契約により報酬を授受すること自体、F/S利用者は独立性に疑義を抱くはずである。
- (9) 監査人の独立性は当然なことの筈です。ローテーションが独立性の為に必要だとするのは制度を自ら否定することになりますか？
- (10) 本来、公認会計士制度は、高い倫理性に基づいて成り立つものであるが、ローテーションにより独立性を保持するということは、倫理性が低いことを前提としたものとして、社会的地位の低下を招く恐れはないか。
- (11) 監査法人のローテーションは総合的に判断して無理且つ不合理と考える。
- (12) 監査人は自主規律の中で独立性を保持していくことがもっとも重要なことであり、ローテーションを行ったから、独立性が向上するということはない。むしろ、独立性に対する意識が低下し、いいかげんな対応の危険性もある。
- (13) 監査契約が長期間に及び、緊張関係が薄らいだとしても、それか？監査の質の低下に直接つながらない。
- (14) 当法人は地方都市を拠点にした小規模監査法人である。一つの監査契約が当法人の収入に占める割合は最大15%弱である。以上を前提に監査契約と独立性を考える。①当法人で1つの監査契約を失うことは、財務上重要な影響があるが、しかし当法人の

増率を危うくする程ではない。むしろ「適切な対処」を怠ったことにより問題が発生した場合、他の監査契約の継続にも重要な影響を及ぼすことになり、監査法人の存続は不可能である（適切な対処を怠ったり、致命的な問題を抱えながらも、存続が可能な大手監査法人と環境が異なる）この認識は代表社員以下、各構成員共通認識である。

②当法人では新規クライアントの獲得・監査契約の解約いずれも各指定社員等の個人の評価ポイントにしていない。すべて監査法人全体の問題として取り扱っている。よって個々の監査契約を維持することを「適切な対処」に優先するようなことはありえないと考えている。

(15) 監査人の独立性は、最終的には個人の資質の問題である。

また、監査人の交替は「赤信号」として捉えられるような状況を残しておくべきである。

(16) 監査法人のローテーションは現状では単に業務受嘱競争を激化させ、独立性を損う恐れがあり、実施には多大の障害がある。会計監査人たる公認会計士全員を統合した組織体を作り、会計監査業務を全て受嘱、各会計士に配分、担当させ、実施するしかない。

(17) 非現実的 愚行である

(18) 形式のみでは不充分で監査人の自覚が最大の要因である。報酬を被監査会社から受け取ることは最大の利害関係と思われます。協会或いは第三者機関での報酬プール及び配分が必要と思っています。

(19) ローテーションと独立性とはとくに監査法人サイドからみて相関関係はあると思える。

(20) ローテーションを強制すると、最後までクライアントの面倒を見ず、手を抜く法人がでてくる可能性があり、マイナス面が懸念される。

## 「質問13から22までのコメント」

### 3—2 監査人の独立性

(1) 設問の趣旨と概要

監査を担当する事務所の強制的ローテーションは精神的独立性と外観的独立性の双方に関係している。まず、精神的独立性に関しては、強制的ローテーションが導入されれば、定期的にクライアントが交代することから、長期間にわたって同一のクライアントを担当することによって一種の馴れ合いが生じ、クライアントと監査人との間の健全な緊張関係が失われるという状況を回避することが可能となるとともに、監査契約期間の終期が明確になるため、クライアントを維持したいという誘因によってクライアントの圧力に屈し、公正不偏の態度を維持できなくなるという弊害が除かれることによって、強制的ローテーションが導入されていない場合に比して、より厳格な判断が行われ、精神的独立性が強化されることが期待される点である。

次に、外観的独立性との関係でいえば、現行では長期間に及んでいる監査人の契約期間が短縮されることによって、監査を担当する事務所がクライアントを引き止めようと望むことが、監査人の独立性に悪影響を及ぼすのではないかとの利害関係者の懸念を和らげ、外観的独立性を強化する効果が期待されることである。

以上のような視点について、監査を担当する事務所の強制的ローテーションと独立性の関係を監査人の側がどのように捉えているのかを明らかにしようとしたものが本節の質問事項である。

質問13は監査を担当する事務所の強制的ローテーションによって新たに監査人に就任することによって得られる「新鮮な視点」からクライアント企業の監査を行うことが、財務諸表に重要な虚偽の表示が含まれている場合に、監査人が独立性を保持して適切に対処できるかどうかについて監査人がどのように考えているのかを明らかにするための設問である。監査を担当する事務所の強制的ローテーションが導入された場合には、初年度においては新鮮な視点から監査を行うことができる一方で、クライアント企業に対する知識・経験もゼロからスタートすることになり、これまでの知識と経験を生かして重要な虚偽の表示を発見することができなくなることも意味する。その比較衡量を監査人がどのように考えているのかに関する設問である。

質問14はクライアントとの契約を維持したいという誘因が、独立性を保持して適切に対処できる能力にどのような影響を与えるのかを明らかにするための設問である。この質問は法人レベルとしての対処と、担当パートナーレベルでの対処に分けて行われている。パートナーレベルでの設問がおかされているのは、現実にはクライアントから得られる報酬がパートナーの評価の要素として重要な位置を占めているため、パートナーレベルの方がクライアントの維持に対する誘因が強いと考えられるためである。

設問15は、適切な対処のうち特にクライアント企業が会計基準を自社に有利に解釈することに対して、ローテーションが導入されることによって監査人の判断に影響を与えるかどうかを明らかにするための設問である。このような状況は明確な違反ではない以上、監査人の判断が特に重要となってくる局面である。そこで、監査人の精神的独立性の保持が強く求められる局面における強制的ローテーションの影響を明らかにするための設問である。設問15も設問14と同様の趣旨から法人レベルとしての対処と、担当パートナーレベルでの対処に分けて行われている。

設問16は、訴訟や規制当局からの処分が、監査人の判断に対してどのような影響を与えるのかを、強制的ローテーションが実施されていない場合と、強制的ローテーションが導入された場合で違いがあるのかどうかを明らかにするための設問である。訴訟や規制当局からの処分は監査人に対するサンクションとして精神的独立性の保持に大きな影響を与えると考えられているため、強制的ローテーションが導入されることによって、訴訟や規制当局からの処分が監査人の精神的独立性の保持に与える影響に変化が出るのかを明らかにしようとするものである。

事後的に訴訟や規制当局の処分が行われた場合、訴訟や処分が行われた対象となるクライアントを長期間継続して監査している場合の方が短期間しか監査を行っていない場合よりも、事務所の評判に対するインパクトが大きい。それゆえ、強制的ローテーションが実施されない場合よりも、強制的ローテーションが導入された場合の方が訴訟や規制当局の処分が独立性の保持に対して与える影響が弱まる可能性が考えられるためである。この質問も法人レベルと、担当パートナーレベルに分けて行われている。担当パートナーにとっては、たとえ訴訟を提起された時点や、処分が行われた時点で所属事務所が監査を担当していないとしても、訴訟や規制当局からの処分の当事者になった場合の影響は非常に大きく、多くのパートナーは訴訟や規制当局の処分を念頭において監査業務を行っていると考えられる。法人レベルにおいては、訴訟や規制当局の処分が行われた時点で対象となったクライアントの監査を継続して担当しているか否かによって、法人の評判に与える影響が大きく異なることがある。

設問17は、強制的ローテーションが実施されていない場合に、クライアントからの契約を解除されることが監査人としての判断にどのような影響を与えるかどうかを明らかにするための設問である。強制的ローテーションが導入されていない現在では、監査人が監査契約を解除されるという事態は、監査人とクライアントの間に意見の対立がある場合がほとんどであり、市場に対する一種の警告となっているためである。

設問18は、ローテーションが導入されて、契約期間の終期が明確になった場合の監査人の判断にどのような影響を与えるかを明らかにするための設問である。監査人としての契約期間の期限が迫るに伴い、他のクライアントとの契約を獲得または維持するために、監査を担当する事務所が最も優秀かつ経験豊かな監査スタッフを現在の担当から別の担当に配置替えするという事態も想定され、重要な虚偽の表示を見つける能力が低下する懸念もあるため、この点について監査人がどのように考えているかを明らかにするものである。

設問19は、監査契約期間に制限が設けられた場合、監査人の独立性に対する利害関係者の認知度合いに影響を与えるかを監査人がどのように考えているのかを明らかにするための設問である。強制的ローテーション導入の理由の1つが、契約期間を限定することによって、利害関係者が監査人の独立性保持に対する印象を改善することである以上、この点について監査人がどのように考えているのかを明らかにする必要があるからである。この設問は、市場関係者、機関投資家、個人投資家のそれぞれの認知度の変化について監査人がどのように考えているかについて行われている。

設問20は、強制的ローテーションの導入によって、監査人の交代がこれまでどおり「赤信号」と捉えられるかどうかの監査人の考え方を明らかにするものである。強制的ローテーションが実施されていなかったこれまででは、監査人の交代は頻繁に行われるものではなく、利害関係者は監査人の交代を「赤信号」と捉えていた。しかしながら、強制的ローテーションが導入されると、監査人の交代は日常茶飯事となる。契約期間どおりの

定期的ローテーションまでもが「赤信号」と捉えられるかどうかについての監査人の考え方を聞いたものである。

設問21は、ローテーションが導入された場合に、通常のローテーション以外の監査人の交代が「赤信号」と捉えられるかどうかについての監査人の考え方を明らかにするものである。通常のローテーション以外の監査人の交代は、現状での監査人の交代と同様に、一種の「赤信号」であり、この種の交代まで「赤信号」と捉えられなくなると、かえって問題となるため、この点についての監査人の考え方を明らかにするための設問である。

## (2) 回答の傾向及び特徴

設問13の結果は、強制的ローテーションが導入されても適切に対処できる能力は変わらないと考えている監査人が最も多く、向上すると考えている監査人と、低下すると考えている監査人がほぼ同数であった。

設問14の法人レベルでの結果は、強制的ローテーションが導入されたとしても、小さな影響しかないという回答と影響はないという回答がほとんどである。ただし、誘因が独立性に大きな影響を及ぼすという考えが若干ではあるが減っている。担当パートナーレベルでの結果においても、小さな影響しかないという回答と影響はないという回答がほとんどではある。しかしながら、強制的ローテーションが導入された方が、大きな影響を及ぼすという回答と中程度の影響を及ぼすという回答が若干減っている一方で重大な影響を及ぼすという回答が若干ではあるが増えている。ただ、強制的ローテーションが導入された場合でも、法人レベル、パートナーレベルともに回答の傾向はほとんど同じである。

設問15の法人レベルでの結果は、小さな影響しかないという回答と影響はないという回答がほとんどではあるものの、強制的ローテーションの導入によって、中程度の影響を及ぼすという回答と重大な影響を及ぼすという回答が若干減少している。その一方で、誘因が独立性に大きな影響を及ぼすという考えが若干増えている。担当パートナーレベルにおいても、小さな影響しかないという回答と影響はないという回答がほとんどではあるが、強制的ローテーションが導入された方が、誘因が独立性に中程度の影響を及ぼすという考えが若干減っている。ただ、強制的ローテーションが導入された場合でも、法人レベル、パートナーレベルともに回答の傾向はほとんど同じである。

設問16の結果は、法人レベルでは、大きな影響があるという回答が一番多く、影響はないという回答がそれに続くが、回答の傾向は強制的ローテーションの導入によつてもほとんど同じである。担当パートナーレベルでも、大きな影響があるという回答が一番多く、影響はないという回答がそれに続くが、回答の傾向は強制的ローテーションの導入によつても変わらない。

設問17の結果は、影響はないという回答が最も多く、小さな影響しかないという回答

がそれに続いている。この2つで7割強を占めている。

設問18の結果は、ローテーションが導入されても影響はないという回答が最も多く、次に小さな影響しかないという回答、その次に中程度の影響を及ぼすという回答が続いている。

設問19の結果は、市場関係者に対しては、変わらないと考えている監査事務所が最も多く、若干向上するという回答がそれに続き、この2つの回答がほとんどである。機関投資家に対しても、変わらないという回答が最も多く、若干向上するという回答がそれに続き、この2つの回答がほとんどである。個人投資家についても、変わらないという回答が最も多く、若干向上するという回答がそれに続き、この2つの回答がほとんどである。

設問20の結果は「赤信号」とは捉えられない可能性が高いという回答がほとんどであったが、これまで同様に「赤信号」と捉えられる可能性が若干あるという回答がそれに続いている。

設問21の結果は、「赤信号」として捉えられるとする回答が最も多かったものの、「赤信号」として捉えられない可能性が高いという回答がそれに続いている。

(小俣光文)

## D 監査の品質及び監査の機能不全

品質の高い監査とは、GAAS（一般に認められた監査基準）に準拠して実施される上場企業の財務諸表監査が、監査済財務諸表や関連する開示はGAAPに準拠して表示され、誤謬あるいは不正であれ、重要な虚偽表示がないことについての合理的な保証を提供する場合をいいます。

**質問23** 監査法人のローテーションの下で、監査人の在任期間の期限が近づくにつれて、貴法人は、知識および経験が豊富な監査の人員を、現在の監査業務から他の業務に転属させ、他のクライアントを獲得あるいは維持したりする能力を向上させようとする可能性はどの程度ありますか。

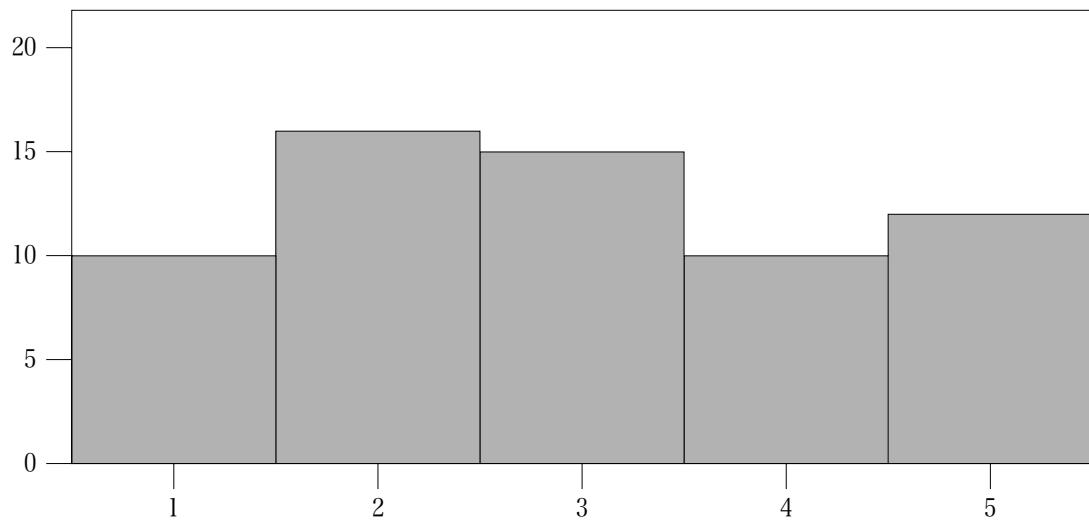
1. かなり可能性がある
2. やや可能性がある
3. どちらでもない
4. あまり可能性はない
5. ほとんど可能性はない

**質問23** で、3, 4または5とお答えの場合には、**質問25** にお進み下さい。

集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
かなり可能性がある	10	15.9%
やや可能性がある	16	25.4%
どちらでもない	15	23.8%
あまり可能性はない	10	15.9%
ほとんど可能性はない	12	19.0%
合 計	63	100.0%

質問23に関するヒストグラム



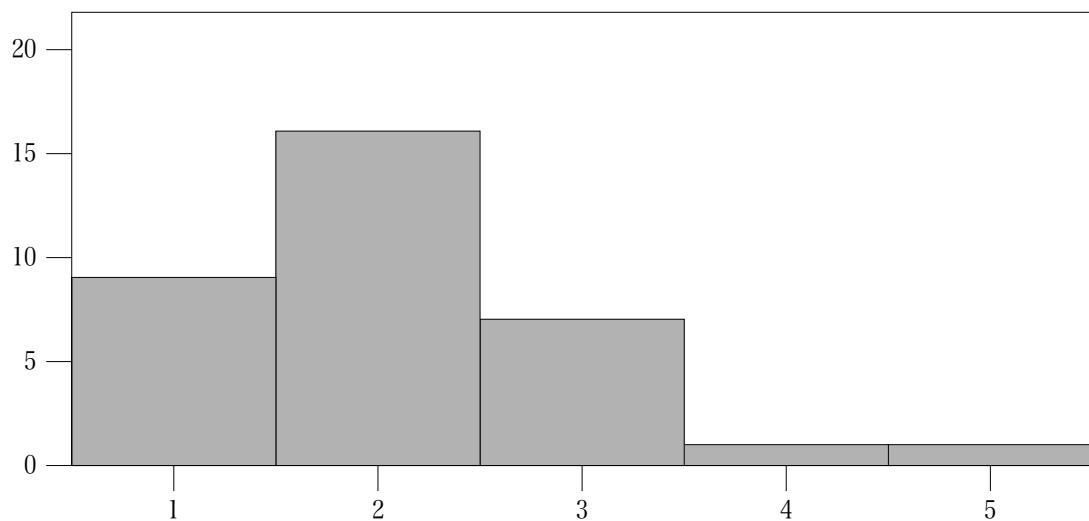
**質問24** 監査法人の強制的な交替のもとで、貴法人が、知識および経験が豊富な監査の人員を、現在の監査業務から将来的なクライアントの獲得や維持にかかる事務所の能力向上させるその他の業務に転属させる場合、そのことは現在の監査業務における監査の機能不全のリスクにどのような影響を及ぼしますか。

1. かなりリスクを増加させる
2. ややリスクを増加させる
3. リスクに変化はない
4. ややリスクを減少させる
5. ほとんどリスクを減少させない

集計結果

選択項目	回答数	割合
かなりリスクを増加させる	9	26.5%
ややリスクを増加させる	16	47.1%
リスクに変化はない	7	20.6%
ややリスクを減少させる	1	2.9%
ほとんどリスクを減少させない	1	2.9%
合計	34	100.0%

質問24に関するヒストグラム



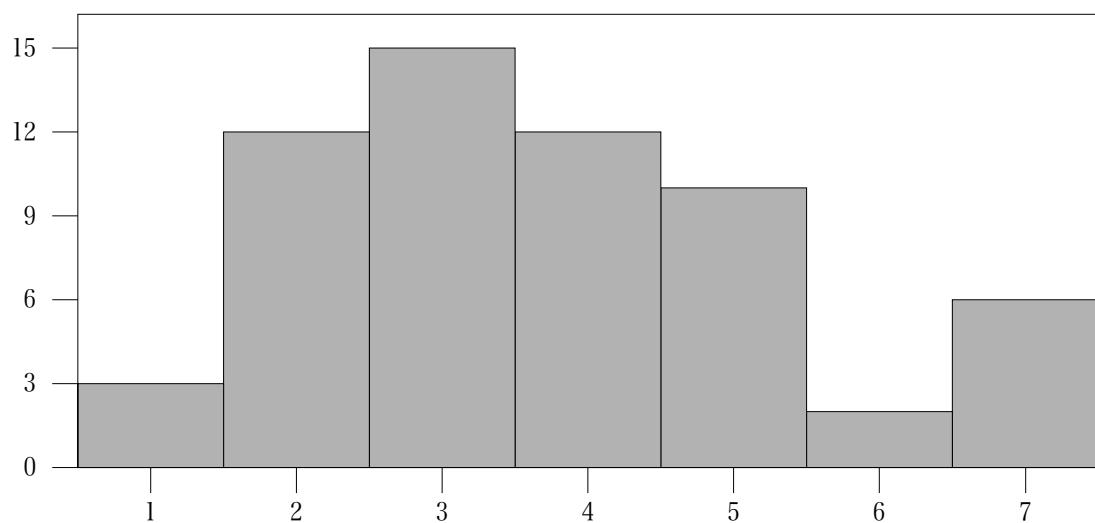
**質問25** 直近の会計年度において、貴法人が関与している上場企業に関与している平均期間は何年と見積もられますか。

1. 0年
2. 1—5年
3. 6—10年
4. 11—15年
5. 16—20年
6. 21—25年
7. 25年超

集計結果

選択項目	回答数	割合
0年	3	5.0%
1—5年	12	20.0%
6—10年	15	25.0%
11—15年	12	20.0%
16—20年	10	16.7%
21—25年	2	3.3%
25年超	6	10.0%
合計	60	100.0%

質問25に関するヒストグラム



質問26 貴法人の担当する上場企業のうち、25年超にわたって関与している企業はおよそ何社ありますか。

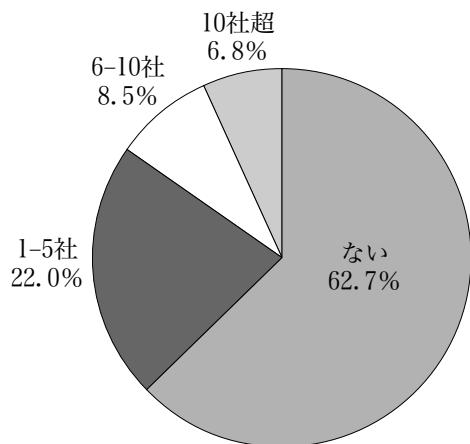
1. ない
2. 1—5社
3. 6—10社
4. 10社超

4とお答えの場合には具体的な数値をお答え下さい。 \_\_\_\_\_ 社

集計結果

選択項目	回答数	割合
ない	37	62.7%
1—5社	13	22.0%
6—10社	5	8.5%
10社超	4	6.8%
合計	59	100.0%

質問26に関する円グラフ



質問27 監査法人のローテーションは、貴法人の上場企業のクライアントに対する将来の監査人の平均在任期間をどのように変化させると思いますか。

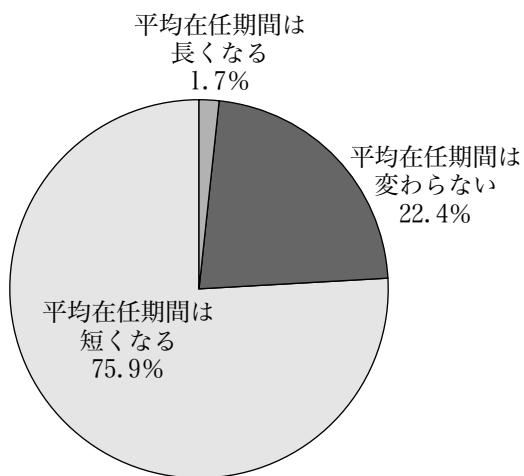
1. 監査人の平均在任期間が長くなると思う
2. 監査人の平均在任期間は変わらないと思う
3. 監査人の平均在任期間は短くなると思う

質問27 で、1または2とお答えの場合には、質問29 にお進み下さい。

集計結果

選 抹 項 目	回答数	割 合
監査人の平均在任期間が長くなると思う	1	1.7%
監査人の平均在任期間は変わらないと思う	13	22.4%
監査人の平均在任期間は短くなると思う	44	75.9%
合 計	58	100.0%

質問27に関する円グラフ



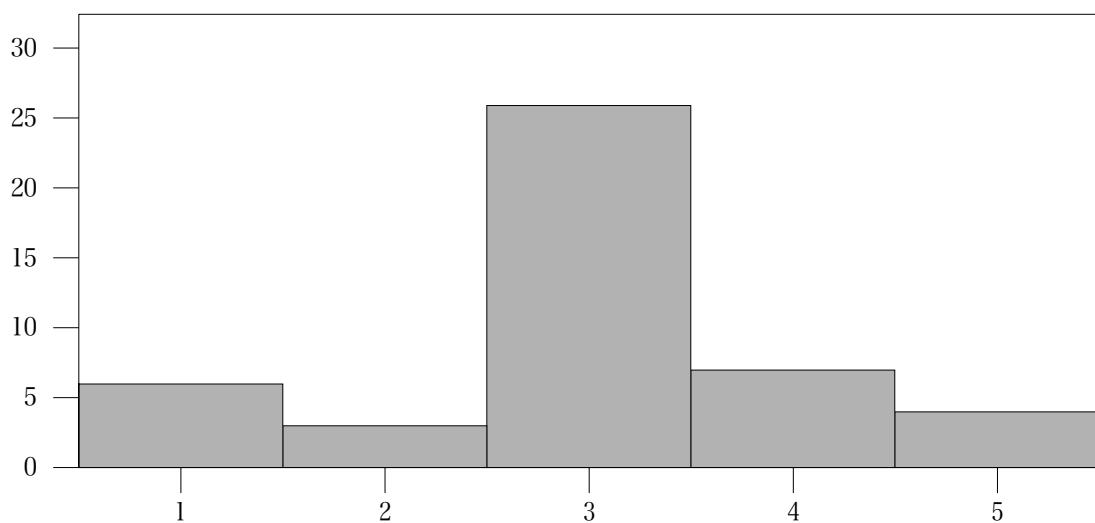
質問28 監査法人のローテーションのもとでの監査人の平均在任期間の短縮によって、貴法人ではクライアントの業務や財務報告実務について理解し、有効な監査上の手続やツールを考案するために必要となる資源の投入に関する動機に対してどのような影響があるとお考えですか。

1. 動機はかなり減少する
2. 動機はやや減少する
3. 動機に変化はない
4. 動機はやや増加する
5. 動機はかなり増加する

集計結果

選択項目	回答数	割合
動機はかなり減少する	6	13.0%
動機はやや減少する	3	6.5%
動機に変化はない	26	56.5%
動機はやや増加する	7	15.2%
動機はかなり増加する	4	8.7%
合計	46	100.0%

質問28に関するヒストグラム



以下の4つの質問について、賛成または反対の程度についてお答え下さい。

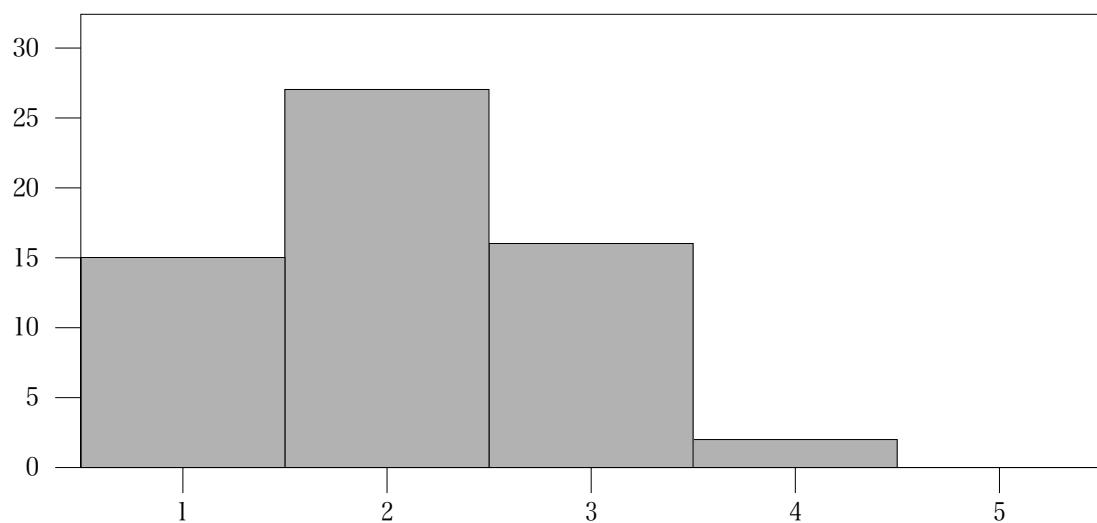
**質問29** 監査の機能不全のリスクは、新たな監査法人が、新たなクライアントの業務および財務報告実務に対する深い理解を十分に得られていない監査人の在任期間の初めの数年間に高くなる。

1. まったくそう思う
2. そう思う
3. どちらともいえない
4. そう思わない
5. まったくそう思わない

集計結果

選択項目	回答数	割合
まったくそう思う	15	25.0%
そう思う	27	45.0%
どちらともいえない	16	26.7%
そう思わない	2	3.3%
まったくそう思わない	0	0
合計	60	100.0%

質問29に関するヒストグラム



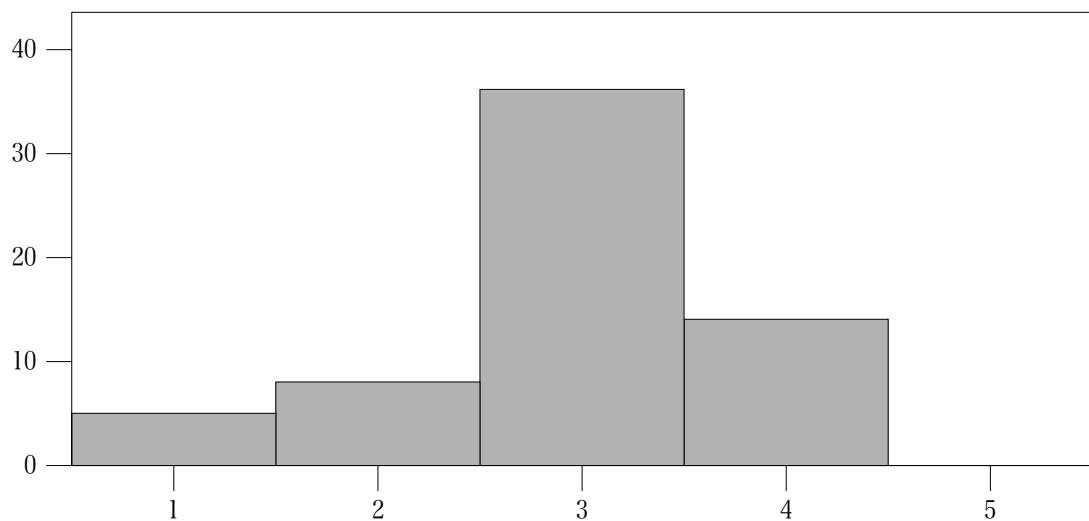
**質問30** 監査の機能不全のリスクが、監査人の在任期間の初めの数年間に高くなるのは、新たな監査法人が、クライアントの経営者によって提供された情報をかなり信頼する傾向にあるためである。

1. まったくそう思う
2. そう思う
3. どちらともいえない
4. そう思わない
5. まったくそう思わない

集計結果

選択項目	回答数	割合
まったくそう思う	5	7.9%
そう思う	8	12.7%
どちらともいえない	36	57.1%
そう思わない	14	22.2%
まったくそう思わない	0	0
合計	63	100.0%

質問30に関するヒストグラム



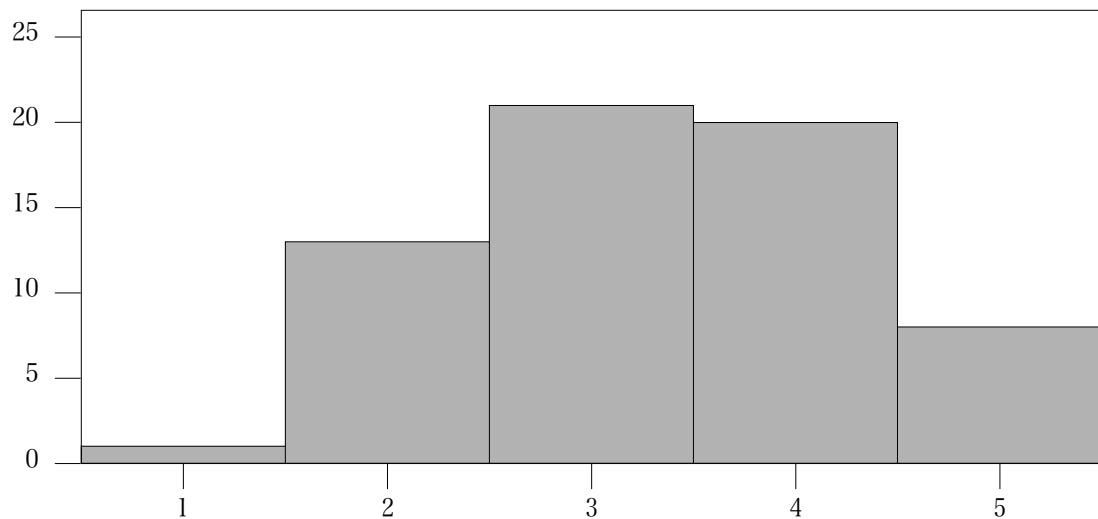
**質問31** 監査の機能不全のリスクは、監査人の在任期間が監査法人とクライアントの経営者との長期にわたる契約によって得られる「快適な水準」(クライアントの経営者との親密性や当該クライアントとの契約を維持したいという考え方)によって長期化することにより、増加する。

1. まったくそう思う
2. そう思う
3. どちらともいえない
4. そう思わない
5. まったくそう思わない

集計結果

選択項目	回答数	割合
まったくそう思う	1	1.6%
そう思う	13	20.6%
どちらともいえない	21	33.3%
そう思わない	20	31.7%
まったくそう思わない	8	12.7%
合計	63	100.0%

質問31に関するヒストグラム



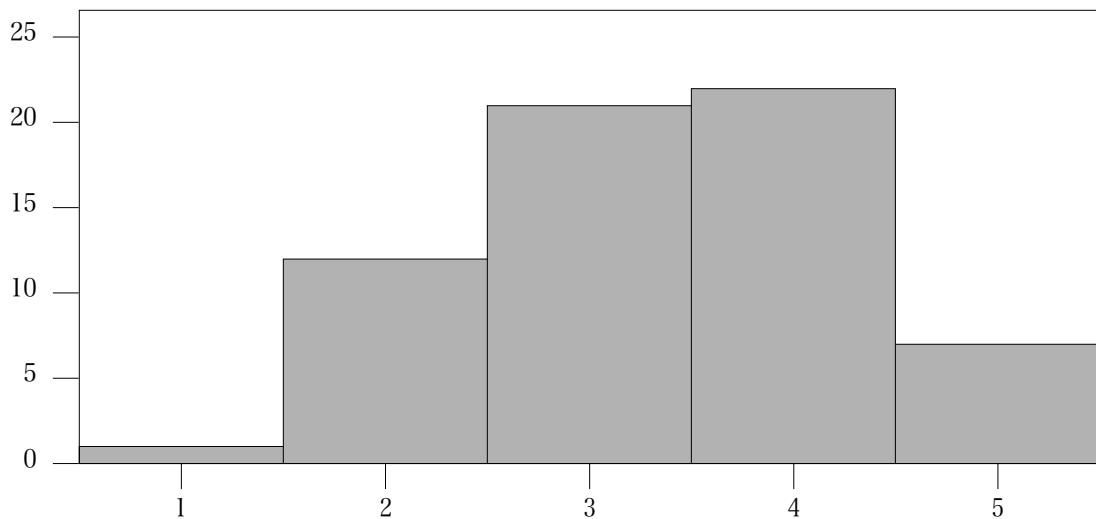
**質問32** 監査の機能不全のリスクは、監査人の在任期間が、クライアントの経営者が監査人の手法や手続に慣れ過ぎてしまったことで長期化することにより、増加する。

1. まったくそう思う
2. そう思う
3. どちらともいえない
4. そう思わない
5. まったくそう思わない

集計結果

選択項目	回答数	割合
まったくそう思う	1	1.6%
そう思う	12	19.0%
どちらともいえない	21	33.3%
そう思わない	22	34.9%
まったくそう思わない	7	11.1%
合計	63	100.0%

質問32に関するヒストグラム



**質問33** 監査法人のローテーションと監査の品質及び監査の機能不全に関して、何かコメントがございましたら、ご自由にお書き下さい。これ以外の問題について、お書き下さいって結構です。

---

---

---

---

---

---

回答：

- (1) ・中小の場合、ローテーション期間の終了で監査契約が無くなるリスクの他に、ローテーション期間内においても契約を変更されるリスクが生ずるため、より経営不安が生じ、経営者に迎合する事態が生じるかも知れない。
- (2) 質問22的回答と同じ。企業から監査報酬をもらっていること自体が問題の根源である。  
(ローテーション自体は独立性とは関係ない。むしろ被監査会社から報酬をもらう制度が独立性の観点からは問題である。SECなどの第三機関に上場企業が資金を出し、SECなどが、監査法人を企業に割り振り報酬を支払うべきである。企業と監査法人が契約により報酬を授受すること自体、F/S利用者は独立性に疑義を抱くはずである。)
- (3) 監査人の倫理の問題であって、どの様に定めても駄目なものは駄目であり、淘汰されるのを待つ以外ない

- (4) 現在の連結決算を中心とした監査では、連結子会社、持分法適用会社も含めて国内外の大多数の会社がローテーションすることとなるが、監査対象会社は公開会社の50億以上と考えられ、それらの会社も含めてローテーションすれば機能不全になるのは目に見えており、実現は困難と思う。現在もローテーション出来ない主原因である。
- (5) 監査の技能不全はローテーションの問題もあるが、会社側の意識不足、内部報酬制度の向上にかけるコストUPに対する拒否反応がより高いものと思う。
- (6) ローテーションは監査の機能不全を促すと思います。極めて形式的な表面的な深度のない監査を促すだけです。
- (7) 監査法人のローテーション制が導入されれば、監査法人を維持する為に絶えず営業活動に人を配置せざるを得ず、新規クライアントの獲得活動が日常化する可能性がある。監査法人内部で監査業務に対する評価より業務活動の成果ー新規クライアントの獲得ーを評価する傾向が強まるおそれがある。その結果、監査の機能不全のリスクが増大するのではないかと危惧している。
- (8) 監査法人のローテーションはクライアントの業務および財務報告に対する深い理解について欠陥させることになる。初めの数年間は追加的な監査時間が必要となる。
- (9) 監査法人のローテーションは監査の品質を大幅に低下させ、監査の機能不全リスクを大幅に拡大させる。そのため百害あって一利なしと考える。
- (10) ローテーションの実施は、監査の品質低下につながるもので、自由競争、自由契約のもとに行えば、監査機能の不全化は火を見るよりも明らかである。

### 「質問23から33までのコメント」

#### 3—3 監査の品質および監査の機能不全

##### (1) 質問の趣旨および概要

本節は、監査の品質および監査の機能不全に関する質問項目である。

監査の品質とは、適切な事実および状況に関する知識をもった合理的な第三者が、監査人（監査事務所）が行った監査の結果を、監査人（監査事務所）が、「一般に公正妥当と認められる監査の基準」の範囲内で、①財務諸表に重要な虚偽表示が存在しないよう、適切な調整や関連するディスクロージャーを行うこと、あるいはその他の修正を行うこと、②財務諸表に適切な修正や調整が行われない場合には監査意見を修正すること、③万一、保証を付与することができないような場合には、企業の監査人（監査事務所）を辞職し、その辞職の理由を明らかにすること、によって、重要な虚偽表示に適切に対応していると結論づける状況をいう。

他方、監査の機能不全とは、誤謬や不正による重要な虚偽表示が含まれた財務諸表の監査にあたって、適切な事実および状況に関する知識をもった合理的な第三者が、監査は「一般に公正妥当と認められる監査の基準」に準拠して実施されず、その結果として、監査人（監査事務所）が、上記①～③によって、重要な虚偽表示に適切に対応すること

ができないと結論づける状況をいう。

一般に、監査事務所のローテーションに賛成する者は、監査人（監査事務所）の在任期間が長くなれば、監査人（監査事務所）と被監査企業との間に馴れ合いが生じ、監査人（監査事務所）が重要な虚偽表示に適切に対応することができなくなり監査の品質が低下するという懸念を、監査事務所のローテーションによって払拭できると考えている。他方、監査事務所のローテーションに反対する者は、監査事務所のローテーションによって、前任の監査人（監査事務所）が長年にわたって蓄積してきた被監査企業に対する知識や経験が切断され、また新任の監査人（監査事務所）が被監査企業に関する必要な知識を得るには一定の時間がかかるために、交代後の初めの数年間に監査の機能不全のリスクが高まると考えている。

そこで本節では、監査事務所が、監査事務所のローテーションに伴う監査の品質に関する問題について、どのように考えているのかを把握するために、**質問23** から**質問32**（**質問33** は自由記述部分）にかけて質問を行った。まず、**質問23** および**質問24** は、監査事務所のローテーションが監査の人員の配置にどのような影響を及ぼすかに関する質問である。次に、**質問25** および**質問26** は、監査事務所の在任期間についての質問である。続いて、**質問27** および**質問28** は、監査事務所のローテーションが監査事務所の監査上の手続やツールに対する投資にどのような影響を及ぼすかについての質問である。最後に、**質問29** から**質問32** は、監査人（監査事務所）の在任期間の長さが監査の機能不全のリスクにどのような影響を及ぼすかに関する質問である。

## (2) 回答の傾向および特徴

まず、監査事務所のローテーションが監査の人員の配置にどのような影響を及ぼすかに関する質問の回答をみていく。**質問23** 「監査法人のローテーションの下で、監査人の在任期間の期限が近づくにつれて、貴法人は、知識および経験が豊富な監査の人員を、現在の監査業務から他の業務に転属させ、他のクライアントを獲得あるいは維持したりする能力を向上させようとする可能性はどの程度ありますか」という質問項目に対し、「かなり可能性がある」（15.9%）および「やや可能性がある」（25.4%）の計41.3%が、可能性があると指摘し、反対に、「あまり可能性はない」（15.9%）および「ほとんど可能性はない」（19.0%）の計34.9%が可能性はないと指摘し、意見が分かれた。そして、**質問23** で可能性があると回答した監査事務所のうち、**質問24** 「監査法人の強制的な交替のもとで、貴法人が、知識および経験が豊富な監査の人員を、現在の監査業務から将来的なクライアントの獲得や維持にかかる事務所の能力を向上させるその他の業務に転属させる場合、そのことは現在の監査業務における監査の機能不全のリスクにどのような影響を及ぼしますか」という質問項目では、「かなりリスクを増加させる」（26.5%）および「ややリスクを増加させる」（47.1%）の計73.6%が、リスクを増加させると指摘

した。

次に、監査事務所の在任期間についての質問の回答をみていく。〔質問25〕「直近の会計年度において、貴法人が関与している上場企業に関与している平均期間は何年と見積もられますか」という質問項目では、「1—5年」(20.0%)、「6—10年」(25.0%)、「11—15年」(20.0%)、「16—20年」(16.7%)という期間に回答が集中した。また、「25年超」と回答した監査事務所は、10.0%であった。また、〔質問26〕「貴法人の担当する上場企業のうち、25年超にわたって関与している企業はおよそ何社ありますか」という質問項目に対し、62.7%と多くの監査事務所が、「ない」と回答した。

続いて、監査事務所のローテーションが監査事務所の監査上の手続やツールに対する投資にどのような影響を及ぼすかについての質問の回答をみていく。〔質問27〕「監査法人のローテーションは、貴法人の上場企業のクライアントに対する将来の監査人の平均在任期間をどのように変化させると思いますか」という質問項目では、75.8%が監査人の平均在任期間は短くなると予想した。そして、〔質問27〕で監査人の平均在任期間が短くなると回答した監査事務所のうち、〔質問28〕「監査法人のローテーションの下での監査人の平均在任期間の短縮によって、貴法人ではクライアントの業務や財務報告実務について理解し、有効な監査上の手続やツールを考案するために必要となる資源の投入に関する動機に対してどのような影響があるとお考えですか」という質問項目に対し、56.5%が、「動機に変化はない」と回答した。残りの監査事務所のうち、「動機はかなり減少する」(13.0%)および「動機はやや減少する」(6.5%)の計19.5%，反対に「動機はやや増加する」(15.2%)および「動機はかなり増加する」(8.7%)の計23.9%と、動機は減少すると増加するという意見が概ね同率で分かれた。

最後に、監査人（監査事務所）の在任期間の長さが監査の機能不全のリスクにどのような影響を及ぼすかに関する質問の回答をみていく。まず、〔質問29〕「監査の機能不全のリスクは、新たな監査法人が、新たなクライアントの業務および財務報告実務に対する深い理解を十分に得られていない監査人の在任期間の初めの数年間に高くなる」という質問項目では、「まったくそう思う」(25.0%)および「そう思う」(45.0%)の計70.0%が、高くなると指摘した。次に、〔質問30〕「監査の機能不全のリスクが、監査人の在任期間の初めの数年間に高くなるのは、新たな監査法人が、クライアントの経営者によって提供された情報をかなり信頼する傾向にあるためである」という質問項目に対し、57.1%が、「どちらともいえない」と回答した。残りの監査事務所のうち、「まったくそう思う」(7.9%)および「そう思う」(12.7%)の計20.6%，反対に、「そう思わない」(22.2%)および「まったくそう思わない」(0%)の計22.2%と、そう思うとそう思わないという意見が概ね同率で分かれた。続いて、〔質問31〕「監査の機能不全のリスクは、監査人の在任期間が監査法人とクライアントの経営者との長期にわたる契約によって得られる「快適な水準」（クライアントの経営者との親密性や当該クライアントとの契約を維持したいという考え方）によって長期化することにより、増加する」という質問項目に対し、

「そう思わない」(31.7%) および「まったくそう思わない」(12.7%) の計44.4%が、増加しないと指摘した。反対に、「まったくそう思う」(1.6%) および「そう思う」(20.6%) の計22.2%が、増加すると回答した。さらに、**質問32** 「監査の機能不全のリスクは、監査人の在任期間が、クライアントの経営者が監査人の手法や手続に慣れ過ぎてしまつたことで長期化することにより、増加する」という質問項目では、「そう思わない」(34.9%) および「まったくそう思わない」(11.1%) の計46.0%が、増加しないと指摘した。反対に、「まったくそう思う」(1.6%) および「そう思う」(19.0%) の計20.6%が、増加すると回答した。

### アンケート調査結果の日米比較分析

本調査における**質問23** から**質問32** (**質問33** は自由記述部分)までの質問項目は、アメリカGAO調査報告書(GAO—04—217)における質問30から質問39(質問40は自由記述部分)(pp.22-25)にそれぞれ対応している。

まず、監査事務所のローテーションが監査の人員の配置にどのような影響を及ぼすかに関する質問的回答をみていくと、**質問23** で尋ねた「監査法人のローテーションの下で、監査人の在任期間の期限が近づくにつれて、貴法人は、知識および経験が豊富な監査の人員を、現在の監査業務から他の業務に転属させ、他のクライアントを獲得あるいは維持したりする能力を向上させようとする可能性はどの程度ありますか」という質問項目に対し、日本では「かなり可能性がある」(15.9%) および「やや可能性がある」(25.4%) の計41.3%，アメリカではそれぞれ(13%) および(46%) の計59%が、可能性があると指摘した。反対に、日本では「あまり可能性はない」(15.9%) および「ほとんど可能性はない」(19.0%) の計34.9%，アメリカではそれぞれ(7%) および(6%) の計13%が可能性はないと指摘した。これらのことから、アメリカの方が、監査事務所のローテーションの下で、他のクライアントとの契約を当該事務所が獲得または維持する能力を高めるために、知識および経験が豊富な監査の人員を他の業務に配置替えする可能性があると考える傾向にあった。なお、上記で可能性があると回答した監査事務所のうち、**質問24** で尋ねた「監査法人の強制的な交替のもとで、貴法人が、知識および経験が豊富な監査の人員を、現在の監査業務から将来的なクライアントの獲得や維持にかかる事務所の能力を向上させるその他の業務に転属させる場合、そのことは現在の監査業務における監査の機能不全のリスクにどのような影響を及ぼしますか」という質問項目に対し、日本では「かなりリスクを増加させる」(26.5%) および「ややリスクを増加させる」(47.1%) の計73.6%，アメリカではそれぞれ(14%) および(72%) の計86%が、リスクを増加させると回答し、この点では概ね同じように考えていた。

次に、監査事務所の在任期間についての質問的回答をみていくと、**質問25** で尋ねた「直近の会計年度において、貴法人が関与している上場企業に関与している平均期間は何年と見積もられますか」という質問項目に対し、日本では「1—5年」(20.0%)、「6—10

年」(25.0%), 「11—15年」(20.0%), 「16—20年」(16.7%) という期間に回答が分散した。また、日本では「25年超」と回答した監査事務所は、10.0%であった。他方、アメリカでは、「1—5年」(41%), 「6—10年」(46%) という期間に回答が集中した。なお、アメリカでは「11—15年」は12%, 「16—20」は1%, 「21—25年」および「25年以上」はともに0%であった。また、**質問26** で尋ねた「貴法人の担当する上場企業のうち、25年超にわたって関与している企業はおよそ何社ありますか」という質問項目に対し、「ない」と回答したのは、日本では62.7%, アメリカでは79%であり、若干の差がみられた。

続いて、監査事務所のローテーションが監査事務所の監査上の手続やツールに対する投資にどのような影響を及ぼすかについての質問の回答をみていくと、**質問27** で尋ねた「監査法人のローテーションは、貴法人の上場企業のクライアントに対する将来の監査人の平均在任期間をどのように変化させると思いますか」という質問項目に対し、日本では75.8%, アメリカでは76%が、監査人の平均在任期間は短くなると予想し、同じ予想であった。そして、監査人の平均在任期間が短くなると回答した監査事務所のうち、**質問28** で尋ねた「監査法人のローテーションの下での監査人の平均在任期間の短縮によって、貴法人ではクライアントの業務や財務報告実務について理解し、有効な監査上の手続やツールを考案するために必要となる資源の投入に関する動機に対してどのような影響があるとお考えですか」という質問項目に対し、日本では56.5%, アメリカでは62%が、「動機に変化はない」と回答し、ほぼ同じような考え方を示した。それ以外の回答では、日本では「動機はかなり減少する」(13.0%) および「動機はやや減少する」(6.5%) の計19.5%であったのに対し、アメリカではそれぞれ(11%) および(25%) の計36%が動機は減少すると回答した。反対に、日本では「動機はやや増加する」(15.2%) および「動機はかなり増加する」(8.7%) の計23.9%が増加すると回答したのに対し、アメリカではそれぞれ(2%) および(0%) の計2%に過ぎなかった。それ以外の回答をみると、アメリカの方が、監査事務所のローテーションの下で、有効な監査上の手続やツールに投資する動機は減少すると考える傾向にあった。

最後に、監査人（監査事務所）の在任期間の長さが監査の機能不全のリスクにどのような影響を及ぼすかに関する質問の回答をみていくと、まず、**質問29** で尋ねた「監査の機能不全のリスクは、新たな監査法人が、新たなクライアントの業務および財務報告実務に対する深い理解を十分に得られていない監査人の在任期間の初めの数年間に高くなる」という質問項目に対し、日本では「まったくそう思う」(25.0%) および「そう思う」(45.0%) の計70.0%, アメリカではそれぞれ(34%) および(45%) の計79%が高くなると回答し、この点に関してほぼ同じ懸念を示した。そして、**質問30** で尋ねた「監査の機能不全のリスクが、監査人の在任期間の初めの数年間に高くなるのは、新たな監査法人が、クライアントの経営者によって提供された情報をかなり信頼する傾向にあるためである」という質問項目に対する回答では、日本では「そう思わない」(22.2%) および「まったくそう思わない」(0%) の計22.2%であったのに対し、アメリカではそれぞれ(39%) および(10%)

の計49%と半数近くもあり、アメリカの方がそう思わないと考える傾向にあった。なお、「どちらともいえない」という回答が、アメリカでは23%であったのに対し、日本では57.1%と多かった。また、**質問31**で尋ねた「監査の機能不全のリスクは、監査人の在任期間が監査法人とクライアントの経営者との長期にわたる契約によって得られる「快適な水準」(クライアントの経営者との親密性や当該クライアントとの契約を維持したいという考え方)によって長期化することにより、増加する」という質問項目に対する回答では、日本では「そう思わない」(31.7%) および「まったくそう思わない」(12.7%) の計44.4%であったのに対し、アメリカではそれぞれ(39%) および(30%) の計69%と多く、アメリカの方が増加しないと考える傾向にあった。反対に、アメリカでは「まったくそう思う」(1%) および「そう思う」(13%) の計14%であったのに対し、日本ではそれぞれ(1.6%) および(20.6%) の計22.2%と、日本の方が増加するという回答が若干多かった。さらに、**質問32**で尋ねた「監査の機能不全のリスクは、監査人の在任期間が、クライアントの経営者が監査人の手法や手続に慣れ過ぎてしまったことで長期化することにより、増加する」という質問項目に対する回答では、日本では「そう思わない」(34.9%) および「まったくそう思わない」(11.1%) の計46.0%，アメリカではそれぞれ(31%) および(19%) の計50%と、ともに約半数の監査事務所が、増加しないと考えていた。

以上のように、本節の質問項目については、日本もアメリカもともに概ね同じ調査結果であったが、いくつかの回答結果について日本とアメリカとの間で若干異なった傾向がみられた。

(栗濱竜一郎)

## E 監査関連コストと監査報酬

以下の質問は、監査法人の監査コストに関する内容（質問34 — 質問40）、監査報酬に関する内容（質問41 — 質問47）、新任監査法人の選定、および契約当初の初年度監査を支援するために上場企業が負担するコストに関する内容（質問48 — 質問54）から構成されています。

上場企業は、監査報酬のほかに内部コストも負担しますが、これは新任監査法人の選定にかかる選択コストと、当該法人がクライアントである上場企業の事業内容および財務報告実務を理解するのに必要な支援を行うことに関連した支援コストから構成されます。

**質問34** 監査契約の初年度は、クライアントに関する情報および知識が不足していることから、契約初年度の監査コストは2年度以降の年間監査コストを超過する。

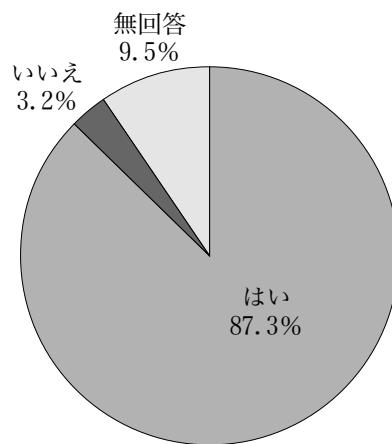
1. はい
2. いいえ
3. 無回答

2または3とお答えの場合には、**質問38** にお進み下さい。

集計結果

選択項目	回答数	割合
はい	55	87.3%
いいえ	2	3.2%
無回答	6	9.5%
合計	63	100.0%

質問34に関する円グラフ



**質問35** 上場企業の新規クライアントに対して監査を実施する場合、初年度に追加的に生じる監査コストは、2年度以降の年間監査コストと比較して、平均的にどの程度だと思われますか。

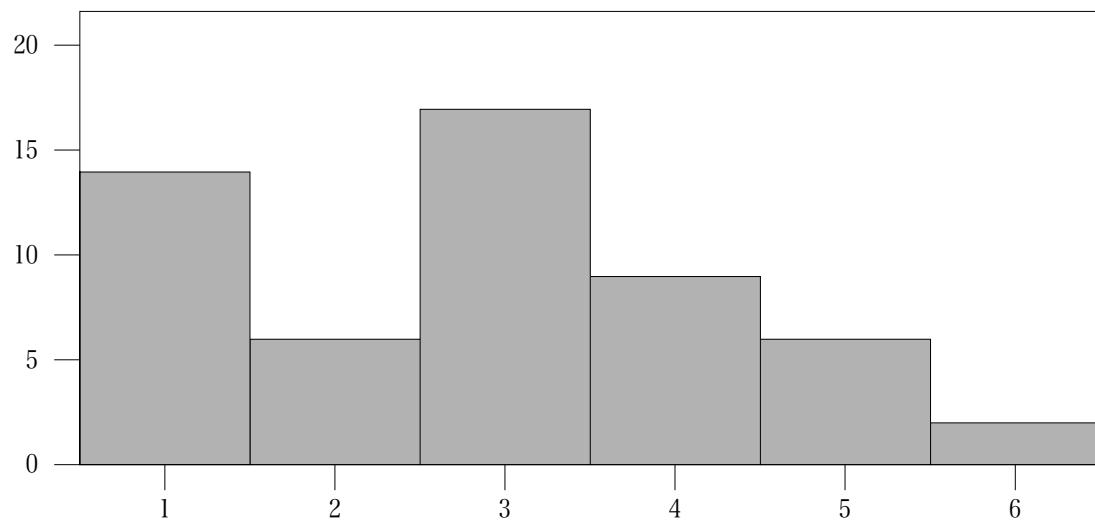
追加的年間監査コストは、

1. 2年度以降の年間監査コストの50%以上
2. 2年度以降の年間監査コストの40%以上50%未満
3. 2年度以降の年間監査コストの30%以上40%未満
4. 2年度以降の年間監査コストの20%以上30%未満
5. 2年度以降の年間監査コストの10%以上20%未満
6. 2年度以降の年間監査コストの10%未満

#### 集計結果

選択項目	回答数	割合
2年度以降の年間監査コストの50%以上	14	25.9%
2年度以降の年間監査コストの40%以上50%未満	6	11.1%
2年度以降の年間監査コストの30%以上40%未満	17	31.5%
2年度以降の年間監査コストの20%以上30%未満	9	16.7%
2年度以降の年間監査コストの10%以上20%未満	6	11.1%
2年度以降の年間監査コストの10%未満	2	3.7%
合計	54	100.0%

質問35に関するヒストグラム



以下の2つの見解について、賛成または不賛成の程度をお示し下さい。

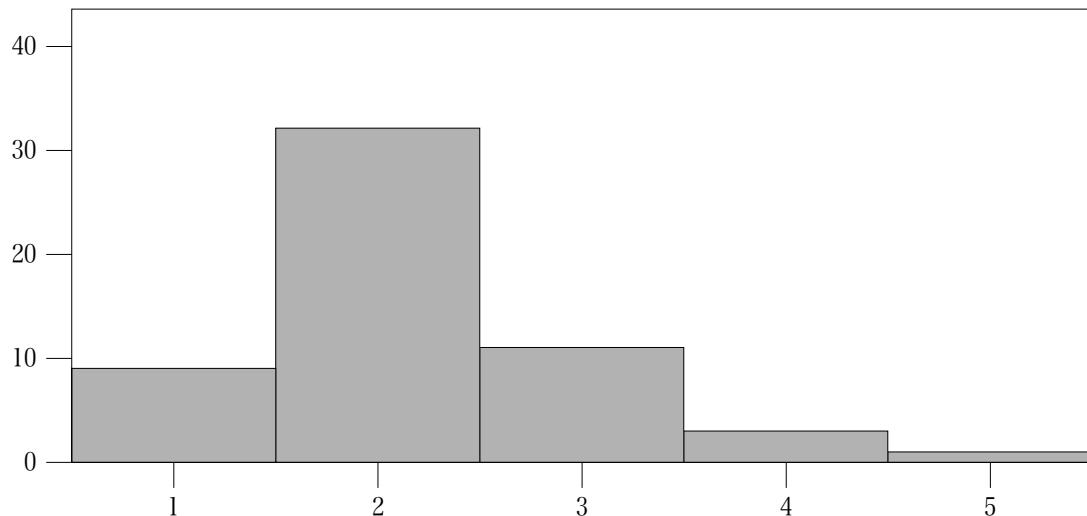
**質問36** 監査法人の変更が任意の場合、監査法人は新規クライアントとの契約を維持する意図から監査報酬を引き上げない。そのため、初年度における追加的な監査コストは監査法人が負担することになる。

1. 強くそう思う
2. 一般的にはそう思う
3. どちらともいえない
4. 一般的にはそう思わない
5. 全くそう思わない

集計結果

選 抹 項 目	回答数	割 合
強くそう思う	9	16.1%
一般的にはそう思う	32	57.1%
どちらともいえない	11	19.6%
一般的にはそう思わない	3	5.4%
全くそう思わない	1	1.8%
合 計	56	100.0%

質問36に関するヒストグラム



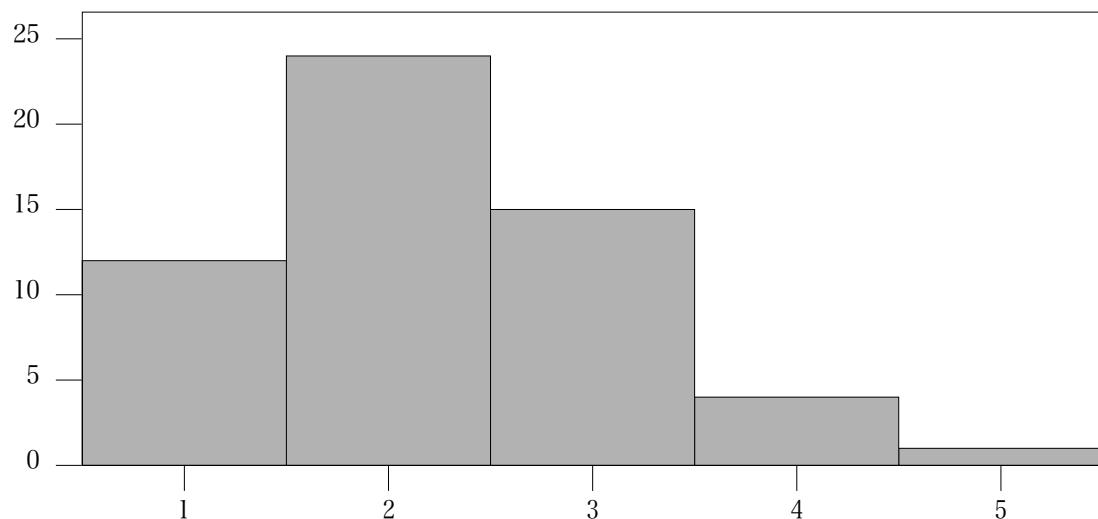
**質問37** 監査法人のローテーションが行われた場合、クライアントの事業内容および財務報告実務を十分理解するのに必要な初年度における追加的な監査コストを、限られた監査契約期間中において回収しようとする可能性が高まるため、監査コストが引き上げられる可能性が高くなる。

1. 強くそう思う
2. 一般的にはそう思う
3. どちらともいえない
4. 一般的にはそう思わない
5. 全くそう思わない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
強くそう思う	12	21.4%
一般的にはそう思う	24	42.9%
どちらともいえない	15	26.8%
一般的にはそう思わない	4	7.1%
全くそう思わない	1	1.8%
合 計	56	100.0%

質問37に関するヒストグラム



**質問38** 監査法人のローテーションが行われた場合、新規クライアント獲得のための競争が激しくなることに関連した追加的なマーケティング・コストが発生する。

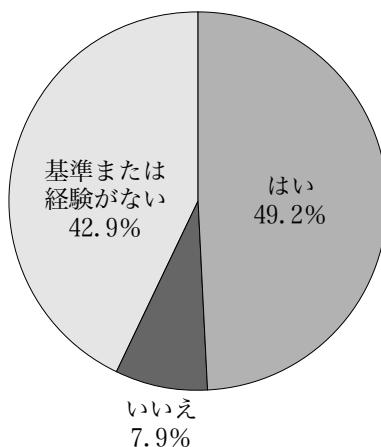
1. はい
2. いいえ
3. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

2または3とお答えの場合には、**質問48** にお進み下さい。

集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
はい	31	49.2%
いいえ	5	7.9%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	27	42.9%
合 計	63	100.0%

質問38に関する円グラフ



**質問39** 上記の **質問38** で「1. はい」と回答した方に質問します。監査法人のローテーションが行われた場合、新規クライアントの獲得競争に要する追加的マーケティング・コストは、初年度監査報酬と比較して、どの程度生じると見込まれますか。

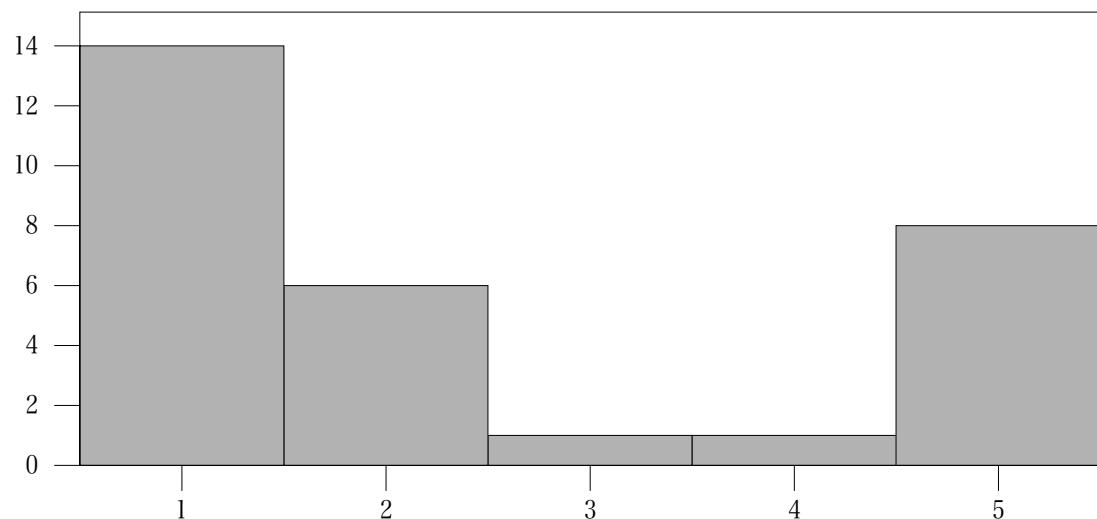
追加的マーケティング・コストは、

1. 10%以上
2. 5%以上10%未満
3. 1%以上5%未満
4. 1%未満
5. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

#### 集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
10%以上	14	46.7%
5%以上10%未満	6	20.0%
1%以上5%未満	1	3.3%
1%未満	1	3.3%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	8	26.7%
合 計	30	100.0%

質問39に関するヒストグラム



上記の **質問38** で「1. はい」と回答した方に質問します。以下の見解についての賛成または不賛成の程度をお示し下さい。

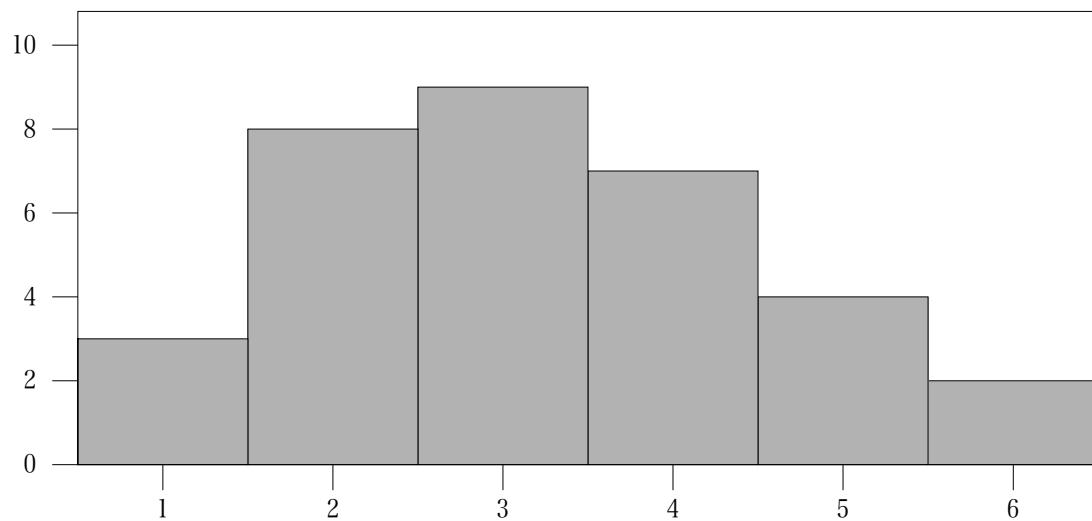
**質問40** 監査法人のローテーションが行われた場合に生じると見込まれる追加的マーケティング・コストは、監査報酬の引き上げを通じて上場企業に転嫁される。

1. 強くそう思う
2. そう思う
3. どちらともいえない
4. そう思わない
5. 全くそう思わない
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

#### 集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
強くそう思う	3	9.1%
そう思う	8	24.2%
どちらともいえない	9	27.3%
そう思わない	7	21.2%
全くそう思わない	4	12.1%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	2	6.1%
合 計	33	100.0%

質問40に関するヒストグラム



**質問41** 監査法人間でクライアントの獲得競争が激化すると仮定した場合、監査法人のローテーションが監査報酬に対して与える長期的な影響についての貴法人の見解は以下のどれですか。

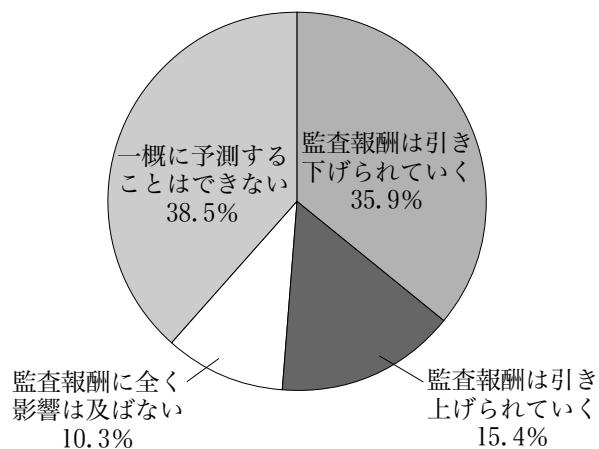
1. 長期的にみて、監査報酬は引き下げられていくと思われる
2. 長期的にみて、監査報酬は引き上げられていくと思われる
3. 長期的にみて、監査報酬に全く影響は及ばない
4. 一概に予測することはできない

2とお答えの場合には、**質問46** にお進み下さい。3または4とお答えの場合には、**質問48** にお進み下さい。

#### 集計結果

選択項目	回答数	割合
長期的にみて、監査報酬は引き下げられていくと思われる	14	35.9%
長期的にみて、監査報酬は引き上げられていくと思われる	6	15.4%
長期的にみて、監査報酬に全く影響は及ばない	4	10.3%
一概に予測することはできない	15	38.5%
合計	39	100.0%

質問41に関する円グラフ



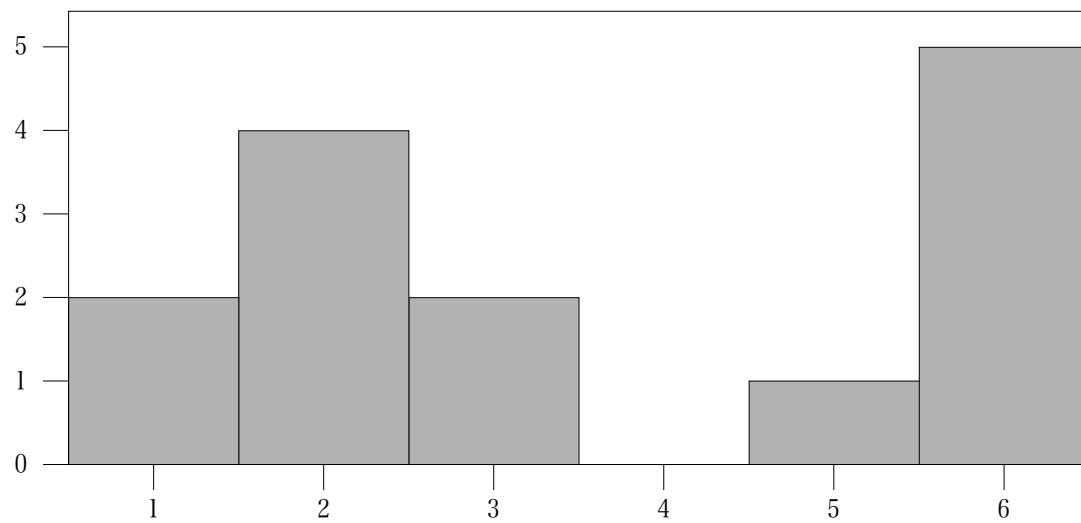
**質問42** 上記の **質問41** で1とお答えの場合に質問します。監査法人のローテーションによる競争の激化が長期的に監査報酬を引き下げると考える場合、監査報酬はどの程度低下するとお考えですか。

1. 5 %
2. 6—10%
3. 11—15%
4. 16—20%
5. 20%超
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
5 %	2	14.3%
6—10%	4	28.6%
11—15%	2	14.3%
16—20%	0	0
20%超	1	7.1%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	5	35.7%
合 計	14	100.0%

質問42に関するヒストグラム



以下の2つの見解（**質問43** および **質問44**）についての賛成または不賛成の程度をお示し下さい。

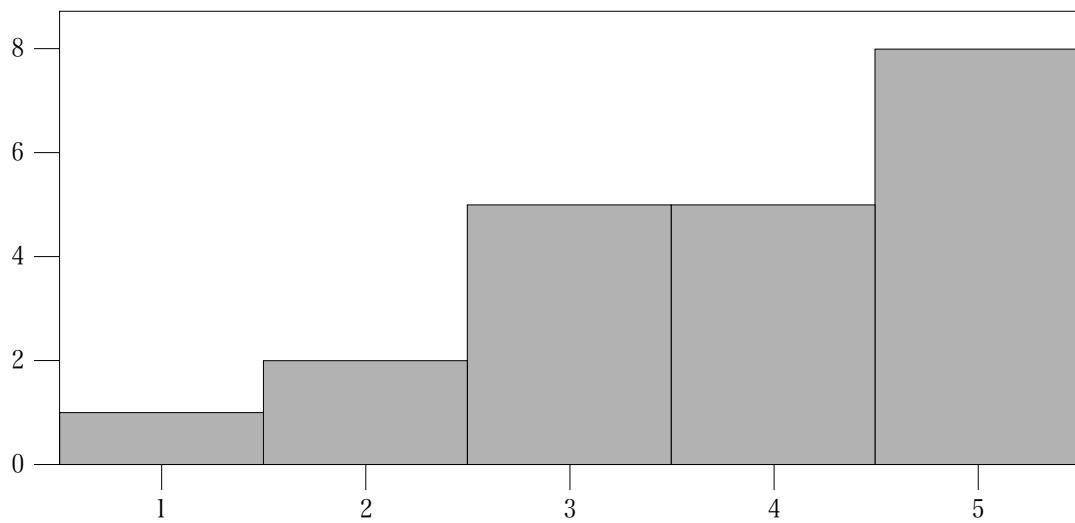
**質問43** 監査法人のローテーションによって、監査法人の競争が激化すると、監査の効率性が高まり、それに関連した監査コストも低下すると見込まれるため、監査報酬も引き下げられる。

1. 強くそう思う
2. そう思う
3. どちらともいえない
4. そう思わない
5. 全くそう思わない

集計結果

選択項目	回答数	割合
強くそう思う	1	4.8%
そう思う	2	9.5%
どちらともいえない	5	23.8%
そう思わない	5	23.8%
全くそう思わない	8	38.1%
合計	21	100.0%

質問43に関するヒストグラム



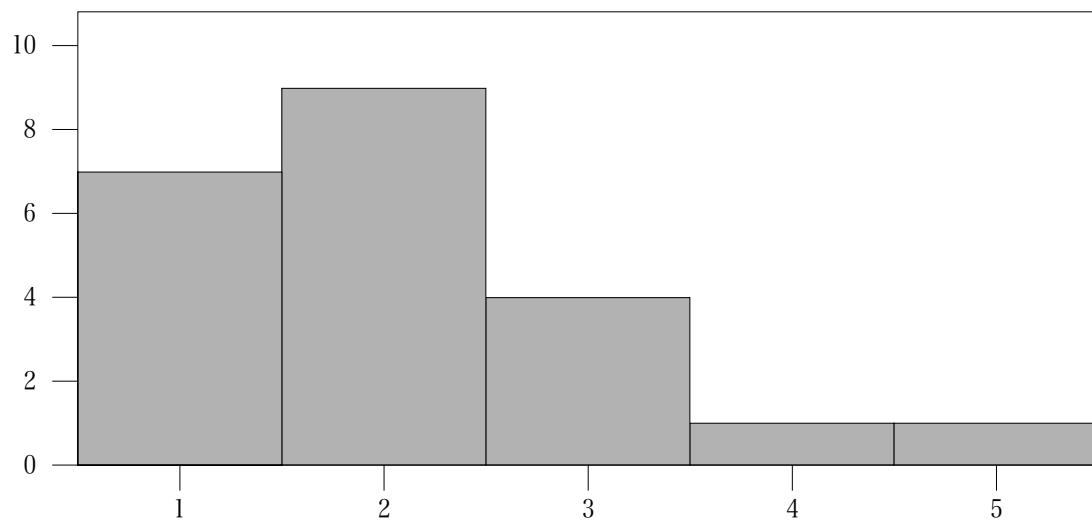
**質問44** 監査法人のローテーションによって、監査法人の競争が激化すると、監査報酬が引き下げられるため、監査法人の収益性は低下する。

1. 強くそう思う
2. そう思う
3. どちらともいえない
4. そう思わない
5. 全くそう思わない

集計結果

選択項目	回答数	割合
強くそう思う	7	31.8%
そう思う	9	40.9%
どちらともいえない	4	18.2%
そう思わない	1	4.5%
全くそう思わない	1	4.5%
合計	22	100.0%

質問44に関するヒストグラム



**質問45** 監査効率の向上、それにともなう関連監査コストの低下、監査法人の収益性低下、以外の理由により、監査報酬が引き下げられると考える場合、なぜ監査報酬が引き下げられると考えるのか、その理由をお書き下さい。

---

---

---

監査報酬の引き下げについて上記 **質問45** にお答えの場合には、次の2つの質問（**質問46** および **質問47**）は飛ばして下さい。

回答：

- (1) クライアントが競争入札により、監査報酬の安い監査法人を選定する。
- (2) 監査法人のローテーションにより、監査人より被監査会社の立場が強くなる（通常はこのための主張をするケースが多い。これは監査の実態を知らない人々の意見だから。）
- (3) 企業側の圧力（相見積etc）
- (4) 監査法人のローテーションによって、監査法人間の競争が激化するため。
- (5) 交替の時期、タイミングは監査報酬改定の動機になり、企業側は引き下げに動く可能性が高い。
- (6) 新規クライアント獲得のために営業活動を行わざるをえず、他の監査法人と競合することになれば監査報酬の価格競争になりがちである。当法人では上場会社での新規受注の経験はないが、他の監査契約（非上場商法その他）では監査報酬の多寡が監査法人決定の重要な判断基準になっており、おそらく上場会社でも同様な事態になるのではないか。
- (7) 競争入札のような形式が採られる可能性もある
- (8) 競争による監査報酬の引き下げインセンティブが働くため
- (9) 転嫁できない
- (10) 会社は常にコスト削減を意識しており監査を無駄なコストと考える傾向がある。

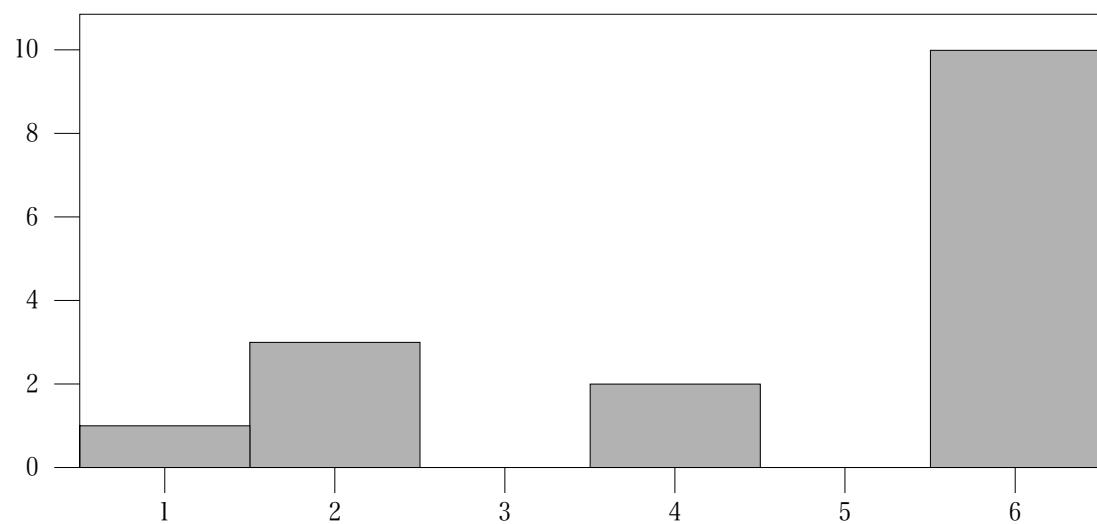
**質問46** 監査法人のローテーションが実施され、監査法人間の競争が激化すると見込まれることで監査報酬も引き上げられると考える場合、長期的にみて監査報酬の上昇はどの程度になると思われますか。

1. 1—5 %
2. 6—10%
3. 11—15%
4. 16—20%
5. 20%超
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
1—5 %	1	6.3%
6—10%	3	18.8%
11—15%	0	0
16—20%	2	12.5%
20%超	0	0
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	10	62.5%
合 計	16	100.0%

質問46に関するヒストグラム



**質問47** 監査法人のローテーションが実施され、監査法人間の競争が激化すると見込まれることに応じて長期的に監査報酬が引き上げられると考える場合、その理由をお書き下さい。

---

---

---

回答：

- (1) 新規クライアント獲得コスト、新規契約時パイロットテストのコスト等が経常的に発生し、それが監査報酬に反映されるため。
- (2) ムダなコスト（初期の基礎調査コストなど）が発生するため。交代がよければ不要なコスト
- (3) そうは思わない。
- (4) 間接コストの増大は全ての法人で共通であり、それは転嫁せざると得ないであろうと思われます。
- (5) 監査コストを下回った監査報酬では長期にわたる監査の実施は困難となり、長期的には監査報酬は引き上げられると考える。
- (6) いずれ、供給が必要を下回ることとなるその理由は、競争激化で監査業務から撤退する。（又は公認会計士志望者減少）公認会計士が減少する。
- (7) 実際の作業増加に見合う引き上げではないが、長期的には引き上げざるをえないのではないか。

**質問48** 監査法人のローテーションが実施され、監査法人間の競争によって現在担当の法人の交替が行われると、競合する監査法人の中から新任監査法人を選定するのにかかる選択コストを上場企業が負担することになるとお考えですか。

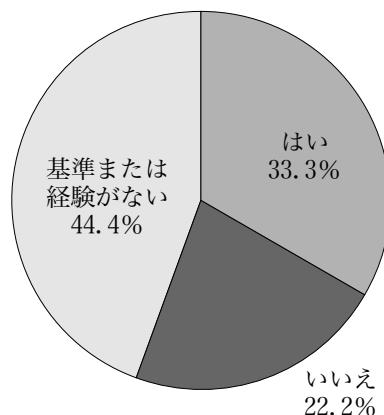
1. はい
2. いいえ
3. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

2 または 3 とお答えの場合には、**質問50** にお進み下さい。

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
はい	21	33.3%
いいえ	14	22.2%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	28	44.4%
合 計	63	100.0%

質問48に関する円グラフ



質問49　監査法人を変更した結果、上場企業が負担する選択コストの水準は、初年度における財務諸表監査の監査コストと比べて、どの程度であると思われますか。

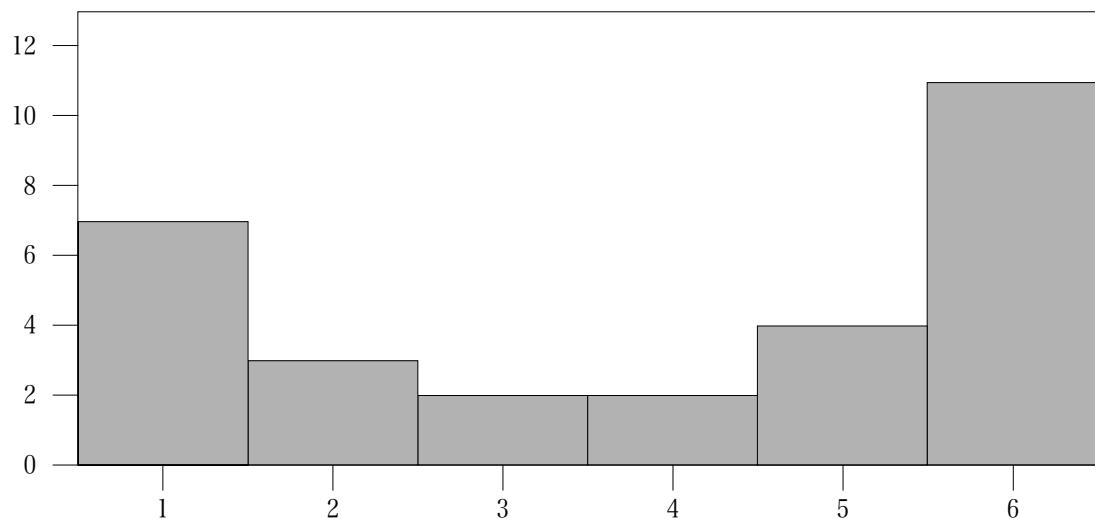
選択コストは、

1. 20%以上と思われる
2. 15%以上20%未満と思われる
3. 10%以上15%未満と思われる
4. 5%以上10%未満と思われる
5. 5%未満と思われる
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
20%以上と思われる	7	24.1%
15%以上20%未満と思われる	3	10.3%
10%以上15%未満と思われる	2	6.9%
5 %以上10%未満と思われる	2	6.9%
5 %未満と思われる	4	13.8%
いづれを選択すべきかの基準または経験がない	11	37.9%
合 計	29	100.0%

質問49に関するヒストグラム



**質問50** (任意的か強制的かを問わず) 監査法人の変更が行われると、上場企業には、新任監査法人が事業内容および財務報告実務を理解することを支援するための追加的支援コストが生じると考えますか。

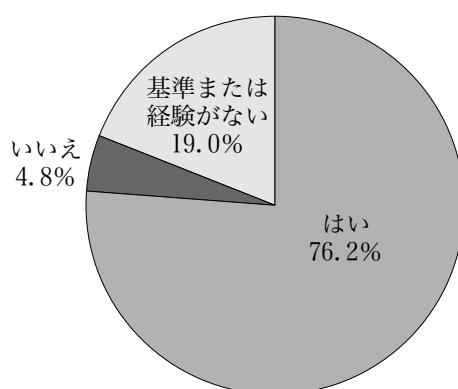
1. はい
2. いいえ
3. いづれを選択すべきかの基準または経験がない

2または3とお答えの場合には、**質問52** にお進み下さい。

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
はい	48	76.2%
いいえ	3	4.8%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	12	19.0%
合 計	63	100.0%

質問50に関する円グラフ



**質問51** 上場企業が監査法人の変更に伴い負担する初年度における追加的支援コスト（前任監査人を支援するのに必要な水準を超える内部コスト）は、初年度における財務諸表監査のコストに比べて、どの程度であると見込まれますか。

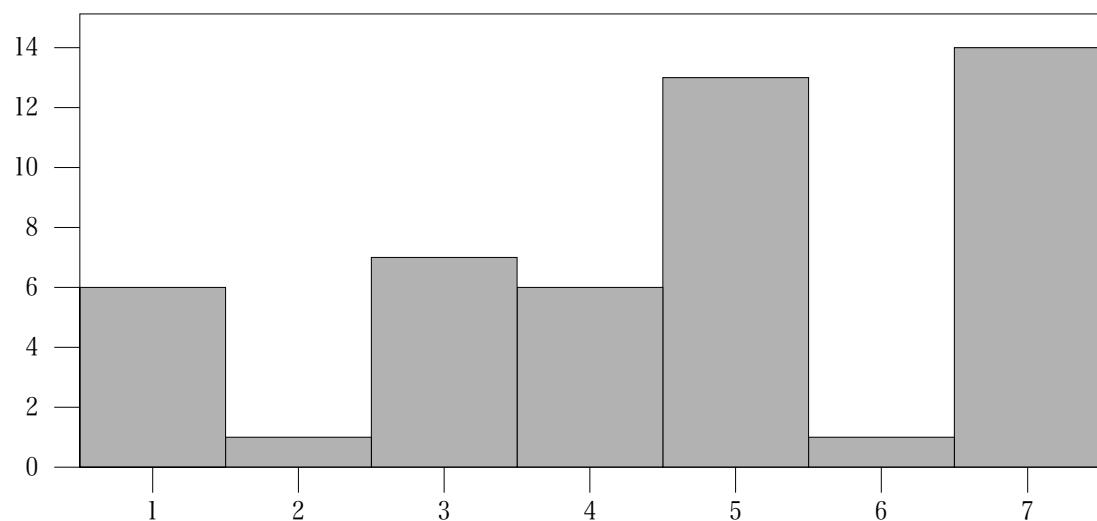
初年度における追加的支援コストは、

1. 50%以上と思われる
2. 40%以上50%未満と思われる
3. 30%以上40%未満と思われる
4. 20%以上30%未満と思われる
5. 10%以上20%未満と思われる
6. 10%未満と思われる
7. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
50%以上と思われる	6	12.5%
40%以上50%未満と思われる	1	2.1%
30%以上40%未満と思われる	7	14.6%
20%以上30%未満と思われる	6	12.5%
10%以上20%未満と思われる	13	27.1%
10%未満と思われる	1	2.1%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	14	29.2%
合 計	48	100.0%

質問51に関するヒストグラム



**質問52** 監査法人のローテーションは、上場企業の業務および財務報告実務に、新任監査人が新鮮な視点で検討を加えることから、監査人の独立性および監査の品質向上に効果を発揮する、との主張があります。

一方で、監査法人のローテーションが実施されると、

- (1) 新任監査人による被監査会社の具体的知識および経験が低水準に留まるため、監査の品質に悪影響を及ぼすとともに、
- (2) 新任監査人の選択および支援に関連して、契約当初の監査報酬が増え、さらに/あるいは追加的コストが生じるため、上場企業が財務諸表監査に対して支払うべきコストは増加する、

との主張もあります。

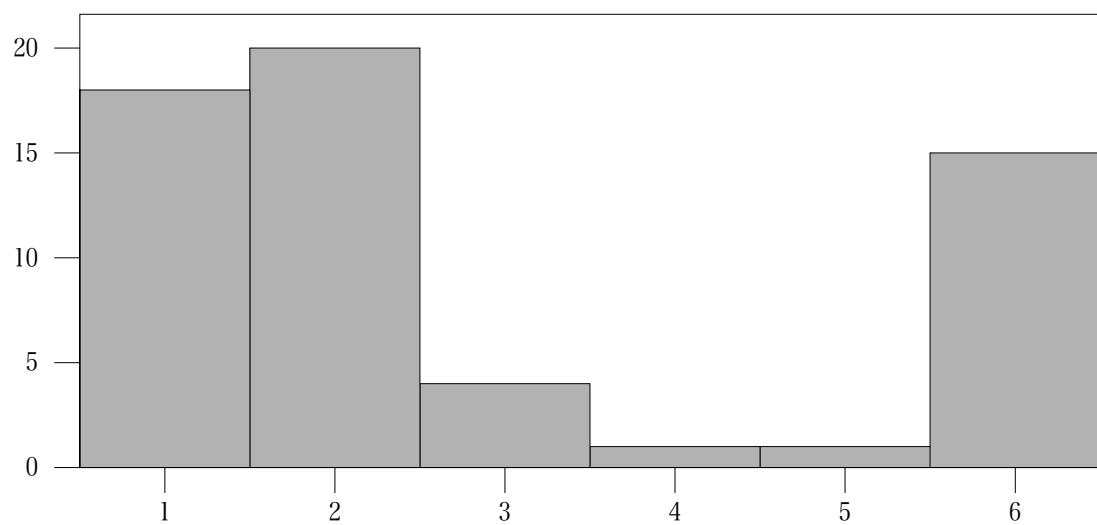
貴法人実施の上場企業監査において、監査法人のローテーションが実施された場合に発生する潜在的コストと便益について、貴法人の見解を最もよく表しているのは以下の記述のうちどれですか。

1. コストが便益を著しく超過すると見込まれる
2. コストが便益を若干上回ると見込まれる
3. コストと便益とは概ね均衡すると見込まれる
4. 便益がコストを若干上回ると見込まれる
5. 便益がコストを著しく超過すると見込まれる
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

#### 集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
コストが便益を著しく超過すると見込まれる	18	30.5%
コストが便益を若干上回ると見込まれる	20	33.9%
コストと便益とは概ね均衡すると見込まれる	4	6.8%
便益がコストを若干上回ると見込まれる	1	1.7%
便益がコストを著しく超過すると見込まれる	1	1.7%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	15	25.4%
合 計	59	100.0%

質問52に関するヒストグラム



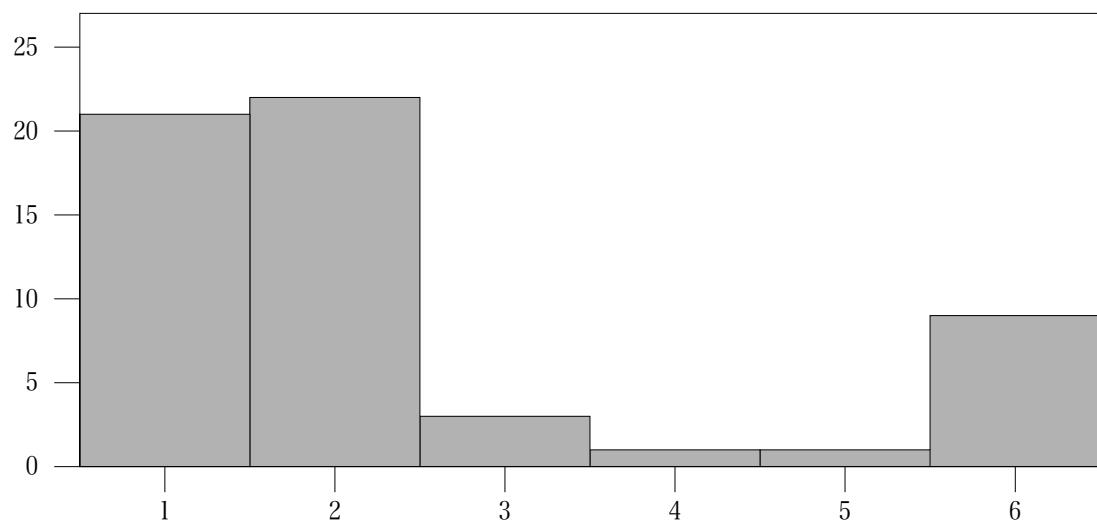
**質問53** 監査法人のローテーションが行われることで生じるコストと便益は、監査すべき上場企業の性質および規模によってどの程度異なると見込まれますか。(各項目のボックスに1つチェックを入れて下さい。)

	超過すると見込まれる コストが便益を著しく	上回ると見込まれる コストが便益を若干	均衡すると見込まれる コストと便益とは概ね	上回ると見込まれる 便益がコストを若干	超過すると見込まれる 便益がコストを著しく	判断基準がない
1部上場企業						
2部上場企業						
その他上場企業						
店頭登録企業						
非上場企業						

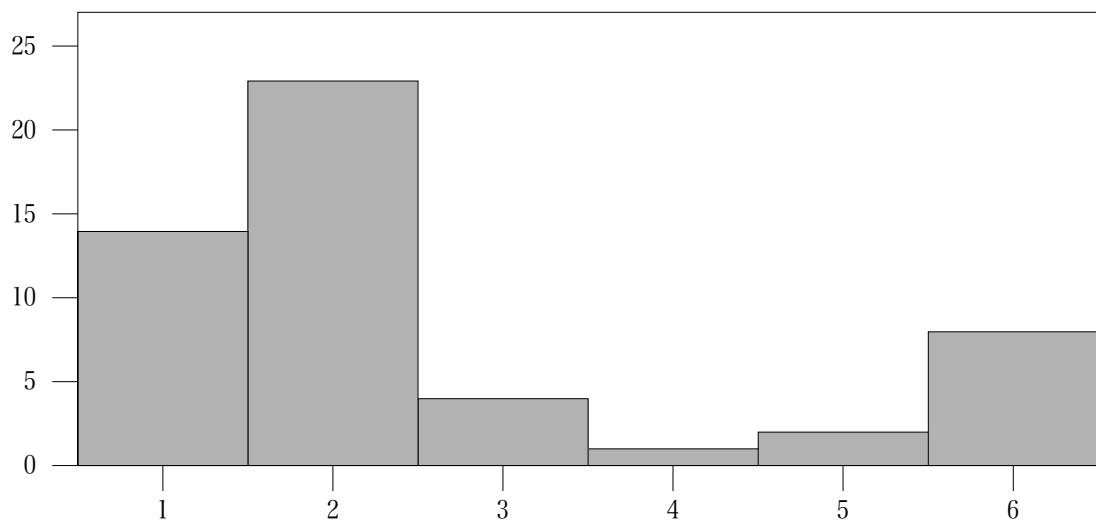
集計結果

	1 超過すると見込まれる コストが便益を著しく	2 上回ると見込まれる コストが便益を若干	3 均衡すると見込まれる コストと便益とは概ね	4 上回ると見込まれる 便益がコストを若干	5 超過すると見込まれる 便益がコストを著しく	6 判断基準がない
1部上場企業	21	22	3	1	1	9
2部上場企業	14	23	4	1	2	8
その他上場企業	11	17	6	2	1	11
店頭登録企業	11	18	6	2	1	11
非上場企業	13	17	13	2	1	9

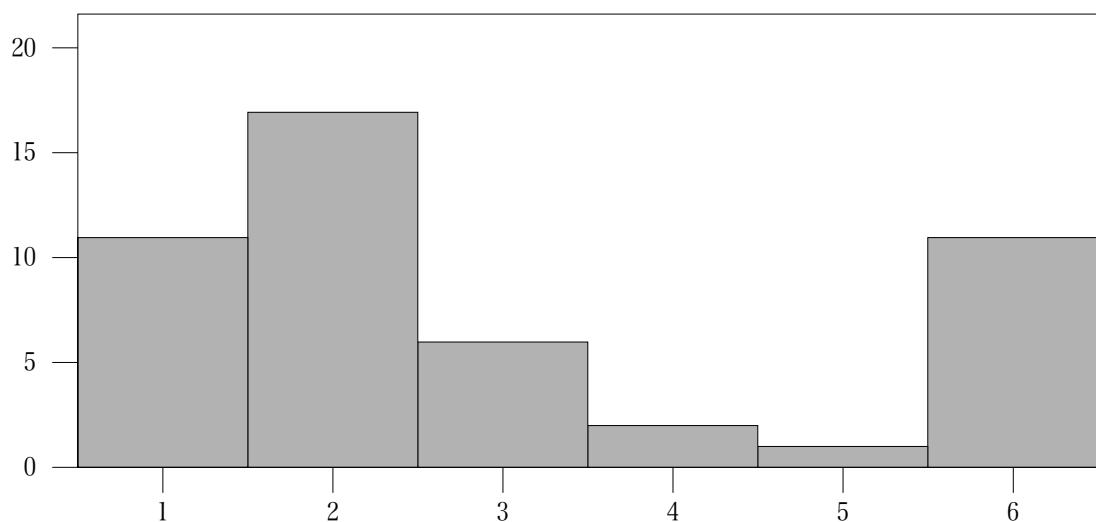
「1部上場企業」に関するヒストグラム



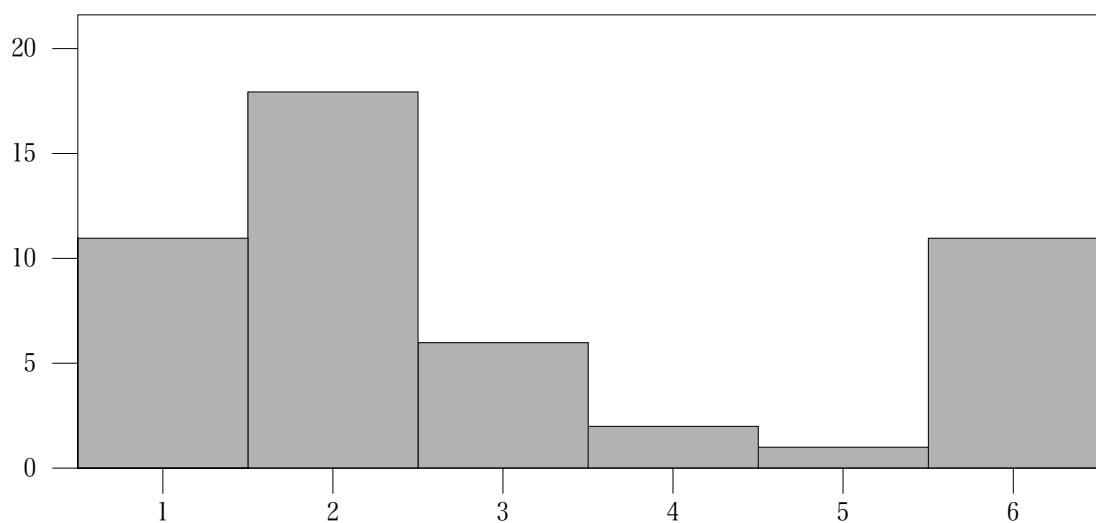
「2部上場企業」に関するヒストグラム



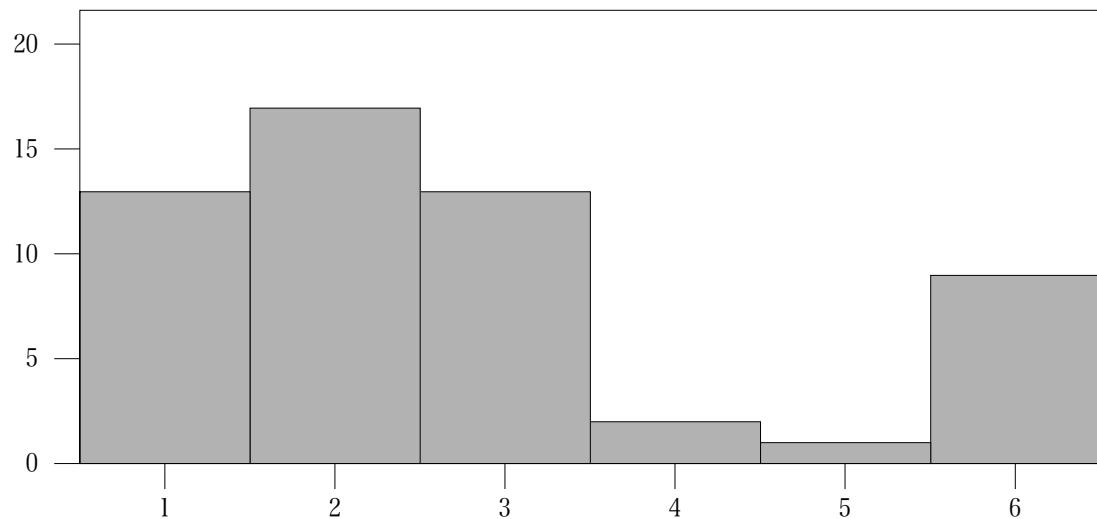
「その他上場企業」に関するヒストグラム



「店頭登録企業」に関するヒストグラム



「非上場企業」に関するヒストグラム



**質問54** 監査法人のローテーションと監査コストおよび監査報酬に関して、何かコメントがございましたら、ご自由にお書き下さい。これ以外の問題について、お書き下さっても結構です。

---

---

---

---

---

---

---

回答：

- (1)
  - ・監査人は限られた期間の中で報酬アップを図りたいが、経営が不安定になるため安い報酬で受けざるを得なくなる。
  - ・大手の場合は高くできるかもしれないが、中小は泣く泣く安い報酬で引き受けざるを得ないかも知れない。
  - ・また、ローテーション期間が5年だとしても、クライアントが安い報酬の監査人の方に3年で変わるかも知れない。
  - ・会計士側が独占的な業界の力が無く競争的である限り、報酬アップは困難であると思う。
- (2) 質問22とおなじ答（ローテーション自体は独立性とは関係ない。むしろ被監査会社から報酬をもらう制度が独立性の観点からは問題である。  
SECなどの第三機関に上場企業が資金を拠出し、SECなどが、監査法人を企業に割

り振り報酬を支払うべきである。企業と監査法人が契約により報酬を授受すること自体、F/S利用者は独立性に疑義を抱くはずである。)

情報の非対称性により監査に依る企業側のコスト=CE

監査法人のコストCAの合計 CE+CAは増大するが、企業が監査法人の決定権限（法的にも経済的にも）を保有している為コストの増分を支払監査費用が下回り、監査法人がコストを負担し監査の質の低下を招く。 $\triangle(CA+CE) > \triangle\text{監査報酬}$

$\triangle CA + \triangle CE \rightarrow \text{監査時間が確保できない}$

- (3) コストと監査報酬とを比べ始めたら監査はやめた方が良いと思います
- (4) 國際的企業（多国籍企業）においては、他国も同一グループの会計事務所の監査に依拠するケースが多いので、監査法人口一テーションは大企業や多国籍企業では、大きな負担となることが予想される。
- (5) ローテーションによって監査コスト等が上昇することは好ましくない。
- (6) ① 監査法人のローテーションは受注競争を招集し、結果的に価格競争となり監査報酬は低下する。また、クライアントの監査法人選定コスト追加的支援コストが発生するが、これらコストも監査報酬を下げることによって回収しようとするものと考られる。  
② 監査法人はマーケティングコスト及び監査契約締結前の事前調査のコスト等が増加するが、価格競争下において監査報酬によって回収するのは不可能である。また、監査契約後、初年度のみならず数期間は継続監査に比べて監査の効率性は低下し、監査コストは増加する。  
③ 監査法人のローテーションは監査法人の収益性を悪化させ、ひいては監査品質も悪化するのではないかと考えている。
- (7) 監査法人のローテーションと監査コストおよび監査報酬とは密接な関係がある。  
監査法人のローテーションの実施は長期的には監査コストおよび監査報酬を高めることとなると思われる。
- (8) 監査法人のローテーションは、企業の監査コストを上昇させると同時に監査法人の収益性を著しく下落させる。そのため、ローテーションにより適正な監査の実施が著しく阻害されることとなる。
- (9) 監査コストの上昇は必要だが、効果（監査の品質向上）は期待しない方がよい。逆に悪化の恐れあり。

## 「質問34から54までのコメント」

### 3—4 監査関連コストと監査報酬

- (1) 質問の趣旨と概要

本節（質問34から54）の質問の趣旨は、監査事務所を強制的に交替させることで生じる監査関連コストを監査事務所がどのように捉えているのか、その考えを調査すること

である。さらに、本節の質問は、監査事務所を強制的に交替させることで生じる潜在的なコストがベネフィットを上回ると期待されるかについて、監査事務所の見解を明らかにすることを目的としている。

監査事務所のローテーションを強制することで生じるコストは、監査事務所と上場企業の両者が負担する。監査事務所の負担するコストには、財務諸表監査を実施するにあたり負担する監査コスト、クライアントとの契約を獲得または維持しようとする活動に関連して負担するマーケティングコストがある。また、上場企業の負担するコストには、財務諸表監査の実施にあたり監査事務所に支払う監査報酬、新任監査事務所の選定にあたって負担する選択コスト、自社の事業内容や会計方法について監査事務所の理解を促すための支援に費やす支援コストがある。

## (2) 回答の傾向および特徴

回答を寄せた監査事務所の多く（87.3%）は、監査契約の初年度はクライアントについての情報および知識が不足しているために、契約初年度の監査コストは翌年度以降の年間監査コストを超えるであろうと述べた。そして、そのように回答した事務所の73.2%が、監査事務所のローテーションが任意の場合、監査事務所は新規クライアントとの契約を維持する意図から監査報酬を引き上げないため、初年度に生じる追加的な監査コストは監査事務所が負担することになると回答した。

また、監査事務所の64.3%は、監査事務所のローテーションを強制すると、クライアントの事業内容および会計方法を理解するのに必要な、監査初年度に生じる追加的な監査コストを限られた監査契約期間中において回収しようとする可能性が高まるために、監査コストが引き上げられる可能性が高くなると回答した。

監査事務所の約半数（49.2%）は、監査事務所のローテーションを強制すると、新規クライアント獲得のための競争が激しくなり、更なるマーケティングコストが発生すると考えている。そして、追加マーケティングコストが発生すると予想している監査事務所のうち、その費用が監査報酬の引き上げを通じて上場企業に転嫁されると考える事務所の割合は（33.3%）、上場企業に転嫁されないと考える割合（33.3%）と同じであった。

監査事務所のローテーションを強制することが監査報酬に与える長期的な影響については、「一概に予測できない」と回答した事務所の割合（38.5%）が最も多いものの、監査報酬が引き下げられると予測した割合（35.9%）は、引き上げられると予測した割合（15.4%）よりも多かった。

監査報酬の水準が引き下げられる理由のひとつに、「監査事務所のローテーションを強制することで、事務所間の競争が激化すると、監査の効率性が高まり、それに関連した監査コストも低くなることが見込まれるため、監査報酬が引き下げられる」とする見解がある。この見解に、賛成しない事務所の割合（61.9%）は、賛成すると回答した割合（14.3%）を大きく上回った。また、「監査事務所のローテーションを強制すると、事

務所間の競争が激化することになり、監査報酬が引き下げられるため、監査事務所の収益性は低下する」との見解については、これに賛成する事務所の割合（72.7%）は、賛成しない事務所の割合（9%）を大きく上回った。この結果は、監査事務所のローテーションを強制することが監査報酬の水準の引き下げにつながると仮定した場合に、多くの監査事務所は、監査効率の向上ではなく、事務所間の競争激化による価格圧力によって監査報酬額が引き下げられると考えていると解釈できる。

監査効率の向上とそれにともなう監査関連コストの低下以外の要因によって、監査報酬が引き下げられる場合、その理由として監査事務所が任意に寄せたコメントには、「入札制度を導入することで競争が激化するため」、「監査人よりも被監査会社の立場が優位になるため」、「顧客開拓が価格競争に陥りやすいため」、といった理由が記述されていた。逆に、監査報酬が長期的に引き上げられると監査事務所が考える理由としては、「顧客開拓および新規契約時のパイロットテストのためのコストがすべての事務所で経常的に発生し、それを監査報酬に転嫁せざるを得ないため」、「監査コスト以下の報酬では長期にわたる監査の実施は困難であることから、競争激化で監査業務からの撤退が起き、その結果、供給が需要を下回る、または公認会計士が減少するため」、といった内容が寄せられた。

監査事務所を強制的に交替させると、クライアントは競合する監査事務所の中から、新任監査事務所を選定しなければならない。この選定にかかるコストをクライアントが負担することになると回答した監査事務所の割合（33.3%）は、そうではないと回答した事務所の割合（22.2%）を超過している。しかし、「いずれかを選択すべきかの基準または経験がない」と回答した事務所の割合（44.4%）が最も多かった。

また、クライアントの事業内容および会計方法を新任監査事務所が理解することを支援するためにクライアントが費やすコストについては、多くの監査事務所（76.2%）が、任意か強制的かを問わず、監査事務所を変更すると支援コストが生じると回答した。

監査事務所のローテーションを強制すると、新任監査人は新鮮な視点で財務諸表監査を実施することから、監査人の独立性および監査の品質の向上に効果を發揮する、との主張がある。その一方で、新任監査人のクライアントについての知識と経験が浅いために、監査の品質に悪影響を及ぼすし、さらに新任監査事務所を選択、支援するための追加的なコストが生じることから、上場企業が財務諸表監査に費やすコストが増える、との主張もある。こうした主張に対して、監査事務所の64.5%は、監査事務所のローテーションを強制することによる潜在的なコストがベネフィットを超過するであろうと回答した。そして、監査事務所のこの見解は、たとえ監査対象企業の規模が異なる場合でも変わらなかった。

監査事務所のローテーションを強制することで生じる監査関連コストについて、監査事務所が任意で寄せたコメントの中には、「監査事務所のローテーションは監査事務所の収益性を悪化させ、ひいては監査の品質も悪化するのではないかと考える」、「監査事

務所のローテーションは、企業の監査コストを上昇させると同時に監査事務所の収益性を著しく低下させる。そのため、ローテーションにより、適正な監査の実施が著しく阻害されることとなる」、「監査コストの上昇は必要だが、効果（監査の品質向上）は期待しない方がよい。逆に悪化の恐れあり」といった意見が含まれていた。寄せられたコメントの内容や、調査結果からみてとれるのは、監査事務所の多くが、監査事務所のローテーションを強制することで生じるコストがベネフィットを上回るとは考えておらず、むしろ、監査事務所を強制的に交替させることは、監査の品質低下を招くであろうと考えていることである。

### アンケート調査結果の日米比較分析

監査事務所を強制的に交替させると、監査関連コストが追加的に発生するとの認識は、日米双方の監査事務所に共通していた。しかしながら、監査事務所の強制的ローテーションが監査報酬の水準に与える影響については、日米間で異なる見解を得る結果となった。

第一に、マーケティング費用が監査報酬に転嫁されるかどうかについて、日米の監査事務所のあいだで、その見解は異なった。日本の監査事務所を対象としたアンケートの結果では、監査事務所を強制的に交替させることで追加的に発生するマーケティングコストは、監査報酬の引き上げを通じて上場企業に転嫁されると考える割合が33.3%であり、上場企業に転嫁されないと考える割合（33.3%）と同じであった。これに対して、アメリカの監査事務所を対象としたアンケートでは、78%の監査事務所が監査報酬の引き上げを通じて上場企業に転嫁されると考えており、監査報酬に転嫁されないと考える割合（7%）を大きく上回っていた。

第二に、監査事務所の強制的ローテーションが監査報酬の水準に与える長期的な影響については、日米の監査事務所で認識の違いがみられた。日本の監査事務所を対象としたアンケートの結果では、監査報酬が引き下げられると予測した割合（35.9%）が、引き上げられると予測した割合（15.4%）よりも多かった。これに対して、アメリカでは、監査報酬が引き上げられると予測した割合（81%）は、引き下げられると予測した割合（6%）を大きく上回っていた。

最後に、強制的ローテーションを実施することの潜在的なコストとベネフィットの関係についての見解は日米間で共通していた。アメリカの監査事務所の割合（85%）が日本の監査事務所の割合（64.5%）を若干上回るもの、両国の監査事務所の多くは、監査事務所を強制的に交替させることで生じるコストはベネフィットを超過するであろうと回答した。

（高橋美穂子）

## F 監査契約の獲得競争

次の質問は、上場企業の財務諸表監査という業務の獲得競争に関する貴法人のご見解をお伺いするとともに、そのご見解が監査法人のローテーションによってどのように変わるかについてもお伺いすることを意図しております。

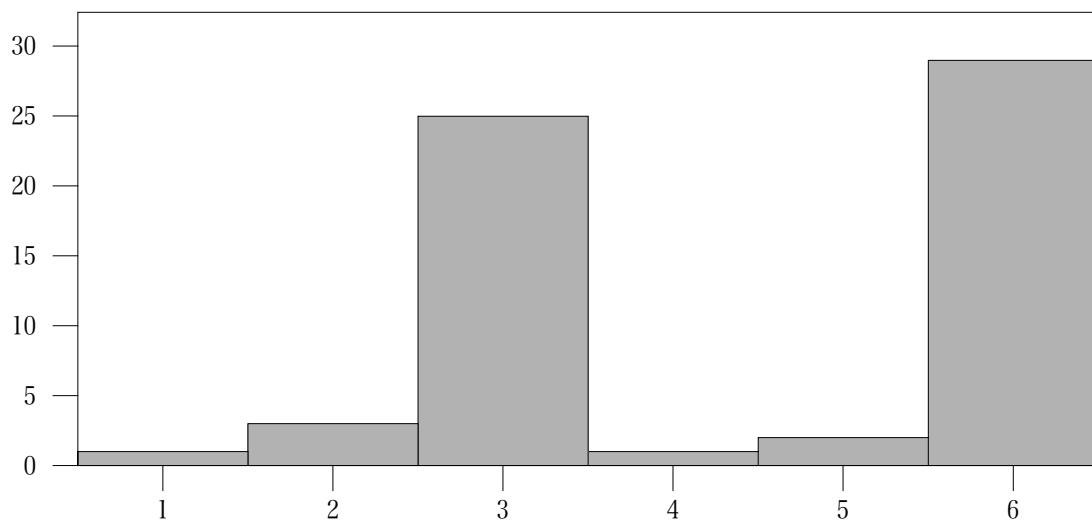
**質問55** 監査事務所のローテーションがない状況下で、監査人に対して、監査と同時に非監査業務の提供を禁止するという公認会計士法および内閣府令等において規定されている監査人の独立性規則は、新たに財務諸表の監査業務を提供する上場企業が増えると可能性にどのように影響するとお考えですか。

1. 可能性は非常に増大した
2. 可能性はいくらか増大した
3. 可能性は増大も減少もしなかった
4. 可能性はいくらか減少した
5. 可能性は非常に減少した
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
可能性は非常に増大した	1	1.6%
可能性はいくらか増大した	3	4.9%
可能性は増大も減少もしなかった	25	41.0%
可能性はいくらか減少した	1	1.6%
可能性は非常に減少した	2	3.3%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	29	47.5%
合 計	61	100.0%

質問55に関するヒストグラム



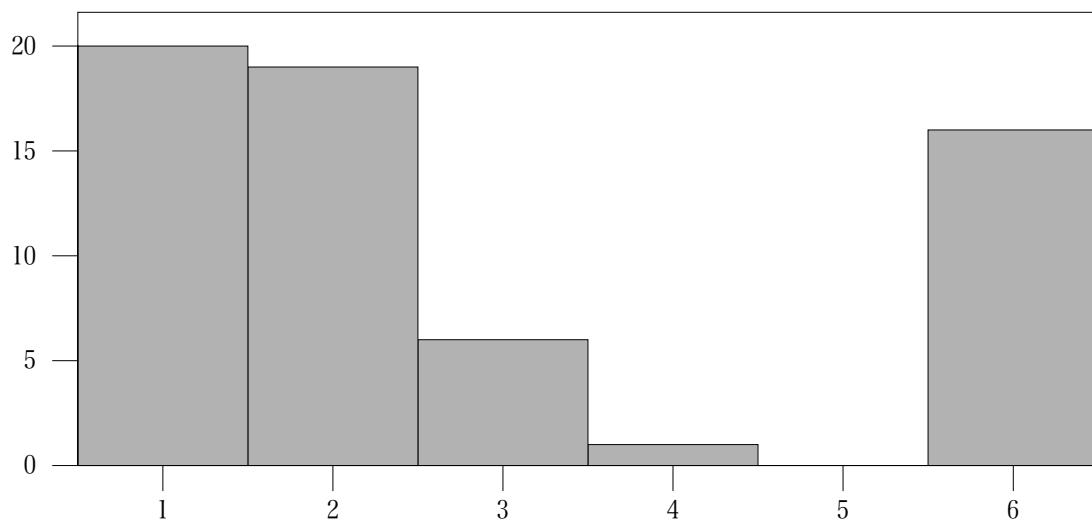
**質問56** 監査法人のローテーションが導入された場合には、上場企業に対する財務諸表監査の業務の獲得競争は、現在と比べてどのように変わると貴法人はお考えですか。

1. 競争は非常に激しくなる
2. 競争はいくらか激しくなる
3. 競争は激しくもならず、緩やかにもならない
4. 競争はいくらか緩やかになる
5. 競争は非常に緩やかになる
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
競争は非常に激しくなる	20	32.3%
競争はいくらか激しくなる	19	30.6%
競争は激しくもならず、緩やかにもならない	6	9.7%
競争はいくらか緩やかになる	1	1.6%
競争は非常に緩やかになる	0	0
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	16	25.8%
合 計	62	100.0%

質問56に関するヒストグラム



**質問57** 監査法人のローテーションが導入された場合には、上場企業に対する財務諸表監査の業務獲得競争に進んで参入しようという監査法人の数は、現在と比べてどのように変わると貴法人はお考えですか。

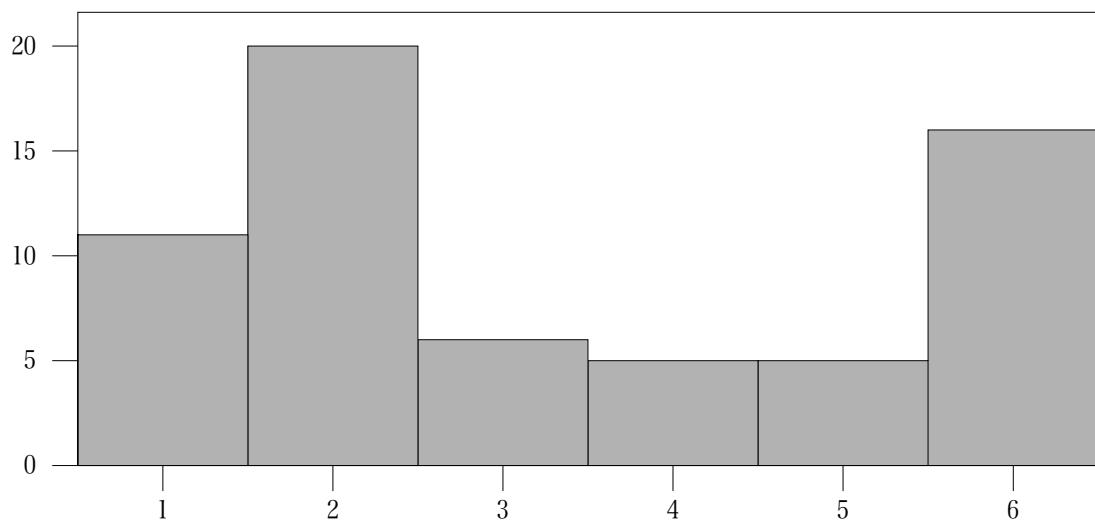
1. 参入しようという監査法人の数は非常に増加する
2. 参入しようという監査法人の数はいくらか増加する
3. 参入しようという監査法人の数は増加も減少もしない
4. 参入しようという監査法人の数はいくらか減少する
5. 参入しようという監査法人の数は非常に減少する
6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

3または6とお答えの場合には、**質問60**へお進み下さい。

#### 集計結果

選 択 項 目	回答数	割 合
参入しようという監査法人の数は非常に増加する	11	17.5%
参入しようという監査法人の数はいくらか増加する	20	31.7%
参入しようという監査法人の数は増加も減少もしない	6	9.5%
参入しようという監査法人の数はいくらか減少する	5	7.9%
参入しようという監査法人の数は非常に減少する	5	7.9%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	16	25.4%
合 計	63	100.0%

質問57に関するヒストグラム



**質問58** 監査法人のローテーションが導入された場合には、上場企業に対する財務諸表監査の業務獲得競争に進んで参入しようという監査法人の数が変わるとお考えでしたら、その変化を受けて、監査報酬はどのように変わるとお考えですか。

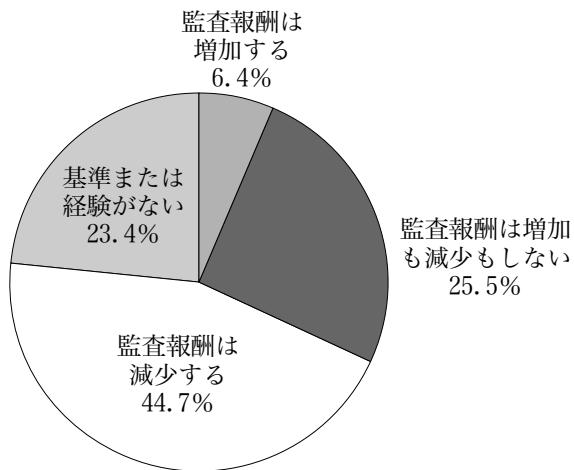
1. 監査報酬は増加する
2. 監査報酬は増加も減少もしない
3. 監査報酬は減少する
4. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

2または4とお答えの場合には、**質問60**へお進み下さい。

#### 集計結果

選択項目	回答数	割合
監査報酬は増加する	3	6.4%
監査報酬は増加も減少もしない	12	25.5%
監査報酬は減少する	21	44.7%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	11	23.4%
合計	47	100.0%

質問58に関する円グラフ



質問59 上の質問でお答えになられたように、業務獲得競争に進んで参入しようという監査法人の数が変わると監査報酬も変わる、とお考えになったのはなぜですか。簡単にご説明下さい。

---

---

---

---

回答：

- (1) 競争が激しくなれば当然報酬が低下するものと思われる。契約の変更の際には常に報酬引き下げ圧力の方が高い。監査法人はローテーションの結果、将来のクライアントの減少は必然であるが増加は必然ではない。そのため安く受注し、非常勤会計士を使って経営を維持しようとする。
- (2) 初回監査のコストアップのため。
- (3) ローテーションが導入されると小規模監査法人の監査業務からの退出が進む結果、大手監査法人の寡占化がより一層進むため。
- (4) 安売り競争となりやすい。
- (5) 被監査会社の立場が強くなり、この結果報酬低下圧力が高まる。
- (6) 報酬を下げる事が獲得するためには最も手っ取り早い方法であるから。
- (7) 企業サイド→選択の余地が増え需要独占状態が発生するため△は低下する。監査法人サイド→赤字かくごのダンピングが発生する。
- (8) クライアントの選択基準が①大手又はある程度規模の中小法人②報酬額であるため。
- (9) 選択権は企業側にあると考えるため。
- (10) 競争の激化は報酬の下げ圧力にはなるが、手続の厳格化を図ろうとする監査法人側

の採算重視の姿勢による圧力がこれを上回る。

- (11) どんどん大手監査法人の間の盤回しが激化。中小法人が監査に参入できる可能性はもっと少なくなる。しかし、大手監査法人は、獲得するために極端な値引きをしたり不自然な動きをする事が多い。(これは過去の情報から)従って報酬を一時的に減少する可能性は高いと考える。
- (12) 特に中小監査事務所はコストをかけても選ばれる可能性は低く、ますます寡占はすむと思われます。よって、中小監査事務所は退場していくため、減少します。
- (13) 業務獲得競争は価格競争を招来し、証取法監査以外の監査での経験では価格競争となれば中小監査法人は大手監査法人に対抗することが難しく、監査業務を受注することは困難と思われる。
- (14) 上場企業が複数の監査法人の監査報酬見積を競わせることとなるから。
- (15) 競争が生まれれば、価格は下がるし、契約チャンスのために数も増加する。(意図的に分割される法人もでてくるのでは…)
- (16) 監査報酬を引下げ契約を獲得しようとするインセンティブが働くため。
- (17) 競争が激しくなる。
- (18) 大手法人の既得権は放棄されず、大手法人間のたらいまわしが行われるにすぎないから。
- (19) 品質を無視して価格競争を行う法人が新規参入する可能性の増加。

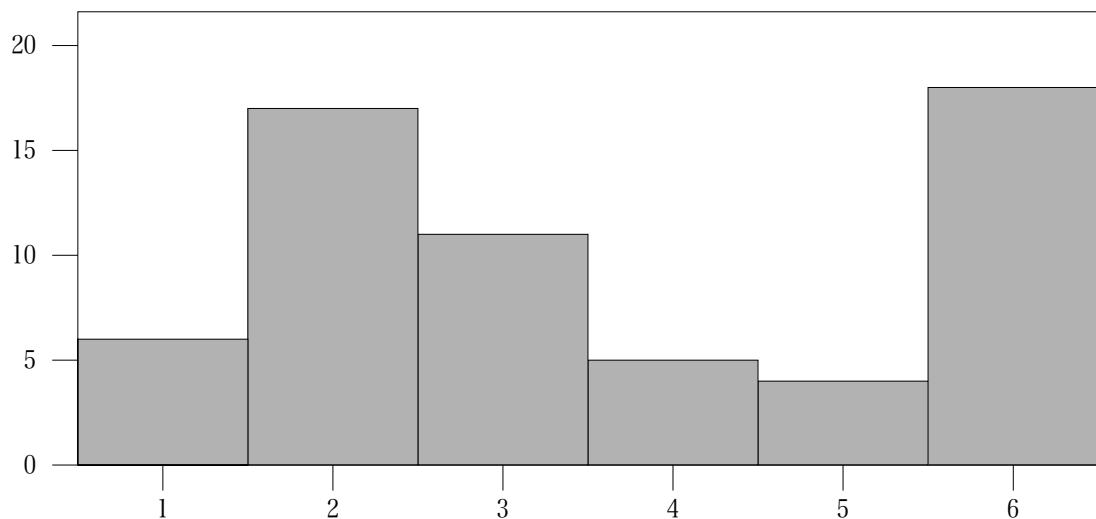
**質問60** 監査法人のローテーションが導入された場合には、特殊な業界に属する上場企業に対する財務諸表監査の業務獲得競争に進んで参入しようという監査法人の数は、現在と比べてどのように変わると貴法人はお考えですか。

- 1. 参入しようという監査法人の数は非常に増加する
- 2. 参入しようという監査法人の数はいくらか増加する
- 3. 参入しようという監査法人の数は増加も減少もしない
- 4. 参入しようという監査法人の数はいくらか減少する
- 5. 参入しようという監査法人の数は非常に減少する
- 6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

### 集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
参入しようという監査法人の数は非常に増加する	6	9.8%
参入しようという監査法人の数はいくらか増加する	17	27.9%
参入しようという監査法人の数は増加も減少もしない	11	18.0%
参入しようという監査法人の数はいくらか減少する	5	8.2%
参入しようという監査法人の数は非常に減少する	4	6.6%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	18	29.5%
合 計	61	100.0%

質問60に関するヒストグラム



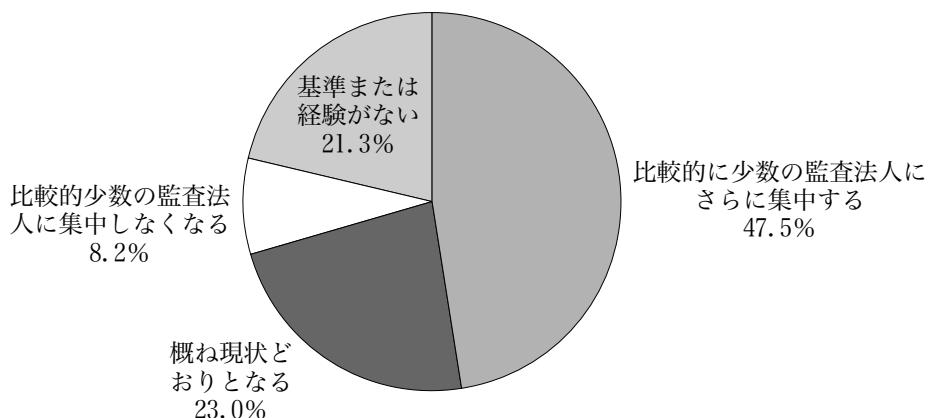
**質問61** 監査法人のローテーションが導入された場合には、比較的少数の監査法人に上場企業の財務諸表監査の業務が集中しているという現状は、どのように変わると貴法人はお考えですか。

1. 上場企業の財務諸表監査のシェアは、比較的少数の監査法人にさらに集中する
2. 上場企業の財務諸表監査のシェアは、概ね現状どおりとなる
3. 上場企業の財務諸表監査のシェアは、比較的少数の監査法人に集中しなくなる
4. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
上場企業の財務諸表監査のシェアは、比較的少数の監査法人にさらに集中する	29	47.5%
上場企業の財務諸表監査のシェアは、概ね現状どおりとなる	14	23.0%
上場企業の財務諸表監査のシェアは、比較的少数の監査法人に集中しなくなる	5	8.2%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	13	21.3%
合 計	61	100.0%

質問61に関する円グラフ

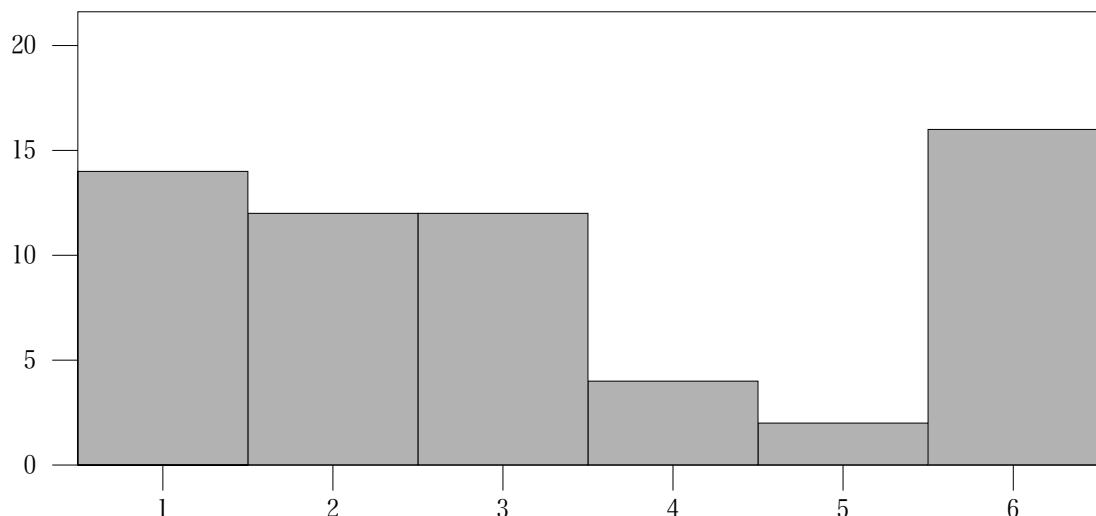


- 質問62　監査法人のローテーションが導入された場合には、規模をより拡大したいという監査法人の潜在的な考えは、現在と比べてどのように変わると貴法人はお考えですか。
1. 規模を拡大したいという考えは非常に高まる
  2. 規模を拡大したいという考えはいくらか高まる
  3. 規模を拡大したいという考えは高まることも抑えられることもない
  4. 規模を拡大したいという考えはいくらか抑えられる
  5. 規模を拡大したいという考えは非常に抑えられる
  6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない

集計結果

選 �chio 項 目	回答数	割 合
規模を拡大したいという考えは非常に高まる	14	23.3%
規模を拡大したいという考えはいくらか高まる	12	20.0%
規模を拡大したいという考えは高まることも抑えられることもない	12	20.0%
規模を拡大したいという考えはいくらか抑えられる	4	6.7%
規模を拡大したいという考えは非常に抑えられる	2	3.3%
いずれを選択すべきかの基準または経験がない	16	26.7%
合 計	60	100.0%

質問62に関するヒストグラム



質問63　監査法人のローテーションと財務諸表監査の業務獲得競争に関して、何かコメントがございましたら、ご自由にお書き下さい。これ以外の問題について、お書き下さっても結構です。

---



---



---



---

回答：

- (1) 一長一短ではあるが、クライアントの移動が必然になるため、常勤の会計士を雇用すると固定費が発生する。そのため経営が不安定になるのを避けるため非常勤又はUSCPAなどの安い人件費及び変動可能な人件費で済まそうとするため、会社との癒着は無くなるかも知れないが品質は落ちると思う。

- (2) 一部の大監査法人に集中する
- (3) 監査法人の制度から（公認会計士5名以上など）全面的に見直す必要があります。
- (4) 質問の文章少しわかりづらいです。
- (5) 監査がビジネスである限り競争はなくならない。むしろローテーションにより、質の競争から価格の競争にかわるのではないか。実際米国ではそのようなことが起きていた。これがリスクアプローチ（手抜き監査コストを下げる）のもとになった、とする米国の調査結果がある。
- (6) ローテーションの導入に絶対反対。大手監査法人の寡占化が進み、中小監査法人は消滅への途を進むことは確実です。
- (7) ポーターの競争要因でいうところの、需要者のバイインカパワーが増大する為、監査報酬・時間とも企業の言いなりになる可能性が高まる。
- (8) 業務獲得競争が生じるようなローテーション制度の導入は問題であり、こうした制度は採られないことを前提とした。競争が行われる場合、質問55～63はすべて1となる。
- (9) ローテーションのスキームが不明のため回答が難しい。どのような交替制なのかあるいは自由契約制なのかによって回答が変わってくる。
- (10) 監査法人のローテーションにたえうる監査法人はいずれにしても大手のみであり、しっかり監査をしている中小の監査法人はしっかり監査をしているにもかかわらず対応できなくなる。従って現在以上に寡占化が進み決して業界にとっていい事とは言えない。ただし大手監査法人のみのローテーションなら考えられる事もある。とわ言うものの、この取扱いも、総合的にはいい事とは言えない。
- (11) なぜ、中小はオミットされるのか…  
企業が監査人を選ぶ場合に監査人の能力を判断する能力は企業にはない。よって、ネームバリュー（大手）に結果として選択しておけばサラリーマンである担当者は安心することになるため。ローテーションの最大の問題は、中小企業がマーケットからオミットされるということであり、少数の大手法人のみの監査市場となります。そうなると収益性の高い大手企業のみを対称とし、小さな企業や中小企業、任意監査の広がりはなくなり、日本経済における監査の有効性は一部の上場企業のみとなります。さらに寡占の結果コストアップ、形式的な手法による効率性の悪化を招き、監査業が衰退していくものと思われます。CPAをめざす人にも魅力ある職業にはならず、長期的には、日本経済のレベルを下げることになると思われます。ぜひ、学究の方々に真剣な研究をお願いします。学究・学者の方々に監査の現実・現場を知ってもらいたいと思います。
- (12) 監査業務の獲得競争がおきることがそもそも不自然である
- (13) 業務獲得競争は価格競争となり、監査法人の収益性を悪化させ、監査の品質低下を招くおそれがある。また、業務受注のため「懇請」がおこることも予想され、「独立

性」にも悪影響を及ぼすことも予想される。

- (14) 会社側が監査の日数・コストが少ないことを最大の選択理由にすると弊害が大きくなると考えられます。
- (15) 監査法人のローテーションが制度化された場合、比較的短期間でビック4の完全寡占状態となり、ビック4の間でのカルテル的なものが発生していくものと予想できる。
- (16) 監査業務の獲得競争（自由契約）は、監査人の倫理感を低下させる最大の要因であり、監査法人のローテーションは問題解決にならないどころか、さらに問題を複雑・悪化させる。倫理と競争は両立困難であり、売上・利益至上主義の監査法人にローテーションを実施するのは本質を見誤り形式に問題の解決を求める過ちを犯すものである。
- (17) 大法人のためのアンケートであり、小法人には関係のない質問ばかりです。小法人の苦労と努力をどれだけ認識されているのか、根本的な問題（協会と大法人との相互体制）を知る必要があります。

## 「質問55から63までのコメント」

### 3—5 監査契約の獲得競争

#### (1) 質問の趣旨と概要

質問55では、監査事務所の強制的交代（以下、ローテーションという）がない状況下での（公認会計士法および内閣府令で規定されている監査と同時に非監査業務の提供を禁止するという）監査人の独立性規則による新規の監査契約への影響について質問している。

また質問56から質問63では、仮に監査事務所のローテーションが導入された場合に、監査契約の獲得競争にどのような影響があるか（質問56）、また監査契約の獲得競争となった場合、競争に参入しようとする監査事務所数（質問57）や監査報酬にどのような影響があるか（質問58）について質問している。

さらにローテーションの導入により、特殊な業界に属する上場企業の監査契約に新規参入しようとする監査事務所数がどう変化するかについて（質問60）や、比較的少数の監査事務所に監査業務が集中している現状にどのような影響を与えるか（質問61）、そして規模を拡大したいという潜在的な考えがローテーションによってどのように変わるか（質問62）について質問している。

#### (2) 回答の傾向および特徴

全体の傾向として、どの回答にも「いずれを選択すべきかの基準または経験がない」という回答が21%強から、高いケースで47%強程度含まれており、ローテーションが具体的にどのようなものかにより回答が異なってくるという意見もあった。

さて、始めに監査事務所のローテーションがない状況下で、独立性規則が上場企業の

新規の監査契約が増える可能性にどの程度影響するかについて質問したところ、「いずれを選択すべきかの基準または経験がない」という回答が47.5%と最も高く、次いで「増大も減少もしない」という回答が41.0%であった。一方、独立性規則によって新規の監査契約が増える可能性が「非常に増大した（1.6%）」・「いくらか増大した（4.9%）」という回答は6.5%であり、反対に可能性が「非常に減少した」・「いくらか減少した」という回答は4.9%であった。つまり、独立性規則に関しては、新規の監査契約に特に大きな影響を及ぼすと考えられてはいない。

次に、監査事務所のローテーションが導入された場合、上場企業の新規監査契約の獲得競争に関する考えについては、「いずれを選択すべきかの基準または経験がない」という回答が25.8%を占めるものの、「競争は非常に激しくなる（32.3%）」・「いくらか激しくなる（30.6%）」と回答した監査事務所が、全体の62.9%を占める。反対に競争が「いくらか緩やかになる」という回答は1.6%とわずかであった。

また新規監査契約獲得競争に進んで参入しようと予想される監査事務所の数についても、「非常に増加する（17.5%）」・「いくらか増加する（31.7%）」と考えている監査事務所が全体の49.2%と半数近くであり、次いで「いずれを選択すべきかの基準または経験がない」が25.4%、「非常に減少する（7.9%）」・「いくらか減少する（7.9%）」という回答が15.8%、「増加も減少もしない」との回答が9.5%と続く。

この二つの質問の回答結果からみても、ローテーションにより、新規に監査契約を獲得しようとする監査事務所数は増加するという見通しであり、ある程度の獲得競争が起ころうと考えられている。

そこで、新規の監査契約獲得競争に進んで参入しようと予想される監査事務所数が変わるならば、監査報酬にどのような影響を与えるかについて質問したところ、「監査報酬は減少する」と考える監査事務所が最も多く（44.7%）、次いで「監査報酬は増加も減少もしない」という回答が25.5%、「いずれを選択すべきかの基準または経験がない」という回答が23.4%であった。「監査報酬は減少する」と考えられる主な理由としては、「契約変更の際には常に監査報酬引き下げの圧力の方が高く、契約獲得競争が激しくなれば当然監査報酬が低下する」、「監査報酬を引き下げ、契約を獲得しようとするインセンティブが働く」といったことなどが挙げられている。つまり、新規監査契約獲得競争では、監査報酬を下げることが、一つの契約獲得手段として考えられていることを示唆している。

一方、「監査報酬が増加する」と考える監査事務所は6.4%であるが、監査報酬の増加要因に関しては、ローテーション後の初回監査のコストアップなどが挙げられている。

また契約獲得競争に伴って、監査事務所の寡占化がさらに進むことや監査の品質が低下するのではないかという懸念も示されている。

さらにローテーションが導入された場合、特殊な業界に属する上場企業の新規の監査契約獲得競争に進んで参入しようとする監査事務所数がどのようになるかについて質問

したところ、「非常に増加する(9.8%)」・「いくらか増加する(27.9%)」という回答が37.7%であり、「増加も減少もしない」とする回答が18.0%, 「いくらか減少する(8.2%)」・「非常に減少する(6.6%)」という回答が14.8%であった。

またローテーションの導入により、比較的少数の監査事務所に上場企業の監査業務が集中しているという現状が、どのように変わるかについて尋ねている。回答では、「比較的少数の監査事務所にさらに集中する」が47.5%, 「概ね現状どおりとなる」が23.0%, 「比較的少数の監査事務所に集中しなくなる」という回答が8.2%であった。「比較的少数の監査事務所にさらに集中する」という回答の中には、新規監査契約獲得競争により大手監査事務所の寡占化がますます進むのではないかという見解が複数あった。

最後にローテーションが導入された場合に、規模をヨリ拡大したいという監査事務所の潜在的な考えが現在と比べ、どのように変化するかについて尋ねている。回答の結果、規模を拡大したいという考えが「非常に高まる(23.3%)」・「いくらか高まる(20.0%)」という回答が43.3%であり、「高まることも抑えられることもない」という回答が20.0%, 「いくらか抑えられる(6.7%)」・「非常に抑えられる(3.3%)」という回答が10.0%であった。

### アンケート調査結果の日米比較分析

米国のアンケート調査では、2002年にサーベインズ・オックスリー法およびSECの関連規則の規定により、登録監査人が一定の非監査業務を同時提供することを禁止したが、このことが将来的に公開企業の新規の財務諸表監査を提供できる機会に対してどの程度の影響を及ぼすかについて、機会が「若干増す」という回答が全体の45%, 次いで「どちらともいえない」が39%, 機会が「著しく減る(1%)」・「若干減る(11%)」という回答が12%であった。

日本では、「いずれを選択すべきかの基準または経験がない」という回答と「増大も減少もしない」という回答で90%近くを占めるが、米国では日本よりも高い割合で、独立性規則が新規の財務諸表監査提供の機会を若干増加させると考えられている傾向にある。

またローテーションが、新規の財務諸表監査を提供できる機会に対してどの程度影響を及ぼすかについては、機会が「著しく増加する(4%)」・「若干増加する(48%)」という回答が52%, 「どちらともいえない」が30%, 機会が「著しく減少する(4%)」・「若干減少する(3%)」という回答が7%となっている。この点では、日米の監査事務所において著しい見解の相違は見られない。

さらに、新規の監査契約獲得競争に進んで参入しようとする監査事務所の数が、ローテーションによりどのような影響を受けるかについては、米国では「著しく増加する(1%)」・「若干増加する(13%)」という回答が14%, 「どちらともいえない」が22%, 「著しく減少する(21%)」・「若干減少する(33%)」が54%と、半数近くが減少することを指摘している。

そしてローテーションによって、新規監査契約獲得競争に進んで参入しようと予想される監査事務所数や監査報酬にどのような影響を及ぼすかについて質問したところ、参入しようとする「事務所数は増加し、報酬は低下する」が4%、「事務所数は増加し、監査報酬も上昇する」という回答が12%、「どちらともいえない」が6%、「事務所数は減少し、監査報酬も低下する」が4%、「事務所数は減少し、監査報酬は上昇する」という回答が最も多く72%を占めていた。

このように、米国では回答の多くのが、ローテーションによって「競争しようとする監査事務所数は減少し、監査報酬は上昇する」と指摘しているのに対し、日本では「事務所数は増加し、監査報酬は減少する」との回答の方が多いという傾向が挙げられる。

この米国の回答での「事務所数は減少し、監査報酬は上昇する」のは、進んで新規監査契約獲得競争に参入する小規模監査事務所がほとんどなくなることによって、全体としての監査事務所数は減少傾向となり、新規監査契約獲得競争の市場に残るような監査事務所はヨリ高い報酬を請求することになると考えられているためである。

さらにローテーションが導入された場合、特殊な業界に属する公開企業の新規の監査契約獲得競争に進んで参入しようとする監査事務所数がどのようになるかについては、「著しく増加する（1%）」・「若干増加する（10%）」という回答が11%、「どちらともいえない」という回答が29%、「著しく減少する（19%）」・「若干減少する（29%）」という回答が48%であった。これは、コメントによれば、4大監査事務所において、現状でも特定の産業への集中がヨリ進んでいるために、新規獲得競争が進めば、この傾向が更に強まると考えられているためである。

この回答についても、日本では、特殊な業界に属する上場企業の監査契約を獲得しようとする監査事務所は「増加する」と答える傾向の方が強く、米国の調査と好対照な回答結果となっている。

最後に、比較的少数の監査事務所に公開企業の監査業務が集中しているという現状が、ローテーション導入によりどのような影響を受けるかについての質問には、「大規模監査事務所に集約される」という回答が41%、「概ね現状どおり」という回答が43%、「どちらともいえない」・「大規模監査事務所に集約される傾向は低くなる」という回答がいずれも8%であり、日米で回答結果はほぼ似たような傾向となっている。

それに加えてローテーションが大規模監査事務所の創設や維持を図ろうとするインセンティブにどのような影響を与えるかについて尋ねている。回答では、インセンティブが、「著しく高まる（15%）」・「若干高まる（29%）」が44%，次いで「どちらともいえない」が31%，インセンティブが「著しく低くなる（3%）」・「若干低くなる（14%）」という回答が17%であった。この質問についても、日米の回答結果で大きな傾向の相違はない。

（原利栄子）

## II クロス集計結果について

本章では、主要な設問相互間のクロス集計結果を示している。設問によっては、回答が偏っていたために単集計結果と違いが出なかったクロス集計結果もある。クロス集計全体として、単集計と比較して大きな違いが出るようなグループはみられなかった。監査事務所のローテーションに対して、企業経営者、監査役・監査委員会、監査事務所の中のグループで意識のあり方に違いがないことをこのことは含意している。

## 1 企業経営者向けクロス集計結果

質問1（資本金）と質問9（発生コストの比率）のクロス表

度数

		質問9							合計
		新しい監査事務所の初年度の監査報酬の20%以上未満	新しい監査事務所の初年度の監査報酬の15%以上20%未満	新しい監査事務所の初年度の監査報酬の10%以上15%未満	新しい監査事務所の初年度の監査報酬の5%以上10%未満	新しい監査事務所の初年度の監査報酬の5%未満	ゼロ	わからない	
質問1	資本金1,000億円以上の企業	8	2	2	2	4	0	16	34
	資本金500億円以上1,000億円未満の企業	2	0	1	2	0	0	9	14
	資本金200億円以上500億円未満の企業	2	0	1	1	0	0	2	6
	資本金100億円以上200億円未満の企業	2	0	1	0	2	0	5	10
	資本金50億円以上100億円未満の企業	0	0	1	0	1	1	0	3
	資本金10億円以上50億円未満の企業	1	1	0	0	1	0	5	8
	資本金5億円未満の企業	0	0	0	1	0	0	1	2
合 計		15	3	6	6	8	1	38	77

質問1（資本金）と質問21（四大法人以外の選択）のクロス表

度数

		質問21			合計
		考えられない	考えられる	わからない	
質問1	資本金1,000億円以上の企業	31	0	3	34
	資本金500億円以上1,000億円未満の企業	13	0	1	14
	資本金200億円以上500億円未満の企業	3	2	0	5
	資本金100億円以上200億円未満の企業	8	0	2	10
	資本金50億円以上100億円未満の企業	2	1	0	3
	資本金10億円以上50億円未満の企業	5	2	1	8
	資本金5億円未満の企業	2	0	0	2
合 計		64	5	7	76

質問1（資本金）と質問36（選定コストの比率）のクロス表

度数

		質問36							合計
質問 1	資本金1,000億円以上の企業 資本金500億円以上1,000億円未満の企業 資本金200億円以上500億円未満の企業 資本金100億円以上200億円未満の企業 資本金50億円以上100億円未満の企業 資本金10億円以上50億円未満の企業 資本金5億円未満の企業	20%以上であると思われる	15%以上であると思われる	10%以上であると思われる	5%以上であると思われる	5%未満であると思われる	0%であると思われる	いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	
		3	2	2	1	3	1	21	33
		2	0	1	1	2	0	8	14
		0	1	1	0	1	0	3	6
		0	0	0	0	2	0	9	11
		0	0	1	0	1	0	1	3
		2	0	1	1	0	0	2	6
		0	1	0	0	0	0	1	2
合 計		7	4	6	3	9	1	45	75

質問1（資本金）と質問44（新監査事務所の監査リスク）のクロス表

度数

		質問44					合計
質問 1	資本金1,000億円以上の企業 資本金500億円以上1,000億円未満の企業 資本金200億円以上500億円未満の企業 資本金100億円以上200億円未満の企業 資本金50億円以上100億円未満の企業 資本金10億円以上50億円未満の企業 資本金5億円未満の企業	リスクをいくらか増大させる	リスクは増大も減少もしない	リスクをいくらか減少させる	リスクを非常に減少させる	いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	
		2	6	16	1	4	29
		2	1	7	1	1	12
		0	3	3	0	0	6
		1	2	3	1	3	10
		0	1	1	0	1	3
		0	3	4	0	0	7
		1	0	0	0	0	1
合 計		6	16	34	3	9	68

質問1（資本金）と質問45（新事務所の対処能力）のクロス表

度数

		質問45					合計
		監査事務所 が適切に 対処できる 能力は、相 当、向上す るであろう	監査事務所 が適切に 対処できる 能力は、若 干、向上す るであろう	監査事務所 が適切に 対処できる 能力は、変 わらないで あるう	監査事務所 が適切に 対処できる 能力は、若 干、低下す るであろう	監査事務所 が適切に 対処できる 能力は、相 当、低下す るであろう	
質問 1	資本金1,000億円以上の企業	2	11	14	5	2	34
	資本金500億円以上1,000億円未満の企業	0	4	6	4	0	14
	資本金200億円以上500億円未満の企業	0	2	2	2	0	6
	資本金100億円以上200億円未満の企業	1	2	3	4	0	10
	資本金50億円以上100億円未満の企業	0	0	3	0	0	3
	資本金10億円以上50億円未満の企業	0	3	1	1	2	7
	資本金5億円未満の企業	0	1	1	0	0	2
合 計		3	23	30	16	4	76

質問1（資本金）と質問57（監査の機能不全リスク）のクロス表

度数

		質問57				合計
		リスクを非常 に増大させる	リスクをいく 分増大させる	リスクは増大 も減少もしな い	いずれを選択 すべきかの判 断基準または 経験がない	
質問 1	資本金1,000億円以上の企業	4	23	1	6	34
	資本金500億円以上1,000億円未満の企業	1	7	3	3	14
	資本金200億円以上500億円未満の企業	0	3	1	2	6
	資本金100億円以上200億円未満の企業	3	4	2	1	10
	資本金50億円以上100億円未満の企業	1	0	1	1	3
	資本金10億円以上50億円未満の企業	1	4	1	2	8
	資本金5億円未満の企業	0	1	1	0	2
合 計		10	42	10	15	77

質問1（資本金）と質問62（コストと便益との比較）のクロス表

度数

		質問62					合計
質問 1	資本金 1,000億円以上 500億円以上1,000億円未満 200億円以上500億円未満 100億円以上200億円未満 50億円以上100億円未満 10億円以上50億円未満 5億円未満の企業	コストが便益を非常に上回るであろう	コストが便益をいく分上回るであろう	コストと便益はほぼ同じくらいとなるであろう	便益がコストをいく分上回るであろう	いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	
		14	10	0	0	9	33
		3	5	2	0	3	13
		2	2	0	0	2	6
		5	2	1	1	2	11
		1	1	0	0	1	3
		1	4	2	0	0	7
		1	1	0	0	0	2
合 計		27	25	5	1	17	75

質問1（負債総額）と質問9（発生コストの比率）のクロス表

度数

		質問9							合計
質問 1	負債総額 5,000億円以上 1,000億円以上5,000億円未満 700億円以上1,000億円未満 500億円以上700億円未満 400億円以上500億円未満 250億円以上300億円未満 200億円以上250億円未満 200億円未満の企業	新しい監査事務所の初年度の監査報酬の20%以上	新しい監査事務所の初年度の監査報酬の15%以上20%未満	新しい監査事務所の初年度の監査報酬の10%以上15%未満	新しい監査事務所の初年度の監査報酬の5%以上10%未満	新しい監査事務所の初年度の監査報酬の5%未満	ゼロ	わからぬ	
		9	2	3	3	4	0	21	42
		4	0	1	2	0	0	6	13
		1	0	1	0	0	0	1	3
		0	0	1	0	1	0	2	4
		0	0	0	0	1	0	1	2
		0	0	0	0	0	0	1	1
		0	0	0	0	0	0	2	2
		1	1	0	1	1	1	3	8
合 計		15	3	6	6	7	1	37	75

質問1（負債総額）と質問21（四大法人以外の選択）のクロス表

度数

		質問21			合計
		考えられない	考えられる	わからない	
質問1	負債総額5,000億円以上の企業	37	1	4	42
	負債総額1,000億円以上5,000億円未満の企業	12	0	1	13
	負債総額700億円以上1,000億円未満の企業	3	0	0	3
	負債総額500億円以上700億円未満の企業	2	1	0	3
	負債総額400億円以上500億円未満の企業	1	1	0	2
	負債総額250億円以上300億円未満の企業	0	0	1	1
	負債総額200億円以上250億円未満の企業	0	1	1	2
	負債総額200億円未満の企業	7	1	0	8
合 計		62	5	7	74

質問1（負債総額）と質問36（選定コストの比率）のクロス表

度数

		質問36							合計
		20%以上であると思われる	15%以上20%未満であると思われる	10%以上15%未満であると思われる	5%以上10%未満であると思われる	5%未満であると思われる	0%であると思われる	いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	
質問1	負債総額5,000億円以上の企業	4	2	3	1	4	1	26	41
	負債総額1,000億円以上5,000億円未満の企業	1	0	1	1	3	0	8	14
	負債総額700億円以上1,000億円未満の企業	0	0	1	0	0	0	2	3
	負債総額500億円以上700億円未満の企業	0	1	0	0	1	0	2	4
	負債総額400億円以上500億円未満の企業	0	0	0	0	0	0	2	2
	負債総額250億円以上300億円未満の企業	0	0	0	0	0	0	1	1
	負債総額200億円以上250億円未満の企業	0	0	0	0	0	0	1	1
	負債総額200億円未満の企業	2	1	1	1	1	0	1	7
合 計		7	4	6	3	9	1	43	73

質問1（負債総額）と質問44（新監査事務所の監査リスク）のクロス表

度数

		質問44					合計
		リスクをいくらか増大させる	リスクは増大も減少させない	リスクをいくらか減少させる	リスクを非常に減少させる	いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	
質問1	負債総額5,000億円以上の企業	2	7	19	2	5	35
	負債総額1,000億円以上5,000億円未満の企業	2	3	6	1	1	13
	負債総額700億円以上1,000億円未満の企業	0	1	2	0	0	3
	負債総額500億円以上700億円未満の企業	0	1	2	0	0	3
	負債総額400億円以上500億円未満の企業	0	0	0	0	2	2
	負債総額250億円以上300億円未満の企業	0	0	0	0	1	1
	負債総額200億円以上250億円未満の企業	0	0	1	0	0	1
	負債総額200億円未満の企業	1	3	4	0	0	8
合 計		5	15	34	3	9	66

質問1（負債総額）と質問45（新事務所の対処能力）のクロス表

度数

		質問45					合計
		監査事務所が適切に対処できる能力は、相当、向上するであろう	監査事務所が適切に対処できる能力は、若干、向上するであろう	監査事務所が適切に対処できる能力は、変わらないであろう	監査事務所が適切に対処できる能力は、若干、低下するであろう	監査事務所が適切に対処できる能力は、相当、低下するであろう	
質問1	負債総額5,000億円以上の企業	2	10	18	10	2	42
	負債総額1,000億円以上5,000億円未満の企業	1	4	5	3	0	13
	負債総額700億円以上1,000億円未満の企業	0	1	1	1	0	3
	負債総額500億円以上700億円未満の企業	0	1	3	0	0	4
	負債総額400億円以上500億円未満の企業	0	1	1	0	0	2
	負債総額250億円以上300億円未満の企業	0	0	0	1	0	1
	負債総額200億円以上250億円未満の企業	0	1	0	0	1	2
	負債総額200億円未満の企業	0	3	2	1	1	7
合 計		3	21	30	16	4	74

質問1（負債総額）と質問57（監査の機能不全リスク）のクロス表

度数

		質問57				合計
		リスクを非常に増大させる	リスクをいく分増大させる	リスクは増大も減少しない	いざれを選択すべきかの判断基準または経験がない	
質問1	負債総額5,000億円以上の企業	4	25	5	8	42
	負債総額1,000億円以上5,000億円未満の企業	4	5	2	2	13
	負債総額700億円以上1,000億円未満の企業	0	2	1	0	3
	負債総額500億円以上700億円未満の企業	0	2	1	1	4
	負債総額400億円以上500億円未満の企業	0	1	0	1	2
	負債総額250億円以上300億円未満の企業	0	0	0	1	1
	負債総額200億円以上250億円未満の企業	1	0	0	1	2
	負債総額200億円未満の企業	1	5	1	1	8
合 計		10	40	10	15	75

質問1（負債総額）と質問62（コストと便益との比較）のクロス表

度数

		質問62					合計
		コストが便益を非常に上回るであろう	コストが便益をいく分上回るであろう	コストと便益はほぼ同じくらいとなるであろう	便益がコストをいく分上回るであろう	いざれを選択すべきかの判断基準または経験がない	
質問1	負債総額5,000億円以上の企業	15	14	0	0	12	41
	負債総額1,000億円以上5,000億円未満の企業	7	3	2	0	2	14
	負債総額700億円以上1,000億円未満の企業	1	1	0	1	0	3
	負債総額500億円以上700億円未満の企業	1	1	1	0	1	4
	負債総額400億円以上500億円未満の企業	0	1	0	0	1	2
	負債総額250億円以上300億円未満の企業	0	0	0	0	1	1
	負債総額200億円以上250億円未満の企業	1	0	0	0	0	1
	負債総額200億円未満の企業	1	5	2	0	0	8
合 計		26	25	5	1	17	74

質問3（継続契約期間）と質問9（発生コストの比率）のクロス表

度数

		質問9							合計
		新しい監査事務所の初年度の監査報酬の20%以上	新しい監査事務所の初年度の監査報酬の15%以上20%未満	新しい監査事務所の初年度の監査報酬の10%以上15%未満	新しい監査事務所の初年度の監査報酬の5%以上10%未満	新しい監査事務所の初年度の監査報酬の5%未満	ゼロ	わからない	
質問3	5年以内	1	0	0	3	3	1	2	10
	5年超～10年以下	1	1	0	1	0	0	2	5
	10年超	13	2	6	2	5	0	34	62
	合 計	15	3	6	6	8	1	38	77

質問3（継続契約期間）と質問21（四大法人以外の選択）のクロス表

度数

		質問21			合計
		考えられない	考えられる	わからない	
質問3	5年以内	9	1	0	10
	5年超～10年以下	3	2	0	5
	10年超	52	2	6	60
	合 計	64	5	6	75

質問3（継続契約期間）と質問36（選定コストの比率）のクロス表

度数

		質問36							合計
		20%以上であると思われる	15%以上であると思われる	10%以上であると思われる	5%以上であると思われる	5%未満であると思われる	0%であると思われる	いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	
質問3	5年以内	1	0	1	1	1	0	5	9
	5年超～10年以下	2	1	0	1	0	0	0	4
	10年超	4	3	5	1	8	1	39	61
	合 計	7	4	6	3	9	1	44	74

質問3（継続契約期間）と質問44（新監査事務所の監査リスク）のクロス表

度数

		質問44					合計
質問3	5年以内 5年超～10年以下 10年超	リスクをいくらか増大させる	リスクは増大も減少もしない	リスクをいくらか減少させる	リスクを非常に減少させる	いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	
		2	1	5	0	1	9
		1	1	2	0	0	4
		3	14	26	3	8	54
合 計		6	16	33	3	9	67

質問3（継続契約期間）と質問45（新事務所の対処能力）のクロス表

度数

		質問45					合計
質問3	5年以内 5年超～10年以下 10年超	監査事務所が適切に対処できる能力は、相当、向上するであろう	監査事務所が適切に対処できる能力は、若干、向上するであろう	監査事務所が適切に対処できる能力は、変わらないであろう	監査事務所が適切に対処できる能力は、若干、低下するであろう	監査事務所が適切に対処できる能力は、相当、低下するであろう	
		0	2	6	2	0	10
		0	3	0	0	2	5
		3	18	24	14	2	61
合 計		3	23	30	16	4	76

質問3（継続契約期間）と質問57（監査の機能不全リスク）のクロス表

度数

		質問57				合計
質問3	5年以内 5年超～10年以下 10年超	リスクを非常に増大させる	リスクをいく分増大させる	リスクは増大も減少もしない	いずれを選択すべきかの判断基準または経験がない	
		1	4	2	3	10
		1	3	1	0	5
		8	35	7	12	62
合 計		10	42	10	15	77

質問3（継続契約期間）と質問62（コストと便益との比較）のクロス表

度数

		質問62					合計
質 問 3	コストが便 益を非常に 上回るであ ろう	コストが便 益をいく分 上回るであ ろう	コストと便 益はほぼ同 じくらいと なるであろ う	便益がコス トをいく分 上回るであ ろう	いずれを選 択すべきか の判断基準 または経験 がない		
	5年以内	4	3	1	0	2	10
	5年超～10年以下	1	3	1	0	0	5
	10年超	21	19	3	1	15	59
合 計		26	25	5	1	17	74

質問3（監査の態様）と質問9（発生コストの比率）のクロス表

度数

		質問9							合計
質 問 3	新しい監 査事務所 の初年度 の監査報 酬の20% 以上	新しい監 査事務所 の初年度 の監査報 酬の15% 以上20% 未満	新しい監 査事務所 の初年度 の監査報 酬の10% 以上15% 未満	新しい監 査事務所 の初年度 の監査報 酬の5% 以上10% 未満	新しい監 査事務所 の初年度 の監査報 酬の5% 未満	ゼロ	わから ない		
	監査法人	15	3	6	4	7	1	37	73
	共同監査（法人・法人）	0	0	0	1	1	0	1	3
	単独監査	0	0	0	1	0	0	0	1
合 計		15	3	6	6	8	1	38	77

質問3（監査の態様）と質問21（四大法人以外の選択）のクロス表

度数

		質問21			合計
質 問 3	考えられない	考えられる	わからない		
	監査法人	61	4	6	71
	共同監査（法人・法人）	2	1	0	3
	単独監査	1	0	0	1
合 計		64	5	6	75

質問3（監査の態様）と質問36（選定コストの比率）のクロス表

度数

		質問36							合計
		20%以上 であると 思われる	15%以上 であると 思われる	10%以上 であると 思われる	5%以上 であると 思われる	5%未 満であ ると思 われる	0%で あると 思われる	いずれを 選択すべ きかの判 断基準ま たは経験 がない	
質 問 3	監査法人	7	4	6	2	9	1	41	70
	共同監査（法人・法人）	0	0	0	0	0	0	3	3
	単独監査	0	0	0	1	0	0	0	1
合 計		7	4	6	3	9	1	44	74

質問3（監査の態様）と質問44（新監査事務所の監査リスク）のクロス表

度数

		質問44					合計
		リスクをい くらか増大 させる	リスクは増 大も減少も しない	リスクをい くらか減少 させる	リスクを非 常に減少さ せる	いずれを選 択すべきか の判断基準 または経験 がない	
質 問 3	監査法人	5	16	31	3	8	63
	共同監査（法人・法人）	0	0	2	0	1	3
	単独監査	1	0	0	0	0	1
合 計		6	16	33	3	9	67

質問3（監査の態様）と質問45（新事務所の対処能力）のクロス表

度数

		質問45					合計
		監査事務所 が適切に 対処できる 能力は、相 当、向上す るであろう	監査事務所 が適切に 対処できる 能力は、若 干、向上す るであろう	監査事務所 が適切に対 処できる能 力は、変わ らないであ ろう	監査事務所 が適切に 対処できる 能力は、若 干、低下す るであろう	監査事務所 が適切に 対処できる 能力は、相 当、低下す るであろう	
質 問 3	監査法人	3	20	29	16	4	72
	共同監査（法人・法人）	0	2	1	0	0	3
	単独監査	0	1	0	0	0	1
合 計		3	23	30	16	4	76

質問3（監査の態様）と質問57（監査の機能不全リスク）のクロス表

度数

		質問57				合計	
質 問 3		リスクを非常 に増大させる	リスクをいく 分増大させる	リスクは増大 も減少もしな い	いずれを選択 すべきかの判 断基準または 経験がない		
		監査法人	10	41	9	13	73
		共同監査（法人・法人）	0	1	0	2	3
		単独監査	0	0	1	0	1
合 計		10	42	10	15	77	

質問3（監査の態様）と質問62（コストと便益との比較）のクロス表

度数

		質問62					合計	
質 問 3		コストが便 益を非常に 上回るであ ろう	コストが便 益をいく分 上回るであ ろう	コストと便 益はほぼ同 じくらいと なるであろ う	便益がコス トをいく分 上回るであ ろう	いずれを選 択すべきか の判断基準 または経験 がない		
		監査法人	25	24	4	1	16	70
		共同監査（法人・法人）	0	1	1	0	1	3
		単独監査	1	0	0	0	0	1
合 計		26	25	5	1	17	74	

## 2 監査役・監査委員会向けクロス集計結果

質問2（ローテーション方針を定めているか）と質問4（コストと便益の比較）のクロス表  
度数

		質問4						合計
		コストが便益を大幅に上回りそうである	コストが便益をいくぶん上回りそうである	コストと便益はほぼ同じであろう	便益がコストをいくぶん上回りそうである	便益がコストを大幅に上回りそうである	いずれを選択すべきかの基準または経験がない	
質問2	いいえ	29	39	7	5	2	58	140
	はい	0	1	0	0	0	0	1
合 計		29	40	7	5	2	58	141

質問2と質問8（ローテーションに対する考え方）のクロス表

度数

		質問8				合計
		受入可能な企業が制限されることはないと考えられるため、監査事務所のローテーションを支持する	監査事務所のローテーションを支持するが、企業側のコストは便益を超えると考えられる	受入可能な企業が制限されるため、監査事務所のローテーションは支持しない	ほとんどの企業が受入可能であったとしても、監査事務所のローテーションは支持しない	
質問2	いいえ	15	44	21	49	129
	はい	1	0	0	0	1
合 計		16	44	21	49	130

### 3 監査事務所向けクロス集計結果

質問2（クライアントの市場化寡占率が25%を超えるか）と質問11（交替直後のリスク）のクロス表  
度数

		質問11			合計
		リスクを非常に増大させる	リスクをいくらか増大させる	リスクは増加も減少もない	
質問 2	はい	0	6	0	6
	いいえ	19	28	6	53
合 計		19	34	6	59

質問2と質問13（交替直後の対処能力）のクロス表  
度数

		質問13				合計
		監査人が適切に対処できる能力は、若干、向上するであろう	監査人が適切に対処できる能力は、変わらないであろう	監査人が適切に対処できる能力は、若干、低下するであろう	監査人が適切に対処できる能力は、相当、低下するであろう	
質問 2	はい	2	3	0	0	5
	いいえ	12	20	15	5	52
合 計		14	23	15	5	57

質問2と質問23（交替期限が近づいたときに担当監査人を配置換えする可能性）のクロス表  
度数

		質問23					合計
		かなり可能性がある	やや可能性がある	どちらでもない	あまり可能性はない	ほとんど可能性はない	
質問 2	はい	0	0	2	2	2	6
	いいえ	10	15	10	6	9	50
合 計		10	15	12	8	11	56

質問2と質問34（初年度コスト）のクロス表

度数

		質問34			合計
		はい	いいえ	無回答	
質問 2	はい	5	0	1	6
	いいえ	45	1	4	50
合 計		50	1	5	56

質問2と質問56（顧客獲得競争）のクロス表

度数

		質問56					合計
		競争は非常に激しくなる	競争はいくらか激しくなる	競争は激しくもならず、緩やかにもならない	競争はいくらか緩やかになる	いずれを選択すべきかの基準または経験がない	
質問 2	はい	2	2	1	0	1	6
	いいえ	17	14	4	1	13	49
合 計		19	16	5	1	14	55

### **III 監査事務所のローテーションについての先行研究**

**Mara Cameran, Emilia Merlotti, and Dino Di Vincenzo, The Audit Firm Rotation: A Review of the Literature, September 2005, SDA Bocconi Research Paper.**

**Executive Summary**

監査人の独立性を確保する手段の一つとして、監査事務所を強制的に交替させることに対して、社会から大きな関心が寄せられている。所定の期間経過後、法律により強制的に監査事務所のローテーションを要請しているのは、ブラジル、インド、イタリア、シンガポール、韓国の少数の国に限定されている。2002年、そして2004年（データの更新）、独立の研究機関であるSDA Bocconi School of Managementはイタリアにおける監査事務所の強制的ローテーションの影響を調査した（SDA Bocconi School of Management, 2002）。その結果、監査事務所の強制的ローテーションは、追加的費用を発生させ、大手監査事務所による監査業務の寡占化を進行させ、（特筆すべきは監査事務所が交替した直後の年度に）監査の品質を低下させることが懸念されること、加えて、株式市場はこれを気に掛けないことが判明した。本研究の目的は、監査事務所の強制的ローテーションに関連して行われてきた研究のほぼ全体像を示すことである。

最初に、本研究では、世界の規制当局、あるいは機関が公表した26の報告書の結論と発見事項についてレビューした。26の報告書のうち、監査事務所の強制的ローテーションによるベネフィットを支持しないものが22であり、残り4報告書が支持していた。大多数の報告書（88%）は、過去5年以内に公表されたものであり、したがって報告書は、近年の事業の失敗を反映した意見と証拠であると考えられる。

本研究は、さらに、34本の研究論文についても検討を行った（うち9本が規範論であり、25本が実証論文であった）。その多くは、監査事務所を強制的に交替させることに否定的であった。注目に値するのは、規範的論文と比較して（56%）、実証的証拠に基づく論文の多く（76%）が、監査事務所の交替を強制することに反対していることであった。

多くの研究論文（58.8%）も、報告書と同様、過去5年以内に公表されたものである。そのうちの64%が実証研究であり、45%が規範的な内容であった。

続いて、監査事務所を強制的に交替させることが有効であるのかどうかを各実証研究がどのように判断したのかを評価するために、強制的ローテーションと次の研究テーマとの関連性を考慮して実証研究を分類した：

- ・監査人の独立性
- ・監査の品質
- ・監査費用
- ・監査市場の競争
- ・資本市場の反応、

実証研究の結果は、いずれの研究テーマに属するのかに関係なく、監査事務所の強制的ローテーションを支持するものではなかった。

（高橋美穂子）

**The Ultimate Form of Mandatory Auditor Rotation: The Case of  
Former Arthur Andersen Clients**

**Jennifer L. Blouin , Barbara M. Grein and Brian Rountree**

**University of Pennsylvania - The Wharton School , Drexel  
University - Department of Accounting and Tax and Rice University -**

**Jesse H. Jones Graduate School of Management**

**Date Posted: February 15, 2005**

**Last Revised: March 7, 2005**

**Working Paper Series**

**概要:**

アーサーアンダーセンの崩壊により、監査人としての公共会計事務所の強制的ローテーションがどのような意味を有するのかについて、われわれは実験的研究をするための機会を得ることができた。監査人の強制的ローテーションについての最近の諸研究と同様に、本研究では新しい監査人の選択はエージェンシーコストとスイッチングコストの関数であることを仮定した。

アンダーセンのクライアントが、担当監査人を新しい監査人として引き継がせたかどうかを特定するためのデータから、われわれは、2つの仮説に対する証拠を得ることができた。さらに、裁量的会計調整高を用いてより大きな利益を表示していた会社は、監査人のスイッチングコストを軽減させようとする会社と同様に、アンダーセンの担当監査人を新しい監査人として引き継がせようとするより強い傾向があることが分かった。

しかしながら、次年度の会計調整高を調べた結果、アンダーセンの監査人を引き継いだ最も大きく利益を表示する会計方針を採用していた会社は、新しくアンダーセン以外の監査人を選択した会社と比較して、次年度にはもはやそのような会計方針を採用していないことが分かった。このことは、監査人の強制的ローテーションによって財務報告が直接的に改善されるという考え方と整合しない。というのは、アンダーセン以外の新監査人は会計調整高をもっとも大きく是正するとわれわれは期待していたからである。

ただし、われわれの結果は、本稿で取り上げたアンダーセンのローテーションは繰り返し発生するような事例ではないので慎重に解釈されなければならない。さらに、ベネフィットがコストを上回るかどうかを決定することは、これらを実証的に定量化することができないので困難である。

**Audit Report Lag, Audit Partner Rotation and Audit Firm Rotation:  
Evidence from Australia,**

Kam Wah Lai and Leo C. Cheuk , Hong Kong Polytechnic University - General and City University of Hong Kong - Department of Accountancy

Date Posted: August 22, 2005

Last Revised: September 29, 2005

Working Paper Series

**概要：**

本稿では、監査パートナー・ローテーションと監査事務所・ローテーションのタイプの違い（単純（無関係の事務所へのローテーション）、クロスアップ（親事務所へのローテーション）、クロスダウン（子事務所へのローテーション））が監査報告の遅れ（ARL）に及ぼす影響を調査した。監査報告書で監査担当パートナーと監査事務所の名前が開示されている、オーストラリアの369社の2001年データを用いて、Whittred (1980) が示唆した、監査報告期限が確定していることと限定意見との間のトレードオフについて本稿は検討した。

監査の開始時期にかかる仮説を棄却するような結果は得られず、監査パートナー・ローテーションと単純な監査事務所・ローテーションがARLに及ぼす影響の大きさは有意ではなかった。同様に、観察数は少なかったが、クロスダウンの監査事務所・ローテーションは、大きな影響を及ぼさなかった。しかしながら、クロスアップの監査事務所・ローテーションとARLとの間には、正の有意な関係が観察された。

全体として、監査開始時期と監査報告期限との期間仮説と比較して、監査事務所・ローテーション仮説はARLの決定により一層大きな影響力をもっているように思われる。さらに重要なことは、規制当局が監査パートナー・ローテーションと監査事務所・ローテーションの効果を監査報告期限の側面から評価する場合に、本稿の発見事項は追加的な情報を提供していることである。

(及川 拓也)

# 資料

## Appendix I

### 監査事務所の強制的交替にかかる公共会計事務所の調査票

#### アメリカ合衆国会計検査院 公共会計事務所に対する 監査事務所の強制的交替にかかる調査

##### 序文

サーベインズ・オクスリー法2002年（以下「SOX法」と略す）は、証券取引委員会（以下「SEC」と略す）に登録している上場企業の財務報告の正確性と信頼性を改善することにより投資家を保護することを目的とした様々な事項の実施を義務付けている。またSOX法は、複数の調査を実施することを求めている。そのうちの一つ（207条）は、連邦議会に直属する独立の監査・検査・評価機関たる会計検査院（以下「GAO」と略す）が、新しい上場企業会計監視機構（以下「PCAOB」と略す）に登録している公共会計事務所を強制的に交替させた場合にどのような影響があるのかについて調査することを規定している。

この問題に関して連邦議会に対して完全で公正かつ均衡のとれた報告をするために、わたくしども会計検査院は、代表的な公共会計事務所の皆さんとの経験とお考えを知ることが必要不可欠なことである、と考えた。貴事務所は、アメリカ公認会計士協会（以下「AICPA」と略す）のSEC業務実施事務所部門に登録している公共会計事務所ならびにAICPAの同部門には登録していないがSECに登録している上場企業の監査業務に携わっているその他の公共会計事務所の中から選択された。

GAOは、監査事務所の強制的交替がどのような影響を及ぼすのかについて貴事務所のお考えを表明していただくことにより、本調査へのご協力とご支援をお願いするものである。本調査票のご記入は、貴事務所の責任者（CEO/代表パートナー）あるいは代表者によることを強くお願いするものである。

本調査の結果は、わたくしどもGAOの報告書の一部として集計表の形で編集し公表する予定であり、GAOは法令ないし連邦議会が強制しない限り、記入者個人が特定できるような形で本調査のデータを公表することはしない。私有財産としての事業上の情報は、連邦法（18U.S.C. 1905, 守秘法）により保護されており、承諾のない情報の開示は犯罪となる。

##### 関連用語の定義

・「上場企業」とは、1934年証券取引法、1940年投資会社法により財務報告を義務付けられている、SECに登録している証券の発行会社である。本調査では、証券発行者としての法令の定義を満たす投資信託と投資トラストも上場会社としている。

（以上 page 5）

・「多国籍企業あるいは外国会社」とは、上場会社であるが、アメリカ合衆国以外の1つ以上の国で総収益の10パーセントを超える金額の事業を実施している企業である。

・「内国会社」とは、アメリカ合衆国以外では、総収益の10パーセントを超える金額の事業を実施していない企業である。

・「監査人」、「登録監査人」及び「公共会計事務所」とは、SECに登録している独立会計事務所であり、

上場企業の監査及びレビュー業務を実施し、その保証業務報告書をSECに届け出ている事務所である。将来、これらの公共会計事務所は、SOX法の規定によりPCAOBに登録しなければならない。

- ・「監査事務所の強制的交替」とは、特定の登録公共会計事務所が上場会社（証券発行者）の登録監査人を継続できる年数に制限を設けることを意味する。
- ・「監査の質」とは、監査人が一般に認められた監査基準（以下「GAAS」と略す）にしだかって監査を実施し、監査済み財務諸表が(1)一般に認められた会計原則（以下「GAAP」と略す）にしたがって作成され、(2)誤謬あるいは不正による重要な誤表示がないことについて合理的に保証していることを意味する。この定義は以下のことを前提としている。すなわち、監査はGAASにしたがって実施されており、GAASの規定により監査人は重要な誤表示を発見し、発見した誤りについては、(1)適切な修正仕訳が行なわれ、関連する表示項目について財務諸表の重要な誤表示にならないような変更が加えられること、(2)もしも修正仕訳と表示上の変更がなされない場合には、限定意見が表明されること、(3)必要な場合には、監査人は依頼会社の登録監査人を辞職し、SECに対して辞職の理由を報告することにより、誤表示を適切に処理している、と事情に通じた理性のある第三者が結論を下したことを前提としている。
- ・「監査の失敗」とは、SECに登録される監査済み財務諸表に誤謬によるにしろ、不正によるにしろ重要な誤表示が残存し、監査がGAASにしたがって実施されなかったこと、それゆえ(1)適切な修正仕訳が行なわれ、関連する表示項目について財務諸表の重要な誤表示にならないような変更が加えられること、(2)もしも修正仕訳と表示上の変更がなされない場合には、限定意見が表明されること、(3)必要な場合には、監査人は依頼会社の登録監査人を辞職し、SECに対して辞職の理由を報告することにより、誤表示を適切に処理していない、と事情に通じた理性のある第三者が結論を下したことを意味している。

（以上 page 6）

## 公共会計事務所のフェースシート（脚注1）

脚注1 アスタリスク＊は設問に対する回答数が3以下の場合である。

1. あなたの事務所は現在AICPAのSEC業務実施事務所部門のメンバーですか。

N=73

1. Yes	97%
2. No	3%
3. No answer	

2. 現時点で、あなたの事務所はPCAOBに登録する計画をお持ちですか。

N=72

1. Yes	96%
2. No	1%
3. Uncertain	3%
4. No answer	

3. 下記のカテゴリーであなたの事務所が登録監査人となっている上場企業は昨年度は何社でしたか。

監査クライアント数をご記入ください。

#### 監査クライアント総数

あなたの事務所が登録監査人として監査した昨年度の上場企業数

N=72 平均=143 中位数=20 レンジ=2-2528

#### 多国籍企業ないし外国会社の監査クライアント

収益50億ドル以上

N=\*

収益10億ドル以上50億ドル未満

N=\*

収益1億ドル以上10億ドル未満

N=\*

収益1億ドル未満

N=16 平均=9 中位数=3 レンジ=1-65

(以上 page 7)

#### 内国会社の監査クライアント

収益50億ドル以上

N=\*

収益10億ドル以上50億ドル未満

N=\*

収益1億ドル以上10億ドル未満

N=18 平均=35 中位数=2 レンジ=1-495

収益1億ドル未満

N=70 平均=44 中位数=18 レンジ=2-659

昨年度あなたの事務所が上場企業の監査クライアントを1社もお持ちでなかった場合には、質問7にとんでください。

4. 昨年度の上場企業の監査、レビュー、その他のアテスト業務について、あなたの事務所が登録監査人として業務に従事したクライアントは1社で、あるいは合計して、当該産業の市場占有率の25パーセントを超えていたケースがありましたか。

N=72

- |              |     |
|--------------|-----|
| 1. Yes       | 6%  |
| 2. No        | 94% |
| 3. No answer |     |

5. 昨年度、あなたの事務所が監査、レビュー、その他のアテスト業務に従事した上場企業が当該産業での市場占有率の25パーセントを超えていた場合、その産業名をご記入ください。なお、市場占有率の計算に当たり、あなたの事務所が用いた基準（例えば、当該産業での上場企業数、収益の比率、資本の比率等）も併せてご記入ください。

(以上 page 8)

6. 昨年度あなたの事務所が従事した上場企業の監査, レビュー, その他のアテスト業務のクライアントについて, 当該クライアントの主たる事業が属する特定の産業に対してあなたの事務所の監査, レビュー, アテスト業務資源(時間, スタッフ数等)の5パーセント以上を投入している場合, 当該産業をご記入ください。[注:下記の産業分類は北米産業分類システム(NAICS)による。NAICS大分類による産業はすべてリストアップしてある。製造業については中分類までリストアップしてある。]

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 宿泊・飲食サービス N=4         | <input type="checkbox"/> 製造業-製紙 N=0       |
| <input type="checkbox"/> 管理・支援サービス<br>無駄節減サービス | <input type="checkbox"/> 製造業-製鉄 N=1       |
| 会社更生サービス N=3                                   |   |
| <input type="checkbox"/> 農業, 林業, 水産業, 狩猟業 N=0  | <input type="checkbox"/> 製造業-輸送設備 N=2     |
| <input type="checkbox"/> 歩行医療サービス N=1          | <input type="checkbox"/> 製造業-その他 N=24     |
| <input type="checkbox"/> 芸術, 娯楽, レクリエーション N=8  | <input type="checkbox"/> 鉱業 N=8           |
| <input type="checkbox"/> 建設 N=3                | <input type="checkbox"/> 専門職, 科学, 技術 N=17 |
| <input type="checkbox"/> 教育 N=1                | <input type="checkbox"/> 公務 N=1           |
| <input type="checkbox"/> 金融・保険 N=30            | <input type="checkbox"/> 不動産, 賃貸 N=8      |
| <input type="checkbox"/> 情報 N=18               | <input type="checkbox"/> 商業-小売 N=5        |
| <input type="checkbox"/> 会社経営管理 N=1            | <input type="checkbox"/> 商業-卸売 N=8        |
| <input type="checkbox"/> 製造業-化学 N=4            | <input type="checkbox"/> 輸送・倉庫 N=2        |
| <input type="checkbox"/> 製造業-コンピュータ・電子機器 N=12  | <input type="checkbox"/> 公益事業 N=3         |
| <input type="checkbox"/> 製造業-食品 N=2            | <input type="checkbox"/> その他-下欄にご記入ください   |
|  | N=30                                      |

「その他」にチェックされた方はご記入ください：

(以上 page 9)

7. 昨年度, あなたの事務所は, 上場企業の登録監査人としての他の公共会計事務所から監査クライアントをおよそ何回引き継ぎましたか。

N=72 平均=38 中位数=10 レンジ=1-500

8. 2001年12月31日以来, あなたの事務所は, 上場企業の登録監査人としてのアーサー・アンダーセンから上場企業の監査, レビュー, その他のアテスト業務を何回引き継ぎましたか。

N=28 平均=44 中位数=2 レンジ=1-308

## 監査事務所の強制的ローテーションの潜在的な効果

### 監査人の知識と経験

以下の質問は、監査事務所の強制的ローテーションが公開企業の財務諸表における重要な虚偽表示を示す財務報告問題を発見する監査人の能力にいかに影響を与えるのかを扱っている。

9. あなたの意見として、以下の各要因は、公開企業の財務諸表における重要な虚偽表示を示す財務報告問題を発見する監査人の能力にどの程度重要な影響をあたえると思われますか？

	非常に大きな影響	大きな影響	中程度の影響	いくらかの影響	少ない影響又は影響がない	分からぬい
適切なスタッフの教育、訓練及び経験 回答数=73	70%	30%	0%	0%	0%	0%
一般に認められた会計原則についての適切な知識 回答数=73	59%	36%	5%	0%	0%	0%
一般に認められた監査基準についての適切な知識 回答数=73	59%	33%	8%	0%	0%	0%
適切な監査チームのスタッフ配置の水準 回答数=73	60%	36%	4%	0%	0%	0%
事務所の技術的資源（地域的又は全国的を問わず）への適切なアクセス 回答数=73	48%	32%	19%	0%	0%	0%
公開企業部門における事務所の適切な経験 回答数=73	38%	41%	21%	0%	0%	0%
クライアントの受入プロセスに対する適切なリスク評価プロセス 回答数=73	34%	43%	16%	0%	0%	0%
クライアントの業務、システム及び財務報告実務についての適切な知識 回答数=73	73%	22%	5%	0%	0%	0%

10. 公開企業の財務諸表における重要な虚偽表示を示す財務報告問題を発見する監査人の能力に影響を与えるとあなたが考えるもので、上記に挙げられていない要因を記入し、あなたの回答として、上記と同じ分類を使って、重要性の水準を特定してください。
- 
-

11. 登録監査人が監査業務の初めの数年間に追加的な監査資源を利用して新たな公開企業クライアントについての乏しい特定の知識及び経験に対応していると解されますぐ、平均的に、あなたの事務所では、以下に挙げる公開企業の各分類について、新たなクライアントの業務及び財務報告実務に「十分に精通して」、新たな公開企業クライアントに関連付けられることの多い追加的な監査資源をもはや必要としないようになるには、どの程度の期間がかかりますか？

	1年	2～3年	4～5年	5年以上	この分類の公開企業に関する経験又は基礎がない
売上高50億ドル以上の多国籍又は外国企業 回答数=60	0%	7%	0%	0%	93%
売上高50億ドル以上の内国公開企業 回答=61	0%	8%	0%	0%	92%
売上高1億ドル以上50億ドル未満の多国籍又は外国企業 回答数=60	0%	18%	2%	0%	80%
売上高1億ドル以上50億ドル未満の内国企業 回答数=59	7%	42%	3%	0%	48%
売上高1億ドル以上未満の多国籍又は外国企業 回答数=65	8%	41%	8%	2%	41%
売上高1億ドル未満の内国企業 回答数=69	25%	65%	8%	1%	1%

12. 監査事務所の強制的ローテーションのもとで、新たな事務所は、クライアントの業務及び財務報告実務に対して「新鮮な視点」を提供します。一般に、新たな事務所が提供する新鮮な視点は、新たな監査人が、前任監査人が発見できなかった、公開企業の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある財務報告問題を発見する可能性に対してどの程度影響を及ぼしますか？

- 1. 可能性がかなり増加 2%
- 2. 可能性がいくらか増加 29%
- 3. 増加も減少もしない 33%
- 4. 可能性がいくらか減少 18%
- 5. 可能性がかなり減少 18%
- 6. 無回答

13. 監査事務所の強制的ローテーションのもとで、新たな監査事務所は、記録上のレベルで、前任監査人のクライアントの業務及び財務報告実務についての知識と比べて、クライアントの特定の業務及び財務報告実務についての知識が初歩的な段階にありますか？

- 1. かなり少ない 54%
- 2. いくらか少ない 41%
- 3. ほぼ同じ 4%
- 4. いくらか多い 0%
- 5. かなり多い 1%
- 6. 無回答

質問13に3、4又は5と回答した方は、質問15へ進んでください。

14. もし、監査事務所の強制的ローテーションのもとで、新たな監査事務所が当初、クライアントの業務及び財務報告実務についての特定の知識が少ないという場合、その少ない特定の知識は、新たな監査人が監査契約継続期間の初年度に財務諸表における重要な虚偽表示を発見することができないリスクにどの程度影響を及ぼしますか？

1. リスクがかなり増加	36%
2. リスクがいくらか増加	57%
3. リスクに増加も減少もない	6%
4. リスクがいくらか減少	1%
5. リスクがかなり減少	0%
6. 無回答	

15. 監査事務所の強制的ローテーションのもとで、あなたは、クライアントの財務諸表における重要な虚偽表示を発見できないリスクを受容可能なレベルに低下させることに関して、PCAOBが、新たな登録監査人を支援するような（以下に挙げる）追加的及び／又は増加した監査手続を要求することは、どの程度の潜在的価値があると思われますか？

	非常に大きな価値	大きな価値	中程度の価値	いくらかの価値	価値がほとんどない、又はまったくない	わからない
事務所がクライアントにかかる多くの経験を有している場合に適用するであろう手続以上に、財務諸表についての重要な領域における追加的手続 回答数=72	3%	22%	22%	25%	22%	6%
財務諸表に重要と考えられるクライアントが提供了財務諸表及びデータの追加的検証 回答数=72	3%	28%	22%	21%	32%	4%
前任事務所の監査業務チームの主要なメンバーへのアクセスの増加 回答数=72	4%	28%	28%	22%	17%	1%
前任事務所の監査業務チームの監査調書へのアクセスの増加 回答数=72	7%	29%	27%	21%	15%	1%

16. 新たな登録監査人が、公開企業の財務諸表における重要な虚偽表示を発見できないリスクを受容可能なレベルに低下させることに関して追加的な価値のあるとあなたが考える、上記に記載されていないその他の追加的及び／又は増加した監査手続を記入してください。また、上記と同じ分類を用いて、その価値のレベルを示してください。

---



---

17. 公開企業の財務諸表における重要な虚偽表示を発見できることに関するあなたの事務所のリスクを受容可能なレベルまで減少させるのに必要な、上記のものを含む、追加的な及び／又は監査手続をPCAOBが要求しなくとも、現行の一般に認められた監査基準のもとで、あなたの事務所は、登録監査人として、監査手続を実施する十分な柔軟性を有していますか？

- |        |     |
|--------|-----|
| 1. はい  | 95% |
| 2. いいえ | 5%  |
| 3. 無回答 |     |

18. 監査事務所の強制的ローテーションのもとで、重要な虚偽表示を発見できることに関するあなたの事務所のリスクを受容可能なレベルにまでより一層減少させるために、PCAOBが検討すべき上記の監査手続を挙げてください。

---



---

19. 本節で扱っている問題について何か追加的なコメント、あるいは、(本節で扱われていないそのほかの問題も含めて) 監査人のクライアントに特定の知識及び経験に関連する監査事務所の強制的ローテーションについてのコメントはありますか?

### 監査人の独立性

監査事務所及び／又はそのパートナーの独立性は、公開企業及びその経営者との親密すぎる関係と同様に、監査クライアントを維持する経済的压力によって、逆の効果を及ぼすという者もいます。こうした圧力は、監査事務所及び／又はそのパートナーがクライアントの会計及び財務報告実務に適切に取り組むことを妨げるかもしれません。

監査人の独立性についての懸念は、監査事務所及びそのパートナーが、重要な虚偽表示のある財務諸表であることを示していると認識された財務報告問題に適切に対処する能力及び意欲に関連しています。

監査人は、監査の過程で生じた財務報告問題に対して、(1)適切な調整、関連する開示、及びその他の変更が財務諸表において行われ、財務諸表が一般に認められた会計原則に準拠して適正に表示されることを確かめること、(2)適切な調整及びその他の変更が行われなかった場合には、財務諸表に対する監査人の意見を修正すること、又は(3)正当な理由があるのであれば、公開企業の登録監査人を辞任し、辞任にかかる理由をSECに報告することによって、適切に対処します。

20. あなたの意見として、監査事務所の強制的ローテーションのもとで、クライアントの業務及び財務報告実務に対する新たな監査人の焦点(「新鮮な視点」)が、公開企業の財務諸表における重要な虚偽表示を示す可能性のある財務報告問題に関して、より適切に対処することにかかる監査人の潜在的能力にいかなる影響を及ぼすと思われますか?

- |                    |     |
|--------------------|-----|
| 1. 潜在能力をかなり増加させる   | 6%  |
| 2. 潜在能力をやや増加させる    | 21% |
| 3. 潜在能力を増加も減少もさせない | 54% |
| 4. 潜在能力をやや減少させる    | 15% |
| 5. 潜在能力をかなり減少させる   | 4%  |
| 6. 無回答             |     |

21. あなたの事務所及び業務執行パートナーに対するクライアント維持の圧力は、公開企業の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある財務報告問題に対して適切に対処するかどうかを決定する要因として、どのように評価しますか?

	重大な要因	大きな要因	中程度の要因	小さな要因	要因とはならない	分からぬ
監査事務所の強制的なローテーションがない場合の事務所に対する圧力 回答数=72	3%	3%	18%	22%	53%	1%
監査事務所の強制的なローテーションがある場合の事務所に対する圧力 回答数=72	1%	1%	16%	29%	50%	3%
監査事務所の強制的なローテーションがない場合の業務執行パートナーに対する圧力 回答数=72	3%	3%	22%	22%	49%	1%
監査事務所の強制的なローテーションがある場合の業務執行パートナーに対する圧力 回答数=72	1%	3%	14%	32%	49%	1%

22. あなたの事務所及び業務執行パートナーに対するクライアント維持の圧力は、一般に認められた会計原則の解釈及び適用に関して公開企業の経営者によって取られる「過度に積極的及び／又は楽観的」財務報告ポジションに適切に対処するかどうかを決定する要因として、どのように評価しますか？

	重大な要因	大きな要因	中程度の要因	小さな要因	要因とはならない	分からぬ
監査事務所の強制的なローテーションがない場合の事務所に対する圧力 回答数=72	0%	1%	15%	24%	60%	0%
監査事務所の強制的なローテーションがある場合の事務所に対する圧力 回答数=72	1%	0%	15%	24%	59%	1%
監査事務所の強制的なローテーションがない場合の業務執行パートナーに対する圧力 回答数=72	0%	1%	17%	26%	56%	0%
監査事務所の強制的なローテーションがある場合の業務執行パートナーに対する圧力 回答数=72	1%	0%	17%	26%	56%	0%

23. あなたの事務所及び業務執行パートナーに対する事後的な訴訟及び／又は制裁措置の潜在的可能性は、公開企業の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある財務報告問題に対して監査事務所及び業務執行パートナーが適切に対処するかどうかを決定する要因として、どのように評価しますか？

	重大な要因	大きな要因	中程度の要因	小さな要因	要因とはならない	分からぬ
監査事務所の強制的なローテーションがない場合の事務所に対する圧力 回答数=72	21%	22%	18%	15%	24%	0%
監査事務所の強制的なローテーションがある場合の事務所に対する圧力 回答数=72	24%	22%	18%	14%	22%	0%
監査事務所の強制的なローテーションがない場合の業務執行パートナーに対する圧力 回答数=72	21%	22%	18%	15%	24%	0%
監査事務所の強制的なローテーションがある場合の業務執行パートナーに対する圧力 回答数=72	24%	22%	18%	14%	22%	0%

24. 監査事務所の強制的ローテーションがない状況で、登録監査人が他の事務所に交代することの可能性は、現在の監査事務所が公開企業の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある財務報告問題に対して適切に対処するかどうかを決定する要因として、どのように評価しますか？

回答数=71

- |             |     |
|-------------|-----|
| 1. 重大な要因    | 1%  |
| 2. 大きな要因    | 6%  |
| 3. 中程度の要因   | 16% |
| 4. 小さな要因    | 38% |
| 5. 要因とはならない | 39% |
| 6. 分からぬ     |     |

25. 監査事務所の強制的ローテーションが行われている状況で、登録監査人が他の事務所に交代することの可能性は、現在の監査事務所が公開企業の財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性のある財務報

告問題に対して適切に対処するかどうかを決定する要因として、どのように評価しますか？

回答数=71

- |             |     |
|-------------|-----|
| 1. 重大な要因    | 3%  |
| 2. 大きな要因    | 4%  |
| 3. 中程度の要因   | 20% |
| 4. 小さな要因    | 35% |
| 5. 要因とはならない | 38% |
| 6. 分からない    |     |

26. 企業の登録監査人としての監査事務所の契約期間に制限を設けることは、以下の当事者による監査人の独立性に対する認識にどのような影響を及ぼしますか？

	大幅に増加	やや増加	増加も減少もしない	やや減少	大幅に減少	わからない
(アナリスト、銀行、証券会社、証券取引所及び格付機関を含む)資本市場による監査人の独立性に対する認識 回答数=71	4%	30%	52%	1%	0%	13%
機関投資家による監査人の独立性に対する認識 回答数=71	4%	30%	52%	1%	0%	13%
個人投資家による監査人の独立性に対する認識 回答数=71	6%	36%	44%	1%	0%	13%

27. 伝統的に、公開企業の登録監査人の変更は、資本市場にとって「レッド・フラッグ」と看做され、監査人の変更の背景となる理由が探求されてきました。監査事務所の強制的ローテーションのもとで要求される監査人の定期的交代は、監査人の変更と関連付けられるその他の「レッド・フラッグ」の信号にどのような影響を及ぼしますか？

回答数=70

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 1. 「レッド・フラッグ」信号が維持される可能性が大きい  | 47% |
| 2. 「レッド・フラッグ」信号が維持される可能性がややある | 42% |
| 3. 「レッド・フラッグ」信号に変化はない         | 11% |
| 4. 「レッド・フラッグ」信号が失われる可能性がややある  | 0%  |
| 5. 「レッド・フラッグ」信号が失われる可能性が大きい   | 0%  |
| 6. 無回答                        |     |

28. 監査事務所の強制的ローテーションのもとで公開企業及び監査事務所が、どちらの意向によるものであれ、両者の関係を終了させることができると想定した場合、登録監査人の非定期的な変更は、資本市場及び社会一般に向けての伝統的な「レッド・フラッグ」信号は、どの程度維持されますか？（非定期的な変更とは、監査事務所のローテーションの規定による直接的な結果として生じるものではない変更のことです。）

回答数=71

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 1. 「レッド・フラッグ」信号が維持される可能性が大きい  | 48% |
| 2. 「レッド・フラッグ」信号が維持される可能性がややある | 35% |
| 3. 「レッド・フラッグ」信号に変化はない         | 17% |
| 4. 「レッド・フラッグ」信号が失われる可能性がややある  | 0%  |
| 5. 「レッド・フラッグ」信号が失われる可能性が大きい   | 0%  |

6. 無回答

29. 本節で扱われている問題に対する追加的なコメント又は（本節で扱われていない他の問題を含め）監査人の独立性に関連して監査事務所の強制的ローテーションに関するコメントはありますか？
- 
- 

**監査の品質及び監査の失敗**

**品質の高い監査**とは、GAASに準拠して実施される公開企業のSEC提出財務諸表の監査が、監査済み財務諸表及び関連する開示はGAAPに準拠して表示され、誤謬によるものであれ不正によるものであれ重要な虚偽表示がないことについての合理的な保証を提供する場合をいいます。**監査の失敗**とは、SEC提出の監査済み財務諸表が、誤謬によるものであれ不正によるものであれ重要な虚偽表示を含み、関連する事実及び状況についての知識を有する合理的な第三者が監査はGAASに準拠して実施されていないと結論付ける場合をいいます。

30. 監査事務所の強制的ローテーションのもとで監査期間の最後に近づくと、**監査事務所は、事務所の多くの知識及び経験が豊富な監査の人員を現在の監査業務から他の仕事又は業務に移動させ、事務所が他のクライアントを勧誘したり維持したりする能力を向上させようとする可能性はどの程度ありますか？**

回答数=71

- |               |     |
|---------------|-----|
| 1. かなり可能性がある  | 13% |
| 2. やや可能性がある   | 46% |
| 3. どちらでもない    | 28% |
| 4. あまり可能性はない  | 7%  |
| 5. ほとんど可能性はない | 6%  |
| 6. 無回答        |     |

質問30で、3、4及び5と答えた方は、質問32に進んでください。

31. 監査事務所の強制的なローテーションのもとで、監査事務所が、知識及び経験が豊富な監査の人員を現在の監査業務から、将来的にクライアントの勧誘及び／又は維持にかかる事務所の能力を向上させるその他の仕事に移動させる場合、そのことは、現在の監査業務における監査の失敗のリスクにどのような影響を及ぼしますか？

回答数=42

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1. かなりリスクを増加させる   | 14% |
| 2. ややリスクを増加させる    | 72% |
| 3. リスクに変化はない      | 14% |
| 4. ややリスクを減少させる    | 0%  |
| 5. ほとんどリスクを減少させない | 0%  |
| 6. 無回答            |     |

32. あなたの事務所の直近の会計年度においてあなたの事務所が関与している公開企業の監査クライア

ントをもとに考えると、事務所が登録監査人として公開企業に関与している平均期間は何年だと見積もられますか？

回答数=68

<input type="checkbox"/> 0年	0%
<input type="checkbox"/> 1～5年	41%
<input type="checkbox"/> 6～10年	46%
<input type="checkbox"/> 11～15年	12%
<input type="checkbox"/> 16～20年	1%
<input type="checkbox"/> 21～25年	0%
<input type="checkbox"/> 25年以上	0%
<input type="checkbox"/> 無回答	

33. 概算で、あなたの事務所の公開企業の監査クライアントのうち、あなたの事務所が25年以上にわたって登録監査人として関与する企業は何社ありますか？

回答数=67

ない	回答数=53	79%
1～5社	回答数=11	16%
6～10社	回答数=3	5%

34. あなたの意見として、監査事務所の強制的ローテーションは、あなたの事務所の公開企業のクライアントに対する将来の平均監査契約継続期間をどのように変化させますか？

回答数=70

- 平均監査契約継続期間が長くなると思う 0%
- 平均監査契約継続期間は同じで変わらないと思う 24%
- 平均監査契約継続期間は短くなると思う 76%
- 無回答

質問34で、1又は2を選んだ方は、質問36に進んでください。

35. 監査事務所の強制的ローテーションのもとであなたの事務所の平均監査契約継続期間が短くなるとすると、あなたの事務所において、効果的な監査手続及びツールを考案するために、クライアントの業務及び財務報告実務を理解するのに要する資源に投資しようとする現在のインセンティブに対してどのような影響がありますか？

回答数=53

- 現在のインセンティブはかなり減少する 11%
- 現在のインセンティブはやや減少する 25%
- 現在のインセンティブに変化はない 62%
- 現在のインセンティブはやや増加する 2%
- 現在のインセンティブはかなり増加する 0%
- 無回答

以下の4つの文章について、あなたの同意する又は同意しない程度を示してください。

36. 監査の失敗のリスクは、新たな監査事務所が、新たなクライアントの業務及び財務報告実務に対する深い理解を十分に得られていない、監査契約継続期間の初めの数年間に高くなる。

回答数=71

- |                |     |
|----------------|-----|
| 1. 全面的に同意する    | 34% |
| 2. 概ね同意する      | 45% |
| 3. 同意でも不同意でもない | 10% |
| 4. 概ね同意しない     | 10% |
| 5. 全面的に同意しない   | 1%  |
| 6. 無回答         |     |

37. 監査の失敗のリスクが監査契約継続期間の初めの数年間に高くなるのは、新たな監査事務所が、クライアントの経営者によって提供された情報をかなり信頼する傾向にあるためである。

回答数=72

- |                |     |
|----------------|-----|
| 1. 全面的に同意する    | 11% |
| 2. 概ね同意する      | 17% |
| 3. 同意でも不同意でもない | 23% |
| 4. 概ね同意しない     | 39% |
| 5. 全面的に同意しない   | 10% |
| 6. 無回答         |     |

38. 監査の失敗のリスクは、監査契約継続期間が、監査事務所とクライアントの経営者との長期にわたる契約によって得られる「快適な水準」(クライアントの経営者との親密性及び長年にわたってクライアントを維持したいという欲求)によって長期化することにより、増加する。

回答数=71

- |                |     |
|----------------|-----|
| 1. 全面的に同意する    | 1%  |
| 2. 概ね同意する      | 13% |
| 3. 同意でも不同意でもない | 17% |
| 4. 概ね同意しない     | 39% |
| 5. 全面的に同意しない   | 30% |
| 6. 無回答         |     |

39. 監査の失敗のリスクは、監査契約継続期間が、クライアントの経営者が監査人の手法及び手続に慣れ過ぎてしまったことで長期化することにより、増加する。

回答数=72

- |                |     |
|----------------|-----|
| 1. 全面的に同意する    | 3%  |
| 2. 概ね同意する      | 18% |
| 3. 同意でも不同意でもない | 29% |
| 4. 概ね同意しない     | 31% |
| 5. 全面的に同意しない   | 19% |
| 6. 無回答         |     |

40. 本節で扱われている問題に対する追加的なコメント又は（本節で扱われていない他の問題を含む）監査の品質及び監査の失敗に関連した監査事務所のローテーションに関するコメントはありますか？
- 
-

## 監査関連費用と監査報酬

以下の質問は、公認会計士事務所の監査費用および監査報酬、ならびに、公開企業が新たな事務所を選択し、かつ、当該事務所による契約当初の監査を支援するために生じる費用に関わるものである。

ここに**監査費用**とは、公開企業の財務諸表監査の実施に際し、公認会計士事務所に生じる費用のことである。公認会計士事務所に実際に生じる監査費用に加えて、公認会計士事務所には、被監査会社の獲得および維持のための**マーケティング費用**も生ずる。一方、**監査報酬**とは、公認会計士事務所が、財務諸表監査を実施した結果として、公開企業に請求する金額のことである。

公開企業には、新たな公認会計士事務所を選択し、かつ、当該事務所が、自社の営業および財務報告実務の理解を図るために必要な支援を行なうことに関連する、**内部費用**が生ずる。公開企業には、公認会計士事務所に財務諸表監査の報酬を支払うとともに、当該**内部選択費用**および**支援費用**も生じるのである。

41. 公開企業の営業および財務報告実務の理解に関しては学習曲線を満たすため、**公認会計士事務所による契約初年度の監査費用は、2年度以降の年間監査費用を超過すると思うか？**

N=73

1. はい	96%
2. いいえ	4%
3. 無回答	

質問41に回答しなかった場合には、質問45にお進みください。

42. 公開企業を新たに被監査会社とし、監査を実施する場合、初年度における**監査費用は2年度以降の年間監査費用に比べて、平均的に、どの程度、追加的に生じると思うか？**追加的年間監査費用は、

N=69

1. 2年度以降の監査費用の50%を超えると思われる	10%
2. 2年度以降の監査費用の40%以上50%以下と思われる	10%
3. 2年度以降の監査費用の30%以上40%以下と思われる	19%
4. 2年度以降の監査費用の20%以上30%以下と思われる	49%
5. 2年度以降の監査費用の10%以上20%以下と思われる	10%
6. 2年度以降の監査費用の10%未満と思われる	2%
7. 無回答	

以下の2つの見解について、どの程度賛成か、不賛成かをお示しください。

43. 公認会計士事務所の変更が任意である場合、新たに契約した事務所は被監査会社との契約維持に力点を置くため、初年度における**追加的な監査費用は当該事務所負担となり、監査報酬を引き上げ、公開企業との契約を手放すことはしないであろう。**

N=68

1. 強くそう思う	28%
2. 一般的にはそう思う	57%
3. どちらともいえない	5%
4. 一般的にはそう思わない	7%
5. 全くそう思わない	3%
6. 無回答	

44. 監査事務所の強制的交替に基づき、登録監査人である公認会計士事務所の契約期間に制限が課せられると、公開企業の営業および財務報告実務を十分理解するのに必要な**初年度における追加的な監査費用を、限られた監査契約期間中において回収しようとする可能性が高まるため、監査費用が引き上げられる可能性が高いであろう。**

N=68

- |                |     |
|----------------|-----|
| 1. 強くそう思う      | 49% |
| 2. 一般的にはそう思う   | 41% |
| 3. どちらともいえない   | 4%  |
| 4. 一般的にはそう思わない | 6%  |
| 5. 全くそう思わない    | 0%  |
| 6. 無回答         |     |

45. 監査事務所の強制的交替のもと、被監査会社の新規獲得競争の機会が増すことに関連して、貴公認会計士事務所では、**追加的なマーケティング費用が生じると思うか？**

N=72

- |                |     |
|----------------|-----|
| 1. はい          | 79% |
| 2. いいえ         | 15% |
| 3. 一概にそうとはいえない | 6%  |
| 4. 無回答         |     |

質問45で2または3を回答した場合には、質問48にお進みください。

46. **監査事務所の強制的交替に基づき、被監査会社の新規獲得競争に要する追加的マーケティング費用は、初年度監査報酬に比して、どの程度生じると見込まれるか？**

追加的マーケティング費用は、

N=57

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1. 10%を上回ると思われる   | 37% |
| 2. 5%以上10%以下と思われる | 30% |
| 3. 1%以上5%以下と思われる  | 12% |
| 4. 1%未満と思われる      | 2%  |
| 5. 見積基準または見積経験がない | 19% |
| 6. 無回答            |     |

以下の見解について、どの程度賛成か、不賛成かをお示しください。

47. **監査事務所の強制的交替のもと生じると見込まれる追加的マーケティング費用は、監査報酬の引き上げを通じて公開企業に転嫁されるであろう。**

N=56

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| 1. 強くそう思う                | 32% |
| 2. そう思う                  | 46% |
| 3. どちらともいえない             | 11% |
| 4. そう思わない                | 7%  |
| 5. 全くそう思わない              | 0%  |
| 6. いずれを選択すべきかの基準または経験がない | 4%  |
| 7. 無回答                   |     |

48. 監査事務所の強制的交替のもと、監査業務を進んで引受可能な事務所間の競争機会が増す中、新規公認会計士事務所の選択が行われ、現任事務所の交替が行われるとすると、長期的にみて、監査報酬にどのような影響が及ぶかについて、貴事務所の見解はどうか？

N=73

- |                               |     |
|-------------------------------|-----|
| 1. 長期的にみて、監査報酬は引き下げられていくと思われる | 6%  |
| 2. 長期的にみて、監査報酬は引き上げられていくと思われる | 81% |
| 3. 長期的にみて、監査報酬に全く影響は及ばない      | 8%  |
| 4. 一概に予測することはできない             | 5%  |
| 5. 無回答                        |     |

質問48で2を回答した場合には、質問53にお進みください。質問48の回答として3または4を選択した場合には、質問55にお進みください。

49. 監査事務所の強制的交替のもと、競争機会が増すことで長期的に監査報酬が引き下げられると考える場合、どの程度まで、監査報酬は低下すると考えるか？

N=4

- |                |     |
|----------------|-----|
| * 1 - 5パーセント   | 0%  |
| * 6 - 10パーセント  | 75% |
| * 11 - 15パーセント | 0%  |
| * 16 - 20パーセント | 0%  |
| * 20パーセント超     | 25% |
| * 見積基準がない      | 0%  |
| * 無回答          |     |

以下の2つの見解について、どの程度、賛成か、不賛成かをお示しください。

50. 監査事務所の強制的交替のもと競争機会が増すと、監査の効率性が高まるとともに、それに関連して監査費用も低下すると見込まれるため、監査報酬も引き下げられる可能性が高い。

N=4

- |              |     |
|--------------|-----|
| 1. 強くそう思う    | 0%  |
| 2. そう思う      | 25% |
| 3. どちらともいえない | 0%  |
| 4. そう思わない    | 25% |
| 5. 全くそう思わない  | 50% |
| 6. 無回答       |     |

51. 監査事務所の強制的交替のもと競争機会が増すと、事務所の収益性が低下する結果、監査報酬が引き下げられる可能性が高い。

N=4

- |              |     |
|--------------|-----|
| 1. 強くそう思う    | 25% |
| 2. そう思う      | 50% |
| 3. どちらともいえない | 25% |
| 4. そう思わない    | 0%  |
| 5. 全くそう思わない  | 0%  |

6. 無回答

52. **監査の効率性の向上/関連監査費用の低下または事務所の収益性低下以外の理由により、競争機会が増し、監査報酬が引き下げられる可能性が高いと考える場合、なぜ、監査報酬が引き下げられると考えるのか、お書きください。**

監査報酬の引き下げについて上記質問に回答した場合には、次の2つの質問は飛ばして下さい。

53. 監査事務所の強制的交替のもと、事務所間の競争機会が増すと見込まれることに応じて監査報酬も引き上げられると考える場合、**長期的に監査報酬の上昇**はどの程度にまで及ぶか？

N=58

* 1 - 5 パーセント	0%
* 6 - 10 パーセント	14%
* 11 - 15 パーセント	10%
* 16 - 20 パーセント	33%
* 20 パーセント超	34%
* 見積基準がない	9%
* 無回答	

54. 監査事務所の強制的交替のもと、競争が増すと見込まれることに応じて長期的に**監査報酬が引き上げられる**と考える場合、監査報酬が引き上げられると思う理由をお示しください。

55. 監査事務所の強制的交替のもと、競合事務所間の競争を通じて、現任公認会計士事務所の変更が行われるとすると、**公開企業には、かかる競争維持に関わる選択費用が生じると考えるか？**

N=72

1. はい	90%
2. いいえ	3%
3. 見積基準がない	7%
4. 無回答	

質問55で2または3を回答した場合には、質問57にお進みください。

56. 貴事務所の意見として、監査事務所の変更の結果として公開企業に生じるであろう**選択費用**の水準は、初年度における財務諸表監査の費用に比して、どの程度であると思われるか？選択費用は、

N=64

1. 20 パーセント以上と思われる	5%
2. 15 %以上20%以下と思われる	8%
3. 10 %以上15%以下と思われる	20%
4. 5 %以上10%以下と思われる	20%
5. 5 %以下と思われる	17%
6. 見積基準がない	30%
7. 無回答	

57. 公認会計士事務所の変更(自発的、監査事務所の強制的交替によるものかどうかを問わず)に続いて、  
公開企業には、新規公認会計事務所による自社の営業および財務報告実務の理解の支援に関わる、  
初年度における追加的支援費用が生じると考えるか？

N=70

1. はい	94%
2. いいえ	3%
3. 見積基準がない	3%
4. 無回答	

質問57で2または3に回答した場合には、質問59にお進みください。

58. 公開企業には、監査事務所の変更に伴い、初年度における追加的支援費用（前任登録監査人を支援するのに必要な水準を超える内部費用）が、初年度における財務諸表監査の費用に比して、どの程度、生じると見込まれるか？初年度における追加的支援費用は、

N=66

1. 50パーセント以上と思われる	8%
2. 40%以上50%以下と思われる	0%
3. 30%以上40%以下と思われる	12%
4. 20%以上30%以下と思われる	27%
5. 10%以上20%以下と思われる	21%
6. 10%以下と思われる	11%
7. 見積基準または見積経験がない	21%
8. 無回答	

59. 監査事務所の強制的交替は、新たな監査人が、公開企業の営業および財務報告実務に焦点を当てる  
ことになることから（「新鮮な視線」）、監査人の独立性および監査の品質向上に効果を発揮する、と  
主張されてきた。他方、監査事務所の強制的交替のもとでは、(1)新監査人による被監査会社の具体的  
的知識および経験が低水準に留まるため、監査の品質に悪影響を及ぼすとともに、(2)新規監査事務  
所の選択および支援に関連して、契約当初の監査報酬が増え、さらにあるいは追加的費用が生じる  
ため、公開企業が財務諸表監査に対して支払うべき費用は増加する、とも主張されてきた。

貴事務所実施の公開企業監査において、監査事務所の強制的交替のもとで生じる、潜在的費用と  
便益について、貴事務所の見解を最もよく表しているのは以下の記述のうちどれか？

N=72

1. 費用が便益を著しく超過すると見込まれる	61%
2. 費用が便益を若干上回ると見込まれる	24%
3. 費用と便益とは概ね均衡すると見込まれる	4%
4. 便益が費用を若干上回ると見込まれる	3%
5. 便益が費用を著しく超過すると見込まれる	4%
6. 判断基準がない	4%
7. 無回答	

60. 監査事務所の強制的交替から生じる費用と便益について、監査すべき公開企業の性質および規模によってどの程度異なると考えるか？

	費用が便益を著しく超過すると見込まれる	費用が便益を若干上回ると見込まれる	費用と便益とは概ね均衡すると見込まれる	便益が費用を若干上回ると見込まれる	便益が費用を著しく超過すると見込まれる	判断基準がない
収益50億ドル以上の多国籍企業または外国企業 N=69	25%	10%	3%	0%	6%	56%
収益50億ドル以上の国内公開企業 N=69	23%	12%	3%	0%	6%	56%
収益1億ドル以上50億ドル以下の多国籍企業または外国公開企業 N=69	32%	13%	3%	0%	6%	46%
収益1億ドル以上50億ドル以下の国内公開企業 N=69	35%	23%	4%	2%	3%	33%
収益1億ドル以下の多国籍企業または外国公開企業 N=70	43%	23%	1%	4%	3%	26%
収益1億ドル以下の国内公開企業 N=70	57%	32%	4%	4%	3%	0%

61. 本節に含まれる諸問題に関して何か他にコメントはありますか、また、監査事務所の強制的交替における監査費用および監査報酬に関してコメントはありますか（本節で取り扱われていない、他の一切の問題も含む）。

### 競争

以下の質問は、公開企業の財務諸表監査業務の獲得および効率に関する、多様な競争関連問題に対する調査回答者の見解を把握するとともに、かかる見解が監査事務所の強制的交替によってどのような影響を受けるかを把握することを意図している。

62. 4大会計事務所のうち3事務所がコンサルティング業務部門の分社化を図ったことは、貴公認会計士事務所が、潜在的な公開企業の顧客層に、財務諸表監査を提供できる機会に対して、どの程度の影響を及ぼすと考えられるか？

N=71

- |               |     |
|---------------|-----|
| 1. その機会は著しく増す | 2%  |
| 2. その機会は若干増す  | 14% |
| 3. どちらともいえない  | 63% |
| 4. その機会は若干減る  | 11% |
| 5. その機会は著しく減る | 0%  |
| 6. 見積基準がない    | 10% |
| 7. 無回答        |     |

63. 最近、主要公認会計事務所の合併がさらに進展していることは、貴公認会計士事務所が、公開企業の財務諸表監査を提供できる機会に対して、どの程度の影響を及ぼすと考えられるか？

N=72

- |               |     |
|---------------|-----|
| 1. その機会は著しく増す | 4%  |
| 2. その機会は若干増す  | 49% |
| 3. どちらともいえない  | 36% |
| 4. その機会は若干減る  | 8%  |
| 5. その機会は著しく減る | 0%  |
| 6. 見積基準がない    | 3%  |
| 7. 無回答        |     |

64. 2002年サーベインズ・オックスリー法およびSECの関連規則に規定されている通り、**監査人の独立性**に関する新規則では、**登録監査人が、一定の非監査業務を同時提供することを禁止したが、そのことは、将来的にみて、貴公認会計士事務所が、公開企業の新規顧客に財務諸表監査を提供できる機会に対して、どの程度の影響を及ぼすと考えられるか？**

N=72

- |               |     |
|---------------|-----|
| 1. その機会は著しく増す | 0%  |
| 2. その機会は若干増す  | 45% |
| 3. どちらともいえない  | 39% |
| 4. その機会は若干減る  | 11% |
| 5. その機会は著しく減る | 1%  |
| 6. 見積基準がない    | 4%  |
| 7. 無回答        |     |

65. 公開企業の財務諸表監査業務を**公認会計士事務所が提供できる機会**に対して、監査事務所の強制的交替が、いかなる影響を及ぼすとの見解を貴事務所はもっているか？

N=73

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1. 競争機会の数は著しく増加する | 4%  |
| 2. 競争機会の数は若干増加する  | 48% |
| 3. どちらともいえない      | 30% |
| 4. 競争機会の数は若干減少する  | 3%  |
| 5. 競争機会の数は著しく減少する | 4%  |
| 6. 見積基準がない        | 11% |
| 7. 無回答            |     |

66. 公開企業の監査獲得競争に進んで参入可能な**公認会計士事務所数**に対して、監査事務所の強制的交替が、いかなる影響を及ぼすとの見解を貴事務所はもっているか？

N=72

- |                  |     |
|------------------|-----|
| 1. 事務所の数は著しく増加する | 1%  |
| 2. 事務所の数は若干増加する  | 13% |
| 3. どちらともいえない     | 22% |
| 4. 事務所の数は若干減少する  | 33% |
| 5. 事務所の数は著しく減少する | 21% |
| 6. 見積基準がない       | 10% |
| 7. 無回答           |     |

質問66で3または6を回答した場合には、質問69にお進みください。

67. 監査事務所の強制的交替が、公開企業の監査獲得競争に進んで参入可能な公認会計士事務所数に変化をもたらすと考えられるならば、それは監査報酬に対してどのような影響を及ぼすと思われるか？

N=49

- |                                     |     |
|-------------------------------------|-----|
| 1. 競争に進んで参入可能な事務所数は増加し、かつ、監査報酬は低下する | 4%  |
| 2. 競争に進んで参入可能な事務所数は増加し、かつ、監査報酬も上昇する | 12% |
| 3. どちらともいえない                        | 6%  |
| 4. 競争に進んで参入可能な事務所数は減少し、かつ、監査報酬も低下する | 4%  |
| 5. 競争に進んで参入可能な事務所数は減少し、かつ、監査報酬は上昇する | 72% |
| 6. 見積基準がない                          | 2%  |
| 7. 無回答                              |     |

質問67で3または6を回答した場合には、質問69にお進みください。

68. 上記質問に対する貴事務所の回答で示されている通り、なぜ事務所数の変化が監査報酬に影響を及ぼすと思われるか、簡潔に、ご説明ください。

69. 特殊な業界に属する公開企業の財務諸表監査業務を、進んで提供可能な事務所数に対して、監査事務所の強制的交替がいかなる影響を及ぼすとの見解を貴事務所はもっているか？

N=73

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1. 競争に進んで参入可能な事務所数は著しく増加する | 1%  |
| 2. 競争に進んで参入可能な事務所数は若干増加する  | 10% |
| 3. どちらともいえない               | 29% |
| 4. 競争に進んで参入可能な事務所数は若干減少する  | 29% |
| 5. 競争に進んで参入可能な事務所数は著しく減少する | 19% |
| 6. 見積基準がない                 | 12% |
| 7. 無回答                     |     |

70. 大規模公認会計士事務所のうち比較的少数の事務所（90から100事務所）における、公開企業の監査の配分に対して、監査事務所の強制的交替がいかなる影響を及ぼすと思われるか？

N=71

- |  |     |
|--|-----|
| 1. 公開企業の監査市場のシェアは、比較的少数の大規模公認会計士事務所に集約されるであろう          | 41% |
| 2. 公開企業の監査市場のシェアは比較的少数の大規模公認会計士事務所に集約されており、概ね、現状通りとなろう | 43% |
| 3. どちらともいえない   | 8%  |
| 4. 公開企業の監査市場のシェアが比較的少数の大規模公認会計士事務所に集約される傾向は低くなるであろう    | 8%  |
| 5. 無回答   |     |

71. 大規模会計事務所の創設および/または維持を図ろうとするインセンティブに対して、監査事務所の強制的交替がいかなる影響を及ぼすとの見解を貴事務所はもっているか？

N=73

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1. インセンティブは著しく高まる | 15% |
| 2. インセンティブは若干高まる  | 29% |
| 3. どちらともいえない      | 31% |
| 4. インセンティブは若干低まる  | 14% |
| 5. インセンティブは著しく低まる | 3%  |
| 6. 見積基準がない        | 8%  |
| 7. 無回答            |     |

72. 本節に含まれる諸問題に関して何か他にコメントはありますか、また、監査業務の獲得競争との関係で、監査事務所の強制的交替に関して何かコメントはありますか（本節で取り扱われていない、他の一切の問題も含む）？

#### サーベインズ・オックスリー法の影響

サーベインズ・オックスリー法には多様な改革の規定が盛り込まれ、そこでは米国証券諸法に従い、監査人の独立性および監査の品質、会社の責任強化ならびに公開企業監査の監視活動の改善等が意図されている。かかる規定の多くは監査事務所、および、当該事務所実施の公開企業監査の成果および監視に直接および間接的に影響を及ぼすことになる。また、同法は、投資家保護および公開企業の監査報告書作成という公共の利益の一層の確保のため、公開企業監査の監視を任務とするPCAOBの設立を図った。

73. SEC規則で実施されているように、2002年サーベインズ・オックスリー法203条は、主任およびレビュー担当関与パートナー双方については5年ごと、さらに、監査契約に深く関与した他のパートナーについては7年ごとの強制的交替を要求する。このように監査パートナーに関して新たに強化された規定は「新鮮な視線」の提供を十分に求め、さらにそのことによって公認会計士事務所の交替にかかる費用を要することなく、監査人の独立性および監査の品質向上を図ろうとするものである、と主張してきた。他方、主任およびレビュー担当パートナーが変更されても、現任公認会計士事務所は変更以前の監査実務および業務関係を踏襲できるため、新規公認会計士事務所は「新鮮な視線」による効果を、効率的に達成する必要がある、とも主張してきた。

主任およびレビュー担当パートナーの強制的交替を通じた「新鮮な視線」の提供が、監査人の独立性および監査の品質に効果をもたらすのかどうか、あるいはかかる効果を得るには監査事務所の強制的交替が必要なのかどうかに関して、貴事務所の考えを最もよく表している記述を、以下の中から1つ選択してください。

N=71

- |   |     |
|---|-----|
| 1. 主任およびレビュー担当パートナーの強制的交替を行えば、<br>「新鮮な視線」について意図通りの効果が十分に達せられ、かつ、<br>監査事務所の強制的交替よりも費用はかかるない                              | 66% |
| 2. 「新鮮な視線」について意図通りの効果が達せられるかについて、<br>主任およびレビュー担当パートナーの強制的交替は、監査事務所の強制的<br>交替ほどは効果はなく、監査事務所の強制的交替の費用が高いことによる<br>次善の選択である | 27% |
| 3. 主任およびレビュー担当パートナーの強制的交替よりも費用がかかるが、<br>監査事務所の強制的交替は、「新鮮な視線」の効果を効果的に達するのに<br>必要なことである                                   | 6%  |

4. 監査事務所の強制的交替は、「新鮮な視線」の効果を達するのに  
必要なことであり、追加的な費用はその便益よりも小さい 1%
5. 無回答

その他ご意見があればお書きください。

質問73で1を回答した場合には、質問75にお進みください。

74. (1)SEC規則で実施されている通り、2002年サーベインズ・オックスリー法203条の監査パートナー交代の規定、(2)その他、一定の非監査業務の禁止(201条)、監査、および、禁止されていない非監査業務の監査委員会による事前承認、ならびに、それに関連する公的開示(202条)、監査委員会に対する監査人の一定の報告要件(204条)、被監査会社が特定の監査人を雇用する以前の時間的制限(206条)等、監査人の独立性に関する規定、(3)同法301条の監査委員会の責任、さらに、(4)同法101条において、登録公認会計士事務所の独立の監視機関としてPCAOBの設立を規定したことを踏まえ、これらの具体的な法規定が、監査の品質および監査人の独立性の双方について、意図通りの効果を達成するものかどうか、さらには、監査事務所の強制的交替の実施から期待されることについて、貴事務所の考えを最もよく表している見解は次のうちどれか。

上記同法規定が完全実施に移された際、

N=24

- |  |     |
|--|-----|
| 1. 監査事務所の強制的交替について、意図通りの効果が十分達せられると<br>予想される   | 8%  |
| 2. 監査事務所の強制的交替について、意図通りの効果が相当程度達せられると<br>予想される | 17% |
| 3. 監査事務所の強制的交替について、意図通りの効果が多少は達せられると<br>予想される  | 42% |
| 4. 監査事務所の強制的交替について、意図通りの効果が最低限達せられると<br>予想される  | 21% |
| 5. 監査事務所の強制的交替について、意図通りの効果は達せられないと予想される        | 12% |
| 6. 無回答   |     |

#### 監査の品質向上のためのその他施策

監査の品質に関する研究書の著者、公共会計プロフェッショナルの規制当局、その他、会計プロフェッショナルの世界に精通した人々は、監査人の独立性および監査の品質向上を意図した、他のさまざまな施策を識別してきた。監査事務所の交替以外の以下の各施策について、監査人の独立性および監査の品質にとって効果を発揮すると思われるかどうか、貴事務所の見解をお示しください。

75. 施策1：監査委員会に対して、現任公認会計士事務所も含めて、監査業務の競争入札を定期的に実施するよう要求する。

N=73

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1. 著しく効果がある                | 1%  |
| 2. 著しいとはいえないまでも相当プラスの効果がある | 10% |
| 3. 効果は限定的である               | 29% |
| 4. ほとんど効果はない               | 15% |
| 5. 全く効果はない                 | 45% |
| 6. 無回答                     |     |

76. **施策 2**：2002年サーベインズ・オックスリー法における監査パートナーの強制的交替の規定に、監査契約時の監査マネージャーは、特定の期間を経過した後、定期的に、交替することを求める規定を追加する。

N=73

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1. 著しく効果がある                | 3%  |
| 2. 著しいとはいえないまでも相当プラスの効果がある | 11% |
| 3. 効果は限定的である               | 27% |
| 4. ほとんど効果はない               | 30% |
| 5. 全く効果はない                 | 29% |
| 6. 無回答                     |     |

77. **施策 3**：監査委員会の指示に基づき、他の公認会計事務所が財務諸表監査の監視に責任をもつ業務を定期的に行うことによって監査委員会を支援することを要求する。

N=70

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1. 著しく効果がある                | 7%  |
| 2. 著しいとはいえないまでも相当プラスの効果がある | 13% |
| 3. 効果は限定的である               | 30% |
| 4. ほとんど効果はない               | 23% |
| 5. 全く効果はない                 | 27% |
| 6. 無回答                     |     |

78. **施策 4**：監査委員会の指示に基づき、公開企業の財務報告プロセスのうち、財務諸表の重大な虚偽表示の原因となる、不正な財務報告リスクを示す領域について、他の会計事務所が、定期的に、不正探索型監査を実施することを要求する。

N=72

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1. 著しく効果がある                | 7%  |
| 2. 著しいとはいえないまでも相当プラスの効果がある | 23% |
| 3. 効果は限定的である               | 28% |
| 4. ほとんど効果はない               | 18% |
| 5. 全く効果はない                 | 24% |
| 6. 無回答                     |     |

79. **施策 5**：公開企業に対して、登録監査人を解任不可能な条件で複数年（たとえば、3年、5年または7年）任用することを要求する。一方、現任事務所側は、契約期間中に生じた事由により当該関係を破棄することができるとともに、契約期間終了後の競争入札への参加も認める。

N=79

- |                            |     |
|----------------------------|-----|
| 1. 著しく効果がある                | 7%  |
| 2. 著しいとはいえないまでも相当プラスの効果がある | 15% |
| 3. 効果は限定的である               | 33% |
| 4. ほとんど効果はない               | 15% |
| 5. 全く効果はない                 | 30% |
| 6. 無回答                     |     |

### 監査事務所の強制的交替の実施に関する諸見解

以下の質問では、仮に公認会計士事務所の強制的交替を要求した場合、その制度的確立の際に決めなくてはならない、いくつかの基礎的要因を扱っている。貴事務所が公認会計士事務所の強制的交替を支持するかどうかに拘わらず、以下の各質問に対する選択肢の中から1つを選択してください。

80. 公認会計士事務所の強制的交替を要求した場合、当該事務所の監査契約期間の制限を、どの程度とすべきか？

N=69

1. 3年または4年	1%
2. 5年から7年	33%
3. 8年から10年	47%
4. 10年以上	19%
5. 無回答	

81. 公認会計士事務所の強制的交替を要求した場合、現任事務所は、どの程度の期間を経た後、再度、監査業務の競争参入を認めるべきか？

N=69

1. 3年または4年	86%
2. 5年から7年	13%
3. 8年から10年	1%
4. 10年以上	0%
5. 無回答	

82. 公認会計士事務所の強制的交替を要求した場合、監査委員会による監査業務提供事務所の契約解除（解任）は、たとえいかなる場合において認めるべきか？

N=72

1. 業務成果または事務所との関係に満足できない場合はいつでも監査委員会による事務所の契約解除を認めるべきである。	82%
2. PCAOBの職業基準規定違反、証券諸法違反、または監査の品質に悪影響を及ぼす同様の非職業的行為があった場合を除き、監査委員会は、事務所の契約解除を行うことはできない。	17%
3. PCAOBが登録抹消としないかぎり、監査委員会は事務所の契約解除を行うことはできない。	1%
4. その他（具体的に下記にご記入ください）	0%
5. 無回答	

83. 公認会計士事務所の強制的交替を要求した場合、会計事務所側が、登録監査人として、監査委員会/公開企業との関係解消を図ることができるのかは、いかなる場合においてか？

N=73

1. 被監査会社との関係に満足できくなった場合はいつでも、会計事務所による監査委員会/公開企業との関係解消を認めるべきである。	82%
2. 財務諸表の適正表示に重大な影響をもつ不正または問題にかかる案件に対する監査委員会または経営者の対応に満足できない場合には、会計事務所による当該関係解消を認めるべきである。	18%

3. その他（具体的に下記にご記入ください） 0%
4. 無回答
84. 公認会計士事務所の強制的交替を要求した場合、当該交替は、合理的基準に基づき、（グループ化して交互に）数年間の期間に分けて実施し、一度に、著しく多くの公開企業が監査人の交替を行わないようすべきである。
- N=73
- |              |     |
|--------------|-----|
| 1. 強くそう思う    | 70% |
| 2. そう思う      | 23% |
| 3. どちらともいえない | 3%  |
| 4. そう思わない    | 4%  |
| 5. 全くそう思わない  | 0%  |
| 6. 意見はない     | 0%  |
| 7. 無回答       | 0%  |
85. 公認会計士事務所の強制的交替を要求した場合、その場合の要件は、公開企業の特性または規模に拘わらず、一切の公開企業監査に一律に適用すべきと考えるか？
- N=72
- |        |     |
|--------|-----|
| 1. はい  | 28% |
| 2. いいえ | 72% |
| 3. 無回答 |     |
86. 当該要件を、全公開企業に一律に適用すべき、または適用すべきでないと考える理由をご説明ください。

- 当該要件を一律に適用すべきと考える場合には、次の質問は飛ばしてください。
87. 当該要件を一律適用すべきであると考えない場合、適用対象にすべきと考える公開企業を、以下の分類より選択してください。
- N=74
- |                                   |      |
|-----------------------------------|------|
| 1. 収益50億ドル以上の多国籍企業または外国公開企業       | N=36 |
| 2. 収益50億ドル以上の国内公開企業               | N=34 |
| 3. 収益1億ドル以上50億ドル未満の多国籍企業または外国公開企業 | N=23 |
| 4. 収益1億ドル以上50億ドル未満の国内公開企業         | N=16 |
| 5. 収益1億ドル未満の多国籍企業または外国公開企業        | N=4  |
| 6. 収益1億ドル未満の国内公開企業                | N=11 |

#### 監査事務所の強制的交替の要求に関する全般的意見

本節の最後の質問事項では、登録公認会計士事務所の強制的交替要求を支持するかどうか、さらに、当該交替が要求され、かつ、公認会計士事務所として公開企業監査を実施する場合に、貴事務所の当該業務に対する関与度が変わらるべきか、に関して現時点における全般的意見を質問する。

88. 会計事務所側が、登録公認会計士事務所の強制的交替要求を支持するかどうかに関する、現時点における貴事務所の全般的意見について、以下の選択肢の中から1つを選択してください。

N=72

- |   |     |
|---|-----|
| 1. 事務所側は、合理的な交替期間が規定された場合には、公認会計士事務所の強制的交替要求を支持する。  | 7%  |
| 2. 事務所側は、公認会計士事務所の強制的交替の理念は支持するものの、サーベインズ・オックスリー法に基づく監査人の独立性および監査の品質向上に関する、多様な規定の実効性の評価を、もっと多くの時間をかけて行う必要があると考えている。 | 17% |
| 3. 事務所側は、公認会計士事務所の強制的交替要求を支持しない。  | 76% |
| 4. 無回答  |     |

89. 上記質問で3を回答した場合には、その主な理由を述べてください。

90. **公認会計士事務所の強制的交替が要求されない場合、SEC向け報告書の提出義務を有する公開企業の監査業務実施について、将来、貴事務所はどのように関与していくか（以下の選択肢の中から1つを選択してください）？**

N=73

- |  |     |
|--|-----|
| 1. 当事務所は、現在、SEC向け報告書の提出義務を有する公開企業の監査業務を実施しており、PCAOBに登録し、当該業務を継続する予定である。            | 95% |
| 2. 当事務所は、現在、SEC向け報告書の提出義務を有する公開企業の監査業務を実施しているが、将来においても、当該業務の提供を継続すべきかどうか、検討過程にある。  | 3%  |
| 3. 当事務所は、現在、SEC向け報告書の提出義務を有する公開企業の監査業務を実施しているが、当該業務提供を中止する予定である。                   | 1%  |
| 4. 当会計事務所は、現在、SEC向け報告書の提出義務を有する公開企業の監査業務を実施しておらず、当該業務を今後も提供することはないと思われる。           | 1%  |
| 5. 当会計事務所は、現在、SEC向け報告書の提出義務を有する公開企業の監査業務を実施していないが、PCAOBの登録を行い、当該監査業務の実施に参入する見込である。 |     |
| 6. 無回答   | 0%  |

91. (前質問で述べた通り)公開企業の監査業務の実施について、公認会計士事務所として、貴事務所が将来どの程度関与していくかについて、仮に、**監査事務所の強制的交替が要求された場合に、当該業務実施に対する貴事務所の関与度は変わるか？**以下の選択肢の中から1つを選択してください。

N=72

- |   |     |
|---|-----|
| 1. 当事務所は、現在、SEC向け報告書の提出義務を有する公開企業の監査業務を実施しており、PCAOBに登録し、当該業務を継続する予定である。           | 74% |
| 2. 当事務所は、現在、SEC向け報告書の提出義務を有する公開企業の監査業務を実施しているが、将来においても、当該業務の提供を継続すべきかどうか、検討過程にある。 | 24% |
| 3. 当事務所は、現在、SEC向け報告書の提出義務を有する公開企業の監査業務を実施しているが、当該業務提供を中止する予定である。                  | 1%  |
| 4. 当会計事務所は、現在、SEC向け報告書の提出義務を有する公開企業の監査業務を実施しておらず、当該業務を今後も提供することはないと思われる。          | 1%  |
| 5. 当会計事務所は、現在、SEC向け報告書の提出義務を有する公開企業の監査業務を   |     |

実施していないが、PCAOBの登録を行い、当該監査業務の実施に参入する見込である。

0%

6. 無回答

92. 監査事務所の強制的交代が、PCAOB登録の公認会計士事務所に、いかなる影響を及ぼす可能性があるかにつき、追加的コメント、あるいは予測をお示しください。

## Appendix II

### I はじめに

会計事務所の強制的なローテーション制度が導入された場合どのような影響があるのかという点について、公正でバランスのとれた報告を議会に行うために、会計事務所の強制的なローテーションに関して公開企業を代表する企業の上級財務担当役員と監査委員会あるいは同等組織の長の経験と見識を聞く必要が生じました。

貴社は、SECに登録された公開企業の中から公開企業を代表する企業として選択されました。また、貴社の上級財務担当役員、及び、監査委員会の委員長に対して、別個に調査を行います。上級財務担当役員に関する調査は、オンラインでGAOのウェブサイトに入力していただか、郵送でご返却ください。しかしながら、回答を集計して表にし、要約するのに必要な労力が著しく軽減されるため、できる限り、オンラインでの入力をお願い申しあげます。

また、公開企業の監査委員会あるいは同等の組織の長の氏名、住所が容易に入手できなかったため、上級財務担当役員あての封筒の中に貴社の監査委員会あるいは同等の組織の委員長向けの調査票が同封されていますので、監査委員会あるいは同等の組織の長にお渡しくださるようお願い申し上げます。

この調査において、質問に対する回答および若干の追加のコメントをしていただく場合もございます。さらに、各調査の終りに強制的な会計事務所のローテーションが導入された場合の質問がある場合もございます。

なお、本調査の結果は、報告書の一部として、どのような質問がなされたのかが公開されますが、回答については要約された形でのみ示されます。また、法律や議会からの要求がない限り、この調査から個々の企業が特定されるような個別的なデータは公表されません。さらに、回答者のビジネスに関する情報は、連邦法（18U.S.C. 1905年Trade Secret Act）によって保護されます。

### II 用語解説

本調査において、用いられる主要な用語の定義は以下のとおりです。

#### 「公開企業」

公開企業は、1934年のSecurities Exchange Act及び1940年のInvestment Company Actにしたがつた財務報告が要求される有価証券の発行企業及び、SECに登録されている企業をいいます。また、本調査においては、ミューチュアルファンド、及び、投資信託会社も、公開企業であると考えています。

#### 「多国籍企業、もしくは、外国企業」

多国籍企業、もしくは、外国企業、は米国以外の1カ国以上の国において重要な活動を行っている公開企業をいいます。重要な活動はたとえば総収入の10パーセント以上を得ているような場合をいいます。

#### 「国内公開企業」

国内公開企業は、米国外において重要な活動を行っていない株式公開企業をいいます。

#### 「監査人、登録監査人、会計事務所」

監査人、登録監査人、会計事務所は、SECに登録された株式公開企業の監査を行い、レビューを行い、保証業務を提供しているSECに登録された独立した会計事務所をいいます。2002年のSarbanes-Oxley法によって要求されているように、これらの会計事務所は、Public Company Accounting Oversight Board (PCAOB) に登録しなければなりません。

### 「強制的ローテーション」

強制的ローテーションは、特定の公開企業の監査を行う会計事務所に対して、連続して監査を行うことのできる年限に制限を設けることをいいます。

### 「監査の品質」

監査の品質は、監査済み財務諸表、及び、関連するディスクロージャーが

- (1) GAAPに従って作成されている
- (2) 誤謬や不正による重要な虚偽の表示が含まれていない

ことに関して合理的な保証を行うために、監査人がGAASに従って監査を行っているかどうかの状況をいいます。

この定義は、適切な事実、及び、情況に関する知識を持った合理的な第三者が、監査人が行った監査の結果を、GAASの範囲内で、

- (1) 財務諸表に重要な虚偽の表示が存在しないよう、適切な調整や関連するディスクロージャーを行ったり、その他の修正を行う
- (2) 財務諸表に適切な修正や調整が行われない場合は監査意見を修正する
- (3) もし、保証できない場合には、公開企業の登録監査人を辞職し、SECに辞職の理由を報告することによって、重要な虚偽の表示を発見し、適切に処理していると結論づけるような状況が実現されることを意味します。

### 「監査の失敗」

監査の失敗は、誤謬や不正による重要な虚偽の表示が含まれた財務諸表の監査にあたって、適切な事実や他状況を知っている合理的な第三者が、監査がGAASにしたがって行われなかつたり、その結果、監査人が

- (1) 財務諸表に重要な虚偽の表示が存在しないよう、適切な調整や関連するディスクロージャーを行ったり、その他の修正を行う
- (2) 財務諸表に適切な修正や調整が行われない場合は監査意見を修正する
- (3) もし、保証できない場合には、公開企業の登録監査人を辞職し、SECに辞職の理由を報告することによって重要な虚偽の表示を適切に処理できないと結論づける状況をいいます。

### 「非監査サービス」

非監査サービスは、PCAOBに登録された会計事務所によって登録監査人となっている公開企業に対して、監査サービスと同時に提供される財務諸表のレビューや証明業務といったあらゆる専門職業的業務をいいます。

### 「監査委員会」

監査委員会は、会計と財務報告プロセスを監視し、会計事務所によって行われる財務諸表の監査、レビュー、保証契約を監視するために、公開企業の取締役によって、確立された委員会、あるいは、同等の組織をいいます。

## III 公開企業の基本情報

### 質問 1

貴社の昨年度について、規模と事業の性質を最もよく反映する次のカテゴリのうちから1つを選択してください。

多国籍もしくは外国会社 N=101。

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| 1. 総収入 \$ 50億以上          | 38% |
| 2. 総収入 \$ 10億以上 \$ 50億未満 | 58% |
| 3. 総収入 \$ 1 億以上 \$ 10億未満 | 4%  |
| 4. 総収入 \$ 1 億未満          | 0%  |
| 5. それ以外                  |     |

国内公開企業 N=100

- |                          |     |
|--------------------------|-----|
| 1. 総収入 \$ 50億以上          | 25% |
| 2. 総収入 \$ 10億以上 \$ 50億未満 | 70% |
| 3. 総収入 \$ 1 億以上 \$ 10億未満 | 3%  |
| 4. 総収入 \$ 1 億未満          | 2%  |
| 5. それ以外                  |     |

## 質問 2

以下で示されたアメリカの産業分類体系（NAICS）に基づいた産業区分、及び、製造業に関する下位分類から、貴社の事業活動を最もよく反映するものを選択してください。

- |  |  |
|--|--|
| <input type="checkbox"/> 宿泊施設、食品サービス N=4 | <input type="checkbox"/> 製紙 N=2        |
| <input type="checkbox"/> 産業廃棄物処理 N=1     | <input type="checkbox"/> 精鍊 N=2        |
| <input type="checkbox"/> 農業、林業、漁業、狩猟 N=3 | <input type="checkbox"/> 輸送機器製造 N=5    |
| <input type="checkbox"/> 巡回医療サービス N=2    | <input type="checkbox"/> その他製造 N=24    |
| <input type="checkbox"/> 芸術、芸能、娯楽 N=3    | <input type="checkbox"/> 鉱業 N=2        |
| <input type="checkbox"/> 建設 N=3          | <input type="checkbox"/> 科学、技術サービス N=3 |
| <input type="checkbox"/> 教育 N=0          | <input type="checkbox"/> 公共サービス N=0    |
| <input type="checkbox"/> 金融保険 N=22       | <input type="checkbox"/> 不動産 N=1       |
| <input type="checkbox"/> 情報 N=3          | <input type="checkbox"/> 小売 N=23       |
| <input type="checkbox"/> 管理業務受託 N=0      | <input type="checkbox"/> 卸売 N=9        |
| <input type="checkbox"/> 化学 N=6          | <input type="checkbox"/> 輸送、倉庫 N=5     |
| <input type="checkbox"/> 電子機器製造 N=14     | <input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道 N=10 |
| <input type="checkbox"/> 食品加工 N=6        | <input type="checkbox"/> その他 N=39      |

その他を選択した場合は、下記に貴社の業種を特定できるよう具体的に記述してください。

---

---

## 登録監査人の記録

ここ5年間の間の登録監査人の変更があった場合も含めて貴社の監査人に関して以下の質問にお答えください。会計事務所の合併による名称変更は考慮しないで下さい。しかしながら、会計事務所の合併の結果、別の会計事務所を選択した場合は会計事務所の変更として回答してください。

## 質問 3

貴社の現在の登録監査人の名前、及び、その会計事務所が継続して貴社の監査人となっている年数をお教えください。

(本質問に対する調査結果は公開されない)

現在の登録会計事務所名

登録監査人の継続契約年数（最も近い整数をお答えください） N=198

Range of responses = 0 - 5	N=62	31%
Range of responses = 6 - 10	N=18	9%
Range of responses = 10+	N=118	60%

同一の監査人と 5 年以上継続して契約している場合は質問 5 にお進み下さい

**質問 4**

貴社の現在の監査人との契約が継続して 5 年未満の場合は、以前の登録監査人の名前、及び、以前の会計事務所が監査人として継続していた年数をお答えください。

(この質問に対する調査結果は提供されない)

以前の登録会計事務所名

現在の登録監査人の前の登録監査人の継続期間（最も近い整数をお答えください） N=50

Range of responses = 0 - 5	N=9	18%
Range of responses = 6 - 10	N=5	10%
Range of responses = 10+	N=36	72%

**質問 5**

2001年12月31日以来、貴社は登録監査人としてアーサーアンダーセンから他の会計事務所に登録監査人を変更しましたか？

N=200

- |        |     |
|--------|-----|
| 1. はい  | 17% |
| 2. いいえ | 83% |
- 質問11にお進み下さい

アーサーアンダーセンからの登録監査人の変更

質問 6 から10は、2001年12月31日以降、アーサーアンダーセンから他の会計事務所へ登録監査人を変更した企業に関する質問です。

**質問 6**

貴社は、登録監査人としてアーサーアンダーセンから新しい会計事務所を選択する際に、どのようなプロセスを用いましたか？ N=31

- 新しい登録監査人となる意欲があり、かつ担当能力のある会計事務所を審査 16%
- 新しい登録監査人となる意欲があり、かつ担当能力のある会社の間でコンペ（競争入札、プロポーザル 等）を実施 81%
- 審査やコンペを行わず、新しい登録監査人としての担当能力のある会社の中から選択 3%
- その他 0%
- 未回答

その他の場合は具体的に記入してください

---

---

質問 7

早急に新しい登録監査人を探さなければならないという、アーサーアンダーセンの顧客を取り巻く情況が幾分異常であったということを認識したうえで、貴社は、貴社の新しい登録監査人となる意欲があり、かつ担当能力のある会計事務所の数に満足していましたか？ N=33

- |              |     |
|--------------|-----|
| 1. 非常に満足した   | 40% |
| 2. 幾分満足していた  | 30% |
| 3. どちらともいえない | 9%  |
| 4. 幾分不満を抱いた  | 21% |
| 5. 非常に不満を抱いた | 0%  |
| 6. 無回答       |     |

質問 8

貴社の財務諸表監査を担当していたアーサーアンダーセンの契約チームのメンバーが、変更後に監査を行う新しい登録監査人の契約チームに加わっていますか？ N=32

- |        |     |
|--------|-----|
| 1. いいえ | 44% |
| 2. はい  | 56% |
| 3. 無回答 |     |

「はい」とお答えになった場合は、変更後に監査を行う新しい登録監査人の契約チームに以前のアーサーアンダーセンのスタッフが加わっているか、人数と契約チーム上の地位の両方についてお答えください。

1人以上アーサーアンダーセンのスタッフが加わっている N=17

契約担当スタッフのアーサーアンダーセン時代の地位

- |           |      |
|-----------|------|
| 契約担当パートナー | N=8  |
| その他のパートナー | N=7  |
| 監査責任者     | N=14 |
| その他のスタッフ  | N=12 |

質問 9

新しい登録監査人を選択することに関連するコストは、あらゆる内部および外部コストも含めると、新しい登録監査人の初年度の監査報酬の何パーセントに相当するとお考えですか？

アーサーアンダーセンのから監査人を変更するコストの見積り N=33

- |                                  |     |
|----------------------------------|-----|
| 1. 新しい会計事務所の初年度の監査報酬の20パーセント以上   | 21% |
| 2. 新しい会計事務所の初年度の監査報酬の15%以上20%未満  | 6%  |
| 3. 新しい会計事務所の初年度の監査報酬の10%以上15%未満  | 9%  |
| 4. 新しい会計事務所の初年度の監査報酬の 5 %以上10%未満 | 21% |
| 5. 新しい会計事務所の初年度の監査報酬の 5 %未満      | 37% |
| 6. ゼロ                            | 6%  |

## 7. 無回答

### 質問10

アーサーアンダーセンに変わる新しい登録監査人に対するサポートコスト、すなわち、アンダーセンに対して通常行っていたサポートの水準を超える初年度の内部コストは、新しい登録監査人の初年度の監査報酬の何パーセントに相当するとお考えですか？

新しい登録監査人をサポートするための必要コスト N=31

- |                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 1. 新しい会計事務所の初年度の監査報酬の50パーセント以上  | 13% |
| 2. 新しい会計事務所の初年度の監査報酬の40%以上50%未満 | 0%  |
| 3. 新しい会計事務所の初年度の監査報酬の30%以上40%未満 | 10% |
| 4. 新しい会計事務所の初年度の監査報酬の20%以上30%未満 | 29% |
| 5. 新しい会計事務所の初年度の監査報酬の10%以上20%未満 | 29% |
| 6. 新しい会計事務所の初年度の監査報酬の10%未満      | 16% |
| 7. ゼロ                           | 3%  |

### 登録監査人によって提供されるサービス

昨年度に登録監査人によって提供されたサービスについて以下の選択肢からお答えください。

- |                    |       |
|--------------------|-------|
| 1. 監査、レビュー、及び、保証業務 | N=199 |
| 2. 財務システム設計、及び、導入  | N=17  |
| 3. その他のサービス        | N=166 |
| 4. それ以外            | N=0   |

貴社が登録監査人に支払った総報酬のうち前述のサービスの割合を概略でお答えください。（最も近い整数でお答えください）

	N	平均	最頻値	範囲
監査、レビュー、保証業務	192	63%	63%	9-100%
財務システム設計、及び、導入	18	31%	31%	1-76%
その他のサービス	180	37%	35%	1-86%

(平均はそれぞれのカテゴリで計算しているため、合計しても100%とならない)

### 質問12

登録監査人によって提供される様々なサービスを責任をもって調整する公式な役職は何ですか？

(この質問に対する回答は公表されない)

役職名

その職員は、継続して何年程度、登録監査人とのサービスの調整を行っていますか？（最も近い整数でお答えください。）

- |            |       |     |
|------------|-------|-----|
| 1. 0 - 5 年 | N=144 | 74% |
| 2. 6 - 10年 | N=34  | 17% |
| 3. 11年以上   | N=18  | 9%  |

## 監査委員会

### 質問13

貴社には現在監査委員会がありますか？また、あるならば、何年前からありますか？

- |        |      |
|--------|------|
| 1. ない  | 0%   |
| 2. ある  | 100% |
| 3. 無回答 |      |

もし、あると答えた場合は、監査委員会を設置してどのくらい経ちますか？（最も近い整数でお答えください。）N=167

平均21年 最頻値20年 範囲 2-180年

あると答えた場合は質問16へお進み下さい。

### 質問14

貴社では、現在監査委員会の義務と同等の活動を行っている、集団、または、グループがありますか？また、どのくらい前からその集団が活動していますか？N=0

- |                    |
|--------------------|
| 1. なし 質問17へお進みください |
| 2. あり              |
| 3. 無回答             |

あると答えた場合は、どのくらい前からあるかお答えください。  
(最も近い整数でお答えください。)

---

### 質問15

貴社には、監査委員会があるとしたならば監査委員会が関与すべき問題が生じたときに、監査委員会と同等の役割を果たす取締役会のメンバーがいますか？ N=0

- |        |
|--------|
| 1. いない |
| 2. いる  |
| 3. 無回答 |

### 質問16

貴社の監査委員会の委員長(監査委員会がない場合は同等の組織の長)は何年間その地位にいますか？

N=192

- |         |     |
|---------|-----|
| 1. 1年未満 | 17% |
| 2. 1年   | 9%  |
| 3. 2年   | 17% |
| 4. 3年   | 15% |
| 5. 4年   | 5%  |
| 6. 5年   | 8%  |
| 7. 5年超  | 30% |
| 8. 無回答  |     |

## 会計事務所のローテーションポリシー

### 質問17

貴社（監査委員会、または、同等の組織を含む）は、現在登録監査人を定期的に変更することを義務づける方針がありますか？ N=200

1. なし 99%
2. あり 1% 具体的にお答えください
3. 無回答

「あり」とお答えの場合（最長期間が決められている場合も含む）は、具体的に会計事務所のローテーションについての方針をお書きください。

---



---

「あり」とお答えの場合は質問19へお進み下さい。

### 質問18

質問17で「なし」とお答えの場合、貴社は登録監査人を定期的に変更するローテーションについての方針を設けることを考えていますか？

- |        |     |
|--------|-----|
| 1. いいえ | 96% |
| 2. はい  | 4%  |
| 3. 無回答 |     |

## **IV 強制的会計事務所のローテーションの潜在的な影響**

### A. 会計事務所の選択肢

下記の質問事項は貴社の監査、レビュー、保証業務を提供する会計事務所を強制的に変更するとした場合の、会計事務所間の様々な競争に関する貴社の見解を得ることを目的としたものです。

#### 新しい会計事務所の選択

### 質問19

貴社が登録監査人を変更しなければならないとするならば、どのような方法で新しい登録監査人を選択しますか？また、強制的なローテーションが導入された場合においても、これまでと同様の方法やプロセスで新しい登録監査人を選択しますか？

	強制的ローテーションが導入されない場合	強制的ローテーションが導入された場合	強制的ローテーションが導入された場合であっても導入されなくとも	無回答
意欲があり担当能力がある事務所の審査 N=116	5%	6%	89%	
意欲があり担当能力がある事務所のコンペ N=154	10%	2%	88%	
担当能力がある事務所から審査やコンペなしで選択 N=5	N=0	N=2	N=3	
その他 N=4	N=1	N=0	N=3	
わからない N=4	N=0	N=3	N=1	

もし、「その他」とお答えの場合は具体的にお答えください

---

---

#### 会計事務所の利用可能性

貴社の現在の登録監査人がBIG 4 (PWC, DT, KPMG, EY) 以外の場合は質問22へお進み下さい。

#### 質問20

BIG 4 以外の会計事務所を登録監査人として選択することは現実にあり得ますか？

1. ない 96%
2. ある 4% 質問22へお進みください
3. 不明 質問22へお進みください
4. 無回答

#### 質問21

貴社がBIG 4 以外の会計事務所を登録監査人として選択しない理由として、以下にあげた事項はどの程度重要なのかお答えください。

	非常に重要 %	重要 %	比較的重要 %	たいして重 要ではない %	ほとんど重 要ではない %	わからな い %
証券市場の期待 N=171	57	35	6	2	0	0
会社の国内／国際的営業活動 N=170	51	19	15	4	11	0
会社の業務が産業に特化された知識や 技術を必要とするN=171	38	32	22	5	3	0
銀行や債権者との契約上の義務N=170	16	32	24	14	13	1
取締役会の要求 N=166	24	40	14	5	10	7
会計事務所の資源の十分性N=171	43	40	12	5	0	0
会計事務所のブランドと評判N=171	43	40	12	5	0	0
その他 N=8	N=5	N=3	N=0	N=0	N=0	N=0

#### 質問22

強制的な会計事務所のローテーションが導入されないとしたならば、現在のところ、現実的にはコンサルティングサービスの提供機関が、現在の登録監査人となっているBIG 4 以外の会計事務所からスピノフした3社に限られているという問題に関してはどのようにお考えですか？

また、強制的なローテーションが要求された場合はどのように重要性が変わるとお考えですか？

	非常に重要で ある	いくらか重要 である	少しだけ重要 である	重要ではな い	評価する基準 がない
強制的ローテーションなしN=197	1%	16%	26%	53%	4%
強制的ローテーションが導入N=196	11%	19%	22%	43%	5%

#### 質問23

強制的な会計事務所のローテーションがないとしたならば、実際の登録監査人の選択に際して、最近のBIG 5 からBIG 4 への会計事務所の合併はどの程度重要とお考えですか？

また、強制的なローテーションが導入された場合はどのように重要性が変わるとお考えですか？

	非常に重要である	いくらか重要である	少しだけ重要である	重要ではない	評価する基準がない
強制的ローテーションなしN=199	10%	42%	30%	18%	0%
強制的ローテーションが導入N=198	44%	35%	11%	9%	1%

#### 質問24

強制的な会計事務所のローテーションがないとしたならば、登録監査人に対して、監査と同時に非監査サービスの提供を禁止するというSOXや関連するSEC規則で規定されている監査人の独立性規則は、貴社が登録監査人を選定する際にどの程度制約となっていますか？

また、強制的なローテーションが導入された場合はどのように重要性が変わるとお考えですか？

	非常に制約となっている	いくらか制約となっている	少しだけ制約となっている	制約となってはいない	評価する基準がない
強制的ローテーションなしN=197	4%	30%	31%	34%	1%
強制的ローテーションが導入N=199	28%	25%	23%	22%	2%

#### 質問25

強制的な会計事務所のローテーションがないとしたならば、登録監査人を変更する場合に、貴社の登録監査人となる意欲があり、かつ担当能力のある会計事務所は何社あるとお考えですか？

また、強制的ローテーションが導入された場合は何社ぐらい必要だとお考えですか？

	1社	2社	3社	4社	5社	それ以上	評価する基準がない
強制的ローテーションなしN=197	1%	12%	48%	27%	5%	4%	3%
強制的ローテーションが導入N=199	2%	16%	47%	18%	5%	4%	8%

それ以上と回答した場合は具体的な数をご記入ください。

質問25で、強制的ローテーションが導入された場合でも、選択肢となりうる会計事務所の数が変化しないと回答した場合は質問28へお進み下さい。

#### 質問26

強制的なローテーションが導入されることによって、担当能力のある会計事務所の数が変化するとお考えの場合、監査報酬に対してどのような影響があるとお考えですか？

強制的ローテーションは、おそらく以下の状況を招く。

1. 意欲があり担当能力のある会計事務所の数が増加し、監査報酬が低下する 7%
2. 意欲があり担当能力のある会計事務所の数が増加し、監査報酬が高騰する 14%
3. 監査報酬は変化しない 5%
4. 意欲があり担当能力のある会計事務所の数が減少し、監査報酬が低下する 0%
5. 意欲があり担当能力のある会計事務所の数が減少し、監査報酬が高騰する 67%
6. 評価する基準がない 7%
7. 無回答

質問26の回答が3又は6の場合は質問28へお進み下さい。

### 質問27

なぜ、質問26のように、意欲があり、かつ担当能力のある会計事務所の数が変化すると監査報酬に影響があるとお考えなのか、具体的に説明してください。

---

---

---

### 質問28

強制的なローテーションが導入された場合、90~100社と現在でも比較的少ない会計事務所の数にどのような影響を与えるとお考えですか？N=198

- |   |     |
|---|-----|
| 1. 公開企業監査の監査市場において、比較的大規模な会計事務所の市場シェアがさらに高まる    | 18% |
| 2. 公開企業監査の監査市場における、比較的大規模な会計事務所の市場シェアはほとんど変わらない | 48% |
| 3. 公開企業監査の監査市場において、比較的大規模な会計事務所の市場シェアが低下する      | 3%  |
| 4. 評価の基準なし                                      | 31% |
| 5. 無回答  |     |

## B. 費用と料金

次の質問では、会計事務所における監査関係の費用と料金、ならびに新しい会計事務所を選定し、交替直後の初年度の監査を受ける際に選定した会計事務所を支援するにあたって上場企業が負担した費用について聞いたものである。

- ・「マーケティング費用」とは、財務諸表監査のクライアントを獲得もしくは保持するにあたって会計事務所が負担した、実際の費用である。
- ・「監査費用」とは、財務諸表監査を実施するにあたって会計事務所が負担した、実際の費用である。
- ・「監査料金」とは、財務諸表監査を実施するにあたって、会計事務所が実際に上場企業に請求した金額である。
- ・「選定費用」とは、自社の記録の監査人として新たな会計事務所を選定するにあたって、上場企業が負担した内部費用である。
- ・「支援費用」とは、自社の業務や財務報告について会計事務所に理解してもらうことを支援するにあたって、上場企業が負担した内部費用である。このような支援費用は、財務諸表監査を受ける際に会計事務所に対して上場企業が支払う監査料金に追加される。

### 会計事務所の強制的交替による監査料金への影響

29. 監査を実施する意図があり、かつその能力を有する会計事務所同士で競争する機会が増加することを通じて、前任の事務所に替わって新たな会計事務所が選定されたと仮定した場合、会計事務所の強制的交替は監査料金に対して長期的にどのような影響を与える可能性がありますか？

会計事務所の強制的交替によって（回答数199）

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1. 長期的には監査料金は下がる        | 4%  |
| 2. 長期的には監査料金は上がる        | 89% |
| 3. 長期的には監査料金に対して影響を与えない | 2%  |

4. 評価する根拠がない—その場合は質問31へ 5%
5. 無回答
30. 会計事務所の強制的交替において競争する機会が増加することによって、長期的に監査料金は下がる、上がる、あるいは変わらないと思う理由について説明してください。

#### 会計事務所の費用と料金

31. 上場企業の記録の監査人が（自主的あるいは強制的いずれによる会計事務所の交替によってでも）変更となった場合、新しい事務所が監査を実施するために「上場企業の業務や財務報告についての十分な理解」を急いで得るために、会計事務所における交替直後の初年度の監査費用は次年度以降の監査費用を上回る可能性があると思いますか？（回答数200）

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| 1. はい               | 92% |
| 2. いいえ—その場合は質問35へ   | 4%  |
| 3. わからない—その場合は質問35へ | 4%  |
| 4. 無回答              |     |

32. クライアントたる上場企業について、交替直後の初年度の監査において（同じクライアントたる上場企業における次年度以降の年間監査費用と比べて）会計事務所が負担することになる追加的な監査費用の大きさはどの程度だと思いますか？

会計事務所が追加的に負担する交替直後の初年度の監査費用は、次年度以降の年間監査費用と比べて（回答数184）

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1. 50%以上          | 20% |
| 2. 40%以上50%未満     | 11% |
| 3. 30%以上40%未満     | 23% |
| 4. 20%以上30%未満     | 24% |
| 5. 10%以上20%未満     | 7%  |
| 6. 10%未満          | 1%  |
| 7. 回答する根拠あるいは経験なし | 14% |
| 8. 無回答            |     |

次の2つの文章について、どの程度賛成あるいは反対するかについて答えて下さい。

33. 会計事務所の交替が自主的であるならば、交替直後の新しい会計事務所が初年度に追加的に負担する監査費用は、会計事務所が持つことになるのであって、より高額な監査費用という形で上場企業に負担が移る可能性はない。（回答数184）

- |               |     |
|---------------|-----|
| 1. まったくそう思う   | 29% |
| 2. そう思う       | 48% |
| 3. どちらとも言えない  | 6%  |
| 4. そう思わない     | 11% |
| 5. まったくそう思わない | 6%  |
| 6. 無回答        |     |

34. 会計事務所の交替が強制的であるならば、予定通りの監査人の交替の結果、記録の監査人に新たに選定された会計事務所は、当該事務所が初年度における追加的な監査費用を完全に取り戻す一環と

して、監査人としての限られた在任期間にわたって監査料金を値上げする可能性がある。(回答数184)

- |               |     |
|---------------|-----|
| 1. まったくそう思う   | 76% |
| 2. そう思う       | 21% |
| 3. どちらとも言えない  | 2%  |
| 4. そう思わない     | 0%  |
| 5. まったくそう思わない | 1%  |
| 6. 無回答        |     |

35. 会計事務所の強制的交替によって、上場企業は自社の記録の監査人をより頻繁に変更しなければならない可能性があります。その場合、競争する機会が増えることになる会計事務所においては、選定されてもされなくとも、追加的なマーケティング費用を負担することになるでしょうか？(回答数198)

- |                     |     |
|---------------------|-----|
| 1. はい               | 85% |
| 2. いいえ—その場合は質問37へ   | 5%  |
| 3. わからない—その場合は質問37へ | 10% |
| 4. 無回答              |     |

次の文章について、どの程度賛成あるいは反対するかについて答えて下さい。

36. 会計事務所の強制的交替によって発生するであろう追加的なマーケティング費用は、より高額な財務諸表監査の料金の設定によって、上場企業に負担が移ることになる。(回答数168)

- |                   |     |
|-------------------|-----|
| 1. まったくそう思う       | 58% |
| 2. そう思う           | 33% |
| 3. どちらとも言えない      | 6%  |
| 4. そう思わない         | 2%  |
| 5. まったくそう思わない     | 0%  |
| 6. 回答する根拠あるいは経験なし | 1%  |
| 7. 無回答            |     |

#### 上場企業の費用

37. 貴社が会計事務所の強制的交替によって新たな会計事務所をより頻繁に選定しなければならないとしたら、貴社は（内部）選定費用を負担することになると思いますか？

交替直後の初年度の監査料金と比較して、予想される選定費用が占める割合は(回答数198)

- |               |     |
|---------------|-----|
| 1. 20%以上      | 14% |
| 2. 15%以上20%未満 | 8%  |
| 3. 10%以上15%未満 | 20% |
| 4. 5%以上10%未満  | 23% |
| 5. 5%未満       | 23% |
| 6. 0%         | 1%  |
| 7. 判断する根拠なし   | 11% |
| 8. 無回答        |     |

38. (自主的あるいは強制的いずれによる会計事務所の交替によってでも) 会計事務所が変更となった

後、新任の会計事務所は新しいクライアントたる上場企業の業務や財務報告について理解しなければなりません。記録の監査人の交替直後において、貴社が負担するであろう追加的な初年度の支援費用（前任の記録の監査人を支援するために必要な金額を超える内部費用）の予想金額は、新しい記録の監査人による初年度の監査料金に対してどの程度でしょうか？

新しい記録の監査人による交替直後の初年度の監査料金に対して、当社が負担するであろう支援費用の割合は（回答数196）

- |               |     |
|---------------|-----|
| 1. 50%以上      | 11% |
| 2. 40%以上50%未満 | 8%  |
| 3. 30%以上40%未満 | 17% |
| 4. 20%以上30%未満 | 28% |
| 5. 10%以上20%未満 | 23% |
| 6. 10%未満      | 5%  |
| 7. 0 %        | 0%  |
| 7. 予想する根拠なし   | 8%  |
| 8. 無回答        |     |

### C. 監査人の知識と経験

次の質問では、会計事務所の強制的交替によって、上場企業の財務諸表における重要な虚偽表示を意味するような財務報告上の問題を探知できる監査人の能力がそのように影響を受けるかについて述べたものである。

39. 貴社のご意見では、交替直後の新しい記録の監査人が、貴社の業務と財務報告について十分理解でき、新しいクライアントたる上場企業における初年度の監査を実施する際にしばしば伴うような追加的な監査上の資源を必要としなくなるのには、何年かかるとお考えですか？（回答数200）

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| 1. 1年                  | 7%  |
| 2. 2 - 3年              | 79% |
| 3. 4 - 5年              | 11% |
| 4. 5年以上                | 0%  |
| 5. 判断する根拠なし—その場合は質問42へ | 3%  |
| 6. 無回答                 |     |

40. 前問への回答において、貴社の業務と財務報告の性質および複雑性は、どの程度影響を与えましたか？（回答数195）

- |                 |     |
|-----------------|-----|
| 1. 大きく影響を与えた    | 46% |
| 2. 影響を与えた       | 44% |
| 3. あまり影響を与えなかった | 8%  |
| 4. 影響を与えなかった    | 2%  |
| 5. 無回答          |     |

41. 質問39への回答において、貴社の業務と財務報告の性質および複雑性以外に影響を与えた要因はありましたか？（回答数190）

- |                                    |     |
|------------------------------------|-----|
| 1. いいえ                             | 67% |
| 2. はい—これを選ばれた場合には、その要因を以下で説明して下さい。 | 33% |
| 3. 無回答                             |     |

上で「はい」と答えた場合には、その要因について簡単に説明して下さい。

42. 会計事務所の強制的交替においては、交替直後の新しい会計事務所は上場企業の業務と財務報告に対して、「新鮮な見方」を提供する。一般的に、新しい監査人が提供する新鮮な見方によって、**上場企業の財務諸表に重大な影響を与える財務報告上の問題のうち、前任の監査人が探知できなかつたようなものを、新しい監査人が探知できる可能性は、どういった影響を受けるでしょうか？（回答数199）**
- |                 |     |
|-----------------|-----|
| 1. 可能性を非常に増大させる | 1%  |
| 2. 可能性を幾分増大させる  | 21% |
| 3. 可能性は影響を受けない  | 50% |
| 4. 可能性を幾分減少させる  | 17% |
| 5. 可能性を非常に減少させる | 7%  |
| 6. 判断する根拠なし     | 4%  |
| 7. 無回答          |     |
43. 会計事務所の強制的交替において、クライアントの業務と財務報告のプロセスについて、前任の記録の監査人が有する知識の水準と、クライアントに特有の業務と財務報告について、新しい会計事務所が交替直後の初年度に有するであろう知識の水準と比べて、どの程度異なるとお考えですか？  
新しい会計事務所は（回答数200）
- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| 1. クライアントについて非常に少ない知識を有する | 82% |
| 2. クライアントについて幾分少ない知識を有する  | 17% |
| 3. クライアントについてほぼ同じ知識を有する   | 0%  |
| 4. クライアントについて幾分多くの知識を有する  | 0%  |
| 5. クライアントについて非常に多くの知識を有する | 0%  |
| 6. 判断する根拠なし               | 1%  |
| 7. 無回答                    |     |
- 質問43において3、4、5あるいは6と回答された場合には、質問46へ進んで下さい。
44. 会計事務所の強制的交替について、クライアントに特有の業務と財務報告について、新しい会計事務所が交替直後の初年度に有する知識が少ない可能性があるとするならば、知識が少ないとによって、新しい監査人が在任期間中の初年度に財務諸表における重大な虚偽表示を探知できないというリスクはどういった影響を受けるとお考えですか？（回答数196）
- |                  |     |
|------------------|-----|
| 1. リスクを非常に増大させる  | 20% |
| 2. リスクを幾分増大させる   | 65% |
| 3. リスクは増大も減少もしない | 12% |
| 4. リスクを幾分減少させる   | 0%  |
| 5. リスクを非常に減少させる  | 1%  |
| 6. 判断する根拠なし      | 2%  |
| 7. 無回答           |     |
45. 会計事務所の強制的交替において、貴社の業務と財務報告に関する知識を増加させるために、**交替直後の新しい記録の監査人に対し追加的なおよびあるいはより以上の監査手続を求める**こと（前任の会計事務所が作成した調書や前任の会計事務所の主要な担当者とより綿密に接触することを新しい記録の監査人に求めることなど）によって、**重大な虚偽表示を探知しない**というリスクはどういった影響を受けるとお考えですか（回答数196）

1. リスクを非常に増大させる	2%
2. リスクを幾分増大させる	5%
3. リスクは増大も減少もしない	24%
4. リスクを幾分減少させる	61%
5. リスクを非常に減少させる	5%
6. 評価する根拠なし	3%
7. 無回答	

#### D. 監査人の独立性

会計事務所の独立性は、監査のクライアントを保持するにあたっての経済的な圧力のほか、上場企業およびその経営者と密接な関係を持ちすぎることによっても悪影響を受けると述べる人がいる。こうした圧力によって、会計事務所およびもしくはそのパートナーはクライアントの会計および財務報告に対して適切に疑義を挟まなくなるかも知れない。監査人の独立性に関する懸念は、重大な財務諸表上の虚偽表示を意味する可能性のある財務報告上の問題を知った場合に、それに対して会計事務所およびそのパートナーが適切に対処する能力と意志を有するかどうかと関係する。監査人が監査において生じる財務報告上の問題に対して、次の方法によって適切に対処する。(1)財務諸表が一般に認められた会計原則に準拠して適正に表示されていることを確実にするために、適切な調整および関連する追加的な開示といった変更を財務諸表に加えていることを確実にする、(2)適切な変更がなされなかつた場合にはクライアントの財務諸表における監査報告書を修正する、あるいは(3)必要な場合には、クライアントの記録の監査人を辞任し、辞任の理由をSECに報告する。

46. 貴社のご意見では、会計事務所の強制的交替において、交替直後の新しい監査人がクライアントの業務と財務報告について有する見方（「新鮮な見方」）によって、上場企業の財務諸表における重大な虚偽表示を意味するかも知れない財務報告上の問題に対して、より適切に監査人が対処する可能性はどういった影響を受けるとお考えですか？（回答数198）

1. 可能性を非常に増大させる	1%
2. 可能性を幾分増大させる	18%
3. 可能性は増大も減少もしない	71%
4. 可能性を幾分減少させる	7%
5. 可能性を非常に減少させる	0%
6. 評価する根拠なし	3%
7. 無回答	

47. 会計事務所の強制的交替が行われない場合において、会計事務所とそこに所属するパートナーがクライアントを保持したいと考えることからくる圧力は、上場企業の財務諸表に重大な影響を与える可能性のあるような財務報告上の問題に適切に対処するかどうかについて、どの程度関係すると思いますか？会計事務所の強制的交替においては、その圧力はどのように変わると思いますか？

	非常に強い関係を持つ	強い関係を持つ	関係を持つ	弱い関係しか持たない	関係がない	無回答
会計事務所の強制的交替が行われない場合における、会計事務所側が受ける圧力（回答数189）	0%	5%	19%	31%	45%	0%
会計事務所の強制的交替が行われる場合における、会計事務所側が受ける圧力（回答数189）	0%	4%	8%	35%	53%	0%
会計事務所の強制的交替が行われない場合における、会計事務所の所属パートナーが受ける圧力（回答数189）	3%	7%	23%	27%	40%	0%
会計事務所の強制的交替が行われる場合における、会計事務所の所属パートナーが受ける圧力（回答数189）	0%	4%	14%	35%	47%	0%

48. 会計事務所の強制的交替が行われない場合において、会計事務所とそこに所属するパートナーがクライアントを保持したいと考えることからくる圧力は、一般に認められた会計原則を解釈し適用するにあたって、上場企業の経営者が採った適度に都合良くかつあるいは適度に楽観的な財務報告上の姿勢に対して、適切に疑義を挟むことができるかどうかについて、どの程度関係すると思いますか？会計事務所の強制的交替においては、その圧力はどのように変わると思いますか？

	非常に強い関係を持つ	強い関係を持つ	関係を持つ	弱い関係しか持たない	関係がない	無回答
会計事務所の強制的交替が行われない場合における、会計事務所側が受ける圧力（回答数190）	0%	3%	17%	36%	44%	0%
会計事務所の強制的交替が行われる場合における、会計事務所側が受ける圧力（回答数190）	0%	2%	7%	41%	50%	0%
会計事務所の強制的交替が行われない場合における、会計事務所の所属パートナーが受ける圧力（回答数190）	1%	6%	21%	34%	38%	0%
会計事務所の強制的交替が行われる場合における、会計事務所側が受ける圧力（回答数190）	0%	3%	11%	43%	43%	0%

49. 会計事務所の強制的交替が行われない場合において、会計事務所とそこに所属するパートナーがその後に訴訟およびあるいは規制当局からの制裁を受ける可能性は、上場企業の財務諸表に重大な影響を与える可能性のあるような財務報告上の問題に適切に対処するかどうかについて、どの程度関係すると思いますか？会計事務所の強制的交替においては、その圧力はどのように変わると思いますか？

	非常に強い関係を持つ	強い関係を持つ	関係を持つ	弱い関係しか持たない	関係がない	無回答
会計事務所の強制的交替が行われない場合における、会計事務所側が受ける圧力（回答数186）	30%	20%	13%	12%	25%	0%
会計事務所の強制的交替が行われる場合における、会計事務所側が受ける圧力（回答数184）	30%	20%	13%	12%	25%	0%
会計事務所の強制的交替が行われない場合における、会計事務所の所属パートナーが受ける圧力（回答数184）	27%	23%	14%	13%	23%	0%
会計事務所の強制的交替が行われる場合における、会計事務所側が受ける圧力（回答数185）	28%	23%	12%	13%	24%	0%

50. 会計事務所の強制的交替が行われない場合において、記録の監査人を他の会計事務所に交替させられる可能性は、現職の監査人たる会計事務所がクライアントの財務諸表に重大な影響を与える可能性のあるような財務報告上の問題に適切に対処するかどうかについて、どの程度関係すると思いますか？（回答数199）

- |               |     |
|---------------|-----|
| 1. 非常に強い関係を持つ | 0%  |
| 2. 強い関係を持つ    | 3%  |
| 3. 関係を持つ      | 11% |
| 4. 弱い関係しか持たない | 35% |
| 5. 関係がない      | 51% |
| 6. 無回答        |     |

51. 会計事務所の強制的交替において、在任期間が切れた後には別の会計事務所と交替することになる旨を現職の監査人たる会計事務所が知っていることは、上場企業たるクライアントの財務諸表に重大な影響を与える可能性のあるような財務報告上の問題に適切に対処するかどうかについて、どの程度関係すると思いますか？（回答数198）

- |               |     |
|---------------|-----|
| 1. 非常に強い関係を持つ | 3%  |
| 2. 強い関係を持つ    | 7%  |
| 3. 関係を持つ      | 11% |
| 4. 弱い関係しか持たない | 29% |
| 5. 関係がない      | 50% |
| 6. 無回答        |     |

52. 上場企業の記録の監査人としての在任期間の上限を会計事務所について設定したならば、次の関係者において、監査人の独立性に対する認識はどのような影響を受けるでしょうか？

	非常に 上がる	幾分上 がる	上がりも 下がりも しない	幾分下 がる	非常に 下がる	無回答
資本市場（アナリスト、銀行、ブローカー、証券取引所および格付け機関）が監査人の独立性に対して有する認識（回答数188）	1%	36%	63%	0%	0%	0%
機関投資家が監査人の独立性に対して有する認識（回答数189）	2%	37%	61%	0%	0%	0%
個人投資家が監査人の独立性に対して有する認識（回答数188）	13%	53%	34%	0%	0%	0%

53.これまで、上場企業の記録の監査人が交替することは、資本市場および公衆に対して、監査人の交替をもたらした理由について調べるべきであるという「警告」として見られてきた。会計事務所の強制的交替に基づいて監査人が予定通りに交替することは、監査人の交替によっていずれにせよもたらされる「警告」に対してどのような影響を与えますか？（予定通りの変更とは、会計事務所の交代に関する規定による直接的な結果として起こるものとさす。）（回答数196）

- |                       |     |
|-----------------------|-----|
| 1. 「警告」を大きく維持する可能性がある | 0%  |
| 2. 「警告」を幾分維持する可能性がある  | 4%  |
| 3. 「警告」は変わらない         | 8%  |
| 4. 「警告」を幾分除く可能性がある    | 36% |
| 5. 「警告」を大きく除く可能性がある   | 52% |
| 6. 無回答                |     |

54. 会計事務所の強制的交替において、上場企業あるいは会計事務所のいずれもが契約を解除できると仮定して、監査人が予定と関係なく変更した場合、資本市場および公衆に対してこれまでのようにもたらしてきた「警告」は、どの程度維持される可能性がありますか？（予定と関係のない交替とは、会計事務所の交代に関する規定による直接的な結果として起こるものではないものをさす。）

(回答数198)

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| 1. 「警告」は大きく維持される可能性がある | 60% |
| 2. 「警告」は幾分維持される可能性がある  | 18% |
| 3. 「警告」は変わらない          | 14% |
| 4. 「警告」は幾分除かれる可能性がある   | 8%  |
| 5. 「警告」は大きく除かれる可能性がある  | 0%  |
| 6. 無回答                 |     |

#### E. 監査人の在任期間と監査の失敗のリスク

次の質問は、監査人の在任期間と監査の失敗に関する問題に関係する。監査人の在任期間とは、ある特定の会計事務所がある上場企業の記録の監査人を継続して勤めた年数を意味する。監査の失敗とは、SEC登録企業の監査済財務諸表が誤謬あるいは不正による重大な虚偽表示を含んでおり、関連する事実や状況に通じた第三者が当該財務諸表監査についてGAASに準拠したものではないと判断した際に生じる。

##### 監査人の在任期間

55. 貴社の記録の監査人が交替したことに関する貴社のこれまでの経験に基づけば、会計事務所の強制的交替によって貴社の記録の監査人を勤める会計事務所の平均在任期間はどのように変わる可能性があると思いますか？(回答数196)

- |                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| 1. 平均在任期間は長くなると思われる—その場合は質問62へ  | 1%  |
| 2. 平均在任期間は変わらないと思われる—その場合は質問62へ | 2%  |
| 3. 平均在任期間は短くなると思われる             | 97% |
| 4. 無回答                          |     |

56. 会計事務所の強制的交替によって監査人の平均在任期間が短くなると思われるのであれば、監査人の在任期間の縮小によって、クライアントの業務や財務報告について理解し、有効な監査上のツールや手続を考案するために必要となる資源の投入に関する会計事務所にとっての目下の動機は、悪影響を受けるという懸念をお持ちですか？(回答数189)

- |              |     |
|--------------|-----|
| 1. 非常に懸念がある  | 25% |
| 2. 幾分懸念がある   | 42% |
| 3. 懸念も否定もしない | 15% |
| 4. 幾分否定する    | 3%  |
| 5. 懸念はない     | 14% |
| 6. 評価する根拠なし  | 1%  |
| 7. 無回答       |     |

57. 会計事務所の強制的交替によって会計事務所が、監査人としての在任期間の期限が近づくにつれて、今以上に当該会計事務所が他のクライアントを獲得しあるいは維持できるよう、最も有能かつ経験豊かな監査のスタッフを、当時担当していた監査契約から別の業務あるいは契約に転属させる懸念はお持ちですか？(回答数190)

1. 非常に懸念がある	27%
2. 幾分懸念がある	50%
3. 懸念も否定もしない	12%
4. 幾分否定する	3%
5. 懸念はない	5%
6. 評価する根拠なし	3%
7. 無回答	

#### 監査の失敗のリスク

58. 会計事務所の強制的交替において、もし会計事務所が今以上に当該事務所が将来のクライアントを獲得しかつあるいは維持できるよう、最も有能かつ経験豊かな監査のスタッフを、当時担当していた監査契約から別の契約に転属させた場合には、このことは現行の監査契約における監査の失敗のリスクにどのような影響を与えると思いますか？（回答数190）

1. リスクを非常に増大させる	22%
2. リスクを幾分増大させる	70%
3. リスクは増大も減少もしない	6%
4. リスクを幾分減少させる	0%
5. リスクを非常に減少させる	0%
6. 評価する根拠なし	2%
7. 無回答	

次の2つの文章について、どの程度賛成あるいは反対するかについて答えて下さい。

59. 交替直後の新任の会計事務所は、新しいクライアントの業務および財務報告について完全に深く理解しておらず、またそれを監査に利用していない可能性が高いので、監査人の在任期間の初めのうち、監査の失敗が起こるリスクは高い。（回答数190）

1. まったくそう思う	24%
2. そう思う	55%
3. どちらとも言えない	16%
4. そう思わない	4%
5. まったくそう思わない	1%
6. 無回答	

60. 交替直後の新任の会計事務所は、クライアントの経営者から得られる情報に大きく依存すると思われる所以、監査人の在任期間の初めのうち、監査の失敗が起こるリスクは高い。（回答数190）

1. まったくそう思う	6%
2. そう思う	29%
3. どちらとも言えない	35%
4. そう思わない	26%
5. まったくそう思わない	4%
6. 無回答	

61. 会計事務所がクライアントの経営者と長期の関係を有することから「安楽レベル」（クライアントの経営者との親密性、ならびに当該クライアントとの契約を維持したいという考え方）が生じることに

よって、監査人の在任期間が長くなるほど、監査の失敗が起こるリスクは高くなる。(回答数189)

- |               |     |
|---------------|-----|
| 1. まったくそう思う   | 2%  |
| 2. そう思う       | 7%  |
| 3. どちらとも言えない  | 18% |
| 4. そう思わない     | 53% |
| 5. まったくそう思わない | 20% |
| 6. 無回答        |     |

62. 上場企業のクライアントの経営者が監査人の監査手法や手続に馴れ過ぎてしまうため、監査人の在任期間が長くなるほど、監査の失敗が起こるリスクは高くなる。(回答数199)

- |               |     |
|---------------|-----|
| 1. まったくそう思う   | 0%  |
| 2. そう思う       | 3%  |
| 3. どちらとも言えない  | 21% |
| 4. そう思わない     | 46% |
| 5. まったくそう思わない | 30% |
| 6. 無回答        |     |

#### F. 会計事務所の強制的交替の費用と便益

63. 会計事務所の強制的交替は、上場企業の業務と財務報告に関して監査人による新しい焦点のあて方(「新鮮な見方」)を提供することで、監査人の独立性と監査の品質に便益を与えるとする論者がある。一方で会計事務所の強制的交替において、(1)交替直後の新しい監査人がクライアントに関して特有の知識と経験をあまり持たないことによって、監査の品質が悪影響を受ける可能性があり、(2)交替直後の初年度におけるより高額な監査費用、ならびにあるいは新たな会計事務所を選定し支援する際に伴う追加的な費用のために、上場企業による財務諸表監査への対価が上昇することになる、とする論者もいる。会計事務所の強制的交替において発生する可能性のある費用と便益について、貴社の見解を最もよく表す文章は次のうちどれですか？(回答数198)

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1. 費用が便益を非常に上回るであろう     | 70% |
| 2. 費用が便益を幾分上回るであろう      | 22% |
| 3. 費用と便益はほぼ同じくらいとなるであろう | 3%  |
| 4. 便益が費用を幾分上回るであろう      | 3%  |
| 5. 便益が費用を非常に上回るであろう     | 1%  |
| 6. 評価する根拠なし             | 1%  |
| 7. 無回答                  |     |

64. 会計事務所の強制的交替によって発生する費用と便益について、それらは監査を受ける上場企業の性質と規模によって大きく異なると思いますか？(回答数198)

- |                        |     |
|------------------------|-----|
| 1. はい                  | 66% |
| 2. いいえ—その場合は質問66へ      | 20% |
| 3. 評価する根拠なし—その場合は質問66へ | 14% |
| 4. 無回答                 |     |

65. 上場企業に関する次のカテゴリーにおいて、会計事務所の強制的交替が導入された場合に発生する可能性のある費用と便益についてのご意見をお聞かせ下さい。

	費用が便益を非常に上回るであろう	費用が便益を幾分上回るであろう	費用と便益はほぼ同じくらいとなるであろう	便益が費用を幾分上回るであろう	便益が費用を非常に上回るであろう	判断する根拠なし
50億ドル以上の収益を計上する多国籍あるいは外国企業（回答数124）	70%	16%	1%	4%	1%	8%
50億ドル以上の収益を計上する国内企業（回答数123）	56%	31%	4%	4%	1%	4%
1億ドル以上50億ドル未満の収益を計上する多国籍あるいは外国企業（回答数126）	52%	32%	3%	4%	0%	9%
1億ドル以上50億ドル未満の収益を計上する国内企業（回答数123）	48%	39%	6%	1%	1%	5%
1億ドル未満の収益を計上する多国籍あるいは外国企業（回答数122）	31%	43%	12%	2%	1%	11%
1億ドル未満の収益を計上する国内企業（回答数122）	23%	45%	22%	2%	1%	7%

## V サーベインズ＝オックスリー法の影響

同法は、監査人の独立性と監査の品質の向上、企業責任の強化、ならびに米国証券諸法の管轄下にある上場企業の監査に対する監視の推進を目的として、様々な改善策を規定に盛り込んでいる。改善策の多くは会計事務所、ならびにそれら事務所が実施する監査の質と監査への監視に対して、直接および間接に影響を与える。同法はまた上場企業への監査を関する組織としてPCAOBを創設し、上場企業に関する監査報告書の発行を通じて投資家とさらなる公衆の利益を保護しようとしている。

66. SEC規則によって施行された2002年サーベインズ＝オックスリー法の203条は、主席パートオナーとレビュー担当パートナーに対して5年で交替することを求めており、またその他のパートナーのうち監査契約に大きく関わっている人についても7年で交替することを求めている。監査パートナーに対するこれらの新しいかつ強化された規定は、会計事務所の強制的交替において会計事務所の変更に伴うような費用をかけることなく、十分に「新鮮な見方」をもたらし、また監査人の独立性と監査の品質に関する便益を提供する、とする論者がある。一方で、主席パートナーとレビュー担当パートナーを交替するだけでは、現職の会計事務所内における現行の監査手続や職業上の関係が続いているので、「新鮮な見方」に伴うような便益を有効に手に入れるためには、新しい会計事務所が必要であるという人もいる。**主席パートナーとレビュー担当パートナーの強制的交替が「新鮮な見方」といった監査人の独立性および監査の品質に関する便益をもたらすか、あるいは会計事務所の強制的交替がこれらの便益をもたらすかについて、貴社の見解を最もよく表す文章は次のうちどれですか？（回答数200）**

1. 主席パートナーとレビュー担当パートナーの強制的交替は、「新鮮な見方」が意図している便益を十分にもたらし、かつ会計事務所の強制的交替と比べて費用がかからない。（その場合は質問68へ） 77%
2. 主席パートナーとレビュー担当パートナーの強制的交替は、会計事務所の強制的交替ほどには「新鮮な見方」が意図している便益を十分にもたらさないが、会計事務所の強制的交替における高額な費用を考慮すると、よりよい選択肢である。 18%
3. 会計事務所の強制的交替は、「新鮮な見方」が意図している便益を十分にもたらすためには必要であるが、主席パートナーとレビュー担当パートナーの強制的交替と比べて費用がかかる。 3%
4. 会計事務所の強制的交替は、「新鮮な見方」が意図している便益を十分にもたらすため

には必要であり、追加的な費用は便益を上回らない。	1%
5. その他—その場合にはお考えを以下にお書き下さい。	1%
6. 無回答	

その他（上記以外のお考えをお持ちでしたらお書き下さい。）

67. (1)SEC規則によって施行された2002年サーベインズ＝オックスリー法の203条における監査パートナーの交替に関する規定、(2)同法における監査人の独立性に関するその他の規定、すなわち特定の非監査業務の提供の禁止（201条）、監査業務および法令上禁止されていない非監査業務の提供に対して監査委員会があらかじめ承認し、関連する項目を開示すること（202条）、監査人による監査委員会に対する特定の報告の要求（204条）、特定の監査人がクライアントと契約を締結してはならない期間の設定（206条）、(3)同法301条における監査委員会の責任に関する規定、ならびに(4)同法101条においてPCAOBを登録会計事務所を監視する独立した組織として創設する規定、といった規定を念頭に置いて下さい。上に述べた同法の規定は、監査の品質および監査人の独立性に関して、意図している便益をもたらす可能性があり、さもなくば会計事務所の強制的交替の規定を導入することでこれらの便益をもたらすと期待されるが、同法の規定が上記の便益をもたらすかどうかについて、貴社の見解を最もよく表す文章は次のうちどれですか？

上に述べた同法の規定は、完全に施行した場合には（回答数46）

1. 会計事務所の強制的交替が意図している便益を完全にもたらす	11%
2. 会計事務所の強制的交替が意図している便益を大体はもたらす	65%
3. 会計事務所の強制的交替が意図している便益を幾分もたらす	20%
4. 会計事務所の強制的交替が意図している便益をあまりもたらさない	0%
5. 会計事務所の強制的交替が意図している便益をもたらさない	4%
6. 無回答	

## VI 監査の品質を強化するためのその他の方法

監査の品質に関する研究、会計プロフェッショナルの規制当局者、あるいはその他会計プロフェッショナリストについて精通している関係者からは、これら以外に、監査の品質の強化を目的とした様々な方法を提案してきた。会計事務所の交替に関する規定がない場合を前提に、次に述べた各方法について、監査人の独立性と監査の品質に関して便益をもたらす可能性があるかどうかについてお考えをお聞かせ下さい。

68. 方法1：監査委員会に、現職の会計事務所も監査業務の受注入札に参加できるような形で、監査業務に関するオープンな入札会を定期的に開催させるべきであるという規定をつくる。（回答数200）

1. 非常に便益がある	1%
2. 非常にとまではいかないが、かなりの便益がある	10%
3. 少分便益がある	26%
4. ほとんど便益はない	27%
5. 便益はない	36%
6. 無回答	

69. 方法2：2002年サーベインズ＝オックスリー法に基づく監査パートナーの強制的交替を補充する形で、監査契約において監査マネージャーの任にあった者を定期的に特定の年限を設けて交替させるべきであるという規定をつくる。（回答数201）

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| 1. 非常に便益がある               | 4%  |
| 2. 非常にとまではいかないが、かなりの便益がある | 21% |
| 3. 少分便益がある                | 25% |
| 4. ほとんど便益はない              | 22% |
| 5. 便益はない                  | 28% |
| 6. 無回答                    |     |

70. 方法3：監査人とは別個の会計事務所を監査委員会の指示のもとに置き、財務諸表監査を監視するという監査委員会の業務を定期的に支援すべきであるという規定をつくる。(回答数200)

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| 1. 非常に便益がある               | 1%  |
| 2. 非常にとまではいかないが、かなりの便益がある | 9%  |
| 3. 少分便益がある                | 17% |
| 4. ほとんど便益はない              | 25% |
| 5. 便益はない                  | 48% |
| 6. 無回答                    |     |

71. 方法4：監査人とは別個の会計事務所を監査委員会の指示のもとに置き、重大な財務諸表上の虚偽表示に至る可能性のある不正な財務報告のリスクを表すような上場企業内における財務報告プロセスの領域に対して不正検索型監査を定期的に実施すべきであるという規定をつくる。(回答数201)

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| 1. 非常に便益がある               | 2%  |
| 2. 非常にとまではいかないが、かなりの便益がある | 12% |
| 3. 少分便益がある                | 21% |
| 4. ほとんど便益はない              | 28% |
| 5. 便益はない                  | 37% |
| 6. 無回答                    |     |

72. 方法5：上場企業の監査委員会に対して記録の監査人と解約できない（例えば3年、5年あるいは7年といった期間の）複数年契約を締結すべきであるという規定をつくる。現職の会計事務所側は、契約期間中に正当な理由により契約を解約できる。さらに、現職の会計事務所は、次の監査契約の期間についても参入できる。(回答数200)

- |                           |     |
|---------------------------|-----|
| 1. 非常に便益がある               | 2%  |
| 2. 非常にとまではいかないが、かなりの便益がある | 2%  |
| 3. 少分便益がある                | 9%  |
| 4. ほとんど便益はない              | 26% |
| 5. 便益はない                  | 61% |
| 6. 無回答                    |     |

## VII 会計事務所の強制的交替の導入に関する見解

次の質問は、会計事務所の強制的交替を導入するのであれば、その制度設計にあたって決定しなければならないいくつかの根本的な要因について述べたものである。**会計事務所の強制的交替に賛成かどうかにかかわらず**、次の質問についていずれかの回答をお選び下さい。

73. 会計事務所の強制的交替が導入された場合、現職の会計事務所における監査人の在任期間の上限は

何年がよいでしょうか？（回答数199）

- |            |     |
|------------|-----|
| 1. 3年から4年  | 3%  |
| 2. 5年から7年  | 36% |
| 3. 8年から10年 | 42% |
| 4. 10年以上   | 19% |
| 5. 無回答     |     |

74. 会計事務所の強制的交替が導入された場合、現職の会計事務所が監査業務にもう一度参入できるまで何年おくべきでしょうか？（回答数197）

- |            |     |
|------------|-----|
| 1. 3年から4年  | 62% |
| 2. 5年から7年  | 25% |
| 3. 8年から10年 | 11% |
| 4. 10年以上   | 2%  |
| 5. 無回答     |     |

75. 会計事務所の強制的交替が導入された場合、監査委員会が、起こりうるならばどのような状況において会計事務所から監査業務を受ける契約を解約できる（会計事務所を解雇できる）ようにならなければならぬでしょうか？（回答数200）

- |   |     |
|---|-----|
| 1. 監査委員会は、会計事務所の監査の質あるいは同事務所との職業上の関係に不満な場合には、いつでも同事務所との契約を解約できるようにすべきである。   | 96% |
| 2. 監査委員会は、会計事務所がPCAOBの設定した職業上の基準に準拠しなかった場合、証券諸法に違反した場合、あるいは監査人の独立性およびもしくは監査の品質に悪影響を与えるような同様の職業人らしからぬ行為をした場合を除いて、同事務所との契約を解約することができない。 | 3%  |
| 3. 監査委員会は、PCAOBが同事務所を登録から外さない限り、会計事務所との契約を解約することができない。  | 0%  |
| 4. その他—その場合にはその状況について以下に具体的にお書き下さい。   | 1%  |
| 5. 無回答  |     |

その他（具体的にお書き下さい。）

76. 会計事務所の強制的交替が導入された場合、会計事務所はどのような状況において記録の監査人としての監査委員会および上場企業との契約を解約できるようになっていなければならないでしょうか？（回答数194）

- |  |     |
|--|-----|
| 1. 会計事務所は、職業上の関係に不満がある場合には、いつでも監査委員会および上場企業との契約を解約できるようにすべきである。                                      | 77% |
| 2. 会計事務所は、不正を意味するあるいは財務諸表に重大な影響を与える可能性のある問題について、監査委員会、取締役あるいは経営者の行動に不満がある場合には、同社との契約を解約できるようにすべきである。 | 21% |
| 3. その他—その場合にはその状況について以下に具体的にお書き下さい。  | 2%  |
| 4. 無回答   |     |

その他（具体的にお書き下さい。）

77. 会計事務所の強制的交替が導入された場合、多くの上場企業が一斉に監査人を交替させることのないよう、その制度は合理的な規準に基づいて、数年間にわたって（徐々に）導入すべきである。（回答数200）

- |               |     |
|---------------|-----|
| 1. まったくそう思う   | 73% |
| 2. そう思う       | 19% |
| 3. どちらとも言えない  | 5%  |
| 4. そう思わない     | 1%  |
| 5. まったくそう思わない | 1%  |
| 6. 意見なし       | 1%  |
| 7. 無回答        |     |

78. 会計事務所の強制的交替が導入された場合、その制度は上場企業の性質や規模にかかわらず、上場企業すべてに対し統一して適用すべきだと思いますか？（回答数198）

- |        |     |
|--------|-----|
| 1. はい  | 81% |
| 2. いいえ | 19% |
| 3. 無回答 |     |

79. 制度を上場企業すべてに統一して適用すべきである、あるいは適用すべきでないと思う理由についてご説明下さい。

このような制度を統一して適用すべきであるとお思いの場合には、質問81にお進み下さい。

80. 質問78について2を選ばれた場合、次の上場企業のカテゴリーのうち制度を適用すべきとお思いのものをお選び下さい。適用すべき対象についてすべてお答え下さい。（回答数38）

- |                                     |       |
|-------------------------------------|-------|
| 1. 50億ドル以上の収益を計上する多国籍あるいは外国企業       | 回答数14 |
| 2. 50億ドル以上の収益を計上する国内企業              | 回答数15 |
| 3. 1億ドル以上50億ドル未満の収益を計上する多国籍あるいは外国企業 | 回答数8  |
| 4. 1億ドル以上50億ドル未満の収益を計上する国内企業        | 回答数10 |
| 5. 1億ドル未満の収益を計上する多国籍あるいは外国企業        | 回答数8  |
| 6. 1億ドル未満の収益を計上する国内企業               | 回答数12 |
| 7. 上記のいずれでもない                       |       |

## VIII 会計事務所の強制的交替の導入に関する全体的な意見

当アンケートの最後のセクションでは、登録会計事務所の強制的交替に関して賛成するかどうかといった、貴社の目下の全体的なご意見をお尋ねするものです。

81. 登録会計事務所の強制的交替に関して賛成するかどうかといった、貴社の目下の全体的なご意見に基づいて、次の中から1つお選び下さい。（回答数187）

- |   |    |
|---|----|
| 1. 会計事務所の強制的交替の期間が合理的である限り、当社は目下のところ、強制的交替の導入に賛成する。（強制的交替に賛成する主な理由について以下にお書き下さい。）                 | 4% |
| 2. 当社は強制的交替を導入する考えには賛成するが、監査の品質を向上させるために2002年サーベインズ＝オックスリー法が規定した様々な方策の有効性を評価するためには、まだ時間が必要であると思う。 | 8% |

3. 当社は会計事務所の強制的交替の導入に反対する。(強制的交替に反対する主な理由について以下にお書き下さい。) 88%
4. 無回答

(上において1か3を選ばれた場合には、強制的交替に賛成もしくは反対する主な理由について以下にお書き下さい。)

82. 会計事務所の強制的交替の影響について、その他にコメントをお持ちでしたらお書き下さい。

## Appendix III

### GAOによる公開会社の監査委員会における会計事務所の強制的ローテーションの影響についての調査

#### イントロダクション

会計事務所の強制的ローテーションについての影響について、議会に対し適切・公正・バランスの取れた報告を行なうため、公開企業の上級財務担当役員および監査委員会委員長（またはそれと同等の機関に関係する人）などからの見解に基づいて調査を行なった。全ての公開会社からSEC登録がなされている企業に限定されている。

上級財務担当役員および監査委員会委員長による回答を得るため、2つの区分による調査を行なった。

- ・上級財務担当役員に対しては、GAOのウェブサイトによるオンラインシステムおよび手渡しによる調査依頼（GAO経由で後納された封筒が同封されている）による調査をお願いしている。ただ、オンラインバージョンの場合、公開会社からの回答を一覧表にすることの重要性が低くなる可能性もある。
- ・監査委員会委員長（それと同等の機関も含む）への調査は、上級財務担当役員と同様のアンケートが送付されているが、個別の住所が記載された封筒が同封されている。財務担当役員へは次のような保証をしている。つまり、監査委員会委員長への調査は直接かかる委員長へ送付している。これは監査委員会委員長宛に調査をお願いするよりも、個別に送付する方が調査への回答が容易になることに配慮してである。

さらに、各調査へ会計事務所の強制的ローテーションに関する追加的質問も含まれている。

調査の結果を我々の報告書として編集・公表するが、法規制および議会からの要請がない限り、GAOが個別にかかる調査に関して公表することはない。また、独占的なビジネス情報は無許可のディスクロージャーに関する犯罪に関わるため、連邦法で保護されている。

#### 調査用語

##### 調査の目的

- ・「公開会社」は1934年の証券取引法、1940年の投資事業会社法により財務報告が求められ、さらにSEC登録されるようになったのである。この調査の目的は、ミューチュアルファンドや投資会社に対して公開会社が考える、法令による情報公開のあり方を考えるためのものである。
- 「多国籍企業および海外企業」は公開企業と共に1つないし多くの国々と重要な業務を行なっている。(10%およびそれ以上の収益率において)
- 「国内企業」は公開企業と共に、重要な業務を行なっていない。(10%およびそれ以上の収益率において)
- ・「監査人」「監査報告」および「会計事務所」は独立的な立場の会計事務所として、SECに登録しており、公開会社の財務諸表に対し監査、レビューおよびアテストーションに関する報告をSECに行なう。将来的には、かかる会計事務所は2002年サーベインズ・オックスリー法により要請されたPCAOBに登録することが求められる。
- ・「強制的会計事務所のローテーション」については、毎期連続して特定の会計事務所による公開会社の監査を制限することである。
- ・「監査の品質」とは、監査人がGAASに基づき、監査済み財務諸表および関連するディスクロージャー情報について、(1)GAASに合致しているか、(2)エラーや不正による著しい誤りがないか。かかる定義

は、関連する事実や状況において監査人が合理的保証を得るために十分に検証し、誤った報告書にならないように重要性を勘案し、GAASに合致の度合いを検討することで、第三者への適切性を確保することが可能となる。(1)調整の適切性、関連するディスクロージャーおよび、その他の変更事項による誤った報告書の作成の防止など。(2)仮に、正当な理由のない変更およびその他の調整がなされなかった場合、財務諸表に対する監査意見の修正。(3)正当な理由がある場合、監査人はSECに対し報告をする。

「監査の失敗」はSECに提出される監査済み財務諸表に不正または誤謬が含まれるまたは、第三者へ対して、関連する要素や状況に対する説明が充分でなかった為、GAASに合致した監査が行なえず、合理的な保証を与えることが難しく監査の失敗となる。(1)充分な調整、ディスクロージャーおよびその他の状況変化に対応することで財務諸表は虚偽の表示を避けなければならない。(2)仮に正当な理由による変更があろうがなかろうが、財務諸表に関して監査人の意見を変更する。(3)正当な理由がある場合には公開企業の監査人としては再署名およびSECにその旨の報告を行なう。

「非監査サービス」はPCAOBに登録している公開企業に対してプロフェッショナル・サービスを提供することをいい、監査人として財務諸表に関する監査・レビューおよびアテストーションを行なうこと言う。

「監査委員会」とは、公開企業の業績等を示す財務諸表に関する監査・レビュー・アテストーションといった財務報告プロセスの監視を行なうことを目的として委員会のことと言う。

#### 監査委員会の回答の背景

1. あなたは監査委員会の委員長として何年 在任していましたか。
2. あなたの所属していた監査委員会および企業は、定期的に監査人の交代を行なっていましたか。  
question 2 の回答がイエスの場合、question 4 に進んでください。
3. あなたの在任している監査委員会および企業は監査人の定期的交代を検討していますか。

#### 強制的な会計事務所のローテーションに係るコストおよびメリット

強制的な会計事務所のローテーションに係る監査人の独立性および新たな視点からの監査による監査の品質の向上といったメリットに対しては様々な議論があった。他方、強制的会計事務所のローテーションに関しては、(1)新任監査人は依頼人に対する知識・経験などなく、監査の品質および監査の失敗のリスクが高まることが懸念される。また、(2)財務諸表監査に係るコストの増加が懸念される。つまり、新たな会計事務所による監査の実施により、初年度監査報酬および追加的コストがかかるためである。

4. 次のうち、強制的な会計事務所のローテーションに係る潜在的コストおよびメリットに関するあなたの見解はどれにあてはまりますか。
  1. コストがメリットを著しく超える
  2. コストがメリットを超える
  3. コストとメリットは同等である
  4. メリットがコストを超える
  5. メリットがコストを著しく超える
  6. 評価できない
5. 強制的な会計事務所のローテーションに係る潜在的コストおよびメリットに関するあなたの見解をお教えください。

## 会計事務所の有効性

あなたの企業の監査人がビッグ4の会計事務所（PwC, DT, KPMG, EY）でない場合には、question 9に移ってください。

6. あなたの在任している監査委員会はビッグ4でない会計事務所の使うことを考えていますか。  
イエスならばquestion 9に進んでください。
7. 各列のボックスにチェックを入れてください。あなたの在任している監査委員会はビッグ4の会計事務所を利用しているのはなぜですか。

会計事務所をビッグ4にしている理由	非常に重要である	重要である	適度に重要である	まあまあ重要である	重要性は少ない	分からぬ
資本市場の期待	48%	34%	14%	1%	3%	0%
企業のグローバル的業務	53%	27%	10%	4%	6%	0%
企業内容が専門的産業の技術・知識が求められる	39%	36%	18%	6%	1%	0%
企業の契約上の義務(例えば、銀行)	15%	28%	24%	6%	20%	7%
企業の取締役からの要請	23%	35%	19%	7%	13%	3%
充分な会計事務所の資源	68%	26%	4%	2%	0%	0%
会計事務所のブランド・評判	35%	41%	18%	4%	2%	0%
その他						

8. あなたの在任している監査委員会がビッグ4のみの会計事務所を利用するなどを検討しているならば、強制的な会計事務所のローテーションにより、受け入れ可能な企業が制限される場合はどの程度あると考えられますか。
  1. 強制的な会計事務所のローテーションにより、受け入れ可能な企業が制限されることはない。
  2. 強制的な会計事務所のローテーションにより、受け入れ可能な企業のコストはメリットを超える。
  3. 受け入れ可能な企業が制限されるため、強制的な会計事務所のローテーションを受けることができないだろう。
  4. 受け入れ可能な企業が多くあるにもかかわらず、強制的な会計事務所のローテーションを受けることができない。

## 2002年サーベインズ・オックスリー法の影響

証券取引委員会（SEC）規則により適用される2002年サーベインズ・オックスリー法（SOX法という）203条は、当該監査業務の主任パートナーおよびレビュー担当パートナーに5年ごと、監査業務に重要な関与をしているそれ以外のパートナーに7年ごとの強制交代を義務づけている。監査担当パートナーに対するこれらの新規かつ厳格化された要件は、「真新しさ」と監査事務所の強制交代に関連して公開会社の業務に携わる会計事務所を変更するコスト（たとえば、選定コスト、追加的支援コスト）を負担することなく監査人の独立性と監査の品質に関連した便益を十分提供するものであると主張する者もいれば、主任パートナーとレビュー担当パートナーの変更は、現行の会計事務所の既存の監査実務と業務関係を継続することになるので、「真新しさ」に関する便益を効果的に達成するためには新しい会計事務所が必要であると主張する者もいる。

9. 上記の議論を考慮に入れた上で、あなたの考えを最もよく記述している文章を1つ選んでください。

回答総数185

- |  |     |
|--|-----|
| 1. 主任パートナーとレビュー担当パートナーの強制交代は、「真新しさ」に関して意図された便益を十分達成するものであり、監査事務所の強制交代よりもコストがかからないものである。                                    | 76% |
| 2. 「真新しさ」に関して意図された便益を達成するに際して、主任パートナーとレビュー担当パートナーの強制交代は、監査事務所の強制交代ほど効果的なものではないかもしないが、監査事務所の強制交代のコストは高いことを考え合わせるとより良い選択である。 | 20% |
| 3. 主任パートナーとレビュー担当パートナーの強制交代よりはコストがかかるけれども、監査事務所の強制交代は、「真新しさ」に関する便益を効果的に達成するためには必要である。                                      | 1%  |
| 4. 監査事務所の強制交代は、「真新しさ」に関する便益を効果的に達成するためには必要であり、追加的なコストは便益を上回ることはない。   | 2%  |
| 5. その他（何かあればあなたの考えを述べてください）  | 1%  |
- 
- 
- 
- 
- 

質問9に1と回答された方は、質問11へ進んでください。

10. SEC規則により適用される監査担当パートナーの交代、非監査業務の禁止、監査業務および禁止されていない非監査業務に関する監査委員会の事前承認およびこれに関連する社会の人々への開示、監査人の監査委員会に対する報告要件、監査人がクライアントの従業員になるに際しての期間的制限、外部監査人の選任、報酬および業務監督に関する監査委員会の責任ならびに登録会計事務所の独立監督機関としての公開会社会計監視委員会（PCAOB）の設置に関する法の要件を考慮に入れた上で、上記に示した法の規定は、監査の質および監査人の独立性の双方に関して、監査事務所の強制交代の要件を適用することから得られると期待されるような意図された便益を達成しそうであるか否かに関して、あなたの考えを最もよく記述している文章を1つ選んでください。

法の上記の要件が完全に適用された場合には以下のことを期待しうる。

回答総数43

- |  |     |
|--|-----|
| 1. 監査事務所の強制交代に関して意図された便益を完全に達成する。      | 14% |
| 2. 監査事務所の強制交代に関して意図された便益を大体達成する。       | 58% |
| 3. 監査事務所の強制交代に関して意図された便益をどちらかというと達成する。 | 18% |
| 4. 監査事務所の強制交代に関して意図された便益を最小限しか達成しない。   | 5%  |
| 5. 監査事務所の強制交代に関して意図された便益を達成しない。        | 5%  |

#### 監査の品質を向上させるためのその他の実務

監査の品質に関する研究書の著者、公開会社業務に携わる会計専門職の規制当局、その他会計専門職に造詣の深い者は、監査事務所の強制交代以外にも監査の品質を向上させることを意図したさまざまな実務を識別してきた。以下の各実務に関して、**監査事務所の交代の要件がない場合に監査人の独立性と監査の品質に関する便益が得られる可能性についてあなたの考えを示してください。**

11. 実務1：監査委員会が公開入札を定期的に開催することを義務づけられ、現行の会計事務所が監査業務に関する入札を行うこと。

回答総数189

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1. 大きな便益                | 6%  |
| 2. 大きくはないがはっきりとしたプラスの便益 | 17% |
| 3. 限られた便益しかない           | 28% |
| 4. ほとんど便益なし             | 25% |
| 5. 全く便益なし               | 24% |

12. 実務2：2002年サーベインズ・オックスリー法の監査担当者の強制交代要件を補完する要件として、監査業務に関して監査マネージャーとして一定期間関与した者を定期的に交代させる要件を設ける。

回答総数189

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1. 大きな便益                | 13% |
| 2. 大きくはないがはっきりとしたプラスの便益 | 28% |
| 3. 限られた便益しかない           | 34% |
| 4. ほとんど便益なし             | 13% |
| 5. 全く便益なし               | 12% |

13. 実務3：監査委員会の指示の下に、監査委員会が財務諸表監査を監督する責任を果たす際に、他の会計事務所に定期的に監査委員会を支援することを義務づけること。

回答総数189

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1. 大きな便益                | 4%  |
| 2. 大きくはないがはっきりとしたプラスの便益 | 9%  |
| 3. 限られた便益しかない           | 30% |
| 4. ほとんど便益なし             | 29% |
| 5. 全く便益なし               | 28% |

14. 実務4：監査委員会の指示の下に、他の会計事務所に財務諸表に重要な虚偽記載をもたらしうる不正な財務報告のリスクがある公開会社の財務報告プロセスの領域における不正摘発型監査を定

期的に行わせることを義務づけること。

回答総数188

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1. 大きな便益                | 3%  |
| 2. 大きくはないがはっきりとしたプラスの便益 | 16% |
| 3. 限られた便益しかない           | 30% |
| 4. ほとんど便益なし             | 31% |
| 5. 全く便益なし               | 20% |

15. 実務5：監査委員会に複数年（たとえば3年、5年、または7年）解約不能条件で登録された監査人を雇用することを義務づけること。現行の会計事務所は、契約期間中、申し立てにより関係を解消することができる。さらに、現行の会計事務所は、以後の監査契約期間に関する入札も認められる。

回答総数187

- |                         |     |
|-------------------------|-----|
| 1. 大きな便益                | 1%  |
| 2. 大きくはないがはっきりとしたプラスの便益 | 5%  |
| 3. 限られた便益しかない           | 13% |
| 4. ほとんど便益なし             | 24% |
| 5. 全く便益なし               | 57% |

#### 監査事務所の強制交代の適用に関する見解

以下の質問は、会計事務所の強制交代の実務が義務づけられる場合に、その構築の際に決定しなければならないいくつかの基本的な要因を対象としている。**あなたが会計事務所の強制交代を支持するか否かに関係なく**、以下の各質問に対して1つを選んでください。

16. 会計事務所の強制交代が義務づけられた場合、現行の事務所が監査を担当する年限は何年とすべきか。

回答総数187

- |            |     |
|------------|-----|
| 1. 3年または4年 | 3%  |
| 2. 5年から7年  | 37% |
| 3. 8年から10年 | 38% |
| 4. 10年超    | 22% |

17. 会計事務所の強制交代が義務づけられた場合、現行の事務所が再度監査業務の入札を認められるまでに何年間隔をおくべきか。

回答総数190

- |            |     |
|------------|-----|
| 1. 3年または4年 | 58% |
| 2. 5年から7年  | 28% |
| 3. 8年から10年 | 11% |
| 4. 10年超    | 3%  |

18. 会計事務所の強制交代が義務づけられた場合、もしあればどんな状況の下で、監査委員会は、監査業務を提供する事務所との契約を解消（解除）することが認められるか。

回答総数188

- 監査委員会は当該事務所の業務の状況または業務上の関係に不満足な場合はいつでも

- 当該事務所との契約を解消することが認められるべきである。 98%
2. 監査委員会は監査人の独立性および／または監査の品質に悪影響を及ぼしかねない  
PCAOBにより設定された職業基準違反、証券諸法違反または同様の職業専門家として  
ふさわしくない行為をした場合以外は、当該事務所との契約を解消することはできない。  
2%
3. 監査委員会はPCAOBが当該事務所の登録を抹消しない限り、契約を解消することができない。 0%
4. その他（具体的に示してください） 0%
- 
- 
- 
- 
- 

19. 会計事務所の強制交代が義務づけられた場合、どんな状況の下で、当該事務所は監査委員会／公開会社と登録監査人としての関係を解消することができるか。

回答総数190

1. 当該事務所は監査委員会／公開会社との関係を、当該事務所が業務関係に不満な場合  
にはいつでも解消することができなければならない。 74%
2. 当該事務所は監査委員会／公開会社との関係を、当該事務所が公開会社の経営者および  
／または取締役会および／または監査委員会の不正の可能性に関わる問題および／または  
一般に認められた会計原則に準拠した財務諸表の適正表示に重要な影響を及ぼすかも  
しれない問題に取り組む際の業務の状況に不満な場合には解消することができなければ  
ならない。 25%
3. その他（具体的に示してください） 1%
- 
- 
- 
- 
- 

20. 会計事務所の強制交代が義務づけられた場合、数多くの公開会社が同時に監査人を変更すること  
を回避するために合理的な基準に基づき何年間かにわたり（ずらして）実施すべきである。

回答総数189

1. 強く賛成 72%
2. 賛成 18%
3. 賛成でも反対でもない 2%
4. 反対 2%
5. 強く反対 1%
6. 意見なし 5%

21. 会計事務所の強制交代が義務づけられた場合、そのような要件は性質や規模に関係なくすべての公開会社の監査に統一的に適用すべきであるとあなたは考えますか。

回答総数188

　　はい 65%      いいえ 35%

22. そのような要件はすべての公開会社に統一的に適用すべきであるまたはすべきでないとあなたが考える理由を説明してください。

---

---

---

---

---

質問21にはいと回答された方は、質問24へ進んでください。

23. 質問21にいいえと回答された方は、そのような要件を適用すべきであるとあなたが考える公開会社の区分を以下の選択肢の中から選んでください。適用対象とすべき会社をすべて選んでください。

回答総数65

1. 売上高50億ドル以上の多国籍企業または外国の公開会社（アメリカ以外の複数の国で重要な事業【総売上高の10%以上】を営んでいる公開会社）回答数43
2. 売上高50億ドル以上の国内の公開会社（アメリカ以外で重要な事業【総売上高の10%以上】を営んでいない公開会社）回答数40
3. 売上高1億ドル以上50億ドル未満の多国籍企業または外国の公開会社回答数21
4. 売上高1億ドル以上50億ドル未満の国内の公開会社回答数16
5. 売上高1億ドル未満の多国籍企業または外国の公開会社回答数8
6. 売上高1億ドル未満の国内の公開会社回答数7

#### 監査事務所の強制交代の義務づけに関するあなたの総合的な意見

質問書の末節のここでは、登録会計事務所の強制交代の義務づけを支持するか否かに関してあなたが現在抱いている総合的な意見をお伺いします。以下の選択肢の中から1つを選んでください。

24. 登録会計事務所の強制交代の義務づけを支持するか否かに関してあなたが現在抱いている総合的な意見に関して、以下の選択肢の中から1つを選んでください。

回答総数166

1. 私は、交代期間が合理的であれば現時点では、会計事務所の強制交代の義務づけを支持します。（あなたの見解を支持する主な理由をあげてください）2%

---

---

2. 私は会計事務所の強制交代の義務づけの考え方を支持しますが、監査の質を向上させることに関する2002年サーベインズ・オックスリー法のさまざまな要件の有効性を評価するためにはもっと時間が必要であると考えます。7%

3. 私は会計事務所の強制交代の義務づけを支持しません。(あなたがそう考える理由のすべてを概略述べてください) 90%

---

---

4. その他 (述べてください) 1%

---

---

---

---

**追加的コメント記入欄**

25. 会計事務所の強制交代を義務づけるべきか否かおよびこれに関連する対費用効果に関して追加的なコメントがあれば記入してください。

---

---

---

---

---

## Appendix IV

### Tier I 公認会計事務所から寄せられたコメントの抜粋

我々は調査対象となった公認会計事務所に対して、自らの回答を詳細に説明する、あるいは追加的な回答を付け加えるよう、いくつかの質問に対してコメントを記載することを依頼した。公認会計事務所に対する調査結果は、各質問に対する回答の要約とともに、appendix I に記載した。調査に回答した Tier I に属する74事務所のうち55事務所が、17ある自由回答形式の記入欄の少なくとも 1 箇所にコメントを寄せた。我々はそれらのコメントを次の領域に要約した：

- 財務報告問題を発見する監査人の能力
- 新規登録監査人に対する追加的監査手続
- クライアント固有の知識と経験
- 監査人の独立性
- 監査の品質と監査の失敗
- 監査関連費用と監査報酬
- PCAOBが検討すべき監査手続
- 監査業務に対する競争
- 監査事務所の強制的交替の実施、および
- 監査事務所の強制的交替要件に対する全般的見解

下記の表は、回答者から寄せられた見解が様々なものであることを示すために、上記の質問に対して回答者から寄せられたコメントを抜粋、記載したものである。それらの中には、複数の公認会計事務所から寄せられた典型的なコメントのみならず、特定の会計事務所から寄せられた固有の見解もある。寄せられた特定のコメントは有用な洞察を与えるものであるが、ここに再記載された特定タイプのコメント数はその他の類似する回答数と必ずしも比例していない。それゆえ、ここで示されたコメントはTier I 会計事務所全体としての母集団から得られるであろう代表的見解を表したものではない。

#### 財務報告問題を発見する監査人の能力

我々は回答者に、公開企業の財務諸表における重要な虚偽表示を示す財務報告問題を発見する監査人の能力に影響を与える要因で、調査表に挙げられていないものを記述するよう依頼した。多くの回答者が、監査委員会による積極的な監督機能、経営管理者の属性、監査人による評価および独立性、監査人に対する報酬および時間的な圧力、財務報告問題を発見する監査人の能力に影響を与えるクライアント側の主要な経営管理者との接触頻度などが重要であると指摘した。

表 1 は質問10—『公開企業の財務諸表における重要な虚偽表示を示す財務報告問題を発見する監査人の能力に影響を与えるとあなたが考えるもので、上記 [質問 9]<sup>1</sup>に挙げられていない要因を記入し、あなたがどのように思われたのか、上記と同じ分類を使って、その要因の重要性の水準を特定してください。』に対する回答を抜粋したものである。

<sup>1</sup> 質問 9 に挙げられた要因は：適切なスタッフの教育、訓練および経験；一般に認められた会計原則についての適切な知識；一般に認められた監査基準についての適切な知識；適切な監査チームのスタッフ配置；事務所の（地域的あるいは全国的な）技術的資源が適切に利用可能であること；公開企業が属する産業において事務所が適切な経験を有していること；クライアントの受入プロセスに対する適切なリスク評価プロセス；クライアントの業務、システムおよび財務報告実務についての適切な知識。

**表1：財務報告問題を発見する監査人の能力に影響を与えるその他の要因**

下線の文章は要因の大まかな区分、「」内は寄せられたコメント

監査委員会の機能

「非常に大きな重要性—監査委員会による積極的な監督機能と企業の財務報告に対する理解。」

「...監査に求められる必要要件以上に、例えば、積極的な対話や内部統制がより良く機能するように...活動を行おうとする監査委員会の意識。」

経営管理者の属性

「非常に大きな重要性—内部統制環境の質—経営管理者の倫理的な行動と性格が最重要項目—内部統制機能の強さ。」

「...経営管理者の品位、誠実性および協調性は、財務報告問題を発見する監査人の能力にとって非常に大きな重要性を有する。また、監査人に提供される情報の的確性と網羅性も非常に大きな重要性を有する。」

「...監査に求められる必要要件以上に、例えば、積極的な対話や内部統制がより良く機能するように...活動を行おうとする監査委員会の意識。」

「経営管理者の属性—非常に大きな重要性。」

「社員全員とコミュニケーションが図れること。」

監査人による評価と独立性

「経営管理者の能力と品位の適切な評価。」

「[監査人が] 適切な懷疑心を保つこと。」

「[監査に] 従事する監査人の適切な独立性。」

監査人に対する圧力

「報酬圧力あるいは時間的な圧力は、適切な監査手続を妨げる（大きな重要性）。」

「報酬を最低水準に維持しようとするクライアントや、報酬がより低い事務所からの経済的圧力は、低水準の監査業務と技術的能力を提供することになる。」

監査人とクライアントの接触

「[監査人と] クライアントの主要な経営管理者との（電話や対話による）接触頻度—大きな重要性。」

**新規登録監査人に対する追加的監査手続**

我々は回答者に、新規登録監査人が公開企業の財務諸表における重要な虚偽表示を発見できないリスクを低減するのに有効であると思われるが、調査表に挙げられていない、追加的かつ（あるいは）より効果的な監査手続を記述するよう依頼した。回答者は、有能な監査人による監査の追加的レビューの重要性；前任監査人との最終検査、あるいは共同監査；企業の経営結果を産業標準と比較すること；クライアントおよびクライアントが属する産業のより詳細な知識を得るために追加的手続を行うこと；経営管理者とより頻繁に接触を図ること；継続的な監査、が新規登録監査人に有用な手続を提供すると指摘した。さらに回答者は、重要な虚偽表示を発見できないリスクを低減するために、監査事務所の変更初年度においてSECへ提出する、各種書類の締め切り期間の延長を提案した。

表2は質問16—『新規登録監査人が、公開企業の財務諸表における重要な虚偽表示を発見できないリスクを低減するのに有効であるとあなたが考えるもので、上記〔質問15〕<sup>2</sup>に挙げられていない追加的かつ（あるいは）より効果的な監査手続を記入し、あなたがどのように思われたのか、上記〔質問15〕と同じ分類を使って、その手続の重要性の水準を特定してください。』に対する回答を抜粋したものである。

2 質問15に挙げられた追加的かつ（あるいは）より効果的な監査手続きは：事務所がクライアントにかかる多くの経験を有している場合に適用するであろう手続以上に、財務諸表に重要な影響を与える領域における追加的手続；財務諸表に重要な影響を与えると考えられるクライアントが提供した財務諸表およびデータの追加的検証；前任事務所の監査業務チームの主要メンバーと接触する機会の増加；前任事務所の監査業務チームの監査調書を参照する機会の増加

**表2：新規登録監査人が重要な虚偽表示を発見できないリスクを低減するのに有用な追加的な監査手続**

下線の文章は要因のおおまかな区分、「」内は寄せられたコメント

追加的レビュー

「当事務所は、監査初年度において、一般に公正妥当と認められた監査基準で要求されている以上の手続を実施している。こうした手続を実施する主たる目的は、誤った監査意見を表明するリスクを低減することにある。これらの手続は、実施される監査業務を対象に行うものであり、クライアントおよびそのシステムや手続に精通することを目的とするものではない。当事務所では、技術的能力および豊富な経験から大変有能であると事務所内で認められている監査人による監査業務の追加的レビューを要件として課している。税務パートナーによるレビューや税務レビューにおいて使用された備忘録の確認、また豊富な経験および技術を有するパートナー（『SECのReviewing Partner』）による監査業務書類の詳細なレビューも実施しており、これらの手続は翌会計年度の監査においても実施される。」

共同監査の実施

「強制的交替が行われる最終年度において、後任監査人と前任監査人による共同監査を課すこと。大きな重要性を持つ。」

クライアントおよび産業の追加的知識

「企業の経営活動の結果を分析し、産業の標準的水準と比較することは、追加的手続として有用である。」

「クライアントの事業、また必要な場合には産業全体における、新規参入企業の基本方針についての追加的分析。」

「クライアントのシステム、リスクや統制等をより詳細に理解するために費やされた追加的な時間。」

経営管理者との追加的な接触

「主要な経営管理者とより頻繁に連絡を取り合うこと－重要。」

継続的監査

「継続的監査業務 [の実施]。」

その他

「監査事務所変更の初年度において、Form 10Kの提出期限を90日に戻すことを発行者に許可することは、新任監査人に有用であると同時に、重要な虚偽記載を発見できないリスクを軽減するであろう。」

Form 10Kの提出期限を延長することは、監査事務所に監査業務を遂行するまでの追加的な時間を提供することになる。」

**クライアント固有の知識および経験**

我々は回答者に、監査事務所の強制的交替にともなって生じる問題のうち、特に監査人が有するクライアント固有の知識に関する内容について、追加的なコメントを寄せるよう依頼した。多くの回答者は、監査事務所の強制的交替により監査事務所に蓄積される固有の知識が減少することで、監査効率の低下や、少数の監査事務所による独占あるいは市場支配が引き起こされ、その結果、公開企業および監査事務所の双方に大幅な費用増加がもたらされる、との懸念を表明した。

表3は質問19－『本節で扱っている問題について何か追加的なコメント、あるいは（本節で扱われていないその他の問題も含めて）監査人のクライアント固有の知識および経験に関する監査事務所の強制的交替についてのコメントはありますか？』に対する回答を抜粋したものである。

**表3：監査人のクライアント固有の知識と監査事務所の強制交替に対するコメント**

監査の効率性

「今日の複雑な経営環境において、監査の効率は監査人の産業における経験とクライアントの事業内容をより詳細に理解する能力によって決まる。知識は蓄積されていくものであり、その蓄積には数年を有する。[当事務所は] 監査事務所の強制的交替は監査事務所に蓄積された知識を減少させ、監査効率の

低下を招くと考える。[当事務所は] 監査パートナーの交替に係る新基準を支持し、最終規則は新鮮な視点の必要性と最適な監査チームに対する要求との間で調整を図るべきである、とするSECの声明に同意する。しかしながら、その一方で我々は、監査人の強制的交替によって適切な均衡が達成されるとは思わないため、(監査人の強制的交替は) 監査の質に弊害を生じさせると考える。」

「我々は監査人の強制的交替は蓄積された知識を徐々に破壊すると考える。今日における経営環境は複雑である(例えば、デリバティブ、時価評価、関連当事者間取引など)。クライアント固有の事業および監査リスクのみならず、クライアントのシステムについての詳細な理解は、効率的な監査を実施し、複雑な会計および報告問題について適切な判断を下すためには必要不可欠である。監査事務所の交替が行われるたびに、各クライアントに関して蓄積された知識は失われ、それは新規事務所によって再構築されなければならない。問題を発見する監査人の能力は経営管理者の誠実性の欠如により、しばしば阻害される。残念ながら、誠実性を法律により規制することは不可能である。特に経営管理者の報酬が利益に基づいている場合、彼らの無節操な行為を監査事務所の強制的交替によって止めさせることはできない。強制的交替を課したとしても、経営管理者の価値は変わらない。実際、強制的交替は無節操な経営管理者にそれを自ら有利に利用する余地を与えるであろう。監査契約期間の初年度において、監査人がクライアントに関する詳細な知識を完全に発見し適用することは困難である;その結果、無節操な経営管理者が、監査人に発見されることなく、不正を犯すことはより容易になる。」

「...監査契約期間の初年度および翌年度は、監査の効率が低下するリスクがある。強制的交替とともに生じる監査人の知識と経験についての問題は、それが監査の品質に与える影響と切り離して議論することはできない。監査契約期間の初年度および翌年度において、クライアントに精通しきれない脆弱さが生じる可能性があるのは、監査人の怠慢や情報収集の欠如、あるいは一般に認められた監査基準を遵守しなかったからではない。そうした状況では、クライアントに関する経験が獲得されていないために、知識はさほど有用ではなく、理解も遅い。それゆえ、クライアントに関する実務経験のみが、監査の失敗のリスクを低減せしめ、かつこの経験に代わるもののは存在しない。このことは、クライアントを理解するためには監査初年度および翌年度により多くの業務が遂行されることからも分かる。実際には、初年度に行うクライアントの事業およびシステムを理解し記録する手続は、翌年度以降は更新さえすればよい。重要なことは、クライアントを理解するために(初年度に)作成された手続は、翌年度以降はほとんど実行されないが、より多くの知識が蓄積されるために、誤った監査意見を表明するリスクが低減する点である。このことは、同じ知識が適用される状況が多いこと、つまりクライアントとの直接的な経験によって説明できる。当事務所は、監査契約期間の初年度および翌年度において、クライアントおよびクライアントのシステムを理解するのに必要であると規定されている手続に加え、追加的手続を実施している。他の事務所も同様であると思われる。それにもかかわらず、明確な矛盾が生じる。クライアントへの精通度合いは、その作業に最も多くの時間を費やす年度で一番脆弱である。(監査契約期間の初年度において) 欠如しているのは、クライアントとそのシステムおよびその統制(環境)についての直接的な経験であり、それは年数を経てはじめて蓄積されるものである。」

「私個人の見解として、『監査の失敗』の多くは以下に示す要因のうちの少なくともひとつ、あるいはそれらの組み合わせであり、それを事務所の強制的交替によって防ぐことはできないと考える;経営者の誠実性、特定クライアントに対する事務所スタッフの経験、競争によるクライアントからの報酬圧力、会計規則の複雑さと(原則に基づくアプローチに対し)事後判断による解釈能力。」

「監査人の交替にかかるいかなる計画にもつきまとう大きな欠点は、新任監査人が企業の事業、具体的には経営管理者の動機を理解するのに費やされる時間である。提案されるいかなる追加的手続も、規定される特定の監査テスト以上に、これらの領域における新任監査人の理解を深めるものでなければならない。」

#### 産業に対する専門化と支配

「強制的交替が実施されることにより、特定産業に特化している事務所では、担当産業の全クライアン

トを失うことになり、大きなダメージを受けることになる。それゆえ、当該事務所は専門的知識を失うことになり、産業における地位を再構築するために非常に困難な時期を強いられる（我々の担当産業で他にどの事務所が監査しますか？誰も居ません。我々はすべてのクライアントを交替しなければなりません。）」

「2つか3つの大規模国際会計事務所が、市場価値の90%を占めているような産業では、連邦取引委員会における問題が懸念される。会計士は独占の問題に关心を寄せる必要がある。」

「投資信託の事業分野において、4大監査法人以外の会計事務所でこの分野の経験を有しているところは数えるほどしかない。」

「例えば、クライアントを失った事務所は、他の事務所からクライアントを回してもらうといった具合に、クライアントを失った企業に対して補償を確保するような制度が設けられるべきである。さもなければ、わずかな数の事務所が大きな影響力を有し、市場独占が起こる。」

#### 費用

「小規模クライアントとの過去の経験から、初年度に監査に費やされる時間は、2年目およびそれ以降の年度に費やされる時間の、通常は40から50パーセント増である。小規模クライアントの多くにとって、こうした継続的な投資は高額な費用である。」

「新規クライアントに対して監査業務を開始する場合、時間と金銭的な投資が必要になる。5年毎の交替は(1)監査業務全体の費用および登録企業に対する報酬の増加をもたらし(2)複数年に渡る監査の実施を通じて、初年度の投資時間を合理的に取り戻そうとする監査人の能力を制限する可能性があるようと思われる。」

「監査事務所の強制的交替において費用対効果モデルは機能しない。強制的交替は会計政策に対する新鮮な視点とその解釈を提供はするが、それによって潜在的な不正の発見がより困難となり、より多くの費用が発生する。」

「新規の監査事務所が十分な手続を実施できないことが問題なのではない。問題はクライアントが設定する報酬の上限である。新規事務所が監査を行う場合、初年度では50パーセント、2年目は30パーセント、3年目は10パーセントの追加的費用が発生することをクライアントが理解すれば、新規監査人はリスクを軽減するのに十分な手続を実施することが可能となる。」

「この〔投資信託〕産業分野では、4大監査法人の関与なくして強制的交替は有効（あるいは可能）ではない。4大監査法人が関与しない状況では、投資信託産業に属する2000以上の小規模基金は、監査費用の大幅な増加を負担することになる。」

#### **監査人の独立性**

我々は回答者に、監査人の独立性に関する監査事務所の強制的交替についての追加的なコメントを寄せるように依頼した。コメントは、限られた数の事務所による監査業務の提供、警告信号、倫理規定の法制度化の困難性、会計士を目指す優秀な人材、大規模対小規模事務所、オピニオンショッピング、などを含む諸問題について言及していた。また、いくつかの回答者は、監査事務所の強制的交替は監査人の独立性にほとんどあるいは全く便益をもたらさないと回答した。

表4は質問29—『本節で扱っている問題について何か追加的なコメント、あるいは（本節で扱われていないその他の問題も含めて）監査人の独立性に関する監査事務所の強制的交替についてのコメントはありますか？』に対する回答を抜粋したのである。

**表4：監査人の独立性に関する監査事務所の強制的交替についてのコメント**

#### 限られた数の事務所による監査業務の提供

「独立性基準の結果、監査事務所が提供可能な業務に制限が課せられることになり、事務所の強制的交替を実施するのは発行者の多くにとって困難であろう。例えば、上位tierに属する事務所のうち、事務所

Aが内部監査業務、事務所Bが法律で規制されたその他の非監査業務、事務所Cが監査業務を行っているとすれば—発行者の監査を行いうる唯一の事務所は事務所Dになる。そのため発行者から見れば、次のレベルのtier事務所を考慮しない限り、tier事務所の上位3事務所のいずれかとの交替が選択できるというよりはむしろ、現実的にはひとつの監査事務所としか交替できない状況である。この潜在的な問題をさらに強調すると—事務所Dは発行者が望むような、その産業での専門的能力を有していない場合もあり得る。その結果、発行者は—事務所の強制的交替要件に従うために—産業に関して最適水準の専門性を有していない監査事務所を選択せざるを得ないことになる。」

#### 警告信号

「警告信号は、潜在的な会計問題を調査する場合に、資本市場に対する良いシグナルであると我々は考えている。強制的交替は、監査人の変更が市場に引き起こす関心度合いを低下させる。」

「監査契約の最終年度と関わりなく監査人の変更が行われるたびに、『警告信号 (REDFLAG)』が存在する明確な可能性が残されている。」

「監査事務所の合併、企業合併、アンダーセンの消滅、報酬にかかる裁判や報酬の最小化への要求、特定産業に特化した資源の必要性などを理由に、公開企業の規模に関係なく、監査人の変更は過去数年間に頻繁に見られるようになった。今日のような時代には、企業が監査人を変更することは警告信号 (red flag) を発しているとは言えないであろう。」

#### 倫理の法制化の困難性

「独立性を評価するのに必要な個人の『倫理観』を法制化あるいは規制することは不可能であると考える。一般的に、特に我々の監査事務所は、適切に独立性を評価し、またそれと同様に重要であるが、与えられた環境での的確な業務を遂行していると考える。」

「監査の失敗をもたらす諸問題そして監査人の強制的交替への動機は、個人あるいは事務所の文化に起因すると考える。いかなる規制も人間行動を管理あるいは非倫理的な行動を解決することはできない。」

「公開企業であるクライアントの財務諸表に重要な影響を与える財務報告問題に適切に対処するか否かに関係なく、専門家としての業務を遂行し、また名声を維持、高めるためのプレッシャーは要因のひとつになる。」

#### 会計士を目指す優秀な人材

「(事務所の強制的交替によって) 各事務所の抱えるクライアントのポートフォリオが頻繁に変更されることになるため、会計士は独立性基準に抵触する株式をより頻繁に売却しなければならなくなる。独立性を確保する意図で設けられた規則によって生じる不都合、つまりは時間的損失および経済的犠牲が想定されることは、監査のキャリアを形成しようと考えている人材に影響を及ぼすであろう。こうした負担は、魅力ある人材の確保、ひいては監査の品質に影響を及ぼす。」

#### 大規模対小規模事務所

「政府が小規模事務所の業務を奪うような立場に立ってはならない。強制的交替は、独立性に全く影響を及ぼさないばかりか、小規模事務所の業務を奪う。」

「残念ながら、(収益が7500万ドル以下) の小規模事務所にとってみれば、当該概念はクライアントおよび監査事務所双方の対場から、事務所交替にかかる効率性を無視したものである。大規模事務所および小規模事務所との差およびこれに関連した大きな問題は、大規模事務所にとってみれば、被監査クライアントが、パートナーの唯一のクライアントであるかもしれない点である。」

「年間報酬が100万ドルを超える、監査パートナーと特定クライアントが深い利害関係にあるような大規模事務所では、強制的交替によって監査人の独立性は明らかに向上する。」

「監査人の交替に係る影響は、それが会計あるいは監査事務所に与える影響から、クライアントの規模と直接的に関係する。当事務所には、意思決定に影響を与えるほどの大きなクライアントはない。会計あるいは監査事務所のうち、その収入の重要な割合を占める大規模クライアントを抱えているような事務所は、異なるリスク側面を有していると考える。」

### オピニオンショッピング

「事務所の強制的交替は、監査人選択段階でのクライアントによる『オピニオンショッピング』の可能性を引き上げる。」

### 独立性を高めることには（ほとんど）つながらない

「独立性は（事務所の）交替による影響を受けるようなものであってはならない。監査開始日からの独立的な思考態度は、一定品質の監査を行う上では必要不可欠である。」

「政府機関による指導あるいは推奨という形で、公的機関の監査では既に強制的交替が実施されているが、本要件が事務所あるいはパートナーの独立性に何らかの貢献をしているとは思えない。」

「強制的交替は、そのメリットがほとんどない割に、非常に危険かつリスクが大きい。また我々は、新規監査契約の初年度であれ、契約期間の最終年度であれ、困難な会計問題に対処する方法に差異がないことを経験している。加えて、監査準備期間および監査契約期間の初年度では、クライアントのスタッフや組織、その事業の複雑性を理解するために莫大な時間が費やされる。私は、強制的交替が監査人の独立性に良い影響を与えるとは思わない。」

「事務所の強制的交替にともなって生じる（クライアントに対する知識と経験不足により重要な虚偽表示を発見する可能性が低くなる）不利益は、独立性が向上することによる利益を超える。監査事務所の交替以外の方法で、独立性を侵害する要因となる馴れ合い、過度な親密性あるいは利己心を軽減するための、より有効的かつ保守的な方法は存在する（例えば、重要事項についての独立な協議やレビューなど）。」

「監査人が期待および要件に沿った業務を遂行するならば、監査事務所の強制的交替は必要ない。」

## 監査の品質および監査の失敗

回答者に対して、監査の品質および監査の失敗と、監査事務所の強制的交替との関連について、任意に、追加的コメントを行うよう求めた。監査契約期間、監査リスクと品質、業界特性、監査資源、および独立性規則に対する本交替規定の効果に関する、いくつかのコメントが示された。

表5は、質問40—「本節に含まれる諸問題に関して何か他にコメントはありますか、また、監査の品質および監査の失敗と、監査事務所の強制的交替との関連についてコメントはありますか（本節で取り扱われていない、他の一切の問題も含む）」に対する回答の一部を示したものである。

表5：監査の品質および監査の失敗に関するコメント

コメントの概括的分類	コメント
監査契約期間	「われわれは、監査の失敗と、被監査会社との長期的契約関係との間には何の相関もないことを知っている。パートナーの交替、コンカーリング・パートナーによるレビューおよびその他品質管理の手段によって、過度に癒着し過ぎるというリスクは軽減される。」
監査リスクの増大／監査の品質の低下	「監査人交替の頻度が高まると、監査の品質に悪影響が及ぶかもしれない。現環境下でも、監査人の交替は例外的なものではないが、監査事務所の強制的交替が実施されると、監査人交替の頻度が高まり……、監査リスクが増大するとともに、監査の品質が低下する可能性がある。質問37、すなわち新たな公認会計士事務所は、被監査会社の経営者によって提供される情報に重点を置くことになる可能性が高いことから、監査契約締結当初の期間の方が監査の失敗リスクは高いかどうかを尋ねた質問について、すべての会計事務所（新たな事務所も、経験を積んだ事務所も含む）は、相当程度、経営者によって提供される情報に依拠する、と指摘した点は重要である。それにもかかわらず、職業基準は、監査人に、十分な能力を有する監査証拠の入手を要求している。したがって、新たな会計事務所が、経営者によって提供される情報に「重点を置く」ことになる可能性が高まり、それに応じて、監査の失敗のリスクも高まるという点は、監査人が準拠義務を有する職業基準の規定と矛盾するものである。」 「業界および事業内容双方からみた圧力、諸傾向、案件に対する事前対応、脆弱性ならびにその他の数多くの特性等、被監査会社に対する理解が高まれば高まるほど、小規模企業に関しては監査の失敗のリスクは減少する。小規模の登録監査の場合、大規模監査のように、監査部門が3年ごとに棚卸資産の実査対象を変更するなど、監査手続の実施対象を、経営者が予測できるかどうかといった、監査上の問題はない。」 「監査の失敗のリスクは高まっているが、それは経営者不正のケースのみであり、それ以外のケースは全く該当しないと思う。」
業界特性	「……著しく特殊な業界で事業展開を行っている企業の場合、強制的交替の要件を満たすのは困難であるため、監査の品質低下を招く恐れがあろう。いくつかの業界では、特定の企業に関して、有効な監査を実施するに要する専門技術水準に主要監査事務所間で差異が認められる。当該事務所の1つが内部監査業務を提供し、他の事務所が規制対象の非監査業務を提供する場合、交替要件を満たす唯一の方法は業界に関する十分な専門技術を欠く事務所を選択することであるが、それでは監査リスクが高まり、株主および会社双方の利益を害する恐れがある。」
事務所資源の逼迫	「米国において強制的交替が採用されると、監査人変更の頻度が高まり、事務所の専門技術資源が逼迫するであろう。監査業務の顧客リストは、これまでに比して、格段に変動的になることから、顧客リストに見合った、経験、専門技術を有した監査人集団の維持を図るのは困難になるであろう。このように米国における監査の品質に関する上述の発見事項は、当該方法に基づき強制的交替が実施された場合に、どのようなことが生ずるかについて穩当な結果が示されており、契約に応じて人員数の調整を図る困難性やその監査の品質に対する影響といったことが反映されていない。とくに、小規模事務所の場合、専門技術資源の逼迫およびその監査の品質に対する影響が生じる可能性が高く、そこではもともと職業専門家数が少なく、さらに個々の業界固有の会計および監査に必要な高度な経験と知識を有した職業専門家はなお少ないのである。外国事務所の場合、かかる逼迫はさらに深刻なものとなる。在外の人員は、監査チーム内で業務を実施するため、米国GAASおよびGAAPとともに、言語能力および文化的な素養も十分持ち合わせていなくてはならない。契約目的に沿って、適切な人員再配置を図るのは広範囲に及ぶ事柄となり、地域資格付与や同様の要件によることも不可能であろう。以上の理由から、監査事務所の強制的交替は、新規監査ごとに新監査チームの編成を図る頻度が高まる結果、米国多国籍企業のニーズに応じて、海外事務所の専門技術を同一レベルに揃えることはより困難になるであろう。」
独立性規則	「SECの新たな監査人独立性規則、とくに監査パートナーの交替に関する規則は、被監査会社事業に対する監査事務所の全体的理解の保持を図る一方、監査手続変更等、新たな監査人を据え、新鮮な視点に立った監査を実施するという観点から、上述の多くの諸問題に取り組んでいく。」

出所：GAO調査データの分析

## 監査関連費用および監査報酬

監査事務所の強制的交替を実施すると、監査費用を短期間に回収する必要性や回収しようとする意欲が高まることを主な理由として、長期的には監査報酬は上昇する、と調査対象者の大多数（81%）が見込んでいることが示された。

表6は、質問54—「監査事務所の強制的交替のもと、競争が増すと見込まれることに応じて長期的に監査報酬が引き上げられる場合、監査報酬が引き上げられると思う理由をお示しください」に対する回答の一部を示したものである。

表6：監査事務所の強制的交替のもと監査報酬が引き上げられる理由についてのコメント

理由の概括的分類	コメント
投資回収	「初期費用をより短期間のうちに回収する必要性と、契約当初の基本料の引き下げを行わない傾向が強まる。」
	「初年度監査費用および競争入札費用を回収できる時間が少なくなる。」
	「初期費用を吸収する時間が短くなるため、これまでよりも多くの業務負担を強いられる。」
	「短期契約の顧客のみになることがわかっているため、初年度の習熟費用、ならびに、入札およびマーケティング費用の増加分が、監査報酬上昇の主たる原因となる。」
	「実際に交替が実施されると、「初年度」費用が契約期間に渡って配分されるか、あるいは料金上昇部分が投資として吸収されるかのどちらかである。」
	「事務所は、投資回収を迅速に確実に行うことを重視する結果、コスト意識が高まる。」
	「初期投資の償却期間の短縮化は、1年当たりの償却額の増加を意味する。当該費用額を吸収・償却することよりも、初年度において、追加的に請求することが予想される。」
	「[料金]引き上げの理由は、新規顧客の事業内容および財務報告システムの理解に関連する、当初年度の高額費用分を、当該顧客に対するサービス提供期間を超えた期間に渡って回収できないためである。」
	「……事務所は、当初年度の指導料の吸収を取り止めるであろう。」
	「将来見込まれる被監査会社に対しては、全事務所が、初年度の追加的費用を課すと思われる。このため全事務所が料金引き上げを提案するため、将来見込まれる新規顧客にとって、料金が全般的に引き上げられる可能性が高い。」
	「[料金]引き上げの理由は、新規顧客の事業内容および財務報告システムの理解に関連する、当初年度の高額費用分を、当該顧客に対するサービス提供期間を超えた期間に渡って回収できないためである。」
	「……事務所は、当初年度の指導料の吸収を取り止めるであろう。」
	「将来見込まれる被監査会社に対しては、全事務所が、初年度の追加的費用を課すと思われる。このため全事務所が料金引き上げを提案するため、将来見込まれる新規顧客にとって、料金が全般的に引き上げられる可能性が高い。」
監査上の業務負担の増加	「初年度のリスク上昇を抑えるため、分析的手続の実施が抑制され、サンプル数が増やされる。」
	「事業内容およびシステム理解について学習曲線の通りとなる。」
	「契約に関する永久ファイルの作成等、顧客の事業内容の理解には時間が必要となる。」
	「被監査会社に溶け込み、かつ、同企業のシステムおよび事業を十分理解できる、高水準のスタッフが求められるため、費用が増加する。」
	「新たな被監査会社のシステム、統制、リスク要因等の文書化にかかる時間が増加する。」
事務所の費用増加	「事務所の強制的交替を実施すると、顧客群の予測可能性が低下し、契約状況に見合った人員配置が困難となるため、マーケティング費用、ならびに、人員の再配置および訓練費用が増大するであろう。」
	「被監査会社に精通することに関連する、当初年度の費用の回収、ならびに、監査契約期間短縮化に関連する、マーケティング費用の増加分の回収に加えて、事業所側は、強制的交替のもと、被監査会社との平均契約期間が相当短縮化することがわかっているため、会計実務の管理に関する変動性という費用を、監査報酬に転嫁するに違いない。」
	「マーケティング費用は増加し、専門領域の必要性から監査人員の費用も増加し、さらに監査手続の大幅な拡張も行われるであろう。」
	「監査契約当初の年度にかかる費用を考慮する、業務負担が増えるため、監査人員の需要が増え、当該報酬率も上昇するであろう。」
	「長期的には効率性を欠くため、限界利益は低下するものの、その代わり、報酬が引き上げられるに違いない。」
	「適正な競争水準で競争する事務所はほとんどないであろう。競合事務所が少ないため、料金は必然的に上昇するであろう。」
	「交替要求は、定義により、現任事務所の入札分が少なくなるはずであるため、監査業務に入札可能な競合者数は減少するであろう。また、その他、業務提供の禁止、監査業務の競合関係、財務的関係等により、利益相反が生じる事務所もある。競合監査事務所数が減少するため、監査料金は上昇すると見込まれる。」
競争低下	「大規模公開企業に監査業務を提供可能な国内および国際的資源を有する事務所は相当限られているため、当該事務所の料金は上昇するであろうと考える。」
	「大規模事務所間のみ競争激化するであろう。強制的交替は小規模事務所の撤退を促す可能性が高い。」
	「新たな規制や制約等が課される中、公開企業の監査業務を進んで引受け可能な質を伴った監査人が十分にいるとは考えられない。」

出所：GAO調査データの分析

調査回答者のうち、監査事務所の強制的交替を実施すると、長期的に監査報酬が低下し、機会と競争が高まるとともに監査の業務効率性も向上する可能性が高いと指摘したのは6%に過ぎなかった。表7は、質問52—「もし、競争機会の増加を原因とした監査報酬の引き下げが、監査の効率性の向上/関連監査費用の減少または事務所の収益性の減少以外の理由により生ずると見込まれると考えるならば、当該監査報酬引下げの理由をお書きください」に対する回答の一部を示したものである。

表7 監査事務所の強制的交替のもと監査報酬が低下する理由に関するコメント

理由の概括的分類	コメント
機会と競争の増大	「強制的交替が実施されると、4大会計事務所以外の一定の事務所に機会が開かれ、公開企業、とくに大規模公開企業の実務が拡大するであろう。公開企業の市場セグメントに対する業務水準が向上することにより、各事務所間の能力競争が熾烈になるとともに、大規模企業が年間を通じてサービスの提供を要求できる機会も増えるであろう。」
監査業務量の減少	「顧客側は精緻な監査よりも監査料金の引き下げを求めるため、監査業務量は減少する。」「ひとたび競争が『増大する』と、サービスのコストに対して、市場の圧力がかかる——基礎的な『需給』理論。最近15~20年間、当業界において、競争が増大したことにより、料金の『低価格化』の機会が著しくみられた結果、各事務所は、より『効率的な』監査手法を見出そうとしてきた。とくに、これまで当該手法が求められてきており、今後も同様の環境が続くことから、現状況下のままでは、将来、監査の失敗が実際に生じ続けるであろうと考える。」

表8は、質問61—「本節に含まれる諸問題に関して何か他にコメントはありますか、また、監査事務所の強制的交替における監査費用および監査報酬に関してコメントはありますか（本節で取り扱われていない、他の一切の問題も含む）」に対する回答の一部を示したものである。

表8：監査費用および監査報酬に関するコメント

コメントの概括的分類	コメント
監査人にとっての費用	「監査事務所の強制的交替は、以下の通り、交替 자체に関連する費用のみならず、人的関連費用の点でも会計事務所に著しい影響を及ぼす。(1)強制的交替のもとでは、毎年実施される競争入札機会に対して、大きな関心を払わなくてはならない。その結果、会計事務所には、潜在的な新規顧客に対する監査業務のマーケティングおよび販売のため、多額の追加的費用（機会費用を含む）が生じるとともに、必然的に、質の高い監査の実施・貫徹に対して資源を当てられない結果となることに気づく。(2)営業区域の狭い事務所は、顧客、および、スタッフの需要の変動性が高まる状況に苦慮するであろう。このように変動性が高まる結果として、被雇用者は流動的になるはずであり、他の場所に移動するかどうか日常的に請われることになり、被雇用者、配偶者および家族の生活およびキャリアは混乱することとなる。配偶者および子供達と引き離されるというよりも、監査業務能力に勝る事務所と被雇用者とが、より強く結び付けられる可能性が高い。このため監査事務所は交替しても、結局、特定の顧客の業務を、同一人物が続けることになるかもしれない。(3)強制的交替が実施されると、営業区域が狭い事務所の維持費用は割高になるであろう。規制を通じて、同一事務所が同一区域で、短期間、監査業務を行えなくなる可能性があることから、有力事務所が、ある営業区域において、1社か2社の公開企業のみ有し存在感を示すという形態は経済的に意味をなさなくなる可能性がある。(4)小規模公認会計士事務所にとって、監査事務所の強制的交替関連費用を吸収するのはより困難であろう。当該費用には、新規顧客の積極的獲得活動に関連する追加的資源の投入、監査実務の維持および新規監査が常時開始される結果としての非効率化等が含まれる。実際に、小規模事務所は、顧客、および、スタッフの必要性双方の点で、著しい変動性に直面する可能性が高いであろう。事業上の変動性が高いため、小規模公認会計士事務所は、公開企業向け監査業務から撤退するかもしれない。」「新任監査人が被監査会社およびその事業内容に精通するには、業務開始および学習時間を要することから、監査人の強制的交替は、個々の顧客、ひいては経済全体の監査費用を増大させる。加えて、競争入札機会が増えることに応じて、新たな費用が加わる。監査人は監査契約を失うことはできず、新規顧客獲得機会を無視することはできないため、競争入札が、監査ビジネスにおいて、より多くの重要な位置を占めることとなる。費用の增加分が、それに応じて増加する料金によってどの程度吸収されるのかどうかは全く明らかではない。費用の増加分を着実に回収できないかぎり、事務所継続に必要な財務的基盤は揺らぎ、強制的交替のもと明らかなリスクを抱えることとなる。」「特殊な業界の知識／人員／手順は急速に不必要になり、当該業界で再度その立場を樹立し直すのは困難であることから、とくに、ある業界に特化したいかなる事務所も、強制的交替の影響を強く受けるであろう。」

コメントの概括的分類	コメント
会社の費用	<p>「発行体に関しては、事務所の強制的交替を実施すると、以下の通り、追加的費用が課されるとともに、意図せざる結果が生じるであろう。(1)監査事務所の強制的交替が実施されると、内部費用が増え、かつ、混乱が生じることになる。すなわち、交替実施時は、常に、経営者が監査人を新任し、その後、当該監査人が、同社の事業内容、手続および統制、システム、ならびに、業界環境に馴染んでいくという、分断され、時間を消費し、かつ、広範囲に及ぶプロセスを踏むこととなる。初年度監査の際、新任監査事務所は、各会社固有の統制環境、会計システムおよび用語や文化を一から理解し文書化すべく、あらゆる階層の経営者およびスタッフに密接に接触することが要求される。(2)営業区域が狭く、2、3の事務所しか存在しない区域の企業については、事務所の交替を実施するのは困難である。たとえば、特定の営業区域に、3つの事務所しか存在しておらず、1つの事務所が内部監査業務を提供し、別の事務所が、非監査業務、すなわち監査人としての業務を実施している事務所には提供不可能な業務を提供している場合、同区域において、監査事務所として業務を提供できるのは残りの1事務所しかない。同区域外の別の事務所まで含めれば交替可能であるが、その場合、費用が著しく増加することになる。(3)事務所の強制的交替を実施すると、小規模登録事務所は不当な不利益を蒙ることになるであろう。小規模登録事務所は、監査人の交替に関連する費用を吸収できないかもしれない。また監査人の交替に関連する、業務管理を効率的に行い、かつ、追加的作業の実施に必要な資源も持ち合わせていない。さらに、小規模登録事務所は、事務所として不可欠な専門技術を有していない可能性が高いことから、複雑なGAAPおよびSEC規定の取扱いに精通した一部の監査人に多くを依存していることが通例であり、交替のプロセスではさらに混乱が生ずることになるであろう。(4)強制的交替は、M&amp;Aおよび資本調達の際、混乱をきたすことになろう。例1：A社およびB社が、11月に、合併合意書に署名する。A社には、1月に、監査人交替の義務があるが、当該合併は3月までは完了しない。このとき、A社は、合併のプロセスとしては問題を含み、少なくとも著しく混乱をきたすが、新たな監査人を任用し、最後の監査を実施することが要求される。さらに、予定される合併の結果、新規顧客が即座に不利益を蒙ることになる場合、事務所側としては、業務引受けの検討を行わないことを選択するかもしれない。例2：ある会社の資金調達の過程で、監査人の変更が要求された場合、最低限、市場を通じた資金調達能力は低下し、新任監査人が同被監査会社について必要な知識を取得し、必要な手続を実施するにはさらなる時間が必要とされるであろう。最悪の場合、企業側には、市場を通じた資金調達が単純に不可能な空白期間が生じ、一方、新任監査人側も、3ヶ月から1年程度の空白期間が生じる原因となる、監査が完了するまで、当該資金調達の過程では進んで関与しないかもしれない。さらに前任会計士との間で必要な接触が困難になるかもしれない。加えて、企業経営者が、財務状況が最良であることを示そうとするインセンティブを最も有するのは、資金調達の期間である。無節操な経営者の場合、監査人新任直後に故意に資金調達を行うことを計画し、市場を通じた資金調達を目的として、意図的に、不正な財務諸表を作成するかもしれない。</p>

出所：GAO調査データの分析

## 企業にとってのコスト

### コメント

(最悪の場合、それは、) 企業が証券市場で取引できない監査不在期間を生じさせてしまうであろう。つまり、新任の監査人は、監査が完了しないうちに企業が資金調達するような監査にかかりたくないので、3ヶ月から最長1年、監査不在期間を生じさせる。さらに、前任会計士からの必要な協力を得ることは、より困難であろう。その上、経営者が、会社を財務的によくみせようとするもっとも強いインセンティブをもつのは、まさにこの資金調達期間である。無節操な経営者は、市場で資金を調達しようとして、新しい監査人を雇用した直後に、意図的に資金調達を計画し、不正な財務諸表を故意に作成する可能性がある。

## PCAOBが検討すべき監査手続

現行の一般に認められている監査基準は、PCAOBが手続を要求しなくとも、追加の監査手続を監査事務所が実施する十分な柔軟性を持っていると回答者の95パーセントは回答した。

しかしながら、監査事務所を強制的に交替させる場合に必要な監査手続として、前任監査人との接触機会を増やし、財務諸表の届出期限を延長して、前任監査人と後任監査人が共同監査を実施することをPCAOBは検討し、監査事務所が重要な虚偽表示を発見できないリスクを低減することが必要である、と回答者は認識している。

表9は、質問18（監査事務所を強制的に交替させる場合に、監査事務所が重要な虚偽表示を発見できないリスクを受容可能なレベルにまで一層低めるために、PCAOBが検討すべき【質問15で示した】<sup>3</sup>監査手続を選択してください）に対して選択された回答を示している。

### 脚注3

質問15は、下記の追加的あるいは増強した監査手続を示している：事務所がより多くの経験をクライアントに有していたならば適用したであろう監査手続以上の追加的手続を財務諸表の重要な領域に採択すること；財務諸表の重要となると考えられるクライアントが提供した書類およびデータに対して追加的な検証を行うこと；前任事務所の監査業務チームの主要なメンバーへの接触機会を増やすこと；前任事務所の監査業務チームの監査調書を参照する機会を増やすこと。

p.127

### 表9：監査事務所を強制的に交替させる場合にPCAOBが検討すべき監査手続

#### 監査手続の全般的区分

##### 前任監査人への接触機会を増加させること

###### コメント

- ・前任事務所の監査業務チームの主要なメンバーに対する接觸機会を増加させること
- ・（前略）4大事務所の【調書】を参照する機会を増やすことは、実際に意義があるであろう。というのは、4大事務所は4大事務所相互の監査調書は見せ合うことが多いけれど、小規模事務所との間ではそのようなことはしないからである。
- ・担当者および監査ファイルへの接觸機会を増加させること

##### 財務諸表の届出期限を延長すること

- ・監査事務所を変更する年度については、フォーム10-K届出期限を90日間延長する（後略）。

##### 共同監査を義務づけること

- ・強制的交替の最終年度には共同監査を義務づけること

#### 監査業務の競争

回答者の多く（72%）は、監査事務所を強制的に交替させた場合、競争しようとする監査事務所数を減少させ、その結果、監査報酬を上昇させることになることを指摘した。監査事務所を強制的に交替させた場合に公開企業の監査で競争しようとする公共会計事務所の数を変化させるであろうと指摘した回答者に対して、コメントをお願いした。質問68（上記の質問67で事務所数の変化が監査報酬に影響を及ぼすと回答された方はその理由を簡潔にご説明ください）への回答は表10の通りである。

### 表10：事務所数の変化が監査報酬に影響を与える理由についてのコメント

#### 組合せの種類

##### 事務所数の減少/監査報酬の上昇

###### コメント

- ・SEC監査業務実施事務所が減少すれば、保険、訓練および準備コストの増加を回収するために、この領域で業務を実施し続ける事務所はより高い監査報酬を請求することが可能となる。
- ・SEC監査業務市場にとどまろうとする事務所の数が少なくなればなるほど、市場にとどまる事務所の規模は大きくなる傾向がある。規模の小さい新興の公開企業に対して監査業務を提供している小規模で特定の業務に特化している監査事務所は、短命のクライアントに対して、監査報酬を上げずに、追

加的な時間とコストを費やそうとしない傾向にある。

- ・競争が少なくなれば監査報酬を上昇させる可能性が高まる。

p.128

- ・進んで小規模な企業を監査しようとする監査事務所はほとんどなくなるであろう。その結果、市場に残る事務所はより高い監査報酬を請求するであろう。
- ・公開企業の選択の幅は狭くなり、監査業務の競争が減ることにより事務所は監査報酬を高くするであろう。
- ・もし、小規模事務所が、一定期間毎に監査業務を強制的に交替させられることになりそうだ、と認識したならば、彼らは、クライアントのために時間と労力を費やそうとはしなくなるであろう。その結果、将来、代わりのクライアントを獲得する機会が増加することがはっきりしないかぎり、クライアントのために監査業務を提供することに興味をもつような小規模な監査事務所の数はますます少なくなるであろう。しかしながら、公開企業にとって、より規模が小さい監査事務所は能力的に魅力がない。小規模企業に監査業務を提供する監査事務所の数が少なくなる結果、コストが増加する。小規模な公開企業（売上1億ドル未満）にとって、このことはとくに該当する。
- ・競争市場において、ビッグ4以外の事務所が追加的コストをクライアントに転嫁し、その上、質の高い監査業務を提供することは困難であろう。
- ・（前略）小規模な公共会計事務所は、監査市場で1社あるいは2社の公開企業を監査していることが多い。もし交替が強制されれば、小規模事務所は監査した1社ないし2社の公開企業を交替させられることになるので、例えば、PCAOBのルールを遵守することから派生するコストのように公開企業の監査に関連するコストがすべて発生するので公開企業の監査をしなくなってしまうであろう。
- ・短期間にクライアントでなくなることがわかっている企業に監査資源を投入することにより発生するコストによって、監査事務所は監査市場に参入しにくくなるであろう。参入しようとする監査事務所は、監査業務を提供して利益が得られるような監査報酬を求めるであろう。
- ・公開企業の監査は、中規模事務所にとってますます魅力が薄くなっているというのが一般的な状況である。監査事務所を強制的に交替させることになれば、監査業務をもう止めようと決断する監査事務所を増やすワンステップになるであろう。

### 事務所数の減少/監査報酬の低下

- ・質ではなく価格が監査人の選定に際してより大きな要因となるであろう。

### 事務所数の増加/監査報酬の上昇

- ・監査人の強制的交替に伴い、年間に費やされる平均監査時間が増加するため、監査コストは増加するであろう。監査報酬が上昇することにより、より多くの事務所が参入するであろう。このニッチ市場への参入コストが高いために監査報酬を下げるような監査事務所は今より少なくなるであろう。
- ・監査人の交替が必要となるために、監査契約を提案する能力をもつ監査事務所の数が増加するであろう。したがって、これらの事務所は、新しい契約の準備にかかる追加の時間や追加のスタートアップ費用を費やさなければならない可能性が高まる。
- ・私が思うに、より小規模な事務所が公開企業の監査契約を求めて競争することになる。小規模事務所の請求料金率は大規模事務所におけるそれよりも低いが、小規模な事務所にとってこの有利性は監査時間が増加することにより相殺されるであろう。

### 事務所数の増加/監査報酬の低下

- ・公開企業の多くは、新しい監査人と契約することなどこれまで考えたことがなかった。新規業務を獲

得する機会が増えれば、競争が激しくなり、獲得機会が減少する場合よりもむしろ監査報酬は低くなるであろう。

p.129

- ・私が思うに、競争により、規模のより大きな事務所は監査報酬面で今まで以上の競争をすることになり、報酬を低下させることになる。

表11は、質問72（このセクションで扱った諸問題についてコメントがあればご記入下さい。また、監査事務所の強制的交替について監査業務の獲得競争との関係でコメントがあればご記入下さい（ここで扱わなかった他の諸問題についてのコメントでもけっこうです））を選択した方の回答を示している。

**表11：監査業務の獲得競争に関するコメント**

**コメントの全般的区分**

**追加的な参入障壁**

**コメント**

- ・（前略）監査事務所の強制的な交替は、例えば高い訴訟リスクのように、既に存在する監査業務への重大な参入障壁を解決しないばかりか、追加の参入障壁をつくりだすことになろう。

**統合の増加**

- ・現在、激しい競争が大規模事務所の間、および規模を異にする事務所グループの間に存在する。したがって、監査事務所間の競争を増加させる方策として、監査事務所の強制的交替のような施策を実施する必要はない。
- ・特定の産業への集中は4大事務所でより大きくなっている、このことの有利性は4大事務所以外の事務所の弱点となっている。
- ・監査業務を主要業務としている小規模監査事務所は、他のクライアントを紹介できるようなクライアントはほとんど持っていない。小規模事務所のクライアントも監査人を交替させることを強制されるので、小規模監査事務所の中には、監査業務からの撤退をする事務所が出るであろう。大規模事務所は、クライアント全体をベースに比較的低い衝撃で大規模なクライアントを単に交代するであろう。

**監査事務所の強制的交替の実施**

回答者の多く（72%）は、監査事務所の交替が全公開企業の監査に一律に適用されるべきではない、と指摘した。表12は、質問86（監査事務所の強制的交替を全公開企業に一律に適用すべき、または適用すべきでないと考える理由をご説明ください）に対する回答を示している。

p.130

**表12：監査事務所の強制的交替が全公開企業の監査に一律に適用すべきかどうかについてのコメント**

**一律に要求を適用する**

**はい**

**コメント**

- ・公共会計事務所の強制的交替が投資家を保護するために必要であると考えられるならば、公開企業の特性または規模にかかわらず、それは全公開企業に一貫して実施されるべきである。
- ・（前略）もしも監査事務所の強制的交替が必要であるならば、全公開企業に一律に適用されるべきである、と我々は考えている。一律適用以外の方策を採用した場合、それらの方策は、強制的交替を疑問の余地なく実施に移し監査の質を向上させようとする動機との間で矛盾を生じさせることになるであ

ろう。不正な財務報告がより小規模な企業の間では少ないと認識する証拠はなく、もしも、小規模企業の監査人交替のルールを緩和するとすれば、小規模企業は緩和対象の候補にすぎない。さらに、独立したCPAの監査報告書は、それを信頼する人々に対して同じ内容を意味していなければならない。会社の規模や特性によって監査事務所の強制的交替が異なって適用されるならば、そのことを知っている人々にとって無限定の監査報告書は同じ意味をもたないことになる。

- ・強制的交替がもたらすベネフィットが監査をより良くすることにあるならば、適用に当たって違いをつけるべきでない。

#### いいえ

- ・(前略) 大規模な多国籍企業の場合は、監査事務所の交替期間をより長くすべきである。一方、小規模な企業には監査事務所の交替を免除すべきである。
- ・小規模な企業は監査人の熟練を頼りにしている。小規模企業は、新しい監査人へ変更することは非常に困難であると認識しているはずである。また、大規模な多国籍企業の場合、世界の領域すべてを監査することが非常に困難である。
- ・公開企業の規模が小さくなればなるほど、コストの増加と人員増員を処理するための資源が少なくなる。
- ・収益1,000万～2,000万ドル未満の小規模な新興企業には、監査事務所の強制的交替のルールは一律に適用されるべきでない。SEC監査の大多数は100万ドル未満の収益企業を対象としている。これらの企業は、大規模なCPA事務所に監査報酬を支払う余裕はない。さらに、提案されている規則は、市場から小規模CPA事務所を排除してしまうであろう。
- ・小規模な公開企業（5,000万ドル未満）は、監査人の強制的交替によって最小限のベネフィットを受けたとしても長時間にわたって総監査時間が増加することになるので、コストの増加をもたらす。したがって、監査事務所の強制的交替は小規模な公開企業にとって有害であり、小規模企業に適用すべきではない。
- ・小規模な企業（例えばS-B filersまたはnon-accelerated filers）は、（金銭的にも信用の点でも）市場に大規模企業と同様の損失リスクを発生させることはない。変更にかかるコストは、小規模企業の方が大規模企業よりも相対的に大きい。

#### p.131

- ・一般的に、小規模企業と大規模企業を比較した場合、監査事務所の強制的交替のルールに一律に従わなければならぬとしたならば、強制的交替を実行するための組織的基盤と財務能力をもつ大企業に比べて小規模企業の負担は極めて大きい。
- ・小規模の特定分野に特化した公開企業の予算内で監査を喜んで実施してくれるような能力のある監査事務所はほとんどない。
- ・一般に、小規模な企業は内部の財務技術に限りがあり、外部監査人の熟練に依存して法令を遵守していることの保証を得ている。監査事務所を交替させると、小規模企業の財務運営が複雑になるばかりで株主にとってはほとんどメリットがない。監査事務所を強制的に交替させることになると、長期間クライアントを維持することができなくなるので、小規模なCPA事務所は、高度の財務技術水準を保つために必要な投資をしようとはしなくなるであろう。
- ・一般に、小規模な国内企業は、会計事務所が1つしかないような地域に立地している。
- ・小規模な公開企業に発生するリスクは、大規模な公開企業とは異なる。エンロンのような大規模企業は、多くの人々に影響を与え、小規模な公開企業よりも極めて複雑であることが多い。リスクからみて、小規模な公開企業とその監査人は、ベネフィットなしにコストを同様に負担することになる。大規模公開企業の監査の失敗から市場を立ち直らせるために必要な措置を小規模企業とその監査人に一

律に適用するようなことはすべきではない。

### 監査事務所の強制的交替に関する全般的見解

回答者の多く（76%）は、彼らの事務所が公共会計事務所の強制的交替を支持していないと回答した。会計事務所が監査事務所の強制的交替を支持しない理由として多くの回答者から、新しい規制、監査の質の低下または監査失敗のリスク、コストの増加、監査委員会の新しい役割等のコメントが寄せられた。表13は、回答者である会計事務所が公共会計事務所の強制的交替を支持しない理由についてのコメントを示している（質問89）。

p.132

#### 表13：監査事務所の強制的交替を支持しない理由

##### 説明の全般的区分

##### 新しい規制

##### コメント

- ・2002年サーベインズ・オクスリー法（以下「SOX法」と略す）および最新の監査人の独立性強化に関するSEC規則は、監視機能を有する監査委員会とともに、投資家の信用および資本市場における信頼を回復するための大きな一歩である。こうしたポジティブ・アクションは時間をかけて機能させ、投資家の信頼を回復しなければならない。
- ・代表監査パートナーおよび当該監査のレビュー担当パートナーは5年毎に、その他の監査パートナー（例えば、重要な子会社の代表監査パートナー）は7年毎に交代することを求める新しい規則をSECは採択していた。これらの規則が機能する機会が与えられるべきである。

##### 監査の質の低下/監査の失敗のリスク

- ・監査人は、効率的に監査をするためにクライアントの事業を理解しなければならない。さまざまな産業における今日のグローバルな事業環境の複雑さを所与とすると、監査人がクライアントの事業および産業について詳しく知っていることは絶対に必要なことである。知識は、年を重ねるごとに累積され構築されるものであり、投資家のベネフィットに対してレバレッジ効果をもつ。
- ・監査事務所の強制的交替は監査失敗のリスクを高め、その結果、資本市場に対する人々の信頼を一層損なうことになる、と我々は考えている。初年度と2年度は、監査失敗のリスクが高まる。（中略）交替の頻度を高めることにより、クライアントに関する深い知識をもつことができなくなり、監査の質を高めるどころかその逆の影響を与える可能性があることを明らかにした調査がある。
- ・監査事務所の強制的交替に我々が反対する主な理由は、監査の質の低下とその結果として公共の利益を損なう可能性があるからである。初年度と2年度の監査契約には監査失敗のより高いリスクが伴うことを明らかにした研究があり、多くの権威ある機関がそのことを認めている。監査事務所の強制的交替を支持して引用されることの多い「新鮮な視点」というベネフィットは、監査の質の低下とそのことによる公共の利益への影響のリスクによって相殺されるだけでなくそれ以上のマイナスが生ずるであろう。さらに、「新鮮な視点」のベネフィットは、監査の質を低下させるリスクを発生させることなく、すでに行われている会計事務所内での交代によってもたらすことが可能である。初年度と2年度の監査における監査の質に対するリスクは、追加的な監査手続によって全面的に解消されるわけではない。というのは、かかるリスクは、クライアントについての経験不足により引き起こされるからである。クライアントの事業に精通することは、その業務、システム、手続および統制の知識を獲得することを意味するだけではない。そのことはまた、周到に考え方抜かれた手続や組織が別の会社でどのように機能するのかについて精通することも意味する。この種の経験に直接取って代わるものはない存在しない。

- ・強制的交替は監査の失敗を増加させることになる。というのは、監査事務所がクライアントのシステムに関する知識ベースを構築するのに多くの年数がかかるからである。特に複雑な多国籍企業において、そのことは該当する。

p.133

- ・公開企業について監査人が有する知識を引き継がせないようにしてしまうことは、大きなリスク要因である。

### コストの増大

- ・監査事務所の強制的交替により、会社はコストを増大させ、業務を混乱させ、全体として非効率となり、最後には結局、投資家にコスト負担されることになる。
- ・事務所の強制的交替は、交替に関連するコストの点だけでなく、人員に関連するコストの点でも会計事務所に重要な影響を与えることになる。第1に、事務所の強制的交替は、質の高い監査を実施することに焦点を置くよりもむしろ、監査契約の提案の機会により大きな注意を払うことも会計事務所に余儀なくさせる。第2に、より狭い地理的エリアにオフィスをもつ事務所で働く従業員は、家族ごと引越しを余儀なくされるか、あるいはそのエリアの事務所間で交換して雇用されることを余儀なくされる可能性がある。第3に、事務所の強制的交替はコストが高まるため、大規模事務所は小さい地理的エリアにあるオフィスを閉鎖することを余儀なくされることは現実にありうることである。最後に、小規模な監査事務所は、交替にかかるコストを吸収することがより困難であり、公開企業の監査業務を実施できなくなることは現実的にありうることであるので、大規模事務所とは比較にならないほどの損害を被る。
- ・(前略) 強制的交替は監査失敗のリスクを高め、職業選択をしようとしている学生にとって監査は望ましくない仕事となり、ひいては、監査実施コストを増大させ監査の収益性を全体として低下させる。

### 監査委員会の新しい役割

- ・監査委員会の役割を強めれば、リスクを低めることになる。
- ・監査委員会と監査事務所は、監査人を交代することが適切であるとき、開かれた市場で決定すべきである。

表14は、質問92（監査事務所の強制的交替がPCAOB登録の公共会計事務所にいかなる影響を及ぼす可能性があるのかについて、コメントあるいは観察事項があればご記入ください）を選択した方々の回答を示している。

p.134

### 表14：監査事務所の強制的交替の潜在的影響に関するコメント

#### 説明の全般的区分

#### 金融機関

#### コメント

- ・我々の公開企業クライアントは金融機関が多数である。交替によってこれらのクライアントを失うことになれば、もはや残りのクライアントである公開企業を監査する価値はないし、5年間金融機関クライアントを「バックアップしておく」価値もない（5年後にはまたクライアントすべてを失うことになるだけであるので）、と我々が決断するのには十分な理由がある。かくして、特定の産業の監査に特化している事務所に対して、強制的交替が及ぼす影響は、こうした事務所を監査業務から排除することになる可能性がある。

## 全体

- ・毎年、約3,000の事務所が事務所交替となり、監査スタッフの問題を起こすことになるであろう。
- ・強制的交替によって監査の質が改善したことが証明されたことはないし、監査の失敗に関連する諸問題は解決されないのであろう。監査以外の業務の提供を制限することにより、公開企業と公開企業にこの種の業務を提供したことのない小規模事務所は、ほとんどあるいはまったくコストを負担することなく大きなベネフィットがもたらされる。

## Appendix V

### フォーチュン誌掲載の上場会社1000社の財務担当取締役から寄せられたコメントの抜粋

調査対象である財務担当取締役は、自らの回答を詳細に説明するために、あるいは追加的な回答を付加するために、いくつかの質問に対するコメントを記述するように要請された。上場会社の財務担当取締役に対する調査は、個々の質問に対する回答の要約とともに、附録IIに記載されている。調査に対して回答を送付した201人の財務担当取締役のうち199人は、われわれの調査における、以下についての自由記載形式の設問のうちの少なくともひとつに回答を寄せている。すなわち、

- ・監査サービスの提供をめぐる競争
- ・監査に関わるコストと監査報酬
- ・財務報告に係る問題を摘発するための監査人の能力
- ・「新顔」を用いることからもたらされる便益の達成に対するサーベインズ＝オックスリー法の影響
- ・強制的な監査法人のローテーションの実施
- ・強制的な監査法人のローテーションに関する全般的な見解および
- ・強制的な監査法人のローテーションの効果に関する追加的コメント

下記の表は、回答者から寄せられた見解が様々であることを示すために、これらの質問に対する回答者からのコメントを選択して記載している。引用されたもののいくつかは、複数の会社によってなされた典型的なコメントを示すものであるのに対して、その他は、当該会社のみのユニークな見解を示すものである。これらの特殊なコメントは価値のある洞察を与えるものであるけれども、ここで再構成されたこれら特定タイプのコメントの数は、必ずしも他の同様の回答の数と比例的であるわけではなく、したがって、コメントは、全体としてフォーチュン誌掲載の上場会社1000社の財務担当取締役の代表的見解を意味するものではない。

#### 監査サービスの提供をめぐる競争

回答者の大多数（88%）は、強制的な監査法人のローテーションが監査に関心を有し、監査人としてのサービス提供能力を有する監査法人の数を変化させるであろうこと、およびそれが監査報酬に影響を及ぼすであろうということを彼らが確信していることを示している。回答者の大部分は、強制的な監査法人のローテーションが監査報酬を高めるという結果をもたらすこと、および能力を有する監査法人の数を減少せしめるということを主張している。表15は、質問27「監査に関心を有し、監査人としてのサービス提供能力を有する監査法人の数の変化がなぜ監査報酬に影響を及ぼすのか、質問26に対するあなたの回答に示された方法で、簡単に説明してください」に対する回答のうちのいくつかを示している。

表15：利用可能な監査法人数の潜在的变化が監査報酬に対して与える影響

監査報酬および利用可能な監査法人数の動向について

#### コメント

##### 報酬の高騰と競争の減少

- ・(強制的な監査法人のローテーションによって) 現職の法人が資格喪失することから、競争が非常に限定されたものとなり、その結果、監査報酬の高騰という結果が生じる。
- ・3ないし4法人のみが国際レベルでの競争力を保持し、あるもの（現職の法人）は、こうした競争から排除されてしまうであろう。また、適格者がわずか3つであることから、また新たな監査人に対して教育を行うことが要請されることから、監査報酬は高騰するであろう。

- ・競争の減少は報酬の高騰をもたらすであろうし、監査法人のクライアントに対するその学習曲線のコストは増大し始めるであろう。
- ・当初のコストおよび増大するマーケティングコストを回収するための期間が短くなればなるほど、監査法人がわれわれのビジネスを熟知しないが故の監査上の失敗のリスクは高まることになる。
- ・強制的な監査法人のローテーションは、スタートアップコストを低めるための会社の交渉力を弱めるであろうし、競争が少なくなるーすべての監査法人がその分け前に与ることになるーことから報酬が高くなるという結果をもたらすであろう。また、会社の費用および人件費は、コンスタントな変更および監査法人のトレーニングの故に増大することになろう。

#### **報酬の高騰と競争の激化**

- ・二番手クラスの監査法人については競争が激しくなるであろう。しかし、監査人としての業務を提供する期間が短くなるに伴って、会社および産業について熟知するための学習曲線の故に、コストは高騰するであろう。
- ・強制的な監査法人のローテーションは、ビッグ4のすべてが同じようにクライアントを順繰りに変えしていくであろうということを意味している。したがって、われわれが現在用いていない監査法人が、競争上の理由によって、入札してくることになろう。このことはコストを高める原因となる。それは避けがたいことである。

#### **報酬の低下と競争の激化**

- ・競争の激化は、全体としてコストを低めるように導くであろう。報酬は、監査人の選択プロセスにおける本質的属性である。
- ・能力のある地方の監査法人がビッグ4と競争することになろう。競争の激化が報酬の低下をもたらすことを期待している。

#### **監査関連コストと監査報酬**

回答者の多く（89%）は、強制的な監査法人のローテーションが次第にヨリ高い監査報酬へと導くであろうことを主張している。表16は、質問30「競争の機会が増大するが故に、強制的な監査法人のローテーションのもとで、次第に監査報酬が低くなる、あるいは高くなるか、そのままであるとあなたが信じる理由について説明して下さい」に対する回答のうちのいくつかを示している。

**表16 強制的な監査法人のローテーションが監査報酬に及ぼす潜在的インパクト**

#### **監査報酬の動向およびその理由**

##### **コメント**

##### **競争的要因による報酬の低下**

- ・競争入札数の増加および前回の選定プロセスにおいて排除された法人の配慮は、報酬の削減をもたらしてきた歴史的な基準に合致する。
- ・これまで以上に4大法人を利用するようになると思われる所以、競争は全体としての報酬を低めることになろう。

#### **学習曲線および開始コストの影響による報酬の高騰**

- ・（ ）監査法人が、もっとも高くつく初年度の監査コストを記録の監査人である期間中に回収しようとするが故に、また（ ）公開会社と監査法人との関係が長期間というよりもむしろ短い期間に限定されることから、監査法人が監査報酬を標準レートから割り引こうとはしなくなるが故に、強制的な監査法人のローテーションは監査報酬の高騰を招来するであろう。

- ・学習曲線および以前の監査業務を再度監査することとの関連で多くの時間を費やすことになるから。
- ・会社の構造や業務プロセスを熟知するための新たな業務に追加的な時間が必要とされることから、強制的監査法人のローテーションは、監査法人をしてヨリ多額の報酬を求めるよう強いるであろう。
- ・学習曲線に起因する監査コストの高騰と同様に、マーケティングのためのコストが跳ね上がることになろう。
- ・強制的な監査法人のローテーションは、監査人に対し業務の基本的内容を理解するために多くの時間を求める事になろう。ローテーションの頻度が高まるにつれて、このことは報酬の高額化を導くことになろう。
- ・学習曲線にかかるコストは、強制的なローテーションのもとでは回収しえない。
- ・ローテーションは、監査法人に対してヨリ多額のコスト負担を強いることになる。ローテーションが行われるたびに、少なくとも当初の1, 2年にかかる高額のスタートアップコストが発生するとのシナリオが生み出されることになる。
- ・監査法人のローテーションは非効率である。監査法人は高額のスタートアップコストを負担しなければならない。以前の監査人との討論のためのコストといった移行コストは、両方の監査法人によって回収されなければならない。

### **競争的要因による報酬の高騰**

- ・これは独占を生み出す。市場は一定規模以上の監査法人のみを受け入れることになろう。そうなれば、われわれの負担する監査報酬も倍増してしまうであろう。
- ・われわれの会社を監査するにあたって、ビッグ4のみが「能力のある」、「適切な」法人ということになろう。したがって、強制的監査法人のローテーションの結果として、何らの競争の強化も生じないであろう。
- ・競争の機会は増大しない。しかし、変更を目的とした強制的変更は、レバレッジ交渉を導き、最終的には監査法人に対してより高額の報酬をもたらすことになろう。

### **何らの報酬の変化も生じない**

- ・監査報告書の作成に際して増大する監査法人のコストは、毎5年ごとの入札プロセスにおいて解消されることになる。
- ・公開会社の数が変化しないとともに監査法人の数も変化しないものと仮定すれば、競争は何ら激化しないから、報酬は相対的に変化せず、同一である。

### **財務報告問題を発見する監査人の能力**

回答者の大部分は、新たな登録監査人は、企業の業務および財務報告実務に十分に精通し、新たな公開企業クライアントの初年度の監査を実施する際にしばしば伴う追加的な監査資源をもはや必要としないようになるには、2年から5年はかかると指摘している。さらに、回答者の大部分（90%）は、企業の業務および財務報告実務の複雑性は、新たな登録監査人が企業の業務および財務報告実務に精通するのにかかるだろう時間数に影響を与えると指摘する一方で、関連質問事項における回答者の33%は、監査人が企業の業務および財務報告実務に精通するのにかかる年数に関する回答に影響を与えたその他の要因が存在すると述べている。関連質問事項において、多くの回答者は、それらの回答に対する主な理由として、新たな監査人に対する学習曲線と業界についての専門的知識を指摘している。表17は、質問41－「（監査人が貴社の業務や財務報告実務に精通するのにかかる年数に関する）前問に対するあなたの答えに影響を与えた貴社の業務および財務報告実務の性質および複雑性以外の要因はありますか。」－に対する回答うちのいくつかを示している。

**表17：会社の活動および財務報告実務に伴う監査人の知識および経験**

**監査リスクに影響を与える要因**

**コメント**

**業界についての専門的知識と学習曲線**

- ・業界についての専門的知識—6つの部門があり、それらはすべての専門的な業界にあり、4つの異なる都市に本部を置いており、世界的な規模でビジネスを行っており、新たな監査人を見つけ、再教育することは非常に困難である。
- ・業界に対する理解。問題を徹底的に追求するために誰に接触するかに精通していること。経験に基づく重要な問題に対する理解および人員の能力。
- ・監査スタッフの変更、前年度の監査調書、そして知識の移転は、初年度以上に期間における監査の効率性に影響を与える。
- ・監査人がより一層明確に企業の業務や財務報告構造を理解するには時間がかかる。
- ・近年確立された加速的な報告期日によって、会計事務所がクライアントのビジネスを一監査期間中に完全に理解することはとても困難なことであろう。
- ・経済環境の変化と同時に進化するGAAPの性質は、しばしば、非常に重要であるとは予め認識されていない組織内の分野に影響がある。
- ・買収、分割、再構築による変化。と同様に、新たな経営や情報システムの変更。会計事務所や企業による解釈を要求する新たなSECおよびFASBの規則。

**地理的な場所**

- ・多国籍企業として、われわれは、27の国に事業を持っている。それぞれは変化を必要とする。
- ・多数の地理的な場所および法的要件

**「新鮮な見方」の効果の達成へのサーベインズ・オックスリー法の影響**

回答者の77%は、主任および審査担当パートナーの強制的交替は、「新鮮な見方」の意図された効果を十分に達成し、監査事務所の強制的交替よりも費用がかからないと答えた一方で、回答者の18%は、主任および審査担当パートナーの強制的交替は、監査事務所の強制的交替ほど「新鮮な見方」の意図された効果を達成できないが、監査事務所の強制的交替における高額な費用を考えると、より良い選択肢であると述べており、また回答者の4%は、監査事務所の強制的交替は「新鮮な見方」の意図された効果を効果的に達成するために必要であると答えた。残りの1%は、チェックアンドバランス（権力の抑制と均衡）がすでに整っていると指摘している。ある一人の回答者が、すでにチェックアンドバランスが整っていることについて、質問66にコメントを提供した。表18を参照。

**表18：受け取ったコメント：監査人が「新鮮な見方」の効果を達成するためのチェックアンドバランスがすでに整っている。**

**コメントの一般的な分類**

**コメント**

**すでにチェックアンドバランスが整っていること**

- ・私も、最近の環境において、誰もが独立性の評価の必要性を十分に認識しており、監査の失敗がクライアントを十二分に精通している結果として生じる可能性はほとんどないと考えている。事務所は、これを保証するために、必要なチェックアンドバランスを整えており、最高財務責任者（CFO）や最高経営責任者（CEO）は年4回財務諸表の正確性を承認している。

## 監査事務所の強制的交替の導入

回答者の80%以上は、もし会計事務所の強制的交替が要求された場合、その制度は、公開企業の性質あるいは規模にかかわらず、すべての公開企業の監査に一律に適用されるべきであると述べている。回答者の大多数（173のうち135）は、すべての公開企業は等しく扱われるべきであり、規模の問題ではないという理由から、当該要求は、一律に適用されるべきであると指摘した。しかしながら、残りの回答者（173のうち38）は、主に、複雑性、規模、リスク、あるいは費用に関する問題の理由で、当該要求は、一律に適用されるべきではないと指摘した。表19は、質問79—「当該要求を、すべての公開企業に一律に適用すべき、あるいは一律に適用すべきではないと考える理由をご説明ください。」に対する回答のうちいくつかを示している。

表19：監査事務所の強制的交替をすべての公開企業に一律に適用することに関するコメント

### 立場

#### コメント

##### 一律適用に賛成

- ・株主は、すべての規模の公開企業に投資する。もし強制的交替が財務諸表の品質を改善することを目的としているなら、規模は問題ではない。もし財務諸表がいくつかの会社で虚偽表示されるなら、投資家はやはり損害を被る。
- ・すべての公開企業が公平に取り扱われ、そして公開企業に適用される同一水準のコントロールおよびレビューで投資家を保護することを保証することは、一律に適用されるべきである。
- ・強制的交替が監査人の独立性と監査実務の品質を確実に改善するとSECが判断した後初めて、強制的交替は導入されるだろう。もし強制的交替が導入されたなら、認識された効果はすべての投資家および株主を保護するために、すべての公開企業に一律に適用されるべきであろう。
- ・もしあなたが、交替が費用を上回る効果を提供できると考えるなら、規則はすべての投資家が効果を享受できるように、すべての公開企業に適用されるべきであろう。
- ・私は強制的交替が監査の品質を改善するだろうとは考えない。実際、私はそれが監査リスクを増大させ、費用を著しく増大させるだろうと考えている。もしそれが要求されたなら、規模に関わらず、すべての公開企業は従わなければならない。
- ・われわれは、非公開企業を含めてすべての企業に監査リスクは固有に存在すると考えている。監査人の交替が監査リスクを減らすと仮定すれば、すべての公開企業のうち、ある一部の企業にのみに当該要件を適用することは、ある一部の企業だけ監査リスクが存在するということを意味する。
- ・一律に適用しないことは、資本市場に恣意的かつ潜在的な混乱をもたらすであろう。
- ・ある一組の基準は施行しやすいもので、同一市場で競争する企業はその同一の基準に従うべきである。
- ・法律あるいは規則における不公平は、不公平な競争上の優位に至る。
- ・すべての企業は、リスクがある株主のカネを伴って公開している。規模は問題ではない。

##### 適用を変えること

- ・考えそのものが、善意なものではなく、2、3の不正行為への見当違いの過剰反応である。「ひとつの規模がすべてに適合する（画一性）」という答えは、監査人を変更することよりも、財務諸表の正確性により影響を与える業界リスク、文化の問題、そして他の要因の実際の変化を理解できない。これらを実施する費用とその他の変更は驚くべきものであり、アメリカで事業をする上で、別の「重荷」になる。
- ・小企業に対する費用は、小企業に非常に高い費用を強いるかもしれない。
- ・私は、強制的交替はそれ自体監査より良くし、あるいは監査の失敗をより少なくすることに結びつかないと考えている。もし強制的交替がある特徴を有した企業により良い結果をもたらすなら、それは

当該企業に適用されるべきであり、混乱が生じるのですべての企業に適用すべきではない。そして、私が思うに、強制的交替は監査の失敗のより大きなリスクをもたらしうる。

## 監査事務所の強制的交替の要求に関する全般的見解

大部分の回答者（88%）は、全般的見解としては、他の問題のうちで、登録監査人を交替することに伴うより高額な費用、監査の失敗のリスク、そして監査の非効率性という理由で、会計事務所の強制的交替の要求を支持しないと述べた。4 %の回答者は、その時点で、監査事務所の強制的交替を支持し、8 %は、サーベインズ・オックスリー法の様々な規定の有効性を評価するためには、もっと時間が必要であると考えている。表20は、質問81の関連質問事項一「強制的交替を支持するあるいは支持しない主な理由を回答者に尋ねた」一に対する回答のうちいくつかを示している。

表20：全般的見解の説明

### 見解

#### コメント

##### 監査事務所の強制的交替を支持する

- ・強制的交替は「新鮮な見方」を提供し、それに対応する効果のすべては関連する費用を上回るだろう。
- ・もし正しく実施されたなら、監査人の独立性に正の影響を与えるであろう。実施に際して、特に企業サイドでは、確実に高額な費用となるであろう。
- ・この時点で強制的交替を支持する主な理由は、会計事務所が、将来、他の会計事務所が後任になり、場合によってはある状況や財務報告を質問し、監査調書をレビューするということを知ることで、十分な注意を伴って責任を果たすことを保証することである。

##### 監査事務所の強制的交替を支持しない

- ・外部監査の強制的交替は、パフォーマンスや価値が好ましい監査事務所ほどではない監査事務所を選択するよう企業に強制するであろう。この問題は、費用、報酬、そして業務や財務報告への混乱の初期増加によってさらに悪化するであろう。さらに重要なことは、おそらく、監査パフォーマンスの初期低下があり、財務報告に重要な虚偽記載がないという保証する能力を低下させるだろう。このパフォーマンスの低下は、意図された結果と正反対である。
- ・適切な監査の主要な要件は、有能な人員が関わっていることを確かめることである。事務所を変えることはまさに、効果を伴わず費用を増加させるだけである。
- ・専門的知識の喪失は、「新鮮な見方」の理論的効果よりもはるかに重要なリスクである。
- ・われわれは、全世界に業務をもった複雑な組織である。強制的交替は、より高額な費用で監査チームの能力低下をもたらすだろう。
- ・実施費用は投資家に付加的な効果を提供せず、実際に大規模で複雑な企業に監査の失敗のリスクを増やすかもしれない。
- ・監査人の交替は、当該企業あるいは業界に関する監査人の経験不足によって、監査意見およびアテストーションの品質は妨げるだろう。
- ・監査人の交替は、監査の失敗を減らすのではなく、費用を増やしそしてリスクを増やすだろう。
- ・それは、信頼を低下し、監査人のトレーニング費用を増やし、劇的に費用を増やしながらすべての産業を市場の狂乱に送り込むだろう。
- ・私の知る限り、米国の企業は、その所属する産業及び立地する地域でもっとも優秀な監査事務所と契約している。私たちが監査事務所に求めていることは、SECの手続とGAAPに精通していることであり、監査事務所を交替するのは、監査事務所がこれら知識に精通していないことが分ったときである。監査事務所を強制的に交替させる提案は、米国企業に無能な監査事務所を押しつけることになり、こ

うした提案は愚の骨頂である。

- ・われわれは、「新鮮な見方」は、実際に、パートナーの交替によって保証され、強制的交替の費用は正当ではないと考えている。
- ・ますます増加する費用は効果を上回るであろう。さらに、監査の品質を高めることを目的とした2002年サーベインズ・オックスリー法の多くの要件の有効性を評価するには多くの時間が必要である。
- ・「新鮮な見方」および独立性は、監査事務所を交替することなく達成されうる。
- ・監査事務所の強制的交替は義務付けられるべきではない。財務諸表の正確性は経営者の責任である。そのようなものとして、ある事務所を利用し続けるのかどうかの決定は経営者に任せるべきである。正当な理由によって、事務所と経営者は、財務諸表はできる限り正確であるということを保証するインセンティブを持っている。

### 監査事務所の強制的交替の効果に関するその他のコメント

われわれは、回答者に会計事務所の強制的交替の効果に関するその他のコメントを自発的に提供するようにお願いした。大多数の回答者は、強制的交替に関して、費用が高すぎること、問題解決ではないこと、効果を提供しないこと、そしてその他の問題にかかる問題を述べた。表21は質問82－「会計事務所の強制的交替の影響について、何かその他のコメントをお持ちでしたらお書きください。」に対する回答のうちいくつかを示している。

表21：その他のコメント

#### コメントのタイプ

#### コメント

##### 費用がかかりすぎる

- ・強制的交替の効果は、おそらく費用と比較するとより小さいだろう。
- ・明らかに、信頼の危機は、独立会計士の領域で展開している。社会的信頼は回復されなければならない。サーベインズ・オックスリー法は、信頼回復を果たすために企図されている。われわれはそれを目的どおりに機能させる必要があり、強制的交替は費用の増大で企業に制裁を加え、そしてわれわれは一般投資家に対する効果に疑問を感じる、と私は考えている。われわれは、外部監査人によって提供される「非監査サービス」に対する制限を支持する。われわれは、この制限は独立性を十分に確保するものと考える。
- ・ある一部の公開企業および監査事務所による不適切な会計行動に対する数多くの新たな規制が存在している。これらの新たな手続きを実施し従う費用は、とても高額である。監査事務所の交替といった別の要件を追加することは、すでに制定されている他の要件をおそらく危うくするだろう。われわれの監査事務所は、すでに監査において高い水準の独立性を有しており、交替の要件を追加することは費用とリスク（経験不足によって）を増やし、そして監査を改善することにならないであろう。

#### 問題解決ではない

- ・私は、これは公開企業の政府監査への移行の第一段階であると心配している。それは2、3の顕著な例外を伴った誤りであり、現行制度は長い間有効であり、今なお有効であろう。サーベインズ・オックスリー法も監査人の強制的交替もどちらも、不正直な人を正直にさせることはない。さらに重要なことは、これらの法は、正直な人をより正直にはしないであろう。

#### 効果はない

- ・われわれは、過去3年間にわたり、関与している監査人の交替が品質や内部費用を持ちえるという効果を見てきた。われわれの（外部）監査チームは、ここ2-3年の間に、監査事務所の交替なしで完

全に入れ替わった。監査チームの新たなメンバーは、われわれの企業ないしわれわれの業界について知らない。尋ねられた質問は、浅薄で理解不足を示している。監査人を教育するには、膨大な内部時間がかかる。もある人が誠実性を欠いていた場合、明らかにこれは、財務報告をさらによくするために、何かを見つからずにやってのけようと試みる時間になるであろう。われわれの場合には、経営者は誠実であるのでそういうことは決して起こらないだろう。しかし、もある人が無責任に何かをしたいと思った場合、われわれは、いかにそれが発見されずに起こるかを見るであろう。

- ・そのような変更は、完全に表面的であり政治的であろう。一業界や株主が正価を支払うであろう。
- ・会計事務所の強制的交替における費用と効果のシナリオ、追加規則はさておき、当該プロセスを規定することは、監査の価値への社会的信頼をさらに弱めることになり、事態をさらに複雑にさせるであろう。

### 他の懸案事項

- ・会計事務所の強制的交替を受け入れるかどうかの判断は確かに皆さんに任せよう。「新鮮な見方」は、意図的な誤謬を発見する可能性が高いが、意図的でない誤謬を発見する可能性は低い。
- ・強制的交替は、えり抜きの大企業の失敗、および監査委員会のこれら企業への関与の欠如に対する対応である。監査人を変更することは、必ずしも「悪い」企業が良い企業になるということ意味するものではない。ゆえに、大企業は小企業を巧みに操作する余裕がある。その理由は、規模によって、通常どおり監査事務所に影響を与えることができるからである。
- ・私は、監査モデルは破綻していると考えている。私は、監査事務所が主として財務諸表の適正性についての結論に達するためではなく、事務所自身を守るために監査を実施していると考えている。私も、監査人と一般社会との間の「期待ギャップ」は、最近の監査の失敗の結果、増大していると考えている。監査プロフェッショナルは、コメントをすることでギャップを増大させているだけで、このギャップに十分に取り組んでいない。最近公になっている事実から、かなり初步的な方法で、監査人からの発見を免れているように見えるけれども、不正を発見するより多くの監査手続があるはずであると私は考えている。最近、FASBも、私見によれば、潜在的に不正確な財務報告をするより多くの機会に導くであろう、規則主義から原則主義に変更することを検討している。
- ・われわれは、強制的交替は必要であり、有効であるとは考えていない。強制プログラムの実施費用は、今日のただでさえ高い水準よりも、もっと大きくなるであろう。追加の自腹費用への負担、および企業の方針や実務に関して新たな監査人をトレーニングすることによる非効率は、たとえあったとしても、強制的交替からもたらされる効果よりも価値があるということはないであろう。われわれは、担当パートナーを定期的に交替させるという提案がもっとも有効なアプローチであると考えている。同様に、PCAOBは、監査担当パートナーに加えて、監査に関与している下位の職員に対する強制的交替の要件を確立するべきである。

## Appendix VI

### Fortune1000社の公開企業監査委員会委員長からのコメント

調査された監査委員会委員長は、さらにアンケートの中で示されたそれらの回答について説明をするか、あるいは追加の回答を加える多くの質問に、書面でのコメントを加えることを依頼された。各質問の簡略な回答で注釈された公開企業監査委員会委員長に関する調査は、付録Ⅲにある。調査に答えた191人の監査委員会委員長のうち183人は、私たちの調査における次の無制限のコメント質問の少なくとも1つへの書面での回答を示した。

- ・監査事務所の強制的交替における潜在的な費用及び便益
- ・強制的交替の実施
- ・強制的交替を求める全般的な見解
- ・監査事務所の強制的交替に関する追加的な全般的コメント

下記のコメントは、各質問に対してコメントを寄せていた回答者のコメントの一部である。監査委員会委員長のオリジナルなコメントもあるし、何人かの共通するコメントを代表するものもある。オリジナルなコメントは、価値のある洞察を提供しているが、とりあげたコメントの数が多いからといって、当該質問に対する賛否の数を反映するわけではない。したがって、コメントはFortune1000社の公開企業監査委員会委員長の見解全体を代表するものではない。

#### 監査事務所の強制的交替における潜在的な費用及び便益

監査事務所の強制的交替のもとでは、Fortune1000社の公開企業監査委員会委員長の89%は、費用が便益を超過する見込みであると述べ、4%が費用と便益は恐らく均衡する見込みであると回答した。また2%は、便益が恐らく費用を超過する見込みで、5%は、質問に答えることができないと回答した。表22は、質問5の「監査事務所の強制的交替に係る潜在的費用及び便益に関する（あなたの）見解に関する主要な理由をお教えください」を表している。

(p.146)

表22：費用と便益の見解

#### 費用は便益を超えると見込まれる

#### コメント

#### 増加した費用／増加した監査リスク

「新任の監査事務所を選ぶために定期的な競争入札及び評価プロセスを行うことは、時間を消費し、費用の掛かるプロセスである。監査事務所の恣意的な変更の便益は、未知で疑わしい。当該企業の業務や経営に精通した監査人は、監査人としてヨリ練達し、情報を多く持ち、職務を遂行することを期待できる。」

「(当社は) 2002年にアーサー・アンダーセンから (別のBig 4の監査事務所に) 変更する必要があり、監査事務所の交替を経験した。確かに、新鮮な視点を得ているが、(Big 4の監査事務所) に ‘予備知識を与え’、監査委員会に当社の質問及び事業への最終的な返答を与えるために、丸一年かかった。当該変更は明らかに (Big 4の監査事務所を) 教育する際に、多くの会社資源を必要としており、年度監査のための支払費用を100万ドル以上増加させた。私はまた契約終了年度に、後任決定後の在任期間を努める担当者の成果について関心を持っている。」

「監査人を変更する金銭的費用は重要である。しかし、他の費用は未だにヨリ重要である。業務の財務管理の混乱に加えて、新任の監査人が、新しいクライアントの業務及び統制システムと報告機能の詳細に精通するまでの間、変更中の監査の質はヨリ低いものとなるだろう。」

「新規の契約に関する学習曲線はまさに急激な勾配であり、時間を消費する。監査の失敗のリスクは、契約初年度に最も高い。」

「選定プロセスに関与した企業努力は、ヨリ高い費用に結びつく。始動期間に投資した監査事務所及びクライアント・スタッフの両方の時間および努力は、ヨリ高い監査報酬及び諸経費を導く。監査契約チームが企業構造及び産業に精通するのに必要な時間は、ヨリ低い品質の監査に結びつくかもしれない。」

増加した費用／増加した監査リスク	「監査事務所の強制的交替は意味をなさない。一旦、監査事務所が監査している企業の複雑な事情を理解したならば、中断し、新任の監査事務所とともに再度学習しなければならないだろう。」
	「ビジネスの知識及び従業員（の長所／短所）に精通していることは、監査の質において重要な要素である。交替は、ヨリ詳細でないビジネスの知識及び表面上の関係を暗示している。実際にそのような関係では監査の質を低下し、問題あるいは経営者による‘改ざん’を見落とすリスクを増加させる。」
	(p.147)
増加した費用／増加した監査リスク	「始動費用は重要であり、監査事務所は潜在的契約をヨリ短期的に見込んでいる。したがって、監査事務所は、ヨリ高い報酬でこれらのコストをヨリ早く奪還したいと思うだろう。便益は高い不確実性である。監査事務所は、恐らく質が低下するという結果から、それらの実務を特定化するためのインセンティブを余り持たないだろう。」
	「‘新鮮な視点’として認識された便益は、当該チームの継続性の喪失を補う以上のものである。例えば、多くの問題が何年も企業の財務諸表に大きな影響を与え、発生した事象に基づいている。それゆえ取引記録の継続的な知識は必要とされる。強制的交替は、監査事務所から関係に値をつけることを排除し、それによりコストを増加させる。さらに、経営者側の時間および努力は、新任の監査事務所が監査委員会との関係と同様に問題についての速度を上げるために増加するだろう。」
	「当社は、（会計事務所と）（Big 4 の）間で 5 年ごとに変わる交替方針を持っていた。当社は、監査の最初の 2 年の間は、新任の事務所は学習しており、改善の提案方法はほとんど何も持っていないことがわかった。2 年後によくなつたが、当社は最初の 2 年間は脆弱な監査を受けていたことになる。したがって、当社は交替を中止した。」
わかりにくい便益	「交替が潜在的な矛盾を除去するだろうという保証はない。つまり交替は、潜在的に Big 4 の競争を縮小し、それを更に悪化させた。」
	「私は、便益は想像上で、費用（特に混乱コスト）が重要であると思う。」
既存の要求	「監査及びレビューパートナーを 5 年ごとに交替する現在の方針は、監査チームおよび新鮮な視点のあるメンバーが継続するという点において、均衡を保たれたアプローチである。」
	「会計事務所の交替で意図された便益のはほとんどは、監査事務所の交替の重大な費用をかけることなく、サーベインズ・オックスリー法の他の要求事項及び関連するコーポレート・ガバナンスの発議（当該契約に関係する監査パートナーの交替、独立監査委員会の責任強化、事前承認の要求等）を通じて達成されている。」
	「サーベインズ・オックスリー法後に会計プロフェッショナルが安定するまで、私はいかなる監査事務所の強制的交替にも強く反対する。」

(p.148)

費用は便益を超える見込みである	コメント
	「一同じ過ちを繰り返して起こしてしまう可能性のある‘新鮮な視点’の欠如という一関心の主要領域は、パートナーの交替及び監査事務所内の監視プロセスを強化することによりうまく扱われる。継続性の喪失あるいは企業の記憶は、監査の質を損ねてしまう監査事務所の交替の消極的な一面となるだろう。」
	「サーベインズ・オックスリー法は一般に認知されるようになったが、監査法人、経営実務および公開企業の監査委員会に多くの積極的な変化をもたらしている。強制的交替が重大な追加的利益を加えることは明らかではない。公開企業は、新任の監査事務所に変更する追加的内部費用を負い、報酬を通じて監査事務所の始動費用を引き受けただろう。」
適任の監査事務所がほとんどない	「他の 3 つの監査事務所だけが当社の監査を行うのに適任であるとともに、変更を強制することは単に質を低下し、監査費用を押し上げるだろう。」
	「もし、当社が Big 4 （の監査事務所）内で交替するのならば、当社は好みの監査事務所を早く使い果たすだろう。」
	「4 つの大手監査事務所だけで、他の監査事務所を非監査サービスのためにヨリ多く利用することは、新任監査事務所を選定する際の柔軟性を低下させるだろう。特定産業への専門化は重要である。」
	「継続性、広く熟知していること、及び当該企業の高度に複雑化した世界規模の経営の知識は著しく貴重であり、独立した監査を有効に実施するためには必要である。ほとんどの独立監査事務所は、アメリカ以外の 28か国の業務と同じくらい広範な米国の業務も監査する世界規模の能力を有していない。それにもかかわらず、監査事務所内の個々の主任監査人は 4 ~ 5 年ごとに交替しなければならない。」

変更の逆効果的タイミング	「監査の強制的交替は、監査事務所と企業にとって逆効果である時期に、監査人の変更を結果として生ずるかもしれない。」
	「監査人を交替することの財務的／経済的費用、つまり戦略的な変更／M&Aの最中での監査人の強制的交替は、ビジネスを損ねるだろう。小規模公開企業にとっては過度に厄介なものである。」
	「変更のタイミングが監査委員会で監督されなかつたので、大規模合併、資本再構成あるいはリストラクチャリングの際のように、変更の費用が極端に高い時に生ずるかもしれない。」

(p.149)

費用は便益を超える見込みである	コメント
監査委員会の責任	「監査委員会は、進行中の基準に関する独立監査人の業務を厳格に評価すべきである。変更是独立監査チームを強化するために行なわれるべきであり、求められるような、あるいは一強制的交替のスケジュールではなく－独立監査人の業績及び当該企業のニーズに基づき監査事務所を変更すべきである。」
	「変更を規制する純粋な目的のための交替は、監査委員会による注意深いレビューの代わりにならない。当該委員会は、監査人が独り善がりであるか、経営者に接近しすぎているか、もはや有効ではないかどうかを決定することができる。」
	「私は、強制的交替や規制が、正直、誠実性、完全性、判断および質の高い仕事の代わりになれる信じない。強制的変更是、変更が要求されるかもしれない時に、判断を使用するために取締役および経営者の肩に掛かっているに違いない責任から何かを奪うだろう。私の経験では、良好なガバナンスをもつ企業は、定期的に努力してとにかく監査を開き、誰が企業と株主のために最良の仕事をするかを評価している。」

#### 費用と便益は、ほぼ均衡すると見込まれる

増加した費用は増加した便益と相殺される	「さらに多くの売上高及び競争があるので、費用はわずかに減少するだろう。質は新鮮な視点から便益を得て、周知不足に苦しむだろう。全体として質の重要な変化はない。」
	「費用における増加分は増加した便益で相殺される。増加した費用は、監査法人の競争率の高い性質が適度で、有名なクライアントに関係していることを望むだろう。また便益は、独自あるいは異なる視点、改善のための提案、および当社が利用可能な当産業内の追加的資源を含むだろう。」
	「費用は競合的になり、財務への新鮮な視点の便益は高額ではないだろう。」

#### 適任の監査事務所がほとんどない

便益は費用を超える見込みである	
監査委員会の責任を増強する	「企業の手続上の新鮮な視点は、監査委員会の責任を増強し、改善することである。」
圧力を低減する	「もし監査が有限の期間を持っていれば、‘付随する’圧力は、著しく低減されるだろう。」

(p.150)

費用は便益を超える見込みである	コメント
多数の企業は費用を軽減する	「監査事務所の強制的交替は、単にサーベインズ・オックスリー法によって熟考された‘新鮮な視点’を達成するためのまさに有効な方法を表わしている。追加的費用を負っているかもしれないが、私は重要な非監査サービスを提供するためには、ほとんどの登録企業が多数の監査事務所を使用している今日の環境の中で、本質的にこれらを軽減することができると感じている。私見では、この関係は、監査人の変更に伝統的に関連した始動時間を削減するだろう。」
回答できない	
ヨリ低い監査の質	「監査事務所の交替は、独立を保った関係の蓋然性を増加させるが、一方で監査を受けた企業の情況の理解を著しく低下させ、それと共に監査の質を低下させる。」

ヨリ低い監査の質	「便益は、継続性及び業務に精通していることを喪失するために減少するだろう。費用は、新規のクライアントを獲得するための入札プロセスのために、減少するかもしれない。このことは、次には結果としてヨリ低い品質の監査に切りつめることも引き起こすかもしれない。」
費用／便益が明確でない	「費用、便益およびリスクを知るために十分完全な情報ではない。」 「私は、費用の増加を期待する。しかし、そのような交替を備えた経験をより多くするまでは、費用／便益を評価するのは難しい。」

出所：GAO調査データの分析

監査事務所の強制的交替を実施する

Fortune1000社の公開企業の監査委員会委員長の約65%は、求められたなら、監査事務所の強制的交替を当該企業の性質あるいは規模にかかわらず、すべての公開企業の監査に一様に適用すべきであるとし、35%はすべての公開企業の監査に一様に適用すべきでないと指摘した。監査委員会委員長の多くは、表33に示した質問22に対する回答の説明を提供した。

(p.151)

表23：すべての公開企業の監査に監査事務所の強制的交替を一様に適用すべきであるかどうかについてのコメント

一様に適用すべきである	コメント
規模が決定規準ではない	「もし実務／方針の変更は十分に価値があり、いくつかに適用するのが重要であるならば、すべてに適用すべきである。全てではなくいくつかに規則を適用することは、新しい方針が、相当程度監査の質に付言している変更の前提を著しく損ねるだろう。」
	「大企業で生じるかもしれない問題が小規模企業で生じない、あるいはその逆もまた同じである。会社の規模が保証されるわけではないので、要件は一様であるべきである。」
	「交替にポイントがある場合、それは小規模あるいは大規模であっても、すべての公開企業に適用すべきである。実際には、特にそれがBig 4の公認会計士事務所によって監査されてない場合、小規模企業は、大企業よりヨリ多くの交替の必要があるかもしれない。」
	「規模が問題ではない。誠実性である。企業は、規模あるいは姿勢を急速に変更する。いかなる規準が設定されようが、企業は時間をかけて要求の中あるいはその要求から離れてよい。私は強制的交替を支持しないが、もし実行されるならば、すべての公開企業に対して実行されるべきである。さもなければ、いくつかの監査事務所は費用面で不利となるだろう。」
	「すべての報告企業は、同様の要求及び規則に従うべきである。大企業は利点を持つべきでなく、また不利な条件におかれるべきでない。小規模企業は規制され、要件を満たすことができないならば、規制されない公ではない多くの救済策を選択するだろう。」
	「監査報酬に関するので、一様に強制的交替を適用することは、ヨリ一様な費用の構成に帰着するだろう。すなわち、私は二層の報酬スケジュールが発展することを期待する。そうでなければ、もし競争者が強制的交替に従事することを要求されなければ、強制的交替の要求に直面する企業は潜在的な競争者より高い報酬を支払うだろう。」
	「もし強制的交替が監査の質を増大させるならば、それをすることはすべての企業にとって意味をなさない。すべての企業は同様に扱われるべきである。」
	「誰かが規則を曲げたり、破ろうとしたいと思うならば、企業の規模や性質は抑止力にならない。私が‘1つのサイズが全てに適合する’アプローチを嫌っているのと同じくらいに、この場合、要求は普遍的であるべきである。」
	「なぜ公開企業のある階層は、多かれ少なかれ正直であると考えられるのだろうか。」
	「リスクは企業の規模に対応しない。早期に始動した／成長した企業はしばしば複雑なシステムを持ち、比較的未熟な経営である。」

(p.152)

コメント	
規模が決定規準ではない	<p>「市場リスクや報酬がある限り、規模は決定要因となるべきでない。」</p> <p>「交替費用は規模に関連があり、大企業よりも小規模企業に相対的に大きな負担を置かないだろう。」</p> <p>「もし当該概念が適用されたならば、要件は一様に適用されるべきである。そうしないことは、小規模企業が大企業と同程度の高い基準に従わなくともよいと提案した、層をなした構造を作るだろう。」</p> <p>「すべての公開企業は、同一の要件に固定されるべきである。株主は大株主でも小規模な株主でも同様であり、同じ防衛策を得る権利を与えられるべきである。」</p>
すべての証券所有者は保護されるべきである。	<p>「もし誰かが強制的交替は一般大衆(投資家、債権者、従業員等)をヨリ良く保護すると信じるならば、全ての当事者は規模にかかわらず保護されるべきである。」</p> <p>「財務諸表誠実性の目的は、絶対的なものである。もしある企業がSEC登録企業に關係する資本市場での便益を求めるならば、共通の基準を満たす必要がある。なぜ問題のリスクがすべての企業を通じて同様でないかは明白でない。また、証券保有者はすべて等しく保護されるべきである。」</p> <p>「新しいプロセスの主な目的は、公開企業における投資家の保護である。保護の基準はすべての投資家にとって同様であるべきであり、それゆえ当該プロセスは全ての公開企業にとって適用可能であるべきである。」</p>
一様に適用すべきでない	<p>「あちこち歩き回るのに十分な監査事務所はないだろう。」</p> <p>「(1)いくつかの産業では、特定の事務所を監査する技術を持った限られた数の会計事務所がある。(2)小規模会社の費用は高くなり、株主価値に影響を与えるだろう。(3)(物理的な)監査事務所の立地は、当該企業のニーズを適時に満たすために便利なサービス提供者の一部が、どこに設置されるかにより、特有の問題を増加させるかもしれない。」</p> <p>「例えば登録投資会社のような産業においては、適任の監査事務所が限られ、非常に特定化された問題がある。」</p>
公開企業の多様性	<p>「そのような多様性はビジネスの系統、規模等の点から公開企業の間で存在する。私は、一様な基準が多く企業の損害に機能するだろうと信じている。」</p> <p>「公開企業の規模及び複雑性は大いに異なる。それゆえ強制的交替を初めて実行するさいに關係する混乱は、整然としたやり方で、イニシアチブを‘披露することにより軽減されるべきである。」</p> <p>「包括契約(プランケット・ポリシー)を得るには、企業では多くの変動がありすぎる。小規模企業は多くの業務を持つ大企業とは異なって取り扱われるべきである。海外業務も国内のみの業務とは異なって取り扱われるべきである。」</p>

(p.153)

コメント	
小規模企業には費用がかかりすぎる	<p>「当該プロセスは、小規模企業にとっては高額すぎる。したがって、販売およびあるいは資産総額によって適用されるべきである。」</p> <p>「小規模企業は、監査人を変更する費用がヨリ重要であり、また投資者及び資本市場へのリスクはヨリ少ないので、長い交替サイクルを持つことができた。」</p> <p>「小規模企業への費用は、それらの販売または所得に比べて法外に高額かもしれない。また便益というよりむしろ株主の利益への損害に帰着する可能性があるかもしれない。業務の財務管理の混乱は、小規模企業にとって恐らく不釣り合いにヨリ大きなものとなるだろう。」</p> <p>「小規模企業では、費用は当該企業及び投資家への便益より重要だろう。すべての企業にとっての強制的交替は、規模、産業の性質及び立地といった要素を含むべきである。強制的交替は、同じ監査事務所を15年あるいはそれ以上の期間雇用し続けることを求めるべきである。」</p> <p>「最小年間収入額は、強制的交替を課される用意ができるべきである。そのような企業はしばしばヨリ単純なビジネスモデルでセグメントを余り持っていない。」</p>
大規模で複雑な企業にとって困難な点	<p>「監査事務所の強制的交替は重大な費用を含む・・・特に大規模な多国籍企業は、複雑で地理的に広範な業務を持つ。」</p> <p>「これらの重大な費用は、監査の失敗の増大したリスクと同様に、そのような強制的交替の便益がたとえあるとしても、最小限を保証しない。」</p>

大規模で複雑な企業にとって困難な点	「強制的交替は、ほんの少数の国々の限られた生産ラインを持つ小規模企業よりも、非常に大規模で複雑な国際企業にとって本質的に大きな困難を提起する。」
	「大規模な多国籍企業の監査業務の人員配置と関係する問題は、ヨリ複雑で困難になるだろう。」
大規模で複雑な企業あるいは多国籍企業に適用すべきである。	「(強制的交替は) 大規模で、複雑な国内企業あるいは多国籍企業にまず適用すべきである。」
	「まず、最も大規模な企業で始めて下さい、そうすれば過去に条件付きの意見を持つ人はいたはずである。」
	「強制的交替があった場合、私は当該適用企業に規模の障害があるに違いないと信じている。それには二つの理由がある。第一に、監査人を再雇用および再教育する金銭的・管理上の負担は、大企業より小規模企業をヨリ強く圧迫する。また、非常に小規模な企業とは対照的に、大企業を巻き込んでいる場合、エンロンのような問題の世界的影響ははるかに重大である。小規模企業の会計上の不運あるいは不正行為さえも、大企業での同様の事象よりもはるかに小さな領域に強い影響を与えるだろう。」

(p.154)

p.155

### 会計事務所のローテーションに関する総合的見解

1000社の公開企業の監査委員会委員長の約90%がPCAOBに登録している会計事務所による強制的ローテーションは支持しないと述べている。しかし、2%はかかるローテーションを支援しており、また、約7%の公開企業における監査委員会委員長はローテーションを支持しているが、SOX法における評価も含めもっと時間が必要であると考えている。さらに、残り1%については別の見解を持っている。かかる意見はまた、説明が必要であり、question24またはtable24に要約されている。

#### table24：会計事務所の強制的ローテーションにおける総合的見解についての説明

リスク増加は便益に対して負荷ではない

コメント：

外部、内部に対してコストがかかるることは監査の品質を保証するものではない。事実、品質に関するリスクは企業が監査を受けていたよりも以前、つまり初期の新たな会計事務所における監査において生じていたのである。

新鮮な見方のメリットは広範な企業の知識の欠如、品質に関する知識、統合化された財務データ、コントロールされた人事よりも重点化されていることは信じがたい。

コストがかさんだ結果、メリットは充分とはいえない。首尾一貫した会計基準により結果が同等になるべきである。限定され減少しつつある巨大会計事務所はローテーションにより最小のメリットを提供することは、現行の新たな監査の必要性についての学習曲線となるであろう。

効果的な監査は巨大化、多様化、世界的に組織化されることで、こここの企業の経験や知識が重要視されることになるが産業には反映されないのである。かかる知識は直接に、または体感的に得られるものである。このような知識は2、3年企業で働くことで習得可能である。知識とは、数年にわたり多国籍企業の複雑な財務情報への責任を果たすべく会計事務所が評価してきた結果を蓄積することである。会計事務所の強制的ローテーションはかかる責任とは反対の見解を示している、それゆえ、支持することはできないのである。監査の有効性および監査の信頼性を否定するものである。

5年モデルを用いることで、新任監査人は2年程度で企業の傾向はもちろん、企業のリスクおよび弱点をも把握することが求められる。かかる年数で同様の監査サービスを提供することになる。最終年度において汚名を引き継ぎ、役に立たない人とのレッテルを貼られてしまう。

決定的ではないが、会計事務所の強制的ローテーションについては、より効果的な独立性と適切な監査が行なえることから、良いであろう。

強制的ローテーションによりコストとベネフィットとの関連において適切に評価できるとは言えない。また、かかるコンセプトにおける潜在的リスクを把握することが肝要である。

p.156

### 制限された企業

#### コメント：

ビッグ4の会計事務所は、あまりにも企業を選択しているため、パートナーローテーションが最も必要であると考える。

### 監査委員会の責任について

#### コメント：

監査委員会は継続的に監査プロセスを監視し企業と会計事務所との関係を適切に保つようにかかる機能を果たすべきである。

監査委員会は利害関係者および他の関係者を保護するという役割を担っているのである。現行の会計事務所に関しては良好であると考えている。仮に何か変更が必要な場合における監査委員会の立場は判断を下すにはベストである。

監査委員会は、注意深くまた新たな会計事務所のパートナーおよびマネージャーの交替に関連する責任についても慎重に検討しなければならない。

監査委員会は究極的に監査の品質に關係してくる。それゆえ、会計事務所の強制的ローテーションを行なう必要はないと考える。監査委員会は監査人の雇用・解雇における権限が必要なのである。

独立監査人の選任、維持については、監査委員会主導によりプレ・ローテーションなどのスケジュールをたて、企業が介入すべきではない。

監査人のローテーションだけでなく、企業価値および監査人の効率性についても検討すべきである。ローテーション問題は解決済みのものではなく、現在進行形である。監査委員会は企業価値および監査人の効果を勘案し、独断的な基準を設けてはならない。

企業は定期的に他の会計事務所との比較も含み、現職の会計事務所の状況を評価するべきである。

ローテーションはメリットがあるかもしれないが、ローテーションに関する決定は監査委員会が下すべきであり、法的決定があつてはならない。

### コスト/便益

#### コメント：

企業の監査報酬上昇はパートナーのローテーションに関する問題といった点も含めて便益に重要な影響を与えるだろう。

コストは便益よりもはるかも負荷がある。いかに信頼を得たとしても、監査報酬と相殺されてしまうかもしれない。監査および監査人の交替を監視できるような人材を確保しなければ、信用できる人々の信頼性は確保できないであろう。

強制的ローテーションが財務諸表の信頼性、正確性に付加価値を与えられるとは考えられない。コストの方が法外にかかるであろう。さらに、かかる劇的変動により、意図しない他の状況も生じてくるだろう。

### 要求事項

#### コメント：

雇用関係と給与の関係において友好関係を築いていたために制度上ではない問題が生じることが考えられる。そのため、適切な人事異動（ローテーション）を行う為には、監査委員会の権限を強化すべき

であろう。

パートナーのローテーションを行なうには過小コストにし、コストと便益を分散させることである。

SOX法において、企業は公共的外観性を果たすため、会計事務所の交替をより適切な事業判断をなす為に行なうのである。

ローテーションは公正な企業の過半数に対し罰則を科すことになり、行き過ぎている。司法省、SECおよび品質管理委員会メンバーらは適切な対応であると考えている。

### 廉潔性について

#### コメント：

廉潔性について、監査委員会メンバー、財務担当者、CEOおよび会計事務所らの見解には相違がある。会計事務所のローテーションは決して廉潔性と交換できるものではない。

### SOX法の有効性を評価するにはより多くの時間が必要である

#### コメント：

SOX法に関し、監査の品質を向上させることを果たす為、多岐にわたる要求がなされた。かかる要求に対し、有効性を評価するためにはより多くの時間が必要である。

コストおよびリスクを勘案することは重要であり、SOX法や他の政府機関によるイニシアチブにより、会計事務所のローテーションについての効果を検討することが望まれる。

p.158

### 会計事務所の強制的交替に係る追加的意見について

当委員会では、1000社の公開企業の監査委員会委員長に対し、かかる問題についての追加的な意見の有無を尋ねた。多くの監査委員会委員長らの意見は、ローテーションが便益を得ることおよびローテーションの効果についての決定には時間が必要であるといった言及がなされており、ローテーションが悪影響を及ぼし、非効率的であるならば監査の品質に逆効果となる。さらに公開企業1000社の経営、取締役会および監査委員会委員長らは責任を負う立場である。table25においてquestion25に対する監査委員会委員長のコメントを載せてある。

### Table25 追加意見

#### SOX法に対する追加意見

#### コメント：

仮に、監査委員会および会計事務所によりすでに定期的に専門的評価を行なっているならば、ローテーションは必要ない。さらに、数年間はかかる制度が乱用される恐れもあり、また、監査委員会の裁量も制限される可能性もある。

会計事務所の経済的影響を勘案するべきである。SOX法では資本市場における監査人の役割を担うべく適切な監査を行なうことが期待されている。また、監査委員会の権限の増加、責任の付与が求められており、監査人の行為は係る責任の中で行なわれることとなる。かかるイニシアチブが監査には求められるのである。

公共の利益の保護、財務諸表利用者および監査人の独立性を確保する為、SOX法の制限下で適切な判断を行なっている。企業としての証明性、信頼性、監査委員会の責任および取締役の充分性などが同時に働くことで客觀性が得られるのである。監査初期には、企業の不正を暴くことがその役割であった。

## 説明責任

### コメント：

「我々の企業は安全性を考慮し、個々の適切性にも配慮しつつ、適切な会計手続を採用している。」かかる企業は、信頼性に欠け、不法で倫理的欠如が見受けられる企業である為、告発するべきである。我々は「無罪が保証されるまで有罪である」とは考えるべきではない。

良好な委員会を持つ優良企業は、かかる問題についての指摘する必要はない。かかる制限を設けることでおそらく、ローテーションおよび新たな状況が展開されるであろう。新たな世界におけるコーポレート・ガバナンスは、過度の制限という時代ではない巨大変革が生じる。誰もが、限界に挑み、適切なそしてより良い判断をすべきである。

会計、会計報告の乱用により投資家、規制当局および他の利害関係者、監査委員会および会計事務所に対する高度な専門的基準および行動指針の縮小化がなされる。かかる基準および指針がない場合、会計事務所のローテーションは行き場を失う。

SOX法では財務報告プロセス全体を統合させ、保証範囲をまとめることを要求している。かかる目的により、ローテーションは根拠がなく、論理性にも欠けるものとなる。さらに、直接的に不正を発見する意味で正当なシステムを発展させていくと、告発者の増加につながってしまう。

## コストの効率性およびリスクの増加

### コメント：

監査の効率に対するコストは強調されることはないが、金銭的な負担はかかる。さらに監査チームの経験および効果でさえも1、2年で加速度的に増加し、企業発展も可能である。かかる可能性を何によって見出すか、どこで発見するか、または誰に相談できるかを知ることである。

強制的ローテーションは利害関係者に高いコスト負担をかけるがよりよい結果は望めない。監査基準および訓練（倫理トレーニング）といった分野に焦点を向けることのほうが重要性は高い。

企業は強制的ローテーションに関するコスト、導入時間といったことを判断するのは難しいようと考えられる。ただ、メリットも同様に考えられる。基準および手法についての価値を検討することは、包括的ローテーションよりもよりバランスのとれたものとも考えられる。

監査人の交替による批判は、新たな会計事務所が新しいクライアントに対して再度、注力することで過度に注意を向けなければならないことに対してである。かかるリスクは反対に守られるべきである。

企業は会計事務所が交替されることの難しさを考慮しており、米国企業以外も同様であろう。外国企業がかかる制度を適用することは、不必要的議論をしなければならなくなる。

## 監査事務所の強制的ローテーションに関する実態調査研究特別委員会委員会名簿

高田 敏文	東北大学	委員長
伊豫田 隆俊	甲南大学	
及川 拓也	青森公立大学	
小俣 光文	明海大学	
栗濱 竜一郎	愛知大学	
高橋 美穂子	高崎経済大学	
原 利栄子	大阪学院大学	
多賀谷 充	青山学院大学	
中野 貴之	法政大学	
橋本 尚	青山学院大学	
久持 英司	駿河台大学	
町田 祥弘	青山学院大学	

### オブザーバー

川北 博	公認会計士
八田 進二	青山学院大学

### 調査協力者

武野 浩子	東北大学大学院
-------	---------